

法務総合研究所

研 究 部 報 告

39

－ 第2回犯罪被害実態（暗数）調査（第2報告）
国際比較（先進諸国を中心に）－

2008

法務総合研究所

は し が き

欧米の主要先進国では、かなり以前から暗数（警察等の公的機関に認知されていない犯罪の件数）調査の重要性が認識され、米国及び英国では、それぞれ1972年及び1982年以降、全国規模で実施される暗数調査が、毎年又は隔年に、定点観測の見地から継続的に実施され、その結果が刑事政策に反映されてきた。1989年には、暗数の国際比較を目的として、統一された調査様式と方式を用いた国際犯罪被害実態調査（International Crime Victimization Survey: ICVS）が、オランダ司法省によって開始された。その後、ICVSは、国連犯罪司法研究所（UNICRI）や国連薬物犯罪事務所（UNODC）など国連機関とオランダ司法省が中心となり、1992年の第2回から2004年の第5回まで4年ごとに世界規模で実施され、15年間にわたり、78の国・地域で、30万人を超える人々が、体験した犯罪被害や関連する諸問題について調査を受けた。

日本では、第4回ICVSに参加する形で、法務省法務総合研究所が、2000年に第1回の犯罪被害実態（暗数）調査を行い（研究部報告10号（2000年）、国際比較結果は研究部報告18号（2002年））、以後、定点観測の趣旨から、2004年に第2回を実施し（研究部報告29号（2005年））、現在（2008年）、第3回調査を実施中である。

本報告書は、国際的には第5回ICVSの一部である上記第2回調査について、その国際比較の結果を収録したものである。第5回ICVSは2004年に実施され、ヨーロッパ諸国については2005年に実施されたICVSとほぼ同じ調査項目を用いる欧州犯罪・安全実態調査（European Survey on Crime and Safety: EU-ICS）の結果を使用し、全体として30か国・地域における調査となっている。

本報告書の第1部は、オランダ司法省発行の第5回ICVS報告書（2008年）をもとにその要旨を、第2部は、オランダ・ティルブルグ大学国際被害者学研究所から提供を受けた調査データをもとに、欧米先進国を中心とし、日本を含めた14か国の状況について、法務総合研究所において独自に統計的分析を行った結果を、第3部は資料編として基礎集計表及び和英の調査票を、それぞれ収録した。

従来の調査結果は、前記研究部報告のほか、犯罪白書や法務省ホームページにおいても要旨等を公表し、治安の改善・犯罪対策に関する施策の立案・実施や研究等において参照されるなど国民の共有財産となっており、治安に対する国民の関心が高まる中、効果的な刑事政策を立案するための基礎資料として幅広く活用されている。本号も、そのような資料充実の一環となれば幸いである。

平成20年3月

法務総合研究所長

小 貫 芳 信

要 旨 紹 介

第 1 部

前回国際比較報告書（研究部報告18号）と異なり，第1部では，国際犯罪被害実態調査（International Crime Victimization Survey: ICVS）の概要と経緯，第5回ICVSの調査対象となった全ての国・地域・都市に関する調査項目についての情報を収録した。

その理由は，①これまで，ICVSの趣旨・概要等について詳しく説明した日本語の資料がなかったこと，②ICVS調査の全貌及び全調査国中に占める日本の位置付けをより正確に把握するため調査対象国すべての情報を提供することにある。

ICVSと欧州犯罪・安全実態調査（European Survey on Crime and Safety: EU-ICS）は，10種類の従来型犯罪（conventional crime）を対象としている。具体的には，世帯犯罪被害として，車両関連犯罪（自動車盗，車上盗，バイク盗，自転車盗），不法侵入，不法侵入未遂を，個人犯罪被害として，個人所有物の窃盗，及び身体に対する犯罪（強盗，性的暴行，暴行・脅迫）を調査の対象に含めている。

従来型犯罪全般に関する過去1年間の被害率を見ると，30か国中で，日本は最も低いグループに属していることが分かる。

暗数を減らし，より効果的な刑事政策立案を促進するには，警察へ犯罪被害申告が確実に通報される前提として，被害者の警察の対応に対する満足度が一つの指標となる。日本は，犯罪被害申告に関しては，前回調査が44%であったのに対して今回調査では54%と増加している。しかし，調査対象国の約25%で被害申告率が60%を越えていることを踏まえると，日本はなお低い状態にある。また，被害申告後の被害者の満足度は，前回調査が44%，今回調査が45%と他の調査対象国と比較するといずれも低い結果に留まっている。

犯罪被害者に対する専門的支援機関のカバー率が最も高い国は，ニュージーランド（24%），スコットランド（22%），北アイルランド（21%），イングランド及びウェールズ（17%），アメリカ（16%）となっているが，日本は8%に留まっている。ただし，本人が表明した被害者支援の必要性が実際に支援機関によって充たされた被害者の比率を見ると，ニュージーランド（47%）と英国（スコットランドで40%，北アイルランドで37%，イングランド及びウェールズで31%）が最も高いが，被害者支援について比較的高い充足率を示す国の中に日本も含まれている（オーストリア（38%），カナダ（37%），オランダ（35%），日本（34%），アメリカ（33%））。

犯罪不安では，不法侵入に対する不安において，日本は調査対象国の中で比較的高い値を示している。しかし他方，防犯対策において，侵入防止警報器の設置率を見ると日本は低い方であり，犯罪不安の高さと裏腹に個人でできる対策を行っていない傾向が見られる。

市民の意見と刑罰においては，「ある1人の不法侵入の再犯者—2度目の不法侵入で1

台のカラーテレビを盗んだことにより有罪と認定された21歳の男性 ― についてどのような判決を最も適切と考えるか」について、処罰に関する意見の内容を調査した。全体の平均では、社会内処遇39%に対し、施設内処遇37%であるが、日本は、社会内処遇を選択した者が約10%であるのに対して、施設内処遇を選択した者が55%と、後者を選択した者の比率が高く、調査対象国の中ではメキシコに次いで2番目となっている。前記のように、従来型犯罪全般に関する過去1年間の被害率では、日本は調査対象国の中で最も低いグループに属していることを考えると、実際の犯罪に遭遇する危険性とは別に、犯罪者に対して厳しい態度を採るものが多い傾向が看取される（なお、本調査項目については、日本人に馴染みの薄い「社会奉仕活動」が選択できる刑罰として含まれているが、同時に、日本において一般的に知られている「執行猶予」も選択肢に含まれていることから、調査結果のように施設内処遇、すなわち「実刑」が選択肢として選ばれる傾向が強いことは否定できないと思われる。）。

第2部

第2部では、第5回ICVS（2004年）及びEU-ICS（2005年）のデータをもとに、日本を含む欧米等先進国を中心とした14か国について、より詳細な統計的比較分析を行った。

第4回ICVSに基づく国際比較を行った前回の研究部報告（18号、2002年）では、日本を含む欧米等先進12か国となっていたが、今回は、そこに欧州の主要先進国の一つであるドイツとイタリアを加えた14か国とした。第1部の基礎集計では、罪種別の被害率、住居の防犯設備、犯罪被害に対する不安等の調査項目ごとに量的な傾向を見たので、第2部のクロス集計分析では、犯罪被害及び犯罪不安と世帯・個人の属性等との関連を統計的に分析し、ロジスティック回帰分析では、犯罪被害及び犯罪不安を目的変数とし、世帯・個人の属性等を説明変数として、目的変数に影響を与える説明変数は何かについて分析した。

分析の中心となる二つの大きな柱は、「犯罪被害の有無」及び「犯罪不安」である。犯罪被害の有無は、次の四つの被害に分けて考察した。①全犯罪被害（②から④のいずれかの犯罪被害）、②世帯犯罪被害、③個人犯罪被害、④暴力犯罪被害。犯罪不安についても同様に、①居住地域における夜間の一人歩きに対する不安、②不法侵入の被害に遭う不安に分けて検討した。関連を検討した項目は、「世帯及び個人に関する属性等」では、①都市規模、②世帯人数、③住居の防犯設備、④銃器の所有、「個人に関する属性等」では、①性別、②年齢、③就業状況、④婚姻関係、⑤教育歴、⑥夜間外出頻度である。

クロス集計分析の結果、全体としては、前回の分析結果とほぼ同様の傾向が見られたものもあったが、国別に見ると、前回と異なる傾向を示している例もあった。日本に関しては、夜間外出頻度別の犯罪被害率や世帯人数別の犯罪不安の高さなど、他国と異なる傾向を示している部分が見られた。

ロジスティック回帰分析については、①犯罪被害に関して、日本では、全犯罪被害とい

う目的変数に影響を与えている説明変数として、「就業状況」、「性別」、「都市規模」及び「世帯人数」が採用された。すなわち、働いている、女性、人口10万人を超える都市に居住している、世帯人数が4人以上のいずれかの要素を満たす者は、それ以外の者と比べて、犯罪被害に遭う可能性が高い。②犯罪不安に関して、日本では、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」に影響を与えている説明変数として、「年齢」、「全犯罪被害の有無」、「性別」、「都市規模」が採用された。すなわち、39歳以下の者、40～59歳の者は、それぞれ60歳以上の者と比べて犯罪不安が高く、いずれかの犯罪被害の経験のある者は、ない者と比べて、女性は男性と比べて、人口10万人を超える都市に居住している者は、10万人以下の都市に居住している者に比べて、それぞれ犯罪不安が高い。また、「不法侵入の被害に遭う不安」に影響を与えている説明変数として、「世帯犯罪被害の有無」、「年齢」、「教育歴」が採用された。すなわち、世帯犯罪被害の経験のある者は、ない者と比べて、39歳以下の者、40～59歳の者は、それぞれ60歳以上の者と比べて、それぞれ犯罪不安が高い。他方、教育年数は、6年以下及び7～12年以下の者は、13年以上の者と比べて、それぞれ犯罪不安が低いことが分かった。14か国の比較では、複数の国で共通して採用されている説明変数を幾つか採り上げて、その傾向を概観した。

研究部長

城 祐一郎

— 第2回犯罪被害実態（暗数）調査（第2報告）
国際比較（先進諸国を中心に） —

研究官	染田	恵
研究官	郷原	恭子
研究官	渡邊	俊子
研究官	小野	義浩
研究官	西元	雅夫
研究官補	櫻田	香
研究官補	姫田	卓朗
研究官補	明石	史子

目 次

第1部 国際犯罪被害実態調査（2004／2005年）の概要	7
はじめに	9
1 今回の調査の要旨	11
1. 1 序論及び調査方法	11
1. 2 いずれかの従来型犯罪（conventional crimes）による被害	12
1. 3 車両関連犯罪による被害	12
1. 4 不法侵入及び個人所有物の窃盗による被害	13
1. 5 身体に対する犯罪による被害	14
1. 6 非従来型犯罪（non-conventional crimes）による被害	14
1. 7 警察への犯罪の通報と被害者の満足度	16
1. 8 被害者の支援	16
1. 9 犯罪不安	17
1. 10 防犯対策	18
1. 11 法執行機関に対する考え方	18
1. 12 量刑に対する市民の考え方	18
2 いずれかの従来型犯罪による被害	19
2. 1 2003／2004年の総被害水準	20
2. 2 総被害における傾向	21
3 車両関連犯罪による被害	25
3. 1 自動車盗	25
3. 2 車上盗	29
3. 3 バイク盗	32
3. 4 自転車盗	35
4 不法侵入及び個人所有物の窃盗による被害	37
4. 1 不法侵入	37
4. 2 個人所有物の窃盗とスリ	42
5 身体に対する犯罪による被害	43
5. 1 強盗	43
5. 2 性的事件	46
5. 3 暴行・脅迫	51
6 非従来型犯罪による被害	54
6. 1 消費者詐欺（consumer fraud）	54

6. 2	汚職	57
6. 3	E Uにおける憎悪犯罪 (hate crime)	59
6. 4	先進国において市民が薬物関連問題と接している状況	60
7	警察への犯罪の通報と被害者の満足度	62
7. 1	警察への通報	62
7. 2	警察の対応に対する被害者の満足度	66
8	被害者の支援	71
8. 1	支援を受けた被害者	71
8. 2	被害者支援を望む被害者	75
8. 3	被害者支援の充足率	77
9	犯罪不安	79
9. 1	不法侵入の可能性	79
9. 2	国レベルの不法侵入の危険性と被害経験との関係	79
9. 3	路上の安全性に対する感覚	81
9. 4	国レベルの危険性と被害経験との関係	83
10	防犯対策	85
11	法執行機関に対する市民の考え方	90
11. 1	警察に対する全般的な見方	90
11. 2	国際犯罪被害実態調査に基づく警察活動実績評価指数	90
12	市民の意見と刑罰	94
13	国際犯罪被害実態調査の背景と2004／2005年調査の方法	99
13. 1	国際犯罪被害実態調査の背景	99
13. 2	2004／2005年国際犯罪被害実態調査の方法	101
付録		118
参考文献		133
第2部	日本を含む欧米等先進国を中心とした14か国の比較分析	139
第1	クロス集計分析	141
1	犯罪被害の有無に与える要因	142
(1)	世帯及び個人に関する属性等	142
(2)	個人に関する属性等	149
2	犯罪不安に与える要因	162
(1)	世帯及び個人に関する属性等	162
(2)	個人に関する属性等	168
3	犯罪被害と犯罪不安との関連	177

第2 ロジスティック回帰分析	183
1 犯罪被害の有無に影響を与える要因	183
(1) 日本	183
(2) 国際比較	184
2 犯罪不安に影響を与える要因	185
(1) 日本	185
(2) 国際比較	186
おわりに	189
1 本研究の成果	189
(1) 基礎的分析	189
(2) 統計的分析	190
2 総括及び今後の課題	192
第3部 参考資料	195
1 基礎集計表	197
2 質問紙（日本語版）	309
3 質問紙（英語版）	350

第 1 部

国際犯罪被害実態調査（2004／2005年）の概要

はじめに

国際犯罪被害実態調査（International Crime Victims Survey：ICVS）は、犯罪の水準、犯罪に対する見方、及び刑事司法制度に対する考え方を国際的観点から比較調査するために設けられた包括的な方法であり、1989年に14の先進工業国で開始された。その主な目的は、各国における公式犯罪データの制約を超えて、国際的な比較犯罪学研究を前進させることにある。そして、使用する質問票やその他のデータ収集の方式を標準化したことにより、各国間の確実なデータ比較を行うことを可能とした。データは一般市民への調査に基づいているため、各国政府の政治的ないしイデオロギー的な方針による影響を受けないものとなっている。

この調査はその後、1992年（第2回）、1996年（第3回）、2000年（第4回）、及び2004年（第5回）に実施された。78の国々で、15年間にわたり30万人を超える人々が、遭遇した犯罪被害や関連する諸問題について聴取り調査を受けた。ここでは、30か国と33の首都又は主要都市で行われた2004年～2005年の第5回の調査結果について概観し、併せて、それ以前の結果と比較することとする。

ここに掲載する最新データの大部分は、欧州委員会研究・技術開発総局の共同出資に基づき、欧州ギャラップ社（Gallup Europe）を中心とするコンソーシアムによって組織された、欧州犯罪・安全実態調査（European Survey on Crime and Safety：EU-ICS）から提供されたものである。

（注） なお、第1部の記述は、ティルブルグ大学国際被害者学研究所、オランダ司法省が、国連薬物犯罪事務所（UNODC）及び国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI）との協力の下でとりまとめた、2004年国際犯罪被害実態調査（ICVS）及び欧州犯罪・安全実態調査（EU-ICS）に関する下記の報告書から、調査の全体像及び基礎集計に関する部分を中心に、その要旨を訳出した内容に基づいているが、日本の読者の便宜を考えて、日本に関する記述に焦点を当てる等、適宜修正を加えた。

第1部作成に際して依拠した原典は、次ページに掲げたとおりである。

●第1部作成に際して依拠した原典

Van Dijk, J., van Kesteren, J. and Smit, P., 2008, "Criminal Victimization in International Perspective, Key findings from the 2004-2005 ICVS and EU ICS", The Hague, Boom Legal Publishers.

1 今回の調査の要旨

1.1 序論及び調査方法

ここでは、2004／2005年に実施された第5回国際犯罪被害実態調査（International Crime Victims Survey：ICVS）の結果の概要について述べる。その結果は、可能な限り、1989年以降の調査結果と比較した。

国際犯罪被害実態調査が1989年に開始されたのは、国際的な比較のために利用できる信頼しうる犯罪統計が必要であったためである。各国の警察による犯罪統計は、犯罪の法的定義が国によって異なるため、国家間の比較のためには利用できない。さらに、市民が犯罪を警察に進んで通報しようとする意志のレベルにも国によって大きな相違がある。各国の警察の記録方法や計数規則も大きく異なっている。一方、国ごとに実施されている犯罪被害調査の結果は、質問票及びその他の調査内容が異なるため、そのまま国際比較には利用できない。国際犯罪被害実態調査は、標準化された質問票及びその他のデータ収集の方式を用いて、世帯の犯罪被害経験について調べる標本調査プログラムである。実証的研究によっても、この調査の結果が、国ごとに実施される調査の結果よりも国際的な比較に有効であることが認められている（Lynch, 2007）。

ただし、この国際犯罪被害実態調査の限界も認識されなければならない。まず調査方式に関しては、すべての調査内容の完全な標準化は不可能であることが判明しており、特に発展途上国での調査を含める場合はそうである。また、聴取り方法や現地調査の期間といった調査実施方式の差異が、何らかの形で各国の調査結果に影響を及ぼした可能性がある。聴取り標本が比較的少数（ほとんどの国で2,000件、ほとんどの都市で800件。注：2000年及び2004年調査における日本の標本は、3,000件。また、日本では、特定の大都市のみの標本はとっていない。）であるので、犯罪被害に関する推定値は標本抽出誤差を受けやすくなっている。次に、調査対象に関しては、この調査はすべての犯罪をカバーしていない点に注意しなければならない。すなわち、調査対象となっている10種類の犯罪は、被害者が経験する犯罪の大半をカバーするものではあるが、その範囲は限られている。さらに、国際犯罪被害実態調査は、被害者に対する調査をもとに犯罪被害について測定しているため、いわゆる「被害者なき犯罪」を測定することはできない。このことは、薬物犯罪、飲酒及び麻薬の影響下での運転、不法な武器の所持、児童ポルノの所持などの犯罪はカバーされないことを意味している。同様に、一般市民として受けた被害ではなく、会社に属する者として受けた被害もこの調査の対象外である。

国際犯罪被害実態調査及び欧州犯罪・安全実態調査は10種類の従来型犯罪（conventional crime）を対象としており、それらは車両関連犯罪（自動車盗、車上盗、バイク盗、自転車盗）、不法侵入、不法侵入未遂、個人所有物の窃盗、及び身体に対する犯罪（強盗、性的事件、暴行・脅迫）に分類されている。ほとんどの調査参加国では、街

頭で行われるような汚職，インターネット利用詐欺，クレジットカード情報の悪用を含む消費者詐欺，薬物関連問題，及び憎悪犯罪（hate crime）¹の経験に関する質問が質問票に加えられている。調査対象となっているほとんどの犯罪については，相当数の国に関して，経年変化を調べることができる。また，質問票には，警察への通報の有無，警察の対応に対する満足度，犯罪被害者に対する支援の整備状況及び支援制度の必要性，犯罪不安，犯罪予防策の活用，及び量刑に対する市民の考え方に関する項目も含まれている。

ここでは，大半の先進国を含む30か国，先進国と発展途上国の中から選ばれた33の首都及び主要都市から収集されたデータを掲載した。両者を合わせると，全体として38の異なる国々のデータが収録されていることになる。なお，この第1部において「英国」とは，四つの地域（イングランド及びウェールズ，スコットランド，北アイルランド）の集合体を指し，それ以外の場合には，それぞれの地域名（イングランド及びウェールズなど）を表記した。香港（中国の特別行政区）とイスタンブール（トルコ）に関するデータは，今回初めて利用できるようになった。メキシコ，ヨハネスブルク（南アフリカ共和国），リマ（ペルー），ブエノスアイレス（アルゼンチン），サンパウロ及びリオデジャネイロ（ブラジル），プノンペン（カンボジア），マプト（モザンビーク）でも調査が行われた。

1.2 いずれかの従来型犯罪（conventional crime）による被害

平均すると，国レベルの調査に参加している30か国全体のうちで平均しておよそ16%の人が，過去1年以内（主に2003年又は2004年）に10種類の従来型犯罪の少なくとも一つによる被害を受けている。犯罪被害率が最も高い国は，アイルランド，イングランド及びウェールズ，ニュージーランド，アイスランドである。最も低い国は，スペイン，日本，ハンガリー，ポルトガルである。犯罪傾向のデータを入手できる国のほとんどで，1995年又は1999年以降，被害水準には明確な低下傾向が見られる。

先進国の主要都市での被害率は，年間19.9%で，国レベルの被害率よりも平均で約4分の1高くなっている。発展途上国の主要都市では，平均被害率がはるかに高い。順位のトップを占めているのは，プノンペン，マプト，ブエノスアイレスである。ヨハネスブルクとブラジルの2都市は，欧州と同水準の被害率を示している。先進国の都市で被害率が最も低いのは，香港，リスボン，ブダペスト，アテネ，マドリードであり，最も高いのは，ロンドンとタリンである。

1.3 車両関連犯罪による被害

自転車盗とバイク盗については，この種の車両が最も普及している国で一番高い被害率

1 憎悪犯罪（hate crime）とは，人種，宗教，信条，出自，性的志向などの違いに由来する憎悪感情が動機となって，相手に危害を加えたり，その市民権を脅かししたりする犯罪を指している。

を示している。オランダやデンマークなど自転車が最も普及している国では、自転車盗の被害率は非常に高い。南欧のいくつかの国では多くの若者がスクーターを運転しており、その結果がバイク盗の件数の多さに現れている。自動車盗はより複雑な問題である。自動車の所有率が高いと同時に代替交通手段（自転車、オートバイ／原動機付き自転車）の普及率が低い国で一番頻繁に起きているが、この法則が完全に当てはまるわけではない。自動車盗の比率が最も高いのは、イングランド及びウェールズ、ニュージーランドだが、そうは言ってもアメリカやオーストラリアの平均をやや上回るレベルに過ぎない。

自動車が盗まれるのは、主に二つの理由からである。プロの窃盗犯が自動車を盗んでその部品を取り外す目的は、スเปア部品として売却するか、盗んだ自動車に完全な新規のIDを付与するためである。この種の窃盗は概して巧妙に組織化されている。もう一つの動機は、盗難車での一時的移動や乗り回し（joyriding）を目的とするものである。自動車盗の全体的被害率は、近年ほとんどの地域で低下している。13か国の経年変化を示すデータによれば、この低下傾向を引き起こしている主たる要因は、盗難車の乗り回しを目的とするケースなど、プロの手によらない形態の窃盗が減少したことにある。素人が簡単に自動車を盗める機会を制限する盗難防止装置が普及したことは、この全体的な減少傾向を説明する最も順当な理由であると思われる。

1.4 不法侵入及び個人所有物の窃盗による被害

平均すると30か国の世帯の1.8%が、過去1年以内に自宅への不法侵入を経験している。この種の犯罪が最も多発しているのは、イングランド及びウェールズ、ニュージーランド、メキシコ、デンマークである。スウェーデン、スペイン、フィンランド、日本、オーストラリア、ドイツでの被害率は1%を下回っている。先進国の主要都市における不法侵入の被害率は、平均して、国レベルよりは高くなっている（2.3%）。発展途上国の4都市 — プノンペン、マプト、リマ、ヨハネスブルク — では突出した被害率を示しており、先進国のどの都市よりも高い。

不法侵入未遂は既遂の場合と似たパターンを示している。主な違いは、ルクセンブルク、ベルギー、北アイルランド、オーストリアの場合、不法侵入既遂の件数に比べ、非常に多くの不法侵入未遂が発生していることである。またデンマークとエストニアの場合は、不法侵入未遂に比べ、不法侵入既遂の件数が相対的に多くなっている。

個人所有物の窃盗は、調査対象となった10種類の従来型犯罪の中で最も高い被害率を示している。30か国全体のほぼ4%の人、主要都市全体の6%の人が、2003／2004年に個人所有物の窃盗（単純窃盗）の被害を受けている。アイルランド、アイスランド、イングランド及びウェールズでは窃盗の被害率は6%を超えているが、日本では1%未満である。プノンペン、リマ、ロンドンでは個人所有物の窃盗の被害率が最も高い都市であり、10%を超えている。リスボン、リオデジャネイロ、サンパウロでの被害率は3%を下回っている。

窃盗の一特殊型がスリであり、これは先進国におけるすべての個人所有物窃盗の約半数を占めている。国別では、ギリシャとエストニアがスリ被害率の高い国に順位入りしている。主要都市では、プノンペン、リマにおいて、スリがすべての個人所有物窃盗の過半数を占め、その被害率は10%以上となっている。

1.5 身体に対する犯罪による被害

平均すると30か国全体の1%の人、主要都市全体の2.4%の人が強盗による被害に遭っている。主要都市については、先進国の主要都市では1.4%、発展途上国の主要都市では6.1%である。被害率が最も高いのはメキシコ、及びその他の発展途上国の主要都市である。プノンペンだけが先進国の都市と同水準にある。日本と香港では、強盗はまれにしか起きていない（被害率は0.5%未満）。

性的事件については、女性回答者がどのようなタイプの行為を犯罪と見なすかという点で文化的相違があるため、被害状況の正確な把握が難しいことが分かっている。調査結果に含まれる国・地域ごとの文化的な偏りの影響を最小化するため、ここでは、被害者が身体的暴行を含む性的暴行を受けた場合の被害率に焦点を当てた。アメリカ、アイスランド、スウェーデン、北アイルランドの女性回答者の1%以上が、2003/2004年に性的暴行の被害を受けたと回答している。ハンガリーとメキシコでは、そのような回答は0.1%未満であった。主要都市での被害と国全体の被害を比較すると、一般的傾向として都市の方における被害がより多いとまでは言えない。ちなみに、最も高い被害率を示しているマプトでも被害率は2%弱である。

暴行・脅迫は身体に対する三種類の犯罪の中では最も頻繁に発生している。実際の暴行は事件の半数に満たない。残りは武器の使用を伴う場合も含めた脅迫である。何を暴力犯罪と見なすかという点で文化的差異の影響があるかもしれないが、性的事件の場合ほどではないであろう。主要都市に住む人々は、国内のそれ以外の地域に住む人々より高い比率で暴力犯罪の被害に遭っている。ヨハネスブルクでの暴行・脅迫による被害率は、年間10%を超えている。北アイルランド、アイスランド、アイルランド、イングランド及びウェールズ、ニュージーランド、オランダ、アメリカは、被害率が4%を超える国々である。被害率が最も低いのは、日本、イタリア、ポルトガル（1%未満）である。

調査結果によれば、銃の所有は西欧（世帯の4%）よりアメリカ（29%）の方が一般的である。強盗と暴行・脅迫のいずれの場合も、欧州よりアメリカの方が銃を伴う傾向にある。

1.6 非従来型犯罪（non-conventional crimes）による被害

平均で10人に1人以上の割合で、過去1年以内に消費者詐欺（consumer fraud）の被害に遭っている。エストニア、ギリシャ、ブルガリアでは、被害率が20%超と突出してい

る。これと対極をなすのが日本で、被害率は2%未満である。都市部の被害率は比較的高く、プノンペンとマプトで被害率が最も高くなっている。

消費者詐欺の被害者に対しては、さらに、その事件がインターネットを介した商品の購入に関係していたか否かという質問を行った。被害者の9%は、事件がインターネットショッピングの際に起きたと回答している。このことは、国レベルの回答者の1%がインターネットでの詐欺による被害を受けたことを意味している。この種の犯罪による被害が最も多いのは、アメリカ（3.3%）、ポーランド、ドイツ、ブルガリア、イングランド及びウェールズである。都市の中では、リマ（10.7%）が突出して被害率が高い。

消費者詐欺の被害者に対して、回答した消費者詐欺がクレジットカード詐欺（credit card fraud）のケースであったか否かも調査したところ、国レベルでは7%が肯定している。主要都市では、詐欺被害者の10%がクレジットカード詐欺であったと回答している。このことは、クレジットカード詐欺の被害率が、国レベルでは0.9%、主要都市では1.5%であったことを意味している。クレジットカード詐欺の被害に遭った回答者の比率が最も高かった都市は、ロンドン（7.5%）とニューヨーク（4.3%）である。インターネットによる詐欺とクレジットカードを使った詐欺は多発する犯罪になっており、スリや車上盗などの従来型犯罪を追い抜いて最もありふれたタイプの財産犯罪の一つになる日も近いかもしれない。

公務員による贈収賄（street level corruption, 街頭における汚職行為）の被害水準は、先進国では非常に低く、1%以下にとどまっている。しかし、賄賂を求める公務員は、ギリシャや最近EUに加盟した中東欧の国々では、比較的良好に見受けられる。汚職の水準は西洋以外の主要都市でも高くなっている。分析の結果、国際犯罪被害実態調査で測定された汚職水準は、国際NGOであるTransparency Internationalが毎年公表している汚職に関する総合指数との間に強い相関関係があることが明らかになった。

欧州犯罪・安全実態調査には、憎悪犯罪（hate crime, 意味については、注1参照。）の被害経験についての質問項目が含まれている。15か国の「旧」EU加盟国の市民の約3%は、自分又は家族が人種的憎悪やその他の偏見に基づいていると思われる犯罪の被害を受けたことがあると回答している。この種の被害者の比率が最も高いのは、フランス、デンマーク、英国、ベネルクス諸国である。移民と見なされる人々のうち10%は、自分や家族が過去1年以内に憎悪犯罪の被害を受けたことがあると回答している。

近隣で薬物関連問題と接している状況については、欧州犯罪・安全実態調査の対象国とアメリカ、オーストラリアに限って質問がなされた。平均すると全体の約20%の人が、近隣での薬物問題に遭遇している。特に、ギリシャの比率は40%を超えており、突出している。フィンランド、スウェーデン、ハンガリー、デンマークの比率は10%を下回っている。また、欧州のいくつかの国では、薬物関連問題と遭遇した件数が増えている。

1.7 警察への犯罪の通報と被害者の満足度

被害率の場合とは異なり、警察への通報やその他の点についての被害者の回答は、主要都市に住む被害者とそれ以外の地域に住む被害者との間でほとんど違いはない。それゆえ、30か国から収集したデータは、主要都市のデータとひとまとめにして扱うこととする。犯罪が警察に通報されるか否かは、主にその犯罪の重大性と、保険金を請求する上で通報が必要かどうかによって左右される。通報率は、自動車盗やバイク盗の場合のほぼ100%から、不快な性的行為の場合の10%未満まで幅がある。分析に際しては、車上盗、自転車盗、個人所有物の窃盗、不法侵入、不法侵入未遂の5種類の犯罪の通報に焦点を当てた。平均すると、これらの犯罪の2件に1件で通報がなされている。通報率が最も高かった（60%以上）のは、オーストリア、ベルギー、スウェーデン、スイス、ドイツ、イングランド及びウェールズ、スコットランド、デンマークである。日本は、今回54%である。イスタンブール、ブルガリア、香港、メキシコでは、通報率は40%未満である。発展途上国の都市は、これらの5種類の犯罪に関して最も通報率が低く、半数の国で20%を下回っている。

国際犯罪被害実態調査に関しては、少なくとも4回の調査に参加した14か国について、通報の傾向を調べることができる。5種類の犯罪を総じて見ると、過半数の国で通報率が低下しつつあることが分かる。これは一つには、犯罪の構成が変化したことによるものである。すなわち、伝統的に通報率が低かった犯罪の割合が増大したことによる。逆に、ポーランドとエストニアでは、通報率が大幅に上昇している。

犯罪を通報した被害者の約半数は、事件に対する警察の対処の仕方に満足していた。満足度の分析に際しては、車上盗、不法侵入、強盗、性的事件及び暴行・脅迫の5種類の犯罪に焦点を当てた。満足度は、デンマーク、スイス、フィンランド、スコットランド、ルクセンブルクでは70%を超え、リマ、マプト、ギリシャ、メキシコでは30%を下回った。日本の満足度は、44%である。以前は満足度が比較的高かった若干の国で、2000年以降になって満足度が低下している。そのようなグループとして、アメリカ、カナダ、イングランド及びウェールズ、スウェーデン、オランダが挙げられ、これらの国では被害者への対応の改善が積極的に推進されている。

1.8 被害者の支援

4種類の犯罪（強盗、不法侵入、性的事件、暴行・脅迫）について、警察への通報後に被害者が何らかの支援を受けたか否かについて質問がなされた。支援を受けた比率が一番高かったのは、性的事件の被害者であった（30%）。強盗及び暴行・脅迫の被害者で支援を受けたのは10%弱であった。平均すると、不法侵入の被害者が受けた支援が最も少なかった。英語圏諸国（コモン・ローの体系を共有している。）とオランダ、スウェーデンは、被害者への支援を最も頻繁に行っている。被害者支援はヨハネスブルクでも比較的良好に整備されているが、これは発展途上国の都市としては唯一の例である。経年変化のデータを

利用できるほとんどの国では、被害者支援に若干の増加が見られた。

実際に支援を受けた被害者よりも、はるかに多くの被害者にとって、もし支援が提供されていれば、彼らにとって助力となっていたであろう。参加した国／都市の中で、警察に通報した重大犯罪被害者の8%は特別な支援を受けたことがあるが、他方で特別な支援を受けたことのない被害者の43%が、そうした支援の必要性を認識している。本人の認識した必要性が充たされた被害者の比率は、支援を受けた被害者の数を、支援を受けた被害者と支援を必要としていた被害者の数の和で割ることによって算定できる(100倍で%表示)。この計算の結果、被害者支援機関がサービスを提供したのは、必要性を認識していた被害者のおよそ21%に対してであった。同じ計算式を用いると、被害者支援機関が対応したのは、特別な支援を必要とした性的事件の被害者の38%、強盗の被害者の20%、暴行・脅迫の被害者の19%、不法侵入の被害者の10%となる。四つのグループのいずれにおいても、専門機関が提供する支援は需要を充たしていない。被害者支援の需要と供給の落差は、不法侵入の被害者のグループでは極めて大きい。

被害者本人が認識していた支援の必要性が実際に支援機関によって充たされた者の比率は、国によって異なっている。支援の必要性を認識していた重大犯罪被害者で、実際に被害者支援機関から接触を受けた者の比率は、ニュージーランド(47%)と英国が最も高く、次いでスコットランドで40%、北アイルランドで37%、イングランド及びウェールズで31%となっている。支援を必要とする被害者のうち、相当高い割合の者に対して支援が提供されている他の国として、オーストリア、オランダ、アメリカ、カナダ、日本が挙げられる。

1.9 犯罪不安

この調査では、回答者が1年以内に自宅に不法侵入者(burglary)が侵入する可能性がどの程度あると考えているかについて質問した。不安の水準は、一般的には、実際の不法侵入の被害率と相関関係にある。市民の間に不安感が最も広がっている国は、日本、ギリシャ、イタリアであり、不安感が最も少ないのは、フィンランド、デンマーク、アメリカ、スウェーデン、オランダである。しかし、日本は、不法侵入の被害率は30か国中最下位から4番目で極めて低く、日本に関しては犯罪不安と実際の不法侵入の被害率と相関関係は認め難いと思われる(図12参照)。上位に順位入りしている主要都市は、イスタンブール、アテネ、サンパウロ、リマである。不法侵入の被害率の低下とともに、犯罪不安には低下傾向が見られる。

市中を歩くことが安全ではないという感情が住民の間に最も広く見られるのは、ブルガリア、ギリシャである。この感情が市民の間で最も少ないのは、北欧諸国、カナダ、オランダである。発展途上国の主要都市は、街中は安全ではないという意見が住民の間で最も多く見られる。「暗くなってから街頭を1人で歩いているときにどの程度安全と感じるか」

という質問に対する回答は、実際の路上犯罪の水準との間に対応関係は見られない。しかし、安全性の認識は、近隣での薬物問題との遭遇とはかなり密接に関連している。

1.10 防犯対策

全体的傾向としては、より多くの世帯が、不法侵入者から自宅を守るために、侵入防止警報器や特別なドア錠を設置するようになっている。豊かな国ほどその比率は高い。多くの北欧諸国やオランダでは、英語圏諸国に比べ侵入防止警報器は少ないが、特別なドア錠によって守られた住宅の数は増えつつある。侵入防止警報器と安全ロックの両方を利用するケースは、ほぼすべての国で1988年以降際立った増加傾向を示しており、おそらく全般的な防犯対策の向上を反映しているであろう。

1.11 法執行機関に対する考え方

法執行機関に関しては、地域の犯罪を抑止する上で警察はどの程度良い仕事をしていると考えているかという質問を行った。ほとんどの国で、市民の意見は変わらないままか、又は改善が見られた。1989年及び1992年以降に最も際立った改善が見られたのは、オランダ、スイスである。犯罪率が低下したことにより、警察は市民から信頼を得てきたように思われる。

警察の対応に対する市民の満足度、犯罪被害者の通報率、及び通報した犯罪への警察の対処の仕方に対する被害者の満足度は、一つにまとめて、警察に関する総合的な実績評価指標とすることができる。警察がその活動に対して最も高い評価を得ている国は、北西欧とオーストラリア、具体的には、オーストリア、デンマーク、スコットランド、スイス、ベルギー、ニュージーランド、フィンランド、オーストラリア、ドイツ、スウェーデン、イングランド及びウェールズである。警察活動実績評価指数のスコアが最も低い国は、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、エストニア、トルコ、カンボジア、ギリシャ、ポーランドである。

1.12 量刑に対する市民の考え方

この点については、カラーテレビの盗難による逮捕歴がある不法侵入の再犯者に対してどのような種類の刑罰が適当かという質問を行った。拘禁刑を選んだ回答者には、どれくらいの長さの実刑判決が望ましいと思うかを更に質問した。拘禁刑を選んだ比率が一番高かったのはメキシコであり、香港、日本がそれに続いた。発展途上国の大都市の住民のほとんどは、長期の実刑判決が適当であると考え、その比率は英語圏諸国を上回った。

北欧諸国、フランス、スイスでは、社会奉仕刑を選んだ比率が最も高かった。旧社会主義国のポーランド、エストニア、ハンガリーでは、拘禁刑を適当と見なす人は半数に満たなかったものの、彼らは平均を超える刑期の実刑を選択した。量刑に対する全体の考え方

は、各国の実際の受刑率とはあまり対応していなかった。

2 いずれかの従来型犯罪による被害

以下では、様々な種類の従来型犯罪による被害の危険性について、2005年欧州犯罪・安全実態調査を含む2004/2005年国際犯罪被害実態調査の主要な結果を、30か国と33の主要都市に関するデータに基づき、国及び都市別に概観することとしたい。なお、都市のデータを概観する際は、先進国と発展途上国のデータを区別して検討した²。

「被害率」とは、調査対象とした一定の期間中に、特定の犯罪を1回以上経験した16歳以上の人々の比率(%)をいう。すなわち、ここに収録した結果は、それぞれの国又は都市において2003年又は2004年に犯罪の被害を受けた人々の比率(%)であり、それは主に1年間被害率を対象としている。それゆえ、被害率は、人々が1年間に受けた被害の「件数」を表すものではなく、また、人口10万人当たりの総犯罪件数(発生率)を直接示しているわけでもない。しかし、被害率を基準とした各国の順位は、人口10万人当たりの総犯罪件数に基づく順位と類似した結果になることが、先行研究から判明している(Van Kesteren, Mayhew, Nieuwbeerta, 2000)。それゆえ、被害率は、各国の市民が経験した犯罪被害の水準を比較するための大まかではあるが、有効な基準となる。

ここでは、2003/2004年の全般的な1年間被害率(調査対象となった10種類の従来型犯罪のいずれかによる被害を受けた人々の全体中の比率)について説明する。参照できる場合には、経年変化を検討するために、過去の調査年の被害率も付記した。ほとんどの国に関しては、過去の調査年の少なくとも1回分の被害率は参照可能である³。また、15か国に関しては、少なくとも3回分の調査結果を参照できる。前述のように、主要都市に関する集計結果は、国レベルの集計結果とは別個に算出し、また先進国の都市部と発展途上国の都市部とは、区別して掲載した。

なお、ここで述べる調査結果は推定値であって、その精度は調査標本数の大きさと、調査から得られた比率に依存することに留意されたい。すなわち、1国につき2,000件の標本数の場合、実際の人口中の比率は約0.5~1.5%の信頼区間の範囲内で変化する。例えば、被害率が5%の場合、実際の人口中の被害の比率は90%の確率で4.2~5.8%の範囲内にあ

2 国レベルのデータには、メキシコで実施された国内調査の結果が含まれている。メキシコの1人当たり国内総生産は、EUのいくつかの新規加盟国よりかなり高いので、メキシコのデータは特殊項目には分類されていない。

3 ブルガリア、ギリシア、アイルランド、ハンガリー、メキシコ、ルクセンブルクでは、ICVSの国レベルの調査が初めて実施された。また、マプト、プノンペン、リマ、香港、イスタンブールでは、都市部の調査が初めて実施された。モザンビークとペルーでは複数の都市の調査が実施されたが、本報告書では首都の結果だけが提示されている。

例えば、総被害率が20%で標本数が2,000件の場合、90%信頼区間は $\pm 1.5\%$ である。標本数が800件の場合には（今回のほとんどの都市調査で用いた件数）、20%という被害率の信頼区間は $\pm 2\%$ である（チューリッヒやタリンのように標本数が450件の場合は3.3%。標本数が小さくなる程、そして被害率が高くなるほど、誤差は大きくなる。）。第1部を通じて、90%信頼水準での誤差の範囲は、主要結果を示した図の中において表示した。なお、表中に示した比率の誤差の範囲は、付録3の表を参考にして計算することができる。ちなみに、被害率が国ごとに数ポイントの差異を示すことは少なくない。例えば、最上位又は最下位に位置する国の人口比は、通常、世界平均と比較して統計的に有意な差が見られる。通常、各国間の差及び順位は、過去の国際犯罪被害実態調査の結果を参照することで確認できるようになっている。

2.1 2003／2004年の総被害水準

●国レベルの被害率

まず、調査対象とした2003年又は2004年（2003／2004年）中に、10種類の従来型犯罪のいずれかによる被害を1回以上受けた人の国別の比率（1年間総被害率）について概観する。この国別1年間総被害率は、国レベルにおいて、30か国それぞれにおける従来型犯罪についての被害の全般的危険性を表す一つの簡易な尺度となる。図1では、2003／2004年に1年間総被害率が参加国の平均値を超えた15か国の現在と過去のデータを示した。図2では、同様の観点から、1年間総被害率が平均値を下回った15か国の結果を示した。

まず、高い犯罪被害率を示した国について考察すると、参加した30か国全体のほぼ16%の人が、2003／2004年中に何らかの犯罪の被害者となっていた。2003／2004年中の総被害率が最も高かった4か国は、アイルランド、イングランド及びウェールズ、ニュージーランド、アイスランドであった⁴。その他に被害率が比較的高い国として、北アイルランド、エストニア、オランダ、デンマーク、メキシコ、スイス、ベルギーが挙げられる。以上のいずれの国においても、1年間総被害率は参加した30か国の平均値を統計的に有意に上回っている。他方、アメリカ、カナダ、オーストラリア、スウェーデンは平均に近い比率を示している。過去の結果と比べると、これらの国は、1年間総被害率の順位が下がっている。

1年間総被害率が最も高い国々の中には、スイス、アイルランド、アイスランドのように非常に豊かな国と、あまり豊かでない国（エストニア、メキシコ）の両方が含まれている。この結果は、貧困を従来型犯罪の主要な根本原因と見なす社会通念に反している。ア

4 アイルランドとアイスランドに関しては、過去のICVSベースの調査から利用できる歴史的データはない。アイルランドの場合、1998年、2003年及び2006年の四半期国内世帯調査（Quarterly National Household Survey）には、犯罪と被害に関する項目が含まれている。その結果は、主に犯罪の対象範囲が異なるために、ICVSの結果とは比較できない。この世帯調査は、財産犯罪の比率が一定していることと、暴力犯罪が1998年以降倍増したことを示している（Central Statistics Office, 2007）。

イルランドには当てはまらないが、高い犯罪被害率を示した国のほとんどは、比較的都市化が進んだ国である（Van Dijk, Manchin, Van Kesteren, Hideg, 2007）。

1年間総被害率の水準が平均をわずかに下回っている国としては、ノルウェー、ポーランド、ブルガリア、スコットランド、ドイツ、ルクセンブルク、フィンランドが挙げられる。1年間総被害率の水準が最も低い国は、スペイン、日本、ハンガリー、ポルトガル、オーストリア、フランス、ギリシャ、イタリアである。これら8か国の被害水準は、いずれも参加国の平均値を有意に下回っている。その意味では、これらの国を低い犯罪被害率を示した国と考えることができる。ただ、平均を下回る国のグループは、地理的な点、豊かさ（1人当たり国内総生産）の点で、かなりばらつきがある。例えば、フィンランド、ギリシャ、ポーランドは、他の欧州諸国と比べると都市化が遅れている（Van Dijk, Manchin, Van Kesteren, Hideg, 2007）。

●都市部の被害率

図3は、10種類の従来型犯罪のいずれかによる被害を1年間に1回以上受けた人に関して、32の主要都市で実施された調査の結果を示している⁵。データがある場合には、国レベルの比率も上に重ねて示した。これを見ると、都市住民の従来型犯罪による被害の水準は、国レベルよりも一般的に高いことが分かるが、シドニーとリスボンはその例外となっている。参加した都市の1年間総被害率の平均は21.7%だが、国レベルの1年間総被害率の平均は15.8%である。ほぼすべての国で、主要都市の住民が犯罪の被害に遭う危険性は、他地域の住民より4分の1から3分の1高い。

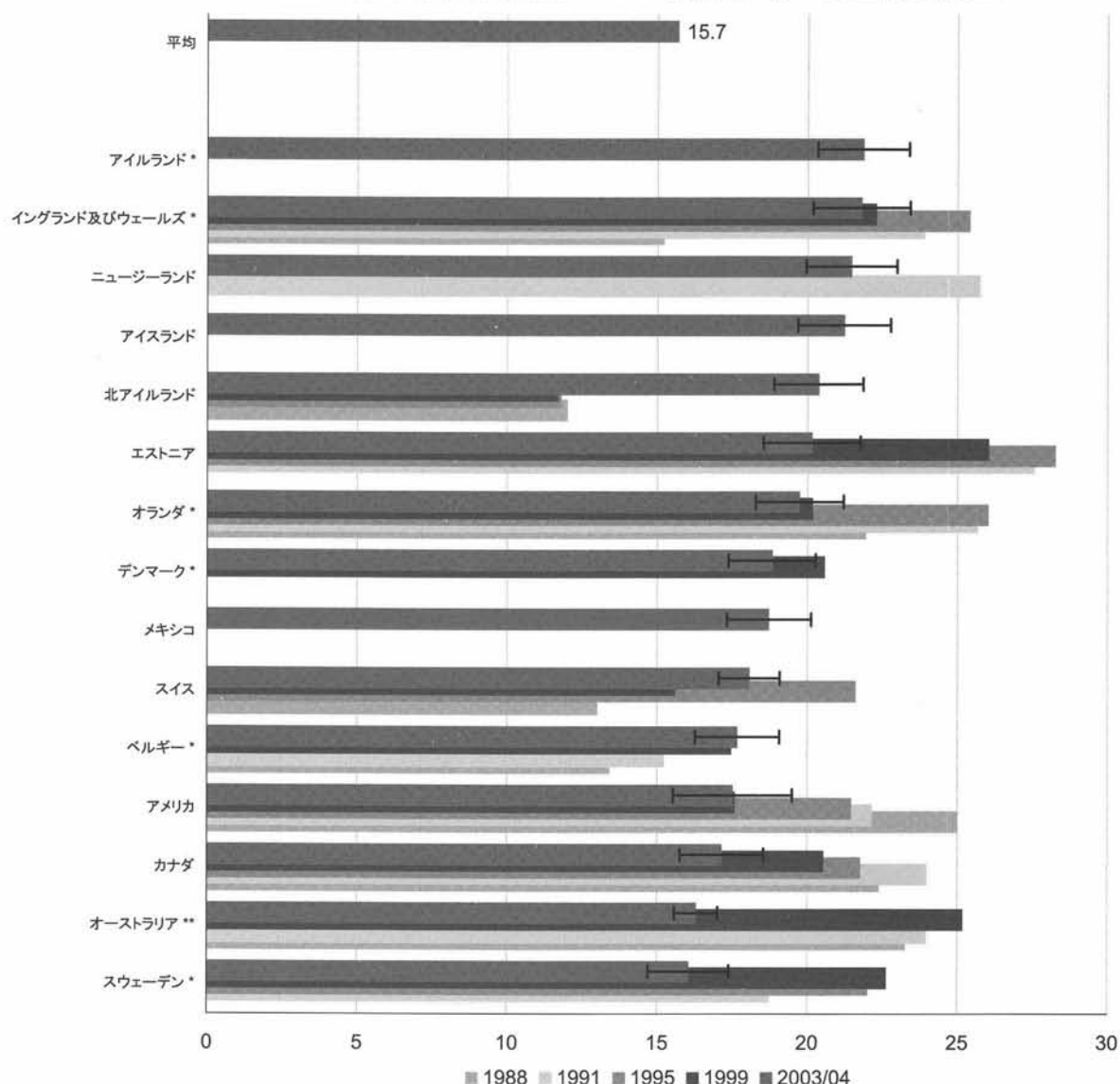
平均すると、都市部の被害率は先進国（19.9%）より発展途上国（28.4%）の方が高いものの、発展途上国の6都市のうち3都市では先進国の主要都市の被害率の水準内に収まっている。1年間犯罪被害率の都市別順位では、プノンペンとマプトが上位を占めている。ロンドンとブエノスアイレスでも被害率は比較的高い。タリン、アムステルダム、レイキャビク、ベルファスト、ダブリン、ヨハネスブルクの被害率は世界の平均値を上回っている。被害率が世界の都市部の平均値である21.7%に近いのは、ニューヨーク、コペンハーゲン、ストックホルム、サンパウロ、オスロである。参加した都市の中で被害率が最も低い5都市は、香港、リスボン、ブダペスト、アテネ、マドリードである。

2.2 総被害における傾向

図1及び図2を参照すると、ほとんどの参加国に関して、2003／2004年の被害率と過去の国際犯罪被害実態調査の被害率とを経年で比較することができる。経年変化を分析する

5 都市の場合、調査対象年に、2001年から2004年まで幅があるが、図表等の標題としては、2003／2004年の表記で統一した。

図1 10種類の犯罪に関する総被害率 — 上位15か国の2003/2004年の1年間被害率(%)
及びそれ以前の調査結果
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

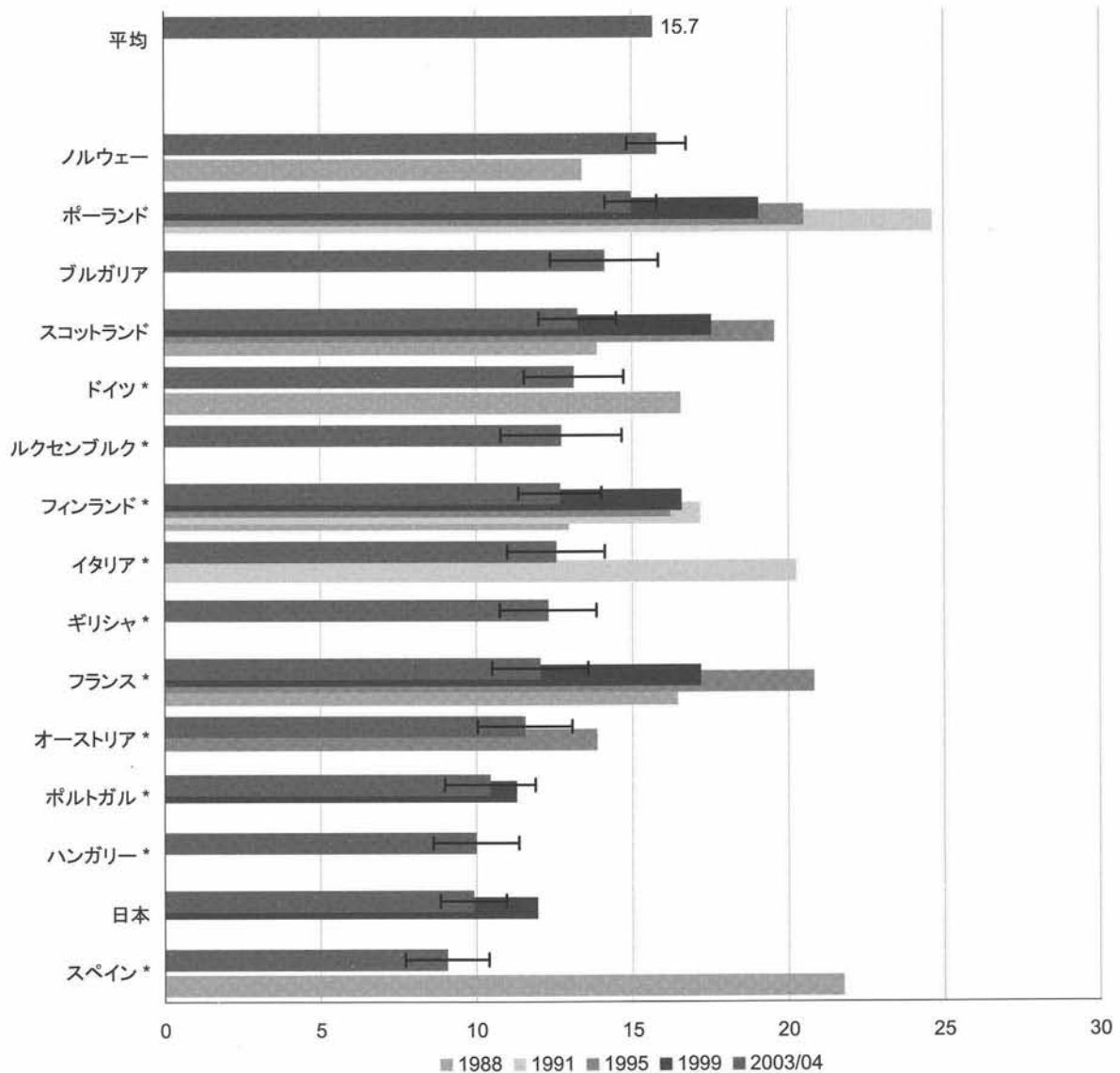


* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** オーストラリアの被害率は9種類の犯罪に基づいている。これは性的暴行の被害に関する質問が省かれたためである。性的暴行の被害に関するデータを加えるなら、総被害率は1ポイント高くなっていただろう（およそ16.5%）。

と、1988年以降の従来型犯罪による被害に、減少を示す傾向が見られる。特に国際犯罪被害実態調査に基づく経年変化データを利用できる北米、オーストラリア及び欧州の9か国における1年間総被害率は、明白な低下傾向を示している。アメリカにおける犯罪の減少は、すでに1988～1992年の時期に明確になっていた。国際犯罪被害実態調査データによると、欧州における従来型犯罪の水準は、1995年ごろに水平期に達した後、この10年間は着

図2 10種類の犯罪に関する総被害率—下位15か国の2003/2004年の1年間被害率(%)及びそれ以前の調査結果
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

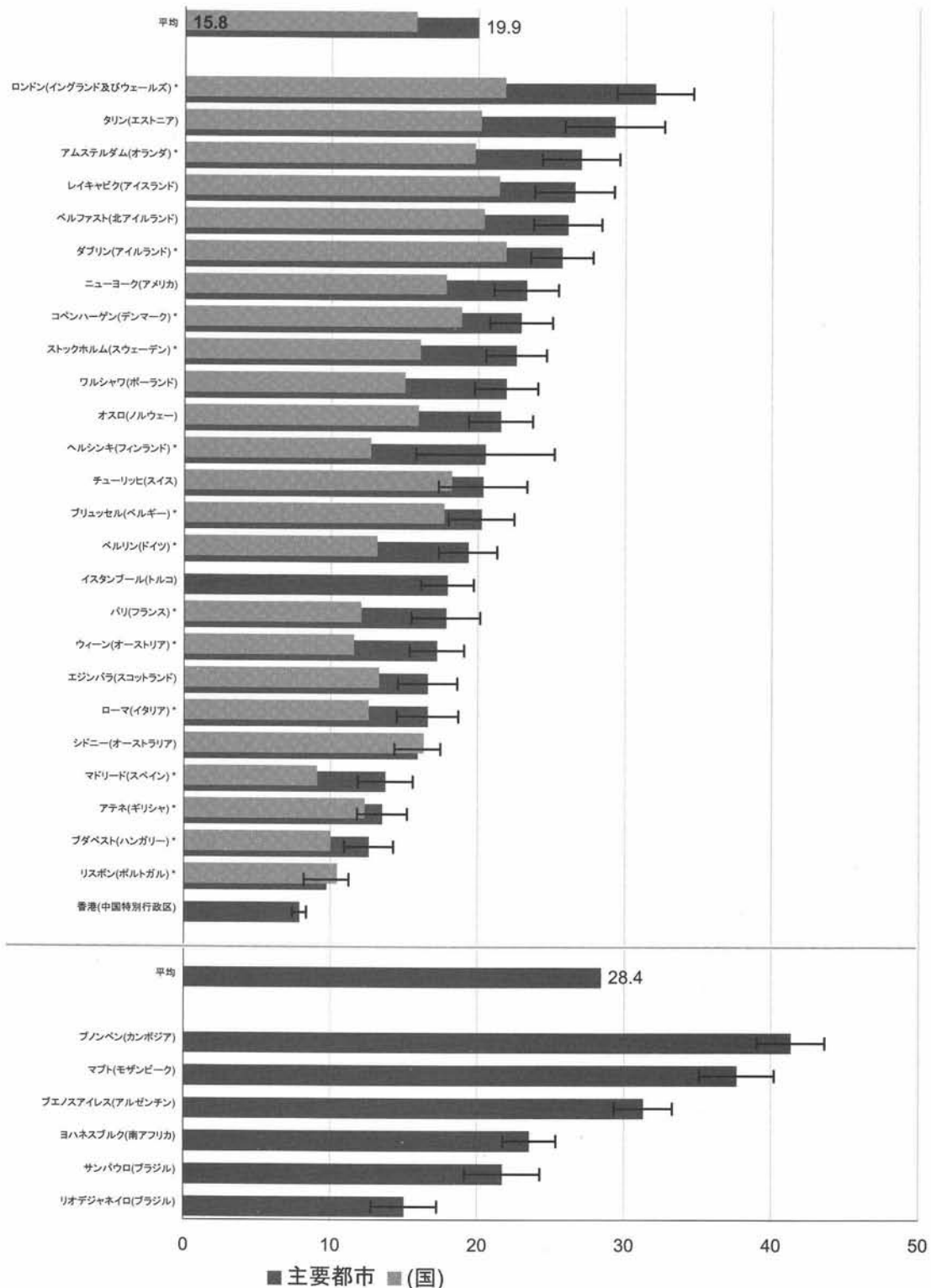


* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

実に低下している。欧州における犯罪被害の水準は、現在では1990年のレベルにまで戻っている。国際犯罪被害実態調査に基づく経年変化データにおいて、全般的な被害の減少が見られないのは、ベルギーと北アイルランドである⁶。

これらの結果から、1年間総被害率の傾向が大多数の国で非常によく似たパターンを示していることが分かる。そのため、各国の順位は最近の被害率低下傾向によってもあまり大きな影響を受けなかったため、国レベルの被害率の低下は、必ずしも国際的順位の下落につながっていない。第5回国際犯罪被害実態調査における各国の順位は、第4回調査

図3 10種類の犯罪に関する総被害率 — 28か国の主要都市及び国レベルの全体における
2003/2004年の1年間被害率(%)
2001～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*



* 出典：European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

($r=0.47$, $n=15$), 第3回調査 ($r=0.53$, $n=13$), 及び第2回調査 ($r=0.52$, $n=8$) における参加各国の順位とかなり強い相関関係が見られた⁷。しかしながら, 長期的に見て, 一部の国に関しては, 被害率の順位はかなり変化している。例えば, 第1回調査での各国の順位は, 第5回調査での順位 ($r=-.15$, $n=13$) とは相当異なる部分が見られた。すなわち, 第1回調査では, 北アイルランド, スイス, ベルギーは被害率の低い国と位置づけられており, イングランド及びウェールズはまだ上位5か国に含まれていなかったのである。

3 車両関連犯罪による被害

3.1 自動車盗

先進国では, 自動車が盗まれる理由は, 主に二つである。すなわち, 「盗難車の乗り回し」(joyriding) や一時的移動のため(この場合はたいてい自動車が所有者に戻る⁸)であるか, 転売又は部品剥奪のためである。国際犯罪被害実態調査における被害率は, あらゆる種類の自動車盗を対象としている。表1では, 「盗難車の乗り回し」を目的とする場合も含めた自動車盗に関する情報を示した。

参加した30か国全体では, 国民の0.8%が自動車盗を経験していた。主要都市の住民については, 被害率は1.3%であった(先進国では1.1%, 発展途上国では1.8%)。従来型犯罪の総被害率の場合と同様に, 自動車盗の被害率はほとんどの国で低下した。自動車の所有率が多くの上昇している(特に一番顕著なのはスペイン, エストニア, ポーランド)にも関わらず, 自動車盗の被害率が1990年代半ば以降半減している国が多い。

自動車盗の被害者になりうるのは自動車の所有者に限られるため, 自動車盗の被害の危険性は, 窃盗の被害を受けた自動車所有者中の比率で表されることが多い。そのような所有者の被害率は, ある国に居住又は滞在している自動車所有者が自分の自動車を盗まれる危険性を示している。図4は, 2003／2004年の調査回答者中の自動車所有者の推定被害率を, その国全体における被害率と対比させて示したものである。

6 1999～2004年の北アイルランドでの被害の傾向に関する比較可能な国内調査データはない。総被害率は2000～2003／2004年の期間は上昇し(19.7%から21.4%に), その後2004／2005年には17.3%にまで低下している(B. French & R. Freel, Research and Statistical Bulletin 2/2007)。ICVSは北アイルランドで2000年までは対面調査方式を採用していたが, 2005年に電話によるCATI調査方式に変更した。このCATIへの変更により, 北アイルランドの被害率と, もともとCATI方式で調査していた他の欧州諸国との被害率に関するデータ比較の正確性は向上した。ただし, この変更は, 北アイルランドでの経年変化を参照する上で, 変更の前後における推定値に未知の影響を及ぼした可能性が残る。

7 スピアマンの順位係数。

8 「盗難車の乗り回し」のカテゴリーは, さらに移動自体を目的とした窃盗と, 「スリル」を求めて高速で盗難車を運転する目的での窃盗に区分されなければならない。

所有者の平均推定被害率は1.0%である。自動車所有者の被害率についての各国の順位は、全体10万人当たりの被害率に基づく順位と非常に似ている。例外的なのは、ブルガリア、メキシコ、ポーランド、及び程度はやや弱い、エストニアである。これらの国では自動車所有率がまだ比較的低いため、所有者の被害率は国全体における被害率よりいくぶん高い数値を示している。

アジア、ラテンアメリカ、アフリカでは、自動車は単に保有するため、あるいは犯罪活動や先進工業国で利用するという理由によって、より頻繁に盗まれており、自動車盗の性

表1 自動車盗－2003／2004年の国及び主要都市の全体における1年間被害率(%)並びにそれ以前の調査結果

1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

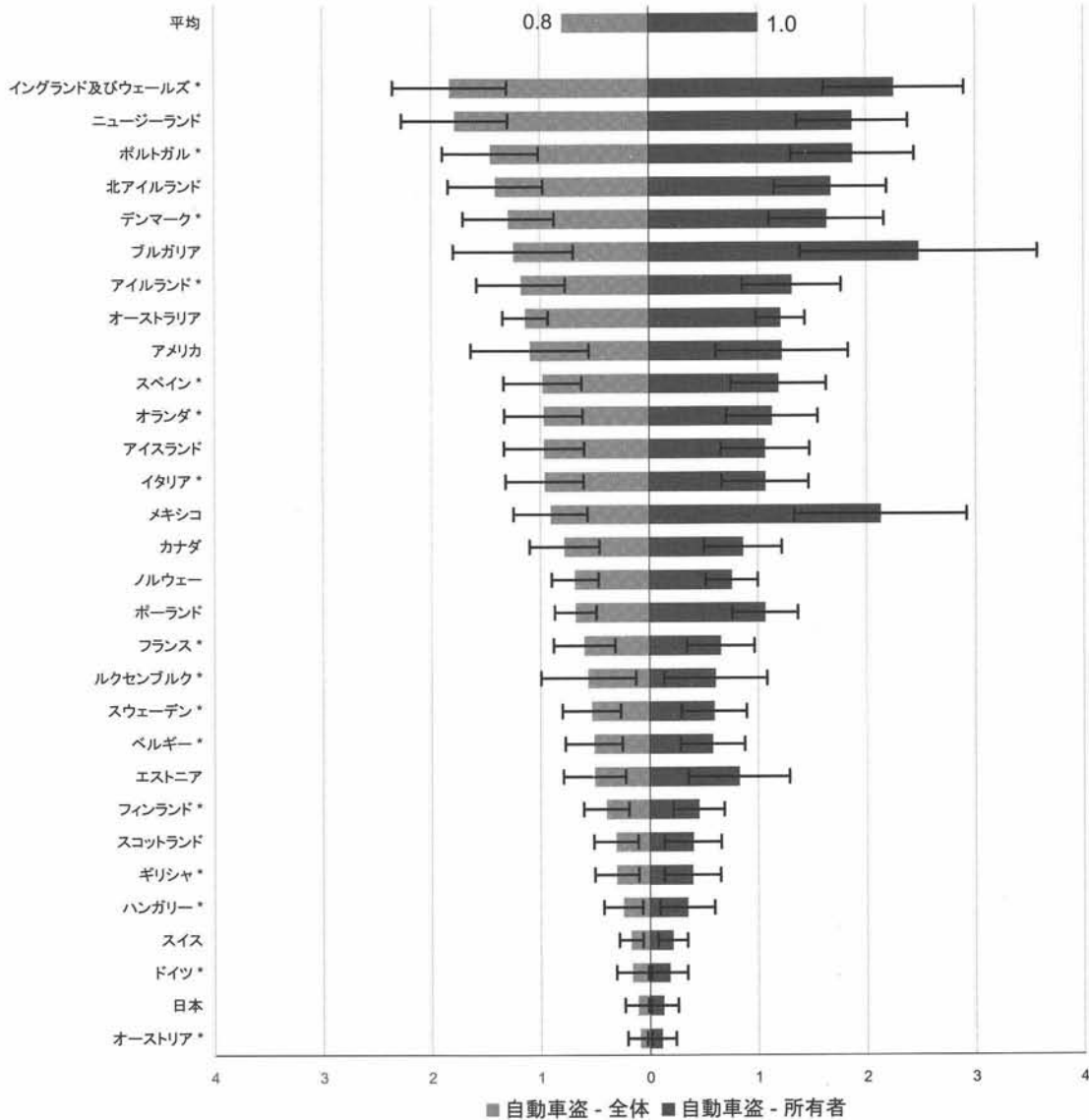
国	1988	1991	1995	1999	2003-2004	主要都市	2000-2004
イングランド及びウェールズ	1.8	3.7	2.5	2.1	1.8 *	ローマ (イタリア)	3.4 *
ニュージーランド		2.7			1.8	ダブリン (アイルランド)	3.0 *
ポルトガル				0.9	1.5 *	ブエノスアイレス (アルゼンチン)	2.1
北アイルランド	1.6		1.6	1.2	1.4	リスボン (ポルトガル)	2.0 *
デンマーク					1.3 *	ベルファスト (北アイルランド)	1.9
ブルガリア					1.2	ストックホルム (スウェーデン)	1.8 *
アイルランド					1.2 *	マドリード (スペイン)	1.8 *
オーストラリア	2.3	3.1		1.9	1.1	ヘルシンキ (フィンランド)	1.7 *
アメリカ	2.1	2.6	1.9	0.5	1.1	ニューヨーク (アメリカ)	1.6
スペイン	1.4				1.0 *	ロンドン (イングランド)	1.3 *
オランダ	0.3	0.5	0.4	0.4	1.0 *	レイキャビク (アイスランド)	1.0
アイスランド					1.0	コペンハーゲン (デンマーク)	1.0 *
イタリア		2.7			1.0 *	オスロ (ノルウェー)	1.0
メキシコ					0.9	イスタンブール (トルコ)	0.9
カナダ	0.8	1.3	1.5	1.4	0.8	ブリュッセル (ベルギー)	0.9 *
ノルウェー	1.1				0.7	シドニー (オーストラリア)	0.7
ポーランド		0.7	0.9	1.0	0.7	アムステルダム (オランダ)	0.7 *
フランス	2.4		1.6	1.7	0.6 *	アテネ (ギリシャ)	0.7 *
ルクセンブルク					0.6 *	ワルシャワ (ポーランド)	0.6
スウェーデン		1.7	1.2	1.3	0.5 *	タリン (エストニア)	0.6
ベルギー	0.8	1.0		0.7	0.5 *	ベルリン (ドイツ)	0.4 *
エストニア		0.7	1.8	0.9	0.5	ブダペスト (ハンガリー)	0.4 *
フィンランド	0.4	0.7	0.4	0.4	0.4 *	エジンバラ (スコットランド)	0.4
スコットランド	0.8		1.7	0.7	0.3	ウィーン (オーストリア)	0.4 *
ギリシャ					0.3 *	チューリッヒ (スイス)	0.2
ハンガリー					0.2 *	パリ (フランス)	0.2 *
スイス	0.0		0.1	0.3	0.2	香港 (中国特別行政区)	0.0
ドイツ	0.4				0.2 *	平均	1.1
日本				0.1	0.1	発展途上国の都市	
オーストリア			0.1		0.1 *	サンパウロ (ブラジル)	4.2
						ヨハネスブルク (南アフリカ)	2.6
						マプト (モザンビーク)	1.9
						リオデジャネイロ (ブラジル)	1.7
						リマ (ペルー)	0.3
						プノンペン (カンボジア)	0.2
平均**	1.2	1.8	1.2	1.0	0.8	平均	1.8

* 出典：European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

格は他国と異なる可能性がある。南米での調査に関する追加的情報については、Naudé, Prinsloo & Ladikos (2006) を参照されたい。

図4 自動車盗 — 2003/2004年の自動車所有者と全体における1年間被害率(%)
2004~2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

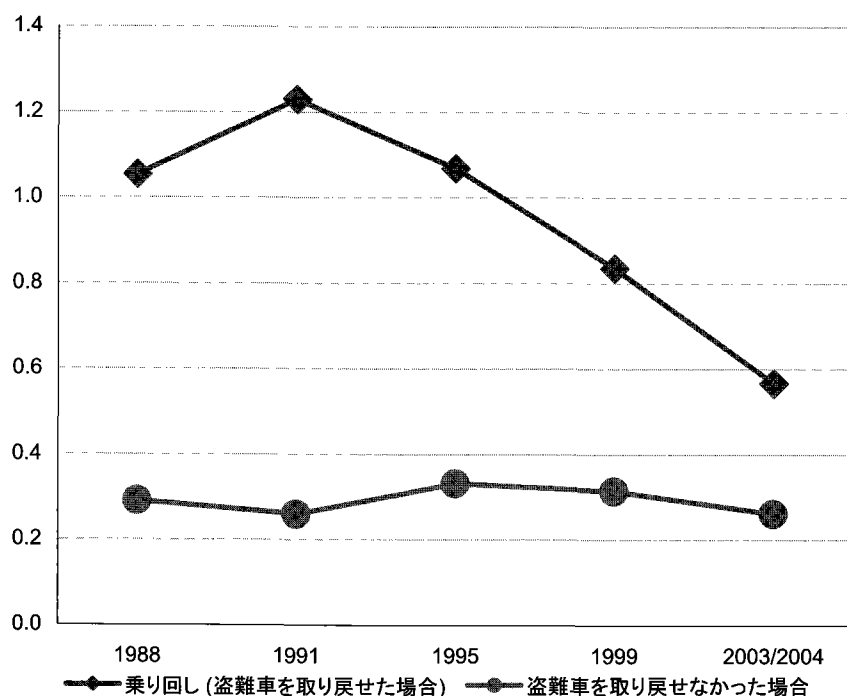
●プロの自動車盗と「盗難車の乗り回し」の傾向

自動車盗は1993年以降、ほぼ全体的な減少傾向を示しており、最も大幅な減少が記録されたのは、フランス、イタリア、スウェーデン、イングランド及びウェールズである。13か国に関しては、盗難車の乗り回しを含む自動車盗の1988年以降についての経年変化デー

タを参照できる⁹。プロの自動車盗と盗難車の乗り回しに関して特別の経年変化分析を行った結果が図5である。

図5 窃盗の種類別に見た自動車盗の傾向 — 少なくとも3回の調査でのデータを利用できる国*の1年間被害率(%)

1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



* データを利用できる13カ国は、オーストラリア、ベルギー、カナダ、イングランド及びウェールズ、エストニア、フィンランド、フランス、オランダ、北アイルランド、ポーランド、スコットランド、スウェーデン、アメリカである。

図5は、分析対象に含めることのできた13か国において、プロの自動車盗の平均被害率が1988年以来一定していることを示している。全体の被害率の低下は、相当程度、「盗難車の乗り回し」の1991年以降の急激な（50%以上の）下降によって引き起こされている。1991年には、13か国における自動車を盗まれたことのある自動車所有者にとって、盗難車を取り戻せる可能性は平均で5回のうち4回あった。2003/2004年にはこの可能性が2回のうち1回にまで減少している¹⁰。ポーランド（34%）とハンガリー（35%）の被害者は、

9 データを利用できる13カ国は、オーストラリア、ベルギー、カナダ、イングランド及びウェールズ、エストニア、フィンランド、フランス、オランダ、北アイルランド、ポーランド、スコットランド、スウェーデン、アメリカである。

10 英国犯罪被害実態調査（British Crime Survey）の結果は、近年盗難車の乗り回しが大幅に減ったこと、同時に自動車盗のうち盗難車を取り戻せなかったケースはほとんど又は全く減っていないことを確証している。フランス、オーストラリア、オランダでの自動車盗に関する利用できる行政上のデータも、低下する窃盗率と取り戻し率に関する同様な二重のパターンを示している（Postma, 2007）。

盗難車を取り戻せる見込みが最も低かったが、これは単なる盗難車の一時的乗り回しのためではなく、プロが転売等の目的で実行する窃盗が増えていることを暗示している。

欧州における自動車盗の減少を、自動車の所有率の低下によって説明することはできない。前記のように、欧州における自動車の所有率は実際には上昇しているからである。欧州全体で自動車盗の比率の低下を推進している要因として最も考えられるのは、ステアリング・コラム・ロック（ハンドルやギアシフトを動かせなくなるように固定する装置）、アラーム（車体に触れると大音量の警告音が発生）、電子制御点火システム（エンジンがコンピュータ制御となって、従来のように配線をつなぎ変えてもエンジンを起動できない）などの窃盗予防装置が改良され、いっそう幅広く利用されるようになったことである。これらの装置は、盗難車の乗り回しやその他の形態のプロ以外の犯人による通りがかりの自動車盗の被害発生水準に対して、最も大きな影響を与えている可能性が高いと考えられる。自動車が盗まれた場合、現在では、搭載された防御装置を巧妙な技術や暴力によって破壊するプロの集団の仕業である場合がいっそう多くなっている。

3.2 車上盗

本調査では、自動車、ワゴン車、トラックからの車上盗についても調査した。この項目の対象になっているのは、車両内に置き忘れたもの（コートなど）、車両内の装置（オーディオ装置や携帯電話）、及び車両の部品（フェンダーミラーやバッジなど）の窃盗である。表2は、2003／2004年の車上盗の被害率を示している。

30か国の中で被害率が最も高かったのは、ニュージーランド、イングランド及びウェールズ、エストニア、アイルランド、アメリカ、ポルトガルであり、いずれも5%以上の被害率となっている。これらの国では、推計値として、市民20人に1人が、少なくとも1年間に1回、車上盗に遭っていたことになる。危険性が最も低かったのは、日本、ギリシャ、ドイツであり、被害率は2%以下である。

自動車盗の場合と同様、自動車所有者の中での車上盗の危険性は、国全体における被害率よりも高い。自動車所有者の平均被害率は4.3%であった。所有者の被害率についての各国の順位は、国全体における被害率についての順位とはわずかな違いしかない。自動車盗の場合と同様に、エストニア、メキシコ、及び程度は弱いがポーランドでは、所有者の被害危険性が国全体における被害危険性に対して比較的高くなっている。エストニアとメキシコでは、10人に1人の所有者が毎年自分の自動車から部品を盗まれている。この結果は、これらの国における、比較的活気のある自動車の中古部品市場の需要と関連があることを示唆している。

ほとんどすべての国において、車上盗は減少傾向を示している。例外はベルギーと北アイルランドである¹¹。車上盗の大幅な減少が見られた国は、エストニア、イングランド及

表2 車上盗—2003／2004年の国及び主要都市の全体における1年間被害率(%)並びにそれ以前の調査結果
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国	1988	1991	1995	1999	2003-2004	主要都市	2000-2004
ニュージーランド		6.9			6.6	ロンドン (イングランド)	8.5 *
イングランド及びウェールズ	5.6	8.6	8.1	6.4	6.0 *	タリン (エストニア)	8.4
エストニア		7.3	7.7	9.1	6.0	ベルファスト (北アイルランド)	6.7
アイルランド					5.2 *	ニューヨーク (アメリカ)	6.6
アメリカ	9.2	7.0	7.5	6.4	5.2	ブリュッセル (ベルギー)	6.2 *
ポルトガル				4.9	5.0 *	ダブリン (アイルランド)	6.2 *
北アイルランド	4.0		3.1	2.7	4.9	ローマ (イタリア)	5.4 *
カナダ	7.2	7.3	6.2	5.4	4.8	ワルシャワ (ポーランド)	5.0
オーストラリア	6.9	6.6		6.8	4.5	シドニー (オーストラリア)	4.9
ベルギー	2.7	3.9		3.6	4.2 *	レイキャビク (アイスランド)	4.6
スウェーデン		3.9	4.9	5.3	4.2 *	ウィーン (オーストリア)	4.5 *
メキシコ					4.1	ストックホルム (スウェーデン)	4.4 *
ポーランド		5.3	5.7	5.5	3.9	アムステルダム (オランダ)	4.2 *
オランダ	5.2	6.8	5.4	3.9	3.9 *	ヘルシンキ (フィンランド)	4.2 *
アイスランド					3.8	マドリード (スペイン)	3.9 *
ブルガリア					3.3	ベルリン (ドイツ)	3.9 *
フランス	6.0		7.2	5.5	3.2 *	アテネ (ギリシャ)	3.7 *
スイス	1.9		3.0	1.7	2.9	オスロ (ノルウェー)	3.5
ルクセンブルク					2.8 *	イスタンブール (トルコ)	3.5
スペイン	9.6				2.7 *	エジンバラ (スコットランド)	3.2
デンマーク				3.4	2.6 *	パリ (フランス)	3.0 *
ノルウェー	2.8				2.6	リスボン (ポルトガル)	2.9 *
イタリア		7.0			2.4 *	ブダペスト (ハンガリー)	2.2 *
オーストリア			1.6		2.4 *	チューリッヒ (スイス)	1.9
スコットランド	5.4		6.6	4.2	2.3	コペンハーゲン (デンマーク)	1.5 *
フィンランド	2.7	2.9	2.9	2.9	2.2 *	香港 (中国特別行政区)	0.5
ハンガリー					2.1 *	平均	4.4
ドイツ	4.7				2.0 *	発展途上国の都市	
ギリシャ					1.8 *	ブエノスアイレス (アルゼンチン)	7.2
日本				1.6	1.1	サンパウロ (ブラジル)	7.2
						マプト (モザンビーク)	5.3
						リマ (ペルー)	4.5
						プノンペン (カンボジア)	4.4
						ヨハネスブルク (南アフリカ)	3.3
						リオデジャネイロ (ブラジル)	1.2
平均**	5.3	6.1	5.4	4.7	3.6	平均	4.7

* 出典：European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

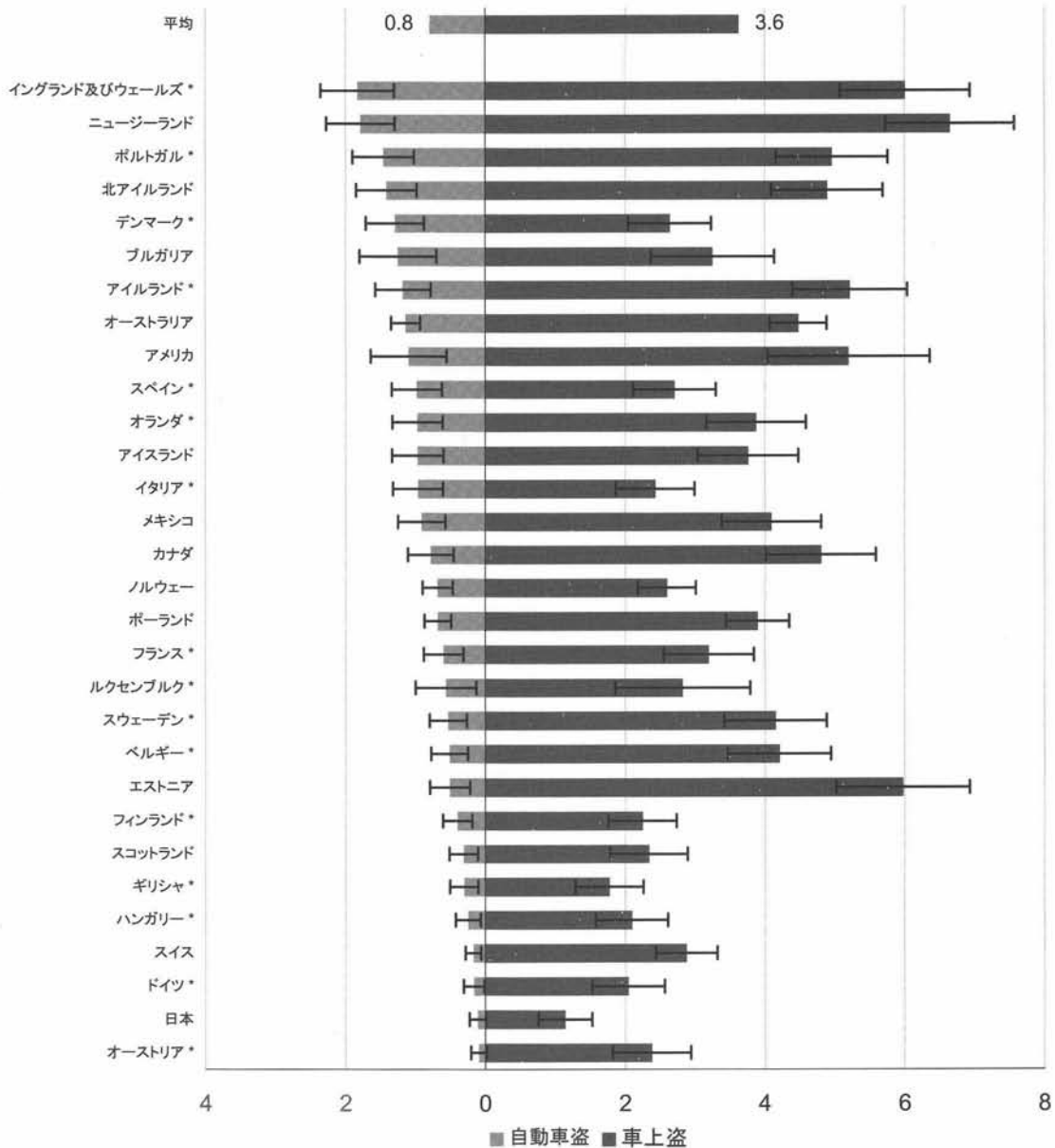
** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

びウェールズ、アメリカ、オランダ、フランス、スペイン、イタリア、ドイツである。自動車盗の場合と同様に、防犯対策の向上及びワイパーや携帯オーディオ装置を停車中に取り外すなどの窃盗予防策の普及が、車上盗の減少に貢献している可能性がある。

車上盗によって何かが盗まれることは、自動車自体の窃盗よりはるかに頻繁に起きてい

11 北アイルランドの国内犯罪被害調査は、2000～2003／04年の期間に車上盗が増加し、2005年に明白に減少したことを示している。

図6 自動車盗と車上盗 — 各国の2003/2004年の1年間被害率(%)
2004～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*



* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

る。自動車盗の平均被害率は0.8%であるが、車上盗では3.6%である。自動車盗の被害率と車上盗の被害率には、かなり密接な相関関係が見られる ($r=0.73$; $n=29$, $p<0.05$)。ただ、エストニアでの車上盗の高い被害率は、この相関関係の例外である。図6では、2003/2004年の自動車盗及び車上盗の被害率をグラフで示した。

3.3 バイク盗

30か国におけるオートバイの所有率は非常に異なっている。平均すると17.5%の世帯が1台又は複数のオートバイ（自動二輪車と定義されるもの）を所有していた。所有率が最も高かったのは、イタリア（33%が自動二輪車を所有）、ギリシャ（32%）、日本（29%）、スウェーデン（25%）である。所有率が20%を超えるその他の国として、フィンランド、オーストリア、オランダ、ドイツが挙げられる。北欧諸国や英国などいくつかの国では、過去10年ないし15年間に所有率が上昇した。表3では、国と都市におけるバイク盗の被害率の概観を示した。

バイク盗の平均被害率は0.3%である。被害率が最も高かったのは、イタリア、イングランド及びウェールズ、日本、スイス、スウェーデン、ギリシャ（いずれも0.5%以上）である。都市の中では、プノンペンが際立っており、バイク盗の1年間被害率は6%を超えている。

バイク盗における各国の傾向には、ばらつきが見られる。イングランド及びウェールズでは、明確かつ一貫した増加傾向が見られる。この増加傾向のごく一部は、オートバイ所有率の若干の上昇に起因するものと推測できる可能性がある。犯罪全般と自動車盗の被害率が低下しているスウェーデン、フィンランド、デンマークでは、被害傾向は横ばいである。バイク盗が大幅に減少しているのは、ポーランドとベルギーである。

●バイク所有者の被害率

総じてオートバイ所有者の比率が低いことを反映して、バイク所有者中における窃盗の被害率は、国全体における被害率よりもかなり高くなっている。バイク所有者におけるバイク盗の平均被害率は1.5%である。バイク所有者が自分の車両を盗まれる危険性は、自動車所有者の場合（1.0%）よりずっと高い。

イングランド及びウェールズは、所有者の被害率が比較的高い（6.2%）点で際立っている。1988年には、イングランド及びウェールズの所有者の被害率はまだ1%未満であった。所有者の被害率が特に大きい他の国として、イタリア（2.9%）、アイルランド（2.7%）、スコットランド（2.4%）、スイス（2.4%）が挙げられる。所有者の被害率についての各国の順位は、若干の特異な例外はあるものの、概して国全体における被害率の国別順位に近い（スピアマンの順位相関係数=0.78）。被害率は回答者中の小さい下位グループに関して算定されたものなので、誤差の範囲は比較的大きい。詳細については図7を参照されたい。

主要都市での所有者の被害率（図は掲載省略）では、若干の注目すべき結果が見られる。平均被害率は3.2%である。被害率が最も高かったのはパリ（9.5%）である。被害率が高いその他の都市として、サンパウロ（9.3%）、ロンドン（7.9%）、プノンペン（7.5%）、リオデジャネイロ（6.9%）、チューリッヒ（5.6%）、ブエノスアイレス（5.6%）が挙げ

られる。これらの都市に住むバイク所有者にとって、バイク盗の被害率は、他の場所における自転車所有者にとっての自転車盗の被害率と比べてもかなり高いといえる。

表3 バイク盗—2003／2004年の国及び主要都市の全体における1年間被害率(%)並びにそれ以前の調査結果
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国	1988	1991	1995	1999	2003-2004	主要都市	2000-2004
イタリア		1.5			1.0	パリ（フランス）	1.0 *
イングランド及びウェールズ	0.1	0.4	0.2	0.4	0.8 *	ローマ（イタリア）	0.9 *
日本				1.0	0.7 *	チューリッヒ（スイス）	0.8
スイス	1.2		1.4	0.2	0.6	ベルリン（ドイツ）	0.6 *
スウェーデン		0.6	0.5	0.4	0.6	ロンドン（イングランド）	0.5 *
ギリシャ					0.6 *	アテネ（ギリシャ）	0.5 *
オランダ	0.4	1.0	0.7	0.6	0.4 *	ダブリン（アイルランド）	0.5 *
デンマーク				0.7	0.3 *	コペンハーゲン（デンマーク）	0.4 *
フランス	0.6		0.8	0.3	0.3 *	アムステルダム（オランダ）	0.4 *
アメリカ	0.1	0.4	0.2	0.3	0.3 *	ストックホルム（スウェーデン）	0.2 *
スペイン	0.8				0.3	ベルファスト（北アイルランド）	0.2
北アイルランド	0.1		0.0	0.0	0.3 *	オスロ（ノルウェー）	0.2
アイルランド					0.3	シドニー（オーストラリア）	0.2
ノルウェー	0.3				0.3 *	レイキャビク（アイスランド）	0.1
スコットランド	0.3		0.1	0.1	0.2	リスボン（ポルトガル）	0.1 *
カナダ	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2	マドリッド（スペイン）	0.1 *
エストニア		0.7	0.2		na	香港（中国特別行政区）	0.1
ドイツ	0.2				0.2 *	エジンバラ（スコットランド）	0.1
オーストラリア	0.3	0.3		0.1	0.1	ウィーン（オーストリア）	0.1 *
ニュージーランド		0.3			0.1	ヘルシンキ（フィンランド）	0.1 *
ベルギー	0.4	1.1		0.3	0.1 *	ブダペスト（ハンガリー）	0.0 *
フィンランド	0.0	0.3	0.2	0.1	0.1 *	ブリュッセル（ベルギー）	0.0 *
ポーランド		1.0	0.3	0.1	0.1	イスタンブール（トルコ）	0.0
アイスランド					0.1	ワルシャワ（ポーランド）	0.0
オーストリア			0.0		0.0 *	ニューヨーク（アメリカ）	0.0
ハンガリー					0.0 *	平均	0.3
ポルトガル				0.3	0.0 *	発展途上国の都市	
ブルガリア					0.0	ブノンベン（カンボジア）	6.6
ルクセンブルク					0.0 *	サンパウロ（ブラジル）	0.9
メキシコ					0.0	リオデジャネイロ（ブラジル）	0.5
						ブエノスアイレス（アルゼンチン）	0.5
						マプト（モザンビーク）	0.3
						リマ（ペルー）	0.2
						ヨハネスブルク（南アフリカ）	0.0
平均**	0.4	0.6	0.3	0.3	0.3	平均	1.3

* 出典：European Survey of Crime and Safety(2005 EU ICS) . Brussels, Gallup Europe.

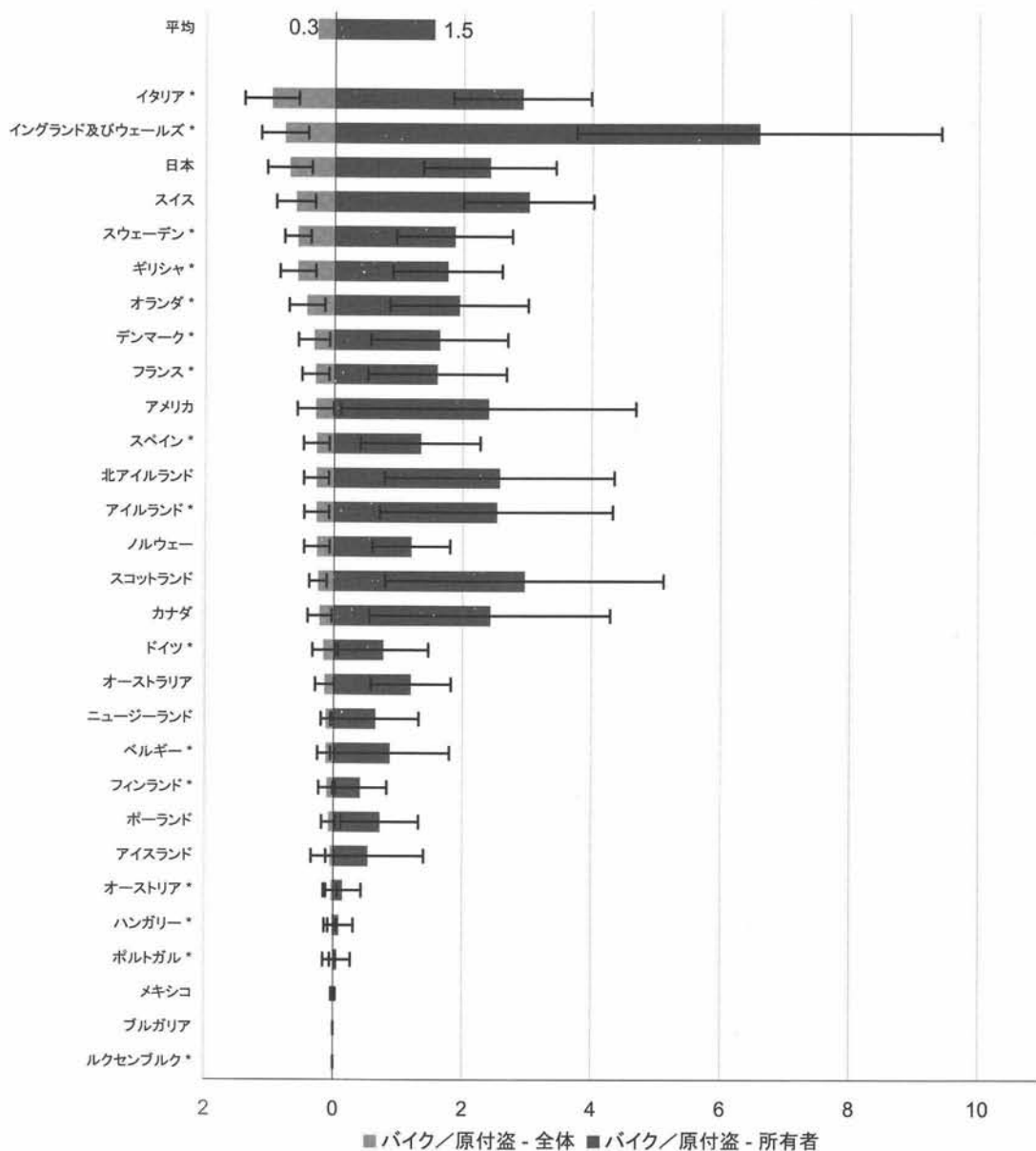
** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

イングランド及びウェールズ（バイク所有率は中位レベル）は例外として、概してバイク盗は、バイクの所有率が最も高い地域で一番頻発している。バイクの所有率とバイク盗の被害率は、中程度の強さで相関していた（ $r = .50$; $n = 28$ $p < 0.05$ ）。同様にバイク所有者の被害危険性も、イタリアなどバイク所有率がより高い国では、いっそう高くなりがちであった。換言すれば、自動車の場合と同じように、犯罪対象物の供給量が豊かであるほ

ど、窃盗の「需要」を弱めるのではなく、逆に窃盗を促進するように思われる。その理由の一つは、単純に、バイク所有率の高い国ではより多くの潜在的犯人がバイクの運転に慣れており、運転能力も備えているという点にあるのかもしれない。加えて、中古バイクやバイクの中古部品に対する需要もいっそう広がっているかもしれない。

図7は、国全体及び調査回答者の中のバイク所有者が受けたバイク盗に関する被害データを併せて示したものである。

図7 バイク／原付盗 ― 各国の2003／2004年の所有者及び全体における1年間被害率(%)
2004～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*



* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

3.4 自転車盗

自転車盗における平均被害率は、国レベルで2.9%、主要都市で3.3%である。被害率は、ブノンペン（5.3%）を除けば、平均して発展途上国の都市の方が低い。表4は、2003／2004年とそれ以前の年の一般市民の被害率を示している。国全体のレベルで推定した自転車盗の危険性が最も高かったのは、オランダ、デンマーク、フィンランド、日本、スウェーデンである（5%以上）。危険性が最も低かったのは、ポルトガル、スペイン、フランス、ブルガリア、オーストラリア、ニュージーランドである（1.5%未満）。

傾向は国によって異なっている。オランダ、スウェーデン、エストニア、フランスでは、自転車盗の被害水準に明白な減少が見られる。オランダの自転車盗の被害率は、現在では1988年の水準を下回っている。ベルギー、フィンランド、デンマーク、アメリカでは、自転車盗の被害率は一定している。イングランド及びウェールズの自転車盗の比率は、1988年以降に上昇したが、1995～2000年の期間は低下している。2004年の比率は変化していない¹²。

主要都市での自転車盗についての順位は国別の順位に沿ったものとなっており、アムステルダム、コペンハーゲン、ストックホルムが上位を占めている。

●自転車の所有者と窃盗

どの国でも、自転車の所有者は、一般市民が自転車盗以外の窃盗の被害に遭う可能性よりも、自転車盗の被害に遭う可能性が若干高くなっている（自転車所有者の平均的被害危険性4.0%）。この自転車所有者の危険性は、自動車所有者（平均危険性1.0%）やオートバイ所有者（1.5%）の場合よりもかなり高い。人口10万人あたりの自転車所有者の推定被害率及び調査回答者中の自転車所有者に関する被害の危険性の詳細は、図8を参照されたい。

自転車盗における所有者の被害率は、国全体における被害率と非常に強く相関している（ $r = .93$ ）。所有者の被害率の点では、オランダ（6.9%）とデンマーク（6.6%）が上位を占めている。日本は第3位である。自転車がさほど普及していないギリシャもやや順位が高い。イングランド及びウェールズの被害率は、国レベルの自転車盗の被害率では欧州の平均を下回るが、自転車所有者を基準とした自転車盗の被害率では平均を上回っている。

世帯の自転車所有水準は、自動車の場合より国による差が大きい。参加した30か国の自転車所有率は、45%を下回るポルトガル、スペイン、ギリシャから、ほぼどの世帯にも行き渡っている（80%以上）ドイツ、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、オランダまで幅がある。ほとんどの国では、自転車盗の所有者における推定被害危険性水準と国全

12 英国犯罪被害実態調査（イングランド及びウェールズに限る）の結果は、2001年以降自転車盗が増加したことを示している。

表4 自転車盗 — 2003/2004年の国及び主要都市における1年間被害率(%)並びにそれ以前の調査結果

1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

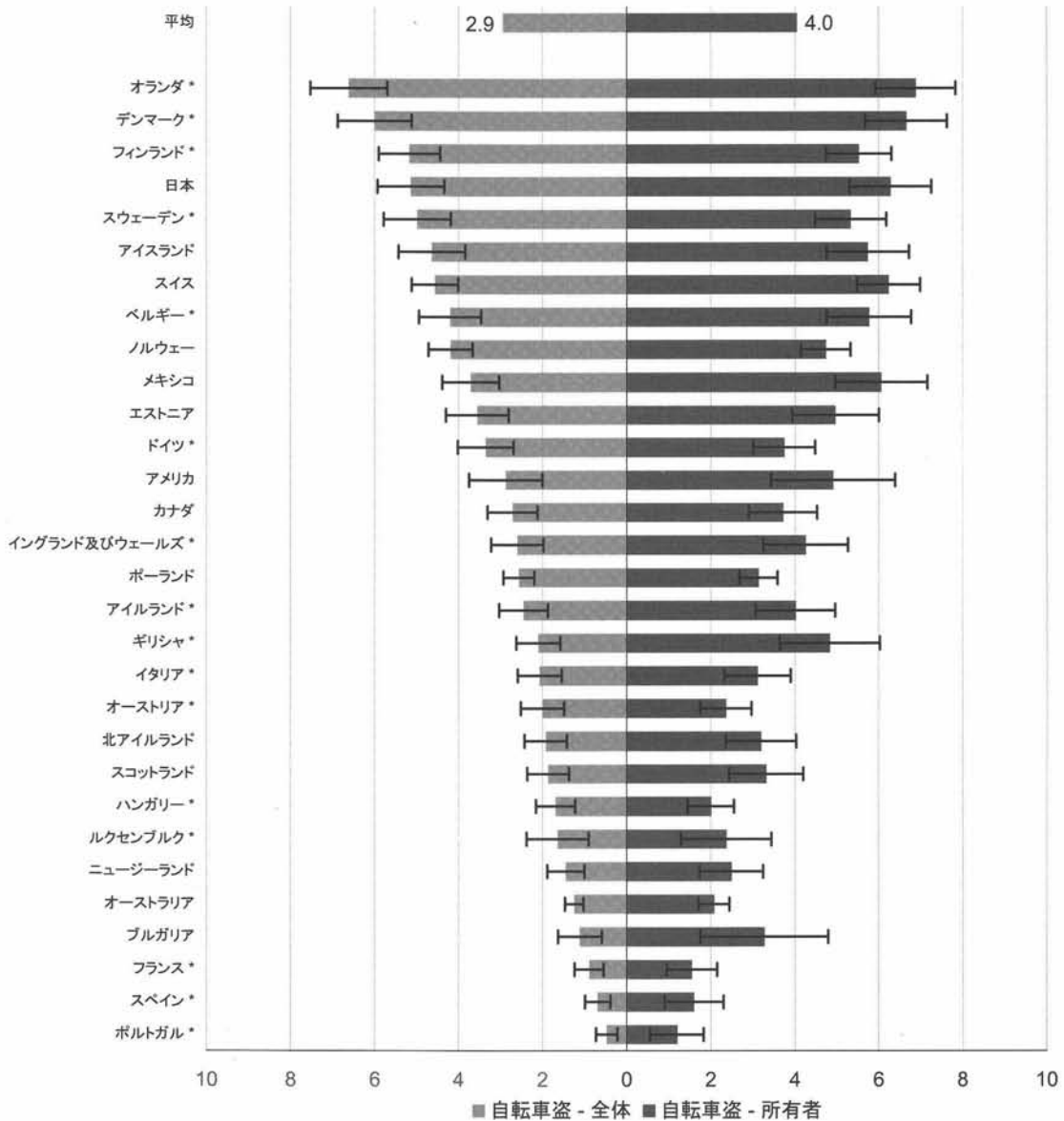
国	1988	1991	1995	1999	2003-2004	主要都市	2000-2004
オランダ	7.5	10.0	9.5	7.0	6.6 *	アムステルダム (オランダ)	12.0 *
デンマーク				6.7	6.0 *	コペンハーゲン (デンマーク)	9.3 *
フィンランド	3.1	5.0	5.1	4.9	5.2 *	ストックホルム (スウェーデン)	7.0 *
日本				6.6	5.1	レイキャビク (アイスランド)	6.2
スウェーデン		7.0	8.8	7.2	5.0 *	ワルシャワ (ポーランド)	4.8
アイスランド					4.6	ロンドン (イングランド)	4.7 *
スイス	3.2		7.0	4.7	4.6	オスロ (ノルウェー)	4.6
ベルギー	2.7	2.8		3.5	4.2 *	チューリッヒ (スイス)	4.6
ノルウェー	2.8				4.2	ベルリン (ドイツ)	4.1 *
メキシコ					3.7	ヘルシンキ (フィンランド)	4.0 *
エストニア		6.2	5.2	4.0	3.6	ダブリン (アイルランド)	4.0 *
ドイツ	3.3				3.4 *	タリン (エストニア)	3.3
アメリカ	3.0	2.9	3.3	2.1	2.9	ニューヨーク (アメリカ)	3.0
カナダ	3.4	3.7	3.3	3.5	2.7	エジンバラ (スコットランド)	2.7
イングランド及びウェールズ	1.0	3.0	3.5	2.4	2.6 *	パリ (フランス)	2.7 *
ポーランド		4.2	3.2	3.6	2.6	ベルファスト (北アイルランド)	2.6
アイルランド					2.5 *	ウィーン (オーストリア)	2.0 *
ギリシャ					2.1 *	ブリュッセル (ベルギー)	1.7 *
イタリア		2.3			2.1 *	香港 (中国特別行政区)	1.7
オーストリア			3.3		2.0 *	ブダペスト (ハンガリー)	1.6 *
北アイルランド	1.6		1.2	1.4	1.9	シドニー (オーストラリア)	1.2
スコットランド	1.0		1.9	2.0	1.9	イスタンブール (トルコ)	1.1
ハンガリー					1.7 *	アテネ (ギリシャ)	0.9 *
ルクセンブルク					1.6 *	リスボン (ポルトガル)	0.7 *
ニュージーランド		4.4			1.4	ローマ (イタリア)	0.3 *
オーストラリア	1.9	2.1		2.0	1.2	マドリード (スペイン)	0.2 *
ブルガリア					1.1	平均	3.5
フランス	1.4		2.8	1.8	0.9 *	発展途上国の都市	
スペイン	1.1				0.7 *	ブノンベン (カンボジア)	5.3
ポルトガル				0.8	0.5 *	ブエノスアイレス (アルゼンチン)	4.2
						リマ (ペルー)	2.9
						リオデジャネイロ (ブラジル)	2.5
						サンパウロ (ブラジル)	1.8
						ヨハネスブルク (南アフリカ)	1.3
						マプト (モザンビーク)	0.8
平均**	2.6	4.5	4.5	3.8	2.9	平均	2.7

* 出典：European Survey of Crime and Safety(2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

体における被害危険性水準の間には、強い相関関係がある ($r=0.76$, $n=30$, $p<0.05$)。図9では、その結果を分布図によって示した。オーストリアとハンガリーのデータは、相関曲線の分布からいくぶん外れている。これらの国の自転車盗の被害率は、所有率が高いことを考慮するなら、低いレベルにとどまっていると考えられる。

図8 自転車盗—各国の2003/2004年の所有者及び全体における1年間被害率(%)
2004~2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*



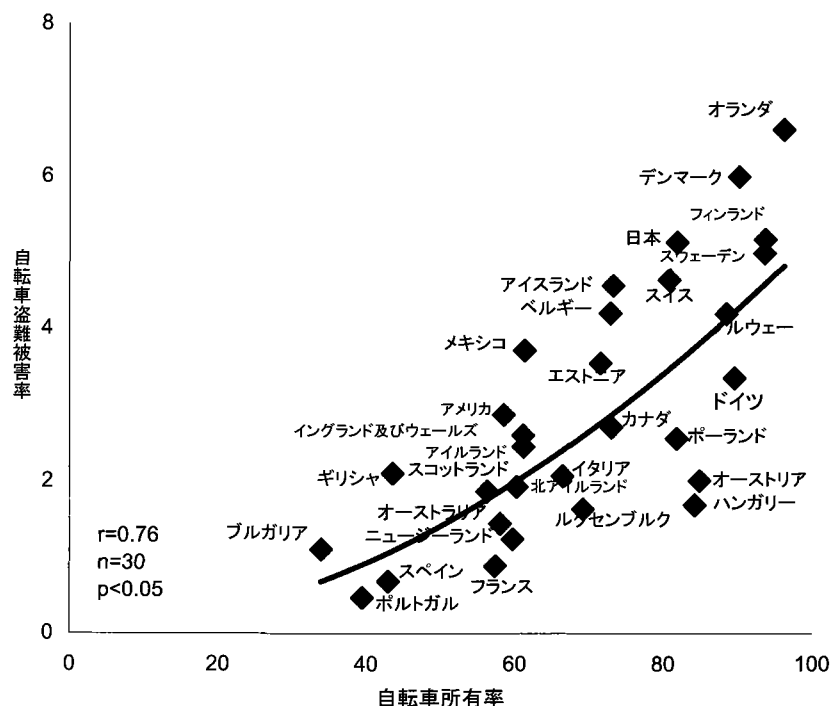
* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

4 不法侵入及び個人所有物の窃盗による被害

4.1 不法侵入

平均すると、参加国の1.8%の世帯が、2003/2004年に自宅への不法侵入を経験している。2003/2004年に1回以上の不法侵入を経験した世帯の比率には、幅が見られる。表5では、国レベル及び主要都市での被害率を示した。

図9 各国の自転車所有率（2004／2005年の所有率％）と自転車盗（2003／2004年の1年間被害率％）との関係図
2004～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



平均すると、不法侵入の被害は、国レベルよりも主要都市の方が、より頻発している（それぞれ1.8%と2.3%）。参加国のうち最も被害率が高いのはイングランド及びウェールズ（3.5%）であり、次いでニュージーランド、メキシコ、デンマーク、ブルガリア、オーストラリア、エストニア、アメリカ（すべて2.5%以上）となっている。被害率が最も低い国は、スウェーデン、スペイン、フィンランド、日本、オーストリア、ドイツ（1%未満）である。

主要都市における不法侵入の平均被害率は3.2%である。先進国の都市（2.3%）より発展途上国の都市（6.4%）の方が被害率が高い。被害率が特に高い都市は、プノンペン（15.8%）とマプト（12.6%）である。比較的高いのは、リマ（6.8%）、ヨハネスブルク（5.4%）、イスタンブール（4.6%）である。西欧の中では、被害率が最も高い都市はロンドン、ヘルシンキ、タリンである。このうちヘルシンキの平均被害率は、フィンランド国内の他の都市の被害率が欧州の中で最も低いレベルにあるため、注目すべき結果である。その他に印象的なこととして、リオデジャネイロ（1.0%）とサンパウロ（1.5%）の被害率が比較的低いことが挙げられる。リオデジャネイロについては、以前の国際犯罪被害実態調査においても、被害率が低かった（Van Dijk, 1999）。

不法侵入は、大半の国で減少している。この傾向を図示したのが、不法侵入に関する経年変化データを示した図10及び図11である。不法侵入の被害率の経年変化には、ばらつきがある。大幅な低下が見られる国は、オーストラリア、エストニア、カナダ、フランス、

表5 不法侵入－2003／2004年の国及び主要都市における1年間被害率(%)並びにそれ以前の調査結果

1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

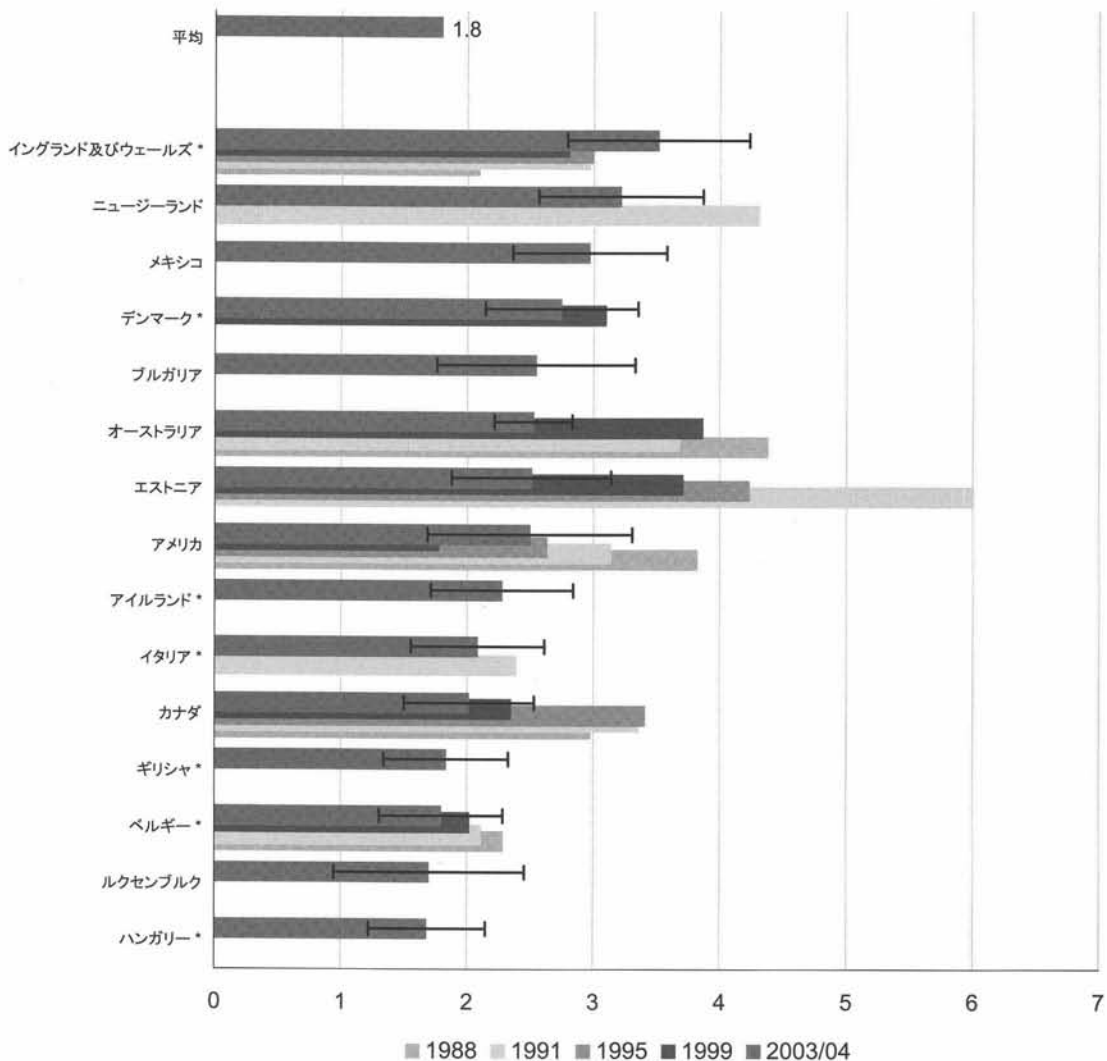
国	1988	1991	1995	1999	2003-2004	主要都市	2000-2004
イングランド及びウェールズ	2.1	3.0	3.0	2.8	3.5 *	イスタンブール（トルコ）	4.6
ニュージーランド		4.3			3.2	ロンドン（イングランド）*	4.5 *
メキシコ					3.0	ヘルシンキ（フィンランド）*	4.4 *
デンマーク				3.1	2.7 *	タリン（エストニア）	3.7
ブルガリア					2.5	ブリュッセル（ベルギー）*	3.1 *
オーストラリア	4.4	3.7		3.9	2.5	ベルファスト（北アイルランド）	2.9
エストニア		6.0	4.2	3.7	2.5	ワルシャワ（ポーランド）	2.8
アメリカ	3.8	3.1	2.6	1.8	2.5	ウィーン（オーストリア）*	2.8 *
アイルランド					2.3 *	チューリッヒ（スイス）	2.7
イタリア		2.4			2.1 *	ダブリン（アイルランド）*	2.6 *
カナダ	3.0	3.4	3.4	2.3	2.0	コペンハーゲン（デンマーク）*	2.6
ギリシャ					1.8 *	シドニー（オーストラリア）	2.2
ベルギー	2.3	2.1		2.0	1.8 *	レイキャビク（アイスランド）	2.2
ルクセンブルク					1.7 *	アムステルダム（オランダ）*	2.1 *
ハンガリー					1.7 *	ストックホルム（スウェーデン）*	2.1 *
スイス	1.0		1.3	1.1	1.6	オスロ（ノルウェー）	1.9
フランス	2.4		2.3	1.0	1.6 *	ニューヨーク（アメリカ）	1.9
アイスランド					1.6	パリ（フランス）*	1.9 *
スコットランド	2.0		1.5	1.5	1.5	アテネ（ギリシャ）*	1.7 *
北アイルランド	1.1		1.5	1.7	1.4	ローマ（イタリア）*	1.5 *
ポーランド		2.1	2.0	2.0	1.4	エジンバラ（スコットランド）	1.4
ポルトガル				1.4	1.4 *	ブダペスト（ハンガリー）*	1.2 *
オランダ	2.4	2.0	2.6	1.9	1.3 *	ベルリン（ドイツ）*	1.1 *
ノルウェー	0.7				1.2	マドリード（スペイン）*	1.1 *
ドイツ	1.3				0.9 *	リスボン（ポルトガル）*	0.7 *
オーストリア			0.9		0.9 *	香港（中国特別行政区）	0.6
日本				1.1	0.9	平均	2.3
フィンランド	0.6	0.6	0.6	0.3	0.8 *	発展途上国の都市	
スペイン	1.6				0.8 *	プノンベン（カンボジア）	15.8
スウェーデン		1.4	1.3	1.7	0.7 *	マプト（モザンビーク）	12.6
						リマ（ペルー）	6.8
						ヨハネスブルク（南アフリカ）	5.4
						ブエノスアイレス（アルゼンチン）	2.0
						サンパウロ（ブラジル）	1.5
						リオデジャネイロ（ブラジル）	1.0
平均**	2.0	2.8	2.1	2.0	1.8	平均	6.4

* 出典：European Survey of Crime and Safety(2005 EU ICS) . Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

オランダ、ポーランド、スペイン、スウェーデンである。被害率が概ね横ばいであることが明らかなのは、フィンランド、ベルギー、イタリア、英国（イングランド及びウェールズ、北アイルランド、スコットランド）である。スイスとノルウェーでは、不法侵入の被害率は上昇しているように思われる。経年変化の傾向にばらつきがあるため、各国の順位も経年で大幅に変化している。例えば、以前は上位10か国に含まれていたフランスとオランダは、今では平均を下回る被害率となっている。

図10 不法侵入 — 2003/2004年の上位15か国の1年間被害率(%)及びそれ以前の調査結果
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*



* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

●既遂及び未遂の不法侵入

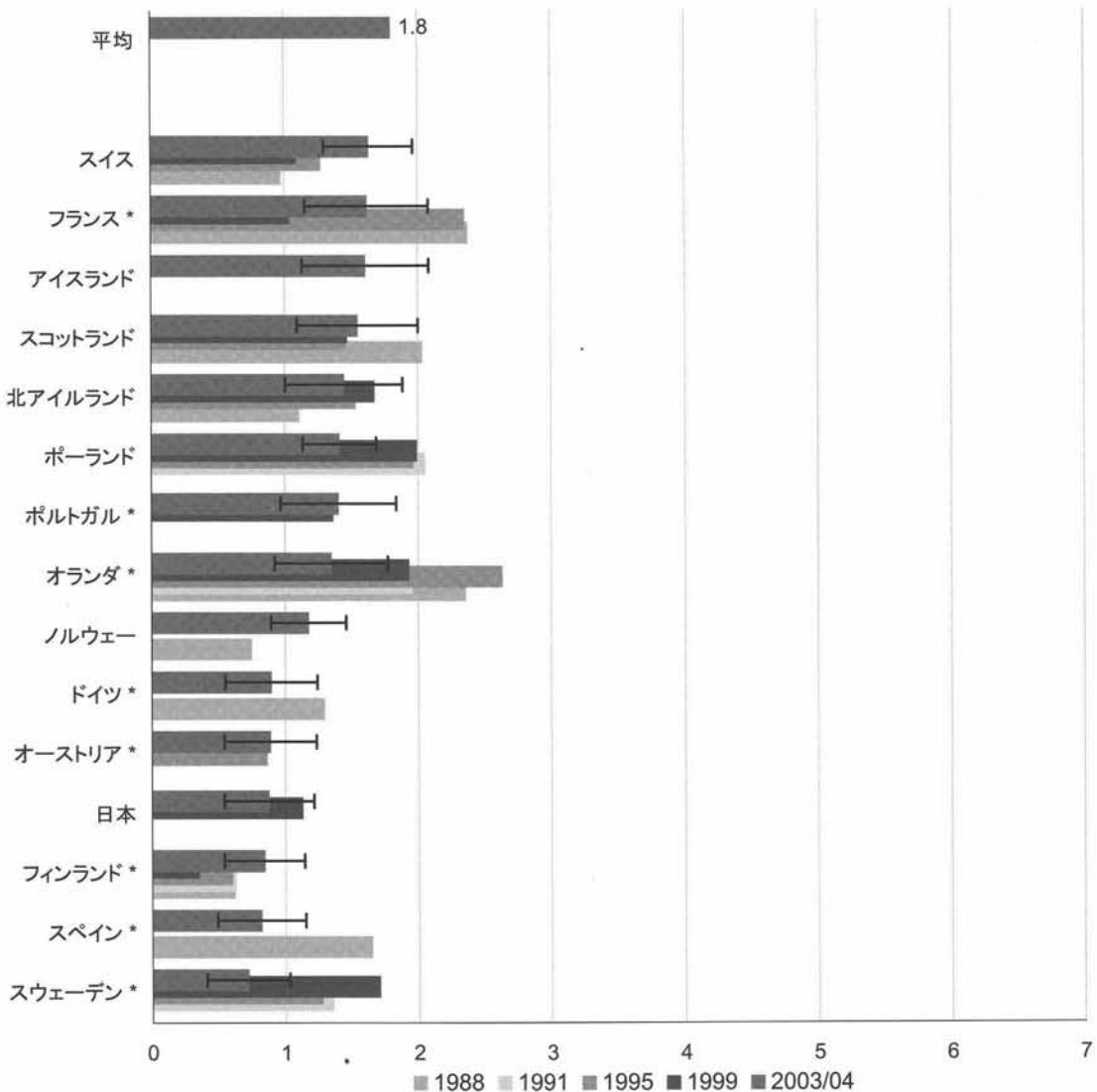
図12では、既遂及び未遂の不法侵入の被害率を示した。全世帯の1.7%が、不法侵入の未遂の被害を受けており、この比率は既遂に至った不法侵入（1.8%）をわずかに下回っている。未遂と既遂のいずれの不法侵入を対象とした場合でも、各国の被害率のパターンはかなり似ている。主な違いを挙げるなら、ルクセンブルク、ベルギー、北アイルランド、オーストリア、オランダでは、不法侵入既遂での順位より未遂の順位の方が高く、逆にデンマークとエストニアでは、既遂の順位の方が未遂の場合より高かった。

●予防策と不法侵入

不法侵入における未遂の割合は、国によっていくらか異なっている。不法侵入未遂の割

図11 不法侵入 — 2003/2004年の下位15か国の1年間被害率(%)及びそれ以前の調査結果

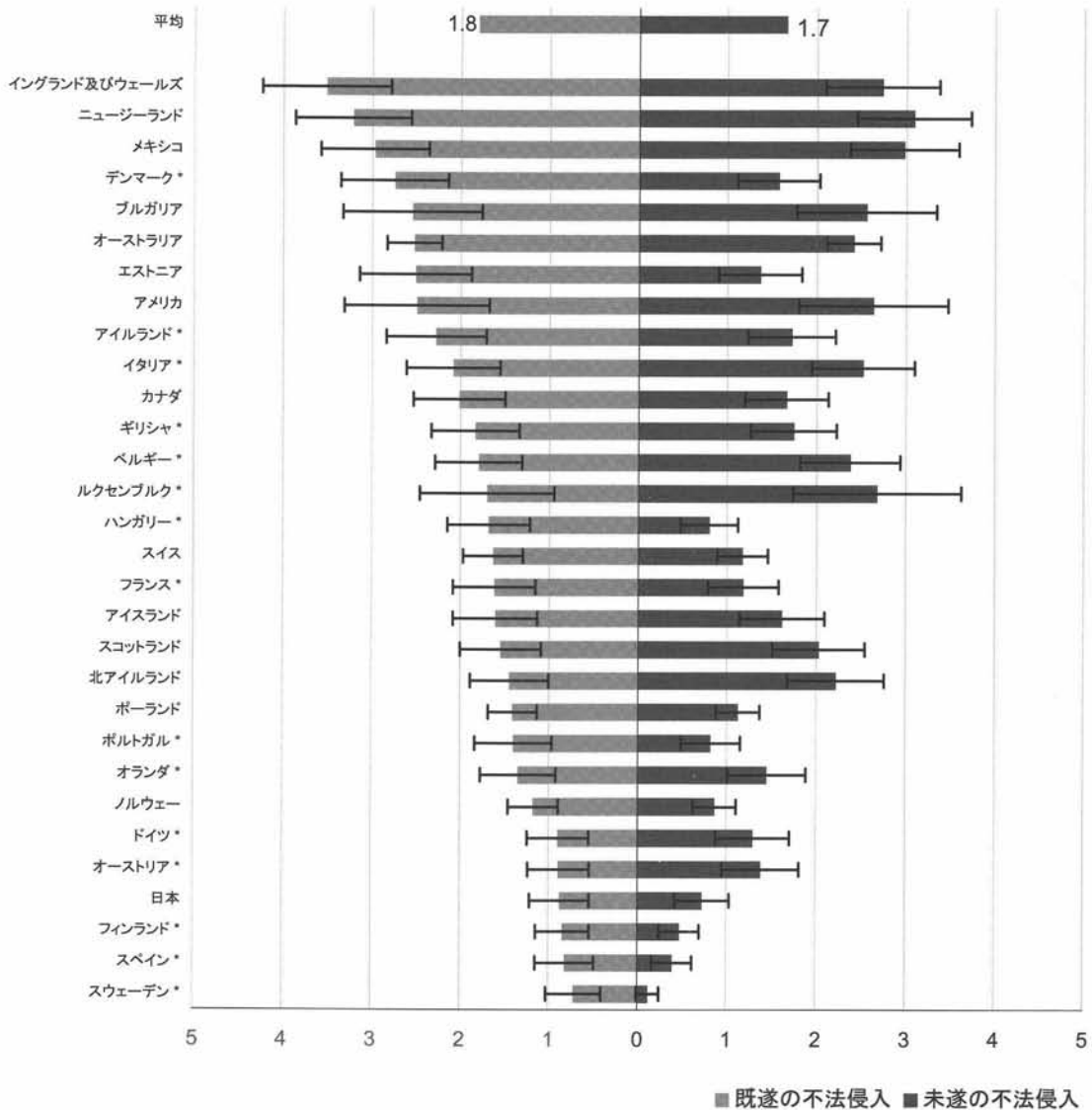
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*



* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

合が最も高かったのは、オーストリアとベルギーである(58%が未遂)。逆に、スウェーデンとフィンランドでは、ほとんどの不法侵入が既遂となっており、不法侵入のうち未遂に終わったケースはおよそ4分の1以下に過ぎない。このことは、侵入防止警報器やその他の予防策が普及している国ほど、住宅に侵入できなかったという意味で未遂に終わった不法侵入の割合が大きくなることを裏づけている。

図12 不法侵入 — 2003/2004年の既遂及び未遂の不法侵入での1年間被害率(%)
2004～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

4.2 個人所有物の窃盗とスリ

国際犯罪被害実態調査における財産犯罪のカテゴリーとしては、個人所有物（小銭入れ、札入れ、衣服、スポーツ用品、作業器具など）の窃盗がある（強盗は、身体に対する犯罪に区分。）。この犯罪の大半は、被害者からはそれほど重大ではない犯罪と見なされている（Van Kesteren, Mayhew & Nieuwbeerta, 2001）。平均すると約3分の1のケースは、被害者が盗難物を携帯していた「スリ（pickpocketing）」のケースである。表6は、2003/2004年とそれ以前の時期におけるスリを含む個人所有物の窃盗に関する被害率を示して

いる。

個人所有物の窃盗に関する国レベルの被害率については、アイルランド、アイスランド、イングランド及びウェールズ、スイス、エストニア、ギリシャ、北アイルランドで、この種の窃盗が最も頻発している（5%以上が被害を受けている。）。欧州の都市の中では、ロンドンが10%を超える被害率を示して際だっている。比較的高い被害率を示しているその他の生活水準が高い欧米の都市として、レイキャビク、ニューヨーク、チューリッヒ、オスロが挙げられる。アイルランドの高い被害率は、同国の国内犯罪調査で見られた、個人所有物の窃盗の急激な増加傾向と符合している（Central Statistics Office, 2004）¹³。

個人所有物の窃盗（personal theft）は概ね減少傾向にあるが、イングランド及びウェールズ、北アイルランド、ノルウェーでは被害率が上昇している。アメリカの被害率は一定している。

表7はスリの被害率を示している。スリは、国レベルのデータでは1.7%、主要都市のデータでは3.6%の平均被害率となっている。発展途上国の都市は、より高い平均被害率を示している（6.4%）。

各国の中でスリの被害が最も多いのはギリシャである（4.3%が1回以上の被害を受けている。）。エストニアとアイルランドの被害率も比較的高い。以前の調査では、中欧と東欧の被害率が特に高かった。ポーランドではスリの被害率は大幅に減少したように思われる。主要都市の中では、リマとプノンペンが10%を超える高い被害率である。北米でのスリの被害は少ないが、被害率は横ばいである。スリの傾向は、他のほとんどのタイプの財産犯罪とは異なり、全体として減少傾向を示していない。

5 身体に対する犯罪による被害

5.1 強盗（robbery: 暴行や脅迫によって物やお金を奪うこと）

強盗の平均被害率は、国レベルで1%、参加した都市レベルで2.4%となっている。発展途上国の都市での被害率は際立って高かった（6.1%）。強盗は農村地域より大都市においてはるかに遭遇しやすいタイプの犯罪の一つであり、典型的な都市の犯罪問題の現われとして特徴づけることができる。

図13は、強盗の被害率が、国レベルでよりも主要都市で見た方が大幅に高い傾向にある

13 Quarterly National Household Survey, Crime and Victimization, Quarter 4, 1998 and 2003に掲載された1論文の中で、著者たちは1998年以降のアイルランド国内での「個人的犯罪の水準の明白な上昇」について報告し、次のように述べている。「18～24歳の若年成人のほぼ11%は、2003年の調査以前の12か月以内に窃盗又は暴行の被害を受けたことがあると回答している。」（Central Statistics Office, 2004）

表6 個人所有物の窃盗(スリを含む)－2003／2004年の国及び主要都市における1年間被害率(%)並びにそれ以前の調査結果
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国	1988	1991	1995	1999	2003-2004	主要都市	2000-2004
アイルランド					7.2 *	ロンドン (イングランド)	10.2 *
アイスランド					6.9	タリン (エストニア)	9.6
イングランド及びウェールズ	3.1	4.2	5.0	4.6	6.3 *	レイキャビク (アイスランド)	8.2
スイス	4.5		5.7	4.4	5.9	ニューヨーク (アメリカ)	7.7
エストニア		7.8	5.2	5.4	5.6	チューリッヒ (スイス)	7.7
ギリシャ					5.3 *	オスロ (ノルウェー)	7.5
北アイルランド	2.2		2.5	2.2	5.1	ダブリン (アイルランド)	6.8 *
ノルウェー	3.2				4.8	ブリュッセル (ベルギー)	6.0 *
アメリカ	4.5	5.3	3.9	4.9	4.8	ベルファスト (北アイルランド)	5.9
メキシコ					4.3	ウィーン (オーストリア)	5.7 *
ニュージーランド		5.3			4.1	ブダペスト (ハンガリー)	5.5 *
カナダ	5.5	5.5	5.7	4.7	4.0	ワルシャワ (ポーランド)	5.4
オランダ	4.4	4.6	6.8	4.7	3.7 *	ベルリン (ドイツ)	5.2 *
オーストラリア	5.0	6.5		6.5	3.6	パリ (フランス)	4.8 *
ポーランド		8.1	5.6	5.3	3.5	コペンハーゲン (デンマーク)	4.6 *
オーストリア			5.0		3.4 *	エジンバラ (スコットランド)	4.6
ベルギー	4.0	3.1		4.1	3.4 *	アムステルダム (オランダ)	4.4 *
ブルガリア					3.4	マドリード (スペイン)	4.4 *
デンマーク				4.1	3.3 *	ストックホルム (スウェーデン)	4.0 *
フランス	3.6		4.0	3.0	3.3 *	シドニー (オーストラリア)	3.7
ドイツ	4.0				3.0 *	香港 (中国特別行政区)	3.6
ハンガリー					3.0 *	アテネ (ギリシャ)	3.5 *
スコットランド	2.6		4.5	4.6	2.9	ローマ (イタリア)	3.2 *
ルクセンブルク					2.9 *	イスタンブール (トルコ)	3.2
イタリア		3.6			2.4 *	ヘルシンキ (フィンランド)	3.0 *
スウェーデン		4.2	4.6	5.8	2.4 *	リスボン (ポルトガル)	2.4 *
フィンランド	4.3	3.4	3.2	3.3	2.3 *	平均	5.4
スペイン	5.2				2.1 *	発展途上国の都市	
ポルトガル				1.9	1.6 *	プノンベン (カンボジア)	12.8
日本				0.5	0.3	リマ (ペルー)	12.3
						マプト (モザンビーク)	9.9
						ヨハネスブルク (南アフリカ)	6.9
						ブエノスアイレス (アルゼンチン)	6.6
						サンパウロ (ブラジル)	2.9
						リオデジャネイロ (ブラジル)	2.5
平均**	4.0	5.1	4.7	4.1	3.8	平均	5.9

* 出典：European Survey of Crime and Safety(2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

ことを示している。その差が最も際立っているのはアメリカであり、ニューヨークでの被害率(2.3%)は国レベルの被害率(0.6%)のほぼ4倍に相当する。この点で顕著な例外と言えるのは、ダブリン、ストックホルム、アテネである。表8は、国及び都市での被害率の分布を示している。

強盗の危険性は、ほぼすべての国で比較的低く、先進国間での差は小さい。2003／2004年に国レベルの危険性が最も高かったのはメキシコである。最も低かったのは、日本、イタリア、フィンランド、ドイツ、オーストリア、オランダである(0.5%以下)。主要都市

表7 スリ－2003／2004年の国及び主要都市における1年間被害率(%)並びにそれ以前の調査結果

1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国	1988	1991	1995	1999	2003-2004	主要都市	2000-2004
ギリシャ					4.3 *	タリン (エストニア)	6.5
エストニア		3.2	2.5	3.3	3.3	ロンドン (イングランド)	5.2 *
アイルランド					3.0	ブリュッセル (ベルギー)	3.8 *
オーストラリア	0.8	1.0		1.2	2.8	ブダペスト (ハンガリー)	3.7 *
イングランド及びウェールズ	1.3	1.3	1.7	1.7	2.7 *	ワルシャワ (ポーランド)	3.6
ポーランド		6.7	4.0	4.0	2.5	ウィーン (オーストリア)	3.6 *
ベルギー	1.7	1.3		2.1	2.2 *	ニューヨーク (アメリカ)	3.3
ブルガリア					2.1	オスロ (ノルウェー)	3.3
アイスランド					2.0	マドリッド (スペイン)	3.2 *
スイス	1.8		2.0			パリ (フランス)	3.1 *
オーストリア			2.8		1.8 *	ベルリン (ドイツ)	3.0 *
北アイルランド	0.8		0.5	0.4	1.8	香港 (中国特別行政区)	2.9
ルクセンブルク					1.7 *	イスタンブール (トルコ)	2.7
オランダ	1.5	1.8	2.7	1.9	1.7 *	ダブリン (アイルランド)	2.6 *
ノルウェー	0.8				1.6	アテネ (ギリシャ)	2.6 *
ハンガリー					1.6 *	シドニー (オーストラリア)	2.4
フランス	1.8		1.9	1.3	1.6 *	アムステルダム (オランダ)	2.4 *
デンマーク				1.8	1.5 *	レイキャビク (アイスランド)	2.4
スペイン	2.8				1.5 *	ローマ (イタリア)	2.2 *
ドイツ	1.6				1.4 *	コペンハーゲン (デンマーク)	2.0 *
イタリア		2.3			1.3 *	エジンバラ (スコットランド)	1.6
アメリカ	1.1	1.4	0.9	0.8	1.2	ベルファスト (北アイルランド)	1.5
ポルトガル				1.2	0.9 *	リスボン (ポルトガル)	1.4 *
スウェーデン		1.0	0.9	1.2	0.9 *	ヘルシンキ (フィンランド)	1.3 *
スコットランド	1.0		1.2	1.4	0.8	ストックホルム (スウェーデン)	1.2 *
フィンランド	1.9	1.7	1.5	1.5	0.7 *	平均	2.9
カナダ	0.8	0.6	0.8	0.7	0.7	発展途上国の都市	
ニュージーランド		0.7			0.6	リマ (ペルー)	11.4
メキシコ					0.4	ブノンベン (カンボジア)	11.3
日本				0.1		マプト (モザンビーク)	8.2
						ブエノスアイレス (アルゼンチン)	5.5
						ヨハネスブルク (南アフリカ)	4.5
						サンパウロ (ブラジル)	2.3
						リオデジャネイロ (ブラジル)	1.4
平均**	1.4	1.9	1.8	1.5	1.7	平均	6.4

* 出典：European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

のうち、被害率の上位6位を占めたのは、すべて発展途上国の都市であり、第1位のブエノスアイレスでは1年間被害率が10%であった。ブラジルの2都市も被害率が高かった。ラテンアメリカの調査参加国又は都市の被害率は、すべて比較的高い数値となっている(メキシコの国レベルでの3%からブエノスアイレスでの10%まで)。

経年変化を見ると、強盗の被害率は概して低下する方向に向かっているが、一般的とまでは言えない。スペイン(1988年との比較)、ポーランド、アメリカ、エストニアでは、強盗の大幅な減少が観測された。イングランド及びウェールズ、スウェーデンの被害率は、横ばいか、又は微増したように思われる。

●強盗に関する詳細分析

多くの強盗は、複数犯によって遂行されている。10人のうち約6人の被害者は、2人以上の犯人が関与していたと回答しており、この点は以前の調査と変わっていない。約半数の事件では実際に何らかの物が奪われていた。

平均すると、30か国で5年間に遂行された強盗の28%で武器が使用されていた。それらのうち半数（すべての強盗の14%）のケースで使用されたのはナイフであり、6件に1件（すべての強盗の5.5%）では銃が使用（必ずしも発砲したことを意味しない。以下本項において同じ。）された。件数は少ないとはいえ、武器の使用率の点では、国により大幅なばらつきがあるように見える。使用率は、日本の場合の0%からメキシコの63%にまで及んでいる。メキシコでは、強盗全体の30%において銃が使用された。

主要都市における強盗の中では、39%が武器を伴っていた（2件に1件がナイフ、4件に1件が銃）。主要都市で起きたすべての強盗のうち、平均すると19%でナイフが使用され、12%で銃が使用された。リオデジャネイロ、サンパウロ、プノンペン、リマ、ローマ、マドリッド、イスタンブール、ニューヨーク、ヨハネスブルクでは、強盗全体の半数以上が武器を伴っていた。

強盗のうち銃を使用する比率が最も高かった都市は、プノンペン（66%）、リオデジャネイロ（56%）、サンパウロ（51%）、ヨハネスブルク（47%）、ニューヨーク（27%）である。これらの都市では、銃を使った強盗での5年間の被害率は1%を超えている（プノンペン4.8%、リオデジャネイロ9.7%、サンパウロ9%、ヨハネスブルク9.4%、ニューヨーク1.6%）。

5.2 性的事件

2004/2005年の国際犯罪被害実態調査及び欧州犯罪・安全実態調査では、性的事件に関する質問は女性と男性の両方に対してなされている。男性回答者から被害を受けたとの回答は、女性に比べてはるかに少なかった。平均すると0.5%の男性回答者が性的事件に遭遇している。各国間の違いはほとんどないが、デンマーク（1.9%）とオランダ（1.4%）ではやや被害率が高い。女性の場合は平均すると1.7%が性的事件に遭遇している。以前の調査結果との比較可能性を保つため、本項で示した被害率は、女性だけで算定されたものである。犯罪被害実態調査の中で、性的事件について正確に測定することは非常に難しい。その理由は、何をもって受け入れがたい性的行動と見なすかが、国によって異なる可能性があるからである。一般の通念に反して、性的事件による被害について電話で質問すると問題が生じるということを裏づける証拠はないものの、この種の調査では、熟練した聴取担当者が起用されているということが前提条件である。ただし、過去に行われた多変量解析の結果を見ると、男女の平等が進んでいる国ほど、性的事件の被害率は高いことを

表8 強盗—2003／2004年の国及び主要都市における1年間被害率（%）並びにそれ以前の調査結果

1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

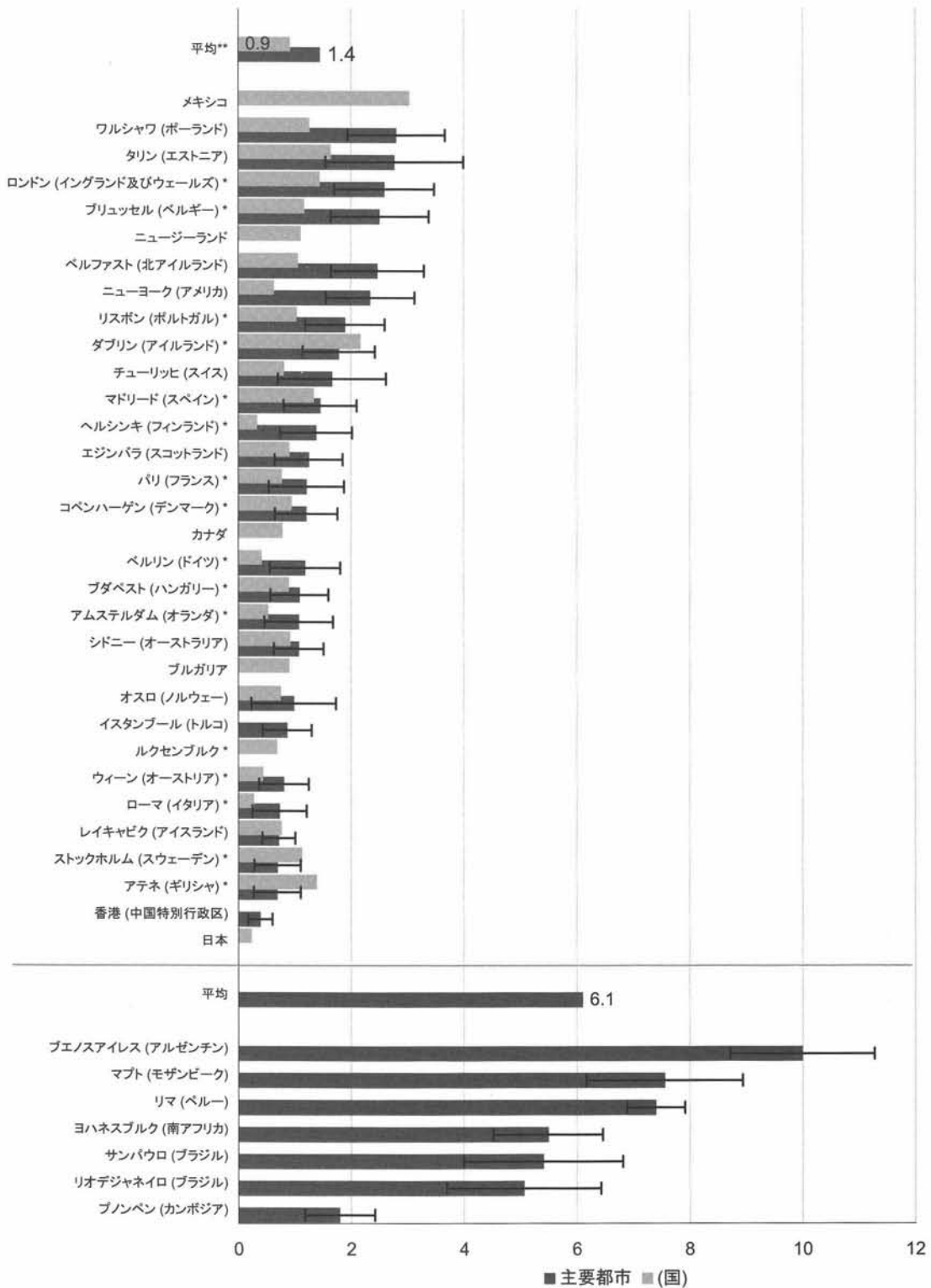
国	1988	1991	1995	1999	2003-2004	主要都市	2000-2004
メキシコ					3.0	ワルシャワ（ポーランド）	2.8
アイルランド					2.2 *	タリン（エストニア）	2.8
エストニア		3.1	3.4	2.8	1.6	ロンドン（イングランド）	2.6 *
イングランド及びウェールズ	0.7	1.1	1.4	1.2	1.4 *	ブリュッセル（ベルギー）	2.5 *
ギリシャ					1.4 *	ベルファスト（北アイルランド）	2.5
スペイン	3.1				1.3 *	ニューヨーク（アメリカ）	2.3
ポーランド		1.7	1.8	1.8	1.3	リスボン（ポルトガル）	1.9 *
ベルギー	1.0	1.0		1.0	1.2 *	ダブリン（アイルランド）	1.8 *
スウェーデン		0.3	0.5	0.9	1.1 *	チューリッヒ（スイス）	1.7
ニュージーランド		0.7			1.1	マドリード（スペイン）	1.5 *
北アイルランド	0.5		0.5	0.1	1.1	ヘルシンキ（フィンランド）	1.4 *
ポルトガル				1.1	1.0 *	エジンバラ（スコットランド）	1.2
デンマーク				0.7	0.9 *	パリ（フランス）	1.2 *
オーストラリア	0.9	1.3		1.2	0.9	コペンハーゲン（デンマーク）	1.2 *
スコットランド	0.5		0.8	0.7	0.9	ベルリン（ドイツ）	1.2 *
ブルガリア					0.9	ブダペスト（ハンガリー）	1.1 *
ハンガリー					0.9 *	アムステルダム（オランダ）	1.1 *
スイス	0.5		0.9	0.7	0.8	シドニー（オーストラリア）	1.1
カナダ	1.1	1.2	1.2	0.9	0.8	オスロ（ノルウェー）	1.0
フランス	0.4		1.0	1.1	0.8 *	イスタンブール（トルコ）	0.9
アイスランド					0.8	ウィーン（オーストリア）	0.8 *
ノルウェー	0.5				0.8	ローマ（イタリア）	0.7 *
ルクセンブルク					0.7 *	レイキャビク（アイスランド）	0.7
アメリカ	1.9	1.5	1.3	0.6	0.6	ストックホルム（スウェーデン）	0.7 *
オランダ	0.8	1.0	0.6	0.8	0.5 *	アテネ（ギリシャ）	0.7 *
オーストリア			0.2		0.4 *	香港（中国特別行政区）	0.4
ドイツ	0.8				0.4 *	平均	1.4
フィンランド	0.7	1.0	0.5	0.6	0.3 *	発展途上国の都市	
イタリア		1.3			0.3 *	ブエノスアイレス（アルゼンチン）	10.0
日本				0.1	0.2	マプト（モザンビーク）	7.6
						リマ（ペルー）	7.4
						ヨハネスブルク（南アフリカ）	5.5
						サンパウロ（ブラジル）	5.4
						リオデジャネイロ（ブラジル）	5.1
						プノンペン（カンボジア）	1.8
平均**	1.0	1.3	1.1	1.0	1.0	平均	6.1

* 出典：European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

示している（Kangaspunta, 2000）。この調査結果は、スウェーデンのように男女平等が進んでいる社会では、女性は性的事件の被害について率直に回答することができるため、被害率が高めに現れることを示している。つまり、男女平等が進んでいる国の女性ほど、性的事件の中でも、とりわけ些細な事件も含めて、調査担当者に詳細に回答する傾向があることを示唆している。したがって、発展途上国で、男女の平等が進んでいない場合には、国レベルの性的事件の被害率がかなり実際よりも低めに現れ得ることを示唆しており、それは、国際的比較における正確性を損なうおそれがあることを意味している。

図13 強盗 — 2003/2004年の国及び主要都市における1年間被害率(%)
2001～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*



* 出典: European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は、参加した国及び都市に基づいている。全ての国で主要都市が表示されているわけではなく、また一部の国では主要都市だけが表示されているため、これらの総平均の比較は慎重に行うべきである。国レベルと主要都市のデータが両方表示されているのは23か国である。

多くの国で、性的虐待や男性からのその他の暴力に関する専門的調査が、従来以上に詳細な質問票を用いて、女性に対して実施されてきた（国連，2006）。これらの調査に関する二次的分析により、親密なパートナーからの暴力が最も多く経験されているのは発展途上国であるということが確認されている。しかし、この結果は一見したところ、性的事件に関する国際犯罪被害実態調査の結果と矛盾しているようにも見える。そのため、性暴力に関する国際犯罪被害実態調査の測定値は、通常の場合以上に慎重に解釈される必要がある。今回の調査結果について特段の注意を払うことが必要な二つめの理由は、何年間に及ぶ各国の性的事件の被害率が、他の種類の犯罪に比べ一定していないという今回の結果にある。この結果は、性的事件に関する質問への回答が、この問題に関して一時的に人々の意識を高めたであろう出来事やメディアキャンペーンの影響を受けやすいことを示しているのかもしれない。

性的事件の被害ありとした回答者に対しては、その時に起きたことの詳細について調査している。性的事件は、性的暴行と、それより軽微な性質の事件に分類することができる。性的暴行（強姦、強姦未遂、又は強制わいせつ）の被害率は、「単に不快な」事件と見なされる性行動に比べ、極めて低い。性的暴行という最も深刻なタイプの性的事件に関する回答では、国ごとに異なる文化的因子の影響は少ないと考えるのが妥当であると思われる。国ごとに異なる性的事件の定義や性的と考えられる行為の被害者側の受けとめ方に起因する調査結果の偏りを減らすため、ここでは内容が比較的明確な性的暴行のみに重点をおいて論じることとする。その場合、性的暴行の被害率は性的事件全体の被害率よりも低く、かつ、性的事件全体よりも少ない回答者で、しかも女性のための回答に基づくものであることを銘記しておかなければならない（統計的な意味での標本数の少なさに由来する誤差の問題）。それゆえ、国や都市の女性に対する性的暴行の危険性（性的脆弱性）に関して確実な結論を下すことは難しい。女性への暴力に関する専門的な標準化された調査（特にHEUNIによって推進されている「女性に対する暴力に関する国際調査」（IVAWS: International Violence Against Women Survey））の結果を用いて国際犯罪被害実態調査の結果を第三者的見地から客観的に比較検討することが求められる所以である（Nevala, 2007予定）。表9は、女性への性的暴行に関する調査結果を示している。

すべての国の結果を合わせると、性的暴行を受けた回答者は0.6%に過ぎなかった。アメリカ、アイスランド、スウェーデン、北アイルランド、ノルウェー、イングランド及びウェールズ、スイスでは、およそ100人に1人の女性が、犯罪に関する一般的な調査において、性的暴行を受けたと回答している。これらの国の間の差は統計的に無視できる。

性的暴行の被害率は、主要都市でも同様に低い（平均で0.7%、先進国の都市で0.6%、発展途上国の都市で1.2%）。被害率が1%以上の都市は、主に発展途上国の主要都市と、ニューヨーク、コペンハーゲン、ヘルシンキ、レイキャビク、イスタンブールである。マプトにおける被害率は1.8%と際立っている。

表9 女性に対する性的暴行－2003／2004年の国及び主要都市における1年間被害率(%) 並びにそれ以前の調査結果
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国	1988	1991	1995	1999	2003-2004	主要都市	2000-2004
アメリカ	1.4	0.6	1.2	0.4	1.4	ニューヨーク (アメリカ)	1.5
アイスランド					1.4	コペンハーゲン (デンマーク)	1.4 *
スウェーデン		0.5	1.5	1.1	1.3	ヘルシンキ (フィンランド)	1.4 *
北アイルランド	0.3		0.5	0.1	1.2 *	レイキャビク (アイスランド)	1.3
ノルウェー	0.3				0.9	イスタンブール (トルコ)	1.1
イングランド及びウェールズ	0.3	0.7	0.4	0.9	0.9 *	ロンドン (イングランド)	0.9 *
スイス	0.6		1.2	0.6	0.9	チューリッヒ (スイス)	0.9
日本				0.1	0.8	オスロ (ノルウェー)	0.8
アイルランド					0.8 *	ベルファスト (北アイルランド)	0.8
カナダ	1.2	1.6	0.9	0.8	0.8	香港 (中国特別行政区)	0.7
ニュージーランド		1.3			0.7	エジンバラ (スコットランド)	0.6
スコットランド	0.6		0.2	0.3	0.6	ローマ (イタリア)	0.6 *
オランダ	0.6	0.7	0.8	0.8	0.6 *	アムステルダム (オランダ)	0.5 *
ポーランド		1.5	0.6	0.2	0.5	ベルリン (ドイツ)	0.4 *
デンマーク				0.4	0.5 *	ストックホルム (スウェーデン)	0.3 *
ルクセンブルク					0.4 *	アテネ (ギリシャ)	0.3 *
ギリシャ					0.4 *	タリン (エストニア)	0.3
オーストリア			1.2		0.4 *	パリ (フランス)	0.2 *
ドイツ	1.1				0.4 *	マドリード (スペイン)	0.1 *
フィンランド	0.3	1.5	1.0	1.1	0.4 *	ダブリン (アイルランド)	0.1 *
ベルギー	0.5	0.9		0.3	0.4 *	ブダペスト (ハンガリー)	0.1 *
イタリア		0.6			0.3 *	ブリュッセル (ベルギー)	0.1 *
エストニア		1.4	1.0	1.9	0.3	ウィーン (オーストリア)	0.1 *
フランス	0.4		0.4	0.7	0.3 *	リスボン (ポルトガル)	0.1 *
ポルトガル				0.2	0.2 *	平均	0.6
スペイン	0.6				0.1 *	発展途上国の都市	
ブルガリア					0.1	マプト (モザンビーク)	1.8
ハンガリー					0.0 *	リオデジャネイロ (ブラジル)	1.3
メキシコ					0.0	リマ (ペルー)	1.3
						ブノンペン (カンボジア)	1.2
						サンパウロ (ブラジル)	1.1
						ヨハネスブルク (南アフリカ)	1.0
						ブエノスアイレス (アルゼンチン)	0.8
平均**	0.6	1.0	0.8	0.6	0.6	平均	1.2

* 出典：European Survey of Crime and Safety(2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

●性的事件に関する詳細の分析

女性たちが経験した「一番最近の事件」に関する回答を30か国全体で見ると、不快な行動及び性的暴行として説明された事件の約半数で、犯人は被害者の知人であった。3分の1を超えるケースでは犯人の名前を被害者が知っており、約10分の1のケースでは顔だけは知っていた。犯人の名前を知っていたケースでは、以前のパートナー（配偶者又は恋人）であった場合が11%、同僚又は上司の場合が17%、現在のパートナーの場合が8%、親しい友人の場合が16%であった。これらの結果は、以前の調査結果と変わっていない。ほとんどの性的事件では1人の犯人だけが関与していた（78%）。8%の事件では3人以上の

犯人が関与していた。性的事件で武器を使用するケースはまれであった（国レベルでは事件の3%，主要都市では7.3%）。武器が使用された場合は、銃よりナイフの方が多かった。アメリカは4.5%の事件で銃が使用されていた点で際立っている。性的事件において有意に高い割合で武器が使用されている点で目立っている都市は、ヨハネスブルク（41%）とマプト（26%）である。銃が関係した性的暴行での5年間の被害率は、ヨハネスブルクで1.6%，マプトで0.6%であった。

5.3 暴行・脅迫

表10では、暴行・脅迫についての主要な結果を示した。全体では、国レベルの回答者の3.1%が、直接の有形力行使による暴行（assault with force）又は有形力を用いた脅迫（threats of force）の被害を受けたことがある。被害率が平均を超えていたのは、北アイルランド、アイスランド、イングランド及びウェールズ、アイルランド、ニュージーランド、オランダ、アメリカである（4%以上）。被害水準が最も低かったのは、日本、イタリア、ポルトガル、ハンガリー、スペイン、ブルガリア、オーストリア（2%未満）である。先進国の主要都市の平均被害率は、国レベルの被害率の平均に非常に近い数値となっている（3.7%）。発展途上国の被害率はより高い傾向にある（平均で6.1%）。

被害者には、事件が起きた間に直接の有形力（force）が実際に行使されたか否かを更に調査した。暴行の被害者で、直接の有形力行使による平均被害率は0.9%であった。図14では、国レベルでの暴行・脅迫及び暴行のみの被害率を示している。

●暴行・脅迫に関する詳細の分析

「一番最近の事件」に関する回答を30か国全体で見ると、暴行と脅迫を合わせた事件の約半数で、犯人は被害者の知人であった。ただし、男性が犯人を知っている割合は、女性の場合より少なかった。女性についての結果は、女性に対する暴力の性質が男性の場合とは異なることを示している。女性に対する暴力犯罪の60%で犯人は1人であったが、男性に対する暴力事件では40%であった。

平均すると、国レベルでの暴行・脅迫事件の17%で武器が使用されていた（過去5年間の事件に基づく。）。すべての事件のうち6.4%ではナイフを、2.4%では銃が使用された。メキシコ、アメリカ、北アイルランドは、銃の関係した暴行が国レベルでの暴行・脅迫事件の中で最も高い比率を示している（それぞれ16%、6%、6%）。主要都市では、すべての暴行の22.6%が、武器を伴うものであった。9.4%ではナイフを、5%では銃が使用された。主要都市レベルでの暴行・脅迫事件において銃を用いた攻撃（gun attack）の比率が最も高かったのは、リオデジャネイロ（39%）、サンパウロ（35%）、プノンペン（13%）、ヨハネスブルク（13%）、イスタンブール（10%）、ニューヨーク（10%）、ブリュッセル（10%）、

マプト（7％）、ベルファスト（6％）である。これらの都市での過去5年間の銃を用いた攻撃の被害率は、1％以上であった（リオデジャネイロ2.7％、サンパウロ2.5％、ヨハネスブルク2.2％、マプト1.6％、ニューヨーク1.3％、ベルファスト1.2％、ブリュッセル1％）。

表10 暴行・脅迫－2003／2004年の国及び主要都市における1年間被害率（％）並びにそれ以前の調査結果

1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

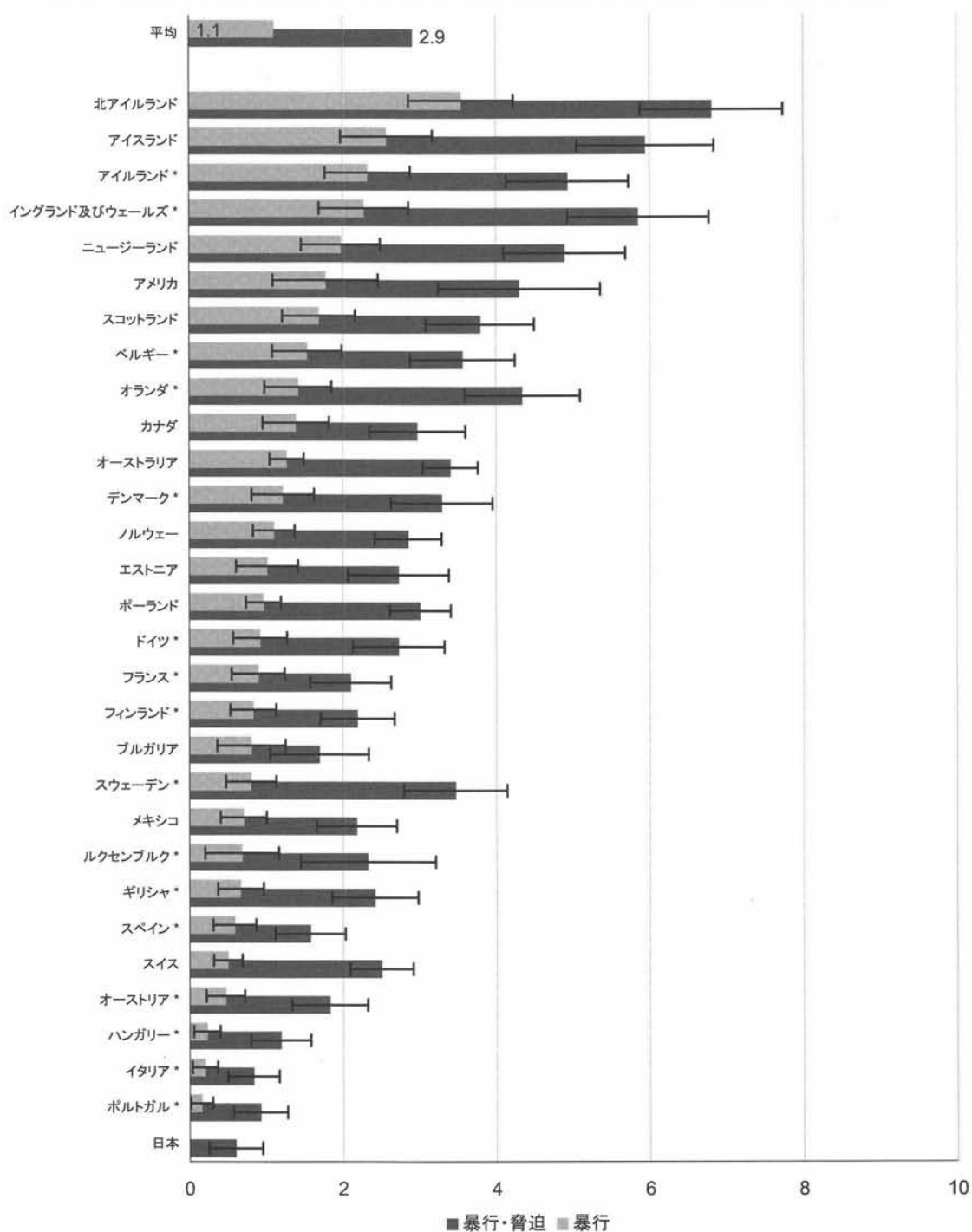
国	1988	1991	1995	1999	2003-2004	主要都市	2000-2004
北アイルランド	1.8		1.7	3.0	6.8	ベルファスト（北アイルランド）	9.2
アイスランド					5.9	ロンドン（イングランド）	8.6 *
イングランド及びウェールズ	1.9	3.8	5.9	6.1	5.8 *	レイキャビク（アイスランド）	7.0
アイルランド					4.9 *	アムステルダム（オランダ）	5.9 *
ニュージーランド		5.7			4.9	ニューヨーク（アメリカ）	5.1
オランダ	3.3	4.0	4.0	3.4	4.3 *	エジンバラ（スコットランド）	4.6
アメリカ	5.4	4.7	5.7	3.4	4.3	ヘルシンキ（フィンランド）	4.5 *
オーストラリア	5.2	4.7		6.4	3.8	ベルリン（ドイツ）	4.1 *
スコットランド	1.8		4.2	6.1	3.8	オスロ（ノルウェー）	4.1
ベルギー	2.1	1.8		3.2	3.6 *	ダブリン（アイルランド）	3.9 *
スウェーデン		2.7	4.5	3.8	3.5 *	タリン（エストニア）	3.7
デンマーク				3.6	3.3 *	コペンハーゲン（デンマーク）	3.6 *
ポーランド		4.2	3.7	2.8	3.0	チューリッヒ（スイス）	3.5
カナダ	3.9	4.8	4.0	5.3	3.0	ストックホルム（スウェーデン）	3.2 *
ノルウェー	3.0				2.9	パリ（フランス）	3.1 *
ドイツ	3.1				2.7 *	マドリード（スペイン）	2.9 *
エストニア		5.0	5.7	6.3	2.7	シドニー（オーストラリア）	2.8
スイス	1.2		3.1	2.4	2.5	ブリュッセル（ベルギー）	2.6 *
ギリシャ					2.4 *	ウィーン（オーストリア）	2.5 *
ルクセンブルク					2.3 *	アテネ（ギリシャ）	2.4 *
フィンランド	2.9	4.4	4.1	4.2	2.2 *	ブダペスト（ハンガリー）	1.6 *
メキシコ					2.2	リスボン（ポルトガル）	1.3 *
フランス	2.0		3.9	4.2	2.1 *	ローマ（イタリア）	1.2 *
オーストリア			2.1		1.8 *	香港（中国特別行政区）	1.2
ブルガリア					1.7	イスタンブール（トルコ）	0.6
スペイン	3.1				1.6 *	平均	3.7
ハンガリー					1.2 *	発展途上国の都市	
ポルトガル				0.9	0.9 *	ヨハネスブルク（南アフリカ）	11.2
イタリア		0.8			0.8 *	リマ（ペルー）	11.0
日本				0.4	0.6	ブノンベン（カンボジア）	6.8
						マプト（モザンビーク）	6.2
						ブエノスアイレス（アルゼンチン）	3.2
						サンパウロ（ブラジル）	2.6
						リオデジャネイロ（ブラジル）	1.5
平均**	2.9	3.9	4.0	3.8	3.1	平均	6.1

* 出典：European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

暴行・脅迫の被害者に対しては、自分又は自分の世帯中の誰かが銃器を所有しているか否か、またどんな種類の銃器かについて、更に調査した。拳銃の所有率は、日本の0％、リマの6％、アルゼンチンの6.8％、アメリカの17.6％とまちまちである。欧州における銃の平均所有率は3.2％である。アメリカと発展途上国の一部の都市で起きる暴行・脅迫

図14 暴行・脅迫及び暴行のみ — 2003/2004年の国及び主要都市における1年間被害率（%）
2004～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



* 出典: European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

の比較的重大な特徴は、拳銃がより簡単に利用できるという点にあると思われる。

6 非従来型犯罪 (non-conventional crimes) による被害

6.1 消費者詐欺 (consumer fraud)

平均すると、国レベルの標本に含まれる回答者の11%が、過去12か月間に何らかの種類の消費者詐欺の被害に遭ったと答えている。主要都市での被害率は、平均すると非常に似通った値を示しているが(12.4%)、例外として、発展途上国の都市での被害率は著しく高い(24.4%)。被害率が上位を占める国のほとんどには、社会主義体制から市場主義体制へと移行してきたという歴史的経緯がある(エストニア、ブルガリア、ハンガリー、ポーランド)。消費者詐欺の被害水準が最も低いのは、日本、フィンランド、イタリア、スコットランド、オランダである。都市レベルの被害率が最も高いのは、プノンペンとマプトである。他のほとんどすべての犯罪で香港の被害率は平均をかなり下回っているものの、消費者詐欺だけは香港で比較的良好な犯罪形態である。消費者詐欺の被害率は、ヨハネスブルクでは比較的低い(10.3%)。以前の調査に参加した国に関しては(国際犯罪被害実態調査で消費者詐欺に関する質問が初めて行われたのは1992年の調査である。)、2004年の結果は概して似ている。何らかの一貫した傾向を示している国はわずかしは見られない。

消費者詐欺の事件のうち警察に通報されたケースはわずかであるが(10%)、警察以外の機関に対しては、より多くのケースが通報されている。

●詐欺の種類：インターネット利用詐欺とクレジットカード詐欺 (credit card fraud)

消費者詐欺の被害に遭ったと回答した者に対しては、更にその事件がどのような状況下で起きたかを調査した。国レベルでは、45%の被害者が店の中で詐欺に遭ったと回答している。11%は、ビル、建設工事現場、ガレージのいずれかで詐欺被害に遭ったとしている。9%はインターネットショッピングの中で詐欺被害に遭ったと答えている。このことは、平均すると国レベルの回答者の約1%が、インターネットの利用を通じて詐欺の被害に遭ったことを意味している。2006年の人材開発に関するレポート(Human Development Report)によると、先進国の人口の50~70%がインターネットを利用している。そこから推計すると、先進国のすべてのインターネット利用者のおよそ2%が、毎年インターネット利用詐欺の被害に遭っていることになる。表12では、その詳細を示した。

インターネット利用詐欺の被害が最も多いのは、アメリカ、ポーランド、ドイツ、ブルガリア、イングランド及びウェールズである。主要都市の中では、リマとベルリンが非常に高い被害率となっている。

インターネット利用詐欺の被害率が高い国又は都市には、インターネット利用率の観点から分類すると、異質な二つのグループが含まれている。それは、インターネットが最も広く利用されている国と、少数の人々のみがインターネットに接続している国から構成さ

表11 消費者詐欺－2003／2004年の国及び主要都市における1年間被害率（％）並びにそれ以前の調査結果

1992～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国	1991	1995	1999	2003-2004	主要都市	2000-2004
エストニア	32.5	30.1	38.1	25.7	ブダペスト（ハンガリー）	25.8 *
ギリシャ				24.7 *	タリン（エストニア）	24.5
ブルガリア				22.7	アテネ（ギリシャ）	24.1 *
ハンガリー				19.7 *	香港（中国特別行政区）	21.7
ポーランド	11.6	14.2	12.8	16.1	コペンハーゲン（デンマーク）	15.7 *
デンマーク			11.5	15.7 *	パリ（フランス）	14.0 *
スウェーデン	3.7	7.7	9.4	13.7 *	ストックホルム（スウェーデン）	13.7 *
アイスランド				12.9	レイキャビク（アイスランド）	13.6
アメリカ		9.6	11.4	12.5	ロンドン（イングランド）	12.9 *
ドイツ				11.7 *	ニューヨーク（アメリカ）	12.9
スペイン				10.8 *	ワルシャワ（ポーランド）	12.0
フランス		9.8	4.4	10.2 *	マドリード（スペイン）	11.6 *
ルクセンブルク				9.8 *	イスタンブール（トルコ）	11.5
ノルウェー				9.7	ベルリン（ドイツ）	11.0 *
オーストラリア	8.4		8.8		ブリュッセル（ベルギー）	10.0 *
ポルトガル			7.0	8.2 *	オスロ（ノルウェー）	9.1
オーストリア		10.5		8.1 *	ベルファスト（北アイルランド）	8.9
アイルランド				8.0 *	ダブリン（アイルランド）	8.2 *
ベルギー	8.6		6.4	8.0 *	ウィーン（オーストリア）	7.9 *
北アイルランド		4.4	3.8	7.8	ローマ（イタリア）	7.8 *
ニュージーランド	7.4			7.7	リスボン（ポルトガル）	7.7 *
イングランド及びウェールズ	6.7	5.4	6.0	7.7 *	チューリッヒ（スイス）	7.7
カナダ	8.1	6.9	7.5	7.4	アムステルダム（オランダ）	7.6 *
スイス		9.9		7.3	エジンバラ（スコットランド）	5.8
メキシコ				7.2	ヘルシンキ（フィンランド）	5.0 *
オランダ	4.9	5.9	4.4	7.0 *	平均	12.4
スコットランド		6.4	4.9	6.4	発展途上国の都市	
イタリア	10.6			5.9 *	ブノンベン（カンボジア）	40.0
フィンランド		14.5	10.2	5.2 *	マプト（モザンビーク）	35.8
日本			2.3	1.9	ブエノスアイレス（アルゼンチン）	20.4
					リマ（ペルー）	15.8
					ヨハネスブルク（南アフリカ）	10.3
平均**	10.2	10.4	9.3	11.0	平均	24.4

* 出典：European Survey of Crime and Safety（2005 EU ICS）. Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

れる。被害率の低い地域もまた、インターネットの利用率から見ると、異質な国で構成されているように思われる。例えば、アイスランドやフィンランドではインターネットの利用はごく普通のことだが、これらの国ではインターネット利用詐欺はまれである。これらを総合すると、ある国の人々によるインターネットの利用率とインターネット利用詐欺の広がりとの間には、密接な関係はないようである。このように、インターネット利用の技術的な機会の有無・程度と実際のインターネット利用詐欺被害との間に明確な関係がないということは、さらなる分析と解釈を行うに値すると思われる。

主要都市の住民の間では、被害率はより高い。主要都市の住民の1.5%がインターネット利用詐欺を経験している。都市住民の間では、インターネット利用詐欺が今後数年間の

うちに自動車盗やスリなどの従来型犯罪と同様な被害水準に達するのは確実と思われる。

消費者詐欺に遭ったと回答した者に対しては、さらに、それがクレジットカード詐欺であったか否かについても調査した。国レベルでは、消費者詐欺被害者の7%が肯定している。主要都市では、詐欺被害者の10%が、自分の体験したのがクレジットカード詐欺であったと回答している。このことは、クレジットカード詐欺の被害率が、国レベルで0.9%、主要都市で1.5%であることを意味している。ニューヨークとロンドンでは、クレジットカード詐欺による被害率が最も高い（それぞれ4.3%と7.5%）。詳細は表12のとおりである^{14 15}。

表12 消費者詐欺の種類－2003／2004年の国及び主要都市におけるインターネットでの購入時の詐欺及びクレジットカードを使った詐欺の1年間被害率(%)
2004～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国	インター ネット上で の購入時の 詐欺	クレジット カード詐欺	主要都市	インター ネット上で の購入時の 詐欺	クレジット カード詐欺
アメリカ	3.3	4.0	ベルリン（ドイツ）*	3.8	
ポーランド	3.0		ニューヨーク（アメリカ）	3.7	4.3
ドイツ	2.7		ロンドン（イングランド）*	3.2	7.5
ブルガリア	2.6		パリ（フランス）*	2.7	2.4
イングランド及びウェールズ*	2.2	1.7	コペンハーゲン（デンマーク）*	1.5	0.1
ノルウェー	1.5		エジンバラ（スコットランド）	1.0	1.9
デンマーク*	1.4	0.3	マドリッド（スペイン）*	1.0	1.3
ニュージーランド	1.3		ウィーン（オーストリア）*	0.9	0.4
スウェーデン*	1.2	0.3	香港（中国特別行政区）	0.9	
北アイルランド	1.2	1.3	アムステルダム（オランダ）*	0.9	0.3
オーストリア*	1.1	0.4	ダブリン（アイルランド）*	0.7	1.6
スコットランド	1.0	1.4	ストックホルム（スウェーデン）*	0.7	0.2
スペイン*	0.7	0.9	ブリュッセル（ベルギー）*	0.6	1.1
アイルランド*	0.7	1.3	タリン（エストニア）	0.6	
カナダ	0.7		ベルファスト（北アイルランド）	0.5	1.4
エストニア	0.6		アテネ（ギリシャ）*	0.4	1.4
ポルトガル*	0.5	0.4	オスロ（ノルウェー）	0.4	
ルクセンブルク*	0.5	0.3	レイキャビク（アイスランド）	0.3	
アイスランド	0.4		リスボン（ポルトガル）*	0.2	0.0
フランス*	0.4	0.3	ヘルシンキ（フィンランド）*	0.0	0.1
ベルギー*	0.4	0.4	ブダペスト（ハンガリー）*	0.0	0.1
オランダ*	0.3	0.4	ローマ（イタリア）*	0.0	
メキシコ	0.2	0.6	平均	1.1	1.5
ギリシャ*	0.1	1.4	発展途上国の都市		
フィンランド*	0.1	0.0	リマ（ペルー）	10.7	
イタリア	0.0	0.1	ヨハネスブルク（南アフリカ）	0.3	
平均	1.1	0.9	平均	5.5	

* 出典：European Survey of Crime and Safety(2005 EU ICS) . Brussels, Gallup Europe.

14 2003年全米犯罪被害調査（US National Crime Victim Survey）は、クレジットカードを使った詐欺を、ID窃盗の1下位項目として調査している（Baum, 2003）。同調査によれば、クレジットカードを使ったID窃盗の国内被害率は2.4%であった。

15 オーストラリアの国際犯罪被害実態調査では、比較可能な調査項目が設定されなかった。ただし、同国では、クレジットカードを使ってインターネット上で何かを購入した人の12%が、何らかの問題を経験している。この比率は全体の5%に相当する（Johnson and Krone, 2007）。

6.2 汚職

表13及び図15は、2003／2004年調査の結果を示したものである。30か国の平均値では、約2％が被害を受けたとの回答をしているが、個別に見ると、ほとんどの国では0.5％以下であった。先進国の主要都市の平均被害率はいっそう低かった（1.9％）。逆に、発展途上国の主要都市の住民の平均被害率は、はるかに高かった（18.9％）。

国レベルでは、ギリシャとメキシコの被害率の高さ（それぞれ13.5％と13.3％）は、際立っている。過去の調査結果と同様に、ブルガリア、ハンガリー、ポーランド、エストニアの汚職水準も高かった（Zvekić, 1998）。これらの4か国では、平均で20人に1人が公

表13 汚職－公務員の収賄に遭遇した経験－2003／2004年の国及び主要都市における1年間被害率（％）並びにそれ以前の調査結果
1996～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国	1995	1999	2003-2004	主要都市	2000-2004
ギリシャ			13.5 *	アテネ（ギリシャ）	13.8 *
メキシコ			13.3	イスタンブール（トルコ）	7.1
ブルガリア			8.4	ワルシャワ（ポーランド）	6.2
ハンガリー			4.9	ブダペスト（ハンガリー）	6.9 *
ポーランド	4.8	5.1	4.4 *	タリン（エストニア）	3.7
エストニア	3.8	5.2	3.1	ブリュッセル（ベルギー）	1.2 *
フランス	0.7	1.3	1.1	チューリッヒ（スイス）	1.2
ポルトガル		1.4	1.0 *	リスボン（ポルトガル）	1.1 *
デンマーク		0.3	1.0 *	ローマ（イタリア）	0.9 *
オーストリア	0.7		0.6 *	パリ（フランス）	0.8 *
カナダ	0.4	0.4	0.6 *	ロンドン（イングランド）	0.7 *
ドイツ			0.6	ウィーン（オーストリア）	0.7 *
アメリカ	0.3	0.2	0.5 *	エジンバラ（スコットランド）	0.5
ベルギー		0.3	0.5	ベルリン（ドイツ）	0.5 *
ニュージーランド			0.5 *	ストックホルム（スウェーデン）	0.5 *
スイス	0.2		0.5	コペンハーゲン（デンマーク）	0.4 *
ノルウェー			0.4	レイキャビク（アイスランド）	0.4
スコットランド	0.3	0.0	0.4	マドリード（スペイン）	0.4 *
ルクセンブルク			0.4 *	ニューヨーク（アメリカ）	0.4
イタリア			0.4 *	アムステルダム（オランダ）	0.2 *
オーストラリア		0.3		オスロ（ノルウェー）	0.2
アイルランド			0.3 *	ヘルシンキ（フィンランド）	0.1 *
スペイン			0.3 *	ダブリン（アイルランド）	0.1 *
アイスランド			0.3	香港（中国特別行政区）	0.0
日本		0.0	0.2	ベルファスト（北アイルランド）	0.0
オランダ	0.5	0.4	0.2	平均	1.9
スウェーデン	0.2	0.1	0.1 *	発展途上国の都市	
イングランド及びウェールズ	0.3	0.1	0.0 *	マプト（モザンビーク）	30.5
フィンランド	0.1	0.2	0.0 *	ブノンベン（カンボジア）	29.0
北アイルランド	0.0	0.2	0.0	ヨハネスブルク（南アフリカ）	15.5
				リマ（ペルー）	13.7
				ブエノスアイレス（アルゼンチン）	5.8
平均**	0.9	1.0	2.0	平均	18.9

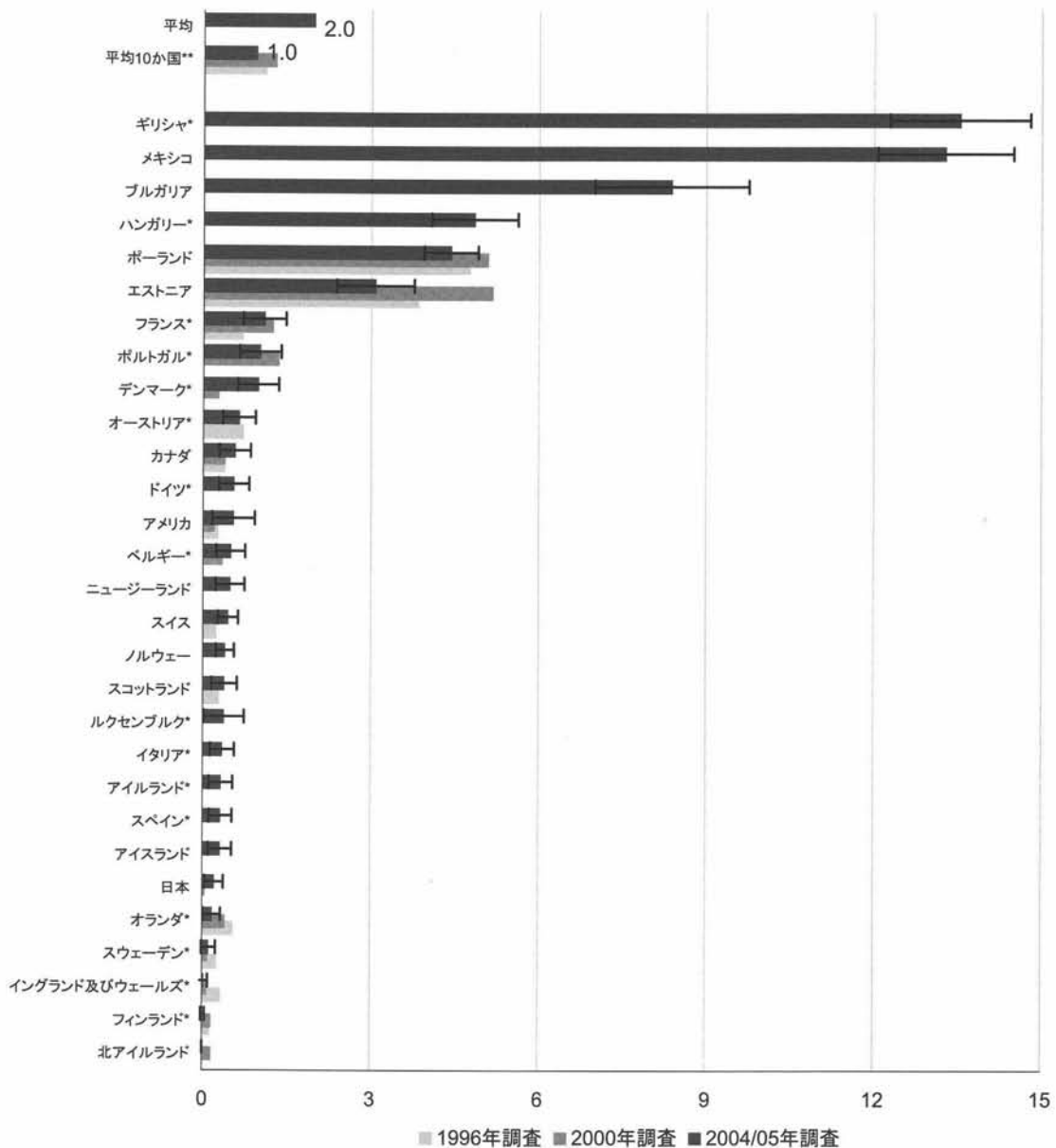
* 出典：European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

務員による汚職の被害に遭遇している。デンマーク、フランス、ポルトガルの被害率は比較的低いとはいえ、他の多くの欧州諸国よりは高い。過去の調査結果でも、フランスとポルトガルは比較的高い被害率を示している。都市レベルで被害率が非常に高かったのは、マプト（30.5%）とプノンペン（29%）である。平均を有意に上回る被害率は、ヨハネス

図15 汚職 — 公務員の収賄に遭遇した経験 — 2003/2004年の国及び主要都市における1年間被害率(%)

1996～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*



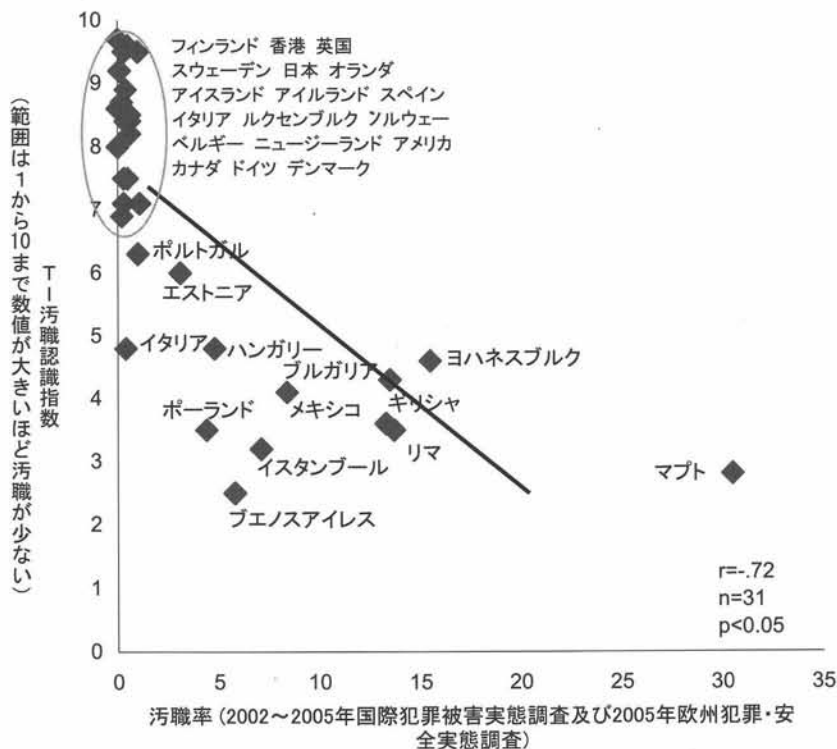
* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は、直近3回の国際犯罪被害実態調査に参加した10か国に基づいている。

ブルク（15.5%）、アテネ（13.8%）、リマ（13.7%）、イスタンブール（7.1%）、ブダペスト（6.9%）でも見られた。

収賄者としては、官僚と警察官が最も頻繁に挙げられている。

図16 公務員の収賄に遭遇した経験（2003／2004年の被害率）とTransparency Internationalの汚職認識指数上の評価との関係図
2002～2005年国際犯罪被害実態調査，2005年欧州犯罪・安全実態調査及び2004年Transparency International調査



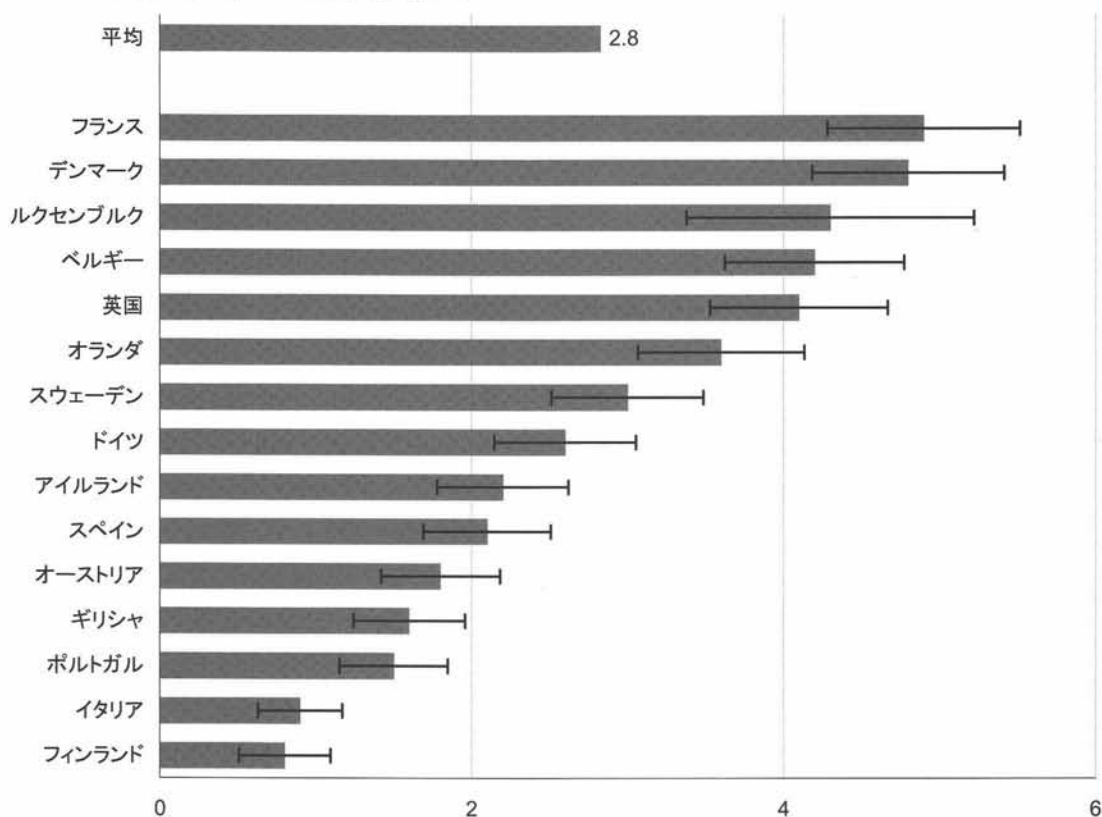
* 出典：van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

6.3 EUにおける憎悪犯罪 (hate crime)

欧州のいくつかの国では、イデオロギー的動機に基づく個人的暴力（「憎悪犯罪」の定義については、第1部注1参照。）の広がりが増加の可能性についての懸念が高まっている。

平均すると欧州の住民の2.8%が、自分又は自分の家族に対する憎悪犯罪を経験している。国別に見た憎悪犯罪の頻度は、大幅にばらつきがある。この種の犯罪の被害率が最も高いのは、フランス、デンマーク、英国、ベネルクス諸国である。最も低いのは、フィンランド、イタリア、ポルトガル、ギリシャ、オーストリアである。ドイツとスウェーデンでは憎悪犯罪の水準はほぼ平均に近い。

図17 看取された憎悪犯罪 — 2003/2004年EU加盟国15か国における1年間被害率(%)
2005年欧州犯罪・安全実態調査



* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

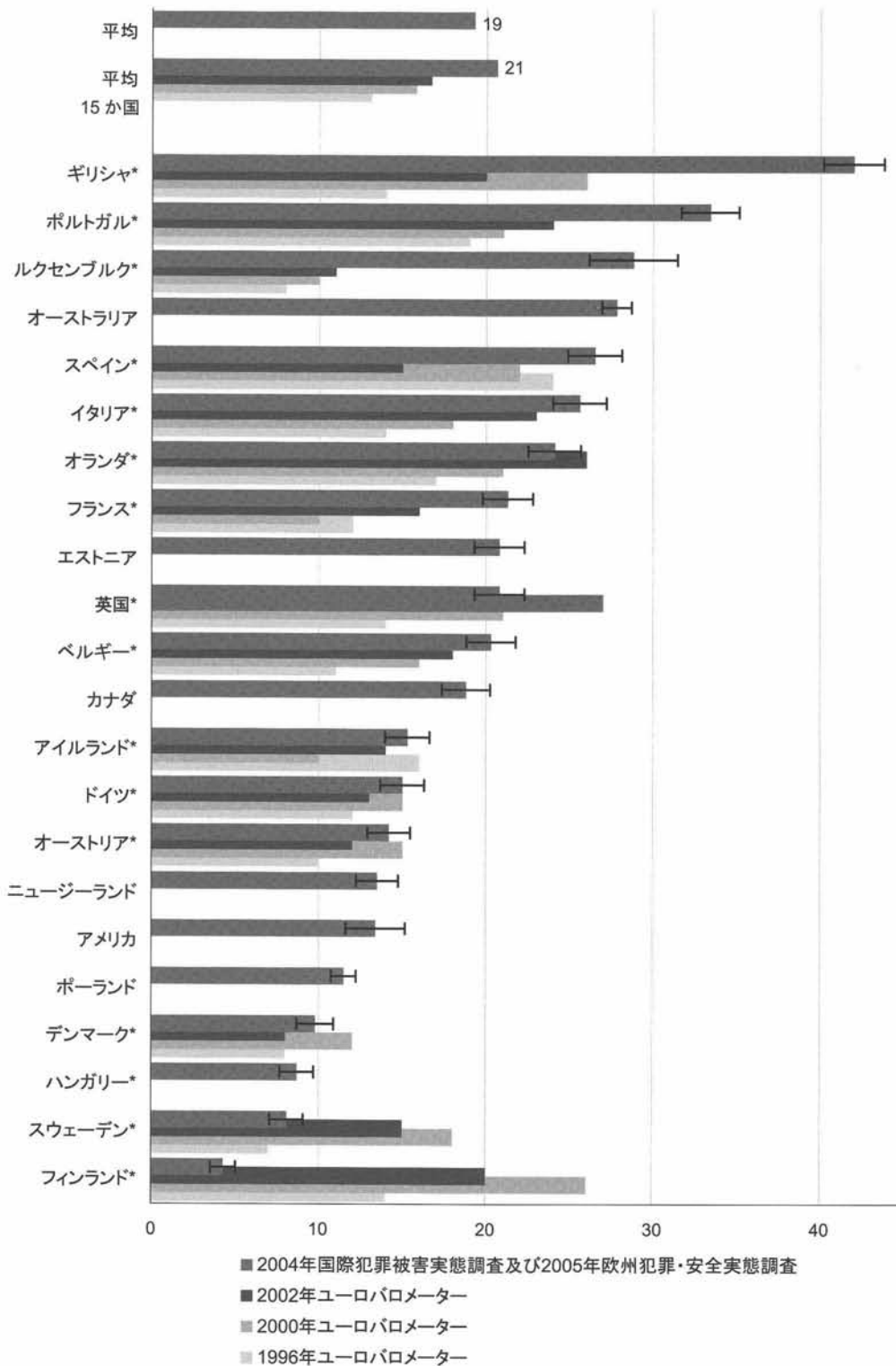
6.4 先進国において市民が薬物関連問題と接している状況

全体としては、2004/2005年の欧州犯罪・安全実態調査に参加した15か国（ハンガリーを除く）の回答者の21%が、過去12か月以内に、自分の居住地域において、公共の場所での薬物の密売、薬物乱用行為又は薬物乱用者が放置した注射器を見つけるなどの薬物関連問題を頻繁に又は時々経験していた。2005年に欧州で最も比率が高かったのは、ギリシャ、ポルトガル、ルクセンブルク、スペインである。すべての国での平均はやや低く、19%であった。オーストラリアでは全体のほぼ28%が、薬物問題を少なくとも時々経験している。比率が最も低かったのは、フィンランド、スウェーデン、ハンガリー、デンマークであり、これらの国では10%未満であった。

薬物関連問題の深刻さに直面しているという事実を示すデータは、EU全体を通じて経年的に上昇を示しており、1996年には13%、2000年及び2002年には17%、2005年には21%となっている。ただし、国ごとにおいては、1996年以降、この比率は多様である。英国、スウェーデン、フィンランドでは、2005年の比率はそれ以前より低くなっている。英国、

図18 薬物関連問題に非常に頻繁に及び時々直面する場合 — オーストラリア, アメリカ及びEU加盟国16か国の全体における2003/2004年の比率(%)並びにそれ以前のユーロバロメーターの結果

2005年欧州犯罪・安全実態調査及び1996, 2000, 2002年ユーロバロメーター



* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G.(2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

スウェーデン、オランダは、この関係での国別の順位が下がった。

一般市民が薬物関連問題と接している状況をもって、直ちに、実際の薬物消費水準の指標と見なすことはできない。なぜなら、幾つかの国では、薬物の使用と所持に対する政府の厳しい取締政策の結果として、薬物関連問題は他の国以上に、水面下に隠れてしまっているからである。一般市民が薬物関連問題と接している状況の程度と各国の大麻消費率及び薬物常用者数の推定比率の間には、いかなる密接な関係も見出せなかった。また、薬物関連問題と接している状況の程度と財産犯罪の水準との間にも、関係は見出せなかった。

7 警察への犯罪の通報と被害者の満足度

7.1 警察への通報

被害者（又はその代理としての親族や友人）が、犯罪について警察に通報する頻度は、その犯罪の種類と密接に関連している。ほとんどの国では、ほぼすべての自動車盗及びバイク盗について、また不法侵入の75%について通報がなされている。車上盗の約3分の2で、また自転車盗と強盗の半数強で通報がなされている。すべての暴行・脅迫のうち警察に通報されたのは約3分の1に過ぎないが、直接の有形力行使による暴行の場合は、脅迫の場合より高い通報率となっている。聴取り担当者に対して被害ありとの回答があった性的事件では、通報された比率が最も低い（平均で15%）。しかし、性的事件の中で被害の程度が重大である性的暴行があったとして回答がなされた場合、その28%は通報されていた。他方、性的事件の中で不快な行動があったとの回答がなされた場合、警察に通報された比率は10%に過ぎない。

比較を容易にするため、通報水準の算定は、通報水準が国によって異なり、被害率が比較的高い五つの犯罪、すなわち、車上盗、自転車盗、不法侵入、不法侵入未遂、及び個人所有物の窃盗について行った¹⁶。図19及び表14は、これら5種類の犯罪全体での2003/2004年の通報率を示している。この図表の内容から、通報パターンは、国によって相当異なっていることが分かる。

30か国と12の主要都市で、平均すると5種類の犯罪の41%が警察に通報されていた。国レベルの標本が抽出された30か国では、五つの犯罪の約半数（53%）が警察に通報されていた。通報率が最も高かったのは、オーストリア（70%）、ベルギー（68%）、スウェーデン（64%）、スイス（63%）である。ハンガリーを除くと、通報率が比較的高いすべての

16 除外された犯罪は、自動車盗・バイク盗（これらはたいてい通報され、また比較的まれである）及び強盗（国あたりの件数が少ない。）である。さらに、性的事件と暴行・脅迫も省かれている。これらの場合の通報率は、それぞれ、性的事件に含まれる性的暴行と不快な性的行為の構成比、及び暴行・脅迫に含まれる暴行と脅迫の構成比によって、通報率が影響を受けると思われる。

国が、世界の最も豊かな地域に属している。

過去の国際犯罪被害実態調査と同様に、発展途上国の通報率は極めて低かった。ブラジル（サンパウロ、リオデジャネイロ）、カンボジア（プノンペン）、ペルー（リマ）、メキシコ、モザンビーク（マプト）は、通報率が20%を下回っている点で際立っている。香港の通報率も比較的低い（24%）。

通報率がやや低い（35～46%）国としては、南アフリカ（ヨハネスブルク）、トルコ（イスタンブール）、ブルガリア、アイスランド、エストニア、ポーランドが挙げられる。

図19は、国際犯罪被害実態調査に少なくとも4回参加した国の通報に関するデータを示している。これを見ると、ベルギー、スコットランド、イングランド及びウェールズ、オランダ、フランス、ニュージーランド、アメリカ、カナダでは、1988年又は1991年以降、通報率は低下している。しかし、この低下の要因は、概して、通報される犯罪の構成が変化したことにある。ポーランドとエストニアの通報率は上昇しているが、これはおそらく共産主義崩壊後の国家警察の改革により、警察が地域社会の間で信用を高めたことによるのであろう。自転車盗の場合を除き、個々の種類の犯罪に関して、通報率の高低に明白な傾向は見られない。自転車盗の通報率は、年を追って低下傾向にあり、近年ほぼすべての国で低下している。

●不法侵入を警察に通報しない理由

2004／2005年の国際犯罪被害実態調査では、不法侵入事件を警察に通報しなかった最も重要な理由は、その事件が通報するほど重大でなかったということである。国レベルの非通報者の約3人に1人と、主要都市における非通報者の5人に1人が、この理由を挙げている。被害者の4分の1は、警察に通報するのを不適切と感じたか、又は彼ら自身やその家族が事件を解決したと回答している。警察には何もできないという見解も、かなり頻繁に見られる（例えば通報しなかった自動車盗の被害者の5人に1人）。国レベルでは、非通報者の20%が、警察は何もしないだろうということを理由に挙げている。この比率は主要都市ではさらに高い。欧州の主要都市（例えばローマやアムステルダム）では、この「何もしないだろう」という理由が、国レベルの場合よりいっそう頻繁に挙げられている。被害者のうち少数の者は、不法侵入を通報しない理由として、警察に対する恐怖又は嫌悪を挙げている。報復に対する不安も、挙げられている例は少ない。また、相当数の被害者が、上記以外の理由を、通報しなかった理由として挙げている。

●警察に通報する理由

多くの被害者は、警察への通報と同時に、被害者支援を求めている。2種類の財産犯罪と強盗の場合は、3分の1を超える事件が通報されていたが、その理由は所有物を取り返すための支援を求めたからであった。不法侵入や車上盗が関係していた場合は、およそ3

表14 2003／2004年の国及び主要都市における5種類の犯罪***の警察への通報率(%)並びにそれ以前の結果
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国	1988	1991	1995	1999	2003-2004
オーストリア			62		70*
ベルギー	60	77		65	68*
スウェーデン		59	60	61	64*
スイス	67		63	58	63
ドイツ	63				61*
イングランド及びウェールズ	70	69	65	64	61*
スコットランド	72		67	62	61
デンマーク				62	60*
北アイルランド	44		53	63	59
英国	71		67	62	59*
オランダ	64	66	58	64	58*
ハンガリー					58
ニュージーランド		67			57
フランス	62		53	51	54*
日本				44	54
ノルウェー	50				53
オーストラリア	61	53		53	52
ポルトガル				38	51*
アイルランド					51*
イタリア		42			50*
アメリカ	57		58	53	49
ギリシャ					49*
フィンランド	53	49	53	45	48*
カナダ	55	53	52	48	48
ルクセンブルク					48*
スペイン	36				47*
ポーランド		34	35	43	46
エストニア		33	28	38	43
アイスランド					40
イスタンブール（トルコ）					38
ブルガリア					35
香港（中国特別行政区）					24
メキシコ					16
平均**	59	55	55	54	47
発展途上国の都市					
ヨハネスブルク（南アフリカ）					35
ブエノスアイレス（アルゼンチン）					21
リオデジャネイロ（ブラジル）					18
マプト（モザンビーク）					17
リマ（ペルー）					16
プノンペン（カンボジア）					14
サンパウロ（ブラジル）					12
平均**					19

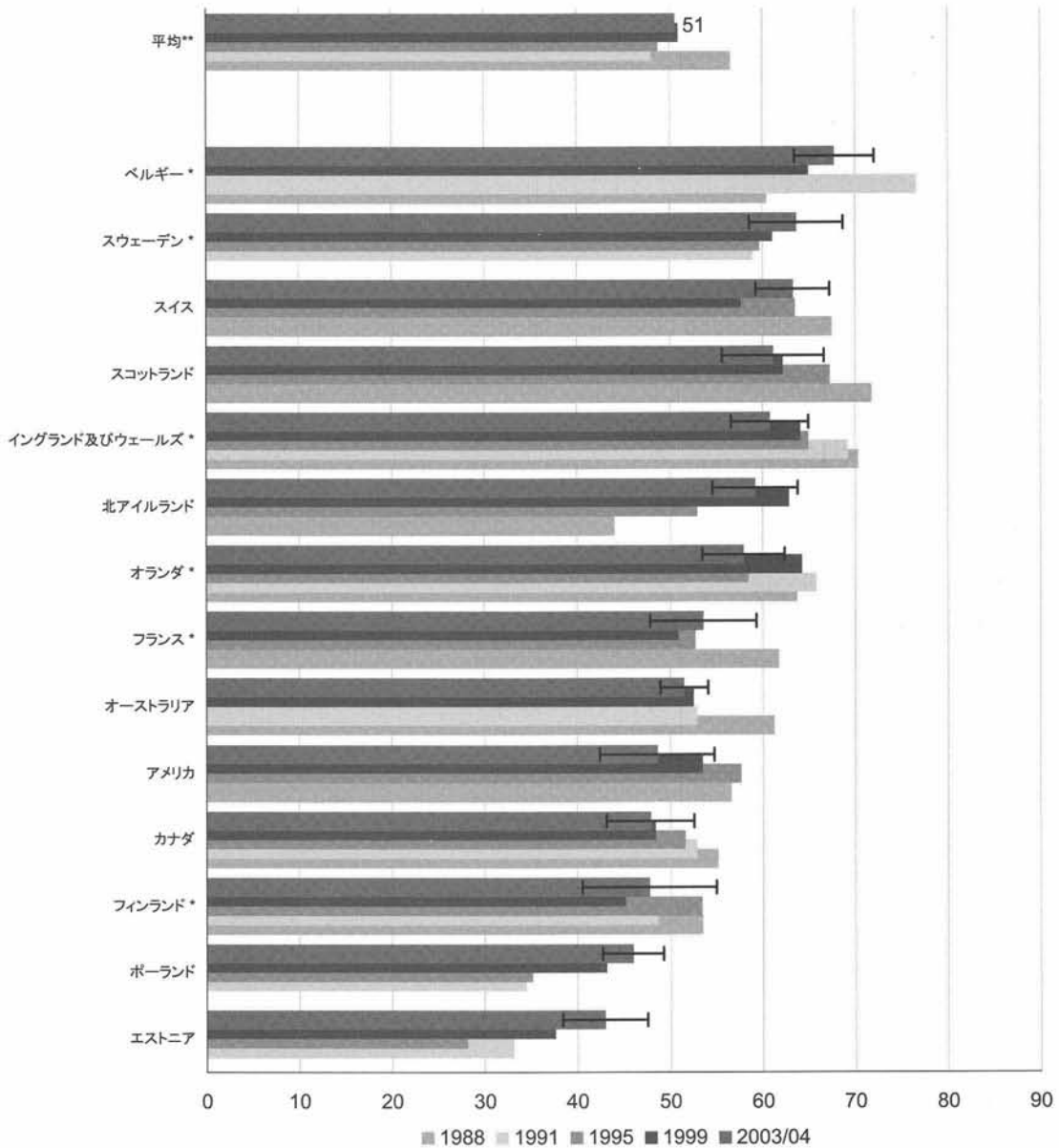
* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わるため、比較は慎重に行うべきである。なお、都市については、今回の調査の平均のみを表示した。

*** 5種類の犯罪とは、車上盗、自転車盗、不法侵入、不法侵入未遂及び個人所有物の窃盗である。

図19 少なくとも4回の調査に参加した国の2003/2004年及びそれ以前の調査結果における5種類の犯罪***の警察への通報率(%)

1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*



* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

*** 5種類の犯罪とは、車上盗、自転車盗、不法侵入、不法侵入未遂及び個人所有物の窃盗である。

人に1人が保険金の請求を理由に通報を行っていた。全体で約10人に4人の被害者は、警察に通報する義務を、通報の理由に挙げていた。それは、被害者は自分が経験したような犯罪は通報されるべきであると考えていたか、又はわが身に起きたことが重大だったからで

表15 不法侵入を警察に通報しなかった理由(過去5年間で一番最近の被害における%*)
2004～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査

回答理由	比率
それほど重大ではない	34
自分で解決した	18
捜査機関に向かない問題だった	15
代わりに別の機関に知らせた	3
家族が解決した	11
保険に入っていない	4
捜査機関は何もできない	21
捜査機関は何もしてくれない	20
捜査機関が怖い／嫌い	6
(復讐の恐れから) あえてしない	4
その他	17
分からない	5

* 複数回答が認められたため、比率の合計は100%を超える。

ある。応報的動機 — 犯人が逮捕され刑罰を受けることへの期待 — にもほぼ同様の重点が置かれていたが、車上盗の場合、それはあまり明確ではなかった。各回の調査の参加国に限って比較した場合は、1996年と2000年の国際犯罪被害実態調査の結果はかなり似ていた。

7.2 警察の対応に対する被害者の満足度

警察に通報したことがあると回答した被害者に対しては、さらに、警察の対応に満足したか否かについて調査した¹⁷。国レベル及び主要都市における被害者の満足度の水準を見ると、犯罪の種類に違いによって、満足度に違いは見られない¹⁸。図20及び表16は、5種類の犯罪被害に関する通報を合わせて、それに対する満足度を示している。統計的な正確性の見地から分析対象とする事件数を増やすため、満足した者の比率は、過去5年間に犯罪被害を通報したことのある回答者の人数をもとに計算した。平均すると、通報した被害者の53%が、彼らの訴えに対する警察の対処の仕方に満足している。国レベルの標本では、通報した被害者の57%が満足している。通報した被害者の平均的な満足度は、発展途上国の都市部では低くなっている（38%）。

デンマーク（75%）、スイス（72%）、フィンランド（72%）、スコットランド（70%）、ルクセンブルク（70%）の回答者は、5種類の犯罪のいずれにおいても通報後の満足度が

17 この質問は、5種類の犯罪について行われた。すなわち、不法侵入、車上盗、強盗、性的事件、及び暴行・脅迫である。

18 発展途上国における財産犯罪の被害者は、身体に対する犯罪の被害者より満足度が低い傾向にあった。これは、被害者が保険を掛けなかった盗難品を取り戻すために、より効果的な支援を望んでいたためである（Van Dijk, 1999）。

最も高いが、他の幾つかの国の数値もそれに次いで高くなっている。警察の対応に対する満足度が最も低かったのは、リマ（18%）、マプト（27%）、ギリシャ（28%）、メキシコ（28%）である。満足度の水準が平均よりかなり低かったのは、日本（44%）、イタリア（43%）、ハンガリー（41%）、ブルガリア（40%）、ヨハネスブルク（36%）、イスタンブール（33%）、サンパウロ（32%）である。

1996年と2000年の国際犯罪被害実態調査にも参加している国の場合、通報先の警察の対応に対する満足度という点で、2005年の結果は概して同様なものとなっている。例えば、ポーランドとフランスの2005年の被害者の満足度は比較的低い順位に位置づけられるが、これは2000年や1996年の結果と同様である。フィンランドの警察の実績は、すべての年において順位が高い。

世界の多くの地域で、犯罪被害者への対応を改善するための法的及び行政的措置が講じられてきた。例えば、EU域内では法的拘束力を持った被害者対応の最低基準が2003年に発効し（刑事手続における被害者の地位に関する2001年3月15日付理事会枠組決定 Council Framework Decision of 15 March 2001 on the Standing of Victims in Criminal Proceedings, SEC (2004)）、また、日本も刑事手続における被害者の立場に配慮した立法措置を2000年に導入した。こうした取り組みの基礎となるのが、警察による被害者への対応の改善であり、その中には、犯罪被害者が配慮と敬意を持って扱われる権利や、捜査と起訴の決定に関する情報を犯罪被害者が継続的に知らされる権利が含まれる。こうした取り組みを念頭に置くとき、警察の対応に対する被害者の満足度の傾向の経年変化には、特別の重みがある。表16及び図20では、その点に関する調査結果を示した。

件数は少ないものの、非常に多くの国で、警察の対応に対する被害者の満足度の水準が1996年以降大幅に低下していることは印象的である。この傾向がもっとも著しいのは、イングランド及びウェールズ（-10ポイント）、アメリカ（-10ポイント）、オランダ（-9ポイント）、カナダ（-8ポイント）、スウェーデン（-7ポイント）である。被害者に対する警察の対応改善を促進するための国や地域レベルの新法が発効していることを念頭に置くと、このような措置が採られたにもかかわらず、満足度の低下傾向が見られることは、特に注目に値しよう。

ちなみに、より多くの標本を採用しているイングランド及びウェールズとオランダにおける国内犯罪被害実態調査においても、近年は、警察の対応に対する満足度は低下している（Allan, et al, 2006 ; Veiligheidsmonitor, 2006）。

こうした結果に対しては、いくつかの異なる解釈ができる。第1の解釈は、被害者は以前と同様の専門的な対応を受けているものの、他方、被害者の期待する支援の水準が上がって、以前と同様の警察の対応では満足できないレベルとなったとする説明である。例えば、警察官が、捜査情報の通知を望むか否かを被害者に尋ねたが、もし警察がそれを提供できなかった場合、被害者は、期待を裏切られたと感じて動揺するおそれがある（そもそも警

表16 国及び主要都市における5種類の犯罪*での警察への通報に関する満足度(過去5年間での%)並びにそれ以前の調査結果**
1996～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国	1996年調査	2000年調査	2001-2005年調査	
デンマーク	.	77	75	*
スイス	64	70	72	
フィンランド	77	74	72	*
スコットランド	75	73	70	
ルクセンブルク			70	*
オーストラリア	.	71	69	****
ニュージーランド			69	
オーストリア	53		68	*
ドイツ			67	*
スウェーデン	74	71	67	*
カナダ	73	71	65	
ベルギー		62	65	*
スペイン			65	*
イングランド及びウェールズ	72	66	62	*
オランダ	71	70	62	*
北アイルランド	60	69	61	
アイルランド			61	*
香港(中国特別行政区)			59	
ポルトガル		31	58	*
アメリカ	67	65	57	
アイスランド			55	
ノルウェー			55	
フランス	56	47	53	*
ポーランド	34	39	46	
日本		45	44	
イタリア			43	*
ハンガリー			41	*
ブルガリア			40	
イスタンブール(トルコ)			33	
エストニア			33	
メキシコ			28	
ギリシャ			28	*
平均**	65	63	57	
発展途上国の都市				
リオデジャネイロ(ブラジル)			59	
プノンペン(カンボジア)			49	
ブエノスアイレス(アルゼンチン)			44	
ヨハネスブルク(南アフリカ)			36	
サンパウロ(ブラジル)			32	
マプト(モザンビーク)			27	
リマ(ペルー)			18	
平均**			38	

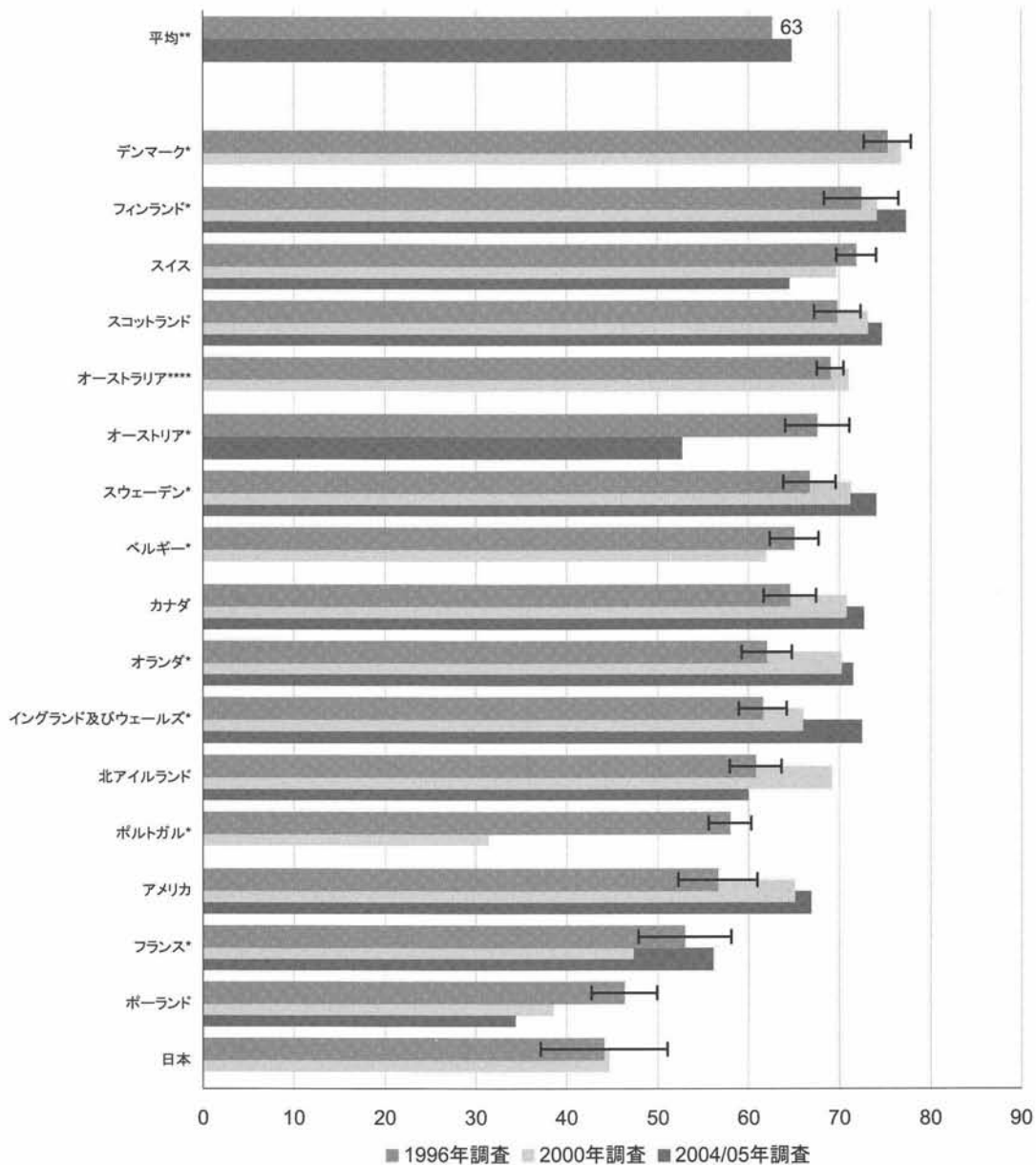
* 出典:van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。なお、都市については、今回の調査の平均のみを表示した。

*** 5種類の犯罪とは、不法侵入、車上盗、強盗、性的事件及び暴行・脅迫をいう。4種類の犯罪とは、5種類の犯罪から性的事件を除いた犯罪をいう。

**** オーストラリアの2004年の比率は4種類の犯罪に基づいている(2004年は性的事件については質問されなかった。)。2000年の国レベルの調査における同じ4種類の犯罪と5種類の犯罪との比較に基づき、我々は結論に差は生じないと結論づけている。

図20 国及び主要都市における5種類の犯罪***での警察への通報に関する満足度及びそれ以前の調査結果（過去5年間での%）
1996～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*



* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は、各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

*** 5種類の犯罪とは、車上盗、不法侵入、強盗、性的事件及び暴行・脅迫である。

**** オーストラリアの2004年の比率は4種類の犯罪に基づいている（2004年は性的事件について質問されなかった。）。2000年の国レベルの調査における同じ4種類の犯罪と5種類の犯罪との比較に基づき、我々は結果に差は生じないと結論づけている。4種類の犯罪とは5種類の犯罪から性的事件を除いた犯罪をいう。

察から情報提供の可能性を示されなければ、被害者は当初から期待することもなかったもので、そこに警察の対応への満足レベルを左右する要素は存在しない。)。第2の解釈は、警察が、効率を優先するため、犯罪の通報を官僚的な体制で、例えば電話又はインターネットでの通報を要請するようになり、警察と被害者が直接接する機会が減ったことが満足感低下に影響を与えたとの考え方である¹⁹。第3の解釈は、警察の外部に被害者支援のための特別の組織が設置され、警察と緊密に協力している国では、警察は被害者をそのような組織に委託しさえすれば被害者のニーズは充たされたと見なして、実際の満足度に注意が十分行き届かないのではないかとする指摘である。

上記の三つの要素のうち、どれが被害者の満足度を低下させた中心的因子であるかを、ここで決定することはできない。三つの要素は、多かれ少なかれ影響していると推測される。とはいえ、欧州全体で見た場合に、警察の外部で専門的な被害者支援を幅広く利用できない国 — 例えば、デンマーク、フランス、フィンランド、ルクセンブルク — では、警察の対応に対する被害者の満足度がより安定している。他方、警察が被害者を適切に機能している専門的な被害者支援施設に委託する可能性のある国 — 例えば、アメリカ、カナダ、英国、スウェーデン、オランダ — では、被害者の満足度の水準は最も大幅に低下している点は示唆に富む。さらに、犯罪被害者への警察の対応が低下した別の要因として、テロの予防や法執行の厳格化など、新たな治安上の優先事項が採用されたことも挙げられるかもしれない²⁰。

●警察に満足できない理由

警察の対処の仕方に満足できないとした回答者には、さらに、満足できない理由を聞いている（多重回答）。この点を、5種類の犯罪（車上盗、不法侵入、強盗、性的暴行及び暴行・脅迫）について、30か国全体の結果を示したのが表17である。第1の理由は、警察が「十分な対処をしてくれなかった」というものである。この回答は5種類の犯罪のすべてで最も多く、回答者の3人に2人が訴えた不満である。第2の理由は、「警察が関心をもって聞いてくれなかった」というものであり、約半数の回答者がこの点を挙げている。続く不満の理由は、犯人が逮捕されなかったことである。ただし、暴行・脅迫に関しては、警察の対応が失礼であったことを挙げた回答者が比較的多かった。推測される理由は、一部の暴行事件では、被害者にも一定の責任があると警察が考えていることが挙げられるかもしれない。車上盗と不法侵入の場合は、およそ2人に1人が、警察が被害者の受けた損害

19 イングランド及びウェールズでは、警察と顔を合わせる機会がなかった被害者の満足度がやや低くなっており、このことは一定の根拠となる。

20 警察の提供するサービスが低下したことを示す一定の証拠がある。たとえば、オランダの犯罪被害調査の結果は、通報した被害者に対する防犯上のアドバイスの提供が、1990年代以降大幅に減少したことを示している。

を回復してくれなかった点に不満を抱いている。5番目に多かった不満の理由は、警察が十分な経過通知をしてくれなかったというものである（42%）。被害者の5人に1人は、不満の理由として警察の対応の失礼な態度ないし被害者への配慮に欠けることを挙げている。性的事件について通報した女性の3人に1人も同じ理由を挙げている。

表17 警察の対応に対する不満の理由（過去5年間で一番最近の被害における%*）
2004～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査

回答理由	車上盗	不法侵入	強盗	性的暴行	暴行・脅迫	5種類の犯罪
十分な対処をしてくれなかった	63	68	68	63	71	66
関心を持って聞いてくれなかった	52	56	56	60	56	54
犯人を見つけてくれなかった	55	58	56	58	42	54
自分の受けた損害を回復してくれなかった	52	49	36			48
十分な経過通知をしてくれなかった	44	44	40	49	37	42
失礼だった	20	25	29	34	25	22
到着するのが遅かった	22	30	25	23	29	25
その他／分からない	19	36	26	44	29	14

* 複数回答が認められたため、比率の合計は100%を超える。

タイプの異なるそれぞれの不満の中で、それぞれの不満について被害者が感じている重要度の変化の可能性を確認するため、各回の調査の回答項目における相対的比率（不満として重視する程度）の比較が行われた。特に重要と思われたのは、警察が十分な経過通知をしてくれなかったという項目に該当する理由の比率である。この情報の不足に関する不満は、1996年と2000年には回答されたすべての理由の7%を占めていたが、2005年には12%となっている。こうした情報の不足に関する被害者の不満の上昇傾向は、EUのほとんどの国で見られる。

8 被害者の支援

8.1 支援を受けた被害者

被害者に最も深刻な影響を与える4種類の犯罪（不法侵入、強盗、性的事件及び暴行・脅迫）による被害者全体の中で、2003／2004年に専門的支援を受けた人は9%である。支援を受けた比率が最も高かったのは、性的事件の被害者であった（30%）。強盗又は暴行・脅迫について通報した被害者のうち、実際に支援を受けたのは10人に1人を下回っている（強盗8%、暴行・脅迫8%）。不法侵入の被害者では、支援を受けた者はさらに少なかった（4%）。

ほとんどの国では、被害者支援は、主に身体に対する犯罪（強盗及び性暴力を含む暴力犯罪）の被害者に提供されており、不法侵入の被害者に対する支援はまれである。わずか

に英国、オランダ、ベルギーでのみ、10%以上の不法侵入の被害者が支援を受けている。4種類の犯罪全体に関する各国の結果を示したのが表18である。

犯罪被害者に対する専門的支援機関のカバー率が最も高い国は、ニュージーランド（24%）、スコットランド（22%）、北アイルランド（21%）、イングランド及びウェールズ（17%）、アメリカ（16%）である。カバー率が比較的高い国は、南アフリカ／ヨハネスブルク（15%）、オランダ（14%）、カナダ（14%）、香港（13%）、オーストリア（13%）、ベルギー（13%）、デンマーク（10%）、ノルウェー（10%）、スウェーデン（9%）である。欧州内で被害者支援が最も進んでいるのは北西部に位置する国々である。利用できる被害者支援が最も少ないと思われるのは、ハンガリー（0.4%）、リマ（1%）、ブルガリア（1%）、フィンランド（2%）、ドイツ（2%）、ギリシャ（2%）、マプト（2%）、トルコ／イスタンブール（2%）、イタリア（3%）、スペイン（3%）である。ポーランドに関しては利用できる情報がないものの、2000年のカバー率は0に近かった（このことが質問を省く理由となった。）。

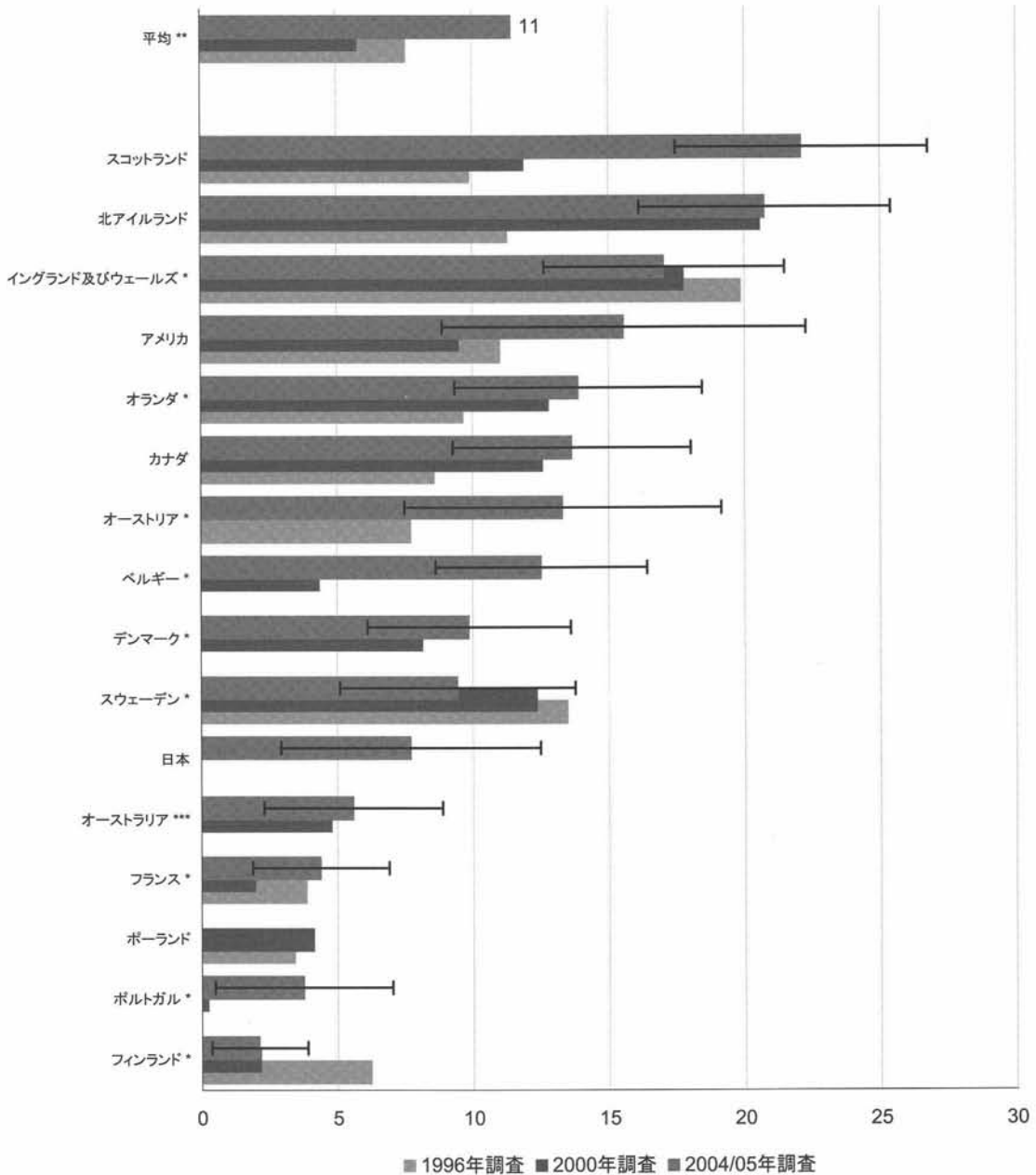
ニュージーランドが被害者支援体制の充実度において第1位を占めていることは、被害者支援機関への来訪者数に関する同国の国家被害者支援局の統計によって確認されている。人口400万人のこの国では、国家被害者支援局によれば、毎年約10万人の被害者が支援を受けている（被害者支援機関から、犯罪被害者に個別に接触が図られている。）。欧州の被害者支援機関への来訪者数は、欧州被害者サービスフォーラム（European Forum of Victim Service）の報告書（EFVS, 2007）で公表されている。人口10万人当たりの被害者支援機関への来訪者数の上位を見ると、ニュージーランド以外に、スコットランド、イングランド及びウェールズ、オランダ、スウェーデンが挙げられる。17か国に関しては、国際犯罪被害実態調査に基づく被害者支援のカバー率に関する数値を、被害者支援機関の2004年の運営に基づく来訪者数と比較することができる。両者の一連の数値の間の相関関係は強く（ $r = .79$; $n = 17$; $p < 0.05$ ）、犯罪被害者に関する国際犯罪被害実態調査ベースの情報に対する外部的な検証がなされたことになる。

警察に通報した後の被害者に対して、被害者支援機関から接触があった比率は、多くの国では1996／2000年以降上昇していると思われるが、若干の差異があることは統計的に確実である。図21及び表18は、この点に関する経年変化データを示している。

1996年以降の上昇は、オーストリア（8%から13%へ）、カナダ（9%から14%へ）、ベルギー（4%から13%へ）、日本（0%から8%へ）、アメリカ（11%から16%へ）、北アイルランド（11%から21%へ）、スコットランド（10%から22%へ）で認められる。イングランド及びウェールズ、オランダ、スウェーデンなど、長い歴史のある全国規模の被害者支援組織を有する国では、被害者支援カバー率は一定又は低下している。それ以外のすべての国では、被害者支援カバー率は、比較的低い水準で一定又はさらに低下している。

図21 最近の3回の調査のうち少なくとも2回に参加した国における4種類の犯罪(不法侵入, 強盗, 性的事件及び暴行・脅迫)の被害者に対する専門機関の被害者支援の傾向(5年間での%)

1996~2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*



* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

*** オーストラリアの2004年の被害者支援率は、3種類の犯罪に基づいている(2004年は性的事件について質問されなかった)。2000年の調査における同じ3種類の犯罪と4種類の犯罪との比較に基づき、我々は、性的事件を含めた場合には比率が最大で1%低下すると結論づけている。3種類の犯罪とは、4種類の犯罪から性的事件を除いた犯罪をいう。

**表18 国及び主要都市における4種類の犯罪（不法侵入，強盗，性的事件及び暴行・脅迫）の被害者に対する専門機関の支援（過去5年間での％）
1996～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査***

国	1996年調査	2000年調査	2001-2005年調査	
ニュージーランド			24	
スコットランド	10	12	22	
北アイルランド	11	21	21	
イングランド及びウェールズ	20	18	17	*
アメリカ	11	9	16	
英国	11	13	16	*
カナダ	9	13	14	
オランダ	10	13	14	*
香港（中国特別行政区）			13	
オーストリア	8		13	*
ベルギー		4	13	*
ノルウェー			10	
デンマーク		8	10	*
スウェーデン	13	12	9	*
日本		0	8	
アイスランド			6	
アイルランド			6	*
メキシコ			5	
ルクセンブルク			5	*
オーストラリア		5	6	***
フランス	4	2	4	*
ポーランド	3	4		
ポルトガル		0	4	*
スペイン			3	*
イタリア			3	*
イスタンブール（トルコ）			2	
ギリシャ			2	*
ドイツ			2	*
フィンランド	6	2	2	*
ブルガリア			1	
ハンガリー			0	*
平均**	10	9	9	
発展途上国の都市				
ヨハネスブルク（南アフリカ）			15	
プノンペン（カンボジア）			3	
ブエノスアイレス（アルゼンチン）			2	
マプト（モザンビーク）			2	
リマ（ペルー）			1	
平均**			5	

* 出典：van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため，比較は慎重に行うべきである。なお，都市については，今回の調査の平均のみを表示した。

*** オーストラリアの2004年の被害者支援率は，3種類の犯罪に基づいている（2004年は性的事件については質問されなかった。）。2000年の調査における同じ3種類の犯罪と4種類の犯罪との比較に基づき，我々は，性的事件を含めた場合には比率が最大で1%低下すると結論づけている。3種類の犯罪とは，4種類の犯罪から性的事件を除いた犯罪をいう。

8.2 被害者支援を望む被害者

支援を受けなかったと回答した被害者には、もし支援を受けていたらそれが役に立っていたか否かを更に調査している。平均すると、4種類の犯罪のいずれかについて通報した被害者の43%は、もし支援があれば、実際に役に立っていたであろうと感じている。また、性的事件の被害者の3人に2人（68%）が、そのような支援の必要性を表明している。他の3種類の犯罪の被害者も、約10人に4人がこうした支援の価値を認めている。前述のように、不法侵入の被害者は、ほとんどの国で支援を受けられる見込みが少ない。しかし、不法侵入の被害者のうち支援を希望していた人の比率は、強盗や暴行・脅迫の被害者に比べてそれほど低いわけではない（不法侵入40%、強盗44%、暴行・脅迫42%）。この結果は、不法侵入の被害者は、身体に対する犯罪の被害者に比べると専門的支援に対する必要度が低いという仮定をくつがえすものである。表19では、4種類の犯罪全体についての各国の結果を示した。

支援を受けることができなかった発展途上国の都市の犯罪被害者は、平均すると62%の者が、もし支援を受けていたら役に立っていたであろうと思っている（リマの被害者は例外的で、26%しか肯定の回答を示していない。）。国レベルの調査結果の中では、被害者支援のニーズが最も高いのは、ポルトガル、スペイン、ギリシャ、トルコ、ポーランド（2000年の場合。2004年に関しては利用できるデータがない。）である。これらのいずれの国においても、被害者支援の利用は簡単ではない。英国では、既に提供されている被害者支援水準は比較的高いにもかかわらず、他方で、充たされていない被害者支援に関するニーズも比較的大きい。ブルガリア、日本、アイスランド、オーストリアの被害者にとっては、被害者支援に対するニーズは比較的限定的であるように見える。

これらの調査結果は、重大犯罪の被害者に対する支援の必要性が、普遍的ではないにせよ、広範に広がっていることを示している。もし支援を受けていたら役に立っていたであろうと思う被害者は、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、東欧では50%以上に上る（Van Dijk, 2007）。先進国では、こうした充たされていない支援のニーズを表明した被害者は30～40%にとどまっている。地域別に見た支援に対するニーズの分布と実際に支援を受けた人の分布とは、その比率が逆転している。すなわち、発展途上国では、はるかに多くの被害者がこうした支援を望んでいたであろうが、実際に支援を受けられた人は限られている。これは一つには、発展途上国ではこうした被害者支援がまれにしか提供されていないためである。犯罪被害者に対する特別な支援のニーズが見られることは、他方で貧困国における医療や社会サービスの全般的供給不足も反映していると思われる。それゆえ、先進国の中では、支援を受けたかというニーズを示した被害者の比率は、手厚い社会的な保障制度を有する国では比較的小さい。これらの国では、犯罪に起因する医療や社会サービスへのニーズについて、犯罪被害者であるか否かにかかわらず既に提供されているからで

表19 国及び主要都市における4種類の犯罪（不法侵入、強盗、性的事件及び暴行・脅迫）の被害者のうち専門機関から支援を受けていたら役立っていただろうと思う人の比率（過去5年間での％）
1996～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国	1996年調査	2000年調査	2001-2005年調査	
ポルトガル		50	70	*
スペイン			68	*
ギリシャ			64	*
イスタンブール（トルコ）			64	
メキシコ			54	
北アイルランド	43	43	45	
イングランド及びウェールズ	41	32	45	*
ルクセンブルク			43	*
ハンガリー			43	*
アイルランド			42	*
スコットランド	35	36	42	
香港（中国特別行政区）			42	
スウェーデン	43	29	39	*
フランス	27	21	38	*
アメリカ	39	36	38	
ノルウェー			37	
ベルギー		27	36	*
イタリア			36	*
ニュージーランド			36	
フィンランド	36	35	32	*
デンマーク		31	30	*
オーストラリア		27	26	***
オランダ	22	18	30	*
カナダ	32	31	27	
ドイツ			27	*
オーストリア	38		26	*
アイスランド			23	
日本		41	20	
ブルガリア			13	
平均**	36	33	39	
発展途上国の都市				
サンパウロ（ブラジル）			93	
リオデジャネイロ（ブラジル）			83	
プノンペン（カンボジア）			71	
マプト（モザンビーク）			54	
ブエノスアイレス（アルゼンチン）			46	
リマ（ペルー）			26	
平均**			62	

* 出典：van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。なお、都市については、今回の調査の平均のみを表示した。

*** オーストラリアの2004年の被害者支援率は、3種類の犯罪に基づいている（2004年は性的事件については質問されなかった）。2000年の調査における同じ3種類の犯罪と4種類の犯罪との比較に基づき、我々は、性的事件を含めた場合には比率が最大で1%上昇すると結論づけている。3種類の犯罪とは、4種類の犯罪から性的事件を除いた犯罪をいう。

ある。例えば、アイスランド（23%）、オーストリア（26%）、ドイツ（27%）、カナダ（27%）、オランダ（30%）、デンマーク（30%）などがそうである。支援を受けたかっというニーズを示した被害者の比率が比較的高いのは、アメリカ（38%）、イングランド及びウェールズ（45%）、及び若干の南欧諸国（スペイン（68%）、ポルトガル（70%））である。

8.3 被害者支援の充足率

全体として見ると、警察に通報した重大犯罪被害者の8%が2003／2004年に専門的支援を受けている一方、支援を受けなかった被害者の43%が支援のニーズを表明している。本人の表明したニーズが充たされた被害者の比率は、支援を受けた被害者の数を、支援を受けた被害者と支援を必要としていた被害者の数の和で割ることで算定できる。この計算の結果、過去数年間に参加国の被害者支援機関がサービスを提供したのは、支援の必要性を表明した被害者のおよそ21%に対してであった。同じ計算式を用いると、被害者支援機関が対応したのは、特別な支援を必要とした性的事件の被害者の38%、同様な強盗の被害者の20%、暴行・脅迫の被害者の19%、不法侵入の被害者の10%となる。四つのグループのいずれにおいても、専門的支援の供給は需要を充たしていない。被害者支援の需要と供給の落差は、不法侵入の被害者グループでは特に大きい。

本人の表明したニーズが実際に支援機関によって充たされた被害者の比率は、国によって異なっており、表20で、その点に関する一つの概観を示した。支援の必要性を表明した重大犯罪被害者で、実際に被害者支援機関から接触を受けた者の比率は、平均すると国レベルで21%、発展途上国の都市で4%である。被害者支援機関によって最も高い充足率が達成されている国は、ニュージーランド（47%）と英国（スコットランドで40%、北アイルランドで37%、イングランド及びウェールズで31%）である。被害者支援の比較的高い充足率は、オーストリア（38%）、カナダ（37%）、オランダ（35%）、日本（34%）、アメリカ（33%）、ベルギー（28%）、デンマーク（27%）でも見られる。10%～25%の範囲の充足率が達成されているのは、香港、ノルウェー、アイスランド、スウェーデン、オーストラリア、アイルランド、フランス、ルクセンブルク、ブルガリアである。その他の国々では、もし被害者支援があれば役に立ったはずだと認識していた回答者のうち、実際にそれを受けた人の比率は10%未満である。被害者支援がそれを必要とする被害者のごく一部にしか提供されていない国のグループには、いくつかの豊かな西洋諸国（ギリシャ、スペイン、ポルトガル、フィンランド、イタリア、ドイツ）も含まれている。

表20 被害者支援の利用率－国及び主要都市における被害者支援の必要性を示した被害者の中でそれを受けた人の比率(過去5年間での%)
1996～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国	1996年調査	2000年調査	2001-2005年調査	
ニュージーランド			47	
スコットランド	24	28	40	
オーストリア	18		38	*
北アイルランド	23	38	37	
カナダ	23	32	37	
オランダ	33	44	35	*
日本		0	34	
アメリカ	24	23	33	
イングランド及びウェールズ	38	40	31	*
英国	25	29	30	*
ベルギー		15	28	*
デンマーク		22	27	*
香港(中国特別行政区)			25	
ノルウェー			23	
アイスランド			22	
スウェーデン	27	33	21	*
オーストラリア		16	18	***
アイルランド			13	*
フランス	13	9	11	*
ルクセンブルク			11	*
ブルガリア			10	
ポーランド	6	8		
メキシコ			8	
ドイツ			8	*
イタリア			7	*
フィンランド	16	6	6	*
ポルトガル		0	5	*
スペイン			4	*
ギリシャ			4	*
イスタンブール(トルコ)			3	
ハンガリー			1	*
平均**	23	21	21	
発展途上国の都市				
リマ(ペルー)			5	
プノンペン(カンボジア)			4	
マプト(モザンビーク)			4	
ブエノスアイレス(アルゼンチン)			3	
平均**			4	

* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。なお、都市については、今回の調査の平均のみを表示した。

*** オーストラリアの2004年の被害者支援率は、3種類の犯罪に基づいている(2004年は性的事件については質問されなかった)。2000年の調査における同じ3種類の犯罪と4種類の犯罪との比較に基づき、我々は、性的事件を含めた場合には利用率がわずかに低下するだろうと結論づけている。3種類の犯罪とは、4種類の犯罪から性的事件を除いた犯罪をいう。

9 犯罪不安

9.1 不法侵入の可能性

国際犯罪被害実態調査では、1年以内に自宅に不法侵入される可能性がどの程度あると考えているかを質問することにより、犯罪不安の一つの指標として、不法侵入に対する不安について調査してきた。主要都市の住民は、国全体のレベルに比べ、自宅に不法侵入される危険性がいっそう高いと感じている。そのため、調査結果は、国と都市に分けて示した。表21及び図22は、国及び主要都市の住民のうち不法侵入の可能性を「非常にあり得る」又は「あり得る」と評価した人の比率を示している。

平均すると回答者の29%が、12か月以内の不法侵入の可能性を高い又は非常に高いと考えている。この比率は、先進国の主要都市の住民では35%、発展途上国の都市では53%となっている。ギリシャ、日本、イタリア、フランス、メキシコでは、国全体レベルで見ると、不法侵入に対する不安が最も高い。不安が最も少なかったのは、北欧諸国（21%未満）、アメリカ、オランダである。都市レベルでは、不安が最も広がっているのは、イスタンブール、アテネ、サンパウロ、リマ、ヘルシンキ、リオデジャネイロ、マプトである。

図22は、国際犯罪被害実態調査に過去3回以上参加した国における、不法侵入の可能性に関する回答者の不安の傾向を示している。不法侵入に対する不安は、時代の経過とともに変化しており、基本的に1989年～1992年には増大し、その後減少している。不法侵入に対する不安は、西洋諸国では、2000年以降、ほぼ普遍的に低下している。国際犯罪被害実態調査における国レベルの不法侵入の被害率の水準についての傾向を、不法侵入に対する不安の水準と関連づけて見ると、一般的には、不法侵入の可能性についての認識（不法侵入の不安）が、概ね国際犯罪被害実態調査における不法侵入の被害率の水準と合致していることを示している。不安が大幅に低下した国では、実際の不法侵入の水準も他の地域以上に低下している。

9.2 国レベルの不法侵入の危険性と被害経験との関係

国際犯罪被害実態調査の以前の調査結果からは、国レベルで見た不法侵入の可能性に関する認識が、同調査の国レベルの不法侵入の危険性と密接に関連していることが判明していた。換言すれば、国レベルの母集団において、1年以内に自宅に不法侵入される可能性があると感じている者の比率が最も高い国は、実際の被害の危険性が最も高い国と一致する。2000年の調査では、不法侵入の被害を「非常にあり得る」と考えている人々の比率と、国レベルでの不法侵入の被害の比率との関連性が見出されており、2004／2005年のデータでも、この関係が確認された。30か国と12都市を含むデータの中で、認識上の不法侵入の

**表21 2004／2005年の国及び主要都市における1年以内に自宅への不法侵入があり得る又は非常にあり得ると考える市民の比率並びにそれ以前の調査結果
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査***

国	1989年 調査	1992年 調査	1996年 調査	2000年 調査	2004-2005 年調査	主要都市	2001-2005 年調査
ギリシャ					49 *	イスタンブール (トルコ)	75
日本				34	48	アテネ (ギリシャ)	73 *
イタリア		38			43 *	ヘルシンキ (フィンランド)	59 *
フランス	36		53	44	38 *	ローマ (イタリア)	46 *
メキシコ					37	リスボン (ポルトガル)	40 *
ニュージーランド		53			36	ロンドン (イングランド)	40 *
オーストラリア	44	47		36	36	タリン (エストニア)	40
イングランド及びウェールズ	35	45	41	33	35 *	ダブリン (アイルランド)	39 *
ポルトガル				58	35 *	ブリュッセル (ベルギー)	38 *
ルクセンブルク					34 *	ウィーン (オーストリア)	36 *
ベルギー	28	31		45	33 *	パリ (フランス)	34 *
アイルランド					33 *	ベルファスト (北アイルランド)	33
ブルガリア					31	マドリード (スペイン)	33 *
エストニア		34	28	43	30	シドニー (オーストラリア)	33
北アイルランド	23		29	26	29	ワルシャワ (ポーランド)	27
スペイン	41				26 *	香港 (中国特別行政区)	26
スイス	46		29	27	26	ベルリン (ドイツ)	25 *
ポーランド		40	24	26	25	ストックホルム (スウェーデン)	25 *
カナダ	33	33	30	29	25	チューリッヒ (スイス)	25
ドイツ	54				23 *	オスロ (ノルウェー)	24
ハンガリー					23	アムステルダム (オランダ)	22 *
オーストリア			13		21 *	ブダペスト (ハンガリー)	21 *
ノルウェー	21				21	エジンバラ (スコットランド)	19
スコットランド	30		28	23	21	ニューヨーク (アメリカ)	16
オランダ	28	28	27	19	18 *	コペンハーゲン (デンマーク)	14 *
スウェーデン		34	16	16	17 *	平均	35
アメリカ	31		23	16	16	発展途上国の都市	
デンマーク				20	14 *	サンパウロ (ブラジル)	72
フィンランド	9	14	11	13	na *	リマ (ペルー)	70
						リオデジャネイロ (ブラジル)	58
						マプト (モザンビーク)	56
						ブエノスアイレス(アルゼンチン)	48
						ヨハネスブルク (南アフリカ)	46
						プノンペン (カンボジア)	20
平均**	35	41	29	31	29	平均	53

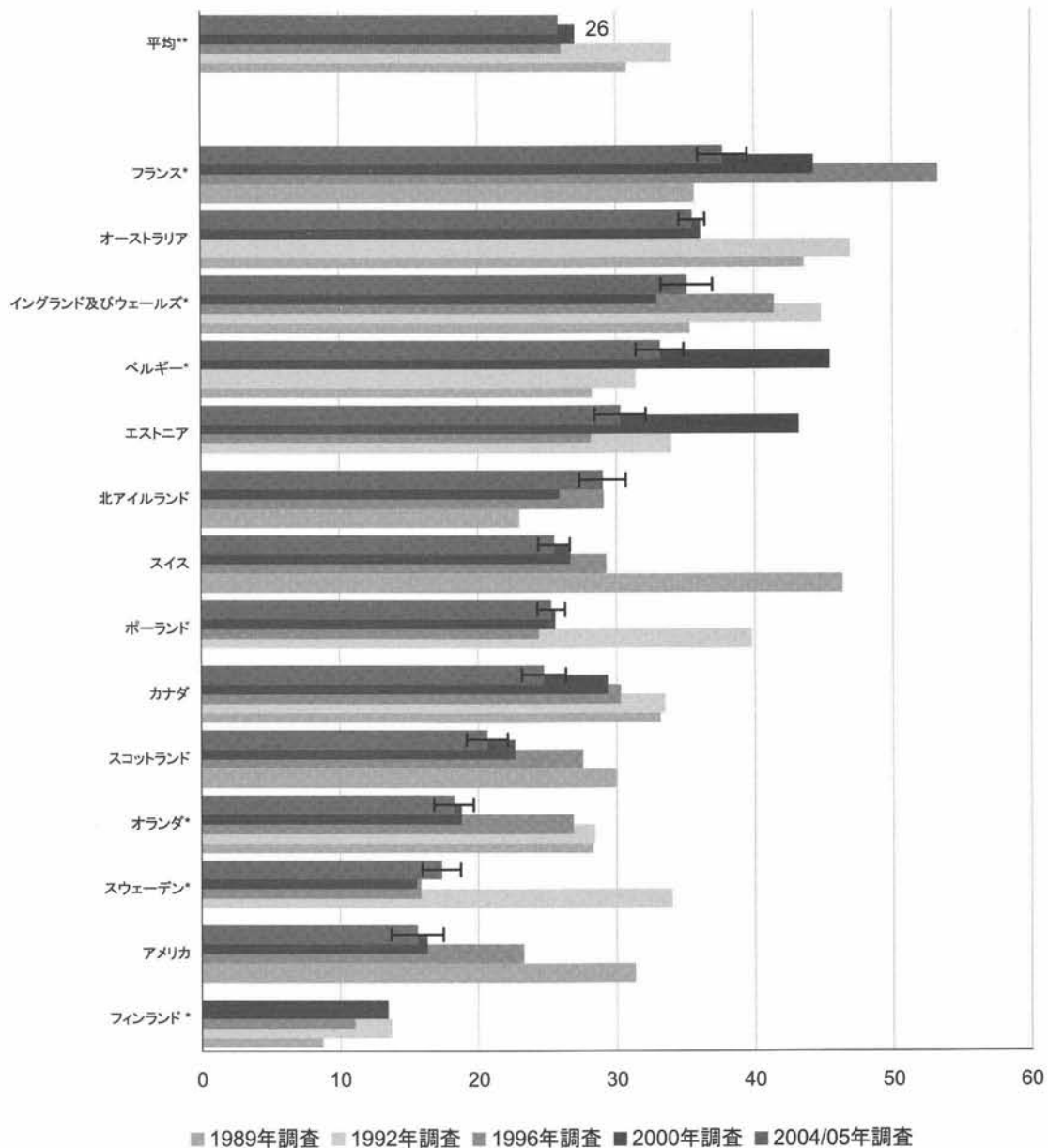
* 出典:van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

危険性と実際の危険性とは、中等度の強さで相関していた ($r=0.54$; $n=36$; $p<0.05$)。ブラジルの2都市は、不法侵入に対する不安が、実際の被害よりもかなり高い点で際立っている。マプトでは、不安の水準が高いが、実際の被害水準も比較的高い。逆に、プノンペンの人々は、実際に、高い不法侵入危険性に曝されているが、人々は、そのことをさほど不安には思っていないようである。これに対しては、日本では、不法侵入の危険性は高くないものの、不法侵入に対する市民の不安は、実際の危険性から予想される以上に高い国となっている。

図22 少なくとも3回の調査に参加した国における2004／2005年の1年以内に自宅への不法侵入があり得る又は非常にあり得ると考える市民の比率並びにそれ以前の調査結果

1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*



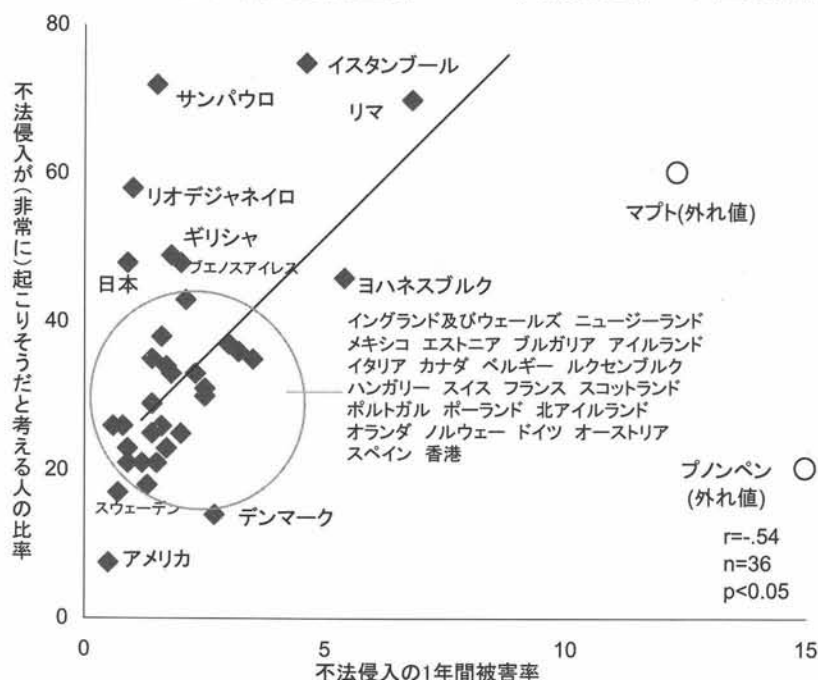
* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G.(2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

9.3 路上の安全性に対する感覚

人々の犯罪不安に対する感じ方について、暗くなってからの路上での安全性について調査してきたのは、不法侵入の被害の危険性認識に関する質問から浮かび上がるのとは異なる

図23 国及び都市における、2003／2004年の不法侵入の1年間被害率と1年以内の不法侵入があり得る又は非常にあり得ると考える人々の比率との関係図
2001～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



る「犯罪不安」の別の側面を明らかにするためである。概して、この「路上の安全性」の質問で最も不安を感じている人々は、女性と年配者である。それは、女性や年配者など、一定のカテゴリーの人々にとっては、暗くなってからの外出という状況設定自体が、より広範囲の災難（例えば犯罪だけでなく偶発的な事件に巻き込まれることも含む。）に遭う危険性を想起させるためかもしれない。また、男性は、女性よりも不安や心配について、公にしたがらない傾向があるのかもしれない。

平均すると、国レベルの約4分の1が、「暗くなってからの路上の安全性」に関して、とても不安又はやや不安と感じている。主要都市の住民（37%）、特に発展途上国の主要都市の住民（61%）の間では、この比率がいっそう高く、詳細は表22に示したとおりである。路上犯罪に対する不安が最も少なかったのは、北欧諸国、カナダ、オランダ、アメリカ、オーストリアである。国レベルで不安感が最も広く見られたのは、ブルガリア、ギリシャ、ルクセンブルク、日本、イタリアである。

なお、この調査項目に関する1992年以降の経年変化については、図24のとおりである。

経年変化は、国によってばらつきがある。ほとんどの国では水準は横ばいであるが、エストニア、オーストラリアは低下傾向を示している。イングランド及びウェールズでは、犯罪不安は1990年代を通じて減少したように見えたが、現在では1996年の水準に戻っている。ベルギーと北アイルランドでは、2000年～2004年の間、不安が増加している。その他の各国の順位は、この期間を通じて比較的一定している。エストニア、ポーランド、イン

表22 2004／2005年の国及び主要都市における暗くなってからの路上で不安又はとても不安に感じる人の比率，並びにそれ以前の調査結果
1992～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国	1992年 調査	1996年 調査	2000年 調査	2004-2005 年調査	主要都市	2001-2005 年調査
ブルガリア				53	アテネ（ギリシャ）	55 *
ギリシャ				42	イスタンブール（トルコ）	51
ルクセンブルク				36 *	タリン（エストニア）	49
日本			22	35 *	リスボン（ポルトガル）	49 *
イタリア	35			35	リマ（ペルー）	48
メキシコ				34	マドリード（スペイン）	47 *
ポルトガル			27	34 *	ローマ（イタリア）	44 *
エストニア	47	41	41	34 *	ロンドン（イングランド）	42 *
ポーランド	43	34	34	33	ワルシャワ（ポーランド）	41
スペイン				33 *	ブダペスト（ハンガリー）	39 *
イングランド及びウェールズ	33	32	26	32 *	ベルファスト（北アイルランド）	34
ドイツ				30 *	ブリュッセル（ベルギー）	33 *
ニュージーランド	38			30	ベルリン（ドイツ）	31 *
スコットランド		26	19	30	ダブリン（アイルランド）	29 *
アイルランド				27 *	シドニー（オーストラリア）	27
オーストラリア	31		34	27	ヘルシンキ（フィンランド）	25 *
ハンガリー				26 *	エジンバラ（スコットランド）	24
北アイルランド		22	22	26	パリ（フランス）	22 *
ベルギー	20		21	26 *	ニューヨーク（アメリカ）	22
スイス		17	22		アムステルダム（オランダ）	22 *
フランス		20	22	21 *	ウィーン（オーストリア）	21 *
オーストリア		20		19 *	ストックホルム（スウェーデン）	21 *
アメリカ		25	14	19	コペンハーゲン（デンマーク）	21 *
スウェーデン	14	11	15	19 *	オスロ（ノルウェー）	18
オランダ	22	20	18	18 *	レイキャビク（アイスランド）	9
デンマーク			17	17 *	香港（中国特別行政区）	5
カナダ	20	26	16	17	平均	32
ノルウェー				14	発展途上国の都市	
フィンランド	17	17	18	14 *	サンパウロ（ブラジル）	72
アイスランド				6	ブエノスアイレス（アルゼンチン）	66
					マプト（モザンビーク）	65
					ヨハネスブルク（南アフリカ）	57
					リオデジャネイロ（ブラジル）	57
					プノンペン（カンボジア）	48
平均**	29	24	22	27	平均	61

* 出典：European Survey of Crime and Safety(2005 EU ICS) . Brussels, Gallup Europe.

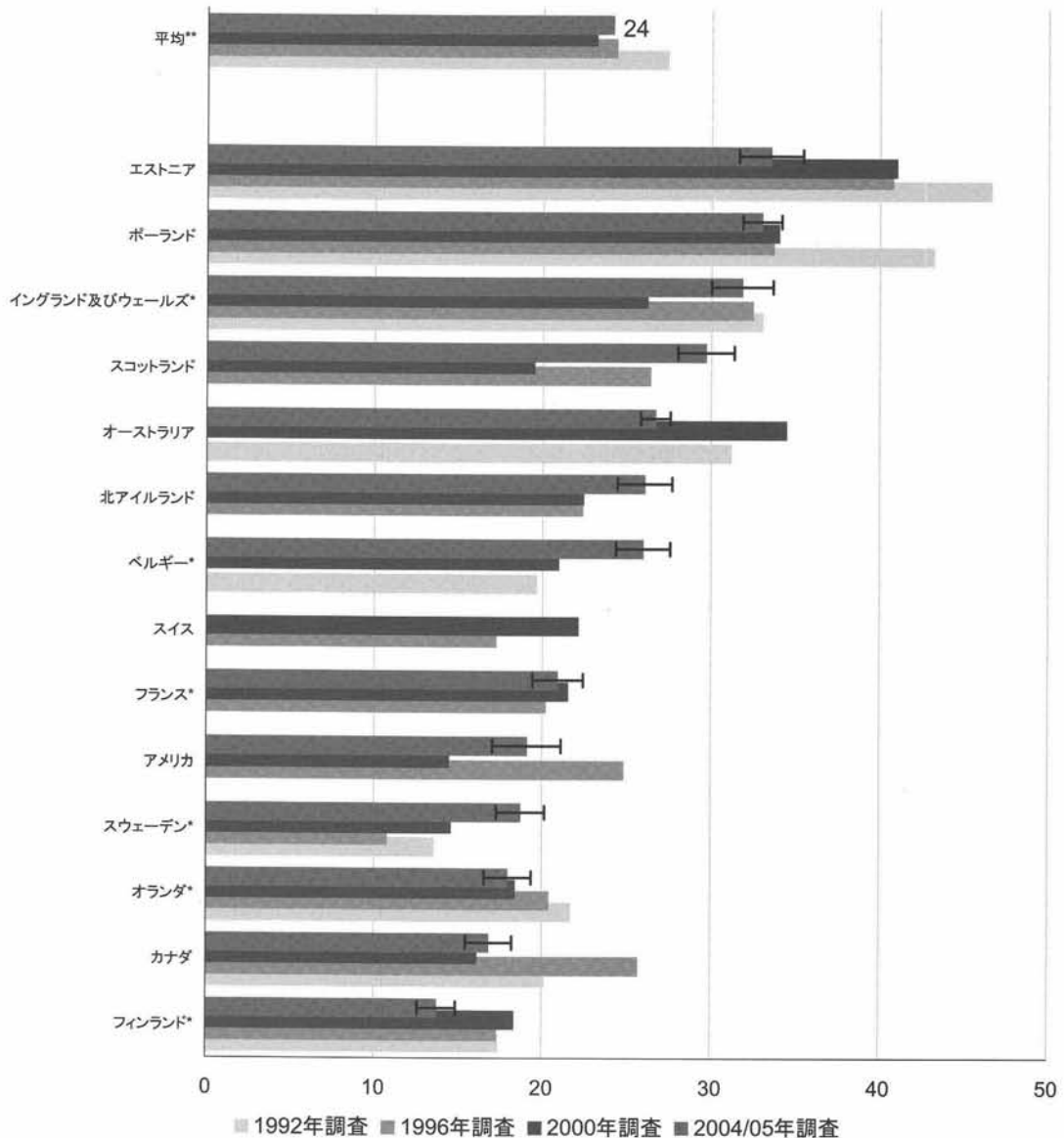
** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため，比較は慎重に行うべきである。

グランド及びウェールズでは，不安が最高水準に達している反面，フィンランド，カナダ，オランダでは，それが最低水準となっている。

9.4 国レベルの危険性と被害経験との関係

過去の国際犯罪被害実態調査でもそうであったように，この路上の安全性に関する調査結果は，身体に対する犯罪（強盗，性的事件，暴行・脅迫）の水準との間に一貫性のある

図24 少なくとも3回の調査に参加した国における2004/2005年の暗くなってからの路上でとても不安を感じる人の比率
1992～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*



* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

関係を示していない ($r = -.07$; $n = 28$; $n.s.$)。例えば、ポルトガルでは、実際の国レベルにおける身体に対する犯罪危険性は低いのに、路上犯罪に対する不安は、それよりも遙かに高く、それは同様の傾向を有するスウェーデンのような国より相当高い。こうした犯罪不安と実際の犯罪被害の危険性との間に相関関係が見られない一つの理由は、路上犯罪に対する不安が、薬物売買やその他の不法行為などの非従来型犯罪に影響されている可能

性があるという点にある。2005年欧州犯罪・安全実態調査には、薬物を売買している人や公共の場所で薬物を所持又は使用している人を見かけたり、薬物常用者が残した注射器を見つけたりするなど、薬物関連問題に個人的に接したかどうかに関する質問が含まれている（詳細は、第1部6.4参照。）。薬物関連問題に接したか否かという変数と路上犯罪被害不安の間の相関係数は強い（ $r=0.79$, $n=17$ ）（Van Dijk, Manchin, Van Kesteren & Hideg, 2007）。したがって、この結果は、欧州に関しては、薬物関連問題に、自分の居住地域において接したかどうか、路上犯罪に対する不安の程度を左右する主要な原因になっていることを示していると考えられる。

10 防犯対策

1992年国際犯罪被害実態調査以降の質問票には、世帯の所有物への犯罪、とりわけ不法侵入への対策に関して、比較的同じ内容で継続性のある一連の質問が採用されている。2004／2005年調査では、全部で八つの住宅防犯上の問題について調査した。若干の項目では、計画的な防犯活動よりも、各国における住居の設備に関しての文化的・伝統的な違いの方が、防犯設備の内容に大きな影響を及ぼすおそれがあると考えられる。例えば、デンマーク、スウェーデン、ポーランドでは、「高い柵」があると答えた世帯はごくわずかであったが、英国では3人に1人がそう答えている。ベルギー、フィンランド、フランスでは管理人や警備員を建物に置くことも比較的多いが（約10%が置いていると答えた。）、他の多くの国ではまれなことである。ドアや窓の特殊な格子についても調査したが、その結果も、それぞれの国における「建築上の伝統」を反映している可能性がある。例えば、ポーランドや北欧諸国ではこうした格子はまれだが、英国ではごく普通にあると言われている。こうした理由から、ここでは、各国の文化的・伝統的な違いの影響が少ないと考えられる次の2項目を重点的に取り上げることにする。すなわち、侵入防止警報器を設置しているか否かという点と、特別のドア錠を設置しているか否かという点である。

表23及び表24を見ると、これらを設置していると回答した比率はかなり高い。しかし、一部の回答者については、調査に対する不信感や、少なくとも自宅が無防備であることを見知らぬ聴取り担当者に対して認めることへの警戒感があったため、こうした防犯対策を講じていると答えたという可能性を否定できない。

表23を見ると、平均して16%の世帯で、侵入防止警報器を備えていることを示している。警報器の設置率が平均値を上回った国は、ニュージーランド、イングランド及びウェールズ、アイルランド、北アイルランド、カナダ、ノルウェー、アメリカである。警報器の設置率が比較的低い国は、ブルガリア、ポーランド、スイス、メキシコ、日本、エストニア（6%以下）である。都市レベルで見ると、発展途上国の都市で侵入防止警報器を設置している住民は、比較的少数である。

表23 2004／2005年の国及び主要都市における不法侵入を予防するための侵入防止警報器を備えている世帯の比率並びにそれ以前の調査結果
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国	1989年 調査	1992年 調査	1996年 調査	2000年 調査	2004-2005 年調査	主要都市	2001-2005 年調査
アイルランド					49	ダブリン (アイルランド)	71 *
イングランド及びウェールズ	24	22	27	34	42 *	オスロ (ノルウェー)	38
ニュージーランド		10			38	エジンバラ (スコットランド)	36
北アイルランド	8		11	16	38	シドニー (オーストラリア)	34
スコットランド	20		25	26	33	ベルファスト (北アイルランド)	32
カナダ	15	13	20	23	28	ロンドン (イングランド)	30 *
ノルウェー	7				28	ストックホルム (スウェーデン)	29 *
アメリカ	16		21	24	28	ローマ (イタリア)	26 *
オーストラリア	16	14		26	27	ニューヨーク (アメリカ)	25 *
イタリア		13			24 *	アテネ (ギリシャ)	21 *
ベルギー	15	12		21	22 *	ブリュッセル (ベルギー)	18 *
ルクセンブルク					22 *	ブダペスト (ハンガリー)	18 *
スウェーデン		5	7	10	16 *	リスボン (ポルトガル)	16 *
フランス	14		15	13	15 *	香港 (中国特別行政区)	14
ハンガリー					15 *	ヘルシンキ (フィンランド)	13 *
オランダ	9	8	10	11	15 *	レイキャビク (アイスランド)	12
ポルトガル				8	14 *	ウィーン (オーストリア)	12 *
ギリシャ					14 *	ベルリン (ドイツ)	11 *
ドイツ	10				14 *	アムステルダム (オランダ)	11 *
オーストリア			6		14 *	タリン (エストニア)	11
デンマーク				7	9 *	マドリード (スペイン)	9 *
アイスランド					9	イスタンブール (トルコ)	7
フィンランド	2	1	2	4	9 *	コペンハーゲン (デンマーク)	6 *
スペイン	4				8 *	パリ (フランス)	6 *
エストニア		3	3	4	6	ワルシャワ (ポーランド)	5
日本				3	6	平均	20
メキシコ					5 *	発展途上国の都市	
スイス	6		5			ブエノスアイレス(アルゼンチン)	12
ポーランド		1	1	2	3	ヨハネスブルク (南アフリカ)	10
ブルガリア					3	リマ (ペルー)	5
						サンパウロ (ブラジル)	5
						リオデジャネイロ (ブラジル)	3
						プノンペン (カンボジア)	1
						マプト (モザンビーク)	1
平均**	12	9	12	14	16	平均	5

* 出典:European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

平均すると半数近い世帯（45％）が、特別のドア錠を備えていると回答している。設置率が最も高かった国は、オランダ、オーストラリア、スコットランド、ドイツ、イングランド及びウェールズ、アメリカ²¹である。発展途上国の都市では、設置率はより低かった。

世帯の防犯水準は、ほとんどの国で向上している。特に侵入防止警報器を備えている世

21 アメリカの比率は、同国で毎年実施されている全国犯罪被害実態調査（NCVS）の調査結果よりはるかに高くなっている。

**表24 2004／2005年の国及び主要都市における不法侵入を予防するための特別のドア錠を備えている世帯の比率並びにそれ以前の調査結果
1992～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査***

国	1992年 調査	1996年 調査	2000年 調査	2004-2005 年調査	主要都市	2002-2005 年調査
オランダ	59	68	70	72	シドニー（オーストラリア）	78
オーストラリア	60		67	67 *	ブダペスト（ハンガリー）	72 *
スコットランド		62	65	65	オスロ（ノルウェー）	72
ドイツ				61 *	アムステルダム（オランダ）	72 *
イングランド及びウェールズ	68	68	69	60 *	ウィーン（オーストリア）	67 *
アメリカ		58	53	60	アテネ（ギリシャ）	67 *
ニュージーランド	43			59	ダブリン（アイルランド）	65 *
北アイルランド		35	40	56	ローマ（イタリア）	64 *
オーストリア		37		56 *	エジンバラ（スコットランド）	63
ハンガリー				55 *	ベルリン（ドイツ）	62 *
アイルランド				54 *	タリン（エストニア）	62
イタリア	36			52 *	ニューヨーク（アメリカ）	62
ルクセンブルク				50 *	ロンドン（イングランド）	60 *
ポルトガル			36	49 *	ストックホルム（スウェーデン）	60 *
カナダ	42	52	53	48	リスボン（ポルトガル）	57 *
スペイン				45 *	ベルファスト（北アイルランド）	55
ベルギー	25		50	45 *	マドリード（スペイン）	53 *
スウェーデン	44	38	43	44 *	ヘルシンキ（フィンランド）	47 *
ギリシャ				44 *	パリ（フランス）	46 *
エストニア	10	18	23	40	ワルシャワ（ポーランド）	46
ノルウェー				37	イスタンブール（トルコ）	44
フランス		34	40	34	コペンハーゲン（デンマーク）	42 *
デンマーク			21	31 *	ブリュッセル（ベルギー）	36 *
フィンランド	20		37	29 *	香港（中国特別行政区）	25
スイス		29		*	レイキャビク（アイスランド）	13
ブルガリア				20	平均	56
メキシコ				19	<i>発展途上国の都市</i>	
ポーランド	15	15	17	18	ヨハネスブルク（南アフリカ）	28
日本			10	15	ブエノスアイレス（アルゼンチン）	26
アイスランド				11	リマ（ペルー）	23
					リオデジャネイロ（ブラジル）	17
					サンパウロ（ブラジル）	16
					マプト（モザンビーク）	14
平均**	38	43	43	45	平均	47

* 出典:European Survey of Crime and Safety(2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

帯の比率は、例外になりうるフランスを除けば、経年変化データを利用できるすべての国で増加傾向を示している。カナダ、アメリカ、イングランド及びウェールズ、オーストラリア、北アイルランドでは、1992年以降特に急上昇が認められるが、このことは警報器の設置水準が最低の国々（ポーランド、エストニア、フィンランド）でも同様である。

特別のドア錠を備えた住宅の比率も1992年以降総じて上昇しており、特にエストニア、ベルギー、イタリア、フィンランド、オランダの場合がそうである。図25で示したように、警報器の設置率が比較的高い国の世帯は、特別のドア錠の設置率に関しても比較的高い順位を占めている。このことが当てはまるのは、ニュージーランド、オーストラリア、アメ

リカ、イングランド及びウェールズ、スコットランド、アイルランド、北アイルランドである。ただし、オランダとドイツは例外で、特別のドア錠の設置率は最高水準だが、警報器の設置率は平均値を下回っている。アルゼンチンと南アフリカでは、住宅の防犯率は中位の水準である。他の発展途上国の自宅所有者は、警報器と特別のドア錠のいずれについても設置している可能性は低い。アイスランドと日本の住宅は防犯水準が最も低い。

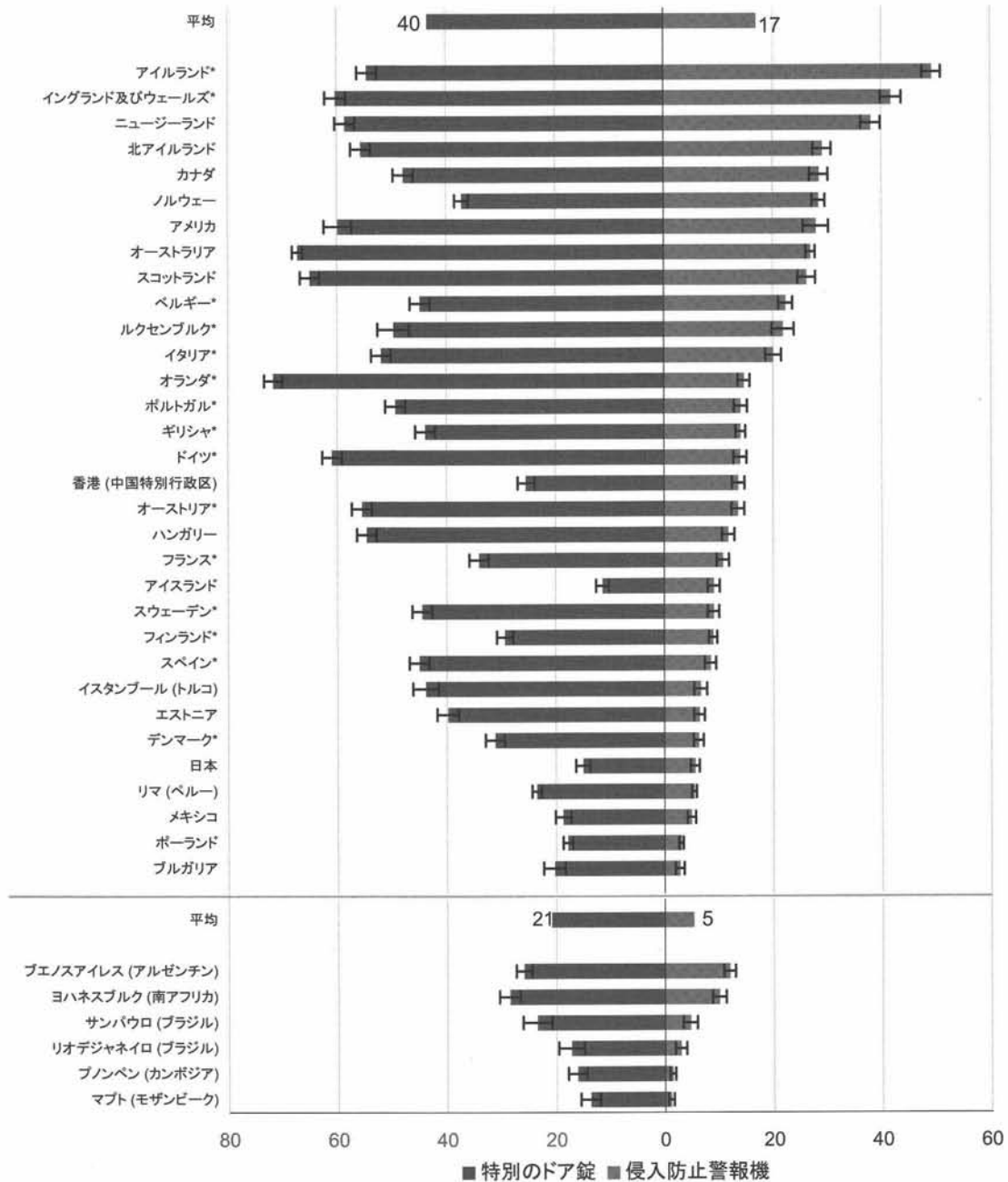
●犯罪被害の危険性と被害経験との関係

過去の国際犯罪被害実態調査でもそうであったように、国レベルの防犯水準は、国レベルの不法侵入危険性との間で正の相関関係を示していた。換言すると、実際の不法侵入の被害の危険性が高い水準にある国の人々は、警報器と特別のドア錠を設置している可能性も高い。この点で不一致を示した主な国はデンマークとポーランドであり、両国では不法侵入の危険性が比較的高いにもかかわらず、防犯対策の実行という点ではかなり低い水準を示している。

個々の世帯では、特殊防犯器具を自己防衛の手段として購入している。より確実に防護された世帯では、被害の危険性が減少することを期待できる。しかし、被害経験の有無を基準に、現在の世帯防護水準を調べることは適切でない。なぜなら、被害者は、自宅が不法侵入の被害を受けたことへの直接的な対応策として、防犯対策の改善を図る可能性が高いからである。むしろ、不法侵入の被害に遭った時点で、どのような水準の防犯対策を実行していたかを検討する必要がある。いくつかの主要国では、1996年の国際犯罪被害実態調査（それ以降は繰り返されなかった。）における一連の質問において、侵入防止警報器との関連において、この点を調査していた。それによると、犯罪の発生した時期に警報器を設置していた人々のうち、自宅が不法侵入の被害に遭った比率は1.1%であったが、設置していなかった人々では1.8%が侵入に遭っていた。この差は、統計的に有意であった。不法侵入未遂の場合は、これとは異なっていた。不法侵入未遂が起きた時期に警報器を設置していた人々の危険性水準（2.1%）は、設置していなかった人々（1.8%）より高かった。この結果は、警報器を備えている住宅は、犯罪者にとって、防犯措置が必要な程の価値がある、より魅力的な標的である可能性が高いために、実際に標的とされる頻度も高くなることを示すものとして解釈された。とはいえ、数値は同時に、警報器を備えている住宅の場合、侵入が失敗に終わる場合が多くなることも示していた。犯行の発生時に警報器を備えていた住宅の場合、侵入が成功したのは事件の35%であったのに対し、備えていなかった人々では、数値は50%とより高かった（Mayhew and Van Dijk, 1992）。

先進国の世帯の防犯水準は、過半数の世帯に、特別のドア錠か警報器の一方又は両方が設置されるレベルにまで向上している。特に、実際の不法侵入被害の危険性の比率がいつも比較的高かった国では、防犯対策は大幅に向上している。世帯が防犯器具を設置するのは各家庭における被害の危険性を減らすためであるが、これを集団のレベルでとらえた場

図25 2004/2005年の国及び主要都市における不法侵入を予防するための侵入防止警報器及び特別のドア錠を備えている世帯の比率
2001～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

合、各世帯の防犯水準の向上は、地域社会や都市全体の防犯水準の向上に波及効果を及ぼしていると考えられるだろう。国レベルでの不法侵入の比率の低下が最近見られるが、これは、この15年間に進んだ集団レベルでの防犯水準の大幅な向上の結果と言えるかもしれない。

11 法執行機関に対する市民の考え方

11.1 警察に対する全般的な見方

警察に対する全般的な見方に関する質問への回答は、警察の有用度（helpfulness）に関する質問への回答と強く相関していることが判明した（Van Kesteren, Mayhew, Nieuwberta, 2000）。

平均すると、参加国の一般市民の70%が、彼らの地域の警察の活動に満足している。発展途上国の都市の市民は、より低い満足度（42%）を示している。満足度が最も高かったのは、香港（中国の特別行政区）、フィンランド、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、デンマーク、オーストリアであり、これらの国の回答者の10人中9人又は8人が、警察はよい仕事をしていると考えている。警察の実績に対して最も低い判断が示されたのは、リオデジャネイロ及びサンパウロ、ブエノスアイレス、ポーランド、メキシコ、エストニア、ブルガリア、ギリシャ、スペイン、フランスである。表25では、その詳細を示した。

ほとんどの国では、調査が行われた期間の評価水準は一定しているか、又は上昇している。1989年又は1992年以降の評価が最も上昇している国は、フィンランド、ベルギー、オランダ、スイスである。警察の実効性に関するこうした好意的判断は、近年の犯罪の減少と、不法侵入をめぐる不安の低下に関係している可能性がある。実際に、及び認識上の公共の安全が改善されたことが、おそらく警察の功績と見なされているのであろう。警察の活動に対する評価は、従来型犯罪の水準の動向を反映している。1990年代には、犯罪の水準も犯罪不安の水準もピークに達しており、このことが警察への評価を低下させる要因となっていた。犯罪率の低下に対応して、今では警察に対する見方も改善された。多くの国では、現在の警察に対する評価は1989年と比べて良くなっている。なお、上の観点と密接に関連することだが、過去の調査への参加回数の多い国では、その間の順位はさほど大きくは変わっていない。

11.2 国際犯罪被害実態調査に基づく警察活動実績評価指数

国際犯罪被害実態調査においては、市民と警察との関係の質を測る三つの指標を用意している。第1の指標は、近年の犯罪被害者の通報率である。これは、犯罪の被害を受けた人々のうち、その犯罪経験を地域の警察に通報した者の比率である。通報率は、警察に対する市民の信頼度を測る客観的な行動上の指標である。第2の指標として、通報したことのある被害者に対し、警察が彼らに対して取った処置に関して調査している。そして第3の指標として、すべての回答者に対して、犯罪の抑止という点での警察の全般的な実効性に関する

表25 2004／2005年の国及び主要都市における地域の犯罪抑止のために警察がよい仕事若しくは非常によい仕事をしていると考える市民の比率並びにそれ以前の調査結果
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年度欧州犯罪・安全実態調査*

国	1989年調査	1992年調査	1996年調査	2000年調査	2001-2005 年調査
香港（中国特別行政区）					94
フィンランド	64	53	55	70	89 *
アメリカ	80		77	89	88
カナダ	89	82	80	87	86
ニュージーランド		79			84
オーストラリア	73	72		76	82
デンマーク				71	82 *
オーストリア			54		81 *
スコットランド	71		69	77	79
アイルランド					78 *
イングランド及びウェールズ	70	66	68	72	75 *
ドイツ	67				74 *
ノルウェー	70				73
ベルギー	53	47		64	71 *
ハンガリー					70 *
オランダ	58	50	45	52	70 *
北アイルランド	63		63	67	70
スイス	50		55	67	69
ポルトガル				45	67 *
イタリア		50			65 *
スウェーデン		58	61	61	65 *
ルクセンブルク					62 *
フランス	62		56	65	60 *
スペイン	53				58 *
ギリシャ					57 *
ブルガリア					53 *
エストニア		15	16	31	47
メキシコ					44
ポーランド		37	27	46	41
平均**	66	55	56	65	70
発展途上国の都市					
プノンペン（カンボジア）					65
ブエノスアイレス（アルゼンチン）					37
サンパウロ（ブラジル）					36
リオデジャネイロ（ブラジル）					29
平均					42

* 出典：European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

評価について調査している。後2者の指標は、警察の活動に関する主観的な意見に相当する。

これら三つの警察活動の指標の間には、密接な相関関係があることが判明している。警察に通報する被害者が少ない国ほど、警察の処置に対する被害者の見方は好意的ではなく、警察の実効性に関する一般的意見も同様である。それゆえ、国際犯罪被害実態調査における警察活動評価に関する指数は、これら三つの指標を合計して作成されており、これが警察活動実績評価指数²²である。表26では、この総合的な警察活動実績評価指数における各

表26 2004／2005年の国及び主要都市における国際犯罪被害実態調査に基づく警察活動実績評価指数におけるスコア並びにそれ以前の調査結果
1996～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国	1996年調査	2000年調査	2001-2005 年調査
デンマーク		97	100 *
オーストリア			99 *
スコットランド	98	98	94
スイス	71	80	93
ベルギー		77	92 *
ニュージーランド			90
フィンランド	75	77	89 *
ドイツ			88 *
オーストラリア		88	84
イングランド及びウェールズ	94	90	82 *
スウェーデン	83	80	81 *
英国	96	95	79 *
カナダ	92	87	76
北アイルランド	66	85	74
オランダ	70	78	73 *
アイルランド			73 *
アメリカ	85	86	72
ノルウェー			70
香港（中国特別行政区）			69
ハンガリー			68 *
ルクセンブルク			67 *
ポルトガル		54	66 *
フランス	63	64	65 *
スペイン			64 *
イタリア			62 *
日本		61	
ギリシャ			59 *
ポーランド	52	57	59
ブルガリア			57
イスタンブール（トルコ）			55
エストニア			55
メキシコ			52
平均**	79	80	75
発展途上国の都市			
プノンペン（カンボジア）			60
リオデジャネイロ（ブラジル）			56
ブエノスアイレス（アルゼンチン）			54
サンパウロ（ブラジル）			51
平均**			61

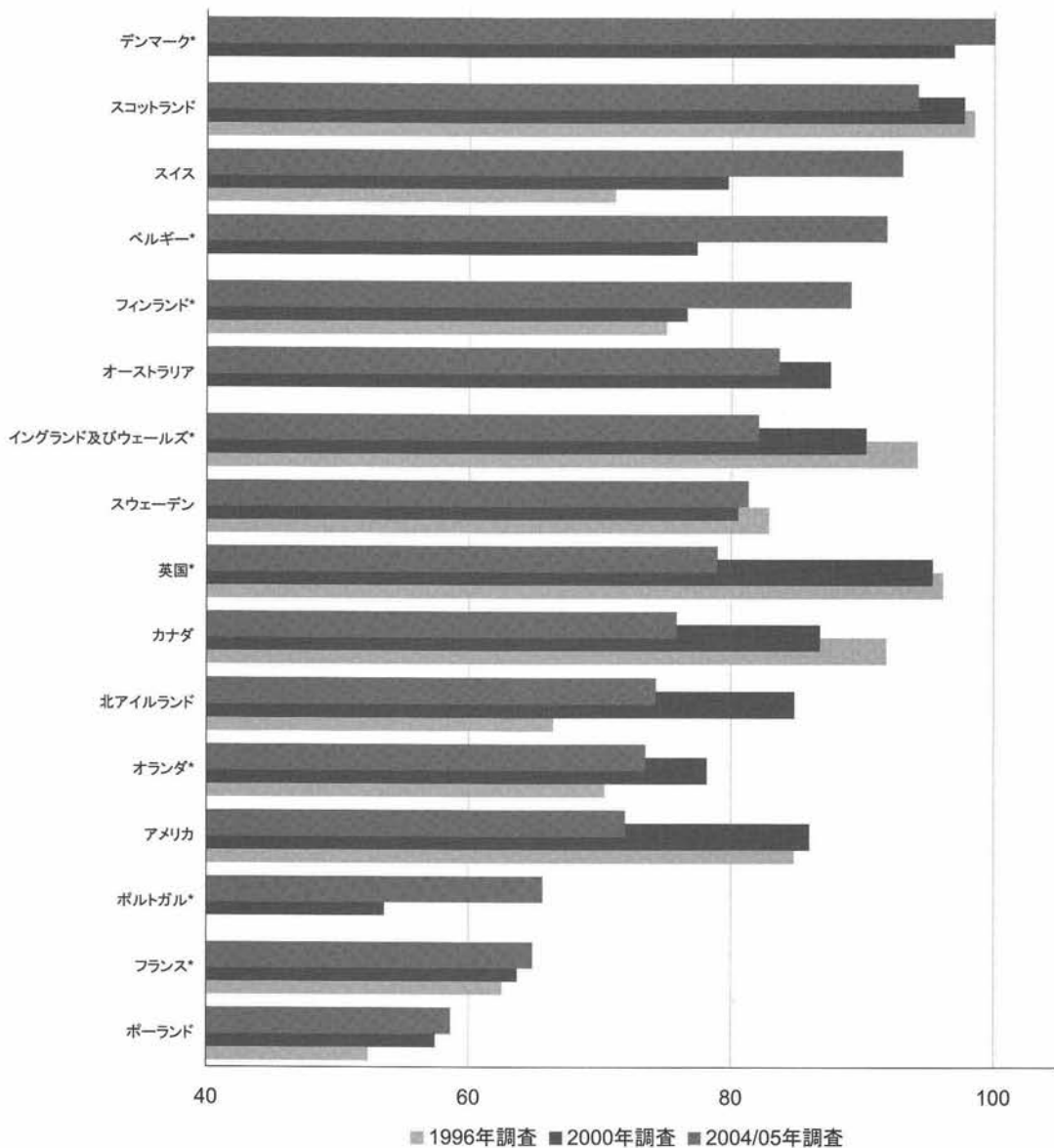
* 出典：European Survey of Crime and Safety(2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.
この指数は、5種類の犯罪の警察への通報、5種類の犯罪の警察への通報に関する満足度及び地域の犯罪抑止における警察への全般的満足度に基づいている。
** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。なお、都市については、今回の調査の平均のみを表示した。

22 指数の計算：各調査は別個の調査データとして扱われている。37の調査（30の国レベルの調査と7都市での調査）があるが、多くの国が1996年と2000年の調査にも参加しているため、結果として56の調査がなされた。最初の2回の調査では、質問が三つの変数の全てでは行われなかったため、それらのデータは使用されていない。百分率スコアは、各回の調査における三つの変数のそれぞれについて算定された上で、平均値が出され、百分率で表された。この百分率値の半分の値に50を加えたものが、上掲の指数である。したがって、指数の値域は50～100となる。指数の下限を50にしたのは、スコアが0に近い国が出るのを避けるためである。

国のスコアを示した。

警察活動実績評価指数のスコアが最も低い国は、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、エストニア、トルコ、カンボジア、ギリシャ、ポーランドである。過去の国際犯罪被害実態調査のデータを利用できる国では、概して一定した評価を示している。とはいえ、スイス、フィンランド、ベルギー、ポルトガルの警察活動実績評価指数のスコアは、他の国々に比べると相対的に上昇している。英国（イングランド及びウェールズ、北アイルランド）、カナダ、アメリカでは、評価が低下しているように見える（図26も参照）。

図26 各国の2004／2005年の国際犯罪被害実態調査に基づく警察活動実績評価指数における傾向及びそれ以前の調査結果
1996～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



* 出典：European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

警察がその活動に対して最も高い評価を得ている国は、北西欧とオーストラリアであり、すなわち、オーストリア、デンマーク、スコットランド、スイス、ベルギー、ニュージーランド、フィンランド、オーストラリア、ドイツ、スウェーデン、イングランド及びウェールズである。

12 市民の意見と刑罰

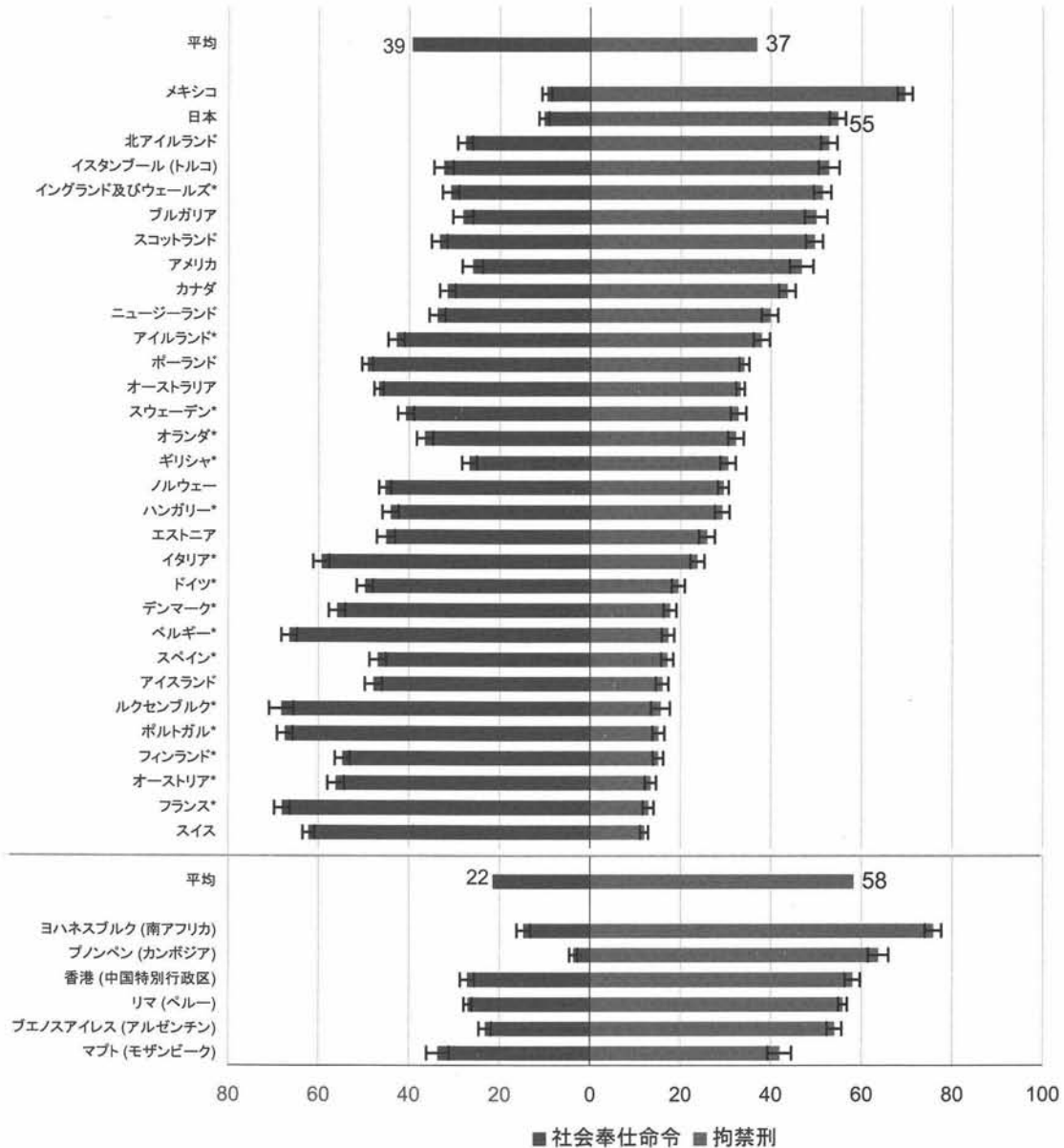
この調査では、1人の不法侵入の再犯者（2度目の不法侵入で1台のカラーテレビを盗んだことにより有罪と認定された21歳の男性）について、市民が、どのような判決を最も適切と考えるかを調査している。図27は、2004／2005年の国際犯罪被害実態調査において回答者が、拘禁刑（施設内処遇）と社会奉仕命令（社会内処遇）のいずれを選択したかという比率を示している。国レベルの結果と主要都市の結果を比較したところ、明確な「都市」効果が存在しないことが明らかになった。それゆえ、ここでは、国レベルのデータと、それが利用できない国の場合はその国の主要都市のデータを、単一の図と表の中に表示した。

2004／2005年調査の回答者の48%は、判決として社会奉仕命令を選択している。拘禁刑を選んだのは、回答者全体の38%であった。先進国と発展途上国は明白に異なった選択を示している。先進国の市民の意見は二つのタイプの判決に均等に分かれている。すなわち、39%が社会奉仕命令を、37%が拘禁刑を選んでいる。発展途上国の市民は、大多数が拘禁刑を選択した（58%。これに対し社会奉仕命令を選んだのは22%）。

拘禁刑は、メキシコを含むすべての発展途上国で第1位として選択されている。その一つの理由として、社会奉仕命令が現存しないか、又はまれにしか適用されないという事情も考えられる。しかし拘禁刑はまた、コモン・ローの体系を実施しているほとんどの国（アイルランドを除く。）においても第1位として選択され、さらに、日本及び香港でも好んで選択されている。他方、社会奉仕命令を望ましい判決として第1位として選択した国は、ギリシャを除くすべての西欧諸国である。

表27は、拘禁刑を選択した市民の比率を国別に表示している。国によって幅広いばらつきが認められる。拘禁刑の選択率が50%を超えたのは、ヨハネスブルク（76%）、メキシコ、香港、リマ、日本、北アイルランド、イスタンブール、イングランド及びウェールズである。スイス（12%）フランス（13%）及びオーストリア（13%）は、国レベルとして、拘禁刑の選択率が最も低い水準にある。社会奉仕命令及び拘禁刑に対する各国の国民の支持率の変化は別として、2000年の国際犯罪被害実態調査を見ると、調査対象国全体としては、刑罰に対する態度は厳格化の方向を示していた。しかし、この厳罰化傾向は、その後続いていない。多くの国では拘禁刑を支持する比率は一定している。2004／2005年調査において拘禁刑を支持する比率が1996／2000年より低下している国は、アメリカ、オーストラリア、オランダ、ベルギー、フィンランド、エストニアである。拘禁刑支持率の上昇傾向は、

図27 2004／2005年の国及び主要都市における不法侵入の再犯者に対する刑罰として社会奉仕命令と拘禁刑を選んだ市民の比率
2001～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

ほとんどの国で、2000年～2005年の間に水平期に達したように思われる。ポーランドでは、拘禁刑支持率は、1990年代に大幅な低下を示したが、その後上昇した。拘禁刑を選択したポーランド人の比率は、今回、1992年の水準にまで戻っている。

2004／2005年国際犯罪被害実態調査参加国のうち16か国では、全体として社会奉仕命令が最も適切な判決と見なされている。半数の国ではそれが第1位の選択となっており、特

**表27 2004／2005年の国及び主要都市における、不法侵入の再犯者に対する刑罰として拘禁刑を選んだ市民の比率、並びにそれ以前の調査結果
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査***

国	1989年調査	1992年調査	1996年調査	2000年調査	2002-2005年調査
メキシコ					70
香港（中国特別行政区）					58
日本				51	55
北アイルランド	45		49	54	53
イスタンブール（トルコ）					53
イングランド及びウェールズ	38	37	49	51	51 *
ブルガリア					50
スコットランド	39		48	52	49
アメリカ	53		56	56	47
カナダ	32	39	43	45	44
ニュージーランド		26			40
アイルランド					38 *
ポーランド		31	17	21	34 ***
オーストラリア	36	34		37	33
スウェーデン		26	22	31	33 *
オランダ	26	26	31	37	32 *
ギリシャ					30 *
ノルウェー	14				29
ハンガリー					29 *
エストニア		43	39	24	26
イタリア		22			24 *
ドイツ	13				19 *
デンマーク				20	18 *
ベルギー	26	19		21	17 *
スペイン	27				17 *
アイスランド					16
ルクセンブルク					16 *
ポルトガル				26	15 *
フィンランド	15	14	18	19	15 *
オーストリア			10		13 *
フランス	13		11	12	13 *
スイス	9		9		12
平均**	28	29	31	35	33
発展途上国の都市					
ヨハネスブルク（南アフリカ）					76
リマ（ペルー）					56
マプト（モザンビーク）					42
平均**					58

* van Dijk, Manchin, van Kesteren & Hideg(2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety(EU ICS 2005). Gallup Europe, Brussels

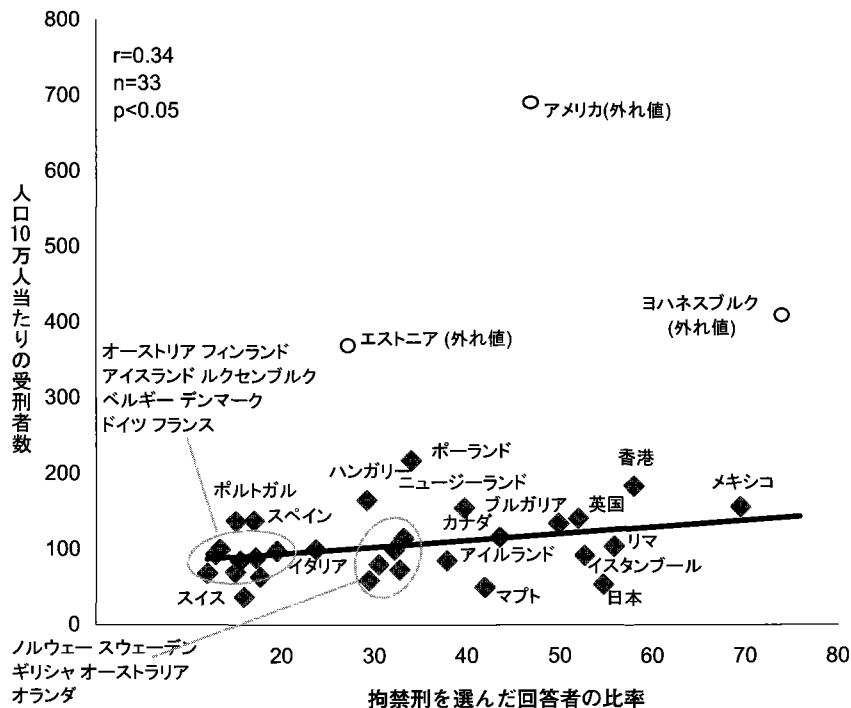
** 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。なお、都市については、今回の調査の平均のみを表示した。

*** ポーランドの質問表には「強制労働収容所(Labor Camp)」の選択肢(23%)も含まれていたが、それらの回答は国際比較の中では「拘禁刑」に計上されている。

に強い支持が見られるのは、ルクセンブルク、フランス、ポルトガル(68%)、ベルギー(67%)である²³。とはいえ、かなり幅広い意見の相違も認められ、英国では社会奉仕命令を最も適切と見なした比率は30%を下回っている。社会奉仕命令を支持する比率には経年変化が

見られる。例えば、2000年のオランダでは、1989年より社会奉仕命令の支持率は低下した。反対に、2000年のベルギーとフィンランドでは、社会奉仕命令に、1989年より多くの支持が見られた。しかし、1996年、2000年、2004／2005年の国際犯罪被害実態調査の間では、変化はわずかしは見られない。

図28 2004／2005年の不法侵入の再犯者に対する刑罰として拘禁刑を選んだ回答者の比率、並びに人口10万人当たりの受刑者数
2002～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査並びに英国内務省2003年世界の刑務所収容率



●市民の意見と実際の量刑

図28は、2004／2005年の量刑に対する市民の考え方と同年の人口10万人当たりの刑事施設収容率との関係を示している。欧米では、アメリカや英国のように市民がはっきりと拘禁刑を望む国の場合、刑事施設収容率も高い（Van Dijk, 2007）。

調査参加国の中では、量刑に関する市民の意見と実際の刑事施設収容率との間に、弱いながらも統計的に有意な関係が存在する（ $r=0.34$, $n=33$, $p<0.05$ ）。この相関関係の中では、アメリカ、エストニア、ヨハネスブルクは外れ値として扱われている。その理由は、これらの国の刑事施設収容率は、刑罰に対する市民の考え方から予想される収容率をはる

23 フィンランドで社会奉仕命令を選択した回答者の比率は、この制度が導入された1989年以降に際立って増加している。このことは、制度の変更が、拘禁刑の代替刑への支持を増やす場合があり得ることを示唆している。支持率は1992年以降やや低下したものの、依然として1989年より高い水準にある。

かに上回っているからである。不法侵入の再犯者に対する適切な刑罰という点でのアメリカ市民の考え方は、欧州の水準の範囲内にある（拘禁刑を選択した者の比率は英国より低い。）。日本は、実際の刑事施設収容者数が、厳しい市民の量刑意見から予想される収容者数を下回っている点で特徴の見られる国である。

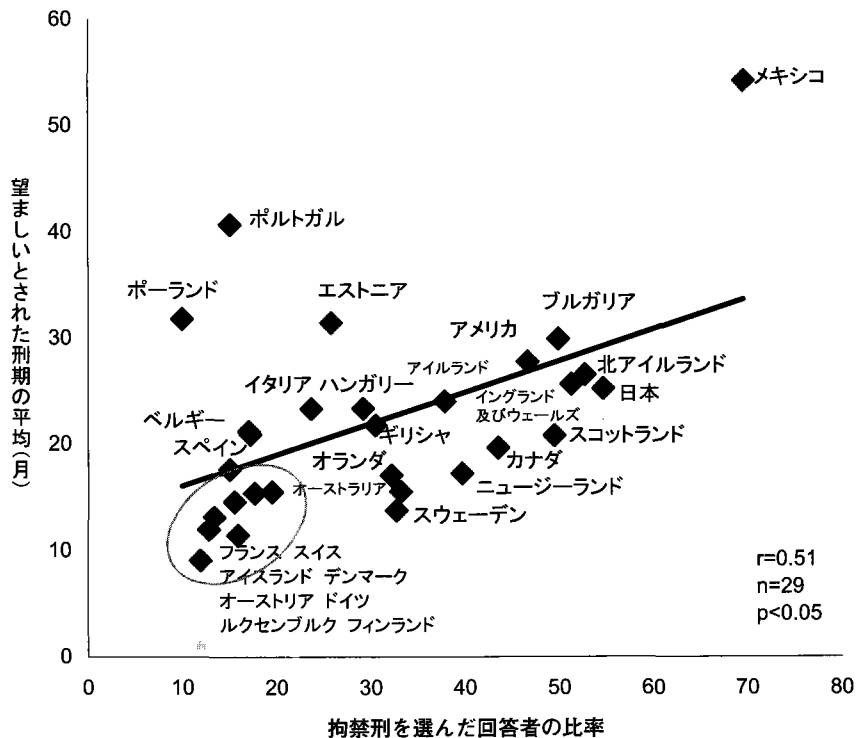
EUについて見ると、特に、ハンガリー、ポーランド及びエストニアという三つの新規加盟国は、実際の刑事施設収容率がEUの平均をはるかに超えているのに、拘禁刑を支持する市民の比率は中位水準をやや上回る程度という点でその間の乖離現象が際立っている。これらの国では、市民の意見は過去10年の間に拘禁刑から社会奉仕命令へと変わってきた（ポーランドの最近の傾向は、拘禁刑重視に逆戻りしている。）。これらの国の市民の意見は、今ではEUの大多数の考え方とおおむね一致しているにもかかわらず、実際の量刑は今でも比較的懲罰的である。

●刑期

拘禁刑を選択した回答者には、更に、その刑期について質問した。彼らが望ましいと考える刑期は、拘禁刑を選んだ回答者の国別の比率と相関している。国レベルでは、懲罰的な考え方が強いほど、選択される刑期も長くなる。2004／2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査の29の国レベルの調査によって調べると、相関係数は0.51であり、統計的に有意である。図29では、この関係を示した。

メキシコの住民は、拘禁刑の選択及び刑期の長さという双方に関して、飛びぬけて高い懲罰的な考え方をしている。その他の国で、拘禁刑の選択と刑期の長さの双方で高いスコアを示しているのは、ブルガリア、アメリカ、イングランド及びウェールズ、北アイルランド、スコットランド、日本である。分布図の中で外れ値を示しているのは、ポーランド、ポルトガル及びエストニアである。これらの国では比較的わずかな回答者が拘禁刑を選択しているが、拘禁刑を選んだ人は比較的長い刑期を選択している。この結果は、これらの国で拘禁刑を支持する人の数が減りつつあるという背景の下で解釈されなければならない。拘禁刑を支持する市民が減っているとするなら、拘禁刑に反対する意見に鞍替えした人々は、それ以前は長期刑ではなく短期刑を望ましいと考えていた可能性が高い。こうした要因が、望ましいとされた刑期の平均値を伸ばす結果になった可能性がある。望ましいとされた刑期の平均値がこのように伸びたケースは、ポーランド、エストニア、フィンランド、ベルギーで見られたが、これらすべての国で拘禁刑に対する支持は大幅に減っている。しかし、その他の国では、拘禁刑を支持する人の比率も、望ましいとされた刑期も、ともに減少している。このことはアメリカでは特に著しく、拘禁刑の支持率は1989年の53%から2004／2005年の47%にまで低下し、望ましいとされた刑期は1989年の37か月から2004／2005年の28か月にまで縮小している。これら両方の調査結果を考慮すると、アメリカの市民については、過去20年間で、特に2000年以降、懲罰的な考え方が著しく弱まって

図29 拘禁刑を選んだ回答者の比率と望ましいとされた刑期との国別の関係図
2004～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



いる。

東中欧諸国は約2.5年という比較的長い刑期を望ましいと見ている。コモン・ローの法体系を採用している国のグループは、その他の国々から明確に区別される。国際的な観点から見ると、コモン・ローの採用国の市民は、他の刑よりも拘禁刑を選択すると同時に、長期刑を短期刑より選択している。オーストラリアとニュージーランドは、このグループの中では懲罰的な志向が最も弱い。他の西欧諸国の住民は拘禁刑を支持しない傾向にあり、望ましいと見なす刑期は比較的短い。後者は国によってばらつきがあり、スイスの9か月、スウェーデンやアイスランドの11か月から、イタリアやベルギーの2年にわたっている。フランスとスイスは拘禁刑を選択する者の比率が一貫して低く（それぞれ13%と12%）、望ましいと見なす刑期も比較的短い（それぞれ12か月と9か月）。

13 国際犯罪被害実態調査の背景と2004/2005年調査の方法

13.1 国際犯罪被害実態調査の背景

国際犯罪被害実態調査（ICVS）は、国レベルの犯罪調査の専門的経験を有する欧州の1犯罪学者グループ（Van Dijk, Mayhew, Killias, 1990）により、1987年に開始された。調査を立ち上げた目的は、国際的な比較のために利用できる諸々の被害推定値を引き出す

ことにあった。この調査はその後、様々な国で世帯の従来型犯罪に関する経験について調べる世界初の標準化された調査へと発展した。国際犯罪被害実態調査の主調査は現在までに5回実施されている。1989年の第1回調査の後、1992年、1996年、2000年、及び2004／2005年にも調査が繰り返された。2005年末までに78か国の多様な国々で（37か国では全国規模）140を超える調査が行われ、現在までにこれらの調査を通じて32万人を超える市民が聴取り調査を受けてきた。現在のデータベースは325,454人の個人回答者からの回答内容を含んでいる。

国際犯罪被害実態調査の中核となる質問票は1987年に作成され、若干の国で先行的試行が行われた。その基礎となったのは、オランダ、イングランド・ウェールズ、及びスイスの国内犯罪被害実態調査における当時の調査手法であった（Van Dijk, Mayhew, Killias, 1991）。質問票がすべての欧州語に正しく翻訳されるよう、国際的な作業グループにより細心の注意が払われた。後期の調査では、質問票の他言語への翻訳は、自国の調査を監督する各国の専門家の責任事項となった。質問票には何年にもわたって小さな調整と修正が加えられた。国際犯罪被害実態調査では、長期的変化を調べる必要があるため、質問票の変更は常に最小限にとどめられた。現在までに多くの国で数回にわたって調査が繰り返されてきたため、その結果は20年間の犯罪傾向の比較のために利用できるものとなっている。

国際犯罪被害実態調査は、軽微な窃盗などの比較的軽い犯罪から、自動車盗、性的暴行や暴行・脅迫等のより重大な犯罪までを対象とし、市民が曝される従来型犯罪に関する指標を提供するものである。標本数が比較的少ないため、加重暴行（aggravated assault）等、比較的発生頻度の低い犯罪は除外されている。また、個人よりも集団に被害を及ぼす大規模な汚職や組織犯罪などによる被害については、これを概ね対象外としている。

対象とする犯罪の種類に関して、国際犯罪被害実態調査においては、従来型犯罪の法的定義に概ね一致する出来事について平易な言葉で質問している。例えば、不法侵入は、次のような質問によって表現されている。「誰かがあなたの自宅に許可なく入り込み、お金や物を盗んだこと、又は盗もうとしたことがありましたか？」回答者は、彼ら自身又は彼らの家族が経験した可能性のある10種類の従来型犯罪による被害について質問を受ける。世帯に対する犯罪（household crime）とは、概して世帯に影響を及ぼすと考えられる犯罪であって、回答者は自分が知っているすべての出来事について回答することになっている。質問票には、個別の世帯犯罪として以下の種類の犯罪を含めてある。すなわち、自動車盗（盗難車の乗り回しを含む。）、車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入、及び不法侵入未遂である。

個人に対する犯罪（personal crime）の場合、回答者は自分自身に起きたことについて回答することになっている。個人に対する犯罪の種類としては、性的事件（強姦などの比較的重大な事件やその他の性的暴行を含む。）、暴行・脅迫、強盗、及び個人所有物の窃盗（スリを含む。）が挙げられる。

国際犯罪被害実態調査の質問票では、具体的に定義された10種類の犯罪について、犯罪被害の有無を問う質問のリスト（スクリーニング質問）を用意している。このリストによって、犯罪被害経験のある回答者を抽出した後、犯罪被害者として特定された者に対して、より詳細な状況を調査するための質問がなされる。スクリーニング質問を採用したのは、多大な被害を受けた回答者が詳細に関する後続の質問を妨げようとして、あり得る被害をめぐる質問に対して肯定の回答を避けるようなことがないようにするためである。

これまでの犯罪被害実態調査から分っている一つの重要なデータの歪曲要因は、被害に遭った時期を記憶の中で近い過去に変更するという回答者の傾向である。回答者が過去12か月以内か今年に入ってから起きた事件についてだけ質問された場合、この傾向は増大する。国際犯罪被害実態調査の質問票を用いた別の調査によると、そのような条件下では回答者中の被害率が大幅に上昇することが立証されている（Saris & Scherpenzeel, 1992）。国際犯罪被害実態調査の質問票に含まれるスクリーニング質問では、回答者は先ず過去5年間の犯罪経験について質問を受ける。いずれかの特定種類の事件があったと回答した人は、それが起きた時期について、今年（2004年又は2005年）の早い時期、昨年（この場合は2003年又は2004年）中、又はそれ以前のいずれであったかを質問される。本報告書に収録した調査結果は、一部の国又は都市を除いて、聴取日により2003年か2004年のいずれかの年において被害を受けた回答者の比率に基づいている。

過去5年間に被害を受けたことがあると回答したすべての人は、一連の補足質問を受けることになる。例えば、どんなことが起きたか、警察には通報したか、警察の対処の仕方に満足したか、特別な支援を受けたか、等に関する質問である。その他にも幾つかの犯罪関連の質問が、すべての回答者に対しなされている。例えば、全般的な警察の活動実績に関する意見、不法侵入の再犯者に対して回答者が適切と考える量刑、防犯対策の行使等に関する質問である。

主として経費削減のため、電話普及率が十分高い（70%を超える。）先進工業国では、当初から一貫して、国際犯罪被害実態調査においては、CATI（computer-assisted telephone interviewing：コンピュータ管理された電話調査システム）方式での調査が実施されてきた。

13.2 2004/2005年国際犯罪被害実態調査の方法²⁴

2004／2005年の国際犯罪被害実態調査は、主にトリノ（イタリア）の国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI）とウィーンの国連薬物犯罪事務所（UNODC）によって実施に関す

24 EU ICSの方法に関する詳細な情報は、コンソーシアムの以下のウェブサイト上で参照できる。
www.europeansafetyobservatory.eu

る調整が行われた。この第5回プロジェクトは、EU加盟国内で実施された調査とEU域外で実施された調査の二つの部分に分けられる。EU加盟国内のプロジェクト（EU-ICS）を実施するため、欧州ギャラップ社（Gallup Europe）を中心とするコンソーシアム（consortium, 連合体）が設立された。その参加者には、UNICRI, フライブルク（ドイツ）のマックス・プランク外国・国際刑事法研究所, ルクセンブルクのCEPS/INSTEAD, 及びハンガリーのGeoXが含まれる。このコンソーシアムは、15か国の旧EU加盟国内での現地調査の費用の一部を支援する欧州委員会研究総局から助成を受けた。欧州委員会との合意の一環として、三つの新規加盟国（ポーランド, エストニア, ハンガリー）でもデータが収集された。エストニアとポーランドでの調査は、各々の政府が出資し、コンソーシアムから独立した立場で、国際犯罪被害実態調査の方法に則って実施された。

ハンガリーと15か国の旧EU加盟国及びアメリカでの現地調査は、欧州ギャラップ社により実施された。その他の国々でのデータ収集は、各国独自に実施された。いずれの現地調査でも、同一の標準化された方式の調査（調整済みの国際犯罪被害実態調査質問票を含む。）が用いられた。欧州の18か国に関する結果は、Van Dijk, Manchin, Van Kesteren and Hideg（2007）により、既に報告されている。北アイルランドとスコットランドでは、別途の調査が、やはり欧州ギャラップ社により実施された。第1部では、英国は、イングランド及びウェールズ, スコットランド, 北アイルランドに分けられている。イングランド及びウェールズのデータは、英国全体の標本の中から抽出したものである。EU域外での調査は、様々な独立の機関によって、同一の手法を用いて実施された。15か国の旧EU加盟国とハンガリーのデータに貢献した欧州犯罪・安全実態調査コンソーシアム以外に、以下の研究者と機関が、各々の国の調査に携わった。

アルゼンチン	Mariano Ciafardini & Daniel R. Fernández - Departamento de Investigaciones. Dirección Nacional de Política Criminal. Ministerio de Justicia y Derechos Humanos de la Nación.
オーストラリア	Australian Institute of Criminology, Canberra
ブラジル	Ilanud, Sao Paulo
ブルガリア	Center for the Study of Democracy, Sofia
カンボジア	Roderic Broadhurst - School of Justice Studies - Queensland University of Technology/Hong Center for Criminology, Center for Social Sciences, Hong Kong
カナダ	Department of Justice Canada, Ottawa
エストニア	Andri Ahven - Ministry of Justice, Tallinn
香港	Roderic Broadhurst - Queensland University of Technology, Brisbane and John Bacon-Shone, Lena Yue Ying Zhong, King-Wa Lee - Hong Kong University, Social Science Research Center

アイスランド	Helgi Gunnlaugson, University of Iceland, Reykjavik and Rannveig Thorisdottir, National Commissioner of the Icelandic Police, Reykjavik
日本	法務省法務総合研究所, 千葉
メキシコ	Luis de la Barrera - The Citizens Institute for the Study of Insecurity, Mexico City
モザンビーク	Anna Alvazzi del Frate and John van Kesteren - UNICRI
ニュージーランド	Department of Research, Evaluation & Modeling - Ministry of Justice, Wellington
北アイルランド	Northern Ireland Office, Belfast
ノルウェー	Leif Petter Olausen - Institute of Criminology and Sociology of Law, University of Oslo
ペルー	Hugo Morales - Faculty of Psychology, San Marcos University, Lima
ポーランド	Beata Gruszczynska, M. Marczewski & Andrzej Siemaszko - Institute of Justice, Warsaw
南アフリカ共和国	Beaty Naudé & Johan Prinsloo - Institute for Criminological Sciences, University of South Africa, Pretoria
スコットランド	Scotland Executive Office, Edinburgh
スイス	Martin Killias, Sandrine Haymoz, Philippe Lamon - Universities of Zurich and Lausanne
トルコ	Galma Jahic - Istanbul Bilgi University and Dr. Asli Akdas - Dogus University
アメリカ	United States Department of Justice, Washington

付録2では、各国の調査の組織に関する詳細を示した。EU加盟国の調査は2005年に実施され、被害率は2004年時点のものである。欧州以外での調査のほとんどは計画通り2004年に実施され、被害に関する数値は2003年時点のものである。ただし、マプト、リオデジャネイロ、サンパウロでの調査は2002年に実施され、プノンペンでの調査は2001年に実施された。それらの結果は国際犯罪被害実態調査の国際比較的观点からは公表されたことがなかったもので、第1部に加えられている。ここでは、原則として2003年又は2004年の被害率を取り上げることになるが、上記の都市に関しては2000年又は2001年を意味しうることに留意されたい。詳細については、後記、表28を参照されたい。

第1部には、国内人口の標本をもとに調査を実施した30か国（一つ又は二つの主要都市だけで調査を実施した8か国を含めると38か国）における2000年、2001年、2003年又は2004年の従来型犯罪での被害水準に関する主要な調査結果を収録した（国全体レベルの調

査では、2003年又は2004年。）。国全体からの標本抽出を行った30か国の大半では、首都（又は他の主要都市）の人口から追加標本を抽出するか又は既定の国内標本から、主要都市のデータを区別して抽出した。この標本抽出方式が選ばれたのは、国全体のレベルと主要都市の双方における比率を比較するためであった。都市での被害率は政策的観点から見て重要である。というのは、アメリカやドイツなど多くの国の犯罪政策は、主として地域レベルで策定され、実施されているからである。都市部のデータを利用することにより、国レベルの分析に加え、都市化が被害経験に及ぼす影響についても分析が可能になる。

30か国の国レベルの結果のほかに、33の主要都市の結果も掲載した。都市部の結果には発展途上国の7都市（ブエノスアイレス－アルゼンチン、リオデジャネイロ及びサンパウロ－ブラジル、プノンペン－カンボジア、リマ－ペルー、マプト－モザンビーク、ヨハネスブルク－南アフリカ共和国）や、イスタンブール（トルコ）、香港（中国特別行政区）に関する結果も含まれる。この新たな標本抽出方式により、先進国と発展途上国の双方に属する広範な主要都市の結果について、相互比較が可能となっている。犯罪に関する世界の従来刊行物では、発展途上国の都市部の被害率は、国レベルの標本から抽出された先進国の都市部の比率（人口が10万人を超える都市の住民における比率）と比較されていた。第5回国際犯罪被害実態調査では、主要都市だけに限定した被害率を調べることにより、今まで以上に直接的かつ「純粹」な形で犯罪被害水準の国際的比較を行うことが可能となっている。世界水準での比較にとって一つの大きな制約として残っている要素は、先進国においては、都市部が平均以上に大きな比率を統計上占める傾向が強いことである。

五つの国（カナダ、イングランド及びウェールズ、フィンランド、オランダ、アメリカ）が、国際犯罪被害実態調査の5回の調査のすべてに参加してきた。オーストラリア、ベルギー、フランス、北アイルランド、ポーランド、スコットランド、スウェーデン、スイスに関しては、過去の調査のうち2回分又は3回分のデータを利用できる。他の多くの国の場合、比較を行えるのは、同調査の少なくとも1回の過去の調査結果との間においてである。2003/2004年のデータは、可能な限り、これらすべての国の経年変化データと合わせて掲載した。それにより、単に経年変化を観察できるだけでなく、異なる年に実施された調査の結果のデータとしての信頼性についても確認することが可能となる。後述のように、過去数年間のうちに、犯罪被害水準は、世界のほぼすべての地域で低下してきている。しかし、犯罪やその他の諸問題における各国の相対的な順位は、これまでの国際犯罪被害実態調査を通じて大きな変動は見られない（日本のように犯罪被害率の低い国は、一貫して低い。）。この結果はそれ自体が、測定された被害率の全般的な信頼性を高めるものである。

以下では、国際犯罪被害実態調査の主要な調査方式上の特徴について考察する。同調査の方式に関する更に詳しい情報は、UNICRI²⁵及び欧州ギャラップ社（Gallup-Europe）²⁶のウェブサイト、並びに付録2に収録した同調査に基づく個別調査に関する報告書で参照することができる。

調査手段と内容

2004／2005年の国際犯罪被害実態調査の質問票に加えられた最も重要な変更は、聴取時間を縮小するために、自動車の破壊行為に関する質問と若干の補足質問を削除した点である。また、多くの国では、ユーロバロメーター（Eurobarometer）²⁷の中から採られた市民が薬物関連問題と接している状況に関する新たな質問と、憎悪犯罪の認識に関する質問が追加された。消費者詐欺の項目には、インターネットによる詐欺とクレジットカード詐欺に関する質問が加えられた。欧州犯罪・安全実態調査では、新たな質問項目の各国言語への翻訳が、欧州ギャラップ社によって行われた²⁸。

本報告書で採用されている多くの欧州犯罪・安全実態調査特有の項目が、国際犯罪被害実態調査のコア質問票に加えられている。2005年の欧州犯罪・安全実態調査で使用されたすべての欧州語での完全版は、コンソーシアムのウェブサイトを参照されたい。

国際犯罪被害実態調査は、対象とする犯罪の種類点では、通常の犯罪被害実態調査と似ている。調査対象となる犯罪は、おおむね16歳未満の子供を除く、明確に特定可能な個人に対する犯罪に限られている。対象とする犯罪の種類は、窃盗、不法侵入、強盗、暴行などの従来型犯罪の大半をカバーしている。また、街頭レベルの汚職（公務員による収賄）、消費者詐欺、憎悪犯罪などの非従来型犯罪に関する情報も収集した。

調査方式

ほとんどの国において、調査における聴取りは、CATI（computer-assisted telephone interviewing：コンピュータ管理された電話調査システム）によって実施された（CATIは30か国の調査のうち24か国で採用された。）²⁹。聴取りは固定（有線）電話機を通じて実施されたが、フィンランドでは追加的な下位標本に対して携帯電話での聴取りが行われた。ポーランド、エストニア、ブルガリア、トルコ（イスタンブール）、日本及びすべての発展途上国では、調査は対面面接方式で実施された。

欧州犯罪・安全実態調査における聴取りの平均時間は、23.2分であった。EU域外のCATI調査はより短時間で済んだが、これは上記調査に含まれるいくつかの項目がそれら

25 www.unicri.it/icvs

26 www.europeansafetyobservatory.eu

27 EUの行政執行機関である欧州委員会（European commission）が定期的に実施している一連の調査。http://ec.europa.eu/public_opinion/index_en.htm

28 欧州ギャラップ社によって実施された調査では、聴取りの前に、犯罪被害に関する事項への導きとなる若干の態度に関わる質問がなされた。また欧州各国の首都では、不安の感情に関するモジュールが追加された。本報告書では、これらの新たな事項に関するデータは考察対象にしていない（予備的結果についてはwww.europeansafetyobservatory.euを参照）。

29 30の国レベルの調査のうち20は欧州ギャラップ社によって実施された（15か国の旧EU加盟国のほかに、ハンガリー、北アイルランド、スコットランド、アメリカ、アイスランド）。

の質問票には含まれていなかったためである。対面方式による調査には、より長い時間を要した。この面接方式の場合は、CATI方式と比べ、概して30%から50%ほど長い時間が必要であった。日本での面接は平均で50分間かかったが、これは主として日本語の言語学的な特性に基づいている。日本の調査では、性的事件に関する質問への回答は、面接の間に回答者自身が記入し、封印された封筒に入れて提出する自記式アンケートの方法を併用して収集された。

異なる聴取り方式を採用すると、それによって結果の比較可能性が損なわれるおそれがあるという問題が生じる。調査方法の研究により、一般に電話聴取りによる被害に関する質問への回答は、対面方式で得られた回答と同様の結果になることが明らかになっている (Van Dijk, Mayhew, 1992; Lynch, 2005; Catalano, 2007)。この結論は、国際犯罪被害実態調査の質問の中核部分を用いて、CATI方式の聴取りと対面面接方式とを比較した、オランダでの試験的調査によって確認されている (Saris, Scherpenzeel, 1992; Scherpenzeel, 2001)。どちらの聴取り方式も同一の被害率を導き出した。Pavlovicもまた、スロベニアで行われた国際犯罪被害実態調査の内容を基礎とした試験的な調査で、被害率に有意差を見出していない (Pavlovic, 1994)。最近の試験結果により、聴取り方式が、自己報告される不法行為や被害の内容にほとんど影響を及ぼしていないことが確認されている (Lucia, Herrman, Killas, 2007)。ただし、アメリカの全米犯罪被害実態調査 (NCVS) で、以前に行われた分割標本試験では、CATI方式を用いた電話聴取りによる被害 (把握) 件数は、対面面接方式と一般の電話聴取り方式のいずれよりも多くなることが実証されていた。この差は主として、CATIを実施する中央集中施設 (コールセンター) で作業した聴取り担当者が、質問作業等をより適切に管理したことによって生じたものではないかと思われる (Lynch, 2006)。これらの試験結果は、同一の現場作業水準が維持されている場合には、聴取り方式の違いは被害件数の把握に影響を及ぼさないことを示唆している。第5回国際犯罪被害実態調査の一つの特徴は、ほとんどの参加国のデータ収集が、過去に広範な犯罪調査の経験を有する専門家によって管理された、慎重な準備に基づく調査を通じて行われたという点にある。若干の例外を除けば、各国のすべての調査担当者が、以前の国際犯罪被害実態調査の下での個別調査に参加した経験を有している。聴取り担当者の不適切な説明や調査の管理に基づく、個々の国におけるデータの歪曲を完全に排除することはできないが、CATIを採用しなかった国の被害率が体系的に低く現れていると想定する根拠はない。

スペインと北アイルランドでは、2005年の調査から、それ以前の対面面接方式をCATI方式へ変更した。調査結果を見ると、スペインの被害率はかなりの低下を示す一方、北アイルランドではかなりの上昇を示している。新たな聴取り方式がこれらの測定結果の変化に影響を及ぼしたか否か、またどの程度影響を及ぼしたかを知る術はほとんどないが、いずれにせよ二つの結果は異なる方向を示している。総合的に見て、CATIの採用の有無と被害率の把握との間には関係はないと考えられる。

標本抽出方式と標本抽出の偏り

国際犯罪被害実態調査で利用される標本抽出方式は、最も完全なカバー率と最小の偏りをもたらすように抽出されるよう工夫されている。そのため、電話普及率が70%以上のほとんどの先進国では、有線電話番号によるRDD（Random Digit Dialing）が採用された。これは、電話番号を電話帳や一定のリストの中から選択するのではなく、ランダムに選択する方法であり、「NUTS 2」や同様の領域層を使って階層化された電話番号のRDDにより、確実かつ少ない費用で一国の人口をカバーすることができる。エストニアとポーランドで行われた国レベルの調査では、正式な国民登録の中からランダムに選ばれた人が対象とされた。これらの標本は同時に地域別に階層分類された。日本の場合は自治体をブロックごとに分けた一次標本があり、次いで正式な住民票の中から対象者がランダムに選定され、基本的に対面方式によって調査された。発展途上国の主要都市での調査は、既述のように、対面方式によって行われた。標本抽出方式は地域の事情に適した方法が採用されたが、概して多段階層化標本抽出方式が採用された。これらの調査の具体的詳細については、各調査に基づいて刊行されている報告書を参考にした。報告書名は、付録2に収録した。フィンランドでは、特定の人口層（特に若年者）の間でもっぱら携帯電話だけを使う傾向が、欧州の他の国々より著しくなっている（2005年には35%に達している）。こうした条件下では、標本抽出枠として固定電話回線を利用した場合、電話普及率が70%未満の国に比べてカバー率が過小になるという重大な問題が生じる。フィンランドの最初の非加重標本では実際に若年層が実際の人口比と比べて大幅に少なく抽出されたため、携帯電話だけを所有する人々の追加標本を選定する作業を行った。それらの所有者は、登録番号を有する携帯電話所有者の調査当時のリストの中から選定された。携帯電話のみを使用する500人の標本に対しては、2005年11月に国際犯罪被害実態調査のコア質問に関する聴取りが実施された。携帯電話のみの使用者グループは、年齢や生活スタイルなど関連する多くの点で一般的なフィンランド国民とは異なっていた。携帯電話使用者標本が回答した被害率は、非加重の固定電話標本のそれより大幅に高かった。固定電話標本と携帯電話のみの使用者標本は、その後一つにまとめられ、後述の標準的な反復的重み付けの処理に従って、年齢、性別、地域、及び携帯電話のみの所有者の比率に関して再度重み付けがなされた。意外なことに、携帯電話のみの使用者を再加重標本に加えても、1年間及び5年間の被害率はいずれもさほど大きくは変化しなかった。全体での1年間の被害率は11.2%から12.6%に変わった。1年間の犯罪別被害率は、車上盗の項目でのみ、統計的に有意な変化（1%）を示した。この結果は、国際犯罪被害実態調査で日常的に適用されている階層分類後の重み付けが、重度に偏向した標本からであっても、完全カバー率の標本に基づく推定値と非常に近い数値を導出できることを示している。この特殊な分析結果に関する専門的報告は、コンソーシアムのウェブサイトを参照されたい（Hideg, Manchin, 2007）。

フィンランドでの再試験はまた、現地調査が2005年6月（これは夏季休暇が始まり、と

りわけ若者たちはすでに家を出ている時期に当たる。)にまで延長されたことにより、同国における被害率が低下したおそれがあるという懸念が示されている。携帯電話のみの使用者に対する聴取りは2005年11月に実施されたため、この追加的調査の結果が想定可能な休暇の効果によって低下したおそれはない。上述のように、11月の標本を追加しても、再加重標本の被害率には有意な変化が起きなかった。年齢に関する標準的な再重み付けが、ちょうど携帯電話だけを使用する若年層標本の不足を明らかに補正したように、生じうる休暇の効果を補正した可能性があると思われる。換言すれば、2005年6月に実際に聴取りを受けた比較的少数の若者(そのデータには重み付けがなされた。)は、被害経験の点で彼らの年齢層を適度に代表しているように思われる。

**表28 本報告書で提示される国及び主要都市の調査からのデータ
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査***

国	1989年 調査	1992年 調査	1996年 調査	2000年 調査	2004/05年 調査	主要都市	2001-2005年 調査
オーストラリア	・	・		・	2004	アムステルダム (オランダ)	2005*
オーストリア			・		2005*	アテネ (ギリシャ)	2005*
ベルギー	・	・		・	2005*	ベルファスト (北アイルランド)	2005
ブルガリア					2004	ベルリン (ドイツ)	2005*
カナダ	・	・	・	・	2004	ブリュッセル (ベルギー)	2005*
デンマーク					2005*	ブダペスト (ハンガリー)**	2005*
イングランド及びウェールズ	・	・	・	・	2005*	ブエノスアイレス(アルゼンチン)	2004
エストニア		・	・	・	2004	コペンハーゲン (デンマーク)	2005*
フィンランド	・	・	・	・	2005*	ダブリン (アイルランド)	2005*
フランス	・		・	・	2005*	エジンバラ (スコットランド)	2005
ドイツ	・				2005*	ヨハネスブルク (南アフリカ)	2004
ギリシャ					2005*	ヘルシンキ (フィンランド)	2005*
ハンガリー					2005*	香港 (中国特別行政区)	2005
アイスランド					2005	イスタンブール (トルコ)	2005
アイルランド					2005*	リマ (ペルー)	2005
イタリア		・	・		2005*	リスボン (ポルトガル)	2005*
日本				・	2004	ロンドン (イングランド)	2005*
ルクセンブルク					2005*	マドリッド (スペイン)	2005*
メキシコ					2004	マプト (モザンビーク)	2002
オランダ	・	・	・	・	2005*	ニューヨーク (アメリカ)	2004
ニュージーランド		・			2005*	オスロ (ノルウェー)**	2004
北アイルランド	・		・	・	2005	パリ (フランス)	2005*
ノルウェー	・				2004	プノンペン (カンボジア)	2001
ポーランド		・	・	・	2004	レイキャビク (アイスランド)**	2005
ポルトガル				・	2005*	リオデジャネイロ (ブラジル)	2002
スコットランド	・		・	・	2005	ローマ (イタリア)	2005*
スペイン	・				2005*	サンパウロ (ブラジル)	2002
スウェーデン		・	・	・	2005*	ストックホルム (スウェーデン)	2005*
スイス	・		・	・	2005	シドニー (オーストラリア)**	2004
アメリカ	・	・	・	・	2004	タリン (エストニア)**	2004
						ウィーン (オーストリア)	2005*
						ワルシャワ (ポーランド)	2005
						チューリッヒ (スイス)	2005

* 出典:European Survey of Crime and Safety(2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 首都(あるいは主要都市)においては、サンプルの追加は行っていない。都市に関するデータは、通常サンプルから抽出している。

標本数

国レベルの標本を抽出したほとんどの国では、対象となった実際の聴取り数は2,000件であった。既述のように、ほとんどのEU加盟国の標本は、比較的大きな国レベルの部分（対象数は1,200件）と、比較的小さな主要都市の部分（対象数は800件）とに区分された。国レベルの比率を算定する目的のためには、重み付け処理を通じて、主要都市の下位標本が適正な比率で国レベルの標本に加えられた。ルクセンブルクとエストニアを除き、標本数は2,000件かそれ以上である。ルクセンブルク、エストニア、ブルガリア、カナダ、日本、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェーの主要都市では、追加的聴取りは行われなかった。

ブルガリア、ノルウェー、エストニアの主要都市の標本は、既定の国レベルの標本の中から抽出され、各々400～500件の聴取りが行われた。シドニー市の標本はオーストラリアの大規模な国内標本の中から抽出され、結果として1,491件となった。ワルシャワでは、国レベルの調査が終わった翌年の2005年に別個の調査が実施された。フィンランドの調査には、前述のように、携帯電話の所有者のうち固定電話で接触できない人々に対する500件の追加聴取りが含まれている。その他の国／都市の標本数は概して2,000件であった。例外的な標本数は、マプト（モザンビーク）の993件から、イスタンブール（トルコ）の1,241件、ポーランドの5,000件、オーストラリアの7,000件、リマ（ペルー）の7,011件にまで及んでいる。付録1は、各調査の標本数と主要都市での下位標本（存在する場合）の件数を示している。標本調査の結果は、当然ながら標本抽出誤差を受けやすい。信頼区間の問題については「2 いずれかの一般被害による犯罪被害」及び付録3で述べた。

回答率

一般に、回答率はどんな調査でも常に関心事項となる。残念ながら、欧州やアメリカでのCATIベースの調査では、一般に回答率が低い傾向がある（Catalano, 2007）。その主な理由は、聴取りに対する煩雑感と、望まない電話の受信を制限する自動応答装置の使用により拒否される件数が増えた点にあると思われる。欧州ギャラップ社が実施するCATI調査では、協力を増やすための措置がいくつか講じられている。欧州ギャラップ社がEU域内で実施する調査の場合、いわゆる7 + 7呼び出し方式が期間を延長して適用された。各々の電話番号での呼び出しは最初の接触を成立させるまでに（電話回線が話し中である、または応答がなかった場合）少なくとも7回行われ、またその世帯内の適切な回答者（最初は穏やかに拒否していた回答者を含む。）との接触を成立させるまでに最高7回まで呼び出しを繰り返した。在宅時間が少ない人に対してより柔軟なスケジュールで接触できるよう、現場での作業時間は延長された。

EU内で達成された回答率は、ルクセンブルクの36.9%からフィンランドの56.9%（有線電話のみ）まで幅があり、RDDが適用された15か国全体での平均は46.3%であった。

表29 国際犯罪被害実態調査の適用範囲ー国際犯罪被害実態調査に少なくとも1回参加した国（2005年調査の参加国はイタリック体で表示）
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国（都市）	国レベル	都市	国（都市）	国レベル	都市
アフリカ			西及び中央ヨーロッパ		
ボツワナ（ガボン）	•		オーストリア（ウィーン）*	•	•
エジプト（カイロ）	•		ベルギー（ブリュッセル）*	•	•
レソト（マセル）	•		チェコ（プラハ）		•
モザンビーク（マプト）	•		デンマーク（コペンハーゲン）*	•	•
ナミビア（ウィントフーク）	•		イングランド及びウェールズ（ロンドン）*	•	•
ナイジェリア（ラゴス）	•		エストニア（タリン）**	•	•
南アフリカ（ヨハネスブルグ）	•		フィンランド（ヘルシンキ）*	•	•
スワジランド（ムババネ）	•		フランス（パリ）*	•	•
タンザニア（ダルエスサラーム）	•		ドイツ（ベルリン）*	•	•
チュニジア（チュニス）	•		ハンガリー（ブダペスト）* **	•	•
ラテンアメリカ			アイスランド（レイキャビク）**	•	•
アルゼンチン（ブエノスアイレス）	•		アイルランド（ダブリン）*	•	•
ボリビア（ラパス）	•		イタリア（ローマ）*	•	•
ブラジル（リオデジャネイロ+サンパウロ）	•		ラトビア（リガ）		•
コロンビア（ボゴタ）	•		リトアニア（ビリニュス）		•
コスタリカ（サンホセ）	•	•	ルクセンブルク*	•	
メキシコ	•		マルタ	•	
パナマ（パナマシティ）	•	•	オランダ（アムステルダム）*	•	•
パラグアイ（アスンシオン）	•		北アイルランド（ベルファスト）	•	•
ペルー（リマ）	•		ノルウェー**	•	•
アジア			ポーランド（ワルシャワ）***	•	
アゼルバイジャン（バクー）	•		ポルトガル（リスボン）*	•	•
中国（北京）	•		スコットランド（エジンバラ）	•	•
キルギスタン（ビシケク）	•		スロバキア（ブラチスラバ）		•
香港（中国特別行政区）	•	•	スロベニア（リュブリャナ）		•
インド（ムンバイ）	•		スペイン（マドリッド）*	•	•
インドネシア（ジャカルタ）	•		スウェーデン（ストックホルム）*	•	•
日本	•		スイス（チューリッヒ）	•	•
カンボジア（プノンペン）	•	•	トルコ（イスタンブール）		•
韓国（ソウル）	•		南東ヨーロッパ		
モンゴル（ウランバートル）	•		アルバニア（ティラナ）		•
フィリピン（マニラ）	•		ブルガリア（ソフィア）**	•	
バブアニューギニア			クロアチア（ザグレブ）		•
北アメリカ			グルジア（トビリシ）	•	
カナダ	•	•	マケドニア（スコピエ）		•
アメリカ（ニューヨーク）	•	•	ルーマニア（ブカレスト）		•
オセアニア			ユーゴスラビア（ベオグラード）		•
オーストラリア（シドニー）	•	•	東ヨーロッパ		
ニュージーランド	•		ベラルーシ（ミンスク）		•
			ロシア（モスクワ）		•
			ウクライナ（キエフ）		•

* 出典:European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

** 首都(あるいは主要都市)においては、サンプルの追加は行っていない。都市に関するデータは、通常(国レベルの)サンプルから抽出している。

*** ワルシャワに関しては、別に調査がされているので、2004年においては国レベルの調査ではない。

全体の回答率は、再呼び出しを行わなかった1989年の初回調査時に到達した水準をやや上回ったものの、後続の3回の調査で到達した水準には及んでいない (Van Kesteren,

Mayhew, Nieuwbeerta, 2000を参照)。すべての国レベルの調査の平均回答率は51%である。回答率が最も低かったのは、ノルウェー（33%）とアメリカ（27%）であった。各調査の回答率に関する詳細は、付録1に掲載した。

回答率が低い場合には、首尾よく聴取りできた回答者が、協力を拒否したり、接触できなかったりした回答者とどの程度異なる人々かという問題が生じる。このことと関連するのは、回答率のばらつきが、国際比較の可能性をどの程度損なうかという問題である。この問題は単純ではない。低い回答率が被害件数に偏りを生じさせる可能性があることは確かだが、偏りが生じる方向は、低い回答率が発生した理由によって異なりうる。例えば、低い回答率が高い非接触率によるものである場合は、被害を受けやすい人が除外される。なぜなら、彼らは居住形態が不安定であるか、又は単純に外出時間が長いからである。そのため、被害者は標本の中で過小に扱われており、非接触率の高い国の被害危険性が過小評価される効果をもたらすことになる。外出時間が長い生活スタイルの人々に対する、過小な扱いは、電話聴取りや対面面接のために、対象者を居住場所において調査することに依存する標本抽出方式を用いたすべての調査にとって、一つの問題である。この観点から見れば、ほとんどすべての調査はこの因子の影響をある程度受けており、したがって被害率の幾分かの低下をもたらしているおそれがあると想定するのが適当であると思われる。一定の調査対象者に対する過小な扱いは、対面面接のために、社会的な底辺層（スラム地域など正式な住居に住んでいない人々）と接触するのが困難な発展途上国では、より大きな問題となるだろう。この因子は、発展途上国の被害率の把握を低下させた可能性がある（Kury, Obergfell-Fuchs, Wurger, 2001）³⁰。このことが実際に該当するか否か、またどの程度該当するかを確認する方法はない。この問題が一部の発展途上国の被害率の国際的な比較の可能性を損ねているおそれはあるが、経年的な変化に関して、調査の結果が影響を受けた可能性は少ないと思われる。なぜなら、先進国で繰り返されてきた国際犯罪被害実態調査の結果から見ると、「接触不能な人々」の比率は経年的にほぼ一定であると推定されるので、これらの人たちを除外した数値としては経年変化比較に用いることができるからである。

今回の調査では、非回答は概して穏やかな拒否によって生じている。近年のCATIベースの調査における回答率の低下は、主に聴取りに対する煩雑感によって引き起こされており、電話を受信しようとしなない回答者や話題に関わらず聴取りを拒否する回答者は増え続けている。回答率の低下が、自宅で接触できない回答者の比率の上昇によって起きている可能

30 発展途上国で実施される調査での低い回答率は、安全のため屏とガードマンによって外界から隔てられた居住区域内に住む回答者への近づきやすさが低下したことによっても引き起こされるおそれがある。この下位グループの防護された生活様式は、平均被害率を引き下げられるかもしれない。二つの形態の非接触（外出の多い生活スタイルによる接触不能と防護された住居への近づきにくさによる接触不能）が被害推定値に及ぼす効果は、互いに相殺し合っていることも考えられる。

性は少ないと思われる。穏やかに拒否する人が増え続けている現在の傾向は、回答率の低い調査が「言いたいことの多い」人々を選び出している（拒否する人々は「言いたいことが少ない」）かもしれないという懸念を生む。この観点から見ると、回答した被害者は母集団から見て過大に代表されており、拒否率の高い国の被害の危険性が、回答状態の良い国に比べ過大評価される効果があることになるだろう。初期に実施した国際犯罪被害実態調査における経験から、聴取りを受けた者の中で最初のうち聴取りを拒否していた人は、有意な程度ではないもののやや低めの被害率を示しており、その理由は「話すべきことが少ない」ためであったとの指摘がなされている。（Mayhew, Van Dijk, 1997）³¹。

欧州犯罪・安全実態調査の枠内では、既述のように、欧州ギャラップ社は2005年の同調査において、世帯との最初の接触の後に最高7回まで回答者への呼び出しを繰り返した。穏やかに拒否された場合には、その後さらに接触が試みられた。一連のデータの中には、回答者と接触するためになされた試行の回数に関する情報が含まれている。この情報により、接触するまでの試行回数が異なる回答者の項目別被害率など、回答の様々なパターンを分析することができる。

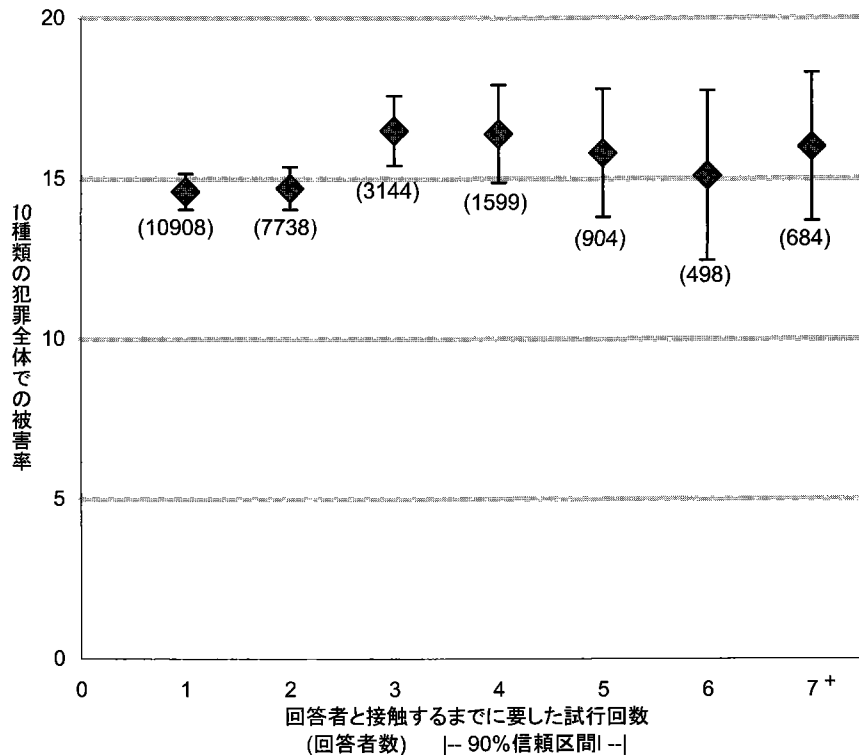
図30は、回答者と接触するために必要だった試行回数と、回答された被害との間に統計的に有意な関係はないことを示している。最初の試行で接触できた回答者のうち、1件以上の被害を受けたと回答したのは15%であった。7回以上の試行で接触できた回答者のうち、被害を受けたと回答したのは16%であった。結果には犯罪の種類別の被害に関する情報も含まれている。仮に最初の試行で接触できた回答者だけが聴取りを受けていたとしても、全体の被害率も犯罪別の被害率も今の結果と同じだったであろう。試行回数と回答された被害率との間に関係がないという事実から見て、最近の調査での回答率の低下により自分の受けた被害について「話したい」人々の比率が高くなったことで、被害率を上昇させたということは考えにくい。非回答の増加は、何よりもまず、ランダムに広がっている聴取りに対する煩雑感の因子によって決まってくると考えられる³²。

拒否と非接触の区別の問題はさておき、回答率と被害率との考えられる体系的関係に関する一つの国際的規模の追加的検定として、第3回国際犯罪被害実態調査後に利用できた

31 1996年の英国犯罪被害実態調査の中で行われた検証によれば、聴取りを受けたくないと答えた人は、過去1年間の被害の程度について非常に短い回答をするよう聴取担当者に強いられていた。こうした「粗雑な」被害率と、聴取りに合意した回答者の被害率とを比較した結果は、一貫性のある差異を示していなかった（Lynn, 1997）。

32 オランダ社会文化計画局（Dutch Planning Agency for Social and Cultural Affairs）の社会的意見に関する年2回の主調査で最近行われた非回答に関する分析の結果は、最初に聴取りを拒否した人々が他の回答者と変わらない結果を出したことで、彼らを標本に含めても結果は変わらないことを示している（Verhagen, 2007）。聴取りのための接触ができなかったそれよりずっと小さなグループは、残りの方々より若く、教育水準が高いことが判明したが、彼らを含めても再度重み付けした結果はやはり変わらなかった。

図30 2005年欧州犯罪・安全実態調査の14の調査結果に基づく回答者と接触するまでに要した試行回数と10種類の犯罪全体での被害率



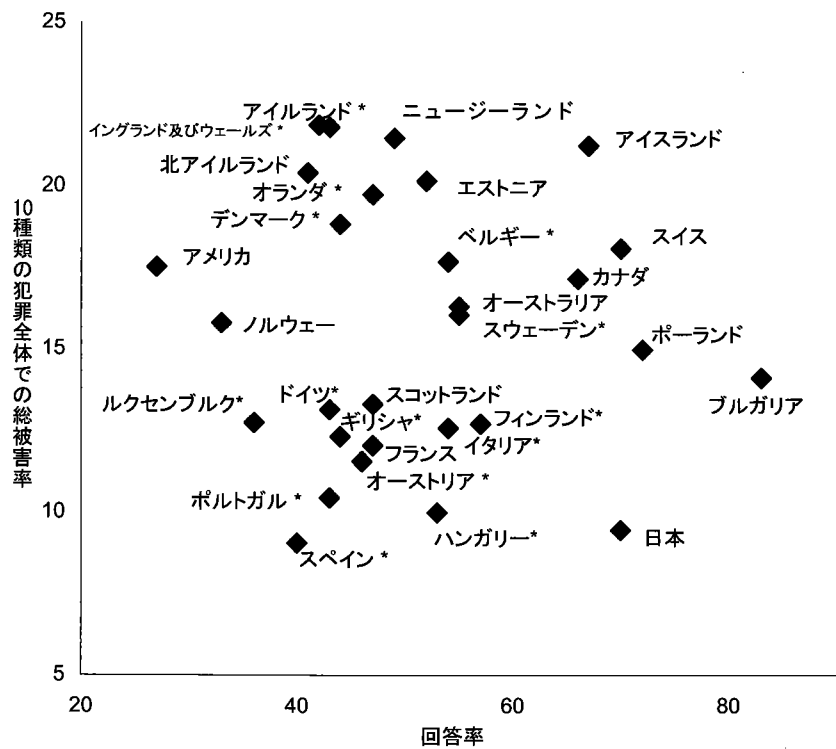
出典: Gallup Europe, 2005

28の国レベルの調査結果における総回答率と総被害率との相関関係を調べた。回答率と総被害率との間には関係がないことが判明した ($r=0.04$; $n=28$) (Mayhew, Van Dijk, 1997)。

私たちは、以前の調査より回答率により大きな幅が見られた第5回国際犯罪被害実態調査のデータを用いて、この検定を繰り返してみた。図31を見ると、回答率と総被害率との間に関係がないことが明白であり ($r=0.04$; $n=30$)、前回の否定的結果が完全に再確認された。国際犯罪被害実態調査のデータセットにおいて、国ごとの回答率と回答された被害率との間に直接的な関連は存在しない。理論的に言えば、回答率と被害率との関係が、回答と被害の両方に関連する外部因子によって抑制される可能性はある。国際犯罪被害実態調査データのこれまでの分析結果は、都市化の程度、年齢構成（若者の比率）、及び（より不明瞭ではあるが）1人当たり国内総生産が、被害の総水準の強力な予測因子であることを示してきた (Van Dijk, 1999)。回答率と被害率との可能な潜在的関係について調べるため、都市化、年齢構成、1人当たり国内総生産及び回答率を説明変数とし、総被害を目的変数として、重回帰分析が行った。表30はその結果を示している。

回帰分析の結果は、総被害の最も強力な予測因子が都市化の程度であることを示している。より強力でない予測因子は、年齢構成と1人当たり国内総生産である。三つの予測因

図31 各国の回答率(%)と総被害(1年間被害率%)の関係図
2004～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, A Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

子を合わせることにより、被害率の差異の約3分の1を説明できる（重回帰係数は0.50）。また、これら三つの説明変数について調整した後にも、回答率は依然として被害率とは無関係のままである（Beta=0.14）。

表30 回答率と3つの犯罪関連の予測因子(年齢構成, 都市人口比, 1人当たり国内総生産)を説明変数にした場合の総被害に関する回帰分析の結果

	標準化されていない係数		標準化された係数		
	B	Std. Error	Beta	t	Sig.
(定数)	-12.66	11.48		-1.10	0.28
年齢構成	0.60	0.35	0.40	1.71	0.10
都市人口比	0.16	0.08	0.43	2.05	0.05
1人当たり国内総生産	0.09	0.10	0.21	0.87	0.39
回答率	0.04	0.06	0.14	0.68	0.50

この横断的分析の結果は、「話したい」回答者という仮説に根拠を与えるものではない。経年変化データは、聴取り拒否者の増加により被害率が高まるということも示唆していない。もし「話したい」回答者の仮説が正しいなら、第5回調査では、回答率が有意に低下したことにより、全般的に被害率がより高くなっていたはずであるが、後述するように、

結果は、ほぼすべての国で犯罪の有意な減少を示している。この結果は、「話したい」回答者の仮説と明らかに矛盾している。

ただし、回答の効果は異なる国では異なる意味を持つ（したがってある国では回答率の低さが他国とは異なる仕方で被害件数に影響する。）という可能性を排除することはできない。とはいえ、現時点での証拠は、回答率が比較的低い国であるという事実が、他国や以前の調査結果と比べて、被害件数を増加させることも減少させることもなかったことを示している。

回答の誤差（response error）

犯罪調査は、様々な回答の誤差を受けやすい。

第1に、一定の（例えばより教育水準の高い）グループは、記憶力に優れ、小さな暴力事件についても回答するように見える（Lynch, 2006）。

第2に、一部の人々は、ある事件が調査対象である犯罪に該当するものであることに気づかないか、又はある種の事件や知人を巻き込んだ事件について部外者には話したがいかもしれない。いずれにせよ、国際犯罪被害実態調査では、回答者が聴取り担当者に打ち明ける用意のある犯罪を測定することしかできない。ほとんどの国では、回答者がプロジェクトに関する追加情報を入手できる案内用の電話番号が知らされていた。2000年調査で若干の国のこうした案内用番号にかかってきた電話の内容から、我々は自宅の防犯対策に関する項目が質問票の中で最もセンシティブな問題であると考えることができる。一般的な予想とは逆に、性的事件に関する質問が、調査実施上、多くの障害をもたらすことはなかった。

第3に、回答者は重大性の低い事件を単純に回答し忘れるかもしれず、あるいは問われている期間よりも前に起きたより重大な事件を「近い過去のことに変更する」かもしれない。すでに説明したように、国際犯罪被害実態調査では、初めに先ず過去5年間の経験について質問することにより、こうした時間上の変更効果が縮小されているはずである。回答の誤差が国の違いを超えて一定であるか否かを知る方法はない。些細な犯罪事件を忘れやすいという傾向は、目立った事件の「近い過去への変更」と同様に、比較的普遍的な現象かもしれない。質問に対する幾つかの類型的な反応力（response productivity）の違いも、少なくとも西洋先進国内では一定しているだろう。しかし、回答者が被害について聴取担当者に進んで話そうとする意志が国によって異なるか否かという点については、おそらくさらに疑問が生じるだろう。文化的な敏感さが一番現れる対象は、おそらくある種の暴力、とりわけ性的事件であろう。また、特定の行為を犯罪と考える文化的基準についても、国によって回答者は違う見方をしている可能性がある。主要都市全体の範囲内では、共通の文化的・法的背景や市場の国際化やマスメディアの情報により、都市の環境下で起きているほとんどの従来型犯罪についてかなり普遍的な定義がなされていると楽観的に結論す

る人もいるだろう。確かに、国際犯罪被害実態調査の結果は、都市部の被害者が質問対象となった多様な種類の犯罪の相対的重大度について、極めて似かよった見方をしていることを示している（Van Dijk, 1999; Van Kesteren, Mayhew, Nieuwbeerta, 2000）。

以前の国際犯罪被害実態調査では、例外もあったものの、現地調査は概して年初の3か月間に実施されていた。今回の調査では、欧州内の現地調査は2005年1～2月に予定されていた。外部的要因により、ほとんどのEU加盟国の現地調査が始まったのは、2005年5／6月以降となった。聴取りが延期されたことは、先に論じたフィンランドにおける若年層の過小な標本抽出以外にも、特殊な問題を引き起こしたおそれがある。現地調査の遅延は、聴取りが最も遅い時期に実施された国では、結果的に、重大性の低い事件に関するより多くの記憶の喪失と重大な事件に関する記憶の近い過去への変更をもたらしたかもしれない。この因子は、それらの国において2004年の被害率を低下させ、それにより1年間の被害率の比較可能性を損なう結果になったかもしれない。こうした効果の程度について評価するため、回答パターンの集中的分析が行われた。その結果は、記憶の喪失や近い過去への変更により大きな歪曲が起きたと見なせる根拠を示してはいない³³。近い過去への変更効果に関する詳細な分析については、EUの結果に関する欧州ギャラップ社の報告書を参照されたい（Hideg & Manchin, 2007）。

重み付け

ここに掲載した様々な結果は、性別、地域別人口分布、年齢、世帯構成等の点で標本が16歳以上の国内人口をできる限り代表したものとなるよう重み付けられたデータに基づいている。1次標本の母集団内の特定グループの過大及び過小標本抽出を補正するため、以下の重み付け処理を行った。

— 2段階標本抽出（世帯の無作為抽出とその世帯内の個人の無作為抽出）は、小（単身世帯）から抽出した人は過大代表され、大世帯から抽出された人は過小代表されていることを意味している。この点を補正するために、加重変数を適用した。

33 犯罪率が一定（もしくは低下）している状況下では、2005年の前半6か月間の被害率は、2004年の被害率の半分を超えないはずである。2005年の比較的高い被害率は、それ以前に起きた事件が2005年の出来事として変更され、かつ／又は、2004年に起きた些細な事件が全く忘れられていたことを意味している可能性がある。こうした近い過去への変更や記憶の喪失による歪曲可能性を補正するため、今年（2005年）の初期に位置づけられた被害が、基準年（2004年）に位置づけられた被害に追加され、両年の総月数（たとえば18）で除された。この平均月間被害率を用いて、2004年の全EU加盟国の補正済み被害率が算定された。もしも補正済み比率が2004年のみの比率より有意に高ければ、近い過去への変更や記憶の喪失が起きていた可能性がある。結果は、ギリシアとスペインの2か国でのみ、被害全体での補正済み比率が元の比率より2%以上高くなっていた。この結果は、近い過去への変更や記憶の喪失という考えられる効果が、ごく限定的な影響しか及ぼさなかったことを示唆している。

— 1次総合標本に含まれる主要都市住民の過大標本抽出を補正するために、重み付けが行われた。

— センサスデータに基づく国内の年齢・性別・地域上の分布と調和した標本をもたらすために、重み付けが行われた。例えば、若年者は聴取りのための接触がより難しく、したがって概して過小代表されていることが知られているため、この点を補正するために加重変数を適用した。

本報告書では、世帯加重値ではなく個人加重値が採用され、また各国は平均値の算定において同一の加重値を適用した。後者を適用した結果、より大きな国の平均被害率では重み付けが過小になっている。これらの選択をしたのは、1989年、1992年、1996年及び2000年の国際犯罪被害実態調査の公表結果との比較可能性を保つためである。重み付け処理に関する詳細は、第1部の付録4に収録したほか、携帯電話のみの使用者に関するフィンランドでの再検証については、それに関する専門的報告書を参照されたい（Hideg, Manchin, 2007）。

標本数

欧州犯罪・安全実態調査³⁴は、1,200件の国レベルの無作為抽出標本と800件の首都の追加標本からなる。同調査の報告書では、国の標本が2,000件になるような方法で加重変数が算定されている。この調査との一貫性を保つため、第1部においても、この方法を同調査の参加国に関して採用した。

ちなみに、もう一つの代替的な方法は、追加標本の重みを減らして最初の国レベルの標本に加え、ほとんどの同調査参加国の標本数が1,200件になるように調整するやり方である。この重み付けの方法は、国レベルの被害率を変化させることはないが、誤差の範囲を拡大し、その結果、90%の信頼区間は約1.3倍に広がる結果となる。付録4では、標本数を1,200件とした場合の欧州犯罪・安全実態調査参加国における誤差範囲を、標本数を2,000件とした場合との比較において示した。欧州犯罪・安全実態調査報告書で示されている被害率の差は、この加重変数を用いるか否かという、どちらの方法に従っても統計的に有意である。

計数規則と欠損値

もう一つの種類の差異は、データ分析で選択されている方法、特に欠損値の処理において選択されている方法から来るものである。研究者はみな、欠損値を分析に加えるか否か

34 ルクセンブルクの場合以外に、フィンランドは追加的な500件の「携帯電話のみを使用する」回答者の標本を有していた。

の選択に関して、各自の好みと論拠を持っている。国際犯罪被害実態調査のデータベースでは、比較可能性という目的のために、何年にもわたって次の方針を維持してきた。

一 構造的な欠損値は、論理的関連性のない質問に対する回答に見られる。例えば、特定の犯罪の被害者になったことがない回答者は、警察への通報に関する質問には答えることができない。そこで、本報告書で言及されている比率はすべて、回答者に実際に尋ねた質問に基づいており、構造的な欠損値は無視した。

一 車両犯罪の場合、被害率は、回答者全体か、又は所有者のみを全体とした数値である。被害率が非所有者を含む全体ベースのものか、それとも所有者ベースのものは、常に明示した。

一 調査の大部分では、性的事件に関する質問は女性回答者に対してのみ採用されている。ここでは男性回答者からの回答を除外した。

一 「知らない」及び「回答拒否」は、「ユーザー定義の欠損値 (user defined missings)」に該当する。これまでの国際犯罪被害実態調査を通じ、主要な結果は、ユーザー定義の欠損値を含む百分率ベースで計算された比率に基づいている。

付録1 第5回調査の対象国・地域・都市・調査年・標本数

最新調査の参加国・調査年・データを利用できる首都（主要都市）・標本数・回答率
2001～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*

国	調査年	標本数（国）	主要都市（首都）	標本数（都市）	回答率
アルゼンチン	2004		ブエノスアイレス	2126	58
オーストラリア	2004	7001	シドニー	1491	55
オーストリア*	2005	2004	ウィーン	1133	46
ベルギー*	2005	2014	ブリュッセル	879	55
ブラジル	2002		リオデジャネイロ	700	
ブラジル	2002		サンパウロ	700	
ブルガリア	2004	1100			83
カンボジア	2001		プノンペン	1245	96
カナダ	2004	2000			62
デンマーク*	2005	1984	コペンハーゲン	1053	44
イングランド及びウェールズ*	2005	1775	ロンドン	874	43

国	調査年	標本数（国）	主要都市（首都）	標本数（都市）	回答率
エストニア	2004	1678	タリン	489	52
フィンランド*	2005	2500	ヘルシンキ	902	57
フランス*	2005	2016	パリ	730	47
ドイツ*	2005	2025	ベルリン	815	43
ギリシャ*	2005	2020	アテネ	1073	44
ハンガリー*	2005	2103	ブダペスト	1105	53
香港（中国特別行政区）	2005		香港	2283	49
アイスランド	2005	1909	レイキャビク	717	67
アイルランド*	2005	2003	ダブリン	1156	42
イタリア*	2005	2023	ローマ	858	54
日本	2004	2086			70
ルクセンブルク*	2005	800			36
メキシコ	2004	2116			
モザンビーク	2002		マプト	993	na
オランダ*	2005	2010	アムステルダム	772	46
ニュージーランド	2004	2000			49
北アイルランド	2005	2002	ベルファスト	965	41
ノルウェー	2004	3996			33
ペルー	2005		リマ	7001	>95
ポーランド	2004	5013			72
ポルトガル*	2005	2011	リスボン	1020	43
スコットランド	2005	2010	エジンバラ	923	46
南アフリカ共和国	2004		ヨハネスブルク	1500	
スペイン*	2005	2034	マドリード	927	40
スウェーデン*	2005	2012	ストックホルム	1114	55
スイス	2005	3898	チューリッヒ	483	70
トルコ	2005		イスタンブール	1241	45
英国*	2005	2004	ロンドン	874	43
アメリカ	2004	2011	ニューヨーク	1010	27

* The Burden of Crime in the EU. Research Report: A comparative Analysis of the EU International Crime Survey (EU-ICS 2005). Gallup Europe, Brussels

付録2 2001～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査*における各国の調査方法等の概要

●アルゼンチン

調査実施地域： ブエノスアイレス及び周辺地域

調査方法： 対面方式

標本抽出法： 3段階層化標本。Ciudad Autónoma de Buenos Aires（ブエノスアイレス自治市）のデータを用いた。

出資者： Ministerio de Justicia y Derechos Humanos de la Nación（アルゼンチン法務・人権省）

現地作業： Departamento de Investigaciones, Dirección Nacional de Política Criminal, Ministerio de Justicia y Derechos Humanos de la Nación

主任調査官： Mariano Ciafardini & Daniel Fernández – de Investigaciones, Ministerio de Justicia y Derechos Humanos de la Nación

刊行： Ciafardini, M. & Fernández, D. R. , 2004, *Estudio de Victimización en la Ciudad Autónoma de Buenos Aires*. Departamento de Investigaciones, Dirección Nacional e Política Criminal, Ministerio de Justicia y Derechos Humanos de la Nación. www.polcrim.jus.gov.ar よりダウンロード可能。

●オーストラリア

調査実施地域： 移民及び移民2世を追加標本に用いた全国調査

調査方法： CATI

標本抽出法： ランダム・ディジット・ダイアリング——全国調査からシドニーのデータを取る。移民及び移民2世の追加回答者は重みが下げられている。

出資者： オーストラリア法務省及びオーストラリア移民・多文化・先住民問題省

現地作業： Social research Centre, Canberra

刊行： Challice, G. & Johnson, H. , 2005, *Crime victimisation in Australia: key results of the 2004 International Crime Victimisation Survey*. Research and public policy series No. 64. Canberra: Australian Institute of Criminology. 本報告書と方法論に関する二つの報告書は、www.aic.gov.auからダウンロード可能。

●ブラジル

調査実施地域： 複数の都市

調査方法： 対面方式

標本抽出法： ランダム標本，市内の行政区域によって層化——サンパウロとリオデジャネイロのデータを抽出

出資者： Llanud, FIA – USP, Gabinete de Segurança Institucional, Sao Paulo

現地作業： Llanud, FIA – USP, Gabinete de Segurança Institucional, Sao Paulo

刊行： Kahn, T., Besen, J. & Batista Costódia, R., 2002, *Pesquisa de Vitimização 2002 e avaliação do PIAPS*. Sao Paulo, Llanud, FIA – USP, Gabinete de Segurança Institucional

●ブルガリア

調査実施地域： 全国調査

調査方法： 対面方式

標本抽出法： 2段階ランダム・ルート・標本

出資者： Centre for the Study of Democracy（民主主義研究センター）

現地作業： CSD's market research agency Vitosha Research (VR)

刊行： Tihomir Bezlov & Philip Gounev, 2005, *Crime Trends in Bulgaria: Police Statistics and Victimisation Surveys*. Centre for the Study of Democracy, Sofia

●カンボジア

調査実施地域： プノンペン及びカンボジア平原

調査方法： 対面方式

標本抽出法： プノンペンの場合：ランダム化〔年齢と性別で層化〕——首都のデータを使用

出資者： Australian Agency for International Development（オーストラリア国際開発庁＝AusAID）

現地作業： 特別チーム及び国家警察犯罪学局の警察官

主任調査官： Roderic Broadhurst – School of Justice Studies – Queensland University of Technology（クイーンズランド工科大学司法研究大学院）／Hong Centre for Criminology, Centre for Social Sciences, Hong Kong

刊行： Bradley, R. & Broadhurst, R. G., 2002, *International Crime Victimisation Survey Cambodia: Interim Report*. Royal government

of Cambodia and Cambodian Criminal Justice Assistance Project.

●カナダ

調査実施地域： 全国調査
 調査方法： CATI
 標本抽出法： 電話番号の全国ランダム・ダイアリング
 出資者： カナダ法務省
 現地作業： Leger Marketing, Motreal

●エストニア

調査実施地域： 全国調査
 調査方法： 対面方式
 標本抽出法： 2段階層化標本，また，首都は抽出
 出資者： 法務省，内務省
 現地作業： Turu-uuringute AS – GFK Ad Hoc Research Worldwide
 主任調査官： Andri Ahven – 法務省，タリン
 刊行： Saar, J., Markina, A., Oole, K., Rešetnikova, A., 2005, *Rahvusvaheline kuriteoohvrite uuring Eestis* 2004. Tartu Ülikooli Õigusinstituut, Justiitsministeerium, Siseministeerium. Tallinn. (英語の要約付き) www.just.eeからダウンロード可能。

●香港（中国特別行政区）

調査実施地域： 主要都市調査
 調査方法： CATI
 標本抽出法： 地区レベルで層化したランダム化電話選択
 出資者： 香港大学——社会科学研究センター
 現地作業： 香港大学——社会科学研究センター，マイクロソフトから寄付金
 主任調査官： Roderic Broadhurst – クイーンズランド工科大学，ブリスベーン，John Bacon Shone, Lena Yue Ying Zhong, Kent Wong Lee – 香港大学社会科学研究センター
 刊行： Broadhurst R. G., Lee, K. W., Bacon-Shone, J. & Zhong, Y. Y., 2006, *Preliminary Report of the International Crime Victimization Survey*, 2005. 香港大学社会科学研究センター

●アイスランド

- 調査実施地域： 全国調査
- 調査方法： CATI
- 標本抽出法： 国民登録からのランダム標本レイキャビクのデータを抽出
- 出資者： The Icelandic Centre for Research – National Commissioner of the Icelandic Police – University of Iceland（アイスランド大学）– 司法省
- 現地作業： Capacent Gallup
- 主任調査官： Helgi Gunnlaugson, University of Iceland and Rannveig Thorisdottir, National Commissioner of the Icelandic Police
- 刊行： Gunnlaugson, H. & Thorisdottir, R., 2005, *Brotáðolar, lögreglan og öryggi borgaranna*（犯罪被害者、警察及び治安）, Reykjavik: University of Iceland Press

●日本

- 調査実施地域： 全国調査
- 調査方法： 対面方式
- 標本抽出法： 層化2段階無作為抽出法
209市町村（町の規模で層化）において、住民基本台帳から無作為抽出した個人に対して調査実施。
- 出資者： 法務省（日本政府）
- 現地作業： 法務省から委託された日本の調査会社
- 刊行： 法務省法務総合研究所研究部，2005，『第2回犯罪被害実態調査』，研究部報告29，法務省。

●メキシコ

- 調査実施地域： 全国調査
- 調査方法： 対面方式
- 標本抽出法： 層化（社会経済的特徴による）標本，年齢18歳以上
- 出資者： de la empresa Consulta Mitoşfky, certificada en ESIMM y pertenece a la World Association for Public Opinion Research (WAPOR = 世界世論調査学会)
- 主任調査官： Luis de Barreda – ICESI, Mexico City

●モザンビーク

- 調査実施地域： 複数の都市

調査方法： 対面方式
標本抽出法： 市の行政区域により層化。首都のデータを使用
出資者： モザンビーク共和国内務省
現地作業： Centre for population Studies, Eduardo Mondlane University
刊行： Alvazzi del Frate, A., Bule, J., Kesteren, J. van, 2003, *Strategic Plan of the Police of the Republic of Mozambique. Results of surveys on victimisation and police performance*. UNICRI, Turin

●ニュージーランド

調査実施地域： 全国調査
調査方法： CATI
標本抽出法： 地方自治体の区域による割当法
出資者： 法務省, ウェリントン
現地作業： Gravitas Research and Strategy Limited, Auckland

●北アイルランド

調査実施地域： 中心都市に追加標本を用いた全地域調査
調査方法： CATI
標本抽出法： ランダム・ディジット・ダイアリングによる標本抽出
出資者： 英国政府北アイルランド省
現地作業： Gallup – Europe, Brussels

●ノルウェー

調査実施地域： 全国調査
調査方法： CATI
標本抽出法： スプリット標本： 加入者のデータ群（固定回線）から無作為抽出，携帯電話にランダム・ダイアリング
出資者： 法務警察省
現地作業： NORSTAT
主任調査官： Leif Petter Olausen – Institute of Criminology and Sociology of Law, University of Oslo
刊行： Olausen, L. P., 2005, *Folks oppfatninger av kriminalitet og politiservice*. Rapport til Justisdepartementet.

●ペルー

調査実施地域： 複数の都市
調査方法： 対面方式
標本抽出法： 2段階層化標本（行政区域により層化），リマのデータを使用
出資者： 米州開発銀行（IADB）
現地作業： APOYO Opinion & Market, Lima
主任調査官： Hugo Morales – Faculty of Psychology, San Marcos University, Lima

●ポーランド

調査実施地域： 全国（2004年），ワルシャワ（2005年）
調査方法： 対面方式
標本抽出法： 個人の標本抽出，地域及び地域内の町の規模により層化
個人の標本抽出，ワルシャワ内の区域により層化
出資者： 科学省－Committee of Scientific Research（科学調査委員会）
現地作業： TNS OBOP
主任調査官： Beata Gruszczynska, M. Marczewski & Andrzej Siemaszko – Institute of Justice, Poland, Warsaw
刊行： Siemaszko, A., Gruszczynska, B., Marczewski, M., Atlas Przestepczosci w Polsce, 近刊, Polish preliminary results, Institute of Justice, Poland（ポーランド中間結果，ポーランド法務研究所）

●南アフリカ共和国

調査実施地域： 大ヨハネスブルク（ヨハネスブルク治安区）
調査方法： 対面方式
標本抽出法： 層化ランダム標本抽出法
出資者： The Bureau of Market Research, University of South Africa（南アフリカ大学市場調査研究所）
主任調査官： Beaty Naudé & Johan Prinsloo – Institute for Criminological Sciences, University of South Africa, Pretoria（南アフリカ大学犯罪科学研究所，プレトリア）
刊行： Naudé CMB & Prinsloo JH., 2005, The International (Victim) Survey in Johannesburg, South Africa, 2004. 未公開報告書，南アフリカ大学，プレトリア

●スコットランド

調査実施地域： 中心都市に追加標本を用いた全地域調査
調査方法： CATI
標本抽出法： ランダム・ディジット・ダイアリングによる標本抽出
出資者： スコットランド行政府，エジンバラ
現地作業： Gallup - Europe
連絡先： スコットランド行政府，エジンバラ

●スイス

調査実施地域： チューリッヒ及び他の3主要都市に追加標本を用いた全国調査
調査方法： CATI
標本抽出法： 電話番号のランダム・ダイアリング，個人については世帯内で割当法
出資者： Swiss National Science Foundation (SNSF = スイス国立科学財団) ;
police of Zurich, Lausanne, Berne, St. Gallen and Fribourg (チュー
リッヒ，ローザンヌ，ベルン，ザンクトガレン，フリブール警察)
主任調査官： Martin Killias, Sandrine Haymoz, Philippe Lamon - Universities of
Zurich and Lausanne
刊行： Killias, M., Haymoz, S. & Lamon. P., 2007, *Die Kriminalität in
der Schweiz im Lichte der Opferbefragungen von 1984 bis 2005*, Bern:
Stämpfli

●トルコ

調査実施地域： イスタンブール市
調査方法： 対面方式
標本抽出法： 2段階層化，行政区域の標本世帯の標本
出資者： Science and Technological Research Council of Turkey (TUBITAK =
トルコ科学技術研究協会)
現地作業： Istanbul Bilgi University and Frekans Field Research and Information
Processing Company
主任調査官： Galma Jahic - Istanbul Bilgi University and Dr. Asli Akdaş - Dogus
University (本報告書執筆時： Istanbul Bilgi Universityにて調査中)

●アメリカ

調査実施地域： ニューヨーク市に追加標本を用いた全国調査
調査方法： CATI

標本抽出法： ランダム・ディジット・ダイアリング
出資者： アメリカ司法省
現地作業： Gallup

●EU -ICS 2005

調査実施地域： 首都の追加標本を伴う全国標本オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国

調査方法： CATI

標本抽出法： ランダム・ディジット・ダイアリング

出資者： 欧州委員会－DG RTD & EU ICS consortium led by Gallup – Europe

現地作業： Gallup – Europe

刊行： Van Dijk, J.J.M. Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G., 2007, *The Burden of Crime in the EU. Research Report: A comparative Analysis of the EU International Crime Survey (EU-ICS) 2005*. Gallup Europe, Brussels – (www.europeansafetyobservatory.eu及びwww.intervict.nl からダウンロード可能)

付録3 統計的有意について

標本ベースの推計は概ね、計測される「未知の」母集団の値に近い。偏差dの大きさは、以下によって決まる。

- 標本数 (n)
- 標本中で観測される比率 (p)
- 選択された信頼度 (z)

第1部では、90%の信頼度を用いる。次ページのノモグラムは、観測された百分比と標本サイズに対する信頼度を示す。

例えば、回答者1,000人の調査で、ある質問に20%が「はい」と答えたとする。次ページの表で、横の列 $n=1,000$ 、縦の行の20%の項目は、 δ が2.1%になることを示している。これは、10回に9回の確率で、真の母集団の値が17.9%から22.1%になるという意味である (20 ± 2.1 , 90%の信頼度)。したがって、真の値が22.1%より大きい可能性が5%, 17.9%より小さい可能性が5%ある。別の例として、2,000人の標本の2%が昨年、ある犯罪の被害者になったとする。犯罪被害の真の水準は、2.5%から1.5% (2 ± 0.5) の間になる可能性が90%ある。

例えば、すべての国の平均犯罪被害率が5%のとき、2,000人の標本の個別調査の被害率が、平均値を0.8%上回るか下回る場合、90%の信頼度で統計的に有意である。また、全体の犯罪被害率が2%のとき、0.5%の差は有意である（絶対的な大きさでは、犯罪発生の頻度が下がれば、標準誤差は小さくなるが、比率でははるかに大きくなる。）。標本が1,000（例えば1,000人の女性）であれば、全体の平均被害率5%に対して1.1%以上の差があることは有意であり、平均2%の場合には0.7%の差は有意である。

90%の信頼度でdの計算に用いられる式は、

調査母集団が有限のとき、式に以下を乗じるため、偏差dは小さくなる。

$$N - n / N - 1$$

このときNは母集団の大きさである。

付録3 二分データの90%信頼区間ノモグラム

標本数	観測された%										
	2	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50
	98	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50
25	4.6	7.2	9.9	11.8	13.2	15.2	15.1	15.7	16.1	16.4	16.5
50	3.3	5.1	7	8.3	9.3	10.7	10.7	11.1	11.4	11.6	11.6
100	2.3	3.6	4.9	5.9	6.6	7.6	7.5	7.9	8.1	8.2	8.2
200	1.6	2.5	3.5	4.2	4.7	5.4	5.3	5.6	5.7	5.8	5.8
300	1.3	2.1	2.9	3.4	3.8	4.4	4.4	4.5	4.7	4.7	4.8
400	1.2	1.8	2.5	2.9	3.3	3.8	3.8	3.9	4	4.1	4.1
500	1	1.6	2.2	2.6	2.9	3.4	3.4	3.5	3.6	3.7	3.7
600	0.9	1.5	2	2.4	2.7	3.1	3.1	3.2	3.3	3.3	3.4
700	0.9	1.4	1.9	2.2	2.5	2.9	2.9	3	3	3.1	3.1
800	0.8	1.3	1.7	2.1	2.3	2.7	2.7	2.8	2.9	2.9	2.9
900	0.8	1.2	1.6	2	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.7	2.7
1,000	0.7	1.1	1.6	1.9	2.1	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6
1,200	0.7	1	1.4	1.7	1.9	2.2	2.2	2.3	2.3	2.4	2.4
1,400	0.6	1	1.3	1.6	1.8	2	2	2.1	2.2	2.2	2.2
1,600	0.6	0.9	1.2	1.5	1.6	1.9	1.9	2	2	2	2.1
1,800	0.5	0.8	1.2	1.4	1.6	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9
2,000	0.5	0.8	1.1	1.3	1.5	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8
3,000	0.4	0.7	0.9	1.1	1.2	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5
4,000	0.4	0.6	0.8	0.9	1	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3
6,000	0.3	0.5	0.6	0.8	0.8	1	1	1	1	1.1	1.1
8,000	0.3	0.4	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9
10,000	0.2	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
20,000	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6
30,000	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5
40,000	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4

付録4 重み付け処理の概要

1 重み付けの必要性

ランダムに選んだ任意の世帯の中で、ランダムに選ばれた16歳以上の回答者1人だけが、聴取りを受けた。選ばれた回答者に対し、世帯の他のメンバーが代わることは認められなかった。この処理は質の高い標本を保証し、世帯の中で最も協力的な回答者が聴取りを受けるという割当法の弱点を解消する。

異なったサイズの世帯の人々は聴取対象に選ばれる確率が異なり、これを修正して「個人」の代表標本を得るため、重み付け処理が必要になる。例えば、16歳以上の者が5人で構成する1世帯では、その中のある者が聴取対象に選ばれる確率は5分の1にすぎない。このような大きな世帯では、選ばれた聴取対象者の回答は、重みを引き上げる必要がある。そうしなければ、小さい世帯からの回答者が過度に代表することになる。結果の重み付けは、異なるサイズの世帯の人数に、母集団中の割合に応じて適切に重みを与えることで行った。

世帯を個人に置き換える操作が重み付けによって行われた点を除くと、修正は、標本が性別、年齢、地域分布を可能な限り代表するように行われた。

2 方法

それぞれの国で、異なるサイズの世帯に構成員が何人いるのかについて、最も新しい統計を参照用に用いた。重み付け処理のために利用したその他の情報は、人口の大きさ、性別、年齢、地域の人口分布に関連している。世帯所得、都市化、専門的活動、在職期間などの他の基準については、重み付けに利用できる適切な国際統計を入手できなかった。しかしこれら変数の一部は、この重み付けにおいて必要である。ほとんどの国では、16歳以上の人間（大人）の人口が世帯間でどのように分布しているかについて、適切な統計が入手できないか、又は不十分である。したがって、そのような統計は当調査自体から導いた。

まず、異なるサイズの世帯に何人の人間がいるかについて、入手できる統計を元に、標本に重みを与え、地域や性別も考慮した。これは、反復重み付けの処理の中で行われ、個々の回答者に対するそれぞれの重みは、性別や地域の周辺合計が人口分布に対応した形で、重み付けの結果が得られるように計算された。調査自体の中で、世帯の構成は、世帯全体が何人の人間で構成されるか、また何人が16歳以上かを各回答者に尋ねることで決めた。

世帯のサイズに関して重み付けした結果を用いることは、人口中の世帯のサイズの分布と比較して、有意な差を示さなかった。したがって、われわれは人口に対する推計として、標本から取った大人の数を重み付けした分布を用いた。これが、性別、世帯のサイズ、地域分布に基づいて計算された世帯の重みとなった。個々の重みは同じ反復処理を用いて計算されたが、性別や地域の分布を除くと、年齢や世帯内の大人の数も基準として役立った。

層化した標本設計を持つ国には、異なる重み付け処理が適用された。標本が地域ごとに層化されているため、地域による重み付けは必要ない。

3 国レベルの標本内での欧州犯罪・安全実態調査の追加標本の重み付け

欧州犯罪・安全実態調査は、1,200件の国レベルの標本と、主要都市の800件の追加標本で構成される。同調査の報告書では、重み付けの変数は国レベルの標本が2,000件となるように計算されている。整合性のため、この手法は本報告書でも同調査の対象国に関して用いられている。もう一つの手法は、国レベルの標本の重みを引き上げるのではなく、追加標本の重みを下げるやり方であり、同調査の対象国の大半の標本サイズが1,200件になる。この重み付けの方法は、国レベルの比率を変えないが、誤差の範囲が拡大され、90%の信頼区間は約1.3倍となる。

付録4表は、本報告書の数値に示された区間と比較して、2,000件から1,200件への変更が90%の信頼区間にどう影響するかを示している。再計算された区間は、欧州犯罪・安全実態調査の13か国、北アイルランド、スコットランドに該当する。ルクセンブルクには追加標本がない。フィンランドの調査の標本は事例の数を多く含み、イングランド及びウェールズはやや少なめ（英国調査から抽出されたため）となっている。イングランド及びウェールズ、フィンランドについては、信頼区間の欄を、付録4の中に別途設けた。

付録4 異なる標本数における90%信頼区間—本報告書に示された現標本数及び代替標本数

観測された%	15か国*		フィンランド		イングランド及びウェールズ	
	2000=現標本数	1200=代替標本数	2500=現標本数	1700=代替標本数	1750=現標本数	975=代替標本数
1	0.37	0.47	0.33	0.4	0.39	0.53
2	0.52	0.67	0.46	0.56	0.55	0.74
3	0.63	0.81	0.56	0.68	0.67	0.9
4	0.72	0.93	0.65	0.78	0.77	1.04
5	0.8	1.04	0.72	0.87	0.86	1.15
6	0.88	1.13	0.78	0.95	0.94	1.25
7	0.94	1.22	0.84	1.02	1.01	1.35
8	1	1.29	0.9	1.09	1.07	1.43
9	1.06	1.36	0.94	1.15	1.13	1.51
10	1.11	1.43	0.99	1.2	1.18	1.59
12	1.2	1.55	1.07	1.3	1.28	1.72
14	1.28	1.65	1.15	1.39	1.37	1.83
16	1.35	1.75	1.21	1.47	1.45	1.94
18	1.42	1.83	1.27	1.54	1.52	2.03
20	1.48	1.91	1.32	1.6	1.58	2.11
22	1.53	1.97	1.37	1.66	1.63	2.19

* 15か国とは、欧州犯罪・安全実態調査の13か国（オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン）、北アイルランド及びスコットランドである。

参考文献**Baum, K.**

Identity Theft, 2004. *First estimates from the National Crime Victimization Survey*. NCJ 212213. Bureau of Justice Statistics, Washington, 2004.

Block, R.L.

Victimisation and Fear of Crime: World Perspectives. Bureau of Justice Statistics: US Department of Justice, Washington D.C.: Government Printing House, 1984.

Blumstein, A., & Wallman, J.

The Crime Drop in America. New York: Cambridge University Press, 2006.

Catalano, S.M.

Methodological change in the NCVS and the effect on convergence, In J. Lynch & L. Addington (Eds), *Understanding crime statistics*, Cambridge: Cambridge University Press, 2007.

Central Statistical Office Ireland

Quarterly National Household Survey, Crime and Victimization. Quarter 4, 1998 and 2003, 2004

Challice, G. & Johnson, H.

The Australian component of the 2004 International Crime, Victimization Survey, *Technical and background paper*, no. 16: Canberra, Australian Institute of Criminology, 2005.

Coalition 2000

Anti-Corruption reforms in Bulgaria. Sofia, Bulgaria: Center for the Study of Democracy. Online: coalition2000@online.bg, 2005.

Cook, P.J. & Khmlevska, N.

Cross-national patterns in crime rates. In M. Tonry & D. Farrington, (Eds), *Crime and Justice*. Vol 33. Chicago: University of Chicago Press, 2005.

Eurobarometer

Public safety, exposure to drug-related problems and crime. Report prepared for the European Commission by the European Opinion Research Group (EORG), May 2003, 2003.

European Sourcebook of Crime & Criminal Justice Statistics

The Hague: WODC/Boom Juridische uitgevers, 2003.

European Sourcebook of Crime & Criminal Justice Statistics

The Hague: WODC/Boom Juridische uitgevers, 2006.

Farrington, D.P., Langan, P.A., & Tonry, M.

Cross-national studies in crime and justice. US Department of Justice, Office of Justice Programs, Bureau of Justice Statistics. September 2004., Washington DC, 2004.

Gallup Europe

Do lower response rates create response (estimation) bias? Effect of repeated recalls on crime experience estimations. Powerpoint presented at the EU ICS workshop in November 2005 at Gallup Europe headquarters. Brussels: 2005.

Gallup Europe

Methodology of the European Crime and Safety Survey. EU ICS working paper series. Brussels: www.europeansafetyobservatory.eu, 2007.

Gruszczynska B., and Gruszczynski M.

Crime in Enlarged Europe: Comparison of Crime Rates and Victimization Risks, in: *Transition Studies Review*, Volume. 12, Issue 2, Sep. 2005, s. 337-345. 2005.

Hideg, G. & Manchin, R.

Telescoping effects in EU ICS, Brussels, Gallup Europe (www.europeansafetyobservatory.eu), 2007.

Hideg, G. & Manchin, R.

The Inclusion of Mobile-only Persons in the Finnish ICS, Brussels, Gallup, Europe (www.europeansafetyobservatory.eu), 2007.

Hope, T.

Has the British crime survey reduced crime? In M. Hough & M. Maxfield (Eds), *Surveying crime in the XXI century, Proceedings of a conference marking the 25th anniversary of the British Crime Survey*. Criminal Justice Press/Willan 2007.

Johnson, H.

Crime Victimization in Australia: key results of the 2004 International Crime Victimization Survey, *Research and public policy series*, no. 64: Canberra, Australian Institute of Criminology 2005a.

Johnson, H.

Experiences of crime in two selected migrant communities, *Trends and issues in crime and criminal justice*, no. 302: Canberra, Australian Institute of Criminology 2005b.

Johnson, H. and Krone, T.

Internet purchasing: perceptions and experiences of Australian households, *Trends and issues in crime and criminal justice*, no. 330: Canberra: Australian Institute of Criminology, 2007

Kangaspunta, K.

Secondary analysis of integrated sources of data. In A. Alvazzi del Frate, O. Hatalak & U. Zvekic (Eds), *Surveying crime: a global perspective*, Rome: UNICRI/ISTAT, 2000

Killias, M., Van Kesteren, J., Rindlisbacher, M.

Guns, violent crime, and suicide in 21 countries. *Canadian Journal of Criminology*, 429-448, 2001

Killias, M., Haymoz, S. & Lamon P.

Swiss Crime Survey: Die Kriminalität in der Schweiz im Lichte der Opferbefragungen von 1984 bis 2005, Bern: Stämpfli, 2007.

Lucia, S., Herrmann, L. & Killias, M.

How important are interview methods and questionnaire designs in research on self-reported juvenile delinquency? An experimental comparison of Internet vs paper-and-pencil questionnaires and different definitions of the reference period, *Journal of Experimental Criminology*, Volume 3, Number 1/p. 39-64, 2007.

Lynn, P.

Collecting data about non-respondents to the British Crime Survey. London: Home Office Research, Development and Statistics Directorate (unpublished), 1997.

Lynch, J.P.

Problems and promise of victimization surveys for cross-national research, *Crime and Justice*, vol. 34, p. 229-287, 1996.

Lynch, J.P & Addington, L.A.

Understanding crime statistics; revisiting the divergence of the NCVS and UCR, Cambridge: Cambridge University Press, 2007, Eds.

Mayhew, P.

Residential Burglary: a Comparison of the US, Canada and England & Wales, National Institute of Justice. Washington D.C.: Government Printing Office, 1987

Mayhew, P., & Van Dijk, J.J.M.

Criminal victimisation in eleven industrialised countries. Key findings from the 1996 international crime victims survey. The Hague: WODC. 1997.

Naudé C.M.B, Prinsloo J.H., Ladikos A.

Experiences of Crime in Thirteen African Countries: Results from the International Crime Victim Survey. Turin: UNICRI www.unicri.it/wwwd/analysis/icvs/publications.php, 2006

Nevala, S.

Violence Against Women: an International perspective. New York: Springer, 2007.

Newman, G.

United Nations (1999), *Global report on crime and justice*, United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention, Centre for International Crime Prevention. New York: Oxford University Press, Ed, 1999.

Politiemonitor Bevolking

Landelijke rapportage, Hilversum: Intomart, 2005.

Postma, W.

Presentation on trends in car theft in Europe, Foundation for Tackling Vehicle Crime (postma@stavc.nl), 2007.

Saris, W.E. & A. Scherpenzeel. A.

Effecten van vraagformulering en data- verzamelingsmethoden in slachtofferenquêtes (On the effects of the phrasing of questionnaire items and methods of data collection in victimisation surveys). Amsterdam: Universiteit van Amsterdam, 1992.

Scherpenzeel A.

Mode effects in panel surveys: A comparison of CAPI and CATI, Neuenburg: Bundesamt für Statistik, 2001

Smit, P., Meijer, R., & Groen, P.P.

Detection rates; an international comparison. *European Journal on Criminal Policy and Research*, Vol. 10, nr. 2-3, 225-253, 2004.

Stepherd, J. & Sivarajasingam, V.

Injury research explains conflicting violence trends, In: www.injuryprevention.org.uk, 2005.

Transparency International

The Coalition Against Corruption. *Annual Report 2004*. United Kingdom: Yeomans Press, 2004.

United Nations

In-depth study on all forms of violence against women. Report of the Secretary-General, New York, United Nations (A/61/122/Add.1.) 2006.

Van Dijk, J.J.M.

The World of crime; breaking the silence on problems of crime, justice and development, Thousand Oaks: Sage Publications, 2007.

Van Dijk, J.J.M.

The experience of crime and justice. In: G. Newman (Ed.), *Global report on crime and justice*. United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention, Centre for

International Crime Prevention. New York: Oxford University Press, 1999.

Van Dijk, J.J.M., & Mayhew, P.

Criminal victimisation in the industrialised world. Key findings of the 1989 and 1992 International Crime Surveys. The Hague: Ministry of Justice, the Netherlands 1992.

Van Dijk, J.J.M., Manchin, R., Van Kesteren, J., Hideg, G.

The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (EU ICS 2005), Brussels: Gallup Europe. 2007.

Van Dijk, J.J.M., Mayhew, P., & Killias, M.

Experiences of crime across the world. Key Findings from the 1989 International Crime Survey. Deventer: Kluwer Law and Taxation Publishers, 1990.

Van Dijk, J.J.M., Sagel-Grande, H.I., & Toornvliet, L.G.

Actuele Criminologie. Vierde, herziene druk. The Hague: Sdu Uitgevers, 2002.

Van Dijk, J.J.M.

Introduction, In: *Seminar on the Prevention of Urban Delinquency linked to Drugs Dependence.* European Parliament/Ireland Presidency of EU/European Commission. Brussels. November 21-22, 1996

Van Kesteren, J.N., Mayhew, P., & Nieuwbeerta, P.

Criminal victimisation in seventeen industrialised countries. Key-findings from the 2000 International Crime Victims Survey. The Hague: Onderzoek en beleid, No. 187. Ministry of Justice, WODC, 2000

Van Steden R. & Sarre, R.

The growth of privatized policing: some cross-national data and comparisons. Free University of Amsterdam, 2007.

Wolf Harlow, C.

Hate Crime Reported by Victims and Police. Special Report. NCJ 209911. Bureau of Justice Statistics, Washington, 2005

World Health Organization

World report on violence and health. Geneva, 2002

Zvekic, U.

Criminal Victimisation in Countries in Transition, Rome: UNICRI publ. No. 61, 1998

第2部

日本を含む欧米等先進国を中心とした

14か国の比較分析

はじめに

第1部では、第5回ICVS（2004年）及びEU-ICS（2005年）の調査結果の中から、すべての調査対象国に関する基礎集計を中心として、オランダ司法省が刊行した資料をもとに概観した。ここ（第2部）では、第5回ICVS（2004年）及びEU-ICS（2005年）のデータをもとに、日本を含む欧米等先進国を中心とした14か国について、より詳細な統計的比較分析を行うこととする（第4回ICVSに基づく国際比較を行った前回の研究部報告（18号、2002年）で採り上げた国に、今回は、ドイツ及びイタリアを加えて14か国¹とした。なお、第2部において、「イギリス」とは、イングランド及びウェールズのみを指している。）。

第1部では、罪種別の被害率、住居の防犯設備、犯罪被害に対する不安等、第5回ICVS（2004年）の調査項目ごとに量的な傾向を見た。第2部第1のクロス集計分析では、これらの調査項目と調査項目との間の関連について統計的な検定を行って、項目間でどのような関連が認められるかを分析した。続いて、第2部第2のロジスティック回帰分析では、「犯罪被害の有無」及び「犯罪不安」に対して最も影響を与えていると統計的に予測される要因を抽出するための分析を行った。

第1 クロス集計分析

クロス集計において分析の中心となる2つの大きな柱は、「犯罪被害の有無」及び「犯罪不安」である。ここでは、これら二つの柱と世帯及び個人の属性等の項目との関連について、統計的な検討を行う。

犯罪被害の有無は、調査実施の前年1年間の被害に関するものであり、今回は、2003年（第5回ICVS）から2004年（2005年EU-ICS）にかけての被害が調査対象となっている。犯罪被害の有無に関しては、次の4種類に分けて考察した。

- ① 全犯罪被害（下記②から④のいずれかの犯罪被害に遭ったこと）の有無
- ② 世帯犯罪被害（自動車盗、車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入、同未遂）の有無
- ③ 個人犯罪被害（強盗、個人所有物の窃盗、性的暴行、暴行・脅迫）の有無
- ④ 暴力犯罪被害（強盗、性的暴行、暴行・脅迫）の有無

調査を実施した年（2004年から2005年）の犯罪不安については、①居住地域における夜間の一人歩きに対する不安、及び②不法侵入の被害に遭う不安という、2種類に関して検討した。

上記の6種類に細分される「犯罪被害の有無」及び「犯罪不安」に影響を与える可能性

1 詳細分析の対象とした国は合計14か国であるが、調査項目によってはデータが得られなかった国が含まれている場合があり、合計が14か国未満となっている。しかし、実際14か国に満たない場合であっても、便宜上14か国と表記することによって、それぞれの項目において分析の対象となっている国全体を表すことにし、国別の分析との区別を図った。

のある項目として、「世帯及び個人に関する属性等」では²、①都市規模、②世帯人数、③住居の防犯設備、④銃器の所有を、「個人に関する属性等」では、①性別、②年齢、③就業状況、④婚姻関係、⑤教育歴、⑥夜間外出頻度を採り上げ、合計で10項目に関して「犯罪被害の有無」及び「犯罪不安」との関連を分析した。それぞれの項目については、統計的処理の便宜上、調査項目によっては、そこに含まれる複数の質問事項を二つ程度の事項に統合したほか、「わからない」や無回答等は除外した。また、クロス集計表の該当箇所を斜線で消してある国は、当該項目を調査していないことを示している。

なお、継続的な比較調査のための情報を提供するとの観点から、検討対象とした項目はできるだけ前回報告書（研究部報告18号）を踏襲するように努めたが、第4回調査と第5回調査でICVS調査票の項目自体に変更が加えられている部分があること、比較対象国の中でデータが得られなかった項目が複数の国にわたる場合があることから、一部検討項目を変更した。

分析方法は、「犯罪被害の有無」及び「犯罪不安」と検討項目とによるクロス集計分析を実施した。統計手法としては、 χ^2 （カイ二乗）検定及び残差分析³による統計的有意差の検定を行った上、その検定結果が妥当な内容であるかを確認するため比率の差の検定を実施した。

1 犯罪被害の有無に与える要因

調査実施の前年（2003年又は2004年）1年間の犯罪被害の有無に関しては、前記のように、犯罪被害を4種類に分けた上、前記九つの犯罪被害に影響を与える可能性のある項目⁴との関連を分析した。また、「犯罪被害の有無」は、いずれかの犯罪被害に遭った者を「犯罪被害あり」群、いずれの犯罪被害にも遭っていない者を「犯罪被害なし」群として分析を進めた。

(1) 世帯及び個人に関する属性等

3-1表と3-2表は、①都市規模及び②世帯人数と犯罪被害の有無との関連について、14か国合計及び国別に見たものである。

① 都市規模別（3-1表）

都市規模は、人口10万人を基準として、それを超えるか、それ以下かに分けて犯罪被害

2 今回、「住居形態」及び「世帯収入」に関しては、日本と他国を比較するのに十分なデータが得られなかったため、検討項目全体から除外した。

3 残差分析は、クロス表を用いた χ^2 検定の結果が統計的に有意であった場合に、どの項目（セル）が、統計的有意を生じる上で貢献したのかを判定する分析方法である。観測（実測）度数と期待（理論）度数との差（残差）の大小によって、統計的有意を生じる上で貢献度を判定する。ここでは、「調整済み残差」を使用し、|残差|>1.96 ならば $p<0.05$ で、|残差|>2.58 ならば $p<0.01$ とした。

4 犯罪被害に影響を与える可能性のある項目のクロス集計においては、「銃器の所有」は、日本と他国を比較するのに十分なデータが得られなかったため、検討項目から除外した。

の有無との関連について分析した⁵。

結論を要約すると、都市規模は犯罪被害の有無に強い関連性があり、大都市の方が犯罪被害に遭う可能性が高い。14か国合計では、「全犯罪被害」、「世帯犯罪被害」、「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」について、また、国別では、「全犯罪被害」、「世帯犯罪被害」及び「個人犯罪被害」について、比較対象国の過半数で、大都市の方が犯罪被害に遭う可能性が高い。

すなわち、国別の傾向を見ると、「全犯罪被害」、「世帯犯罪被害」及び「個人犯罪被害」において、「人口10万人を超える」場合は、「犯罪被害あり」が統計上有意に多く、「人口10万人以下」の場合は、「犯罪被害なし」が有意に多い。「暴力犯罪被害」については、一部の国を除いて、このような関係は見られなかった。

前回調査との比較を見ると、14か国合計では、「全犯罪被害」、「世帯犯罪被害」、「個人犯罪被害」、「暴力犯罪被害」（以下、この4つの被害をまとめて「すべての犯罪被害」という。）に関して、大都市の方が犯罪被害に遭う可能性が高いという点に変化はない。日本は、前回、いずれの種類の犯罪被害についても、都市規模と犯罪被害に遭う可能性との関連で、統計上有意を示す項目はなかったが、今回は、「全犯罪被害あり」及び「個人犯罪被害あり」に関して、大都市の方が犯罪被害に遭う可能性が高い（「人口10万人を超える」場合は、「犯罪被害あり」が有意に多い）との結果が得られた。

② 世帯人数別（3－2表）

世帯人数は、規模（構成員の多寡）によって犯罪被害に遭う可能性に差異が見られることが想定されるため、「1人」、「2・3人」及び「4人以上」に分けて分析した。

結論を要約すると、世帯人数の規模は、犯罪被害に遭う可能性に影響を及ぼす要因であり、基本的に、世帯人数が多い方が犯罪被害に遭う可能性が高い。

すなわち、14か国合計では、「全犯罪被害」において、世帯人数が「4人以上」の場合、「犯罪被害あり」が有意に多く、世帯人数が「1人」、「2・3人」と少ない場合は、「犯罪被害なし」が有意に多い。「世帯犯罪被害」において、世帯人数が「4人以上」の場合、「犯罪被害あり」が有意に多く、世帯人数が「1人」の場合は、「犯罪被害なし」が有意に多い。しかし、世帯人数が「2・3人」の場合、特定の傾向は見られなかった。また、「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」においては、世帯人数に関わりなく、特定の傾向は見られなかった。

今回の分析結果を見る限り、14か国合計に関しては、「全犯罪被害」及び「世帯犯罪被害」の一部に関して、世帯人数が多い方が犯罪被害に遭う可能性が高い傾向は見られるものの、

5 前回報告書では、「人口10万人以上」、「人口10万人未満」との区分が用いられていたが、英語の第5回ICVS調査票原文では、「人口10万人を超える」、「人口10万人以下」との区分が用いられているので、それに従った。

「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」に関しては、有意差は認められず、世帯人数の多寡が犯罪被害に遭う可能性に及ぼしている影響を判別しにくい状況となっている。国別に見ても、「全犯罪被害」及び「世帯犯罪被害」に関して半数程度の国で、世帯人数の多寡が被害率に影響しているとの結果が得られたが、「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」において、特定の傾向が見られる国はほとんどなかった。

前回も、世帯人数の多さが犯罪被害の有無に影響を与えていた場合があったが、その影響の仕方は、被害の種類及び国によって異なる傾向が見られた。今回もその点において大きな変化は見られない。

③住居防犯設備別

不法侵入に対する住居の防犯設備については、何種類備えているかに関わらず、「防犯設備あり」、「防犯設備なし」の2つに分けて分析した。

結論を要約すると、住居の防犯設備の有無は、犯罪被害に遭う可能性と関連がある要因であり、防犯設備の有無と犯罪被害に遭う可能性には関連が認められる。

すなわち、14か国合計では、「全犯罪被害」及び「世帯犯罪被害」に関して、「防犯設備あり」の場合、「犯罪被害あり」が有意に多い。しかし、「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」においては、防犯設備の有無に関わりなく、特定の傾向は見られなかった。国別に見ると、「全犯罪被害」に関して、フランスとポーランドでは、「防犯設備あり」の場合、「犯罪被害あり」が有意に多いが、フィンランドでは、逆に「防犯設備あり」の場合、「犯罪被害あり」が有意に少ない。ちなみに、フィンランドでは、14か国合計では、有意差が認められなかった「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」においても、「防犯設備あり」の場合、「犯罪被害あり」が有意に少なく、一貫した結果となっている。

今回の分析結果を見ると、常識的には、フィンランドのように、「防犯設備あり」の場合、犯罪被害に遭う可能性は減少するはずである。しかし、例えば、もともと犯罪被害に遭う可能性の高い都市部にある住居で、世帯収入の高さ及び居住形態から見て犯罪の対象として選択される可能性が高い場合、防犯設備の有無にかかわらず、犯罪被害に遭う可能性が高まるのではないかと、また、その場合、単に防犯設備の有無だけでなく、防犯設備の質も被害の有無に影響しているのではないかと推測もあり得ると考えられる。

3-1表 犯罪被害に関するクロス表(1) 都市規模別

【14か国合計】

区 分		犯罪被害の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 全犯罪被害				
都市規模	人口10万人超	81.2 **	18.8 **	$\chi^2(1) = 137.297$ $p = 0.000^{**}$
	人口10万人以下	86.3 **	13.7 **	
	合 計	83.9	16.1	
② 世帯犯罪被害				
都市規模	人口10万人超	88.1 **	11.9 **	$\chi^2(1) = 91.964$ $p = 0.000^{**}$
	人口10万人以下	91.5 **	8.5 **	
	合 計	89.9	10.1	
③ 個人犯罪被害				
都市規模	人口10万人超	91.4 **	8.6 **	$\chi^2(1) = 47.908$ $p = 0.000^{**}$
	人口10万人以下	93.6 **	6.4 **	
	合 計	92.5	7.5	
④ 暴力犯罪被害				
都市規模	人口10万人超	95.1 **	4.9 **	$\chi^2(1) = 19.659$ $p = 0.000^{**}$
	人口10万人以下	96.2 **	3.8 **	
	合 計	95.7	4.3	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 全犯罪被害あり															
都市規模	人口10万人超	*	**	**	**	**	**	**	*	**	**				
	人口10万人以下	*	**	**	**	**	**	**	*	**	**				
② 世帯犯罪被害あり															
都市規模	人口10万人超	**		*	**	*	**	**		**	**				
	人口10万人以下	**		*	**	*	**	**		**	**				
③ 個人犯罪被害あり															
都市規模	人口10万人超		*		*	**	*	*	*	**	**		*		
	人口10万人以下		*		*	**	*	*	*	**	**		*		
④ 暴力犯罪被害あり															
都市規模	人口10万人超		*							**	**				
	人口10万人以下		*							**	**				

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。
2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-2表 犯罪被害に関するクロス表(2) 世帯人数別

【14か国合計】

区 分		犯罪被害の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 全犯罪被害				
世帯人数	1 人	85.5 (3.8) **	14.5 (-3.8) **	$\chi^2(2) = 34.510$ $p = 0.000^{**}$
	2・3人	84.4 (2.1) *	15.6 (-2.1) *	
	4人以上	82.3 (-5.5) **	17.7 (5.5) **	
	合 計	84.0	16.0	
② 世帯犯罪被害				
世帯人数	1 人	91.8 (5.7) **	8.2 (-5.7) **	$\chi^2(2) = 55.740$ $p = 0.000^{**}$
	2・3人	90.1 (1.4)	9.9 (-1.4)	
	4人以上	88.3 (-6.5) **	11.7 (6.5) **	
	合 計	89.9	10.1	
③ 個人犯罪被害				
世帯人数	1 人	92.6 (-0.1)	7.4 (0.1)	$\chi^2(2) = 0.045$ $p = 0.978$
	2・3人	92.7 (0.2)	7.3 (-0.2)	
	4人以上	92.6 (-0.1)	7.4 (0.1)	
	合 計	92.6	7.4	
④ 暴力犯罪被害				
世帯人数	1 人	95.5 (-0.6)	4.5 (0.6)	$\chi^2(2) = 0.671$ $p = 0.715$
	2・3人	95.8 (0.8)	4.2 (-0.8)	
	4人以上	95.6 (-0.3)	4.4 (0.3)	
	合 計	95.7	4.3	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 全犯罪被害あり															
世帯人数	1 人			*			**	**							**
	2・3 人								**						*
	4 人以上	**		**			**	*	**				**		**
② 世帯犯罪被害あり															
世帯人数	1 人			**			**	**		**	*		*		**
	2・3 人								**			*			
	4 人以上	*		**	*		**		**			*	**		*
③ 個人犯罪被害あり															
世帯人数	1 人														
	2・3 人								*						
	4 人以上						*								
④ 暴力犯罪被害あり															
世帯人数	1 人														
	2・3 人								*						
	4 人以上								*						

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、（ ）内は、調整済み残差である。
2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3－3表 犯罪被害に関するクロス表(3) 住居の防犯設備別

【14か国合計】

区 分			犯罪被害の有無		検 定 結 果
			な し (%)	あ り (%)	
① 全犯罪被害					
住 居 の 防犯設備	な し		84.4 *	15.6 *	$\chi^2(1)=6.081$ $p=0.014^*$
	あ り		83.3 *	16.7 *	
	合 計		83.6	16.4	
② 世帯犯罪被害					
住 居 の 防犯設備	な し		90.6 **	9.4 **	$\chi^2(1)=10.645$ $p=0.001^{**}$
	あ り		89.4 **	10.6 **	
	合 計		89.7	10.3	
③ 個人犯罪被害					
住 居 の 防犯設備	な し		92.5	7.5	$\chi^2(1)=0.498$ $p=0.480$
	あ り		92.3	7.7	
	合 計		92.3	7.7	
④ 暴力犯罪被害					
住 居 の 防犯設備	な し		95.9	4.1	$\chi^2(1)=1.849$ $p=0.174$
	あ り		95.5	4.5	
	合 計		95.6	4.4	

【国 別】

区 分			オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 全犯罪被害あり																
住居の 防犯設備	なし					**	*					**				
	あり					**	*					**				
② 世帯犯罪被害あり																
住居の 防犯設備	なし					**						**				
	あり					**						**				
③ 個人犯罪被害あり																
住居の 防犯設備	なし					**	*									
	あり					**	*									
④ 暴力犯罪被害あり																
住居の 防犯設備	なし					**										
	あり					**										

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。
2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

(2) 個人に関する属性等

ここでは、①性別、②年齢、③就業状況、④婚姻関係、⑤教育歴、⑥夜間外出頻度と犯罪被害の有無との関連を、14か国合計及び国別に検討する（3－4表から3－9表）。なお、犯罪被害の有無のうち「世帯犯罪被害」については、回答者本人ではなく、回答者が属する世帯における犯罪被害の有無を尋ねており、個人に関する属性等とは無関係であるので、前回同様分析から除外した。

① 性別（3－4表）

性別と犯罪被害の有無との間で、統計的に有意な関連が認められたのは、14か国合計では、「個人犯罪被害」のみである。国別では、日本とカナダが、「全犯罪被害」、「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」について、女性の方が「犯罪被害あり」が有意に多かった。

前は、男性の方が女性よりも犯罪被害に遭う可能性が高いとされている場合もあったが、今回も、女性又は男性のいずれが犯罪被害に遭う可能性が高いかは国によって異なり、全体として一定の傾向を見ることは困難である。

② 年齢別（3－5表）

ここでは、回答者の年齢を、「39歳以下」、「40～59歳」、「60歳以上」分けて分析した。

結論を要約すると、年齢は犯罪被害の有無と統計的に有意な強い関連が認められ、「全犯罪被害」、「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」のすべてについて、「39歳以下」の若年層は、それ以上の年齢層に比べて、「犯罪被害あり」が有意に多く、「40～59歳」及び「60歳以上」は「犯罪被害なし」が有意に多い。これは、14か国合計及び国別双方に共通してみられる傾向である。

国別に見ても、「40～59歳」の層で若干のばらつきが見られるものの、「39歳以下」は「犯罪被害あり」が有意に多く、「60歳以上」は「犯罪被害なし」が有意に多い点はイタリアとオランダを除き明確に看取できる傾向である。

前回との比較では、年齢と犯罪被害に遭う確率の傾向は同じであり、今回の方が、イタリアを除くすべての国で、より統計的にはっきりとした傾向となって現れている。

③ 就業状況（3－6表）

就業状況は、①「働いている」、②「学生」、及び③「無職・主婦」（「求職中である（失業中）」、「主婦・主夫」、「無職（定年退職者等）」を合わせたもの）に分けて分析した。

結論を要約すると、就業状況は犯罪被害の有無と統計的に有意な強い関連が認められ、「働いている」者及び「学生」は、「全犯罪被害」、「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」のすべてについて、「無職・主婦」と比べて、「犯罪被害あり」が有意に多く、「無職・主婦」は「犯罪被害なし」が有意に多い。これは、14か国合計及び国別双方に共通して見られる

傾向である。

日本は、前回、有意差が「全犯罪被害」以外見られなかったが、今回は他の国と同様の傾向を示している。イタリアは、暴力犯罪で他の国ほど有意差は見られない。

ただ、国別の被害傾向を詳細に見た場合、「働いている」者よりも「学生」の方が「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」があり統計上有意に多い国が日本を含め大半である。もし、外出頻度が高いことが、犯罪被害に遭う可能性を高めているとすれば、「働いている」者も「学生」もともに犯罪被害に遭う可能性が高くなければいけないが、実際の分析結果は必ずしもそのようにはなっていない。この両者の犯罪被害に遭う可能性の違いを分ける要因は何かについて、今後更なる探求が必要である。

なお、全般的な傾向に関しては、前回と大きな変化は認められない。

④ 婚姻関係別（3－7表）

婚姻関係は、①「独身」（未婚）、②「既婚、同棲」、③「離婚・別居、死別」に分けて分析した。

結論を要約すると、婚姻関係は犯罪被害の有無と統計的に有意な関連が認められ、「独身」者は、他の婚姻状態にある者に比べて、犯罪被害ありが統計的に有意に多い。これは、14か国合計及び国別双方に共通して見られる傾向である。

すなわち、14か国合計では、「全犯罪被害」、「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」のすべてにおいて、「独身」は「犯罪被害あり」が有意に多く、「既婚、同棲」は「犯罪被害なし」が有意に多い。「全犯罪被害」及び「暴力的犯罪」においては、「離婚・別居、死別」も「犯罪被害なし」が有意に多い。

国別に見ても、「離婚・別居、死別」を除いて、多くの国で統計的に有意な関連が認められ、フィンランドを除いて14か国合計の結果と相反する国はない。日本は、今回は「独身」者について、「犯罪被害あり」が有意に多くなっている。

独身か既婚かは、ライフスタイル（夜間外出頻度、外出時間帯、外出目的地等）の違いなど、犯罪被害に遭う可能性に影響することが想定される、個人に関する他の属性とも関連することが想定されるので、それらとの関連について更なる分析が必要であろう。

⑤ 教育歴別（3－8表）

学校教育を受けた年数は、①「6年以下」（概ね、初等教育のみに相当）、②「7～9年」（概ね、義務教育のみ又は義務教育未修了に相当）、③「10～12年」（概ね、中等教育機関進学又は中等教育修了に相当）、④「13年以上」（概ね、高等教育機関進学に相当）に分けて分析した⁶。

結論を要約すると、教育歴は犯罪被害の有無と統計的に有意な関連が認められる。もっとも、教育歴の長さとは犯罪被害の有無との間に、比例的な関係（教育歴の長さに応じて犯罪被害の有無に違いがある）を認めることは困難である。

14か国合計では、「全犯罪被害」、「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」のすべてにおいて、教育歴が13年以上の場合は「犯罪被害あり」が有意に多く、12年以下の場合は「犯罪被害なし」が有意に多い。国別に見ると、複数の国で、教育歴と犯罪被害の有無の間に統計的に有意な関連が認められる。日本は、「7～9年」について、「犯罪被害なし」が有意に多いが、それ以外の教育歴のグループでは有意差が認められなかった。

義務教育未修了者（9年以下）又は高等教育機関進学者（13年以上）の場合、双方とも、教育歴の長さが、居住地域、職種や年収等、犯罪被害に遭う可能性に影響することが想定される個人に関する他の属性にも関連することが予想されるので、それらとの関連について更なる分析が必要である。ちなみに、14か国合計では、高等教育機関進学者の場合、人口10万人を超える都市に居住し、有職で、週1回以上外出する者が多い。これらはいずれも、それらに該当しない者に比べて犯罪被害に遭いやすい要素となっていることから、それも「犯罪被害あり」が有意に多い原因の一つになっていると推測される。

なお、今回の分析結果には、前回と比べて、大きな変化は認められなかった。

⑥ 夜間外出頻度別（3－9表）

夜間外出頻度は、「ほとんど毎日」、「少なくとも週1回」を合わせて、①「週1回以上」とし、「決して外出しない」、「月1回以下」及び「少なくとも月1回」を合わせて、②「週1回未満」に二分して分析した。

結論を要約すると、夜間外出頻度は犯罪被害の有無と統計的に有意な関連が認められ、夜間外出頻度が高い方が犯罪被害に遭う可能性が高い。

すなわち、14か国合計では、すべての犯罪被害において、「週1回以上」は「犯罪被害あり」が有意に多く、「週1回未満」は「犯罪被害なし」が有意に多い。国別に見ても、日本、カナダ及びアメリカを除くすべての国で統計的に有意な関連が認められる。

その要因としては、日中の人通りが多い時には起こりにくい夜間には発生しやすい犯罪（人通りの少ない裏通りでひったくりや強盗に遭うなど）に遭遇する確率は、夜間外出頻度が高いほど通常高まると考えられることが挙げられる。

前回の結果との比較では、日本について、「全犯罪被害」、「個人犯罪被害」、「暴力犯罪被害」のすべてに関して、有意差がまったく認められなくなっており、その要因がどこにあるのか、更なる分析が必要である。

6 初等・中等教育（小学校、中学校及び高等学校）における通常年限を国別に見ると（【 】内は、うち義務教育年限）、オーストラリア13年【11】、カナダ12年【10】（州により異なる）、イギリス13年【11】、フィンランド12年【9】、フランス12年【10】、日本12年【9】、オランダ12年【12】、ポーランド12年【8】、ポルトガル12年【8】、スウェーデン12年【9】、アメリカ12年【11】、ドイツ13年【12】、イタリア13年【8】、スイス13年【8】となっている。

UNESCO, Education Systems, Table 1 (<http://stats.uis.unesco.org/unesco>).

3－4表 犯罪被害に関するクロス表(4) 性別

【14か国合計】

区 分		犯罪被害の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 全犯罪被害				
性 別	男	83.7	16.3	$\chi^2(1) = 0.003$ $p = 0.957$
	女	83.7	16.3	
	合 計	83.7	16.3	
② 世帯犯罪被害				
性 別				
③ 個人犯罪被害				
性 別	男	92.8 **	7.2 **	$\chi^2(1) = 6.527$ $p = 0.011^*$
	女	92.1 **	7.9 **	
	合 計	92.4	7.6	
④ 暴力犯罪被害				
性 別	男	95.7	4.3	$\chi^2(1) = 0.179$ $p = 0.672$
	女	95.6	4.4	
	合 計	95.6	4.4	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 全犯罪被害あり															
性 別	男		*						*		*	*		/	
	女		*						*		*	*			
② 世帯犯罪被害あり															
性 別															
③ 個人犯罪被害あり															
性 別	男		*						**					/	
	女		*						**						
④ 暴力犯罪被害あり															
性 別	男		*						**					/	
	女		*						**						

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。
2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3－5表 犯罪被害に関するクロス表(5)年齢別

【14か国合計】

区 分		犯罪被害の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 全犯罪被害				
年 齢	39歳以下	77.9 (- 23.4) **	22.1 (23.4) **	$\chi^2(2) = 749.422$ $p = 0.000^{**}$
	40～59歳	84.2 (2.3) *	15.8 (- 2.3) *	
	60歳以上	91.2 (23.4) **	8.8 (- 23.4) **	
	合 計	83.6	16.4	
② 世帯犯罪被害				
年 齢				
③ 個人犯罪被害				
年 齢	39歳以下	88.8 (- 19.9) **	11.2 (19.9) **	$\chi^2(2) = 454.489$ $p = 0.000^{**}$
	40～59歳	93.4 (5.6) **	6.6 (- 5.6) **	
	60歳以上	96.0 (16.0) **	4.0 (- 16.0) **	
	合 計	92.3	7.7	
④ 暴力犯罪被害				
年 齢	39歳以下	93.3 (- 17.3) **	6.7 (17.3) **	$\chi^2(2) = 362.158$ $p = 0.000^{**}$
	40～59歳	96.1 (3.8) **	3.9 (- 3.8) **	
	60歳以上	98.3 (15.1) **	1.7 (- 15.1) **	
	合 計	95.6	4.4	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 全犯罪被害あり															
年 齢	39歳以下	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
	40～59歳	**							*					*	
	60歳以上	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
② 世帯犯罪被害あり															
年 齢															
③ 個人犯罪被害あり															
年 齢	39歳以下	**	**	**	**	**	**	*	**	**	**	**	**	**	**
	40～59歳	**	**			*					**	*		*	
	60歳以上	**	**	**	**	*	**		**	**	**	**	**	**	**
④ 暴力犯罪被害あり															
年 齢	39歳以下	**	**	**	**	**	**		**	**	**	**	**	**	**
	40～59歳	*	*									*			
	60歳以上	**	**	**	**	**	**	*	**		**	*	**	**	**

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、（ ）内は、調整済み残差である。
2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-6表 犯罪被害に関するクロス表(6) 就業状況別

【14か国合計】

区 分		犯罪被害の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 全犯罪被害				
就業状況	働いている	81.7 (-12.0) **	18.3 (12.0) **	$\chi^2(2) = 609.464$ $p = 0.000^{**}$
	学 生	73.0 (-16.7) **	27.0 (16.7) **	
	無職・主婦	89.0 (21.6) **	11.0 (-21.6) **	
	合 計	83.8	16.2	
② 世帯犯罪被害				
就業状況				
③ 個人犯罪被害				
就業状況	働いている	91.8 (-5.9) **	8.2 (5.9) **	$\chi^2(2) = 389.451$ $p = 0.000^{**}$
	学 生	85.1 (-16.0) **	14.9 (16.0) **	
	無職・主婦	95.1 (14.9) **	4.9 (-14.9) **	
	合 計	92.5	7.5	
④ 暴力犯罪被害				
就業状況	働いている	95.1 (-6.3) **	4.9 (6.3) **	$\chi^2(2) = 279.112$ $p = 0.000^{**}$
	学 生	91.2 (-12.7) **	8.8 (12.7) **	
	無職・主婦	97.5 (13.5) **	2.5 (-13.5) **	
	合 計	95.7	4.3	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 全犯罪被害あり															
就業状況	働いている	**		**	**		*	**	**	**	**		**		
	学 生	**	**	*	**	**	**	**	**	**		**	**	**	**
	無職・主婦	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
② 世帯犯罪被害あり															
就業状況															
③ 個人犯罪被害あり															
就業状況	働いている	*		*	**					*	**		*		
	学 生	**	**	**	*	**	**	**	**	**		**	**	**	**
	無職・主婦	**	**	**	**	**	**	*	*	**	**	*	**	**	**
④ 暴力犯罪被害あり															
就業状況	働いている	**		*	**					*		*			
	学 生		**	**	*	**	**		**	*		**	**	**	**
	無職・主婦	**	**	**	**	**	**	*	*	**	**	**	**	**	**

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。
2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-7表 犯罪被害に関するクロス表(7) 婚姻関係別

【14か国合計】

区 分		犯罪被害の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 全犯罪被害				
婚姻関係	独 身	78.3 (-17.3) **	21.7 (17.3) **	$\chi^2(2) = 301.237$ $p = 0.000^{**}$
	既 婚, 同 棲	85.5 (10.9) **	14.5 (-10.9) **	
	離 婚・別 居 死 別	86.4 (6.2) **	13.6 (-6.2) **	
	合 計	83.7	16.3	
② 世帯犯罪被害				
婚姻関係				
③ 個人犯罪被害				
婚姻関係	独 身	88.2 (-18.5) **	11.8 (18.5) **	$\chi^2(2) = 353.523$ $p = 0.000^{**}$
	既 婚, 同 棲	94.2 (15.4) **	5.8 (-15.4) **	
	離 婚・別 居 死 別	92.9 (1.6)	7.1 (-1.6)	
	合 計	92.4	7.6	
④ 暴力犯罪被害				
婚姻関係	独 身	92.8 (-16.7) **	7.2 (16.7) **	$\chi^2(2) = 283.120$ $p = 0.000^{**}$
	既 婚, 同 棲	96.8 (13.4) **	3.2 (-13.4) **	
	離 婚・別 居 死 別	96.2 (2.1) *	3.8 (-2.1) *	
	合 計	95.6	4.4	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 全犯罪被害あり															
婚姻関係	独 身	**	*	**		**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
	既 婚, 同 棲	**		*		**						*		**	**
	離婚・別居, 死別			**			**	*		*	**		**	**	
② 世帯犯罪被害あり															
婚姻関係															
③ 個人犯罪被害あり															
婚姻関係	独 身	**	**	**		**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
	既 婚, 同 棲	**	**	**		**	*	*	**	**	**	**	**	**	**
	離婚・別居, 死別												*		
④ 暴力犯罪被害あり															
婚姻関係	独 身	**	**	**		**	**		**	**	**	**	**	**	**
	既 婚, 同 棲	**	**	**		**	**		**	**	**	**	**	**	**
	離婚・別居, 死別						*						*		

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。
2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-8表 犯罪被害に関するクロス表(8)教育歴別

【14か国合計】

区 分		犯罪被害の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 全犯罪被害				
教育歴	6 年以下	89.9 (6.8) **	10.1 (-6.8) **	$\chi^2(3) = 229.047$ $p = 0.000^{**}$
	7 ～ 9 年	89.8 (10.0) **	10.2 (-10.0) **	
	10～12年	85.7 (3.4) **	14.3 (-3.4) **	
	13年以上	81.9 (-13.4) **	18.1 (13.4) **	
	合 計	84.7	15.3	
② 世帯犯罪被害				
教育歴				
③ 個人犯罪被害				
教育歴	6 年以下	95.1 (3.7) **	4.9 (-3.7) **	$\chi^2(3) = 141.951$ $p = 0.000^{**}$
	7 ～ 9 年	96.0 (8.0) **	4.0 (-8.0) **	
	10～12年	94.0 (4.1) **	6.0 (-4.1) **	
	13年以上	91.5 (-11.1) **	8.5 (11.1) **	
	合 計	93.1	6.9	
④ 暴力犯罪被害				
教育歴	6 年以下	97.0 (2.5) *	3.0 (-2.5) *	$\chi^2(3) = 78.324$ $p = 0.000^{**}$
	7 ～ 9 年	97.7 (6.1) **	2.3 (-6.1) **	
	10～12年	96.5 (3.1) **	3.5 (-3.1) **	
	13年以上	95.1 (-8.2) **	4.9 (8.2) **	
	合 計	96.0	4.0	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ		
① 全犯罪被害あり																	
教育歴	6 年以下	*			**			**			**	**					
	7 ～ 9 年	**	*	*	*		**		**		**		**				
	10～12年		*	**			*				*	*					*
	13年以上	**	**	**	*	*	**	**		**	**						
② 世帯犯罪被害あり																	
教育歴																	
③ 個人犯罪被害あり																	
教育歴	6 年以下	*															
	7 ～ 9 年	**			*		**	*			**		**				
	10～12年		**	**			*			*							**
	13年以上	**	**	**	**		**	*		*	**						
④ 暴力犯罪被害あり																	
教育歴	6 年以下																
	7 ～ 9 年	*					**				*		*				
	10～12年						*								*		
	13年以上	*		*	*		**				**						

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。

2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-9表 犯罪被害に関するクロス表(9) 夜間外出頻度別

【14か国合計】

区 分		犯罪被害の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 全犯罪被害				
夜間外出 頻 度	週 1 回未満	86.8 **	13.2 **	$\chi^2(1) = 255.639$ $p = 0.000^{**}$
	週 1 回以上	80.2 **	19.8 **	
	合 計	83.4	16.6	
② 世帯犯罪被害				
夜間外出 頻 度				
③ 個人犯罪被害				
夜間外出 頻 度	週 1 回未満	94.5 **	5.5 **	$\chi^2(1) = 224.113$ $p = 0.000^{**}$
	週 1 回以上	90.2 **	9.8 **	
	合 計	92.3	7.7	
④ 暴力犯罪被害				
夜間外出 頻 度	週 1 回未満	97.0 **	3.0 **	$\chi^2(1) = 149.353$ $p = 0.000^{**}$
	週 1 回以上	94.3 **	5.7 **	
	合 計	95.6	4.4	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 全犯罪被害あり															
夜間外出 頻 度	週 1 回未満	**		**	**	**	**	**		**		**	**	**	
	週 1 回以上	**		**	**	**	**	**		**		**	**	**	
② 世帯犯罪被害あり															
夜間外出 頻 度															
③ 個人犯罪被害あり															
夜間外出 頻 度	週 1 回未満	**	**	**	**	**	**	**		**		*	**	**	
	週 1 回以上	**	**	**	**	**	**	**		**		*	**	**	
④ 暴力犯罪被害あり															
夜間外出 頻 度	週 1 回未満	*	*	**	**	**	**	*		**		*	**	**	*
	週 1 回以上	*	*	**	**	**	**	*		**		*	**	**	*

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

注 2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

2 犯罪不安に与える要因

ここでは、「犯罪不安」に関して、①「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」、②「不法侵入の被害に遭う不安」と世帯及び個人に関する属性等の調査項目との関連を分析する。なお、①においては「とても安全」又は「まあまあ安全」、②においては「あり得ない」と回答した者を、「犯罪不安なし」群とし、①において「とても危ない」又は「やや危ない」、②において「非常にあり得る」又は「あり得る」と回答した者を、「犯罪不安あり」群とした。また、「わからない」や無回答等は除外して分析した。

(1) 世帯及び個人に関する属性等

3-10表 から 3-13表 は、それぞれ、①都市規模、②世帯人数、③住居の防犯設備、④銃器の所有の各項目と、犯罪不安との関連を、14か国合計及び国別に見たものである。

なお、犯罪不安の有無のうち「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」については、世帯のみに関する属性等（世帯人数、住居の防犯設備）とは無関係であると考えられるため、分析から除外した。

① 都市規模別（3-10表）

都市規模は、人口10万人を基準として、それを超えるか、それ以下かに分けて、犯罪不安との関係を分析した。

結論を要約すると、都市規模は犯罪不安の有無と統計的に有意な関連が認められ、大都市の方が犯罪不安のある者が統計上有意に多い。

14か国合計では、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「不法侵入の被害に遭う不安」において、「人口10万人超」は「犯罪不安あり」が有意に多く、「人口10万人以下」は「犯罪不安なし」が有意に多い。国別に見ても、多くの国で同様の傾向が見られる。

人口規模による犯罪不安の有無については、「夜間一人歩き不安」の方が「不法侵入不安」より差が顕著である。

なお、今回の分析結果には、前回と比べて、大きな変化は認められなかった。

② 世帯人数別（3-11表）

世帯人数については、前記と同様に、「1人」、「2・3人」、「4人以上」に分けて分析した。

結論を要約すると、世帯人数と犯罪不安の有無には統計上有意な関係が認められるが、世帯人数の多寡と犯罪不安の関連は明確ではない。

「不法侵入の被害に遭う不安」は、14か国合計で見ると、世帯人数が「1人」の場合は「犯罪不安なし」が有意に多く、「2・3人」が「犯罪不安あり」が有意に多い。しかし、「4

人以上」では有意差が見られなかった。それゆえ、世帯人数の多寡と犯罪不安の関連は明確ではない（ちなみに、前回調査時は世帯人数が多いほど「犯罪不安あり」が有意に多くなる傾向が見られた。）。国別に見ると、統計的に有意な関連が認められた国が少なく、前回同様、明確な傾向を見いだせなかった。

③ 住居の防犯設備別（3-12表）

住居の防犯設備は、①「なし」、②「1種類」、③「2種類以上」に分けて分析した。

結論を要約すると、住居の防犯設備と犯罪不安の有無には、統計上有意な関係が認められるが、犯罪不安が住居の防犯設備の設置の前と後のいずれで生じたか特定できないため、その影響を一義的に解釈することは難しいと思われる。

14か国合計では、「不法侵入の被害に遭う不安」について、防犯設備が「2種類以上」の場合、「犯罪不安あり」が統計的に有意に多くなっている。

国別に見ると、「不法侵入の被害に遭う不安」について、防犯設備がある場合に不安を感じる確率が統計上有意に高まるのは9か国であった。

住居の防犯設備と犯罪不安は、相互に関連している項目であり、過去に被害経験があったがゆえに防犯設備を設置しているのか、将来の不安解消のための先行投資として防犯設備を設置しているのかは不明である。

なお、今回の分析結果には、前回と比べて、大きな変化は認められなかった。

④ 銃器の所有別（3-13表）

世帯における銃器の所有の有無は、「なし」と「あり」に分けて分析した。

結論を要約すると、銃器の所有と犯罪不安の有無との関係は、クロス集計分析においては、はっきりした傾向は見られなかった。

14か国合計では、「夜間の一人歩きに対する不安」に関しては、「銃所有あり」の者において「犯罪不安なし」が統計上有意に多く、この点は、前回調査と変わらない。「不法侵入の被害に遭う不安」については、統計的な有意差は見られなかった。この点は、前回調査において、「銃を所有している」者に「犯罪不安なし」が有意に多かったのと異なっている。

国ごとの分析では、「夜間の一人歩きに対する不安」に関して、統計上の有意差が認められた国の中でポーランドを除くすべての国が14か国合計と同じ傾向を示した。

3－10表 犯罪不安に関するクロス表(1)都市規模別

【14か国合計】

区 分		犯罪不安の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
都市規模	人口10万人超	68.2 **	31.8 **	$\chi^2(1) = 188.221$ $p = 0.000^{**}$
	人口10万人以下	75.5 **	24.5 **	
	合 計	72.0	28.0	
② 不法侵入の被害に遭う不安				
都市規模	人口10万人超	63.3 **	36.7 **	$\chi^2(1) = 72.323$ $p = 0.000^{**}$
	人口10万人以下	68.1 **	31.9 **	
	合 計	65.8	34.2	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安															
都市規模	人口10万人超	**	**	*	**			**	**	**	**		**		
	人口10万人以下	**	**	*	**			**	**	**	**		**		
② 不法侵入の被害に遭う不安															
都市規模	人口10万人超	**		**				*	**		**				
	人口10万人以下	**		**				*	**		**				

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。
2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-11表 犯罪不安に関するクロス表(2) 世帯人数別

【14か国合計】

区 分		犯罪不安の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
世帯人数				
② 不法侵入の被害に遭う不安				
世帯人数	1 人	68.6 (6.3) **	31.4 (-6.3) **	$\chi^2(2) = 40.861$ $p = 0.000^{**}$
	2・3人	63.9 (-4.1) **	36.1 (4.1) **	
	4人以上	64.7 (-1.0)	35.3 (1.0)	
	合 計	65.1	34.9	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安															
世帯人数															
② 不法侵入の被害に遭う不安															
世帯人数	1 人				**				*				*		
	2・3人									*			*		
	4人以上			*	**										

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。
2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-12表 犯罪不安に関するクロス表(3) 住居の防犯設備別

【14か国合計】

区 分		犯 罪 不 安 の 有 無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
住 居 の 防犯設備				
② 不法侵入の被害に遭う不安				
住 居 の 防犯設備	な し	69.3 (6.3) **	30.7 (-6.3) **	$\chi^2(2) = 62.454$ $p = 0.000^{**}$
	1 種 類	67.9 (2.9) **	32.1 (-2.9) **	
	2 種 類 以 上	64.7 (-7.7) **	35.3 (7.7) **	
	合 計	66.4	33.6	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安															
住 居 の 防犯設備															
② 不法侵入の被害に遭う不安															
住 居 の 防犯設備	な し	**	**					**		**	**				
	1 種 類									**			**		
	2 種 類 以上	**	**		*	*		**	*	**	**		**		

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。
2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-13表 犯罪不安に関するクロス表(4)銃器の所有別

【14か国合計】

区 分		犯罪不安の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
銃器の所有	あ り	77.4 **	22.6 **	$\chi^2(1) = 79.173$ $p = 0.000^{**}$
	な し	70.0 **	30.0 **	
	合 計	70.8	29.2	
② 不法侵入の被害に遭う不安				
銃器の所有	あ り	64.2	35.8	$\chi^2(1) = 3.264$ $p = 0.071$
	な し	65.8	34.2	
	合 計	65.6	34.4	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安															
銃器の所有	あ り	**	**		**						*	*	**		
	な し	**	**		**						*	*	**		
② 不法侵入の被害に遭う不安															
銃器の所有	あ り						**				**				
	な し						**				**				

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。
2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

(2) 個人に関する属性等

3-14表 から 3-19表 は、それぞれ、①性別、②年齢、③就業状況、④婚姻関係、⑤教育歴、⑥夜間外出頻度の各項目と、犯罪不安の有無との関連を、14か国合計及び国別に見たものである。

① 性別（3-14表）

結論を要約すると、性別と犯罪不安には、統計上有意な関連が認められ、全体として女性の方が犯罪不安が高い。この傾向は、「夜間の一人歩きに対する不安」に顕著に見られる。

14か国合計では、「夜間の一人歩きに対する不安」、「不法侵入の被害に遭う不安」とともに「女性」に「犯罪不安あり」が有意に多い。

国別では、「夜間の一人歩きに対する不安」については、すべての国で女性の方が不安が高く、統計的に有意であった。「不法侵入の被害に遭う不安」も、多くの国で14か国合計と同じ傾向が見られたが、「夜間の一人歩きに対する不安」ほどの顕著な男女差はない。

なお、今回の分析結果には、前回と比べて、大きな変化は認められなかった。

② 年齢別（3-15表）

前記と同様に、年齢層を、「39歳以下」、「40～59歳」、「60歳以上」に分けて分析した。

結論を要約すると、年齢と犯罪不安には、統計上有意な関連が認められるが、どの年齢層に犯罪不安が高いのかは、国又は犯罪不安の種類によって異なっている。

「夜間の一人歩きに対する不安」は、14か国合計では、年齢が高いほど「犯罪不安あり」が有意に多い。

国別で「夜間の一人歩きに対する不安」を見ると、日本を除いて「60歳以上」において「犯罪不安あり」が有意に多い。日本では逆に「60歳以上」で「犯罪不安なし」が統計上有意に多く、他方「39歳以下」では「犯罪不安あり」が有意に多い。

「不法侵入の被害に遭う不安」は、14か国合計では「39歳以下」と「60歳以上」で「不安なし」が有意に多く、「40～59歳」で「不安あり」が有意に多い。

国別に見ると、すべての国で、「40歳～59歳」が「不安あり」の傾向を示しているが、「39歳以下」と「60歳以上」については、国ごとに傾向が異なっていた。

日本については、低年齢層は犯罪不安が高く、高年齢層は犯罪不安が低いという傾向がうかがえるが、その要因については、更なる検討が必要である。

なお、今回の分析結果には、前回と比べて、大きな変化は認められなかった。

③ 就業状況（3-16表）

就業状況は、①「働いている」者、②「学生」、③「無職・主婦」（「求職中である（失業中）」、「主婦・主夫」、「無職（定年退職者等）」を合わせたもの）に分けて分析した。

結論を要約すると、就業状況と犯罪不安には、統計上有意な関連が認められるが、どの就業状況の者に、どのような犯罪不安が高いかは、犯罪不安の種類によって異なっている。

「夜間の一人歩きに対する不安」は、14か国合計では、「働いている」者に関して「不安なし」が統計上有意に多く、「無職・主婦」に関して「不安あり」が有意に多かった。国別では、14か国合計と同じ傾向を示している国が多数を占めているが、日本は全体と傾向が異なり、「学生」についてのみ統計上有意に「不安あり」が多いものの、その実数が少ないことから確定的な判断は難しく、「働いている」者及び「無職・主婦」については、統計上の有意差を示す特定の傾向は認められなかった。

「不法侵入の被害に遭う不安」は、14か国合計では、「夜間の一人歩きに対する不安」とは逆に、「働いている」者に「不安あり」が統計上有意に多く、「学生」及び「無職・主婦」では「不安なし」が有意に多い。

国別では、多くの国で、14か国合計と同じ傾向が見られる。

なお、今回の分析結果には、前回と比べて、大きな変化は認められなかった。

④ 婚姻関係別（3-17表）

婚姻関係は、①「独身」、②「既婚、同棲」、③「離婚・別居、死別」に分けて分析した。

結論を要約すると、婚姻関係と犯罪不安には、統計上有意な関連が認められ、全体的な傾向としては、「夜間の一人歩きに対する不安」は、「離婚・別居、死別」の者に関して、「不法侵入の被害に遭う不安」は、「既婚・同棲」の者に関して、それぞれ「不安あり」の者の比率が高い。

「夜間の一人歩きに対する不安」は、14か国合計では、「独身」者、「既婚・同棲」の者に関して「不安なし」が統計上有意に多く、「離婚・別居、死別」の者については、逆に、「不安あり」が有意に多い。国別に見ると、日本を除くすべての国で14か国合計と同じ傾向が、統計上の有意差をもって認められる。日本に関しては、「独身」者は、「犯罪不安あり」が、「離婚・別居、死別」の者は、「不安なし」がそれぞれ統計上有意に多く、14か国合計とはいずれも逆の傾向を示している。

「不法侵入の被害に遭う不安」は、14か国合計では、「独身」者に関して、「不安なし」が、「既婚・同棲」の者に関して「不安あり」が、それぞれ統計上有意に多い。国別に見ても、一部の国を除いて、「既婚・同棲」の者に関して、「不安あり」が統計上有意に多い傾向が認められる。

⑤ 教育歴別（3-18表）

前記、犯罪被害の部分と同様に、①「6年以下」（概ね、初等教育のみに相当）、②「7～9年」（概ね、義務教育のみ又は義務教育未修了に相当）、③「10～12年」（概ね、中等教育機関進学又は中等教育修了に相当）、④「13年以上」（概ね、高等教育機関進学に相当）

に分けて分析した。

結論を要約すると、教育歴と犯罪不安には、統計上有意な関連が認められるが、影響の与え方は、不安の種類及び国によって異なっており、特に、「不法侵入の被害に遭う不安」に関しては、14か国合計と国別の分析の結果が異なる傾向を示しており、統一的な解釈が難しい。

「夜間の一人歩きに対する不安」は、14か国合計では、教育歴が短いほど「不安あり」の傾向が強く、この点について統計的有意差が認められる。国別に見ると、日本とポーランドは14か国合計とは逆の傾向を示し、教育歴が最も長い「13年以上」の者に「不安あり」とする者が有意に多い。

「不法侵入の被害に遭う不安」は、14か国合計では、「7～9年」で「不安なし」が有意に多いが、他と比べて顕著な差は見られない。国別に見ると、「10～12年」及び「13年以上」の者に、「不安あり」が有意に多い国がそれぞれ5か国ずつ見られ、全体の傾向と異なる傾向が見られる。

⑥ 夜間外出頻度別（3－19表）

前記、犯罪被害と同様に、夜間外出頻度は、「週1回以上」及び「週1回未満」に集約して分析した。

結論を要約すると、夜間外出頻度と犯罪不安には、統計上有意な関連が認められ、全体として、夜間の外出頻度が少ない者の方が犯罪不安は高い。

「夜間の一人歩きに対する不安」を見ると、14か国合計では、夜間外出頻度の高い者の方が「犯罪不安なし」が統計上有意に多い。国別に見ると、すべての国において14か国合計と同じ傾向を示している。日本に関してのみ、「夜間の一人歩きに対する不安」と外出頻度の関係について、統計上の有意差が認められない。

「不法侵入の被害に遭う不安」についても、14か国合計では、夜間外出頻度の高い者の方が「犯罪不安なし」が統計上有意に多い。国別に見ても、5か国について同様の傾向が見られるが、それ以外の国に関しては一定の傾向が見いだせない。

日本については、今回、「夜間の一人歩き」及び「不法侵入の被害」の不安ともに、統計上の有意差が認められなくなっている（前回、「不法侵入の被害」の不安について、統計上の有意差をもって、「週1回以上」外出する者の方が不安が高かった。）。

3-14表 犯罪不安に関するクロス表(5) 性別

【14か国合計】

区 分		犯罪不安の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
性 別	男	83.0 **	17.0 **	$\chi^2(1) = 1774.051$ $p = 0.000^{**}$
	女	62.0 **	38.0 **	
	合 計	70.9	29.1	
② 不法侵入の被害に遭う不安				
性 別	男	68.6 **	31.4 **	$\chi^2(1) = 66.255$ $p = 0.000^{**}$
	女	64.5 **	35.5 **	
	合 計	66.3	33.7	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安															
性 別	男	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**		**
	女	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**		**
② 不法侵入の被害に遭う不安															
性 別	男	**	**	*						**		*	**	*	
	女	**	**	*						**		*	**	*	

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。
2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3－15表 犯罪不安に関するクロス表(6) 年齢別

【14か国合計】

区 分		犯罪不安の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
年 齢	39歳以下	72.7 (5.2) **	27.3 (-5.2) **	$\chi^2(2) = 129.999$ $p = 0.000^{**}$
	40～59歳	72.7 (5.0) **	27.3 (-5.0) **	
	60歳以上	66.2 (-11.4) **	33.8 (11.4) **	
	合 計	71.1	28.9	
② 不法侵入の被害に遭う不安				
年 齢	39歳以下	68.3 (7.0) **	31.7 (-7.0) **	$\chi^2(2) = 97.267$ $p = 0.000^{**}$
	40～59歳	62.8 (-9.7) **	37.2 (9.7) **	
	60歳以上	67.3 (3.0) **	32.7 (-3.0) **	
	合 計	66.1	33.9	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安															
年 齢	39歳以下				**	**		**	**		**	**	*		*
	40～59歳				**	*	**	**		**			*		
	60歳以上	**			**	**	**	**	**	**	**	**	**		*
② 不法侵入の被害に遭う不安															
年 齢	39歳以下	**				**	*		**				**	**	
	40～59歳	**		*	**	*			**		**		*	**	
	60歳以上		*	*	**	*			**		**				

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。
2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-16表 犯罪不安に関するクロス表(7) 就業状況別

【14か国合計】

区 分		犯罪不安の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
就業状況	働いている	75.5 (19.5) **	24.5 (-19.5) **	$\chi^2(2) = 417.125$ $p = 0.000^{**}$
	学 生	70.8 (-0.2)	29.2 (0.2)	
	無職・主婦	64.7 (-19.8) **	35.3 (19.8) **	
	合 計	70.9	29.1	
② 不法侵入の被害に遭う不安				
就業状況	働いている	64.2 (-8.0) **	35.8 (8.0) **	$\chi^2(2) = 104.176$ $p = 0.000^{**}$
	学 生	73.5 (8.6) **	26.5 (-8.6) **	
	無職・主婦	67.2 (3.4) **	32.8 (-3.4) **	
	合 計	66.1	33.9	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安															
就業状況	働いている	**	**	**	**	**	**	**		**		**	**		**
	学 生		*			*			**			*			
	無職・主婦	**	**	**	**	**	**	**		**		**	**		**
② 不法侵入の被害に遭う不安															
就業状況	働いている	**		*	**	**			**		**		*	*	
	学 生	**			**	**	**		*			*	**	**	
	無職・主婦	**			**			*	**		**				

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、() 内は、調整済み残差である。

2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-17表 犯罪不安に関するクロス表(8) 婚姻関係別

【14か国合計】

区 分		犯罪不安の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
婚姻関係	独 身	73.5 (6.1) **	26.5 (-6.1) **	$\chi^2(2) = 207.042$ $p = 0.000^{**}$
	既 婚, 同 棲	72.0 (4.8) **	28.0 (-4.8) **	
	離 婚・別 居 死 別	62.7 (-14.2) **	37.3 (14.2) **	
	合 計	71.0	29.0	
② 不法侵入の被害に遭う不安				
婚姻関係	独 身	70.0 (9.1) **	30.0 (-9.1) **	$\chi^2(2) = 101.251$ $p = 0.000^{**}$
	既 婚, 同 棲	64.2 (-9.5) **	35.8 (9.5) **	
	離 婚・別 居 死 別	67.3 (1.7)	32.7 (-1.7)	
	合 計	66.3	33.7	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安															
婚姻関係	独 身	**				**	**	**	**		**	**			
	既 婚, 同 棲	**	**		**						*		**		**
	離婚・別居, 死別	**	**	**	**	**	**	**	*	**	**	**	**		**
② 不法侵入の被害に遭う不安															
婚姻関係	独 身	**			**	**	**				**		*	**	
	既 婚, 同 棲	**			**	*	*		**		**		**	**	**
	離婚・別居, 死別				**				**		**				*

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。

2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-18表 犯罪不安に関するクロス表(9) 教育歴別

【14か国合計】

区 分		犯罪不安の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
教育歴	6年以下	59.5 (-11.8) **	40.5 (11.8) **	$\chi^2(3) = 310.611$ $p = 0.000^{**}$
	7～9年	66.0 (-7.6) **	34.0 (7.6) **	
	10～12年	69.2 (-4.6) **	30.8 (4.6) **	
	13年以上	75.0 (15.2) **	25.0 (-15.2) **	
	合 計	71.0	29.0	
② 不法侵入の被害に遭う不安				
教育歴	6年以下	64.9 (-0.1)	35.1 (0.1)	$\chi^2(3) = 13.596$ $p = 0.004^{**}$
	7～9年	67.7 (3.7) **	32.3 (-3.7) **	
	10～12年	64.8 (-0.7)	35.2 (0.7)	
	13年以上	64.6 (-1.8)	35.4 (1.8)	
	合 計	65.1	34.9	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安															
教育歴	6年以下	*			**	**	**	**	**	**		**	*		
	7～9年	**	*	*		**	**	*	**	**	*		**		
	10～12年	**				**	*			**		**			**
	13年以上	**	**	**	**	**	**	**	**	**	*	**	**		**
② 不法侵入の被害に遭う不安															
教育歴	6年以下				**			*	**		**				
	7～9年	**			**				**		**				
	10～12年		*	**		**	*			**					*
	13年以上			*	**	**	*	**	**	**	*				*

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。

2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3－19表 犯罪不安に関するクロス表 (10) 夜間外出頻度別

【14か国合計】

区 分		犯罪不安の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
夜間外出 頻 度	週 1 回未満	66.3 **	33.7 **	$\chi^2(1) = 365.277$ $p = 0.000^{**}$
	週 1 回以上	76.5 **	23.5 **	
	合 計	71.4	28.6	
② 不法侵入の被害に遭う不安				
夜間外出 頻 度	週 1 回未満	63.2 **	36.8 **	$\chi^2(1) = 68.583$ $p = 0.000^{**}$
	週 1 回以上	67.7 **	32.3 **	
	合 計	65.5	34.5	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安															
夜間外出 頻 度	週1回未満	**	*	**	**	**	**	**		**		**	**		**
	週1回以上	**	*	**	**	**	**	**		**		**	**		**
② 不法侵入の被害に遭う不安															
夜間外出 頻 度	週1回未満					*						**	*	**	*
	週1回以上					*						**	*	**	*

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。
2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3 犯罪被害と犯罪不安との関連

ここでは、「犯罪被害の有無」（犯罪被害の経験）と「犯罪不安」との関連について検討する。「犯罪被害の有無」は、その内容に応じて、①全犯罪被害（全体／世帯／個人／暴力犯罪被害）、②世帯犯罪被害、③個人犯罪被害、④暴力犯罪被害に分け、それぞれ、犯罪不安の有無との関連を、14か国合計及び国別に検討した（3-20表 から 3-23表）。

① 全犯罪被害の有無と犯罪不安との関係

全犯罪被害の経験の有無と犯罪不安との間には統計上有意な関係が認められ、いずれかの犯罪被害に遭ったことがある者には、犯罪不安がある者が多いことが分かる。特に、「夜間の一人歩きに対する不安」と全犯罪被害の経験の有無の間には、統計上有意差を明確に示す強い関係が認められる。

14か国合計では、「犯罪被害あり」の者の方に「犯罪不安あり」とする者が統計上有意に多い。これは、「夜間の一人歩きに対する不安」、「不法侵入の被害に遭う不安」の双方に共通して見られる傾向である。国別に見ても、日本を含むほとんどの国で、「夜間の一人歩きに対する不安」、「不法侵入の被害に遭う不安」双方について、14か国合計と同様の傾向（いずれかの犯罪被害の経験者には犯罪不安がある者が多い）が見られる。

② 世帯犯罪被害の有無と犯罪不安との関係

世帯犯罪被害の経験の有無と犯罪不安との間には統計上有意な関係が認められ、世帯犯罪被害に遭ったことがある者は、犯罪不安がある者が多いことが分かる。

14か国合計では、「世帯犯罪被害あり」の者の方に、「犯罪不安あり」とする者が統計上有意に多い。これは、「夜間の一人歩きに対する不安」、「不法侵入の被害に遭う不安」の双方に共通して見られる傾向である。

国別に見ると、「夜間の一人歩きに対する不安」では日本を含む6か国が、「不法侵入の被害に遭う不安」では日本を含む9か国が統計的有意差をもって、それぞれ14か国合計と同じ傾向（世帯犯罪被害の経験者には犯罪不安がある者が多い）を示している。

③ 個人犯罪被害の有無と犯罪不安との関連

個人犯罪被害の経験の有無と犯罪不安との間には統計上有意な関係が認められ、個人犯罪被害に遭ったことがある者は、犯罪不安がある者が多いことが分かる。

14か国合計では、「個人犯罪被害あり」の者に「犯罪不安あり」とする者が統計上有意に多い。これは、「夜間の一人歩きに対する不安」、「不法侵入の被害に遭う不安」の双方に共通している。

国別では、「夜間の一人歩きに対する不安」は、ほとんどの国で、「不法侵入の被害に遭う不安」は、6か国で統計的有意差をもって、それぞれ14か国合計と同じ傾向（個人犯罪被害の経験者には犯罪不安がある者が多い）が見られる。特に、個人犯罪被害の経験の有無が、「夜間の一人歩きに対する不安」に強い影響を与えている国が多い。日本は、「不法侵入の被害に遭う不安」に関しては、個人犯罪被害の経験の有無との関係が統計的に認め

られなかった。

④ 暴力犯罪被害の有無と犯罪不安との関連

暴力犯罪被害の経験の有無と犯罪不安との間には統計上有意な関係が認められ、暴力犯罪被害に遭ったことがある者は、犯罪不安がある者が多いことが分かる。

14か国合計では、「暴力犯罪被害あり」の者の方に「犯罪不安あり」とする者が統計上有意に多い。これは、「夜間の一人歩きに対する不安」、「不法侵入の被害に遭う不安」の双方に共通している。

国別では、「夜間の一人歩きに対する不安」は、ほとんどの国で、「不法侵入の被害に遭う不安」は、6か国で統計的有意差をもって、それぞれ14か国合計と同じ傾向（暴力犯罪被害の経験者には犯罪不安がある者が多い）が見られる。特に、暴力犯罪被害の経験の有無が、「夜間の一人歩きに対する不安」に影響を与えている国が多い。日本は、「不法侵入の被害に遭う不安」に関しては、暴力犯罪被害の経験の有無との関係が統計的に認められなかった。

3-20表 犯罪被害と犯罪不安に関するクロス表(1) 全犯罪被害の有無別
【14か国合計】

区 分		犯罪不安の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
全犯罪被害	な し	72.5 **	27.5 **	$\chi^2(1) = 172.329$ $p = 0.000^{**}$
	あ り	63.6 **	36.4 **	
	合 計	71.0	29.0	
② 不法侵入の被害に遭う不安				
全犯罪被害	な し	67.8 **	32.2 **	$\chi^2(1) = 168.385$ $p = 0.000^{**}$
	あ り	58.9 **	41.1 **	
	合 計	66.3	33.7	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安															
全犯罪被害	な し	**	**	**	**	**		**	**	**	**	**			**
	あ り	**	**	**	**	**		**	**	**	**	**			**
② 不法侵入の被害に遭う不安															
全犯罪被害	な し	**	**	**	**			**	*		**		*	**	**
	あ り	**	**	**	**			**	*		**		*	**	**

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。
2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-21表 犯罪被害と犯罪不安に関するクロス表(2) 世帯犯罪被害の有無別
【14か国合計】

区 分		犯罪不安の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
世帯犯罪被害	な し	71.8 **	28.2 **	$\chi^2(1) = 90.761$ $p = 0.000^{**}$
	あ り	64.0 **	36.0 **	
	合 計	71.0	29.0	
② 不法侵入の被害に遭う不安				
世帯犯罪被害	な し	67.5 **	32.5 **	$\chi^2(1) = 181.531$ $p = 0.000^{**}$
	あ り	56.3 **	43.7 **	
	合 計	66.3	33.7	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安															
世帯犯罪被害	な し	**		**				**	**		**				**
	あ り	**		**				**	**		**				**
② 不法侵入の被害に遭う不安															
世帯犯罪被害	な し	**	**	**				**	*		**		**	**	**
	あ り	**	**	**				**	*		**		**	**	**

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。
2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-22表 犯罪被害と犯罪不安に関するクロス表(3) 個人犯罪被害の有無別
【14か国合計】

区 分		犯罪不安の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
個人犯罪被害	な し	71.8 **	28.2 **	$\chi^2(1) = 126.442$ $p = 0.000^{**}$
	あ り	61.2 **	38.8 **	
	合 計	71.0	29.0	
② 不法侵入の被害に遭う不安				
個人犯罪被害	な し	66.7 **	33.3 **	$\chi^2(1) = 37.036$ $p = 0.000^{**}$
	あ り	61.0 **	39.0 **	
	合 計	66.3	33.7	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安															
個人犯罪被害	な し	**	**	**	*	**		*	**	**	**	**			**
	あ り	**	**	**	*	**		*	**	**	**	**			**
② 不法侵入の被害に遭う不安															
個人犯罪被害	な し	**	**	**	*						**				**
	あ り	**	**	**	*						**				**

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。
2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-23表 犯罪被害と犯罪不安に関するクロス表(4) 暴力犯罪被害の有無別
【14か国合計】

区 分		犯罪不安の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
暴力犯罪被害	な し	71.6 **	28.4 **	$\chi^2(1) = 138.897$ $p = 0.000^{**}$
	あ り	57.4 **	42.6 **	
	合 計	71.0	29.0	
② 不法侵入の被害に遭う不安				
暴力犯罪被害	な し	66.7 **	33.3 **	$\chi^2(1) = 39.755$ $p = 0.000^{**}$
	あ り	58.9 **	41.1 **	
	合 計	66.3	33.7	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安															
暴力犯罪被害	な し	**		**	**	**			**	**	**	**	*		**
	あ り	**		**	**	**			**	**	**	**	*		**
② 不法侵入の被害に遭う不安															
暴力犯罪被害	な し	**	**	*			*				**				**
	あ り	**	**	*			*				**				**

注 1 「14か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。
2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

第2 ロジスティック回帰分析

第1では、「犯罪被害の有無」及び「犯罪不安」と世帯及び個人に関する各属性等との関係について、クロス集計を用いて分析した。ただ、第1での分析結果から明らかなように、「犯罪被害の有無」及び「犯罪不安」に影響を与える項目は複数存在している。そこで、ここでは、「犯罪被害の有無」及び「犯罪不安」を目的変数とし、世帯及び個人に関する各属性等を説明変数として、どの説明変数が、これらの目的変数に強い影響を与えているかを絞り込むために、ロジスティック回帰分析を行う。

分析は、「犯罪被害の有無」及び「犯罪不安」という目的変数ごとに行い、日本については、変数の投入順など回帰式も含めた詳細な分析結果を示し、日本を含む14か国の国際比較については、一覧表の形で分析結果を示した。

1 犯罪被害の有無に影響を与える要因

ここでは、「全犯罪被害(全体／世帯／個人／暴力犯罪被害)の有無」を目的変数として、これに対して影響を与えうる10の説明変数(4-2表参照)を回帰式に投入して分析した。変数投入は、ステップワイズ法的一种である尤度比の変数増加法を用いた。

(1) 日本

日本に関しては、1,822が分析の対象とされた。4-1表は、日本における「全犯罪被害の有無」に影響を与える説明変数の分析において、変数増加法の過程において採用された説明変数と投入の順序、係数、P値とオッズ比を示したものである。その結果、犯罪被害に遭う可能性に影響を与えている説明変数としては、就業状況、性別、都市規模、世帯人数が採用された。すなわち、働いている者は無職の者・主婦と比べて、女性は男性に比べて、世帯人数が4人以上の者はそれ以外の者に比べて、人口10万人を超える都市に居住している者は10万人以下の都市に居住している者に比べて、それぞれ犯罪被害に遭う可能性が高い。

要約すると、働いている、女性、世帯人数が4人以上、人口10万人を超える都市に居住している、のいずれかの要素を満たす者は、それ以外の者と比べて、犯罪被害に遭う可能性が高い。

なお、世帯人数が4人以上の場合、バイク盗及び自転車盗の被害に遭う可能性は、世帯人数が4人未満の者と比べて統計上有意に高いこと、被害の対象となる自動車、バイク及び自転車を1台以上所有している率は、世帯人数が4人未満と比べて高いこと、なども「全犯罪被害の有無」に影響を与えているものと推測される。

4－1表 犯罪被害に関するロジスティック回帰分析結果（日本）

説明変数		係 数	P 値	オッズ比
投入順	変数名【変数の概要】			
1	就業状況 【働いている】 / 無職・主婦	0.773	0.000	2.165
2	性別 【女】 / 男	0.527	0.003	1.693
3	世帯人数 (全体)		0.002	
	【1人】 / 4人以上	-0.572	0.102	0.564
	【2～3人】 / 4人以上	-0.609	0.001	0.544
4	都市規模 【10万人超】 / 10万人以下	0.494	0.005	1.639
	【定数項】	-3.153		

注 モデル構築のための採用基準は、有意水準5%以下としている。

(2) 国際比較

4－2表は、14か国について、それぞれのロジスティック回帰分析の結果を一覧表にまとめたものである。表において採用された説明変数は、それぞれの国においてモデルを構成する上で統計的に必要とされたものであるが、どの説明変数が採用されるかは、各国の事情によって異なっている。ここでは、それを踏まえた上で、14か国中、モデルを構成する上で多数の国に共通して採用された説明変数について見ることにする。なお、4－2表において採用されなかった説明変数であっても、それは、今回のモデルを構成する上で採用されなかったことを意味しているに留まっている。

「都市規模」は、日本を含む9か国で採用されていることから、人口10万人を超える都市に居住している者は、10万人以下の都市に居住している者に比べて、犯罪被害に遭う可能性が高い。

「年齢」は、9か国において採用されており、一定の年齢層に属することが犯罪被害に遭う可能性を増加させる要因となっている。特に、39歳以下の年齢層に属する者は、60歳以上の者と比べて、犯罪被害に遭う可能性が高く、40～59歳の者についても、60歳以上の者と比べて、犯罪被害に遭う可能性が高い国が8か国見られた。

「就業状況」は、6か国で犯罪被害に影響を及ぼす要因として採用されており、日本と同様、働いていることが無職等と比較して、犯罪被害に遭う確率を増加させる方向に作用している国が多数を占めている。

「夜間外出頻度」は、4か国において犯罪被害に影響を及ぼす要因として採用されており、いずれも、夜間外出頻度週1回未満の者がそれ以上の者と比べて犯罪被害に遭う可能性が低い。

4-2表 犯罪被害に関するロジスティック回帰分析の結果（国別）

犯罪被害に影響を与えるもの (説明変数の概要)		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 都市規模	人口10万人超		+	+	++	++	++	++	++	++	++				
② 世帯人数	1人(4人以上と比較)	--					--								--
	2～3人(4人以上と比較)						--		--						-
③ 性別	女性						+		++	++					
④ 年齢	39歳以下(60歳以上と比較)	++	++	++			++				++	++	++	++	++
	40～59歳(60歳以上と比較)	++	++	++			++				++	+	++		++
⑤ 就業状況	働いている(無職等と比較)				++	++		++	++	++					
	学生(無職等と比較)													++	
⑥ 婚姻関係	独身(離別・死別等と比較)	-													
	既婚・同居(離別・死別等と比較)	--		-											--
⑦ 教育歴	6年以下(13年以上と比較)														
	7～9年(13年以上と比較)		-								--				
	10～12年(13年以上と比較)										--				
⑧ 夜間外出頻度	週1回未満	-		-						--			-		
⑨ 住居の防犯設備	あり														
⑩ 銃器の所有	あり														

注 「+」、「++」は「被害あり」の方向に働くことを、「-」、「--」は「被害なし」の方向に働くことを、それぞれ示し、記号が一つの場合は有意水準5%以下で、記号が二つの場合は1%以下で、有意差があることを示す。

2 犯罪不安に影響を与える要因

ここでは、「犯罪不安の有無」を目的変数として、これに対して影響を与えうる12又は14の説明変数（4-4表①及び②参照）を回帰式に投入して分析した。変数投入は、前記同様、変数増加法を用いた。

(1) 日本

日本の場合、①居住地域における夜間の一人歩きに対する不安に関しては1,797人が（4-3表①）、②不法侵入の被害に遭う不安に関しては1,594人が（4-3表②）、それぞれ分析の対象とされた。

①居住地域における夜間の一人歩きに対する不安に影響を与えている説明変数として、年齢、性別、全犯罪被害の有無、都市規模が採用された。すなわち、39歳以下の者、40～59歳の者は、それぞれ60歳以上の者と比べて犯罪不安が高く、女性は男性と比べて、いず

れかの犯罪被害の経験のある者は、ない者と比べて、人口10万人を超える都市に居住している者は、10万人以下の都市に居住している者に比べて、それぞれ犯罪不安が高い。

②不法侵入の被害に遭う不安に影響を与えている説明変数として、教育歴、年齢、世帯犯罪被害の有無が採用された。すなわち、教育歴が6年以下及び7～12年以下の者は、13年以上の者と比べて犯罪不安が低い。他方、年齢が39歳以下の者、40～59歳の者は、それぞれ60歳以上の者と比べて、世帯犯罪被害の経験のある者は、ない者と比べて、それぞれ犯罪不安が高い。

4－3表 犯罪不安に関するロジスティック回帰分析結果（日本）

① 居住地域における夜間の一人歩きに対する不安

説明変数			係 数	P 値	オッズ比	
ステップ	変数名【変数の概要】					
1	年 齢			0.000		
		【39歳以下】	／60歳以上	0.950	0.000	2.585
		【40～59歳】	／60歳以上	0.532	0.000	1.702
2	性別	【女】	0.722	0.000	2.058	
3	全犯罪被害の有無	【あり】	0.729	0.000	2.072	
4	都市規模	【人口10万人以上】	0.440	0.000	1.552	
	【定数項】		-1.908			

注 モデル構築のための採用基準は、有意水準5％以下としている。

② 不法侵入の被害に遭う不安

説明変数			係 数	P 値	オッズ 比	
ステップ	変数名【変数の概要】					
1	教育歴			0.000		
		【6年以下】	／13年以上	-1.257	0.000	0.284
		【7～9年】	／13年以上	-0.952	0.000	0.386
		【10～12年】	／13年以上	-0.360	0.004	0.698
2	年齢			0.009		
		【39歳以下】	／60歳以上	0.349	0.021	1.418
		【40～59歳】	／60歳以上	0.376	0.004	1.457
3	世帯犯罪被害の有無【あり】		0.397	0.041	1.488	
		【定数項】		0.311		

注 モデル構築のための採用基準は、有意水準5％以下としている。

(2) 国際比較

4－4表は、4－2表と同様の趣旨で、14か国について、それぞれのロジスティック回帰分析の結果を一覧表にまとめたものである。ここでは、14か国中、モデルを構成する上

で多数の国に共通して採用された説明変数について見ることにする。

ア 居住地域における夜間の一人歩きに対する不安

「都市規模」は、日本を含む10か国で採用されており、人口10万人を超える都市に居住している者は、10万人以下の都市に居住している者に比べて、夜間の一人歩きに対する不安が高いといえる。

「性別」は、すべての国において（スイスは調査を実施せず。）、犯罪不安に影響のある要因となっており、女性は男性と比べて、夜間の一人歩きに対する不安が高いといえる。

「夜間外出頻度」は、8か国で犯罪不安に影響を及ぼす要因として採用されており、いずれも、夜間外出頻度週1回未満の者がそれ以上の者と比べて、夜間の一人歩きに対する不安が高い。

「犯罪被害」経験の有無との関係では、犯罪被害の種類及び国によって、犯罪不安に影響

4-4表① 犯罪不安に関するロジスティック回帰分析の結果
居住地域における夜間の一人歩きに対する不安（国別）

説明変数（変数の概要）		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 都市規模	人口10万人超	++	++	++	++			++	++	++	++	+	++		
② 銃器の所有	あり										+				
③ 性別	女	++	++	++	++	++	++	++	++	++	++	+	++		++
④ 年齢	39歳以下(60歳以上と比較)								++		--				--
	40～59歳(60歳以上と比較)					--		--	++		--				
⑤ 就業状況	働いている(無職等と比較)	-		-	--		--	--					--		
	学生(無職等と比較)														
⑥ 婚姻関係	独身(離婚・死別等と比較)											--			
	既婚・同棲(離婚・死別等と比較)	--	--		--										
⑦ 教育歴	6年以下(13年以上と比較)	+				++	+			++	--				
	7～9年(13年以上と比較)	++	+			++	++			++	-		++		
	10～12年(13年以上と比較)	++	++			++				++			+		++
⑧ 夜間外出頻度	週1回未満	++		++	++		++	++		++		++			++
⑨ 全犯罪被害	あり	++		+	++			++	++	+					
⑩ 世帯犯罪被害	あり										++				++
⑪ 個人犯罪被害	あり					++									+
⑫ 暴力犯罪被害	あり			++							++		++		+

注 「+」「++」は「不安あり」の方向に働くことを、「-」「--」は「不安なし」の方向に働くことを、それぞれ示し、記号が1つの場合は有意水準5%以下で、記号が2つの場合は1%以下で、有意差があることを示す。

を及ぼす要因として採用されている頻度に違いはあるが、いずれの場合においても、いずれかの犯罪被害経験のある者は、それが無い者と比べて、夜間の一人歩きに対する不安が高い。

イ 不法侵入の被害に遭う不安

「性別」は、8か国で採用されており、女性は男性と比べて、不法侵入の被害に遭う不安が高いといえる。

「犯罪被害」経験の有無との関係では、犯罪被害の種類及び国によって、犯罪不安に影響を及ぼす要因として採用されている頻度に違いはあるが、いずれの場合においても、いずれかの犯罪被害経験のある者は、それが無い者と比べて、不法侵入の被害に遭う不安が高い。

4-4表② 犯罪不安に関するロジスティック回帰分析の結果
不法侵入の被害に遭う不安（国別）

説明変数（変数の概要）		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 都市規模	人口10万人超	++		++							++				
② 世帯人数	1人(4人以上と比較)			--		-									
	2・3人(4人以上と比較)			-											
③ 住居の防犯設備	あり		++					+			+				
④ 銃器の所有	あり						++				++				
⑤ 性別	女	++	+	+						++	+	+	++	+	
⑥ 年齢	39歳以下(60歳以上と比較)					--			+					--	
	40～59歳(60歳以上と比較)				+	-			++						
⑦ 就業状況	働いている(無職等と比較)	+				++					++				
	学生(無職等と比較)														
⑧ 婚姻関係	独身(離婚・死別等と比較)														
	既婚・同棲(離婚・死別等と比較)												+		--
⑨ 教育歴	6年以下(13年以上と比較)				--				--	+					
	7～9年(13年以上と比較)				--				--		--				
	10～12年(13年以上と比較)			++	--	++			--	++					
⑩ 夜間外出頻度	週1回未満				-							+			
⑪ 全犯罪被害	あり	++	++	++	+	+		++			++				
⑫ 世帯犯罪被害	あり								+				++	++	++
⑬ 個人犯罪被害	あり														++
⑭ 暴力犯罪被害	あり						+							+	

注 「+」「++」は「不安あり」の方向に働くことを、「-」「--」は「不安なし」の方向に働くことを、それぞれ示し、記号が1つの場合は有意水準5%以下で、記号が2つの場合は1%以下で、有意差があることを示す。

おわりに

1 本研究の成果

本報告書は、第5回国際犯罪被害実態調査(ICVS)について、日本における調査結果の活用を念頭に置きながら、①参加30か国の基礎的分析を、オランダ司法省がとりまとめた英文報告書をもとに概観した後、②日本を含む先進等14か国について、当研究所にてデータを独自に分析して、国際比較を試みたものである。

(1) 基礎的分析(参加30か国全体との比較)

ア 犯罪被害率(1年間総被害率)

2004年中に、調査対象となった10種類の一般犯罪のいずれかによる被害(全犯罪被害)を1回以上受けた人の国別の比率(1年間総被害率)を見ると、平均は15.7%で、日本は9.9%と平均より大幅に低く、30か国中29位で、スペイン(9.1%)に次いで低い位置にある。前回調査と同様に、一般犯罪についての被害の全般的リスクは低いと言える(日本の前回被害率は11.9%であり、若干の被害率減少が見られる)。ちなみに、今回調査で最も1年間総被害率が高いのは、アイルランド(21.9%)である。

罪種別の被害率を見ると、日本は、自動車盗、車上盗、不法侵入、不法侵入未遂、強盗、個人所有物の窃盗及び暴行・脅迫ではいずれも最下位(車上盗、強盗、暴行・脅迫)又は最下位から4位以内と低いが、バイク盗では、イタリアとイングランド及びウェールズに次いで3位、自転車盗では、オランダ、デンマーク、フィンランドに次いで4位と高くなっている。この点についても、基本的な傾向は前回と同様である。なお、性的暴行に関しては、今回の国際比較において、日本は比較的上位に位置しているが、日本国内における調査データを参照すると、前回及び今回ともに被害率に大きな変動はなく、国際比較に見られる程の変化は見られない。

イ 犯罪被害申告率

5種類の犯罪(車上盗、自転車盗、不法侵入、不法侵入未遂、個人所有物の窃盗)に関する警察に対する犯罪被害申告率を見ると、日本は54%で、平均の47%を上回っているが、欧米諸国に比べて低めの14位にとどまっている。しかし、前は44%で、平均(54%)を下回っていたことに比べると、今回は若干申告率が上昇した。ちなみに、今回調査で最も申告率が高いのは、オーストリアである(70%)。

ウ 警察への被害申告をした結果に関する満足度

5種類の犯罪(車上盗、不法侵入、強盗、性的暴行、暴行・脅迫)に関する警察への被害申告をした結果に関する満足度を見ると、日本は、30か国中で最下位から7番目の44%である。ちなみに、最高のデンマークは75%となっている。

エ 被害者支援

犯罪被害者に対する専門的支援機関のカバー率が最も高い国は、ニュージーランド

(24%), スコットランド (22%), 北アイルランド (21%), イングランド及びウェールズ (17%), 米国 (16%) となっているが, 日本は 8 % で 13 位にとどまっている。ただし, 本人が表明した被害者支援の必要性が実際に支援機関によって充たされた被害者の比率を見ると, ニュージーランド (47%) と英国 (スコットランドで 40 %, 北アイルランドで 37 %, イングランド及びウェールズで 31 %) が最も高いが, 被害者支援の比較的高い充足率を示す国の中に日本も含まれている (オーストリア (38%), カナダ (37%), オランダ (35%), 日本 (34%), 米国 (33%))。

オ 犯罪不安

日本は, 不法侵入の被害に遭う不安について, 他の調査対象国と比べて, 実際にその犯罪に遭う可能性以上に強い不安を示す国となっている。すなわち, 日本の不法侵入の 1 年間被害率 (2003 年) は, 0.9 % に過ぎず最下位から 4 番目であるが, 不法侵入の被害に遭う不安を感じている人は 48 % と, 国全体における不安レベルの比較では 2 位となっている。この実際の犯罪リスク以上に不安が強い傾向は, 前回調査と同様の傾向である。しかし, 不法侵入を予防するための警報機及び特別のドア錠を備えている世帯について見ると, 日本は, 侵入防止警報機で最下位から 4 番目, 特別のドア錠では, 最下位のアイスランドに次いで低い状況となっており, 不安の高さと実際の防犯行動は結びついていない傾向が見られる。この点についても, 前回の調査と同じ傾向が見られる。

カ 量刑に関する考え方

2 度目の不法侵入窃盗犯に対する刑罰として懲役刑を選んだ市民の比率は, 日本では 55 % と第 2 位の高さになっている (前回調査は 51 %)。前記のように, 日本の不法侵入の 1 年間被害率 (2003 年) は, 0.9 % に過ぎず最下位から 4 番目であり, 1 年間総被害率でも 30 か国中 29 位と低い位置にあることを考えると, 日本では, 実際の被害率に比べて, 厳しい処罰を選択する傾向が見られる。この点も前回と同様の傾向であり, それが若干ではあるが強まっている。

(2) 統計的分析 (先進等 14 か国との比較)

ア クロス集計分析

① 犯罪被害

日本では, 10 種類の一般犯罪のいずれかによる被害 (全犯罪被害) に関しては, ①人口 10 万人を超える都市に居住している, ②世帯人数が 4 人以上である, ③女性である, ④年齢が 39 歳以下である, ⑤働いているか又は学生である, ⑥独身である, といういずれかに該当する場合, 犯罪被害に遭う者が多かった。

他の比較対象国では, 上記に加えて, ①教育歴が 13 年以上である, ②夜間外出頻度が週 1 回以上である, といういずれかに該当する場合も, 犯罪被害に遭う者が多かった。

② 犯罪不安

「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」について、日本では、①人口10万人を超える都市に居住している、②女性である、③年齢が39歳以下である、④学生である、⑤独身、⑥教育歴が13年以上である、⑦過去1年間10種類の一般犯罪のいずれかによる被害（全犯罪被害）に遭ったことがあるといういずれかに該当する場合、犯罪不安が高い傾向が見られた。

他の比較対象国では、①人口10万人を超える都市に居住している、②女性である、③年齢が60歳以上である、④無職・主婦である、⑤離婚等している、⑥教育歴が13年未満である、⑦銃器を所有していない、⑧夜間外出頻度が週1回未満である、⑨過去1年間10種類の一般犯罪のいずれかによる被害（全犯罪被害）に遭ったことがある、といういずれかに該当する場合、犯罪不安が高い傾向が見られた。

「不法侵入の被害に遭う不安」について、日本では、①人口10万人を超える都市に居住している、②住居の防犯設備を2種類以上備えている、③年齢が60歳未満である、④働いている、⑤既婚・同棲している、⑥教育歴が13年以上である、⑦過去1年間10種類の一般犯罪のいずれかによる被害（全犯罪被害）に遭ったことがある、といういずれかに該当する場合、犯罪不安が高い傾向が見られた。

他の比較対象国では、①人口10万人を超える都市に居住している、②住居の防犯設備を2種類以上備えている、③女性である、④年齢が40歳から59歳である、⑤働いている、⑥既婚・同棲している、⑦夜間外出頻度が週1回未満である、⑧過去1年間10種類の一般犯罪のいずれかによる被害（全犯罪被害）に遭ったことがある、といういずれかに該当する場合、犯罪不安が高い傾向が見られた。

イ ロジスティック回帰分析

上記アを踏まえて、犯罪被害及び犯罪不安を目的変数として、これらに影響を与え得る世帯・個人の属性等を説明変数として、ロジスティック回帰分析を行った。

①犯罪被害

日本では、全犯罪被害という目的変数に影響を与えている説明変数として、「就業状況」、「性別」、「都市規模」及び「世帯人数」が採用された。すなわち、働いている、女性、人口10万人を超える都市に居住している、世帯人数が4人以上のいずれかの要素を満たす者は、それ以外の者と比べて、犯罪被害に遭う可能性が高い。

14か国の比較では、説明変数として比較的多くの国で採用されたのは、「都市規模」、「年齢」、「就業状況」及び「夜間外出頻度」であった。すなわち、人口10万人を超える都市に居住している、39歳以下、働いている、のいずれかの要素を満たす者は、それ以外の者と比べて、犯罪被害に遭う可能性が高い。他方、夜間外出頻度が週1回未満の者は、それ以外の者と比べて、犯罪被害に遭う可能性が低い。

②犯罪不安

日本では、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」に影響を与えている説明

変数として、「年齢」、「全犯罪被害の有無」、「性別」、「都市規模」が採用された。すわわち、39歳以下の者、40～59歳の者は、それぞれ60歳以上の者と比べて犯罪不安が高く、いずれかの犯罪被害の経験のある者は、ない者と比べて、女性は男性と比べて、人口10万人を超える都市に居住している者は、10万人以下の都市に居住している者に比べて、それぞれ犯罪不安が高い。

日本では、「不法侵入の被害に遭う不安」に影響を与えている説明変数として、「世帯犯罪被害の有無」、「年齢」、「教育歴」が採用された。すわわち、世帯犯罪被害の経験のある者は、ない者と比べて、39歳以下の者、40～59歳の者は、それぞれ60歳以上の者と比べて、それぞれ犯罪不安が高い。他方、教育歴は、6年以下及び7～12年以下の者は、13年以上の者と比べて、それぞれ犯罪不安が低い。

14か国の比較では、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」に影響を与えている説明変数として多くの国で採用されたのは、「都市規模」、「性別」、「教育歴」、「夜間外出頻度」、「全犯罪被害の有無」であり、人口10万人を超える都市に居住している、女性である、いずれかの犯罪被害の経験がある、といういずれかの要素を満たす者は、それ以外の者と比べて犯罪不安が高く、夜間外出頻度が週1回未満の者は、それ以外の者と比べて犯罪不安が高い。「不法侵入の被害に遭う不安」に影響を与えている説明変数として多くの国で採用されたのは、「性別」、「全犯罪被害の有無」であり、女性である、いずれかの犯罪被害の経験がある、といういずれかの要素を満たす者は、それ以外の者と比べて犯罪不安が高い。

2 総括及び今後の課題

調査対象国に関する1989年(第1回国際犯罪被害実態調査)以降の全体的傾向を見ると、犯罪被害率は低下傾向にある。日本は、2000年と2004年の2回、国際犯罪被害実態調査へ公式に参加し、今回の方が、全犯罪被害の被害率については若干減少傾向にある。この間、日本の一般刑法犯の認知件数は、2002年に戦後最高となり、その後2006年に至るまで継続的に減少している。今後、認知件数の動向と犯罪被害実態(暗数)調査の結果がどのような関連を示していくかは、定期的・継続的に犯罪被害実態(暗数)調査を行うことによって注視していく必要がある。

この点、欧米の主要先進国では、かなり以前から犯罪被害の実態を把握するための暗数調査の重要性が認識されている。米国では、1972年に全国犯罪被害実態調査(National Crime Victimization Survey, NCVS)が開始され、以後毎年実施されている(2005年調査では、サンプル数134,000人、77,200世帯)。英国では1982年に、英国犯罪被害実態調査(British Crime Survey, BCS)が開始され、おおむね隔年実施であったが、2000年以降は毎年実施され、サンプル数も47,000人と当初(11,000人)の4倍以上になっている。サンプル数を増やすことで、地域別に一層精緻な暗数の把握ができ、よりきめ細かな犯罪対策

が可能となる。これらの大規模暗数調査は、いずれも面接方式によっており、その結果が英米の刑事政策に反映されてきた。

日本においても、過去2回の犯罪被害実態（暗数）調査から、同じ窃盗被害であっても、被害申告率の高い被害類型とそうでない類型があることが判明している。すなわち、自動車盗は、今回調査では、申告率が上昇して100%となり、特段の事情のない限り、暗数は見られないが、他方、同じく窃盗でも、世帯被害の自転車盗は、申告率が増加したとはいえ48.1%であり、個人犯罪被害としての窃盗はさらに低く33.3%に留まっている。通常見られる個人所有物の置き引きやスリなどについては、警察等に認知されていない、かなり大きな暗数が存在することが分かる。これらの暗数の発生原因について、態様、被害額等との関係で分析することによって、犯罪予防や被害者支援を考える上で重要な情報を提供することができると思われる。

また、体感治安の要素をなす犯罪不安について、「夜間の一人歩き」及び「不法侵入被害」についての日本における犯罪被害実態（暗数）調査の結果を見ると、2000年と2004年では、都市規模別、男女別、年齢層別のいずれについても、「夜間の一人歩き」及び「不法侵入被害」とともに不安が高まっていることが分かる。

前記のように、日本の一般刑法犯の認知件数は2002年がピークであり、暗数調査に基づく犯罪被害率についても、全体として被害率は低下傾向にあるが、犯罪不安は逆に高まっていることが分かる。そのため、この不安を感じる要因について更に分析を進めることにより、犯罪実態に即して、国民の犯罪不安を低減させる施策について検討するための有用な資料を提供することができると考えられる。

これらを含めて、犯罪被害実態（暗数）調査によって得られた結果は、本書で紹介した以外の多様な統計的手法によって解析が可能であり、今後はそれらも併せて実施することにより、効果的な犯罪対策により豊かな情報を提供することも可能である。

ただ、近時、一般市民を対象とした面接調査は、種々の要因から困難となってきている。しかし、犯罪の認知件数と暗数は、犯罪情勢を知る上で表裏一体のものであり、お互いを相補う形で活用することによって初めて効果的な刑事政策を考えることができるのであり、今後とも、定期的に、犯罪被害実態（暗数）調査を実施し、必要な有効回答数が得られるよう、一般市民の理解と協力を得るための広報活動等を充実させていく必要があると考えられる。

第3部

参考資料

- 1 基礎集計表
 - 2 質問紙（日本語版）
 - 3 質問紙（英語版）
- （「国際犯罪被害実態調査（2004/2005年）」から転載したもの）

1 基礎集計表

【犯罪被害の有無等】

世帯における自家用車に関する犯罪被害（過去5年間）

世帯の自家用車の所有の有無

国名	総数	あり		なし		分からない	
総数	38,499	30,952	(80.4)	7,535	(19.6)	12	(0.0)
オーストラリア	7,001	6,523	(93.2)	478	(6.8)	—	(0.0)
カナダ	2,000	1,804	(90.2)	194	(9.7)	2	(0.1)
イギリス	1,893	1,348	(71.2)	545	(28.8)	—	(0.0)
フィンランド	2,500	1,899	(76.0)	600	(24.0)	1	(0.0)
フランス	2,016	1,539	(76.3)	476	(23.6)	1	(0.0)
ドイツ	2,025	1,612	(79.6)	413	(20.4)	—	(0.0)
イタリア	2,023	1,818	(89.9)	205	(10.1)	—	(0.0)
日本	2,086	1,779	(85.3)	307	(14.7)	—	(0.0)
オランダ	2,010	1,519	(75.6)	487	(24.2)	4	(0.2)
ポーランド	5,013	3,260	(65.0)	1,753	(35.0)	—	(0.0)
ポルトガル	2,011	1,518	(75.5)	490	(24.4)	3	(0.1)
スウェーデン	2,012	1,648	(81.9)	364	(18.1)	—	(0.0)
スイス	3,898	3,134	(80.4)	764	(19.6)	—	(0.0)
アメリカ	2,011	1,551	(77.1)	459	(22.8)	1	(0.0)

注1 「イギリス」とは、イングランド及びウェールズをいう。以下、すべての基礎集計表について同じ。

2 調査参加国によっては、集計方法の詳細が異なる関係で、必ずしも各表の間の総計が一致しない場合がある。以下、すべての基礎集計表について同じ。

世帯の自動車の所有台数

国 名	総数	1 台		2 台		3 台	
総数	30,534	16,125	(52.8)	10,413	(34.1)	2,531	(8.3)
オーストラリア	6,523	2,454	(37.6)	2,878	(44.1)	725	(11.1)
カナダ	1,804	639	(35.4)	852	(47.2)	212	(11.8)
イギリス	1,348	740	(54.9)	477	(35.4)	87	(6.5)
フィンランド	1,481	994	(67.1)	378	(25.5)	74	(5.0)
フランス	1,539	921	(59.8)	502	(32.6)	93	(6.0)
ドイツ	1,612	1,030	(63.9)	439	(27.2)	104	(6.5)
イタリア	1,818	828	(45.5)	707	(38.9)	194	(10.7)
日本	1,779	773	(43.5)	559	(31.4)	255	(14.3)
オランダ	1,519	1,013	(66.7)	422	(27.8)	57	(3.8)
ポーランド	3,260	2,439	(74.8)	617	(18.9)	100	(3.1)
ボルトガル	1,518	823	(54.2)	461	(30.4)	152	(10.0)
スウェーデン	1,648	897	(54.4)	566	(34.3)	108	(6.6)
スイス	3,134	1,998	(63.8)	938	(29.9)	141	(4.5)
アメリカ	1,551	576	(37.1)	617	(39.8)	229	(14.8)

国 名	総数	4 台		5 台以上		分からない	
総数	30,534	837	(2.7)	508	(1.7)	120	(0.4)
オーストラリア	6,523	270	(4.1)	182	(2.8)	14	(0.2)
カナダ	1,804	57	(3.2)	38	(2.1)	6	(0.3)
イギリス	1,348	21	(1.6)	20	(1.5)	3	(0.2)
フィンランド	1,481	17	(1.1)	17	(1.1)	1	(0.1)
フランス	1,539	15	(1.0)	8	(0.5)	—	
ドイツ	1,612	23	(1.4)	9	(0.6)	7	(0.4)
イタリア	1,818	62	(3.4)	20	(1.1)	7	(0.4)
日本	1,779	126	(7.1)	65	(3.7)	1	(0.1)
オランダ	1,519	18	(1.2)	6	(0.4)	3	(0.2)
ポーランド	3,260	24	(0.7)	22	(0.7)	58	(1.8)
ボルトガル	1,518	46	(3.0)	25	(1.6)	11	(0.7)
スウェーデン	1,648	36	(2.2)	39	(2.4)	2	(0.1)
スイス	3,134	37	(1.2)	19	(0.6)	1	(0.0)
アメリカ	1,551	85	(5.5)	38	(2.5)	6	(0.4)

自動車盗の被害の有無（過去5年間）

国名	総数	あり		なし		分からない	
総数	30,952	1,713	(5.5)	29,219	(94.4)	20	(0.1)
オーストラリア	6,523	505	(7.7)	6,016	(92.2)	2	(0.0)
カナダ	1,804	111	(6.2)	1,691	(93.7)	2	(0.1)
イギリス	1,348	119	(8.8)	1,227	(91.0)	2	(0.1)
フィンランド	1,899	89	(4.7)	1,807	(95.2)	3	(0.2)
フランス	1,539	84	(5.5)	1,455	(94.5)	—	(0.0)
ドイツ	1,612	49	(3.0)	1,562	(96.9)	1	(0.1)
イタリア	1,818	174	(9.6)	1,644	(90.4)	—	(0.0)
日本	1,779	12	(0.7)	1,763	(99.1)	4	(0.2)
オランダ	1,519	54	(3.6)	1,465	(96.4)	—	(0.0)
ポーランド	3,260	133	(4.1)	3,124	(95.8)	3	(0.1)
ポルトガル	1,518	152	(10.0)	1,365	(89.9)	1	(0.1)
スウェーデン	1,648	94	(5.7)	1,552	(94.2)	2	(0.1)
スイス	3,134	56	(1.8)	3,078	(98.2)	—	(0.0)
アメリカ	1,551	81	(5.2)	1,470	(94.8)	—	(0.0)

車上盗の被害の有無（過去5年間）

国名	総数	あり		なし		分からない	
総数	30,952	5,512	(17.8)	25,379	(82.0)	61	(0.2)
オーストラリア	6,523	1,333	(20.4)	5,169	(79.2)	21	(0.3)
カナダ	1,804	328	(18.2)	1,475	(81.8)	1	(0.1)
イギリス	1,348	369	(27.4)	977	(72.5)	2	(0.1)
フィンランド	1,899	247	(13.0)	1,647	(86.7)	5	(0.3)
フランス	1,539	300	(19.5)	1,239	(80.5)	—	(0.0)
ドイツ	1,612	228	(14.1)	1,384	(85.9)	—	(0.0)
イタリア	1,818	279	(15.3)	1,536	(84.5)	3	(0.2)
日本	1,779	126	(7.1)	1,643	(92.4)	10	(0.6)
オランダ	1,519	353	(23.2)	1,165	(76.7)	1	(0.1)
ポーランド	3,260	612	(18.8)	2,633	(80.8)	15	(0.5)
ポルトガル	1,518	311	(20.5)	1,206	(79.4)	1	(0.1)
スウェーデン	1,648	357	(21.7)	1,290	(78.3)	1	(0.1)
スイス	3,134	362	(11.6)	2,771	(88.4)	1	(0.0)
アメリカ	1,551	307	(19.8)	1,244	(80.2)	—	(0.0)

世帯におけるバイクに関する犯罪被害（過去5年間）

世帯のバイクの所有の有無

国名	総数	あり		なし		分からない	
総数	38,497	5,834	(15.2)	32,651	(84.8)	12	(0.0)
オーストラリア	7,001	758	(10.8)	6,243	(89.2)	—	(0.0)
カナダ	2,000	185	(9.3)	1,814	(90.7)	1	(0.1)
イギリス	1,893	164	(8.7)	1,728	(91.3)	1	(0.1)
フィンランド	2,500	406	(16.2)	2,093	(83.7)	1	(0.0)
フランス	2,016	279	(13.8)	1,737	(86.2)	—	(0.0)
ドイツ	2,025	334	(16.5)	1,691	(83.5)	—	(0.0)
イタリア	2,023	637	(31.5)	1,385	(68.5)	1	(0.0)
日本	2,086	583	(27.9)	1,503	(72.1)	—	(0.0)
オランダ	2,010	338	(16.8)	1,670	(83.1)	2	(0.1)
ポーランド	5,011	545	(10.9)	4,466	(89.1)	—	(0.0)
ポルトガル	2,011	259	(12.9)	1,748	(86.9)	4	(0.2)
スウェーデン	2,012	393	(19.5)	1,619	(80.5)	—	(0.0)
スイス	3,898	789	(20.2)	3,107	(79.7)	2	(0.1)
アメリカ	2,011	164	(8.2)	1,847	(91.8)	—	(0.0)

世帯のバイクの所有台数

国 名	総数	1 台		2 台		3 台	
総数	5,695	4,331	(76.0)	894	(15.7)	280	(4.9)
オーストラリア	758	544	(71.8)	128	(16.9)	54	(7.1)
カナダ	185	120	(64.9)	39	(21.1)	14	(7.6)
イギリス	164	109	(66.5)	37	(22.6)	11	(6.7)
フィンランド	267	161	(60.3)	56	(21.0)	30	(11.2)
フランス	279	252	(90.3)	16	(5.7)	7	(2.5)
ドイツ	334	266	(79.6)	48	(14.4)	12	(3.6)
イタリア	637	484	(76.0)	110	(17.3)	32	(5.0)
日本	583	466	(79.9)	87	(14.9)	19	(3.3)
オランダ	338	272	(80.5)	49	(14.5)	9	(2.7)
ポーランド	545	468	(85.9)	49	(9.0)	12	(2.2)
ポルトガル	259	189	(73.0)	42	(16.2)	15	(5.8)
スウェーデン	393	259	(65.9)	92	(23.4)	24	(6.1)
スイス	789	644	(81.6)	108	(13.7)	24	(3.0)
アメリカ	164	97	(59.1)	33	(20.1)	17	(10.4)

国 名	総数	4 台		5 台以上		分からない	
総数	5,695	80	(1.4)	74	(1.3)	36	(0.6)
オーストラリア	758	17	(2.2)	12	(1.6)	3	(0.4)
カナダ	185	6	(3.2)	5	(2.7)	1	(0.5)
イギリス	164	2	(1.2)	5	(3.0)	—	(0.0)
フィンランド	267	8	(3.0)	11	(4.1)	1	(0.4)
フランス	279	2	(0.7)	2	(0.7)	—	(0.0)
ドイツ	334	3	(0.9)	1	(0.3)	4	(1.2)
イタリア	637	4	(0.6)	2	(0.3)	5	(0.8)
日本	583	5	(0.9)	4	(0.7)	2	(0.3)
オランダ	338	3	(0.9)	4	(1.2)	1	(0.3)
ポーランド	545	5	(0.9)	—		11	(2.0)
ポルトガル	259	7	(2.7)	4	(1.5)	2	(0.8)
スウェーデン	393	7	(1.8)	10	(2.5)	1	(0.3)
スイス	789	7	(0.9)	6	(0.8)	—	(0.0)
アメリカ	164	4	(2.4)	8	(4.9)	5	(3.0)

バイク盗の被害の有無（過去5年間）

国名	総数	あり		なし		分からない	
総数	5,834	451	(7.7)	5,377	(92.2)	6	(0.1)
オーストラリア	758	39	(5.1)	719	(94.9)	—	(0.0)
カナダ	185	13	(7.0)	172	(93.0)	—	(0.0)
イギリス	164	32	(19.5)	132	(80.5)	—	(0.0)
フィンランド	406	14	(3.4)	392	(96.6)	—	(0.0)
フランス	279	34	(12.2)	245	(87.8)	—	(0.0)
ドイツ	334	18	(5.4)	316	(94.6)	—	(0.0)
イタリア	637	71	(11.1)	566	(88.9)	—	(0.0)
日本	583	60	(10.3)	519	(89.0)	4	(0.7)
オランダ	338	35	(10.4)	302	(89.3)	1	(0.3)
ポーランド	545	23	(4.2)	521	(95.6)	1	(0.2)
ポルトガル	259	18	(6.9)	241	(93.1)	—	(0.0)
スウェーデン	393	31	(7.9)	362	(92.1)	—	(0.0)
スイス	789	57	(7.2)	732	(92.8)	—	(0.0)
アメリカ	164	6	(3.7)	158	(96.3)	—	(0.0)

世帯における自転車に関する犯罪被害（過去5年間）

世帯の自転車の所有の有無

国名	総数	あり		なし		分からない	
総数	38,499	26,244	(68.2)	12,246	(31.8)	9	(0.0)
オーストラリア	7,001	3,955	(56.5)	3,046	(43.5)	—	(0.0)
カナダ	2,000	1,468	(73.4)	531	(26.6)	1	(0.1)
イギリス	1,893	929	(49.1)	964	(50.9)	—	(0.0)
フィンランド	2,500	2,130	(85.2)	368	(14.7)	2	(0.1)
フランス	2,016	879	(43.6)	1,137	(56.4)	—	(0.0)
ドイツ	2,025	1,695	(83.7)	330	(16.3)	—	(0.0)
イタリア	2,023	1,148	(56.7)	874	(43.2)	1	(0.0)
日本	2,086	1,667	(79.9)	419	(20.1)	—	(0.0)
オランダ	2,010	1,855	(92.3)	155	(7.7)	—	(0.0)
ポーランド	5,013	4,164	(83.1)	849	(16.9)	—	(0.0)
ポルトガル	2,011	712	(35.4)	1,294	(64.3)	5	(0.2)
スウェーデン	2,012	1,777	(88.3)	235	(11.7)	—	(0.0)
スイス	3,898	2,765	(70.9)	1,133	(29.1)	—	(0.0)
アメリカ	2,011	1,100	(54.7)	911	(45.3)	—	(0.0)

世帯の自転車の所有台数

国名	総数	1台		2台		3台	
総数	25,767	8,063	(31.3)	8,364	(32.5)	4,209	(16.3)
オーストラリア	3,955	1,263	(31.9)	1,243	(31.4)	639	(16.2)
カナダ	1,468	420	(28.6)	478	(32.6)	235	(16.0)
イギリス	929	374	(40.3)	277	(29.8)	138	(14.9)
フィンランド	1,653	467	(28.3)	529	(32.0)	277	(16.8)
フランス	879	341	(38.8)	264	(30.0)	113	(12.9)
ドイツ	1,695	502	(29.6)	624	(36.8)	285	(16.8)
イタリア	1,148	391	(34.1)	385	(33.5)	196	(17.1)
日本	1,667	558	(33.5)	536	(32.2)	312	(18.7)
オランダ	1,855	422	(22.7)	598	(32.2)	303	(16.3)
ポーランド	4,164	1,398	(33.6)	1,313	(31.5)	797	(19.1)
ポルトガル	712	333	(46.8)	253	(35.5)	67	(9.4)
スウェーデン	1,777	395	(22.2)	579	(32.6)	272	(15.3)
スイス	2,765	832	(30.1)	911	(32.9)	406	(14.7)
アメリカ	1,100	367	(33.4)	374	(34.0)	169	(15.4)

国名	総数	4台		5台以上		分からない	
総数	25,767	2,897	(11.2)	2,167	(8.4)	67	(0.3)
オーストラリア	3,955	420	(10.6)	390	(9.9)	—	(0.0)
カナダ	1,468	209	(14.2)	124	(8.4)	2	(0.1)
イギリス	929	90	(9.7)	49	(5.3)	1	(0.1)
フィンランド	1,653	196	(11.9)	176	(10.6)	8	(0.5)
フランス	879	101	(11.5)	60	(6.8)	—	(0.0)
ドイツ	1,695	182	(10.7)	95	(5.6)	7	(0.4)
イタリア	1,148	102	(8.9)	68	(5.9)	6	(0.5)
日本	1,667	153	(9.2)	104	(6.2)	4	(0.2)
オランダ	1,855	266	(14.3)	265	(14.3)	1	(0.1)
ポーランド	4,164	405	(9.7)	223	(5.4)	28	(0.7)
ポルトガル	712	37	(5.2)	18	(2.5)	4	(0.6)
スウェーデン	1,777	272	(15.3)	257	(14.5)	2	(0.1)
スイス	2,765	357	(12.9)	259	(9.4)	—	
アメリカ	1,100	107	(9.7)	79	(7.2)	4	(0.4)

世帯の自転車盗の被害の有無（過去5年間）

国名	総数	あり		なし		分からない	
総数	25,767	4,397	(17.1)	21,352	(82.9)	18	(0.1)
オーストラリア	3,955	409	(10.3)	3,544	(89.6)	2	(0.1)
カナダ	1,468	213	(14.5)	1,252	(85.3)	3	(0.2)
イギリス	929	153	(16.5)	776	(83.5)	—	(0.0)
フィンランド	1,653	383	(23.2)	1,268	(76.7)	2	(0.1)
フランス	879	116	(13.2)	762	(86.7)	1	(0.1)
ドイツ	1,695	315	(18.6)	1,380	(81.4)	—	(0.0)
イタリア	1,148	128	(11.1)	1,020	(88.9)	—	(0.0)
日本	1,667	387	(23.2)	1,277	(76.6)	3	(0.2)
オランダ	1,855	587	(31.6)	1,267	(68.3)	1	(0.1)
ポーランド	4,164	524	(12.6)	3,640	(87.4)	—	(0.0)
ポルトガル	712	48	(6.7)	664	(93.3)	—	(0.0)
スウェーデン	1,777	381	(21.4)	1,392	(78.3)	4	(0.2)
スイス	2,765	615	(22.2)	2,148	(77.7)	2	(0.1)
アメリカ	1,100	138	(12.5)	962	(87.5)	—	(0.0)

世帯における不法侵入の被害（過去5年間）

国名	総数	あり		なし		分からない	
総数	38,496	3,162	(8.2)	35,280	(91.6)	54	(0.1)
オーストラリア	7,001	938	(13.4)	6,053	(86.5)	10	(0.1)
カナダ	2,000	169	(8.5)	1,829	(91.5)	2	(0.1)
イギリス	1,893	211	(11.1)	1,680	(88.7)	2	(0.1)
フィンランド	2,500	191	(7.6)	2,303	(92.1)	6	(0.2)
フランス	2,016	161	(8.0)	1,855	(92.0)	—	(0.0)
ドイツ	2,025	100	(4.9)	1,923	(95.0)	2	(0.1)
イタリア	2,023	212	(10.5)	1,811	(89.5)	—	(0.0)
日本	2,086	81	(3.9)	1,990	(95.4)	15	(0.7)
オランダ	2,010	155	(7.7)	1,853	(92.2)	2	(0.1)
ポーランド	5,012	293	(5.8)	4,716	(94.1)	3	(0.1)
ポルトガル	2,011	101	(5.0)	1,907	(94.8)	3	(0.1)
スウェーデン	2,012	103	(5.1)	1,906	(94.7)	3	(0.1)
スイス	3,896	327	(8.4)	3,569	(91.6)	—	(0.0)
アメリカ	2,011	120	(6.0)	1,885	(93.7)	6	(0.3)

世帯における不法侵入未遂の被害（過去5年間）

国名	総数	あり		なし		分からない	
総数	38,488	2,501	(6.5)	35,879	(93.2)	108	(0.3)
オーストラリア	7,001	676	(9.7)	6,298	(90.0)	27	(0.4)
カナダ	2,000	139	(7.0)	1,859	(93.0)	2	(0.1)
イギリス	1,893	201	(10.6)	1,683	(88.9)	9	(0.5)
フィンランド	2,500	74	(3.0)	2,421	(96.8)	5	(0.2)
フランス	2,016	134	(6.6)	1,879	(93.2)	3	(0.1)
ドイツ	2,025	111	(5.5)	1,903	(94.0)	11	(0.5)
イタリア	2,023	177	(8.7)	1,843	(91.1)	3	(0.1)
日本	2,086	57	(2.7)	2,000	(95.9)	29	(1.4)
オランダ	2,010	189	(9.4)	1,819	(90.5)	2	(0.1)
ポーランド	5,013	207	(4.1)	4,797	(95.7)	9	(0.2)
ポルトガル	2,011	86	(4.3)	1,922	(95.6)	3	(0.1)
スウェーデン	2,012	68	(3.4)	1,942	(96.5)	2	(0.1)
スイス	3,887	251	(6.5)	3,636	(93.5)	—	(0.0)
アメリカ	2,011	131	(6.5)	1,877	(93.3)	3	(0.1)

個人における窃盗の被害（過去5年間）

国名	総数	あり		なし		分からない	
総数	38,499	5,353	(13.9)	33,062	(85.9)	84	(0.2)
オーストラリア	7,001	941	(13.4)	6,047	(86.4)	13	(0.2)
カナダ	2,000	272	(13.6)	1,725	(86.3)	3	(0.2)
イギリス	1,893	356	(18.8)	1,531	(80.9)	6	(0.3)
フィンランド	2,500	255	(10.2)	2,235	(89.4)	10	(0.4)
フランス	2,016	302	(15.0)	1,713	(85.0)	1	(0.0)
ドイツ	2,025	351	(17.3)	1,670	(82.5)	4	(0.2)
イタリア	2,023	288	(14.2)	1,733	(85.7)	2	(0.1)
日本	2,086	15	(0.7)	2,065	(99.0)	6	(0.3)
オランダ	2,010	330	(16.4)	1,675	(83.3)	5	(0.2)
ポーランド	5,013	648	(12.9)	4,352	(86.8)	13	(0.3)
ポルトガル	2,011	206	(10.2)	1,804	(89.7)	1	(0.0)
スウェーデン	2,012	316	(15.7)	1,687	(83.8)	9	(0.4)
スイス	3,898	764	(19.6)	3,128	(80.2)	6	(0.2)
アメリカ	2,011	309	(15.4)	1,697	(84.4)	5	(0.2)

個人における強盗の被害（過去5年間）

国名	総数	あり		なし		分からない	
総数	38,499	1,422	(3.7)	37,059	(96.3)	18	(0.0)
オーストラリア	7,001	258	(3.7)	6,740	(96.3)	3	(0.0)
カナダ	2,000	54	(2.7)	1,945	(97.3)	1	(0.1)
イギリス	1,893	128	(6.8)	1,765	(93.2)	—	(0.0)
フィンランド	2,500	59	(2.4)	2,440	(97.6)	1	(0.0)
フランス	2,016	85	(4.2)	1,931	(95.8)	—	(0.0)
ドイツ	2,025	59	(2.9)	1,966	(97.1)	—	(0.0)
イタリア	2,023	63	(3.1)	1,960	(96.9)	—	(0.0)
日本	2,086	7	(0.3)	2,074	(99.4)	5	(0.2)
オランダ	2,010	82	(4.1)	1,928	(95.9)	—	(0.0)
ポーランド	5,013	236	(4.7)	4,776	(95.3)	1	(0.0)
ポルトガル	2,011	132	(6.6)	1,878	(93.4)	1	(0.0)
スウェーデン	2,012	66	(3.3)	1,943	(96.6)	3	(0.1)
スイス	3,898	126	(3.2)	3,771	(96.7)	1	(0.0)
アメリカ	2,011	67	(3.3)	1,942	(96.6)	2	(0.1)

個人における性的暴行の被害の有無（過去5年間）

国名	総数	あり		なし		分からない	
総数	28,217	1,305	(4.6)	26,852	(95.2)	60	(0.2)
カナダ	2,000	104	(5.2)	1,895	(94.8)	1	(0.1)
イギリス	1,893	99	(5.2)	1,789	(94.5)	5	(0.3)
フィンランド	2,500	85	(3.4)	2,411	(96.4)	4	(0.2)
フランス	2,016	55	(2.7)	1,958	(97.1)	3	(0.1)
ドイツ	2,025	134	(6.6)	1,890	(93.3)	1	(0.0)
イタリア	2,023	56	(2.8)	1,965	(97.1)	2	(0.1)
日本	1,099	27	(2.5)	1,057	(96.2)	15	(1.4)
オランダ	2,010	135	(6.7)	1,871	(93.1)	4	(0.2)
ポーランド	2,719	90	(3.3)	2,613	(96.1)	16	(0.6)
ポルトガル	2,011	43	(2.1)	1,967	(97.8)	1	(0.0)
スウェーデン	2,012	115	(5.7)	1,896	(94.2)	1	(0.0)
スイス	3,898	229	(5.9)	3,665	(94.0)	4	(0.1)
アメリカ	2,011	133	(6.6)	1,875	(93.2)	3	(0.1)

注 1 日本及びポーランドは女性のみを対象に調査している。

2 オーストラリアは、未調査である。

個人における暴行・脅迫の被害の有無（過去5年間）

国名	総数	あり		なし		分からない	
総数	38,499	4,085	(10.6)	34,349	(89.2)	65	(0.2)
オーストラリア	7,001	905	(12.9)	6,086	(86.9)	10	(0.1)
カナダ	2,000	230	(11.5)	1,769	(88.5)	1	(0.1)
イギリス	1,893	327	(17.3)	1,564	(82.6)	2	(0.1)
フィンランド	2,500	244	(9.8)	2,251	(90.0)	5	(0.2)
フランス	2,016	209	(10.4)	1,807	(89.6)	—	(0.0)
ドイツ	2,025	283	(14.0)	1,740	(85.9)	2	(0.1)
イタリア	2,023	84	(4.2)	1,939	(95.8)	—	(0.0)
日本	2,086	22	(1.1)	2,031	(97.4)	33	(1.6)
オランダ	2,010	341	(17.0)	1,668	(83.0)	1	(0.0)
ポーランド	5,013	448	(8.9)	4,565	(91.1)	—	(0.0)
ポルトガル	2,011	131	(6.5)	1,877	(93.3)	3	(0.1)
スウェーデン	2,012	267	(13.3)	1,743	(86.6)	2	(0.1)
スイス	3,898	364	(9.3)	3,532	(90.6)	2	(0.1)
アメリカ	2,011	230	(11.4)	1,777	(88.4)	4	(0.2)

【自動車盗の被害に関する詳細】

自動車盗 被害の時期

国 名	総数	今年		昨年		それ以前		分からない ／思い出せない	
総数	1,713	185	(10.8)	325	(19.0)	1,145	(66.8)	58	(3.4)
オーストラリア	505	65	(12.9)	88	(17.4)	342	(67.7)	10	(2.0)
カナダ	111	21	(18.9)	16	(14.4)	72	(64.9)	2	(1.8)
イギリス	119	4	(3.4)	30	(25.2)	77	(64.7)	8	(6.7)
フィンランド	89	6	(6.7)	11	(12.4)	70	(78.7)	2	(2.2)
フランス	84	5	(6.0)	9	(10.7)	61	(72.6)	9	(10.7)
ドイツ	49	1	(2.0)	6	(12.2)	39	(79.6)	3	(6.1)
イタリア	174	14	(8.0)	33	(19.0)	122	(70.1)	5	(2.9)
日本	12	—	(0.0)	2	(16.7)	10	(83.3)	—	(0.0)
オランダ	54	4	(7.4)	13	(24.1)	36	(66.7)	1	(1.9)
ポーランド	133	15	(11.3)	34	(25.6)	81	(60.9)	3	(2.3)
ポルトガル	152	34	(22.4)	30	(19.7)	84	(55.3)	4	(2.6)
スウェーデン	94	10	(10.6)	20	(21.3)	63	(67.0)	1	(1.1)
スイス	56	2	(3.6)	8	(14.3)	38	(67.9)	8	(14.3)
アメリカ	81	4	(4.9)	25	(30.9)	50	(61.7)	2	(2.5)

注 1 「自動車盗の被害の有無」で被害「あり」とした者のみが回答。

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが昨年に1回あった場合は「昨年」とし、「今年」と「それ以前」双方にあった場合は「今年」とした。以下「被害の時期」の設問はすべて同じ。

3 被害の詳細に関する設問の総数が、被害「あり」とした者の数と一致しない場合がある。以下、各被害の設問について同じ。

自動車盗 昨年の被害回数

国 名	総数	1 回	2 回	3 回
総数	325	291 (89.5)	28 (8.6)	4 (1.2)
オーストラリア	88	83 (94.3)	4 (4.5)	1 (1.1)
カナダ	16	15 (93.8)	1 (6.3)	－ (0.0)
イギリス	30	24 (80.0)	5 (16.7)	－ (0.0)
フィンランド	11	8 (72.7)	3 (27.3)	－ (0.0)
フランス	9	8 (88.9)	1 (11.1)	－ (0.0)
ドイツ	6	6 (100.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
イタリア	33	28 (84.8)	4 (12.1)	1 (3.0)
日本	2	2 (100.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
オランダ	13	12 (92.3)	－ (0.0)	－ (0.0)
ポーランド	34	34 (100.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
ポルトガル	30	25 (83.3)	4 (13.3)	1 (3.3)
スウェーデン	20	18 (90.0)	2 (10.0)	－ (0.0)
スイス	8	7 (87.5)	1 (12.5)	－ (0.0)
アメリカ	25	21 (84.0)	3 (12.0)	1 (4.0)

国 名	総数	4 回	5 回以上	分からない
総数	325	－ (0.0)	2 (0.6)	－ (0.0)
オーストラリア	88	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
カナダ	16	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
イギリス	30	－ (0.0)	1 (3.3)	－ (0.0)
フィンランド	11	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
フランス	9	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
ドイツ	6	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
イタリア	33	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
日本	2	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
オランダ	13	－ (0.0)	1 (7.7)	－ (0.0)
ポーランド	34	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
ポルトガル	30	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
スウェーデン	20	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
スイス	8	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
アメリカ	25	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)

注 前表で、「昨年」とした者のみが回答。

自動車盗 被害場所

国 名	総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内
総数	1,687	516 (30.6)	472 (28.0)	219 (13.0)	265 (15.7)
オーストラリア	505	230 (45.5)	54 (10.7)	152 (30.1)	38 (7.5)
カナダ	111	68 (61.3)	5 (4.5)	5 (4.5)	20 (18.0)
イギリス	119	57 (47.9)	18 (15.1)	7 (5.9)	19 (16.0)
フィンランド	64	11 (17.2)	31 (48.4)	3 (4.7)	10 (15.6)
フランス	84	12 (14.3)	30 (35.7)	6 (7.1)	8 (9.5)
ドイツ	49	5 (10.2)	22 (44.9)	4 (8.2)	5 (10.2)
イタリア	174	14 (8.0)	102 (58.6)	6 (3.4)	38 (21.8)
日本	12	6 (50.0)	4 (33.3)	1 (8.3)	1 (8.3)
オランダ	54	21 (38.9)	10 (18.5)	3 (5.6)	8 (14.8)
ポーランド	132	14 (10.6)	35 (26.5)	8 (6.1)	58 (43.9)
ポルトガル	152	28 (18.4)	78 (51.3)	4 (2.6)	27 (17.8)
スウェーデン	94	12 (12.8)	42 (44.7)	5 (5.3)	26 (27.7)
スイス	56	－ (0.0)	18 (32.1)	－ (0.0)	6 (10.7)
アメリカ	81	38 (46.9)	23 (28.4)	15 (18.5)	1 (1.2)

国 名	総数	国内	国外	分からない
総数	1,687	131 (7.8)	39 (2.3)	45 (2.7)
オーストラリア	505	21 (4.2)	4 (0.8)	6 (1.2)
カナダ	111	8 (7.2)	3 (2.7)	2 (1.8)
イギリス	119	9 (7.6)	1 (0.8)	8 (6.7)
フィンランド	64	8 (12.5)	－ (0.0)	1 (1.6)
フランス	84	18 (21.4)	1 (1.2)	9 (10.7)
ドイツ	49	2 (4.1)	6 (12.2)	5 (10.2)
イタリア	174	10 (5.7)	1 (0.6)	3 (1.7)
日本	12	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
オランダ	54	8 (14.8)	3 (5.6)	1 (1.9)
ポーランド	132	17 (12.9)	－ (0.0)	－ (0.0)
ポルトガル	152	12 (7.9)	1 (0.7)	2 (1.3)
スウェーデン	94	8 (8.5)	－ (0.0)	1 (1.1)
スイス	56	8 (14.3)	18 (32.1)	6 (10.7)
アメリカ	81	2 (2.5)	1 (1.2)	1 (1.2)

注 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

自動車盗 盗難車は戻ったか

国 名	総数	はい		いいえ		分からない	
総数	1,687	1,120	(66.4)	518	(30.7)	49	(2.9)
オーストラリア	505	397	(78.6)	101	(20.0)	7	(1.4)
カナダ	111	77	(69.4)	32	(28.8)	2	(1.8)
イギリス	119	73	(61.3)	37	(31.1)	9	(7.6)
フィンランド	64	57	(89.1)	6	(9.4)	1	(1.6)
フランス	84	50	(59.5)	25	(29.8)	9	(10.7)
ドイツ	49	25	(51.0)	21	(42.9)	3	(6.1)
イタリア	174	76	(43.7)	95	(54.6)	3	(1.7)
日本	12	11	(91.7)	1	(8.3)	—	(0.0)
オランダ	54	35	(64.8)	18	(33.3)	1	(1.9)
ポーランド	132	45	(34.1)	87	(65.9)	—	(0.0)
ポルトガル	152	109	(71.7)	40	(26.3)	3	(2.0)
スウェーデン	94	86	(91.5)	7	(7.4)	1	(1.1)
スイス	56	29	(51.8)	18	(32.1)	9	(16.1)
アメリカ	81	50	(61.7)	30	(37.0)	1	(1.2)

自動車盗 捜査機関への申告の有無

国 名	総数	はい	いいえ	分からない
総数	1,687	1,544 (91.5)	94 (5.6)	49 (2.9)
オーストラリア	505	476 (94.3)	23 (4.6)	6 (1.2)
カナダ	111	105 (94.6)	4 (3.6)	2 (1.8)
イギリス	119	100 (84.0)	9 (7.6)	10 (8.4)
フィンランド	64	59 (92.2)	3 (4.7)	2 (3.1)
フランス	84	66 (78.6)	10 (11.9)	8 (9.5)
ドイツ	49	43 (87.8)	3 (6.1)	3 (6.1)
イタリア	174	164 (94.3)	7 (4.0)	3 (1.7)
日本	12	12 (100.0)	— (0.0)	— (0.0)
オランダ	54	51 (94.4)	2 (3.7)	1 (1.9)
ポーランド	132	128 (97.0)	3 (2.3)	1 (0.8)
ポルトガル	152	125 (82.2)	24 (15.8)	3 (2.0)
スウェーデン	94	90 (95.7)	2 (2.1)	2 (2.1)
スイス	56	48 (85.7)	2 (3.6)	6 (10.7)
アメリカ	81	77 (95.1)	2 (2.5)	2 (2.5)

自動車盗 事件の重大性

国 名	総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	分からない／ 無回答
総数	1,631	708 (43.4)	622 (38.1)	256 (15.7)	45 (2.8)
オーストラリア	505	223 (44.2)	190 (37.6)	84 (16.6)	8 (1.6)
カナダ	111	41 (36.9)	47 (42.3)	21 (18.9)	2 (1.8)
イギリス	119	55 (46.2)	42 (35.3)	10 (8.4)	12 (10.1)
フィンランド	64	8 (12.5)	36 (56.3)	18 (28.1)	2 (3.1)
フランス	84	31 (36.9)	30 (35.7)	15 (17.9)	8 (9.5)
ドイツ	49	20 (40.8)	22 (44.9)	5 (10.2)	2 (4.1)
イタリア	174	61 (35.1)	94 (54.0)	14 (8.0)	5 (2.9)
日本	12	9 (75.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	1 (8.3)
オランダ	54	21 (38.9)	24 (44.4)	8 (14.8)	1 (1.9)
ポーランド	132	106 (80.3)	21 (15.9)	5 (3.8)	— (0.0)
ポルトガル	152	57 (37.5)	58 (38.2)	36 (23.7)	1 (0.7)
スウェーデン	94	33 (35.1)	38 (40.4)	21 (22.3)	2 (2.1)
アメリカ	81	43 (53.1)	19 (23.5)	18 (22.2)	1 (1.2)

注 スイスは、未調査である。

【車上盗の被害に関する詳細】

車上盗 被害の時期

国名	総数	今年		昨年		それ以前		分からない ／思い出せない	
総数	5,512	749	(13.6)	1,462	(26.5)	3,221	(58.4)	80	(1.5)
オーストラリア	1,333	246	(18.5)	310	(23.3)	764	(57.3)	13	(1.0)
カナダ	328	62	(18.9)	96	(29.3)	166	(50.6)	4	(1.2)
イギリス	369	19	(5.1)	128	(34.7)	219	(59.3)	3	(0.8)
フィンランド	247	25	(10.1)	48	(19.4)	172	(69.6)	2	(0.8)
フランス	300	34	(11.3)	59	(19.7)	197	(65.7)	10	(3.3)
ドイツ	228	27	(11.8)	52	(22.8)	144	(63.2)	5	(2.2)
イタリア	279	46	(16.5)	77	(27.6)	152	(54.5)	4	(1.4)
日本	126	2	(1.6)	21	(16.7)	97	(77.0)	6	(4.8)
オランダ	353	51	(14.4)	82	(23.2)	219	(62.0)	1	(0.3)
ポーランド	612	92	(15.0)	190	(31.0)	320	(52.3)	10	(1.6)
ポルトガル	311	63	(20.3)	78	(25.1)	165	(53.1)	5	(1.6)
スウェーデン	357	33	(9.2)	103	(28.9)	216	(60.5)	5	(1.4)
スイス	362	31	(8.6)	105	(29.0)	218	(60.2)	8	(2.2)
アメリカ	307	18	(5.9)	113	(36.8)	172	(56.0)	4	(1.3)

注 「車上盗の被害の有無」で被害「あり」とした者のみが回答。

車上盗 昨年の被害回数

国 名	総数	1 回		2 回		3 回		4 回	
総数	1,462	1,180	(80.7)	206	(14.1)	45	(3.1)	17	(1.2)
オーストラリア	310	251	(81.0)	39	(12.6)	11	(3.5)	5	(1.6)
カナダ	96	77	(80.2)	13	(13.5)	4	(4.2)	1	(1.0)
イギリス	128	94	(73.4)	27	(21.1)	5	(3.9)	2	(1.6)
フィンランド	48	42	(87.5)	4	(8.3)	1	(2.1)	—	(0.0)
フランス	59	46	(78.0)	9	(15.3)	1	(1.7)	3	(5.1)
ドイツ	52	42	(80.8)	7	(13.5)	3	(5.8)	—	(0.0)
イタリア	77	59	(76.6)	16	(20.8)	2	(2.6)	—	(0.0)
日本	21	20	(95.2)	1	(4.8)	—	(0.0)	—	(0.0)
オランダ	82	66	(80.5)	14	(17.1)	1	(1.2)	—	(0.0)
ポーランド	190	172	(90.5)	12	(6.3)	5	(2.6)	—	(0.0)
ポルトガル	78	62	(79.5)	13	(16.7)	1	(1.3)	1	(1.3)
スウェーデン	103	77	(74.8)	17	(16.5)	5	(4.9)	2	(1.9)
スイス	105	90	(85.7)	9	(8.6)	3	(2.9)	2	(1.9)
アメリカ	113	82	(72.6)	25	(22.1)	3	(2.7)	1	(0.9)

国 名	総数	5 回以上		分からない	
総数	1,462	13	(0.9)	1	(0.1)
オーストラリア	310	4	(1.3)	—	(0.0)
カナダ	96	1	(1.0)	—	(0.0)
イギリス	128	—	(0.0)	—	(0.0)
フィンランド	48	1	(2.1)	—	(0.0)
フランス	59	—	(0.0)	—	(0.0)
ドイツ	52	—	(0.0)	—	(0.0)
イタリア	77	—	(0.0)	—	(0.0)
日本	21	—	(0.0)	—	(0.0)
オランダ	82	1	(1.2)	—	(0.0)
ポーランド	190	1	(0.5)	—	(0.0)
ポルトガル	78	1	(1.3)	—	(0.0)
スウェーデン	103	2	(1.9)	—	(0.0)
スイス	105	1	(1.0)	—	(0.0)
アメリカ	113	1	(0.9)	1	(0.9)

注 前表で、「昨年」とした者のみが回答。

車上盗 被害場所

国 名	総数	自宅		自宅付近		職場		市町村内	
総数	5,428	1,399	(25.8)	1,559	(28.7)	739	(13.6)	1,016	(18.7)
オーストラリア	1,333	544	(40.8)	126	(9.5)	461	(34.6)	99	(7.4)
カナダ	328	158	(48.2)	37	(11.3)	30	(9.1)	74	(22.6)
イギリス	369	169	(45.8)	83	(22.5)	20	(5.4)	68	(18.4)
フィンランド	162	45	(27.8)	64	(39.5)	5	(3.1)	26	(16.0)
フランス	300	53	(17.7)	128	(42.7)	15	(5.0)	65	(21.7)
ドイツ	228	24	(10.5)	114	(50.0)	12	(5.3)	39	(17.1)
イタリア	279	16	(5.7)	130	(46.6)	6	(2.2)	98	(35.1)
日本	126	39	(31.0)	39	(31.0)	23	(18.3)	6	(4.8)
オランダ	353	97	(27.5)	107	(30.3)	20	(5.7)	64	(18.1)
ポーランド	612	42	(6.9)	263	(43.0)	30	(4.9)	217	(35.5)
ポルトガル	311	30	(9.6)	138	(44.4)	22	(7.1)	79	(25.4)
スウェーデン	357	64	(17.9)	137	(38.4)	21	(5.9)	88	(24.6)
スイス	362	—	(0.0)	123	(34.0)	—	(0.0)	80	(22.1)
アメリカ	308	118	(38.3)	70	(22.7)	74	(24.0)	13	(4.2)

国 名	総数	国内		国外		分からない	
総数	5,428	493	(9.1)	142	(2.6)	80	(1.5)
オーストラリア	1,333	76	(5.7)	13	(1.0)	14	(1.1)
カナダ	328	22	(6.7)	4	(1.2)	3	(0.9)
イギリス	369	21	(5.7)	3	(0.8)	5	(1.4)
フィンランド	162	15	(9.3)	5	(3.1)	2	(1.2)
フランス	300	34	(11.3)	2	(0.7)	3	(1.0)
ドイツ	228	19	(8.3)	16	(7.0)	4	(1.8)
イタリア	279	20	(7.2)	1	(0.4)	8	(2.9)
日本	126	12	(9.5)	—	(0.0)	7	(5.6)
オランダ	353	48	(13.6)	13	(3.7)	4	(1.1)
ポーランド	612	52	(8.5)	2	(0.3)	6	(1.0)
ポルトガル	311	34	(10.9)	2	(0.6)	6	(1.9)
スウェーデン	357	42	(11.8)	2	(0.6)	3	(0.8)
スイス	362	71	(19.6)	78	(21.5)	10	(2.8)
アメリカ	308	27	(8.8)	1	(0.3)	5	(1.6)

注 直近の事件についてきいている。以下も同じ。

車上盗 捜査機関への申告の有無

国 名	総数	はい		いいえ		分からない	
総数	5,426	3,243	(59.8)	2,020	(37.2)	163	(3.0)
オーストラリア	1,333	710	(53.3)	582	(43.7)	41	(3.1)
カナダ	328	205	(62.5)	116	(35.4)	7	(2.1)
イギリス	369	229	(62.1)	133	(36.0)	7	(1.9)
フィンランド	162	124	(76.5)	33	(20.4)	5	(3.1)
フランス	300	175	(58.3)	117	(39.0)	8	(2.7)
ドイツ	228	175	(76.8)	46	(20.2)	7	(3.1)
イタリア	279	125	(44.8)	140	(50.2)	14	(5.0)
日本	126	81	(64.3)	37	(29.4)	8	(6.3)
オランダ	353	263	(74.5)	87	(24.6)	3	(0.8)
ポーランド	610	317	(52.0)	284	(46.6)	9	(1.5)
ポルトガル	311	150	(48.2)	148	(47.6)	13	(4.2)
スウェーデン	357	273	(76.5)	66	(18.5)	18	(5.0)
スイス	362	248	(68.5)	103	(28.5)	11	(3.0)
アメリカ	308	168	(54.5)	128	(41.6)	12	(3.9)

車上盗 捜査機関の対応の満足度

国 名	総数	満足		不満		分からない	
総数	3,243	1,926	(59.4)	1,087	(33.5)	230	(7.1)
オーストラリア	710	460	(64.8)	183	(25.8)	67	(9.4)
カナダ	205	138	(67.3)	59	(28.8)	8	(3.9)
イギリス	229	136	(59.4)	87	(38.0)	6	(2.6)
フィンランド	124	93	(75.0)	22	(17.7)	9	(7.3)
フランス	175	100	(57.1)	68	(38.9)	7	(4.0)
ドイツ	175	104	(59.4)	62	(35.4)	9	(5.1)
イタリア	125	50	(40.0)	62	(49.6)	13	(10.4)
日本	81	38	(46.9)	32	(39.5)	11	(13.6)
オランダ	263	161	(61.2)	92	(35.0)	10	(3.8)
ポーランド	317	133	(42.0)	163	(51.4)	21	(6.6)
ポルトガル	150	80	(53.3)	61	(40.7)	9	(6.0)
スウェーデン	273	159	(58.2)	73	(26.7)	41	(15.0)
スイス	248	185	(74.6)	51	(20.6)	12	(4.8)
アメリカ	168	89	(53.0)	72	(42.9)	7	(4.2)

注 前表で「はい」とした者のみが回答。

車上盗 捜査機関の対応の不満理由

国 名	総数	十分な対処をし なかった	関心を持たな かった	犯人を見つけれ なかった	盗まれたものを取 り戻せなかった	十分な経過通知が なされなかった
総数	1,087	670 (61.6)	527 (48.5)	495 (45.5)	474 (43.6)	357 (32.8)
オーストラリア	183	98 (53.6)	63 (34.4)	21 (11.5)	40 (21.9)	13 (7.1)
カナダ	59	41 (69.5)	22 (37.3)	11 (18.6)	18 (30.5)	8 (13.6)
イギリス	87	72 (82.8)	59 (67.8)	62 (71.3)	54 (62.1)	46 (52.9)
フィンランド	22	17 (77.3)	10 (45.5)	7 (31.8)	8 (36.4)	9 (40.9)
フランス	68	42 (61.8)	48 (70.6)	36 (52.9)	34 (50.0)	35 (51.5)
ドイツ	62	42 (67.7)	40 (64.5)	43 (69.4)	44 (71.0)	33 (53.2)
イタリア	62	44 (71.0)	37 (59.7)	24 (38.7)	25 (40.3)	24 (38.7)
日本	32	12 (37.5)	10 (31.3)	19 (59.4)	15 (46.9)	15 (46.9)
オランダ	92	54 (58.7)	49 (53.3)	49 (53.3)	39 (42.4)	52 (56.5)
ポーランド	163	75 (46.0)	44 (27.0)	104 (63.8)	90 (55.2)	19 (11.7)
ポルトガル	61	37 (60.7)	31 (50.8)	31 (50.8)	32 (52.5)	25 (41.0)
スウェーデン	73	54 (74.0)	47 (64.4)	40 (54.8)	31 (42.5)	35 (47.9)
スイス	51	25 (49.0)	19 (37.3)	10 (19.6)	5 (9.8)	4 (7.8)
アメリカ	72	57 (79.2)	48 (66.7)	38 (52.8)	39 (54.2)	39 (54.2)

国 名	総数	適切な扱いを受けな かった／失礼だった	到着するのが遅 かった	その他	分からない
総数	1,087	190 (17.5)	219 (20.1)	191 (17.6)	13 (1.2)
オーストラリア	183	6 (3.3)	19 (10.4)	21 (11.5)	1 (0.5)
カナダ	59	7 (11.9)	4 (6.8)	1 (1.7)	2 (3.4)
イギリス	87	19 (21.8)	30 (34.5)	8 (9.2)	－ (0.0)
フィンランド	22	4 (18.2)	4 (18.2)	2 (9.1)	－ (0.0)
フランス	68	10 (14.7)	9 (13.2)	16 (23.5)	－ (0.0)
ドイツ	62	18 (29.0)	18 (29.0)	14 (22.6)	－ (0.0)
イタリア	62	11 (17.7)	13 (21.0)	16 (25.8)	3 (4.8)
日本	32	7 (21.9)	1 (3.1)	－ (0.0)	－ (0.0)
オランダ	92	13 (14.1)	15 (16.3)	32 (34.8)	1 (1.1)
ポーランド	163	29 (17.8)	24 (14.7)	17 (10.4)	－ (0.0)
ポルトガル	61	19 (31.1)	14 (23.0)	17 (27.9)	2 (3.3)
スウェーデン	73	22 (30.1)	29 (39.7)	17 (23.3)	2 (2.7)
スイス	51	4 (7.8)	3 (5.9)	9 (17.6)	－ (0.0)
アメリカ	72	21 (29.2)	36 (50.0)	21 (29.2)	2 (2.8)

注 1 前表で「不満」とした者のみが回答。

2 複数回答による。

車上盗 事件の重大性

国 名	総数	とても重大		ある程度重大		それほど重大ではない		分からない／無回答	
総数	5,062	793	(15.7)	1,721	(34.0)	2,502	(49.4)	46	(0.9)
オーストラリア	1,333	181	(13.6)	389	(29.2)	758	(56.9)	5	(0.4)
カナダ	328	51	(15.5)	114	(34.8)	159	(48.5)	4	(1.2)
イギリス	369	50	(13.6)	132	(35.8)	183	(49.6)	4	(1.1)
フィンランド	162	13	(8.0)	47	(29.0)	100	(61.7)	2	(1.2)
フランス	300	35	(11.7)	91	(30.3)	170	(56.7)	4	(1.3)
ドイツ	228	43	(18.9)	65	(28.5)	114	(50.0)	6	(2.6)
イタリア	279	38	(13.6)	113	(40.5)	124	(44.4)	4	(1.4)
日本	126	32	(25.4)	47	(37.3)	40	(31.7)	7	(5.6)
オランダ	353	56	(15.9)	99	(28.0)	197	(55.8)	1	(0.3)
ポーランド	608	123	(20.2)	278	(45.7)	207	(34.0)	—	(0.0)
ポルトガル	311	72	(23.2)	123	(39.5)	112	(36.0)	4	(1.3)
スウェーデン	357	42	(11.8)	124	(34.7)	187	(52.4)	4	(1.1)
アメリカ	308	57	(18.5)	99	(32.1)	151	(49.0)	1	(0.3)

注 スイスは、未調査である。

【バイク盗の被害に関する詳細】

バイク盗 被害の時期

国名	総数	今年		昨年		それ以前		分からない ／思い出せない	
総数	451	50	(11.1)	116	(25.7)	276	(61.2)	9	(2.0)
オーストラリア	39	4	(10.3)	10	(25.6)	25	(64.1)	－	(0.0)
カナダ	13	3	(23.1)	4	(30.8)	6	(46.2)	－	(0.0)
イギリス	32	2	(6.3)	10	(31.3)	20	(62.5)	－	(0.0)
フィンランド	14	2	(14.3)	3	(21.4)	8	(57.1)	1	(7.1)
フランス	34	6	(17.6)	9	(26.5)	19	(55.9)	－	(0.0)
ドイツ	18	－	(0.0)	6	(33.3)	12	(66.7)	－	(0.0)
イタリア	71	8	(11.3)	18	(25.4)	43	(60.6)	2	(2.8)
日本	60	－	(0.0)	13	(21.7)	44	(73.3)	3	(5.0)
オランダ	35	8	(22.9)	8	(22.9)	19	(54.3)	－	(0.0)
ポーランド	23	4	(17.4)	4	(17.4)	15	(65.2)	－	(0.0)
ポルトガル	18	5	(27.8)	3	(16.7)	8	(44.4)	2	(11.1)
スウェーデン	31	3	(9.7)	7	(22.6)	21	(67.7)	－	(0.0)
スイス	57	4	(7.0)	19	(33.3)	33	(57.9)	1	(1.8)
アメリカ	6	1	(16.7)	2	(33.3)	3	(50.0)	－	(0.0)

注 「バイク盗の被害の有無」で被害「あり」とした者のみが回答。

バイク盗 昨年の被害回数

国 名	総数	1 回	2 回	3 回	4 回
総数	116	105 (90.5)	6 (5.2)	3 (2.6)	1 (0.9)
オーストラリア	10	9 (90.0)	－ (0.0)	1 (10.0)	－ (0.0)
カナダ	4	4 (100.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
イギリス	10	10 (100.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
フィンランド	3	3 (100.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
フランス	9	8 (88.9)	－ (0.0)	－ (0.0)	1 (11.1)
ドイツ	6	6 (100.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
イタリア	18	15 (83.3)	2 (11.1)	1 (5.6)	－ (0.0)
日本	13	13 (100.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
オランダ	8	7 (87.5)	1 (12.5)	－ (0.0)	－ (0.0)
ポーランド	4	4 (100.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
ポルトガル	3	3 (100.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
スウェーデン	7	5 (71.4)	2 (28.6)	－ (0.0)	－ (0.0)
スイス	19	16 (84.2)	1 (5.3)	1 (5.3)	－ (0.0)
アメリカ	2	2 (100.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)

国 名	総数	5 回以上	分からない
総数	116	－ (0.0)	1 (0.9)
オーストラリア	10	－ (0.0)	－ (0.0)
カナダ	4	－ (0.0)	－ (0.0)
イギリス	10	－ (0.0)	－ (0.0)
フィンランド	3	－ (0.0)	－ (0.0)
フランス	9	－ (0.0)	－ (0.0)
ドイツ	6	－ (0.0)	－ (0.0)
イタリア	18	－ (0.0)	－ (0.0)
日本	13	－ (0.0)	－ (0.0)
オランダ	8	－ (0.0)	－ (0.0)
ポーランド	4	－ (0.0)	－ (0.0)
ポルトガル	3	－ (0.0)	－ (0.0)
スウェーデン	7	－ (0.0)	－ (0.0)
スイス	19	－ (0.0)	1 (5.3)
アメリカ	2	－ (0.0)	－ (0.0)

注 前表で、「昨年」とした者のみが回答。

バイク盗 被害場所

国 名	総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内
総数	444	119 (26.8)	134 (30.2)	41 (9.2)	118 (26.6)
オーストラリア	39	22 (56.4)	3 (7.7)	8 (20.5)	1 (2.6)
カナダ	13	6 (46.2)	2 (15.4)	2 (15.4)	1 (7.7)
イギリス	32	17 (53.1)	2 (6.3)	3 (9.4)	9 (28.1)
フィンランド	7	4 (57.1)	1 (14.3)	1 (14.3)	1 (14.3)
フランス	34	6 (17.6)	11 (32.4)	3 (8.8)	10 (29.4)
ドイツ	18	3 (16.7)	7 (38.9)	－ (0.0)	7 (38.9)
イタリア	71	7 (9.9)	23 (32.4)	4 (5.6)	36 (50.7)
日本	60	20 (33.3)	19 (31.7)	16 (26.7)	2 (3.3)
オランダ	35	9 (25.7)	9 (25.7)	2 (5.7)	12 (34.3)
ポーランド	23	7 (30.4)	11 (47.8)	－ (0.0)	5 (21.7)
ポルトガル	18	6 (33.3)	6 (33.3)	－ (0.0)	5 (27.8)
スウェーデン	31	7 (22.6)	12 (38.7)	2 (6.5)	7 (22.6)
スイス	57	－ (0.0)	27 (47.4)	－ (0.0)	22 (38.6)
アメリカ	6	5 (83.3)	1 (16.7)	－ (0.0)	－ (0.0)

国 名	総数	国内	国外	分からない
総数	444	23 (5.2)	3 (0.7)	6 (1.4)
オーストラリア	39	3 (7.7)	1 (2.6)	1 (2.6)
カナダ	13	2 (15.4)	－ (0.0)	－ (0.0)
イギリス	32	1 (3.1)	－ (0.0)	－ (0.0)
フィンランド	7	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
フランス	34	3 (8.8)	1 (2.9)	－ (0.0)
ドイツ	18	1 (5.6)	－ (0.0)	－ (0.0)
イタリア	71	1 (1.4)	－ (0.0)	－ (0.0)
日本	60	－ (0.0)	－ (0.0)	3 (5.0)
オランダ	35	3 (8.6)	－ (0.0)	－ (0.0)
ポーランド	23	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
ポルトガル	18	－ (0.0)	－ (0.0)	1 (5.6)
スウェーデン	31	3 (9.7)	－ (0.0)	－ (0.0)
スイス	57	6 (10.5)	1 (1.8)	1 (1.8)
アメリカ	6	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)

注 直近の事件についてきている。以下同じ。

バイク盗 捜査機関への申告の有無

国 名	総数	はい		いいえ		分からない	
総数	444	363	(81.8)	75	(16.9)	6	(1.4)
オーストラリア	39	31	(79.5)	7	(17.9)	1	(2.6)
カナダ	13	12	(92.3)	1	(7.7)	—	(0.0)
イギリス	32	27	(84.4)	5	(15.6)	—	(0.0)
フィンランド	7	6	(85.7)	1	(14.3)	—	(0.0)
フランス	34	28	(82.4)	5	(14.7)	1	(2.9)
ドイツ	18	17	(94.4)	1	(5.6)	—	(0.0)
イタリア	71	61	(85.9)	9	(12.7)	1	(1.4)
日本	60	45	(75.0)	12	(20.0)	3	(5.0)
オランダ	35	31	(88.6)	4	(11.4)	—	(0.0)
ポーランド	23	15	(65.2)	8	(34.8)	—	(0.0)
ポルトガル	18	13	(72.2)	5	(27.8)	—	(0.0)
スウェーデン	31	26	(83.9)	5	(16.1)	—	(0.0)
スイス	57	47	(82.5)	10	(17.5)	—	(0.0)
アメリカ	6	4	(66.7)	2	(33.3)	—	(0.0)

バイク盗 事件の重大性

国 名	総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大 ではない	分からない ／無回答
総数	387	113 (29.2)	164 (42.4)	100 (25.8)	10 (2.6)
オーストラリア	39	13 (33.3)	10 (25.6)	16 (41.0)	— (0.0)
カナダ	13	7 (53.8)	2 (15.4)	4 (30.8)	— (0.0)
イギリス	32	10 (31.3)	19 (59.4)	3 (9.4)	— (0.0)
フィンランド	7	3 (42.9)	2 (28.6)	2 (28.6)	— (0.0)
フランス	34	6 (17.6)	19 (55.9)	9 (26.5)	— (0.0)
ドイツ	18	6 (33.3)	5 (27.8)	7 (38.9)	— (0.0)
イタリア	71	14 (19.7)	35 (49.3)	21 (29.6)	1 (1.4)
日本	60	17 (28.3)	26 (43.3)	9 (15.0)	8 (13.3)
オランダ	35	11 (31.4)	13 (37.1)	11 (31.4)	— (0.0)
ポーランド	23	5 (21.7)	12 (52.2)	6 (26.1)	— (0.0)
ポルトガル	18	8 (44.4)	6 (33.3)	3 (16.7)	1 (5.6)
スウェーデン	31	11 (35.5)	12 (38.7)	8 (25.8)	— (0.0)
アメリカ	6	2 (33.3)	3 (50.0)	1 (16.7)	— (0.0)

注 スイスは、未調査である。

【自転車盗の被害に関する詳細】

自転車盗 被害の時期

国 名	総数	今年		昨年		それ以前		分からない ／思い出せない	
総数	4,397	556	(12.6)	1,146	(26.1)	2,636	(59.9)	59	(1.3)
オーストラリア	409	78	(19.1)	86	(21.0)	242	(59.2)	3	(0.7)
カナダ	213	45	(21.1)	56	(26.3)	110	(51.6)	2	(0.9)
イギリス	153	6	(3.9)	62	(40.5)	84	(54.9)	1	(0.7)
フィンランド	383	49	(12.8)	92	(24.0)	239	(62.4)	3	(0.8)
フランス	116	15	(12.9)	28	(24.1)	71	(61.2)	2	(1.7)
ドイツ	315	49	(15.6)	69	(21.9)	190	(60.3)	7	(2.2)
イタリア	128	15	(11.7)	30	(23.4)	82	(64.1)	1	(0.8)
日本	387	14	(3.6)	95	(24.5)	264	(68.2)	14	(3.6)
オランダ	587	114	(19.4)	153	(26.1)	319	(54.3)	1	(0.2)
ポーランド	524	58	(11.1)	129	(24.6)	326	(62.2)	11	(2.1)
ポルトガル	48	7	(14.6)	11	(22.9)	29	(60.4)	1	(2.1)
スウェーデン	381	51	(13.4)	104	(27.3)	220	(57.7)	6	(1.6)
スイス	615	51	(8.3)	178	(28.9)	380	(61.8)	6	(1.0)
アメリカ	138	4	(2.9)	53	(38.4)	80	(58.0)	1	(0.7)

注 「自転車盗の被害の有無」で被害「あり」とした者のみが回答。

自転車盗 昨年の被害回数

国 名	総数	1 回		2 回		3 回		4 回	
総数	1,146	944	(82.4)	163	(14.2)	28	(2.4)	4	(0.3)
オーストラリア	86	74	(86.0)	6	(7.0)	5	(5.8)	—	(0.0)
カナダ	56	46	(82.1)	10	(17.9)	—	(0.0)	—	(0.0)
イギリス	62	53	(85.5)	9	(14.5)	—	(0.0)	—	(0.0)
フィンランド	92	74	(80.4)	15	(16.3)	—	(0.0)	1	(1.1)
フランス	28	25	(89.3)	1	(3.6)	2	(7.1)	—	(0.0)
ドイツ	69	57	(82.6)	11	(15.9)	—	(0.0)	—	(0.0)
イタリア	30	25	(83.3)	5	(16.7)	—	(0.0)	—	(0.0)
日本	95	75	(78.9)	11	(11.6)	8	(8.4)	—	(0.0)
オランダ	153	111	(72.5)	38	(24.8)	4	(2.6)	—	(0.0)
ポーランド	129	126	(97.7)	3	(2.3)	—	(0.0)	—	(0.0)
ポルトガル	11	10	(90.9)	—	(0.0)	1	(9.1)	—	(0.0)
スウェーデン	104	91	(87.5)	9	(8.7)	3	(2.9)	1	(1.0)
スイス	178	135	(75.8)	36	(20.2)	3	(1.7)	2	(1.1)
アメリカ	53	42	(79.2)	9	(17.0)	2	(3.8)	—	(0.0)

国 名	総数	5 回以上		分からない	
総数	1,146	3	(0.3)	4	(0.3)
オーストラリア	86	1	(1.2)	—	(0.0)
カナダ	56	—	(0.0)	—	(0.0)
イギリス	62	—	(0.0)	—	(0.0)
フィンランド	92	1	(1.1)	1	(1.1)
フランス	28	—	(0.0)	—	(0.0)
ドイツ	69	—	(0.0)	1	(1.4)
イタリア	30	—	(0.0)	—	(0.0)
日本	95	—	(0.0)	1	(1.1)
オランダ	153	—	(0.0)	—	(0.0)
ポーランド	129	—	(0.0)	—	(0.0)
ポルトガル	11	—	(0.0)	—	(0.0)
スウェーデン	104	—	(0.0)	—	(0.0)
スイス	178	1	(0.6)	1	(0.6)
アメリカ	53	—	(0.0)	—	(0.0)

注 前表で、「昨年」とした者のみが回答。

自転車盗 被害場所

国 名	総数	自宅		自宅付近		職場		市町村内	
総数	4,277	1,276	(29.8)	1,326	(31.0)	343	(8.0)	1,071	(25.0)
オーストラリア	409	264	(64.5)	48	(11.7)	71	(17.4)	9	(2.2)
カナダ	213	129	(60.6)	28	(13.1)	7	(3.3)	40	(18.8)
イギリス	153	67	(43.8)	32	(20.9)	8	(5.2)	42	(27.5)
フィンランド	263	78	(29.7)	90	(34.2)	4	(1.5)	73	(27.8)
フランス	116	36	(31.0)	43	(37.1)	6	(5.2)	25	(21.6)
ドイツ	315	97	(30.8)	89	(28.3)	10	(3.2)	99	(31.4)
イタリア	128	30	(23.4)	47	(36.7)	10	(7.8)	30	(23.4)
日本	387	113	(29.2)	94	(24.3)	139	(35.9)	18	(4.7)
オランダ	587	147	(25.0)	156	(26.6)	17	(2.9)	231	(39.4)
ポーランド	524	164	(31.3)	184	(35.1)	14	(2.7)	155	(29.6)
ポルトガル	48	19	(39.6)	19	(39.6)	－	(0.0)	6	(12.5)
スウェーデン	381	67	(17.6)	147	(38.6)	31	(8.1)	112	(29.4)
スイス	615	－	(0.0)	312	(50.7)	－	(0.0)	227	(36.9)
アメリカ	138	65	(47.1)	37	(26.8)	26	(18.8)	4	(2.9)

国 名	総数	国内		国外		分からない	
総数	4,277	204	(4.8)	21	(0.5)	36	(0.8)
オーストラリア	409	11	(2.7)	5	(1.2)	1	(0.2)
カナダ	213	8	(3.8)	－	(0.0)	1	(0.5)
イギリス	153	3	(2.0)	1	(0.7)	－	(0.0)
フィンランド	263	17	(6.5)	1	(0.4)	－	(0.0)
フランス	116	4	(3.4)	1	(0.9)	1	(0.9)
ドイツ	315	15	(4.8)	2	(0.6)	3	(1.0)
イタリア	128	11	(8.6)	－	(0.0)	－	(0.0)
日本	387	14	(3.6)	－	(0.0)	9	(2.3)
オランダ	587	34	(5.8)	1	(0.2)	1	(0.2)
ポーランド	524	6	(1.1)	－	(0.0)	1	(0.2)
ポルトガル	48	3	(6.3)	－	(0.0)	1	(2.1)
スウェーデン	381	20	(5.2)	1	(0.3)	3	(0.8)
スイス	615	53	(8.6)	9	(1.5)	14	(2.3)
アメリカ	138	5	(3.6)	－	(0.0)	1	(0.7)

注 直近の事件についてきている。以下同じ。

自転車盗 捜査機関への申告の有無

国 名	総数	はい		いいえ		分からない	
総数	4,277	2,199	(51.4)	1,978	(46.2)	100	(2.3)
オーストラリア	409	217	(53.1)	185	(45.2)	7	(1.7)
カナダ	213	86	(40.4)	125	(58.7)	2	(0.9)
イギリス	153	87	(56.9)	65	(42.5)	1	(0.7)
フィンランド	263	137	(52.1)	118	(44.9)	8	(3.0)
フランス	116	50	(43.1)	65	(56.0)	1	(0.9)
ドイツ	315	208	(66.0)	102	(32.4)	5	(1.6)
イタリア	128	42	(32.8)	83	(64.8)	3	(2.3)
日本	387	186	(48.1)	180	(46.5)	21	(5.4)
オランダ	587	290	(49.4)	286	(48.7)	11	(1.9)
ポーランド	524	235	(44.8)	284	(54.2)	5	(1.0)
ポルトガル	48	25	(52.1)	22	(45.8)	1	(2.1)
スウェーデン	381	195	(51.2)	171	(44.9)	15	(3.9)
スイス	615	398	(64.7)	199	(32.4)	18	(2.9)
アメリカ	138	43	(31.2)	93	(67.4)	2	(1.4)

自転車盗 事件の重大性

国 名	総数	とても重大		ある程度重大		それほど重大 ではない		分からない ／無回答	
総数	3,662	539	(14.7)	1,369	(37.4)	1,712	(46.8)	42	(1.1)
オーストラリア	409	70	(17.1)	149	(36.4)	190	(46.5)	－	(0.0)
カナダ	213	31	(14.6)	68	(31.9)	113	(53.1)	1	(0.5)
イギリス	153	25	(16.3)	59	(38.6)	69	(45.1)	－	(0.0)
フィンランド	263	15	(5.7)	73	(27.8)	174	(66.2)	1	(0.4)
フランス	116	15	(12.9)	36	(31.0)	61	(52.6)	4	(3.4)
ドイツ	315	57	(18.1)	93	(29.5)	160	(50.8)	5	(1.6)
イタリア	128	16	(12.5)	54	(42.2)	58	(45.3)	－	(0.0)
日本	387	56	(14.5)	172	(44.4)	135	(34.9)	24	(6.2)
オランダ	587	91	(15.5)	192	(32.7)	303	(51.6)	1	(0.2)
ポーランド	524	100	(19.1)	277	(52.9)	146	(27.9)	1	(0.2)
ポルトガル	48	8	(16.7)	22	(45.8)	18	(37.5)	－	(0.0)
スウェーデン	381	40	(10.5)	127	(33.3)	211	(55.4)	3	(0.8)
アメリカ	138	15	(10.9)	47	(34.1)	74	(53.6)	2	(1.4)

注 スイスは、未調査である。

【不法侵入の被害に関する詳細】

不法侵入 被害の時期

国 名	総数	今年		昨年		それ以前		分からない ／思い出せない	
総数	3,162	372	(11.8)	724	(22.9)	2,009	(63.5)	57	(1.8)
オーストラリア	938	136	(14.5)	189	(20.1)	595	(63.4)	18	(1.9)
カナダ	169	29	(17.2)	38	(22.5)	101	(59.8)	1	(0.6)
イギリス	211	8	(3.8)	68	(32.2)	129	(61.1)	6	(2.8)
フィンランド	191	33	(17.3)	50	(26.2)	99	(51.8)	9	(4.7)
フランス	161	13	(8.1)	37	(23.0)	108	(67.1)	3	(1.9)
ドイツ	100	13	(13.0)	18	(18.0)	69	(69.0)	—	(0.0)
イタリア	212	17	(8.0)	40	(18.9)	152	(71.7)	3	(1.4)
日本	81	3	(3.7)	21	(25.9)	55	(67.9)	2	(2.5)
オランダ	155	15	(9.7)	31	(20.0)	108	(69.7)	1	(0.6)
ポーランド	293	40	(13.7)	67	(22.9)	181	(61.8)	5	(1.7)
ポルトガル	101	13	(12.9)	23	(22.8)	62	(61.4)	3	(3.0)
スウェーデン	103	18	(17.5)	27	(26.2)	57	(55.3)	1	(1.0)
スイス	327	23	(7.0)	74	(22.6)	225	(68.8)	5	(1.5)
アメリカ	120	11	(9.2)	41	(34.2)	68	(56.7)	—	(0.0)

注 「世帯における不法侵入の被害」で被害「あり」とした者のみが回答。

不法侵入 昨年の被害回数

国 名	総数	1 回	2 回	3 回	4 回
総数	724	584 (80.7)	96 (13.3)	25 (3.5)	6 (0.8)
オーストラリア	189	156 (82.5)	24 (12.7)	5 (2.6)	2 (1.1)
カナダ	38	30 (78.9)	6 (15.8)	2 (5.3)	－ (0.0)
イギリス	68	60 (88.2)	6 (8.8)	1 (1.5)	－ (0.0)
フィンランド	50	33 (66.0)	11 (22.0)	5 (10.0)	－ (0.0)
フランス	37	33 (89.2)	4 (10.8)	－ (0.0)	－ (0.0)
ドイツ	18	14 (77.8)	3 (16.7)	－ (0.0)	－ (0.0)
イタリア	40	33 (82.5)	4 (10.0)	3 (7.5)	－ (0.0)
日本	21	19 (90.5)	－ (0.0)	1 (4.8)	1 (4.8)
オランダ	31	28 (90.3)	3 (9.7)	－ (0.0)	－ (0.0)
ポーランド	67	52 (77.6)	11 (16.4)	1 (1.5)	1 (1.5)
ポルトガル	23	17 (73.9)	5 (21.7)	1 (4.3)	－ (0.0)
スウェーデン	27	23 (85.2)	4 (14.8)	－ (0.0)	－ (0.0)
スイス	74	59 (79.7)	6 (8.1)	3 (4.1)	2 (2.7)
アメリカ	41	27 (65.9)	9 (22.0)	3 (7.3)	－ (0.0)

国 名	総数	5 回以上	分からない
総数	724	7 (1.0)	6 (0.8)
オーストラリア	189	1 (0.5)	1 (0.5)
カナダ	38	－ (0.0)	－ (0.0)
イギリス	68	1 (1.5)	－ (0.0)
フィンランド	50	1 (2.0)	－ (0.0)
フランス	37	－ (0.0)	－ (0.0)
ドイツ	18	－ (0.0)	1 (5.6)
イタリア	40	－ (0.0)	－ (0.0)
日本	21	－ (0.0)	－ (0.0)
オランダ	31	－ (0.0)	－ (0.0)
ポーランド	67	2 (3.0)	－ (0.0)
ポルトガル	23	－ (0.0)	－ (0.0)
スウェーデン	27	－ (0.0)	－ (0.0)
スイス	74	1 (1.4)	3 (4.1)
アメリカ	41	1 (2.4)	1 (2.4)

注 前表で、「昨年」とした者のみが回答。

不法侵入 盗難被害の有無

国名	総数	はい	いいえ	分からない
総数	3,141	2,364 (75.3)	732 (23.3)	45 (1.4)
オーストラリア	938	764 (81.4)	174 (18.6)	— (0.0)
カナダ	169	123 (72.8)	45 (26.6)	1 (0.6)
イギリス	211	165 (78.2)	37 (17.5)	9 (4.3)
フィンランド	170	91 (53.5)	67 (39.4)	12 (7.1)
フランス	161	113 (70.2)	47 (29.2)	1 (0.6)
ドイツ	100	80 (80.0)	18 (18.0)	2 (2.0)
イタリア	212	156 (73.6)	54 (25.5)	2 (0.9)
日本	81	58 (71.6)	22 (27.2)	1 (1.2)
オランダ	155	118 (76.1)	37 (23.9)	— (0.0)
ポーランド	293	232 (79.2)	60 (20.5)	1 (0.3)
ポルトガル	101	69 (68.3)	29 (28.7)	3 (3.0)
スウェーデン	103	72 (69.9)	28 (27.2)	3 (2.9)
スイス	327	229 (70.0)	92 (28.1)	6 (1.8)
アメリカ	120	94 (78.3)	22 (18.3)	4 (3.3)

注 直近の事件についてきいている。以下同じ。

不法侵入 盗難被害金額（現金）

国名	総数	千円未満	1万円未満	5万円未満	10万円未満	50万円未満	100万円未満	500万円未満	1,000万円未満	1000万円以上	無回答
日本	58 (100.0)	1 (1.7)	2 (3.4)	14 (24.1)	8 (13.8)	11 (19.0)	— (0.0)	4 (6.9)	—	—	18 (31.0)

注 「不法侵入 盗難被害の有無」で「はい」とした者のみが回答。

不法侵入 盗難被害金額（物品）

国名	総数	千円未満	1万円未満	5万円未満	10万円未満	50万円未満	100万円未満	500万円未満	1,000万円未満	1000万円以上	無回答
日本	58 (100.0)	—	4 (6.9)	4 (6.9)	4 (6.9)	5 (8.6)	2 (3.4)	2 (3.4)	—	—	37 (63.8)

注 「不法侵入 盗難被害の有無」で「はい」とした者のみが回答。

不法侵入 盗難以外の財産上の損害の有無

国名	総数	はい	いいえ	無回答
日本	81 (100.0)	6 (7.4)	74 (91.4)	1 (1.2)

不法侵入 盗難以外の財産上の損害金額

国 名	総数	千円未満	1万円未満	5万円未満	10万円未満	50万円未満	100万円未満	500万円未満	1,000万円未満	1000万円以上	無回答
日本	6 (100.0)	－	－	4 (66.7)	1 (16.7)	1 (16.7)	－	－	－	－	－

注 前表で「はい」とした者のみが回答。

不法侵入 捜査機関への申告の有無

国 名	総数	はい		いいえ		分からない	
総数	3,141	2,438	(77.6)	658	(20.9)	45	(1.4)
オーストラリア	938	774	(82.5)	158	(16.8)	6	(0.6)
カナダ	169	127	(75.1)	40	(23.7)	2	(1.2)
イギリス	211	187	(88.6)	18	(8.5)	6	(2.8)
フィンランド	170	115	(67.6)	45	(26.5)	10	(5.9)
フランス	161	122	(75.8)	37	(23.0)	2	(1.2)
ドイツ	100	84	(84.0)	15	(15.0)	1	(1.0)
イタリア	212	160	(75.5)	49	(23.1)	3	(1.4)
日本	81	52	(64.2)	26	(32.1)	3	(3.7)
オランダ	155	141	(91.0)	14	(9.0)	－	(0.0)
ポーランド	293	182	(62.1)	110	(37.5)	1	(0.3)
ポルトガル	101	59	(58.4)	39	(38.6)	3	(3.0)
スウェーデン	103	77	(74.8)	26	(25.2)	－	(0.0)
スイス	327	263	(80.4)	57	(17.4)	7	(2.1)
アメリカ	120	95	(79.2)	24	(20.0)	1	(0.8)

不法侵入 捜査機関の対応の満足度

国 名	総数	満足		不満		分からない	
総数	2,438	1,565	(64.2)	720	(29.5)	153	(6.3)
オーストラリア	774	555	(71.7)	167	(21.6)	52	(6.7)
カナダ	127	81	(63.8)	42	(33.1)	4	(3.1)
イギリス	187	128	(68.4)	54	(28.9)	5	(2.7)
フィンランド	115	71	(61.7)	22	(19.1)	22	(19.1)
フランス	122	63	(51.6)	52	(42.6)	7	(5.7)
ドイツ	84	64	(76.2)	11	(13.1)	9	(10.7)
イタリア	160	64	(40.0)	83	(51.9)	13	(8.1)
日本	52	27	(51.9)	22	(42.3)	3	(5.8)
オランダ	141	97	(68.8)	37	(26.2)	7	(5.0)
ポーランド	182	70	(38.5)	98	(53.8)	14	(7.7)
ポルトガル	59	30	(50.8)	29	(49.2)	－	(0.0)
スウェーデン	77	58	(75.3)	16	(20.8)	3	(3.9)
スイス	263	205	(77.9)	44	(16.7)	14	(5.3)
アメリカ	95	52	(54.7)	43	(45.3)	－	(0.0)

注 前表で「はい」とした者のみが回答。

不法侵入 捜査機関の対応の不満理由

国 名	総数	十分な対処をし なかった	関心を持たな かった	犯人を見つけら れなかった	盗まれたものを取 り戻せなかった	十分な経過通知が なされなかった
総数	720	446 (61.9)	324 (45.0)	359 (49.9)	295 (41.0)	241 (33.5)
オーストラリア	167	82 (49.1)	48 (28.7)	33 (19.8)	27 (16.2)	24 (14.4)
カナダ	42	22 (52.4)	17 (40.5)	10 (23.8)	6 (14.3)	5 (11.9)
イギリス	54	43 (79.6)	36 (66.7)	41 (75.9)	35 (64.8)	34 (63.0)
フィンランド	22	13 (59.1)	12 (54.5)	9 (40.9)	8 (36.4)	6 (27.3)
フランス	52	37 (71.2)	32 (61.5)	38 (73.1)	31 (59.6)	27 (51.9)
ドイツ	11	7 (63.6)	6 (54.5)	7 (63.6)	5 (45.5)	7 (63.6)
イタリア	83	61 (73.5)	54 (65.1)	53 (63.9)	48 (57.8)	44 (53.0)
日本	22	9 (40.9)	4 (18.2)	14 (63.6)	5 (22.7)	11 (50.0)
オランダ	37	28 (75.7)	22 (59.5)	20 (54.1)	16 (43.2)	20 (54.1)
ポーランド	98	53 (54.1)	18 (18.4)	67 (68.4)	56 (57.1)	14 (14.3)
ポルトガル	29	22 (75.9)	16 (55.2)	19 (65.5)	15 (51.7)	11 (37.9)
スウェーデン	16	15 (93.8)	12 (75.0)	8 (50.0)	11 (68.8)	10 (62.5)
スイス	44	21 (47.7)	18 (40.9)	10 (22.7)	7 (15.9)	1 (2.3)
アメリカ	43	33 (76.7)	29 (67.4)	30 (69.8)	25 (58.1)	27 (62.8)

国 名	総数	適切な扱いを受けな かった／失礼だった	到着するのが遅 かった	その他	分らない
総数	720	130 (18.1)	191 (26.5)	132 (18.3)	8 (1.1)
オーストラリア	167	9 (5.4)	38 (22.8)	31 (18.6)	－ (0.0)
カナダ	42	7 (16.7)	7 (16.7)	3 (7.1)	－ (0.0)
イギリス	54	15 (27.8)	20 (37.0)	3 (5.6)	2 (3.7)
フィンランド	22	6 (27.3)	5 (22.7)	5 (22.7)	2 (9.1)
フランス	52	5 (9.6)	11 (21.2)	18 (34.6)	－ (0.0)
ドイツ	11	5 (45.5)	5 (45.5)	2 (18.2)	－ (0.0)
イタリア	83	17 (20.5)	27 (32.5)	16 (19.3)	2 (2.4)
日本	22	9 (40.9)	3 (13.6)	1 (4.5)	－ (0.0)
オランダ	37	9 (24.3)	11 (29.7)	13 (35.1)	1 (2.7)
ポーランド	98	10 (10.2)	16 (16.3)	7 (7.1)	－ (0.0)
ポルトガル	29	12 (41.4)	12 (41.4)	4 (13.8)	－ (0.0)
スウェーデン	16	7 (43.8)	10 (62.5)	5 (31.3)	1 (6.3)
スイス	44	－ (0.0)	5 (11.4)	9 (20.5)	－ (0.0)
アメリカ	43	19 (44.2)	21 (48.8)	15 (34.9)	－ (0.0)

注 1 前表で「不満」とした者のみが回答。

2 複数回答である。

不法侵入 被害者専門機関への援助依頼

国名	総数	はい		いいえ		分からない	
総数	2,186	114	(5.2)	2,031	(92.9)	41	(1.9)
オーストラリア	938	35	(3.7)	889	(94.8)	14	(1.5)
カナダ	127	9	(7.1)	118	(92.9)	－	(0.0)
イギリス	187	29	(15.5)	157	(84.0)	1	(0.5)
フィンランド	115	1	(0.9)	113	(98.3)	1	(0.9)
フランス	122	3	(2.5)	116	(95.1)	3	(2.5)
ドイツ	84	2	(2.4)	80	(95.2)	2	(2.4)
イタリア	160	3	(1.9)	151	(94.4)	6	(3.8)
日本	81	8	(9.9)	62	(76.5)	11	(13.6)
オランダ	141	16	(11.3)	124	(87.9)	1	(0.7)
ポルトガル	59	－	(0.0)	59	(100.0)	－	(0.0)
スウェーデン	77	3	(3.9)	72	(93.5)	2	(2.6)
アメリカ	95	5	(5.3)	90	(94.7)	－	(0.0)

注 1 日本及びオーストラリアは、被害に遭った者を総数としており、その他の国は、捜査機関への申告があった者を総数としている。

2 スイスは、未調査である。

不法侵入 被害者専門機関への連絡の有用性

国 名	総数	役に立たない		役に立つ		分からない	
総数	2,045	1,243	(60.8)	610	(29.8)	192	(9.4)
オーストラリア	903	558	(61.8)	263	(29.1)	82	(9.1)
カナダ	118	80	(67.8)	33	(28.0)	5	(4.2)
イギリス	157	99	(63.1)	53	(33.8)	5	(3.2)
フィンランド	113	72	(63.7)	24	(21.2)	17	(15.0)
フランス	116	81	(69.8)	29	(25.0)	6	(5.2)
ドイツ	80	53	(66.3)	18	(22.5)	9	(11.3)
イタリア	151	85	(56.3)	52	(34.4)	14	(9.3)
日本	62	10	(16.1)	13	(21.0)	39	(62.9)
オランダ	124	92	(74.2)	28	(22.6)	4	(3.2)
ポルトガル	59	13	(22.0)	39	(66.1)	7	(11.9)
スウェーデン	72	53	(73.6)	17	(23.6)	2	(2.8)
アメリカ	90	47	(52.2)	41	(45.6)	2	(2.2)

注 1 前表で「いいえ」とした者のみが回答。

2 ポーランド及びスイスは、未調査である。

3 オーストラリアは、前表で「いいえ」及び「わからない」と回答した者が回答。

不法侵入 事件の重大性

国 名	総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大 ではない	分からない/ 無回答
総数	3,141	1,312 (41.8)	1,106 (35.2)	678 (21.6)	45 (1.4)
オーストラリア	938	454 (48.4)	312 (33.3)	161 (17.2)	11 (1.2)
カナダ	169	76 (45.0)	56 (33.1)	35 (20.7)	2 (1.2)
イギリス	211	107 (50.7)	73 (34.6)	23 (10.9)	8 (3.8)
フィンランド	170	26 (15.3)	50 (29.4)	86 (50.6)	8 (4.7)
フランス	161	56 (34.8)	65 (40.4)	39 (24.2)	1 (0.6)
ドイツ	100	46 (46.0)	31 (31.0)	22 (22.0)	1 (1.0)
イタリア	212	105 (49.5)	81 (38.2)	25 (11.8)	1 (0.5)
日本	81	31 (38.3)	30 (37.0)	16 (19.8)	4 (4.9)
オランダ	155	62 (40.0)	58 (37.4)	35 (22.6)	— (0.0)
ポーランド	293	123 (42.0)	115 (39.2)	54 (18.4)	1 (0.3)
ポルトガル	101	46 (45.5)	27 (26.7)	28 (27.7)	— (0.0)
スウェーデン	103	42 (40.8)	41 (39.8)	18 (17.5)	2 (1.9)
スイス	327	78 (23.9)	126 (38.5)	118 (36.1)	5 (1.5)
アメリカ	120	60 (50.0)	41 (34.2)	18 (15.0)	1 (0.8)

【不法侵入未遂の被害に関する詳細】

被害の時期

国 名	総数	今年	昨年	それ以前	分からない／ 思い出せない
総数	2,501	339 (13.6)	622 (24.9)	1,460 (58.4)	80 (3.2)
オーストラリア	676	112 (16.6)	156 (23.1)	386 (57.1)	22 (3.3)
カナダ	139	35 (25.2)	32 (23.0)	69 (49.6)	3 (2.2)
イギリス	201	12 (6.0)	69 (34.3)	114 (56.7)	6 (3.0)
フィンランド	74	15 (20.3)	15 (20.3)	39 (52.7)	5 (6.8)
フランス	134	19 (14.2)	35 (26.1)	75 (56.0)	5 (3.7)
ドイツ	111	18 (16.2)	28 (25.2)	63 (56.8)	2 (1.8)
イタリア	177	16 (9.0)	51 (28.8)	105 (59.3)	5 (2.8)
日本	57	1 (1.8)	16 (28.1)	30 (52.6)	10 (17.5)
オランダ	189	30 (15.9)	33 (17.5)	124 (65.6)	2 (1.1)
ポーランド	207	32 (15.5)	53 (25.6)	115 (55.6)	7 (3.4)
ポルトガル	86	19 (22.1)	16 (18.6)	47 (54.7)	4 (4.7)
スウェーデン	68	8 (11.8)	13 (19.1)	46 (67.6)	1 (1.5)
スイス	251	12 (4.8)	55 (21.9)	179 (71.3)	5 (2.0)
アメリカ	131	10 (7.6)	50 (38.2)	68 (51.9)	3 (2.3)

注 「世帯における不法侵入未遂の被害（過去5年間）」で、被害「あり」とした者のみが回答。

不法侵入未遂 昨年の被害回数

国名	総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
総数	622	519 (83.4)	64 (10.3)	21 (3.4)	5 (0.8)	8 (1.3)	5 (0.8)
オーストラリア	156	131 (84.0)	17 (10.9)	3 (1.9)	1 (0.6)	2 (1.3)	2 (1.3)
カナダ	32	27 (84.4)	5 (15.6)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
イギリス	69	58 (84.1)	6 (8.7)	4 (5.8)	－ (0.0)	1 (1.4)	－ (0.0)
フィンランド	15	13 (86.7)	1 (6.7)	1 (6.7)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
フランス	35	35 (100.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
ドイツ	28	24 (85.7)	1 (3.6)	1 (3.6)	1 (3.6)	－ (0.0)	1 (3.6)
イタリア	51	39 (76.5)	9 (17.6)	1 (2.0)	－ (0.0)	1 (2.0)	1 (2.0)
日本	16	9 (56.3)	2 (12.5)	3 (18.8)	1 (6.3)	1 (6.3)	－ (0.0)
オランダ	33	32 (97.0)	1 (3.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
ポーランド	53	46 (86.8)	4 (7.5)	1 (1.9)	－ (0.0)	2 (3.8)	－ (0.0)
ポルトガル	16	14 (87.5)	2 (12.5)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
スウェーデン	13	10 (76.9)	3 (23.1)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
スイス	55	44 (80.0)	4 (7.3)	5 (9.1)	2 (3.6)	－ (0.0)	－ (0.0)
アメリカ	50	37 (74.0)	9 (18.0)	2 (4.0)	－ (0.0)	1 (2.0)	1 (2.0)

注 前表で「昨年」とした者のみが回答。

不法侵入未遂 警察への申告の有無

国名	総数	はい	いいえ	分からない
総数	2,486	996 (40.1)	1,404 (56.5)	86 (3.5)
オーストラリア	676	264 (39.1)	388 (57.4)	24 (3.6)
カナダ	139	56 (40.3)	80 (57.6)	3 (2.2)
イギリス	201	96 (47.8)	96 (47.8)	9 (4.5)
フィンランド	58	17 (29.3)	38 (65.5)	3 (5.2)
フランス	134	60 (44.8)	70 (52.2)	4 (3.0)
ドイツ	111	48 (43.2)	56 (50.5)	7 (6.3)
イタリア	177	59 (33.3)	115 (65.0)	3 (1.7)
日本	57	11 (19.3)	35 (61.4)	11 (19.3)
オランダ	189	100 (52.9)	87 (46.0)	2 (1.1)
ポーランド	207	67 (32.4)	137 (66.2)	3 (1.4)
ポルトガル	86	24 (27.9)	60 (69.8)	2 (2.3)
スウェーデン	68	29 (42.6)	37 (54.4)	2 (2.9)
スイス	251	112 (44.6)	129 (51.4)	10 (4.0)
アメリカ	132	53 (40.2)	76 (57.6)	3 (2.3)

注 直近の事件についてきている。以下同じ。

不法侵入未遂 事件の重大性

国 名	総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	分からない
総数	2,486	526 (21.2)	813 (32.7)	1,088 (43.8)	59 (2.4)
オーストラリア	676	143 (21.2)	231 (34.2)	290 (42.9)	12 (1.8)
カナダ	139	25 (18.0)	50 (36.0)	61 (43.9)	3 (2.2)
イギリス	201	44 (21.9)	73 (36.3)	77 (38.3)	7 (3.5)
フィンランド	58	9 (15.5)	19 (32.8)	26 (44.8)	4 (6.9)
フランス	134	28 (20.9)	41 (30.6)	61 (45.5)	4 (3.0)
ドイツ	111	31 (27.9)	28 (25.2)	50 (45.0)	2 (1.8)
イタリア	177	43 (24.3)	67 (37.9)	64 (36.2)	3 (1.7)
日本	57	9 (15.8)	18 (31.6)	17 (29.8)	13 (22.8)
オランダ	189	46 (24.3)	60 (31.7)	83 (43.9)	— (0.0)
ポーランド	207	28 (13.5)	70 (33.8)	108 (52.2)	1 (0.5)
ポルトガル	86	21 (24.4)	21 (24.4)	43 (50.0)	1 (1.2)
スウェーデン	68	24 (35.3)	20 (29.4)	24 (35.3)	— (0.0)
スイス	251	28 (11.2)	73 (29.1)	143 (57.0)	7 (2.8)
アメリカ	132	47 (35.6)	42 (31.8)	41 (31.1)	2 (1.5)

【個人における窃盗の被害に関する詳細】

被害の時期

国名	総数	今年	昨年（2004年）	それ以前	分からない／ 思い出せない
総数	5,353	835 (15.6)	1,445 (27.0)	2,958 (55.3)	115 (2.1)
オーストラリア	941	213 (22.6)	231 (24.5)	465 (49.4)	32 (3.4)
カナダ	272	59 (21.7)	78 (28.7)	131 (48.2)	4 (1.5)
イギリス	356	24 (6.7)	140 (39.3)	184 (51.7)	8 (2.2)
フィンランド	255	51 (20.0)	56 (22.0)	143 (56.1)	5 (2.0)
フランス	302	56 (18.5)	80 (26.5)	160 (53.0)	6 (2.0)
ドイツ	351	46 (13.1)	80 (22.8)	219 (62.4)	6 (1.7)
イタリア	288	43 (14.9)	64 (22.2)	173 (60.1)	8 (2.8)
日本	15	— (0.0)	7 (46.7)	7 (46.7)	1 (6.7)
オランダ	330	60 (18.2)	70 (21.2)	191 (57.9)	9 (2.7)
ポーランド	648	108 (16.7)	170 (26.2)	362 (55.9)	8 (1.2)
ポルトガル	206	39 (18.9)	47 (22.8)	111 (53.9)	9 (4.4)
スウェーデン	316	48 (15.2)	76 (24.1)	189 (59.8)	3 (0.9)
スイス	764	69 (9.0)	224 (29.3)	457 (59.8)	14 (1.8)
アメリカ	309	19 (6.1)	122 (39.5)	166 (53.7)	2 (0.6)

注 「個人における窃盗の被害」で被害「あり」とした者のみが回答。

個人における窃盗 昨年の被害回数

国 名	総数	1 回	2 回	3 回	4 回
総数	1,221	1,055 (86.4)	123 (10.1)	29 (2.4)	2 (0.2)
オーストラリア	231	196 (84.8)	27 (11.7)	7 (3.0)	1 (0.4)
カナダ	78	66 (84.6)	5 (6.4)	2 (2.6)	— (0.0)
イギリス	140	119 (85.0)	19 (13.6)	1 (0.7)	— (0.0)
フィンランド	56	52 (92.9)	3 (5.4)	1 (1.8)	— (0.0)
フランス	80	67 (83.8)	11 (13.8)	2 (2.5)	— (0.0)
ドイツ	80	70 (87.5)	7 (8.8)	1 (1.3)	— (0.0)
イタリア	64	61 (95.3)	2 (3.1)	1 (1.6)	— (0.0)
日本	7	7 (100.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)
オランダ	70	60 (85.7)	7 (10.0)	3 (4.3)	— (0.0)
ポーランド	170	156 (91.8)	11 (6.5)	3 (1.8)	— (0.0)
ポルトガル	47	42 (89.4)	3 (6.4)	2 (4.3)	— (0.0)
スウェーデン	76	67 (88.2)	8 (10.5)	— (0.0)	— (0.0)
アメリカ	122	92 (75.4)	20 (16.4)	6 (4.9)	1 (0.8)

国 名	総数	5 回以上	分らない
総数	1,221	8 (0.7)	4 (0.3)
オーストラリア	231	— (0.0)	— (0.0)
カナダ	78	3 (3.8)	2 (2.6)
イギリス	140	1 (0.7)	— (0.0)
フィンランド	56	— (0.0)	— (0.0)
フランス	80	— (0.0)	— (0.0)
ドイツ	80	1 (1.3)	1 (1.3)
イタリア	64	— (0.0)	— (0.0)
日本	7	— (0.0)	— (0.0)
オランダ	70	— (0.0)	— (0.0)
ポーランド	170	— (0.0)	— (0.0)
ポルトガル	47	— (0.0)	— (0.0)
スウェーデン	76	1 (1.3)	— (0.0)
アメリカ	122	2 (1.6)	1 (0.8)

注 1 前表で「昨年」とした者のみが回答。

2 スイスは、未調査である。

個人における窃盗 被害場所

国 名	総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内
総数	4,509	535 (11.9)	585 (13.0)	847 (18.8)	1,684 (37.3)
オーストラリア	941	188 (20.0)	78 (8.3)	370 (39.3)	135 (14.3)
カナダ	272	68 (25.0)	21 (7.7)	59 (21.7)	92 (33.8)
イギリス	356	44 (12.4)	56 (15.7)	46 (12.9)	151 (42.4)
フィンランド	175	16 (9.1)	22 (12.6)	13 (7.4)	56 (32.0)
フランス	302	23 (7.6)	45 (14.9)	27 (8.9)	157 (52.0)
ドイツ	351	16 (4.6)	31 (8.8)	47 (13.4)	171 (48.7)
イタリア	288	20 (6.9)	74 (25.7)	16 (5.6)	141 (49.0)
日本	15	— (0.0)	8 (53.3)	5 (33.3)	— (0.0)
オランダ	330	23 (7.0)	40 (12.1)	24 (7.3)	134 (40.6)
ポーランド	648	36 (5.6)	70 (10.8)	82 (12.7)	382 (59.0)
ポルトガル	206	19 (9.2)	53 (25.7)	21 (10.2)	84 (40.8)
スウェーデン	316	20 (6.3)	25 (7.9)	38 (12.0)	137 (43.4)
アメリカ	309	62 (20.1)	62 (20.1)	99 (32.0)	44 (14.2)

国 名	総数	国内	海外	分らない
総数	4,509	444 (9.8)	349 (7.7)	65 (1.4)
オーストラリア	941	72 (7.7)	75 (8.0)	23 (2.4)
カナダ	272	13 (4.8)	13 (4.8)	6 (2.2)
イギリス	356	26 (7.3)	26 (7.3)	7 (2.0)
フィンランド	175	6 (3.4)	60 (34.3)	2 (1.1)
フランス	302	36 (11.9)	12 (4.0)	2 (0.7)
ドイツ	351	41 (11.7)	41 (11.7)	4 (1.1)
イタリア	288	28 (9.7)	5 (1.7)	4 (1.4)
日本	15	1 (6.7)	— (0.0)	1 (6.7)
オランダ	330	63 (19.1)	42 (12.7)	4 (1.2)
ポーランド	648	69 (10.6)	7 (1.1)	2 (0.3)
ポルトガル	206	21 (10.2)	2 (1.0)	6 (2.9)
スウェーデン	316	40 (12.7)	54 (17.1)	2 (0.6)
アメリカ	309	28 (9.1)	12 (3.9)	2 (0.6)

注 1 直近の事件について聞いている。以下同じ。

2 スイスは、未調査である。

個人における窃盗 警察への申告の有無

国 名	総数	はい	いいえ	分からない
総数	4,509	2,078 (46.1)	2,353 (52.2)	78 (1.7)
オーストラリア	941	388 (41.2)	531 (56.4)	22 (2.3)
カナダ	272	93 (34.2)	173 (63.6)	6 (2.2)
イギリス	356	200 (56.2)	148 (41.6)	8 (2.2)
フィンランド	175	87 (49.7)	85 (48.6)	3 (1.7)
フランス	302	153 (50.7)	144 (47.7)	5 (1.7)
ドイツ	351	181 (51.6)	165 (47.0)	5 (1.4)
イタリア	288	158 (54.9)	123 (42.7)	7 (2.4)
日本	15	13 (86.7)	1 (6.7)	1 (6.7)
オランダ	330	194 (58.8)	131 (39.7)	5 (1.5)
ポーランド	648	189 (29.2)	454 (70.1)	5 (0.8)
ポルトガル	206	106 (51.5)	95 (46.1)	5 (2.4)
スウェーデン	316	181 (57.3)	133 (42.1)	2 (0.6)
アメリカ	309	135 (43.7)	170 (55.0)	4 (1.3)

注 スイスは、未調査である。

個人における窃盗 事件の重大性

国 名	総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	分らない
総数	4,509	1,187 (26.3)	1,670 (37.0)	1,577 (35.0)	75 (1.7)
オーストラリア	941	215 (22.8)	318 (33.8)	386 (41.0)	22 (2.3)
カナダ	272	61 (22.4)	74 (27.2)	135 (49.6)	2 (0.7)
イギリス	356	87 (24.4)	158 (44.4)	102 (28.7)	9 (2.5)
フィンランド	175	26 (14.9)	54 (30.9)	92 (52.6)	3 (1.7)
フランス	302	67 (22.2)	110 (36.4)	119 (39.4)	6 (2.0)
ドイツ	351	129 (36.8)	119 (33.9)	97 (27.6)	6 (1.7)
イタリア	288	85 (29.5)	125 (43.4)	73 (25.3)	5 (1.7)
日本	15	5 (33.3)	8 (53.3)	1 (6.7)	1 (6.7)
オランダ	330	87 (26.4)	105 (31.8)	134 (40.6)	4 (1.2)
ポーランド	648	192 (29.6)	273 (42.1)	174 (26.9)	9 (1.4)
ポルトガル	206	64 (31.1)	92 (44.7)	45 (21.8)	5 (2.4)
スウェーデン	316	68 (21.5)	129 (40.8)	117 (37.0)	2 (0.6)
アメリカ	309	101 (32.7)	105 (34.0)	102 (33.0)	1 (0.3)

注 スイスは、未調査である。

【個人における強盗の被害に関する詳細】

被害の時期

国名	総数	今年		昨年		それ以前		分からない／ 思い出せない	
総数	1,422	209	(14.7)	358	(25.2)	808	(56.8)	47	(3.3)
オーストラリア	258	43	(16.7)	55	(21.3)	152	(58.9)	8	(3.1)
カナダ	54	8	(14.8)	15	(27.8)	28	(51.9)	3	(5.6)
イギリス	128	6	(4.7)	40	(31.3)	76	(59.4)	6	(4.7)
フィンランド	59	12	(20.3)	12	(20.3)	35	(59.3)	—	(0.0)
フランス	85	16	(18.8)	21	(24.7)	46	(54.1)	2	(2.4)
ドイツ	59	5	(8.5)	15	(25.4)	35	(59.3)	4	(6.8)
イタリア	63	10	(15.9)	11	(17.5)	41	(65.1)	1	(1.6)
日本	7	1	(14.3)	4	(57.1)	1	(14.3)	1	(14.3)
オランダ	82	15	(18.3)	17	(20.7)	45	(54.9)	5	(6.1)
ポーランド	236	43	(18.2)	60	(25.4)	122	(51.7)	11	(4.7)
ポルトガル	132	20	(15.2)	29	(22.0)	81	(61.4)	2	(1.5)
スウェーデン	66	11	(16.7)	22	(33.3)	32	(48.5)	1	(1.5)
スイス	126	12	(9.5)	33	(26.2)	80	(63.5)	1	(0.8)
アメリカ	67	7	(10.4)	24	(35.8)	34	(50.7)	2	(3.0)

注 「個人における強盗の被害（過去5年間）」で、被害「あり」とした者のみが回答。

個人における強盗 昨年の被害回数

国名	総数	1回	2回	3回	4回
総数	358	285 (79.6)	50 (14.0)	13 (3.6)	4 (1.1)
オーストラリア	55	40 (72.7)	8 (14.5)	4 (7.3)	— (0.0)
カナダ	15	14 (93.3)	1 (6.7)	— (0.0)	— (0.0)
イギリス	40	30 (75.0)	8 (20.0)	1 (2.5)	1 (2.5)
フィンランド	12	9 (75.0)	3 (25.0)	— (0.0)	— (0.0)
フランス	21	15 (71.4)	6 (28.6)	— (0.0)	— (0.0)
ドイツ	15	12 (80.0)	2 (13.3)	1 (6.7)	— (0.0)
イタリア	11	11 (100.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)
日本	4	4 (100.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)
オランダ	17	15 (88.2)	1 (5.9)	1 (5.9)	— (0.0)
ポーランド	60	49 (81.7)	9 (15.0)	2 (3.3)	— (0.0)
ポルトガル	29	25 (86.2)	3 (10.3)	— (0.0)	1 (3.4)
スウェーデン	22	18 (81.8)	3 (13.6)	1 (4.5)	— (0.0)
スイス	33	27 (81.8)	2 (6.1)	1 (3.0)	1 (3.0)
アメリカ	24	16 (66.7)	4 (16.7)	2 (8.3)	1 (4.2)

国名	総数	5回以上	分からない
総数	358	4 (1.1)	2 (0.6)
オーストラリア	55	1 (1.8)	2 (3.6)
カナダ	15	— (0.0)	— (0.0)
イギリス	40	— (0.0)	— (0.0)
フィンランド	12	— (0.0)	— (0.0)
フランス	21	— (0.0)	— (0.0)
ドイツ	15	— (0.0)	— (0.0)
イタリア	11	— (0.0)	— (0.0)
日本	4	— (0.0)	— (0.0)
オランダ	17	— (0.0)	— (0.0)
ポーランド	60	— (0.0)	— (0.0)
ポルトガル	29	— (0.0)	— (0.0)
スウェーデン	22	— (0.0)	— (0.0)
スイス	33	2 (6.1)	— (0.0)
アメリカ	24	1 (4.2)	— (0.0)

注 前表で「昨年」とした者のみが回答。

個人における強盗 被害場所

国 名	総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内
総数	1,404	147 (10.5)	326 (23.2)	195 (13.9)	443 (31.6)
オーストラリア	258	45 (17.4)	44 (17.1)	104 (40.3)	22 (8.5)
カナダ	54	16 (29.6)	7 (13.0)	5 (9.3)	15 (27.8)
イギリス	128	22 (17.2)	32 (25.0)	13 (10.2)	46 (35.9)
フィンランド	41	3 (7.3)	11 (26.8)	6 (14.6)	11 (26.8)
フランス	85	10 (11.8)	31 (36.5)	4 (4.7)	32 (37.6)
ドイツ	59	1 (1.7)	11 (18.6)	4 (6.8)	24 (40.7)
イタリア	63	7 (11.1)	25 (39.7)	4 (6.3)	18 (28.6)
日本	7	1 (14.3)	2 (28.6)	2 (28.6)	— (0.0)
オランダ	82	9 (11.0)	14 (17.1)	8 (9.8)	27 (32.9)
ポーランド	236	12 (5.1)	62 (26.3)	8 (3.4)	130 (55.1)
ポルトガル	132	5 (3.8)	39 (29.5)	12 (9.1)	61 (46.2)
スウェーデン	66	3 (4.5)	12 (18.2)	7 (10.6)	24 (36.4)
スイス	126	— (0.0)	11 (8.7)	— (0.0)	31 (24.6)
アメリカ	67	13 (19.4)	25 (37.3)	18 (26.9)	2 (3.0)

国 名	総数	国内	海外	分からない
総数	1,404	157 (11.2)	103 (7.3)	33 (2.4)
オーストラリア	258	19 (7.4)	20 (7.8)	4 (1.6)
カナダ	54	4 (7.4)	6 (11.1)	1 (1.9)
イギリス	128	6 (4.7)	4 (3.1)	5 (3.9)
フィンランド	41	4 (9.8)	6 (14.6)	— (0.0)
フランス	85	3 (3.5)	3 (3.5)	2 (2.4)
ドイツ	59	5 (8.5)	11 (18.6)	3 (5.1)
イタリア	63	4 (6.3)	5 (7.9)	— (0.0)
日本	7	1 (14.3)	— (0.0)	1 (14.3)
オランダ	82	7 (8.5)	13 (15.9)	4 (4.9)
ポーランド	236	18 (7.6)	— (0.0)	6 (2.5)
ポルトガル	132	14 (10.6)	— (0.0)	1 (0.8)
スウェーデン	66	3 (4.5)	16 (24.2)	1 (1.5)
スイス	126	66 (52.4)	16 (12.7)	2 (1.6)
アメリカ	67	3 (4.5)	3 (4.5)	3 (4.5)

注 直近の事件について聞いている。以下同じ。

個人における強盗 犯人の凶器所持の有無

国名	総数	はい	いいえ	分からない
総数	1,404	434 (30.9)	848 (60.4)	122 (8.7)
オーストラリア	258	89 (34.5)	152 (58.9)	17 (6.6)
カナダ	54	17 (31.5)	35 (64.8)	2 (3.7)
イギリス	128	36 (28.1)	79 (61.7)	13 (10.2)
フィンランド	41	6 (14.6)	34 (82.9)	1 (2.4)
フランス	85	22 (25.9)	61 (71.8)	2 (2.4)
ドイツ	59	22 (37.3)	32 (54.2)	5 (8.5)
イタリア	63	26 (41.3)	36 (57.1)	1 (1.6)
日本	7	— (0.0)	2 (28.6)	5 (71.4)
オランダ	82	25 (30.5)	50 (61.0)	7 (8.5)
ポーランド	236	53 (22.5)	155 (65.7)	28 (11.9)
ポルトガル	132	46 (34.8)	69 (52.3)	17 (12.9)
スウェーデン	66	17 (25.8)	44 (66.7)	5 (7.6)
スイス	126	42 (33.3)	70 (55.6)	14 (11.1)
アメリカ	67	33 (49.3)	29 (43.3)	5 (7.5)

個人における強盗 奪い取られた物の有無

国 名	総数	はい	いいえ	分らない
総数	1,020	563 (55.2)	435 (42.6)	22 (2.2)
カナダ	54	27 (50.0)	27 (50.0)	－ (0.0)
イギリス	128	80 (62.5)	43 (33.6)	5 (3.9)
フィンランド	41	24 (58.5)	17 (41.5)	－ (0.0)
フランス	85	48 (56.5)	35 (41.2)	2 (2.4)
ドイツ	59	31 (52.5)	26 (44.1)	2 (3.4)
イタリア	63	34 (54.0)	28 (44.4)	1 (1.6)
日本	7	1 (14.3)	5 (71.4)	1 (14.3)
オランダ	82	38 (46.3)	41 (50.0)	3 (3.7)
ポーランド	236	109 (46.2)	122 (51.7)	5 (2.1)
ポルトガル	132	95 (72.0)	37 (28.0)	－ (0.0)
スウェーデン	66	36 (54.5)	29 (43.9)	1 (1.5)
アメリカ	67	40 (59.7)	25 (37.3)	2 (3.0)

注 オーストラリア及びスイスは未調査である。

個人における強盗 警察への申告の有無

国 名	総数	はい	いいえ	分らない
総数	1,404	742 (52.8)	634 (45.2)	28 (2.0)
オーストラリア	258	148 (57.4)	108 (41.9)	2 (0.8)
カナダ	54	27 (50.0)	27 (50.0)	－ (0.0)
イギリス	128	88 (68.8)	34 (26.6)	6 (4.7)
フィンランド	41	25 (61.0)	16 (39.0)	－ (0.0)
フランス	85	47 (55.3)	36 (42.4)	2 (2.4)
ドイツ	59	31 (52.5)	25 (42.4)	3 (5.1)
イタリア	63	31 (49.2)	32 (50.8)	－ (0.0)
日本	7	2 (28.6)	3 (42.9)	2 (28.6)
オランダ	82	56 (68.3)	23 (28.0)	3 (3.7)
ポーランド	236	87 (36.9)	144 (61.0)	5 (2.1)
ポルトガル	132	72 (54.5)	59 (44.7)	1 (0.8)
スウェーデン	66	33 (50.0)	32 (48.5)	1 (1.5)
スイス	126	57 (45.2)	68 (54.0)	1 (0.8)
アメリカ	67	38 (56.7)	27 (40.3)	2 (3.0)

個人における強盗 警察の対応の満足度

国名	総数	満足		不満		分からない	
総数	742	427	(57.5)	291	(39.2)	24	(3.2)
オーストラリア	148	94	(63.5)	50	(33.8)	4	(2.7)
カナダ	27	15	(55.6)	11	(40.7)	1	(3.7)
イギリス	88	47	(53.4)	39	(44.3)	2	(2.3)
フィンランド	25	20	(80.0)	4	(16.0)	1	(4.0)
フランス	47	21	(44.7)	25	(53.2)	1	(2.1)
ドイツ	31	18	(58.1)	13	(41.9)	－	(0.0)
イタリア	31	10	(32.3)	17	(54.8)	4	(12.9)
日本	2	1	(50.0)	1	(50.0)	－	(0.0)
オランダ	56	35	(62.5)	20	(35.7)	1	(1.8)
ポーランド	87	52	(59.8)	32	(36.8)	3	(3.4)
ポルトガル	72	35	(48.6)	34	(47.2)	3	(4.2)
スウェーデン	33	24	(72.7)	9	(27.3)	－	(0.0)
スイス	57	34	(59.6)	20	(35.1)	3	(5.3)
アメリカ	38	21	(55.3)	16	(42.1)	1	(2.6)

注 前表で「はい」と回答した者のみ回答。

個人における強盗 警察の対応の不満理由

国名	総数	十分な対処をしなかった	関心を持たなかった	犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった	奪われた物を取り戻せなかった	十分な経過通知をしてくれなかった
総数	291	192 (66.0)	152 (52.2)	141 (48.5)	110 (37.8)	107 (36.8)
オーストラリア	50	22 (44.0)	16 (32.0)	10 (20.0)	8 (16.0)	3 (6.0)
カナダ	11	8 (72.7)	3 (27.3)	2 (18.2)	1 (9.1)	1 (9.1)
イギリス	39	33 (84.6)	27 (69.2)	28 (71.8)	26 (66.7)	25 (64.1)
フィンランド	4	2 (50.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)
フランス	25	15 (60.0)	10 (40.0)	12 (48.0)	11 (44.0)	9 (36.0)
ドイツ	13	12 (92.3)	9 (69.2)	10 (76.9)	7 (53.8)	8 (61.5)
イタリア	17	13 (76.5)	12 (70.6)	11 (64.7)	9 (52.9)	9 (52.9)
日本	1	— (0.0)	— (0.0)	1 (100.0)	— (0.0)	1 (100.0)
オランダ	20	17 (85.0)	13 (65.0)	11 (55.0)	6 (30.0)	11 (55.0)
ポーランド	32	20 (62.5)	9 (28.1)	19 (59.4)	12 (37.5)	8 (25.0)
ポルトガル	34	22 (64.7)	21 (61.8)	19 (55.9)	16 (47.1)	16 (47.1)
スウェーデン	9	7 (77.8)	7 (77.8)	5 (55.6)	4 (44.4)	5 (55.6)
スイス	20	8 (40.0)	11 (55.0)	2 (10.0)	1 (5.0)	1 (5.0)
アメリカ	16	13 (81.3)	12 (75.0)	10 (62.5)	8 (50.0)	9 (56.3)

国名	総数	不適切な扱い／失礼だった	到着するのが遅かった	その他	分からない
総数	291	77 (26.5)	74 (25.4)	59 (20.3)	6 (2.1)
オーストラリア	50	11 (22.0)	5 (10.0)	13 (26.0)	1 (2.0)
カナダ	11	1 (9.1)	1 (9.1)	— (0.0)	— (0.0)
イギリス	39	9 (23.1)	20 (51.3)	2 (5.1)	— (0.0)
フィンランド	4	1 (25.0)	1 (25.0)	3 (75.0)	— (0.0)
フランス	25	5 (20.0)	2 (8.0)	7 (28.0)	3 (12.0)
ドイツ	13	6 (46.2)	6 (46.2)	1 (7.7)	1 (7.7)
イタリア	17	4 (23.5)	5 (29.4)	4 (23.5)	— (0.0)
日本	1	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)
オランダ	20	6 (30.0)	5 (25.0)	9 (45.0)	— (0.0)
ポーランド	32	10 (31.3)	4 (12.5)	1 (3.1)	— (0.0)
ポルトガル	34	8 (23.5)	7 (20.6)	5 (14.7)	1 (2.9)
スウェーデン	9	5 (55.6)	5 (55.6)	2 (22.2)	— (0.0)
スイス	20	1 (5.0)	4 (20.0)	4 (20.0)	— (0.0)
アメリカ	16	10 (62.5)	9 (56.3)	8 (50.0)	— (0.0)

注 1 複数回答である。

2 前表で「不満」とした者のみ回答。

個人における強盗 犯罪被害者専門機関への援助依頼

国名	総数	はい		いいえ		分からない	
総数	532	64	(12.0)	463	(87.0)	5	(0.9)
オーストラリア	50	8	(16.0)	42	(84.0)	－	(0.0)
カナダ	54	8	(14.8)	46	(85.2)	－	(0.0)
イギリス	88	20	(22.7)	68	(77.3)	－	(0.0)
フィンランド	25	－	(0.0)	24	(96.0)	1	(4.0)
フランス	47	4	(8.5)	42	(89.4)	1	(2.1)
ドイツ	31	－	(0.0)	31	(100.0)	－	(0.0)
イタリア	31	2	(6.5)	29	(93.5)	－	(0.0)
日本	7	1	(14.3)	3	(42.9)	3	(42.9)
オランダ	56	9	(16.1)	47	(83.9)	－	(0.0)
ポルトガル	72	4	(5.6)	68	(94.4)	－	(0.0)
スウェーデン	33	5	(15.2)	28	(84.8)	－	(0.0)
アメリカ	38	3	(7.9)	35	(92.1)	－	(0.0)

注 1 「警察への申告の有無」で「はい」と回答した者のみ回答。
2 ポーランド及びスイスは、未調査である。
3 オーストラリアは、「警察の対応の満足度」で「不満」とした者のみ回答し、カナダ及び日本は、直近の事件総数である。

個人における強盗 犯罪被害者専門機関の有用性

国 名	総数	役に立たない		役に立つ		分からない	
総数	463	236	(51.0)	200	(43.2)	27	(5.8)
オーストラリア	42	21	(50.0)	20	(47.6)	1	(2.4)
カナダ	46	29	(63.0)	13	(28.3)	4	(8.7)
イギリス	68	38	(55.9)	27	(39.7)	3	(4.4)
フィンランド	24	11	(45.8)	8	(33.3)	5	(20.8)
フランス	42	30	(71.4)	12	(28.6)	－	(0.0)
ドイツ	31	17	(54.8)	12	(38.7)	2	(6.5)
イタリア	29	11	(37.9)	17	(58.6)	1	(3.4)
日本	3	1	(33.3)	1	(33.3)	1	(33.3)
オランダ	47	29	(61.7)	13	(27.7)	5	(10.6)
ポルトガル	68	16	(23.5)	48	(70.6)	4	(5.9)
スウェーデン	28	20	(71.4)	7	(25.0)	1	(3.6)
アメリカ	35	13	(37.1)	22	(62.9)	－	(0.0)

注 前表で「いいえ」と回答した者のみ回答。

個人における強盗 事件の重大性

国名	総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	分からない
総数	1,404	585 (41.7)	470 (33.5)	312 (22.2)	37 (2.6)
オーストラリア	258	135 (52.3)	71 (27.5)	46 (17.8)	6 (2.3)
カナダ	54	27 (50.0)	13 (24.1)	14 (25.9)	— (0.0)
イギリス	128	60 (46.9)	47 (36.7)	16 (12.5)	5 (3.9)
フィンランド	41	11 (26.8)	17 (41.5)	13 (31.7)	— (0.0)
フランス	85	27 (31.8)	31 (36.5)	26 (30.6)	1 (1.2)
ドイツ	59	29 (49.2)	17 (28.8)	10 (16.9)	3 (5.1)
イタリア	63	33 (52.4)	21 (33.3)	9 (14.3)	— (0.0)
日本	7	2 (28.6)	1 (14.3)	1 (14.3)	3 (42.9)
オランダ	82	40 (48.8)	23 (28.0)	16 (19.5)	3 (3.7)
ポーランド	236	78 (33.1)	96 (40.7)	52 (22.0)	10 (4.2)
ポルトガル	132	55 (41.7)	52 (39.4)	24 (18.2)	1 (0.8)
スウェーデン	66	27 (40.9)	23 (34.8)	15 (22.7)	1 (1.5)
スイス	126	25 (19.8)	41 (32.5)	58 (46.0)	2 (1.6)
アメリカ	67	36 (53.7)	17 (25.4)	12 (17.9)	2 (3.0)

【性的暴行の被害に関する詳細】

性的暴行 被害の時期

国 名	総数	今年		昨年		それ以前		分からない ／思い出せない	
総数	1,305	247	(18.9)	358	(27.4)	646	(49.5)	54	(4.1)
カナダ	104	25	(24.0)	29	(27.9)	45	(43.3)	5	(4.8)
イギリス	99	7	(7.1)	35	(35.4)	49	(49.5)	8	(8.1)
フィンランド	85	17	(20.0)	25	(29.4)	37	(43.5)	6	(7.1)
フランス	55	10	(18.2)	8	(14.5)	34	(61.8)	3	(5.5)
ドイツ	134	32	(23.9)	33	(24.6)	67	(50.0)	2	(1.5)
イタリア	56	13	(23.2)	13	(23.2)	29	(51.8)	1	(1.8)
日本	27	—	(0.0)	11	(40.7)	14	(51.9)	2	(7.4)
オランダ	135	24	(17.8)	33	(24.4)	72	(53.3)	6	(4.4)
ポーランド	90	24	(26.7)	32	(35.6)	32	(35.6)	2	(2.2)
ポルトガル	43	7	(16.3)	10	(23.3)	22	(51.2)	4	(9.3)
スウェーデン	115	30	(26.1)	31	(27.0)	52	(45.2)	2	(1.7)
スイス	229	45	(19.7)	60	(26.2)	117	(51.1)	7	(3.1)
アメリカ	133	13	(9.8)	38	(28.6)	76	(57.1)	6	(4.5)

注 1 「個人における性的暴行の被害の有無」で被害「あり」とした者のみが回答。

2 オーストラリアは、未調査である（以下、本項目について同じ。）。

性的暴行 昨年の被害回数

国 名	総数	1 回	2 回	3 回	4 回
総数	358	224 (62.6)	58 (16.2)	24 (6.7)	6 (1.7)
カナダ	29	19 (65.5)	4 (13.8)	— (0.0)	— (0.0)
イギリス	35	28 (80.0)	4 (11.4)	2 (5.7)	1 (2.9)
フィンランド	25	18 (72.0)	4 (16.0)	1 (4.0)	— (0.0)
フランス	8	5 (62.5)	1 (12.5)	1 (12.5)	1 (12.5)
ドイツ	33	25 (75.8)	2 (6.1)	1 (3.0)	1 (3.0)
イタリア	13	7 (53.8)	4 (30.8)	— (0.0)	— (0.0)
日本	11	3 (27.3)	1 (9.1)	3 (27.3)	— (0.0)
オランダ	33	18 (54.5)	7 (21.2)	3 (9.1)	1 (3.0)
ポーランド	32	18 (56.3)	5 (15.6)	6 (18.8)	— (0.0)
ポルトガル	10	7 (70.0)	3 (30.0)	— (0.0)	— (0.0)
スウェーデン	31	15 (48.4)	9 (29.0)	2 (6.5)	1 (3.2)
スイス	60	42 (70.0)	4 (6.7)	4 (6.7)	1 (1.7)
アメリカ	38	19 (50.0)	10 (26.3)	1 (2.6)	— (0.0)

国 名	総数	5 回以上	分からない
総数	358	37 (10.3)	9 (2.5)
カナダ	29	5 (17.2)	1 (3.4)
イギリス	35	— (0.0)	— (0.0)
フィンランド	25	2 (8.0)	— (0.0)
フランス	8	— (0.0)	— (0.0)
ドイツ	33	3 (9.1)	1 (3.0)
イタリア	13	1 (7.7)	1 (7.7)
日本	11	2 (18.2)	2 (18.2)
オランダ	33	4 (12.1)	— (0.0)
ポーランド	32	2 (6.3)	1 (3.1)
ポルトガル	10	— (0.0)	— (0.0)
スウェーデン	31	3 (9.7)	1 (3.2)
スイス	60	8 (13.3)	1 (1.7)
アメリカ	38	7 (18.4)	1 (2.6)

注 前表で、「昨年」とした者のみが回答。

性的暴行 被害場所

国名	総数	自宅		自宅付近		職場		市町村内	
総数	1,264	123	(9.7)	215	(17.0)	198	(15.7)	480	(38.0)
カナダ	104	21	(20.2)	7	(6.7)	25	(24.0)	38	(36.5)
イギリス	99	10	(10.1)	20	(20.2)	10	(10.1)	44	(44.4)
フィンランド	44	5	(11.4)	8	(18.2)	9	(20.5)	21	(47.7)
フランス	55	8	(14.5)	11	(20.0)	7	(12.7)	21	(38.2)
ドイツ	134	7	(5.2)	11	(8.2)	19	(14.2)	69	(51.5)
イタリア	56	3	(5.4)	11	(19.6)	3	(5.4)	34	(60.7)
日本	27	3	(11.1)	6	(22.2)	6	(22.2)	4	(14.8)
オランダ	135	20	(14.8)	21	(15.6)	22	(16.3)	39	(28.9)
ポーランド	90	11	(12.2)	21	(23.3)	6	(6.7)	38	(42.2)
ポルトガル	43	3	(7.0)	13	(30.2)	3	(7.0)	14	(32.6)
スウェーデン	115	6	(5.2)	5	(4.3)	25	(21.7)	57	(49.6)
スイス	229	14	(6.1)	63	(27.5)	—	(0.0)	80	(34.9)
アメリカ	133	12	(9.0)	18	(13.5)	63	(47.4)	21	(15.8)

国名	総数	国内		国外		分らない	
総数	1,264	161	(12.7)	55	(4.4)	32	(2.5)
カナダ	104	7	(6.7)	2	(1.9)	4	(3.8)
イギリス	99	2	(2.0)	5	(5.1)	8	(8.1)
フィンランド	44	—	(0.0)	—	(0.0)	1	(2.3)
フランス	55	7	(12.7)	—	(0.0)	1	(1.8)
ドイツ	134	17	(12.7)	9	(6.7)	2	(1.5)
イタリア	56	5	(8.9)	—	(0.0)	—	(0.0)
日本	27	7	(25.9)	—	(0.0)	1	(3.7)
オランダ	135	27	(20.0)	3	(2.2)	3	(2.2)
ポーランド	90	10	(11.1)	4	(4.4)	—	(0.0)
ポルトガル	43	7	(16.3)	—	(0.0)	3	(7.0)
スウェーデン	115	15	(13.0)	4	(3.5)	3	(2.6)
スイス	229	47	(20.5)	22	(9.6)	3	(1.3)
アメリカ	133	10	(7.5)	6	(4.5)	3	(2.3)

注 直近の事件についてきている。以下同じ。

性的暴行 加害者の人数

国名	総数	1人	2人	3人以上	分らない
総数	602	483 (80.2)	46 (7.6)	59 (9.8)	14 (2.3)
カナダ	35	30 (85.7)	3 (8.6)	2 (5.7)	－ (0.0)
イギリス	32	27 (84.4)	1 (3.1)	4 (12.5)	－ (0.0)
フィンランド	7	7 (100.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
フランス	30	23 (76.7)	2 (6.7)	4 (13.3)	1 (3.3)
ドイツ	22	19 (86.4)	2 (9.1)	1 (4.5)	－ (0.0)
イタリア	31	29 (93.5)	1 (3.2)	1 (3.2)	－ (0.0)
日本	27	23 (85.2)	－ (0.0)	－ (0.0)	4 (14.8)
オランダ	36	25 (69.4)	6 (16.7)	5 (13.9)	－ (0.0)
ポーランド	35	28 (80.0)	2 (5.7)	5 (14.3)	－ (0.0)
ポルトガル	15	11 (73.3)	1 (6.7)	2 (13.3)	1 (6.7)
スウェーデン	48	35 (72.9)	9 (18.8)	3 (6.3)	1 (2.1)
スイス	229	178 (77.7)	15 (6.6)	29 (12.7)	7 (3.1)
アメリカ	55	48 (87.3)	4 (7.3)	3 (5.5)	－ (0.0)

性的暴行 犯人との面識

国 名	総数	犯人を知らな かった	顔を 知っていた	名前を 知っていた	犯人を見な かった	分らない／ 無回答
総数	373	179 (48.0)	46 (12.3)	131 (35.1)	9 (2.4)	8 (2.1)
カナダ	35	9 (25.7)	5 (14.3)	21 (60.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
イギリス	32	16 (50.0)	2 (6.3)	13 (40.6)	－ (0.0)	1 (3.1)
フィンランド	7	5 (71.4)	－ (0.0)	1 (14.3)	1 (14.3)	－ (0.0)
フランス	30	18 (60.0)	3 (10.0)	6 (20.0)	1 (3.3)	2 (6.7)
ドイツ	22	10 (45.5)	6 (27.3)	6 (27.3)	－ (0.0)	－ (0.0)
イタリア	31	22 (71.0)	1 (3.2)	5 (16.1)	3 (9.7)	－ (0.0)
日本	27	18 (66.7)	5 (18.5)	2 (7.4)	－ (0.0)	2 (7.4)
オランダ	36	16 (44.4)	5 (13.9)	14 (38.9)	1 (2.8)	－ (0.0)
ポーランド	35	11 (31.4)	5 (14.3)	17 (48.6)	2 (5.7)	－ (0.0)
ポルトガル	15	9 (60.0)	2 (13.3)	3 (20.0)	－ (0.0)	1 (6.7)
スウェーデン	48	19 (39.6)	4 (8.3)	25 (52.1)	－ (0.0)	－ (0.0)
アメリカ	55	26 (47.3)	8 (14.5)	18 (32.7)	1 (1.8)	2 (3.6)

注 1 複数犯の場合、少なくとも1人について面識があったか否かを質問している。

2 スイスは、未調査である。

性的暴行 犯人との関係

国 名	総数	配偶者, パートナー	元配偶者, 元パートナー	恋人	元恋人	家族・親戚
総数	136	12 (8.8)	5 (3.7)	13 (9.6)	8 (5.9)	10 (7.4)
カナダ	21	(0.0)	3 (14.3)	2 (9.5)	(0.0)	2 (9.5)
イギリス	13	1 (7.7)	1 (7.7)	2 (15.4)	(0.0)	2 (15.4)
フィンランド	1	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
フランス	6	3 (50.0)	(0.0)	(0.0)	1 (16.7)	(0.0)
ドイツ	6	(0.0)	(0.0)	2 (33.3)	1 (16.7)	(0.0)
イタリア	5	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (20.0)	2 (40.0)
日本	7	1 (14.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
オランダ	14	2 (14.3)	(0.0)	(0.0)	1 (7.1)	2 (14.3)
ポーランド	17	4 (23.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (5.9)
ポルトガル	3	(0.0)	(0.0)	1 (33.3)	(0.0)	(0.0)
スウェーデン	25	1 (4.0)	1 (4.0)	3 (12.0)	3 (12.0)	(0.0)
アメリカ	18	(0.0)	(0.0)	3 (16.7)	1 (5.6)	1 (5.6)

国 名	総数	親しい友人	一緒に働いてい た人／働いたこ とのある人	上記の誰でも ない
総数	136	28 (20.6)	26 (19.1)	32 (23.5)
カナダ	21	3 (14.3)	2 (9.5)	9 (42.9)
イギリス	13	3 (23.1)	2 (15.4)	1 (7.7)
フィンランド	1	(0.0)	1 (100.0)	(0.0)
フランス	6	1 (16.7)	－ (0.0)	1 (16.7)
ドイツ	6	(0.0)	2 (33.3)	1 (16.7)
イタリア	5	(0.0)	－ (0.0)	2 (40.0)
日本	7	1 (14.3)	2 (28.6)	3 (42.9)
オランダ	14	4 (28.6)	3 (21.4)	2 (14.3)
ポーランド	17	7 (41.2)	2 (11.8)	3 (17.6)
ポルトガル	3	(0.0)	2 (66.7)	(0.0)
スウェーデン	25	3 (12.0)	7 (28.0)	6 (24.0)
アメリカ	18	6 (33.3)	3 (16.7)	4 (22.2)

注 1 前表で「(少なくとも1人は)名前を知っていた」とした者のみが回答
(日本は「顔を知っていた」も含む)。

2 被害に遭った時点での関係である。

3 複数回答による。

性的暴行 凶器所持の有無

国 名	総数	はい		いいえ		分からない	
総数	597	42	(7.0)	532	(89.1)	23	(3.9)
カナダ	35	4	(11.4)	31	(88.6)	－	(0.0)
イギリス	32	8	(25.0)	24	(75.0)	－	(0.0)
フィンランド	6	－	(0.0)	6	(100.0)	－	(0.0)
フランス	30	1	(3.3)	29	(96.7)	－	(0.0)
ドイツ	22	1	(4.5)	21	(95.5)	－	(0.0)
イタリア	30	1	(3.3)	29	(96.7)	－	(0.0)
日本	27	－	(0.0)	21	(77.8)	6	(22.2)
オランダ	35	6	(17.1)	29	(82.9)	－	(0.0)
ポーランド	35	－	(0.0)	31	(88.6)	4	(11.4)
ポルトガル	14	2	(14.3)	12	(85.7)	－	(0.0)
スウェーデン	47	2	(4.3)	45	(95.7)	－	(0.0)
スイス	229	11	(4.8)	207	(90.4)	11	(4.8)
アメリカ	55	6	(10.9)	47	(85.5)	2	(3.6)

性的暴行 凶器の種類

国名	総数	ナイフ	銃	その他の凶器／棒	凶器に代わる物	分からない
総数	42	25 (59.5)	8 (19.0)	2 (4.8)	7 (16.7)	—
カナダ	4	1 (25.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	— (0.0)	—
イギリス	8	7 (87.5)	— (0.0)	— (0.0)	1 (12.5)	—
フィンランド	—	—	—	—	—	—
フランス	1	1 (100.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	—
ドイツ	1	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	1 (100.0)	—
イタリア	1	1 (100.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	—
日本	—	—	—	—	—	—
オランダ	6	3 (50.0)	— (0.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	—
ポーランド	—	—	—	—	—	—
ポルトガル	2	1 (50.0)	1 (50.0)	— (0.0)	— (0.0)	—
スウェーデン	2	— (0.0)	2 (100.0)	— (0.0)	— (0.0)	—
スイス	11	8 (72.7)	1 (9.1)	— (0.0)	2 (18.2)	—
アメリカ	6	3 (50.0)	2 (33.3)	— (0.0)	1 (16.7)	—

注 前表で「はい」とした者のみが回答。

性的暴行 凶器使用の有無

国名	総数	はい	いいえ	分からない
総数	42	14 (33.3)	28 (66.7)	—
カナダ	4	—	4 (100.0)	—
イギリス	8	2 (25.0)	6 (75.0)	—
フィンランド	—	—	—	—
フランス	1	1 (100.0)	— (0.0)	—
ドイツ	1	1 (100.0)	— (0.0)	—
イタリア	1	— (0.0)	1 (100.0)	—
日本	—	—	—	—
オランダ	6	1 (16.7)	5 (83.3)	—
ポーランド	—	—	—	—
ポルトガル	2	1 (50.0)	1 (50.0)	—
スウェーデン	2	2 (100.0)	— (0.0)	—
スイス	11	4 (36.4)	7 (63.6)	—
アメリカ	6	2 (33.3)	4 (66.7)	—

注 「凶器所持の有無」で「はい」とした者のみが回答。

性的暴行 事件の内容

国 名	総数	レイプ		レイプ未遂		強制わいせつ		不快な行為（セクハラなど）		分からない	
総数	1,305	57	(4.4)	82	(6.3)	307	(23.5)	811	(62.1)	48	(3.7)
カナダ	104	6	(5.8)	8	(7.7)	21	(20.2)	62	(59.6)	7	(6.7)
イギリス	99	5	(5.1)	7	(7.1)	20	(20.2)	58	(58.6)	9	(9.1)
フィンランド	85	3	(3.5)	3	(3.5)	14	(16.5)	61	(71.8)	4	(4.7)
フランス	55	7	(12.7)	6	(10.9)	17	(30.9)	22	(40.0)	3	(5.5)
ドイツ	134	1	(0.7)	5	(3.7)	16	(11.9)	109	(81.3)	3	(2.2)
イタリア	56	1	(1.8)	1	(1.8)	29	(51.8)	24	(42.9)	1	(1.8)
日本	27	1	(3.7)	—	(0.0)	16	(59.3)	7	(25.9)	3	(11.1)
オランダ	135	8	(5.9)	10	(7.4)	18	(13.3)	95	(70.4)	4	(3.0)
ポーランド	90	2	(2.2)	5	(5.6)	28	(31.1)	55	(61.1)	—	(0.0)
ポルトガル	43	2	(4.7)	6	(14.0)	7	(16.3)	26	(60.5)	2	(4.7)
スウェーデン	115	5	(4.3)	13	(11.3)	30	(26.1)	64	(55.7)	3	(2.6)
スイス	229	8	(3.5)	8	(3.5)	54	(23.6)	153	(66.8)	6	(2.6)
アメリカ	133	8	(6.0)	10	(7.5)	37	(27.8)	75	(56.4)	3	(2.3)

性的暴行 事件を犯罪と思うか

国名	総数	はい	いいえ	分からない
総数	594	391 (65.8)	174 (29.3)	29 (4.9)
カナダ	35	29 (82.9)	6 (17.1)	— (0.0)
イギリス	32	27 (84.4)	5 (15.6)	— (0.0)
フィンランド	7	4 (57.1)	3 (42.9)	— (0.0)
フランス	30	20 (66.7)	9 (30.0)	1 (3.3)
ドイツ	22	17 (77.3)	4 (18.2)	1 (4.5)
イタリア	31	20 (64.5)	9 (29.0)	2 (6.5)
日本	27	22 (81.5)	— (0.0)	5 (18.5)
オランダ	36	26 (72.2)	10 (27.8)	— (0.0)
ポーランド	35	31 (88.6)	2 (5.7)	2 (5.7)
ポルトガル	15	11 (73.3)	3 (20.0)	1 (6.7)
スウェーデン	48	39 (81.3)	9 (18.8)	— (0.0)
スイス	221	109 (49.3)	95 (43.0)	17 (7.7)
アメリカ	55	36 (65.5)	19 (34.5)	— (0.0)

性的暴行 捜査機関への申告の有無

国名	総数	はい	いいえ	分からない
総数	602	121 (20.1)	475 (78.9)	6 (1.0)
カナダ	35	13 (37.1)	22 (62.9)	— (0.0)
イギリス	32	17 (53.1)	15 (46.9)	— (0.0)
フィンランド	7	2 (28.6)	5 (71.4)	— (0.0)
フランス	30	5 (16.7)	25 (83.3)	— (0.0)
ドイツ	22	6 (27.3)	15 (68.2)	1 (4.5)
イタリア	31	2 (6.5)	29 (93.5)	— (0.0)
日本	27	4 (14.8)	21 (77.8)	2 (7.4)
オランダ	36	13 (36.1)	23 (63.9)	— (0.0)
ポーランド	35	7 (20.0)	28 (80.0)	— (0.0)
ポルトガル	15	5 (33.3)	10 (66.7)	— (0.0)
スウェーデン	48	15 (31.3)	33 (68.8)	— (0.0)
スイス	229	20 (8.7)	206 (90.0)	3 (1.3)
アメリカ	55	12 (21.8)	43 (78.2)	— (0.0)

性的暴行 捜査機関の対応の満足度

国 名	総数	満足		不満		分からない	
総数	121	67	(55.4)	53	(43.8)	1	(0.8)
カナダ	13	5	(38.5)	8	(61.5)	—	(0.0)
イギリス	17	11	(64.7)	6	(35.3)	—	(0.0)
フィンランド	2	2	(100.0)	—	(0.0)	—	(0.0)
フランス	5	1	(20.0)	4	(80.0)	—	(0.0)
ドイツ	6	3	(50.0)	3	(50.0)	—	(0.0)
イタリア	2	—	(0.0)	2	(100.0)	—	(0.0)
日本	4	1	(25.0)	2	(50.0)	1	(25.0)
オランダ	13	5	(38.5)	8	(61.5)	—	(0.0)
ポーランド	7	5	(71.4)	2	(28.6)	—	(0.0)
ボルトガル	5	2	(40.0)	3	(60.0)	—	(0.0)
スウェーデン	15	13	(86.7)	2	(13.3)	—	(0.0)
スイス	20	13	(65.0)	7	(35.0)	—	(0.0)
アメリカ	12	6	(50.0)	6	(50.0)	—	(0.0)

性的暴行 捜査機関の対応の不満理由

国 名	総数	十分な対応をし なかった	関心を持たな かった	加害者を見つけ られなかった	十分な経過通知が なされなかった
総数	53	30 (56.6)	24 (45.3)	21 (39.6)	22 (41.5)
カナダ	8	3 (37.5)	1 (12.5)	2 (25.0)	1 (12.5)
イギリス	6	3 (50.0)	3 (50.0)	4 (66.7)	4 (66.7)
フィンランド	－	－	－	－	－
フランス	4	2 (50.0)	3 (75.0)	1 (25.0)	1 (25.0)
ドイツ	3	3 (100.0)	2 (66.7)	3 (100.0)	2 (66.7)
イタリア	2	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	－ (0.0)
日本	2	－ (0.0)	－ (0.0)	1 (50.0)	－ (0.0)
オランダ	8	6 (75.0)	4 (50.0)	4 (50.0)	7 (87.5)
ポーランド	2	1 (50.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	－ (0.0)
ポルトガル	3	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	2 (66.7)
スウェーデン	2	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	－ (0.0)
スイス	7	4 (57.1)	3 (42.9)	－ (0.0)	1 (14.3)
アメリカ	6	5 (83.3)	4 (66.7)	3 (50.0)	4 (66.7)

国 名	総数	適切な扱いを受 けなかった／失 礼だった	到着するのが遅 かった	その他
総数	53	20 (37.7)	11 (20.8)	15 (28.3)
カナダ	8	3 (37.5)	1 (12.5)	2 (25.0)
イギリス	6	2 (33.3)	3 (50.0)	1 (16.7)
フィンランド	－	－	－	－
フランス	4	2 (50.0)	－ (0.0)	2 (50.0)
ドイツ	3	2 (66.7)	1 (33.3)	2 (66.7)
イタリア	2	－ (0.0)	2 (100.0)	－ (0.0)
日本	2	1 (50.0)	－ (0.0)	1 (50.0)
オランダ	8	4 (50.0)	－ (0.0)	3 (37.5)
ポーランド	2	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
ポルトガル	3	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)
スウェーデン	2	－ (0.0)	1 (50.0)	－ (0.0)
スイス	7	2 (28.6)	1 (14.3)	1 (14.3)
アメリカ	6	3 (50.0)	1 (16.7)	2 (33.3)

注 1 前表で「不満」とした者のみが回答している。

2 複数回答である。

性的暴行 被害者専門機関への援助依頼

国 名	総数	はい	いいえ	分からない
総数	160	39 (24.4)	118 (73.8)	3 (1.9)
カナダ	13	7 (53.8)	6 (46.2)	－ (0.0)
イギリス	17	6 (35.3)	11 (64.7)	－ (0.0)
フィンランド	2	2 (100.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
フランス	5	1 (20.0)	4 (80.0)	－ (0.0)
ドイツ	6	2 (33.3)	4 (66.7)	－ (0.0)
イタリア	2	2 (100.0)	－ (0.0)	－ (0.0)
日本	27	1 (3.7)	23 (85.2)	3 (11.1)
オランダ	13	5 (38.5)	8 (61.5)	－ (0.0)
ポルトガル	5	2 (40.0)	3 (60.0)	－ (0.0)
スウェーデン	15	2 (13.3)	13 (86.7)	－ (0.0)
アメリカ	55	9 (16.4)	46 (83.6)	－ (0.0)

注 1 日本は性的被害に遭ったものを総数としており、アメリカは捜査機関への申告の有無に回答している者を、それ以外は、捜査機関への申告があった者を総数としている。

2 ポーランド及びスイスは、未調査である。

性的暴行 被害者専門機関への連絡の有用性

国 名	総数	役に立たない	役に立つ	分らない
総数	118	43 (36.4)	56 (47.5)	19 (16.1)
カナダ	6	3 (50.0)	3 (50.0)	— (0.0)
イギリス	11	3 (27.3)	6 (54.5)	2 (18.2)
フランス	4	1 (25.0)	3 (75.0)	— (0.0)
ドイツ	4	3 (75.0)	— (0.0)	1 (25.0)
日本	23	5 (21.7)	4 (17.4)	14 (60.9)
オランダ	8	3 (37.5)	5 (62.5)	— (0.0)
ポルトガル	3	— (0.0)	3 (100.0)	— (0.0)
スウェーデン	13	3 (23.1)	10 (76.9)	— (0.0)
アメリカ	46	22 (47.8)	22 (47.8)	2 (4.3)

注 1 前表で「いいえ」とした者のみが回答。

2 オーストラリア、ポーランド及びスイスは未調査であり、フィンランド及びイタリアは非該当である。

性的暴行 事件の重大性

国 名	総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	分らない／ 無回答
総数	594	230 (38.7)	197 (33.2)	160 (26.9)	7 (1.2)
カナダ	35	16 (45.7)	15 (42.9)	4 (11.4)	— (0.0)
イギリス	32	21 (65.6)	8 (25.0)	2 (6.3)	1 (3.1)
フィンランド	7	3 (42.9)	3 (42.9)	1 (14.3)	— (0.0)
フランス	30	18 (60.0)	8 (26.7)	4 (13.3)	— (0.0)
ドイツ	22	10 (45.5)	9 (40.9)	3 (13.6)	— (0.0)
イタリア	31	12 (38.7)	18 (58.1)	1 (3.2)	— (0.0)
日本	27	8 (29.6)	11 (40.7)	7 (25.9)	1 (3.7)
オランダ	36	26 (72.2)	7 (19.4)	3 (8.3)	— (0.0)
ポーランド	35	18 (51.4)	12 (34.3)	5 (14.3)	— (0.0)
ポルトガル	15	8 (53.3)	5 (33.3)	2 (13.3)	— (0.0)
スウェーデン	48	23 (47.9)	16 (33.3)	9 (18.8)	— (0.0)
スイス	221	37 (16.7)	67 (30.3)	112 (50.7)	5 (2.3)
アメリカ	55	30 (54.5)	18 (32.7)	7 (12.7)	— (0.0)

【暴行・脅迫の被害に関する詳細】

被害の時期

国名	総数	今年		昨年 (2004年)		それ以前		分からない	
総数	4,085	954	(23.4)	1,157	(28.3)	1,836	(44.9)	138	(3.4)
オーストラリア	905	277	(30.6)	221	(24.4)	396	(43.8)	11	(1.2)
カナダ	230	70	(30.4)	62	(27.0)	93	(40.4)	5	(2.2)
イギリス	327	36	(11.0)	134	(41.0)	148	(45.3)	9	(2.8)
フィンランド	244	70	(28.7)	54	(22.1)	117	(48.0)	3	(1.2)
フランス	209	49	(23.4)	54	(25.8)	102	(48.8)	4	(1.9)
ドイツ	283	65	(23.0)	67	(23.7)	145	(51.2)	6	(2.1)
イタリア	84	20	(23.8)	22	(26.2)	42	(50.0)	—	(0.0)
日本	22	3	(13.6)	10	(45.5)	7	(31.8)	2	(9.1)
オランダ	341	95	(27.9)	98	(28.7)	145	(42.5)	3	(0.9)
ポーランド	448	116	(25.9)	144	(32.1)	152	(33.9)	36	(8.0)
ポルトガル	131	33	(25.2)	25	(19.1)	59	(45.0)	14	(10.7)
スウェーデン	267	51	(19.1)	75	(28.1)	137	(51.3)	4	(1.5)
スイス	364	52	(14.3)	106	(29.1)	171	(47.0)	35	(9.6)
アメリカ	230	17	(7.4)	85	(37.0)	122	(53.0)	6	(2.6)

注 「個人に対する暴行・脅迫の被害」で被害「あり」と答えた者のみ回答（以下、「被害回数」以外同じ。）。
ただし、オーストラリア及びスイスは、スクリーニングの方法が異なる。

暴行・脅迫 昨年の被害回数

国名	総数	1回		2回		3回		4回	
総数	1,157	792	(68.5)	149	(12.9)	72	(6.2)	27	(2.3)
オーストラリア	221	150	(67.9)	25	(11.3)	16	(7.2)	6	(2.7)
カナダ	62	43	(69.4)	8	(12.9)	3	(4.8)	1	(1.6)
イギリス	134	96	(71.6)	24	(17.9)	6	(4.5)	2	(1.5)
フィンランド	54	37	(68.5)	8	(14.8)	5	(9.3)	—	(0.0)
フランス	54	39	(72.2)	3	(5.6)	4	(7.4)	—	(0.0)
ドイツ	67	47	(70.1)	5	(7.5)	6	(9.0)	1	(1.5)
イタリア	22	18	(81.8)	2	(9.1)	—	(0.0)	—	(0.0)
日本	10	9	(90.0)	—	(0.0)	—	(0.0)	1	(10.0)
オランダ	98	71	(72.4)	11	(11.2)	4	(4.1)	2	(2.0)
ポーランド	144	84	(58.3)	23	(16.0)	14	(9.7)	3	(2.1)
ポルトガル	25	21	(84.0)	4	(16.0)	—	(0.0)	—	(0.0)
スウェーデン	75	51	(68.0)	10	(13.3)	3	(4.0)	3	(4.0)
スイス	106	77	(72.6)	7	(6.6)	7	(6.6)	4	(3.8)
アメリカ	85	49	(57.6)	19	(22.4)	4	(4.7)	4	(4.7)

国名	総数	5回以上		分からない	
総数	1,157	104	(9.0)	13	(1.1)
オーストラリア	221	21	(9.5)	3	(1.4)
カナダ	62	6	(9.7)	1	(1.6)
イギリス	134	5	(3.7)	1	(0.7)
フィンランド	54	4	(7.4)	—	(0.0)
フランス	54	7	(13.0)	1	(1.9)
ドイツ	67	7	(10.4)	1	(1.5)
イタリア	22	2	(9.1)	—	(0.0)
日本	10	—	(0.0)	—	(0.0)
オランダ	98	9	(9.2)	1	(1.0)
ポーランド	144	18	(12.5)	2	(1.4)
ポルトガル	25	—	(0.0)	—	(0.0)
スウェーデン	75	6	(8.0)	2	(2.7)
スイス	106	11	(10.4)	—	(0.0)
アメリカ	85	8	(9.4)	1	(1.2)

注 前表で「昨年」と回答した者のみ回答。

暴行・脅迫 被害場所

国 名	総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内
総数	3,158	510 (16.1)	725 (23.0)	390 (12.3)	1,064 (33.7)
カナダ	230	64 (27.8)	35 (15.2)	40 (17.4)	76 (33.0)
イギリス	327	56 (17.1)	75 (22.9)	45 (13.8)	120 (36.7)
フィンランド	138	21 (15.2)	39 (28.3)	27 (19.6)	39 (28.3)
フランス	209	26 (12.4)	59 (28.2)	19 (9.1)	80 (38.3)
ドイツ	283	32 (11.3)	46 (16.3)	40 (14.1)	118 (41.7)
イタリア	84	13 (15.5)	18 (21.4)	8 (9.5)	34 (40.5)
日本	22	8 (36.4)	5 (22.7)	2 (9.1)	2 (9.1)
オランダ	341	38 (11.1)	95 (27.9)	54 (15.8)	109 (32.0)
ポーランド	440	88 (20.0)	114 (25.9)	27 (6.1)	177 (40.2)
ポルトガル	131	13 (9.9)	40 (30.5)	8 (6.1)	48 (36.6)
スウェーデン	267	30 (11.2)	45 (16.9)	45 (16.9)	100 (37.5)
スイス	456	73 (16.0)	102 (22.4)	－ (0.0)	130 (28.5)
アメリカ	230	48 (20.9)	52 (22.6)	75 (32.6)	31 (13.5)

国 名	総数	国内	海外	分らない
総数	3,158	297 (9.4)	93 (2.9)	79 (2.5)
カナダ	230	8 (3.5)	3 (1.3)	4 (1.7)
イギリス	327	19 (5.8)	3 (0.9)	9 (2.8)
フィンランド	138	5 (3.6)	4 (2.9)	3 (2.2)
フランス	209	17 (8.1)	6 (2.9)	2 (1.0)
ドイツ	283	28 (9.9)	13 (4.6)	6 (2.1)
イタリア	84	8 (9.5)	1 (1.2)	2 (2.4)
日本	22	3 (13.6)	－ (0.0)	2 (9.1)
オランダ	341	37 (10.9)	4 (1.2)	4 (1.2)
ポーランド	440	29 (6.6)	1 (0.2)	4 (0.9)
ポルトガル	131	9 (6.9)	1 (0.8)	12 (9.2)
スウェーデン	267	24 (9.0)	20 (7.5)	3 (1.1)
スイス	456	98 (21.5)	31 (6.8)	22 (4.8)
アメリカ	230	12 (5.2)	6 (2.6)	6 (2.6)

注 1 直近の事件について聞いている（以下同じ。）。

2 オーストラリアは、未調査である。

暴行・脅迫 犯人の人数

国 名	総数	1 人		2 人		3 人以上		分からない	
総数	4,384	2,481	(56.6)	729	(16.6)	993	(22.7)	181	(4.1)
オーストラリア	1,226	765	(62.4)	188	(15.3)	242	(19.7)	31	(2.5)
カナダ	230	159	(69.1)	31	(13.5)	37	(16.1)	3	(1.3)
イギリス	327	186	(56.9)	51	(15.6)	72	(22.0)	18	(5.5)
フィンランド	138	97	(70.3)	16	(11.6)	23	(16.7)	2	(1.4)
フランス	209	121	(57.9)	26	(12.4)	55	(26.3)	7	(3.3)
ドイツ	283	154	(54.4)	44	(15.5)	74	(26.1)	11	(3.9)
イタリア	84	50	(59.5)	17	(20.2)	14	(16.7)	3	(3.6)
日本	22	12	(54.5)	3	(13.6)	1	(4.5)	6	(27.3)
オランダ	341	165	(48.4)	73	(21.4)	96	(28.2)	7	(2.1)
ポーランド	440	197	(44.8)	81	(18.4)	147	(33.4)	15	(3.4)
ポルトガル	131	49	(37.4)	25	(19.1)	33	(25.2)	24	(18.3)
スウェーデン	267	129	(48.3)	63	(23.6)	70	(26.2)	5	(1.9)
スイス	456	273	(59.9)	59	(12.9)	92	(20.2)	32	(7.0)
アメリカ	230	124	(53.9)	52	(22.6)	37	(16.1)	17	(7.4)

暴行・脅迫 犯人との面識

国 名	総数	知らなかった	顔を知っていた	名前を知っていた	犯人を見なかった	分らない
総数	3,928	1,991 (50.7)	455 (11.6)	1,273 (32.4)	139 (3.5)	70 (1.8)
オーストラリア	1,226	571 (46.6)	118 (9.6)	496 (40.5)	41 (3.3)	— (0.0)
カナダ	230	95 (41.3)	33 (14.3)	98 (42.6)	1 (0.4)	3 (1.3)
イギリス	327	189 (57.8)	37 (11.3)	82 (25.1)	10 (3.1)	9 (2.8)
フィンランド	138	74 (53.6)	23 (16.7)	32 (23.2)	6 (4.3)	3 (2.2)
フランス	209	127 (60.8)	24 (11.5)	47 (22.5)	8 (3.8)	3 (1.4)
ドイツ	283	156 (55.1)	25 (8.8)	88 (31.1)	7 (2.5)	7 (2.5)
イタリア	84	48 (57.1)	11 (13.1)	18 (21.4)	6 (7.1)	1 (1.2)
日本	22	9 (40.9)	2 (9.1)	4 (18.2)	2 (9.1)	5 (22.7)
オランダ	341	213 (62.5)	30 (8.8)	77 (22.6)	13 (3.8)	8 (2.3)
ポーランド	440	175 (39.8)	75 (17.0)	175 (39.8)	12 (2.7)	3 (0.7)
ポルトガル	131	88 (67.2)	10 (7.6)	9 (6.9)	6 (4.6)	18 (13.7)
スウェーデン	267	137 (51.3)	33 (12.4)	78 (29.2)	17 (6.4)	2 (0.7)
アメリカ	230	109 (47.4)	34 (14.8)	69 (30.0)	10 (4.3)	8 (3.5)

注 1 複数犯の場合、少なくとも1人について面識があったか否かを質問した。

2 スイスは、未調査である。

暴行・脅迫 犯人との関係

国名	総数	配偶者・パートナー	元配偶者・元パートナー	恋人	元恋人	家族・親戚
総数	1,273	116 (9.1)	92 (7.2)	43 (3.4)	40 (3.1)	116 (9.1)
オーストラリア	496	39 (7.9)	40 (8.1)	17 (3.4)	5 (1.0)	57 (11.5)
カナダ	98	9 (9.2)	12 (12.2)	6 (6.1)	6 (6.1)	12 (12.2)
イギリス	82	8 (9.8)	9 (11.0)	2 (2.4)	1 (1.2)	3 (3.7)
フィンランド	32	2 (6.3)	4 (12.5)	1 (3.1)	(0.0)	3 (9.4)
フランス	47	7 (14.9)	3 (6.4)	1 (2.1)	2 (4.3)	2 (4.3)
ドイツ	88	3 (3.4)	7 (8.0)	4 (4.5)	6 (6.8)	3 (3.4)
イタリア	18	1 (5.6)	(0.0)	(0.0)	1 (5.6)	2 (11.1)
日本	4	1 (25.0)	1 (25.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
オランダ	77	3 (3.9)	4 (5.2)	1 (1.3)	7 (9.1)	5 (6.5)
ポーランド	175	31 (17.7)	3 (1.7)	2 (1.1)	2 (1.1)	22 (12.6)
ポルトガル	9	3 (33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
スウェーデン	78	6 (7.7)	5 (6.4)	3 (3.8)	3 (3.8)	2 (2.6)
アメリカ	69	3 (4.3)	4 (5.8)	6 (8.7)	7 (10.1)	5 (7.2)

国名	総数	親しい友人	(現・元)上司・同僚	その他	回答拒否
総数	1,273	157 (12.3)	256 (20.1)	312 (24.5)	27 (2.1)
オーストラリア	496	50 (10.1)	150 (30.2)	— (0.0)	13 (2.6)
カナダ	98	3 (3.1)	12 (12.2)	36 (36.7)	2 (2.0)
イギリス	82	8 (9.8)	18 (22.0)	16 (19.5)	1 (1.2)
フィンランド	32	(0.0)	5 (15.6)	16 (50.0)	1 (3.1)
フランス	47	6 (12.8)	3 (6.4)	23 (48.9)	— (0.0)
ドイツ	88	6 (6.8)	25 (28.4)	42 (47.7)	2 (2.3)
イタリア	18	2 (11.1)	1 (5.6)	10 (55.6)	1 (5.6)
日本	4	(0.0)	1 (25.0)	3 (75.0)	— (0.0)
オランダ	77	14 (18.2)	11 (14.3)	36 (46.8)	— (0.0)
ポーランド	175	51 (29.1)	8 (4.6)	54 (30.9)	3 (1.7)
ポルトガル	9	2 (22.2)	— (0.0)	5 (55.6)	1 (11.1)
スウェーデン	78	8 (10.3)	13 (16.7)	44 (56.4)	2 (2.6)
アメリカ	69	7 (10.1)	9 (13.0)	27 (39.1)	1 (1.4)

注 1 前表で「名前を知っていた」と回答した者のみ回答。

2 犯行時点での関係である。

3 複数回答である。

暴行・脅迫 事件の内容

国 名	総数	脅迫されただけ	暴力を振るわれた	分らない
総数	2,148	1,259 (58.6)	807 (37.6)	82 (3.8)
オーストラリア	1,226	712 (58.1)	468 (38.2)	46 (3.8)
カナダ	230	114 (49.6)	108 (47.0)	8 (3.5)
日本	22	14 (63.6)	4 (18.2)	4 (18.2)
ポーランド	440	294 (66.8)	141 (32.0)	5 (1.1)
アメリカ	230	125 (54.3)	86 (37.4)	19 (8.3)

注 上記以外の国は、未調査である。

暴行・脅迫 犯人の凶器所持の有無

国 名	総数	はい	いいえ	分らない
総数	4,161	797 (19.2)	3,118 (74.9)	246 (5.9)
オーストラリア	1,180	248 (21.0)	890 (75.4)	42 (3.6)
カナダ	222	43 (19.4)	175 (78.8)	4 (1.8)
イギリス	309	64 (20.7)	231 (74.8)	14 (4.5)
フィンランド	130	18 (13.8)	105 (80.8)	7 (5.4)
フランス	204	42 (20.6)	159 (77.9)	3 (1.5)
ドイツ	269	47 (17.5)	210 (78.1)	12 (4.5)
イタリア	82	10 (12.2)	69 (84.1)	3 (3.7)
日本	18	3 (16.7)	14 (77.8)	1 (5.6)
オランダ	331	53 (16.0)	251 (75.8)	27 (8.2)
ポーランド	440	63 (14.3)	315 (71.6)	62 (14.1)
ポルトガル	104	27 (26.0)	66 (63.5)	11 (10.6)
スウェーデン	245	35 (14.3)	198 (80.8)	12 (4.9)
スイス	416	89 (21.4)	299 (71.9)	28 (6.7)
アメリカ	211	55 (26.1)	136 (64.5)	20 (9.5)

注 オーストラリア、カナダ及び日本は、前表で「脅迫されただけ」、「暴行を振るわれた」と回答した者のみ回答。

暴行・脅迫 凶器の種類

国名	総数	ナイフ	銃	その他の凶器 ／棒	凶器になりそ うな物	分からない
総数	797	323 (40.5)	102 (12.8)	101 (12.7)	260 (32.6)	11 (1.4)
オーストラリア	248	77 (31.0)	20 (8.1)	40 (16.1)	107 (43.1)	4 (1.6)
カナダ	43	10 (23.3)	6 (14.0)	6 (14.0)	20 (46.5)	1 (2.3)
イギリス	64	33 (51.6)	2 (3.1)	9 (14.1)	17 (26.6)	3 (4.7)
フィンランド	18	8 (44.4)	1 (5.6)	1 (5.6)	7 (38.9)	1 (5.6)
フランス	42	20 (47.6)	7 (16.7)	4 (9.5)	11 (26.2)	－ (0.0)
ドイツ	47	20 (42.6)	6 (12.8)	5 (10.6)	16 (34.0)	－ (0.0)
イタリア	10	5 (50.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	－ (0.0)
日本	3	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	3 (100.0)	－ (0.0)
オランダ	53	26 (49.1)	9 (17.0)	6 (11.3)	11 (20.8)	1 (1.9)
ポーランド	63	26 (41.3)	8 (12.7)	13 (20.6)	16 (25.4)	－ (0.0)
ポルトガル	27	19 (70.4)	3 (11.1)	1 (3.7)	4 (14.8)	－ (0.0)
スウェーデン	35	11 (31.4)	5 (14.3)	3 (8.6)	15 (42.9)	1 (2.9)
スイス	89	51 (57.3)	15 (16.9)	5 (5.6)	18 (20.2)	－ (0.0)
アメリカ	55	17 (30.9)	18 (32.7)	7 (12.7)	13 (23.6)	－ (0.0)

注 前表で凶器所持「あり」とした者のみ回答。

暴行・脅迫 凶器使用の有無

国 名	総数	はい	いいえ	分からない
総数	549	218 (39.7)	329 (59.9)	2 (0.4)
カナダ	43	16 (37.2)	26 (60.5)	1 (2.3)
イギリス	64	23 (35.9)	41 (64.1)	－ (0.0)
フィンランド	18	4 (22.2)	14 (77.8)	－ (0.0)
フランス	42	15 (35.7)	27 (64.3)	－ (0.0)
ドイツ	47	25 (53.2)	22 (46.8)	－ (0.0)
イタリア	10	2 (20.0)	8 (80.0)	－ (0.0)
日本	3	1 (33.3)	2 (66.7)	－ (0.0)
オランダ	53	15 (28.3)	38 (71.7)	－ (0.0)
ポーランド	63	27 (42.9)	36 (57.1)	－ (0.0)
ポルトガル	27	5 (18.5)	22 (81.5)	－ (0.0)
スウェーデン	35	19 (54.3)	16 (45.7)	－ (0.0)
スイス	89	39 (43.8)	49 (55.1)	1 (1.1)
アメリカ	55	27 (49.1)	28 (50.9)	－ (0.0)

注 1 前表で凶器所持「あり」とした者のみ回答。

2 オーストラリアは、未調査である。

暴行・脅迫 けがの有無

国 名	総数	はい	いいえ	分からない
総数	3,731	714 (19.1)	3,013 (80.8)	4 (0.1)
オーストラリア	1,180	256 (21.7)	924 (78.3)	－ (0.0)
カナダ	222	50 (22.5)	171 (77.0)	1 (0.5)
イギリス	309	64 (20.7)	245 (79.3)	－ (0.0)
フィンランド	130	27 (20.8)	103 (79.2)	－ (0.0)
フランス	204	28 (13.7)	176 (86.3)	－ (0.0)
ドイツ	269	50 (18.6)	219 (81.4)	－ (0.0)
イタリア	82	6 (7.3)	76 (92.7)	－ (0.0)
日本	4	2 (50.0)	2 (50.0)	－ (0.0)
オランダ	331	41 (12.4)	290 (87.6)	－ (0.0)
ポーランド	440	91 (20.7)	346 (78.6)	3 (0.7)
ポルトガル	104	11 (10.6)	93 (89.4)	－ (0.0)
スウェーデン	245	49 (20.0)	196 (80.0)	－ (0.0)
アメリカ	211	39 (18.5)	172 (81.5)	－ (0.0)

注 スイスは、未調査である。

暴行・脅迫 治療の有無

国名	総数	はい	いいえ	分からない
総数	714	318 (44.5)	396 (55.5)	— (0.0)
オーストラリア	256	124 (48.4)	132 (51.6)	— (0.0)
カナダ	50	19 (38.0)	31 (62.0)	— (0.0)
イギリス	64	28 (43.8)	36 (56.3)	— (0.0)
フィンランド	27	8 (29.6)	19 (70.4)	— (0.0)
フランス	28	20 (71.4)	8 (28.6)	— (0.0)
ドイツ	50	22 (44.0)	28 (56.0)	— (0.0)
イタリア	6	4 (66.7)	2 (33.3)	— (0.0)
日本	2	1 (50.0)	1 (50.0)	— (0.0)
オランダ	41	14 (34.1)	27 (65.9)	— (0.0)
ポーランド	91	35 (38.5)	56 (61.5)	— (0.0)
ポルトガル	11	8 (72.7)	3 (27.3)	— (0.0)
スウェーデン	49	17 (34.7)	32 (65.3)	— (0.0)
アメリカ	39	18 (46.2)	21 (53.8)	— (0.0)

注 1 前表で「はい」と回答した者のみ回答。
2 スイスは、未調査である。

暴行・脅迫 事件を犯罪と思うか

国 名	総数	はい	いいえ	分からない
総数	4,384	2,729 (62.2)	1,435 (32.7)	220 (5.0)
オーストラリア	1,226	782 (63.8)	405 (33.0)	39 (3.2)
カナダ	230	154 (67.0)	69 (30.0)	7 (3.0)
イギリス	327	220 (67.3)	93 (28.4)	14 (4.3)
フィンランド	138	78 (56.5)	51 (37.0)	9 (6.5)
フランス	209	71 (34.0)	133 (63.6)	5 (2.4)
ドイツ	283	143 (50.5)	131 (46.3)	9 (3.2)
イタリア	84	38 (45.2)	44 (52.4)	2 (2.4)
日本	22	13 (59.1)	2 (9.1)	7 (31.8)
オランダ	341	181 (53.1)	156 (45.7)	4 (1.2)
ポーランド	440	340 (77.3)	61 (13.9)	39 (8.9)
ポルトガル	131	84 (64.1)	29 (22.1)	18 (13.7)
スウェーデン	267	192 (71.9)	63 (23.6)	12 (4.5)
スイス	456	287 (62.9)	124 (27.2)	45 (9.9)
アメリカ	230	146 (63.5)	74 (32.2)	10 (4.3)

暴行・脅迫 警察への申告の有無

国 名	総数	はい	いいえ	分からない
総数	4,384	1,532 (34.9)	2,752 (62.8)	100 (2.3)
オーストラリア	1,226	480 (39.2)	730 (59.5)	16 (1.3)
カナダ	230	85 (37.0)	139 (60.4)	6 (2.6)
イギリス	327	113 (34.6)	204 (62.4)	10 (3.1)
フィンランド	138	33 (23.9)	100 (72.5)	5 (3.6)
フランス	209	73 (34.9)	134 (64.1)	2 (1.0)
ドイツ	283	88 (31.1)	189 (66.8)	6 (2.1)
イタリア	84	22 (26.2)	62 (73.8)	— (0.0)
日本	22	11 (50.0)	9 (40.9)	2 (9.1)
オランダ	341	124 (36.4)	212 (62.2)	5 (1.5)
ポーランド	440	168 (38.2)	267 (60.7)	5 (1.1)
ポルトガル	131	36 (27.5)	83 (63.4)	12 (9.2)
スウェーデン	267	85 (31.8)	178 (66.7)	4 (1.5)
スイス	456	123 (27.0)	310 (68.0)	23 (5.0)
アメリカ	230	91 (39.6)	135 (58.7)	4 (1.7)

暴行・脅迫 警察の対応の満足度

国名	総数	満足	不満	分からない
総数	1,532	951 (62.1)	519 (33.9)	62 (4.0)
オーストラリア	480	314 (65.4)	142 (29.6)	24 (5.0)
カナダ	85	58 (68.2)	27 (31.8)	－ (0.0)
イギリス	113	66 (58.4)	47 (41.6)	－ (0.0)
フィンランド	33	21 (63.6)	10 (30.3)	2 (6.1)
フランス	73	36 (49.3)	34 (46.6)	3 (4.1)
ドイツ	88	54 (61.4)	29 (33.0)	5 (5.7)
イタリア	22	10 (45.5)	10 (45.5)	2 (9.1)
日本	11	3 (27.3)	6 (54.5)	2 (18.2)
オランダ	124	79 (63.7)	40 (32.3)	5 (4.0)
ポーランド	168	94 (56.0)	69 (41.1)	5 (3.0)
ポルトガル	36	22 (61.1)	14 (38.9)	－ (0.0)
スウェーデン	85	52 (61.2)	26 (30.6)	7 (8.2)
スイス	123	81 (65.9)	35 (28.5)	7 (5.7)
アメリカ	91	61 (67.0)	30 (33.0)	－ (0.0)

注 前表で「はい」と回答した者のみ回答。

暴行・脅迫 警察の対応の不満理由

国名	総数	十分な対応をしなかった	関心を持たなかった	犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった	損害を取り戻せなかった	十分な経過通知をしてくれなかった
総数	519	328 (63.2)	238 (45.9)	162 (31.2)	3 (0.6)	131 (25.2)
オーストラリア	142	74 (52.1)	51 (35.9)	25 (17.6)	2 (1.4)	13 (9.2)
カナダ	27	18 (66.7)	11 (40.7)	5 (18.5)	－ (0.0)	3 (11.1)
イギリス	47	37 (78.7)	32 (68.1)	26 (55.3)	－ (0.0)	23 (48.9)
フィンランド	10	5 (50.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	－ (0.0)	2 (20.0)
フランス	34	19 (55.9)	21 (61.8)	13 (38.2)	－ (0.0)	12 (35.3)
ドイツ	29	22 (75.9)	17 (58.6)	12 (41.4)	－ (0.0)	13 (44.8)
イタリア	10	8 (80.0)	2 (20.0)	3 (30.0)	－ (0.0)	1 (10.0)
日本	6	1 (16.7)	1 (16.7)	3 (50.0)	－ (0.0)	2 (33.3)
オランダ	40	32 (80.0)	26 (65.0)	15 (37.5)	－ (0.0)	21 (52.5)
ポーランド	69	42 (60.9)	22 (31.9)	18 (26.1)	1 (1.4)	8 (11.6)
ポルトガル	14	8 (57.1)	8 (57.1)	8 (57.1)	－ (0.0)	7 (50.0)
スウェーデン	26	19 (73.1)	13 (50.0)	12 (46.2)	－ (0.0)	9 (34.6)
スイス	35	19 (54.3)	13 (37.1)	2 (5.7)	－ (0.0)	1 (2.9)
アメリカ	30	24 (80.0)	17 (56.7)	18 (60.0)	－ (0.0)	16 (53.3)

国名	総数	不適切な扱い、失礼だった	到着するのが遅かった	その他	分からない
総数	519	127 (24.5)	120 (23.1)	133 (25.6)	3 (0.6)
オーストラリア	142	24 (16.9)	15 (10.6)	38 (26.8)	－ (0.0)
カナダ	27	7 (25.9)	3 (11.1)	3 (11.1)	－ (0.0)
イギリス	47	14 (29.8)	21 (44.7)	6 (12.8)	－ (0.0)
フィンランド	10	5 (50.0)	2 (20.0)	4 (40.0)	－ (0.0)
フランス	34	7 (20.6)	9 (26.5)	11 (32.4)	1 (2.9)
ドイツ	29	11 (37.9)	10 (34.5)	7 (24.1)	－ (0.0)
イタリア	10	1 (10.0)	4 (40.0)	3 (30.0)	－ (0.0)
日本	6	2 (33.3)	1 (16.7)	－ (0.0)	－ (0.0)
オランダ	40	14 (35.0)	9 (22.5)	14 (35.0)	1 (2.5)
ポーランド	69	10 (14.5)	14 (20.3)	5 (7.2)	－ (0.0)
ポルトガル	14	4 (28.6)	5 (35.7)	3 (21.4)	1 (7.1)
スウェーデン	26	11 (42.3)	11 (42.3)	10 (38.5)	－ (0.0)
スイス	35	6 (17.1)	5 (14.3)	12 (34.3)	－ (0.0)
アメリカ	30	11 (36.7)	11 (36.7)	17 (56.7)	－ (0.0)

注 1 前表で「不満」とした者のみ回答。

2 複数回答である。

暴行・脅迫 被害専門機関への連絡

国名	総数	はい		いいえ		分からない	
総数	1,998	196	(9.8)	1,783	(89.2)	19	(1.0)
オーストラリア	1,226	92	(7.5)	1,121	(91.4)	13	(1.1)
カナダ	85	18	(21.2)	67	(78.8)	－	(0.0)
イギリス	113	23	(20.4)	90	(79.6)	－	(0.0)
フィンランド	33	3	(9.1)	30	(90.9)	－	(0.0)
フランス	73	4	(5.5)	68	(93.2)	1	(1.4)
ドイツ	88	8	(9.1)	79	(89.8)	1	(1.1)
イタリア	22	－	(0.0)	22	(100.0)	－	(0.0)
日本	22	2	(9.1)	16	(72.7)	4	(18.2)
オランダ	124	19	(15.3)	105	(84.7)	－	(0.0)
ポルトガル	36	2	(5.6)	34	(94.4)	－	(0.0)
スウェーデン	85	12	(14.1)	73	(85.9)	－	(0.0)
アメリカ	91	13	(14.3)	78	(85.7)	－	(0.0)

注 1 「警察への申告の有無」で「はい」と回答した者のみ回答（オーストラリア及び日本は、直近の被害ありの者が回答。）。

2 ポーランド及びスイスは、未調査である。

暴行・脅迫 被害専門機関の有用性

国 名	総数	役に立たない		役に立つ		分からない	
総数	1,783	1,036	(58.1)	657	(36.8)	90	(5.0)
オーストラリア	1,121	681	(60.7)	398	(35.5)	42	(3.7)
カナダ	67	41	(61.2)	21	(31.3)	5	(7.5)
イギリス	90	51	(56.7)	36	(40.0)	3	(3.3)
フィンランド	30	18	(60.0)	7	(23.3)	5	(16.7)
フランス	68	34	(50.0)	29	(42.6)	5	(7.4)
ドイツ	79	45	(57.0)	32	(40.5)	2	(2.5)
イタリア	22	12	(54.5)	8	(36.4)	2	(9.1)
日本	16	5	(31.3)	4	(25.0)	7	(43.8)
オランダ	105	71	(67.6)	26	(24.8)	8	(7.6)
ポルトガル	34	8	(23.5)	25	(73.5)	1	(2.9)
スウェーデン	73	29	(39.7)	35	(47.9)	9	(12.3)
アメリカ	78	41	(52.6)	36	(46.2)	1	(1.3)

注 前表で「いいえ」と回答した者のみ回答。

暴行・脅迫 事件の重大性

国 名	総数	とても重大		ある程度重大		それほど重大ではない		分からない
総数	3,158	1,085	(34.4)	1,140	(36.1)	847	(26.8)	86 (2.7)
カナダ	230	86	(37.4)	74	(32.2)	67	(29.1)	3 (1.3)
イギリス	327	100	(30.6)	137	(41.9)	81	(24.8)	9 (2.8)
フィンランド	138	30	(21.7)	54	(39.1)	52	(37.7)	2 (1.4)
フランス	209	86	(41.1)	83	(39.7)	38	(18.2)	2 (1.0)
ドイツ	283	110	(38.9)	109	(38.5)	58	(20.5)	6 (2.1)
イタリア	84	33	(39.3)	31	(36.9)	17	(20.2)	3 (3.6)
日本	22	10	(45.5)	6	(27.3)	4	(18.2)	2 (9.1)
オランダ	341	113	(33.1)	135	(39.6)	89	(26.1)	4 (1.2)
ポーランド	440	169	(38.4)	162	(36.8)	105	(23.9)	4 (0.9)
ポルトガル	131	44	(33.6)	36	(27.5)	38	(29.0)	13 (9.9)
スウェーデン	267	99	(37.1)	95	(35.6)	71	(26.6)	2 (0.7)
スイス	456	106	(23.2)	148	(32.5)	172	(37.7)	30 (6.6)
アメリカ	230	99	(43.0)	70	(30.4)	55	(23.9)	6 (2.6)

注 オーストラリアは、未調査である。

【昨年の消費者詐欺の被害】
被害の有無

国名	総数	あり		なし		分からない	
総数	30,999	2,982	(9.6)	27,750	(89.5)	267	(0.9)
カナダ	2,000	152	(7.6)	1,842	(92.1)	6	(0.3)
イギリス	1,893	190	(10.0)	1,689	(89.2)	14	(0.7)
フィンランド	2,001	102	(5.1)	1,890	(94.5)	9	(0.4)
フランス	2,016	223	(11.1)	1,775	(88.0)	18	(0.9)
ドイツ	2,025	229	(11.3)	1,773	(87.6)	23	(1.1)
イタリア	2,023	139	(6.9)	1,881	(93.0)	3	(0.1)
日本	2,086	42	(2.0)	2,010	(96.4)	34	(1.6)
オランダ	2,010	146	(7.3)	1,852	(92.1)	12	(0.6)
ポーランド	5,013	789	(15.7)	4,174	(83.3)	50	(1.0)
ポルトガル	2,011	145	(7.2)	1,853	(92.1)	13	(0.6)
スウェーデン	2,012	262	(13.0)	1,696	(84.3)	54	(2.7)
スイス	3,898	308	(7.9)	3,566	(91.5)	24	(0.6)
アメリカ	2,011	255	(12.7)	1,749	(87.0)	7	(0.3)

注 オーストラリアは、未調査である。

【昨年の汚職】

汚職の有無

国 名	総数	あり		なし		分からない	
総数	30,996	342	(1.1)	30,568	(98.6)	86	(0.3)
カナダ	2,000	10	(0.5)	1,989	(99.5)	1	(0.1)
イギリス	1,893	4	(0.2)	1,885	(99.6)	4	(0.2)
フィンランド	2,001	1	(0.0)	1,998	(99.9)	2	(0.1)
フランス	2,016	20	(1.0)	1,992	(98.8)	4	(0.2)
ドイツ	2,025	11	(0.5)	2,009	(99.2)	5	(0.2)
イタリア	2,023	12	(0.6)	2,010	(99.4)	1	(0.0)
日本	2,086	4	(0.2)	2,070	(99.2)	12	(0.6)
オランダ	2,010	5	(0.2)	2,002	(99.6)	3	(0.1)
ポーランド	5,010	213	(4.3)	4,762	(95.0)	35	(0.7)
ポルトガル	2,011	23	(1.1)	1,984	(98.7)	4	(0.2)
スウェーデン	2,012	7	(0.3)	1,999	(99.4)	6	(0.3)
スイス	3,898	25	(0.6)	3,866	(99.2)	7	(0.2)
アメリカ	2,011	7	(0.3)	2,002	(99.6)	2	(0.1)

注 オーストラリアは、未調査である。

回答者の性別

国名	総数	男性		女性	
総数	38,499	16,411	(42.6)	22,088	(57.4)
オーストラリア	7,001	3,298	(47.1)	3,703	(52.9)
カナダ	2,000	836	(41.8)	1,164	(58.2)
イギリス	1,893	826	(43.6)	1,067	(56.4)
フィンランド	2,500	856	(34.2)	1,644	(65.8)
フランス	2,016	754	(37.4)	1,262	(62.6)
ドイツ	2,025	884	(43.7)	1,141	(56.3)
イタリア	2,023	691	(34.2)	1,332	(65.8)
日本	2,086	982	(47.1)	1,104	(52.9)
オランダ	2,010	835	(41.5)	1,175	(58.5)
ポーランド	5,013	2,294	(45.8)	2,719	(54.2)
ポルトガル	2,011	619	(30.8)	1,392	(69.2)
スウェーデン	2,012	829	(41.2)	1,183	(58.8)
スイス	3,898	1,855	(47.6)	2,043	(52.4)
アメリカ	2,011	852	(42.4)	1,159	(57.6)

【犯罪被害に対する不安】

居住地域における夜間の一人歩きに対する不安

国名	総数	とても安全		まあまあ安全		やや危ない		とても危ない		分からない	
総数	34,580	9,110	(26.3)	14,967	(43.3)	7,035	(20.3)	2,826	(8.2)	642	(1.9)
オーストラリア	7,001	2,129	(30.4)	2,748	(39.3)	1,323	(18.9)	650	(9.3)	151	(2.2)
カナダ	1,996	871	(43.6)	752	(37.7)	239	(12.0)	105	(5.3)	29	(1.5)
イギリス	1,891	315	(16.7)	858	(45.4)	478	(25.3)	213	(11.3)	27	(1.4)
フィンランド	2,498	858	(34.3)	1,067	(42.7)	434	(17.4)	104	(4.2)	35	(1.4)
フランス	2,015	573	(28.4)	951	(47.2)	308	(15.3)	140	(6.9)	43	(2.1)
ドイツ	2,022	544	(26.9)	812	(40.2)	469	(23.2)	168	(8.3)	29	(1.4)
イタリア	2,019	402	(19.9)	737	(36.5)	493	(24.4)	347	(17.2)	40	(2.0)
日本	2,086	164	(7.9)	1,169	(56.0)	592	(28.4)	85	(4.1)	76	(3.6)
オランダ	2,009	573	(28.5)	996	(49.6)	313	(15.6)	99	(4.9)	28	(1.4)
ポーランド	5,013	827	(16.5)	2,535	(50.6)	1,221	(24.4)	343	(6.8)	87	(1.7)
ポルトガル	2,011	332	(16.5)	772	(38.4)	540	(26.9)	321	(16.0)	46	(2.3)
スウェーデン	2,011	725	(36.1)	790	(39.3)	355	(17.7)	118	(5.9)	23	(1.1)
アメリカ	2,008	797	(39.7)	780	(38.8)	270	(13.4)	133	(6.6)	28	(1.4)

注 スイスは、未調査である。

不法侵入の被害に遭う不安

国名	総数	非常にあり得る		あり得る		あり得ない		分からない	
総数	37,999	1,518	(4.0)	10,444	(27.5)	23,493	(61.8)	2,544	(6.7)
オーストラリア	7,001	526	(7.5)	1,946	(27.8)	4,020	(57.4)	509	(7.3)
カナダ	2,000	75	(3.8)	432	(21.6)	1,429	(71.5)	64	(3.2)
イギリス	1,893	130	(6.9)	537	(28.4)	1,164	(61.5)	62	(3.3)
フィンランド	2,001	84	(4.2)	964	(48.2)	913	(45.6)	40	(2.0)
フランス	2,016	68	(3.4)	669	(33.2)	1,162	(57.6)	117	(5.8)
ドイツ	2,025	38	(1.9)	440	(21.7)	1,480	(73.1)	67	(3.3)
イタリア	2,023	82	(4.1)	823	(40.7)	1,006	(49.7)	112	(5.5)
日本	2,086	74	(3.5)	895	(42.9)	841	(40.3)	276	(13.2)
オランダ	2,010	37	(1.8)	369	(18.4)	1,544	(76.8)	60	(3.0)
ポーランド	5,013	143	(2.9)	1,116	(22.3)	3,191	(63.7)	563	(11.2)
ポルトガル	2,011	49	(2.4)	721	(35.9)	916	(45.5)	325	(16.2)
スウェーデン	2,012	45	(2.2)	366	(18.2)	1,541	(76.6)	60	(3.0)
スイス	3,898	105	(2.7)	928	(23.8)	2,609	(66.9)	256	(6.6)
アメリカ	2,010	62	(3.1)	238	(11.8)	1,677	(83.4)	33	(1.6)

住んでいる地域の人口

国名	総数	10,000人以下		10,001～50,000人		50,001人～ 100,000人		100,001人～ 500,000人		500,001人～ 1,000,000人	
総数	33,100	7,318	(22.1)	5,717	(17.3)	2,356	(7.1)	3,663	(11.1)	2,363	(7.1)
オーストラリア	6,000	736	(12.3)	904	(15.1)	280	(4.7)	387	(6.5)	—	(0.0)
カナダ	2,000	470	(23.5)	377	(18.9)	230	(11.5)	345	(17.3)	187	(9.4)
イギリス	1,893	373	(19.7)	333	(17.6)	142	(7.5)	141	(7.4)	74	(3.9)
フィンランド	2,001	465	(23.2)	402	(20.1)	138	(6.9)	236	(11.8)	595	(29.7)
フランス	2,016	560	(27.8)	296	(14.7)	120	(6.0)	109	(5.4)	46	(2.3)
ドイツ	2,025	418	(20.6)	334	(16.5)	89	(4.4)	174	(8.6)	77	(3.8)
イタリア	2,023	416	(20.6)	330	(16.3)	131	(6.5)	131	(6.5)	60	(3.0)
日本	2,086	184	(8.8)	381	(18.3)	283	(13.6)	690	(33.1)	110	(5.3)
オランダ	2,010	238	(11.8)	379	(18.9)	166	(8.3)	193	(9.6)	647	(32.2)
ポーランド	5,013	2,400	(47.9)	933	(18.6)	350	(7.0)	883	(17.6)	308	(6.1)
ポルトガル	2,011	338	(16.8)	293	(14.6)	73	(3.6)	52	(2.6)	49	(2.4)
スウェーデン	2,012	396	(19.7)	434	(21.6)	236	(11.7)	149	(7.4)	121	(6.0)
アメリカ	2,010	324	(16.1)	321	(16.0)	118	(5.9)	173	(8.6)	89	(4.4)

国名	総数	1,000,001人以上		分からない	
総数	33,100	8,075	(24.4)	3,608	(10.9)
オーストラリア	6,000	3,692	(61.5)	1	(0.0)
カナダ	2,000	229	(11.5)	162	(8.1)
イギリス	1,893	450	(23.8)	380	(20.1)
フィンランド	2,001	46	(2.3)	119	(5.9)
フランス	2,016	468	(23.2)	417	(20.7)
ドイツ	2,025	818	(40.4)	115	(5.7)
イタリア	2,023	714	(35.3)	241	(11.9)
日本	2,086	438	(21.0)	—	(0.0)
オランダ	2,010	61	(3.0)	326	(16.2)
ポーランド	5,013	139	(2.8)	—	(0.0)
ポルトガル	2,011	78	(3.9)	1,128	(56.1)
スウェーデン	2,012	407	(20.2)	269	(13.4)
アメリカ	2,010	535	(26.6)	450	(22.4)

注 スイスは、未調査である。

【量刑について】

犯罪者の処分

国名	総数	罰金	拘禁刑	社会奉仕活動	執行猶予	その他の処分	分からない
総数	37,999	3,018 (7.9)	11,343 (29.9)	18,319 (48.2)	2,787 (7.3)	1,106 (2.9)	1,426 (3.8)
オーストラリア	7,001	398 (5.7)	2,427 (34.7)	3,230 (46.1)	640 (9.1)	129 (1.8)	177 (2.5)
カナダ	2,000	169 (8.5)	869 (43.5)	642 (32.1)	86 (4.3)	135 (6.8)	99 (5.0)
イギリス	1,893	121 (6.4)	880 (46.5)	648 (34.2)	118 (6.2)	81 (4.3)	45 (2.4)
フィンランド	2,001	276 (13.8)	272 (13.6)	1,142 (57.1)	230 (11.5)	24 (1.2)	57 (2.8)
フランス	2,016	117 (5.8)	240 (11.9)	1,418 (70.3)	112 (5.6)	65 (3.2)	64 (3.2)
ドイツ	2,025	229 (11.3)	401 (19.8)	1,023 (50.5)	270 (13.3)	62 (3.1)	40 (2.0)
イタリア	2,023	104 (5.1)	460 (22.7)	1,255 (62.0)	6 (0.3)	81 (4.0)	117 (5.8)
日本	2,086	167 (8.0)	1,120 (53.7)	366 (17.5)	209 (10.0)	5 (0.2)	219 (10.5)
オランダ	2,010	162 (8.1)	624 (31.0)	748 (37.2)	326 (16.2)	109 (5.4)	41 (2.0)
ポーランド	5,013	391 (7.8)	1,784 (35.6)	2,482 (49.5)	201 (4.0)	－ (0.0)	155 (3.1)
ポルトガル	2,011	90 (4.5)	301 (15.0)	1,410 (70.1)	32 (1.6)	43 (2.1)	135 (6.7)
スウェーデン	2,012	247 (12.3)	596 (29.6)	898 (44.6)	137 (6.8)	71 (3.5)	63 (3.1)
スイス	3,898	376 (9.6)	422 (10.8)	2,477 (63.5)	368 (9.4)	105 (2.7)	150 (3.8)
アメリカ	2,010	171 (8.5)	947 (47.1)	580 (28.9)	52 (2.6)	196 (9.8)	64 (3.2)

適当な拘禁刑の刑期

	総数	1 か月以下	2 か月以上 6 か月未満	6 か月以上 1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満
総数	10,044	688 (6.8)	2,690 (26.8)	1,695 (16.9)	1,764 (17.6)	1,192 (11.9)	476 (4.7)
オーストラリア	2,427	194 (8.0)	777 (32.0)	465 (19.2)	374 (15.4)	284 (11.7)	75 (3.1)
カナダ	869	67 (7.7)	214 (24.6)	146 (16.8)	165 (19.0)	128 (14.7)	29 (3.3)
イギリス	880	18 (2.0)	182 (20.7)	146 (16.6)	165 (18.8)	154 (17.5)	71 (8.1)
フィンランド	272	9 (3.3)	100 (36.8)	47 (17.3)	41 (15.1)	25 (9.2)	11 (4.0)
フランス	240	33 (13.8)	93 (38.8)	32 (13.3)	35 (14.6)	10 (4.2)	12 (5.0)
ドイツ	401	35 (8.7)	151 (37.7)	72 (18.0)	59 (14.7)	44 (11.0)	10 (2.5)
イタリア	460	31 (6.7)	134 (29.1)	63 (13.7)	73 (15.9)	54 (11.7)	21 (4.6)
日本	1,120	54 (4.8)	171 (15.3)	185 (16.5)	251 (22.4)	132 (11.8)	113 (10.1)
オランダ	624	62 (9.9)	201 (32.2)	87 (13.9)	107 (17.1)	72 (11.5)	17 (2.7)
ポーランド	485	4 (0.8)	57 (11.8)	56 (11.5)	113 (23.3)	81 (16.7)	37 (7.6)
ポルトガル	301	22 (7.3)	45 (15.0)	33 (11.0)	49 (16.3)	37 (12.3)	16 (5.3)
スウェーデン	596	35 (5.9)	228 (38.3)	105 (17.6)	101 (16.9)	62 (10.4)	17 (2.9)
スイス	422	99 (23.5)	188 (44.5)	43 (10.2)	28 (6.6)	15 (3.6)	4 (0.9)
アメリカ	947	25 (2.6)	149 (15.7)	215 (22.7)	203 (21.4)	94 (9.9)	43 (4.5)

	総数	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 10 年以下	11 年以上 15 年以下	16 年以上 20 年以下	21 年以上 25 年以下
総数	10,044	160 (1.6)	529 (5.3)	205 (2.0)	50 (0.5)	15 (0.1)	15 (0.1)
オーストラリア	2,427	15 (0.6)	105 (4.3)	29 (1.2)	7 (0.3)	3 (0.1)	3 (0.1)
カナダ	869	6 (0.7)	68 (7.8)	11 (1.3)	1 (0.1)	2 (0.2)	1 (0.1)
イギリス	880	8 (0.9)	74 (8.4)	28 (3.2)	2 (0.2)	1 (0.1)	1 (0.1)
フィンランド	272	— (0.0)	8 (2.9)	4 (1.5)	2 (0.7)	— (0.0)	1 (0.4)
フランス	240	1 (0.4)	6 (2.5)	4 (1.7)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)
ドイツ	401	1 (0.2)	18 (4.5)	1 (0.2)	1 (0.2)	— (0.0)	— (0.0)
イタリア	460	3 (0.7)	13 (2.8)	11 (2.4)	1 (0.2)	1 (0.2)	— (0.0)
日本	1,120	15 (1.3)	84 (7.5)	19 (1.7)	9 (0.8)	2 (0.2)	— (0.0)
オランダ	624	5 (0.8)	25 (4.0)	14 (2.2)	2 (0.3)	2 (0.3)	— (0.0)
ポーランド	485	19 (3.9)	49 (10.1)	17 (3.5)	8 (1.6)	1 (0.2)	3 (0.6)
ポルトガル	301	8 (2.7)	17 (5.6)	16 (5.3)	— (0.0)	— (0.0)	1 (0.3)
スウェーデン	596	3 (0.5)	8 (1.3)	5 (0.8)	1 (0.2)	— (0.0)	1 (0.2)
スイス	422	1 (0.2)	10 (2.4)	7 (1.7)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)
アメリカ	947	75 (7.9)	44 (4.6)	39 (4.1)	16 (1.7)	3 (0.3)	4 (0.4)

	総数	25年超	無期刑	分からない
総数	10,044	10 (0.1)	75 (0.7)	480 (4.8)
オーストラリア	2,427	3 (0.1)	15 (0.6)	78 (3.2)
カナダ	869	2 (0.2)	2 (0.2)	27 (3.1)
イギリス	880	－ (0.0)	11 (1.3)	19 (2.2)
フィンランド	272	－ (0.0)	1 (0.4)	23 (8.5)
フランス	240	－ (0.0)	－ (0.0)	14 (5.8)
ドイツ	401	－ (0.0)	2 (0.5)	7 (1.7)
イタリア	460	－ (0.0)	9 (2.0)	46 (10.0)
日本	1,120	3 (0.3)	8 (0.7)	74 (6.6)
オランダ	624	－ (0.0)	2 (0.3)	28 (4.5)
ポーランド	485	－ (0.0)	3 (0.6)	37 (7.6)
ポルトガル	301	－ (0.0)	8 (2.7)	49 (16.3)
スウェーデン	596	－ (0.0)	5 (0.8)	25 (4.2)
スイス	422	－ (0.0)	1 (0.2)	26 (6.2)
アメリカ	947	2 (0.2)	8 (0.8)	27 (2.9)

注 前表で「拘禁刑」とした者のみが回答。ただし、ポーランドについては、集計方法が異なっているため、前表と数値が一致しない。

【個人及び世帯についての情報】

年齢

	総数	16～19歳		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳	
総数	38,297	2,151	(5.6)	2,734	(7.1)	2,928	(7.6)	3,254	(8.5)	3,389	(8.8)	3,628	(9.5)
オーストラリア	7,001	509	(7.3)	570	(8.1)	625	(8.9)	698	(10.0)	695	(9.9)	773	(11.0)
カナダ	2,000	92	(4.6)	124	(6.2)	164	(8.2)	205	(10.3)	198	(9.9)	223	(11.2)
イギリス	1,877	77	(4.1)	90	(4.8)	147	(7.8)	195	(10.4)	186	(9.9)	218	(11.6)
フィンランド	2,493	76	(3.0)	172	(6.9)	158	(6.3)	122	(4.9)	143	(5.7)	169	(6.8)
フランス	2,008	100	(5.0)	156	(7.8)	156	(7.8)	186	(9.3)	191	(9.5)	196	(9.8)
ドイツ	2,022	91	(4.5)	137	(6.8)	122	(6.0)	149	(7.4)	184	(9.1)	202	(10.0)
イタリア	2,022	123	(6.1)	152	(7.5)	131	(6.5)	135	(6.7)	178	(8.8)	197	(9.7)
日本	2,086	98	(4.7)	110	(5.3)	105	(5.0)	149	(7.1)	146	(7.0)	170	(8.1)
オランダ	2,007	38	(1.9)	56	(2.8)	116	(5.8)	178	(8.9)	208	(10.4)	209	(10.4)
ポーランド	5,013	404	(8.1)	511	(10.2)	441	(8.8)	389	(7.8)	374	(7.5)	403	(8.0)
ポルトガル	2,007	126	(6.3)	167	(8.3)	149	(7.4)	138	(6.9)	123	(6.1)	155	(7.7)
スウェーデン	2,011	120	(6.0)	104	(5.2)	118	(5.9)	176	(8.8)	178	(8.9)	153	(7.6)
スイス	3,898	200	(5.1)	266	(6.8)	369	(9.5)	356	(9.1)	448	(11.5)	373	(9.6)
アメリカ	1,852	97	(5.2)	119	(6.4)	127	(6.9)	178	(9.6)	137	(7.4)	187	(10.1)

	総数	45～49歳		50～54歳		55～59歳		60～64歳		65～69歳		70歳以上	
総数	38,297	3,379	(8.8)	3,262	(8.5)	3,268	(8.5)	2,771	(7.2)	2,494	(6.5)	4,449	(11.6)
オーストラリア	7,001	585	(8.4)	554	(7.9)	524	(7.5)	407	(5.8)	364	(5.2)	276	(3.9)
カナダ	2,000	198	(9.9)	205	(10.3)	132	(6.6)	122	(6.1)	96	(4.8)	161	(8.1)
イギリス	1,877	165	(8.8)	143	(7.6)	185	(9.9)	125	(6.7)	124	(6.6)	215	(11.5)
フィンランド	2,493	155	(6.2)	167	(6.7)	245	(9.8)	234	(9.4)	248	(9.9)	599	(24.0)
フランス	2,008	155	(7.7)	150	(7.5)	208	(10.4)	148	(7.4)	102	(5.1)	254	(12.6)
ドイツ	2,022	193	(9.5)	171	(8.5)	185	(9.1)	178	(8.8)	156	(7.7)	253	(12.5)
イタリア	2,022	191	(9.4)	153	(7.6)	206	(10.2)	187	(9.2)	149	(7.4)	219	(10.8)
日本	2,086	174	(8.3)	200	(9.6)	194	(9.3)	203	(9.7)	191	(9.2)	346	(16.6)
オランダ	2,007	255	(12.7)	225	(11.2)	217	(10.8)	151	(7.5)	106	(5.3)	244	(12.2)
ポーランド	5,013	506	(10.1)	499	(10.0)	399	(8.0)	268	(5.3)	326	(6.5)	493	(9.8)
ポルトガル	2,007	157	(7.8)	204	(10.2)	221	(11.0)	170	(8.5)	162	(8.1)	231	(11.5)
スウェーデン	2,011	154	(7.7)	133	(6.6)	157	(7.8)	182	(9.1)	170	(8.5)	364	(18.1)
スイス	3,898	324	(8.3)	286	(7.3)	270	(6.9)	269	(6.9)	220	(5.6)	517	(13.3)
アメリカ	1,852	167	(9.0)	172	(9.3)	125	(6.7)	127	(6.9)	80	(4.3)	277	(15.0)

	総数	分らない
総数	38,297	590 (1.5)
オーストラリア	7,001	421 (6.0)
カナダ	2,000	80 (4.0)
イギリス	1,877	7 (0.4)
フィンランド	2,493	5 (0.2)
フランス	2,008	6 (0.3)
ドイツ	2,022	1 (0.0)
イタリア	2,022	1 (0.0)
日本	2,086	— (0.0)
オランダ	2,007	4 (0.2)
ポーランド	5,013	— (0.0)
ポルトガル	2,007	4 (0.2)
スウェーデン	2,011	2 (0.1)
スイス	3,898	— (0.0)
アメリカ	1,852	59 (3.2)

住居形態

国名	総数	アパート／ マンション	テラスハウス・ 長屋	一戸建て住宅	公共の建物 (病院等)	その他	無回答
日本	2,086	419 (20.1)	46 (2.2)	1,610 (77.2)	— (0.0)	4 (0.2)	7 (0.3)

住居の防犯設備

	総数	侵入防止警報器	特別なドア鍵	特別な窓／ ドア格子	番犬	高い塀	管理人・ ガードマン
総数	34,601	5,982 (17.3)	16,973 (49.1)	8,445 (24.4)	8,537 (24.7)	5,774 (16.7)	2,798 (8.1)
オーストラリア	7,001	1,936 (27.7)	4,610 (65.8)	4,035 (57.6)	2,510 (35.9)	2,465 (35.2)	229 (3.3)
カナダ	2,000	567 (28.4)	948 (47.4)	355 (17.8)	561 (28.1)	424 (21.2)	180 (9.0)
イギリス	1,893	642 (33.9)	1,175 (62.1)	523 (27.6)	438 (23.1)	608 (32.1)	335 (17.7)
フィンランド	2,500	162 (6.5)	1,105 (44.2)	74 (3.0)	342 (13.7)	125 (5.0)	294 (11.8)
フランス	2,016	218 (10.8)	779 (38.6)	321 (15.9)	253 (12.5)	248 (12.3)	414 (20.5)
ドイツ	2,025	254 (12.5)	1,224 (60.4)	480 (23.7)	399 (19.7)	281 (13.9)	425 (21.0)
イタリア	2,023	472 (23.3)	1,122 (55.5)	660 (32.6)	334 (16.5)	250 (12.4)	92 (4.5)
日本	2,086	111 (5.3)	306 (14.7)	180 (8.6)	325 (15.6)	29 (1.4)	37 (1.8)
オランダ	2,010	246 (12.2)	1,456 (72.4)	297 (14.8)	214 (10.6)	231 (11.5)	111 (5.5)
ポーランド	5,013	151 (3.0)	872 (17.4)	141 (2.8)	1,708 (34.1)	262 (5.2)	60 (1.2)
ポルトガル	2,011	283 (14.1)	1,073 (53.4)	450 (22.4)	491 (24.4)	362 (18.0)	175 (8.7)
スウェーデン	2,012	370 (18.4)	1,066 (53.0)	278 (13.8)	316 (15.7)	83 (4.1)	55 (2.7)
アメリカ	2,011	570 (28.3)	1,237 (61.5)	651 (32.4)	646 (32.1)	406 (20.2)	391 (19.4)

	総数	自治会等による 自警組織	隣近所で注意し合 うことの申し合わせ	行動探知器	その他	何の防犯設備も ない	分からない／回 答拒否
総数	34,601	5,445 (15.7)	18,460 (53.4)	5,100 (14.7)	72 (0.2)	4,411 (12.7)	1,370 (4.0)
オーストラリア	7,001	2,139 (30.6)	4,684 (66.9)	— (0.0)	— (0.0)	325 (4.6)	101 (1.4)
カナダ	2,000	494 (24.7)	1,337 (66.9)	— (0.0)	— (0.0)	151 (7.6)	— (0.0)
イギリス	1,893	925 (48.9)	1,283 (67.8)	670 (35.4)	— (0.0)	26 (1.4)	16 (0.8)
フィンランド	2,500	108 (4.3)	946 (37.8)	579 (23.2)	— (0.0)	179 (7.2)	75 (3.0)
フランス	2,016	160 (7.9)	731 (36.3)	258 (12.8)	— (0.0)	427 (21.2)	235 (11.7)
ドイツ	2,025	111 (5.5)	1,269 (62.7)	945 (46.7)	— (0.0)	179 (8.8)	60 (3.0)
イタリア	2,023	133 (6.6)	809 (40.0)	149 (7.4)	— (0.0)	249 (12.3)	236 (11.7)
日本	2,086	148 (7.1)	349 (16.7)	—	72 (3.5)	1,006 (48.2)	44 (2.1)
オランダ	2,010	162 (8.1)	1,288 (64.1)	669 (33.3)	— (0.0)	115 (5.7)	162 (8.1)
ポーランド	5,013	97 (1.9)	2,404 (48.0)	— (0.0)	— (0.0)	1,252 (25.0)	151 (3.0)
ポルトガル	2,011	249 (12.4)	1,043 (51.9)	476 (23.7)	— (0.0)	242 (12.0)	233 (11.6)
スウェーデン	2,012	140 (7.0)	973 (48.4)	585 (29.1)	— (0.0)	260 (12.9)	57 (2.8)
アメリカ	2,011	579 (28.8)	1,344 (66.8)	769 (38.2)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)

注 1 複数回答である。

2 日本には「行動探知機」の選択肢はない。

3 スイスは、未調査である。

銃器の所有

国名	総数	はい	いいえ	回答拒否	分からない
総数	34,094	3,408 (10.0)	30,178 (88.5)	365 (1.1)	143 (0.4)
オーストラリア	7,001	488 (7.0)	6,432 (91.9)	59 (0.8)	22 (0.3)
カナダ	2,000	341 (17.1)	1,615 (80.8)	30 (1.5)	14 (0.7)
イギリス	1,893	83 (4.4)	1,798 (95.0)	7 (0.4)	5 (0.3)
フィンランド	2,001	487 (24.3)	1,484 (74.2)	16 (0.8)	14 (0.7)
フランス	2,016	202 (10.0)	1,750 (86.8)	60 (3.0)	4 (0.2)
ドイツ	2,025	201 (9.9)	1,792 (88.5)	22 (1.1)	10 (0.5)
イタリア	2,023	226 (11.2)	1,749 (86.5)	31 (1.5)	17 (0.8)
日本	2,086	13 (0.6)	2,069 (99.2)	4 (0.2)	— (0.0)
オランダ	2,010	64 (3.2)	1,921 (95.6)	22 (1.1)	3 (0.1)
ポーランド	5,006	226 (4.5)	4,743 (94.7)	25 (0.5)	12 (0.2)
ポルトガル	2,011	283 (14.1)	1,670 (83.0)	33 (1.6)	25 (1.2)
スウェーデン	2,012	265 (13.2)	1,737 (86.3)	7 (0.3)	3 (0.1)
アメリカ	2,010	529 (26.3)	1,418 (70.5)	49 (2.4)	14 (0.7)

注 スイスは、未調査である。

銃器の種類

国名	総数	拳銃	散弾銃	ライフル	空気銃	その他
総数	3,408	809 (23.7)	1,204 (35.3)	1,358 (39.8)	851 (25.0)	279 (8.2)
オーストラリア	488	24 (4.9)	204 (41.8)	321 (65.8)	72 (14.8)	2 (0.4)
カナダ	341	52 (15.2)	170 (49.9)	168 (49.3)	75 (22.0)	15 (4.4)
イギリス	83	6 (7.2)	29 (34.9)	26 (31.3)	40 (48.2)	5 (6.0)
フィンランド	487	102 (20.9)	238 (48.9)	190 (39.0)	236 (48.5)	55 (11.3)
フランス	202	52 (25.7)	98 (48.5)	59 (29.2)	14 (6.9)	5 (2.5)
ドイツ	201	78 (38.8)	26 (12.9)	40 (19.9)	104 (51.7)	32 (15.9)
イタリア	226	104 (46.0)	36 (15.9)	89 (39.4)	24 (10.6)	5 (2.2)
日本	13	4 (30.8)	- (0.0)	- (0.0)	8 (61.5)	- (0.0)
オランダ	64	20 (31.3)	9 (14.1)	6 (9.4)	32 (50.0)	4 (6.3)
ポーランド	226	44 (19.5)	34 (15.0)	7 (3.1)	97 (42.9)	64 (28.3)
ポルトガル	283	68 (24.0)	51 (18.0)	148 (52.3)	21 (7.4)	11 (3.9)
スウェーデン	265	32 (12.1)	136 (51.3)	140 (52.8)	82 (30.9)	38 (14.3)
アメリカ	529	223 (42.2)	173 (32.7)	164 (31.0)	54 (10.2)	43 (8.1)

国名	総数	回答拒否	分からない
総数	3,408	106 (3.1)	200 (5.9)
オーストラリア	488	13 (2.7)	38 (7.8)
カナダ	341	12 (3.5)	12 (3.5)
イギリス	83	- (0.0)	- (0.0)
フィンランド	487	8 (1.6)	22 (4.5)
フランス	202	8 (4.0)	14 (6.9)
ドイツ	201	3 (1.5)	6 (3.0)
イタリア	226	7 (3.1)	14 (6.2)
日本	13	- (0.0)	1 (7.7)
オランダ	64	1 (1.6)	4 (6.3)
ポーランド	226	4 (1.8)	1 (0.4)
ポルトガル	283	10 (3.5)	40 (14.1)
スウェーデン	265	3 (1.1)	8 (3.0)
アメリカ	529	37 (7.0)	41 (7.8)

注 1 前表で「はい」とした者のみが回答。

2 複数回答である。

銃の所持理由

国名	総数	狩猟のため	射撃(スポーツ)	収集物(コレクションズアイテム)	犯罪防止/自衛のため	軍隊/警察として
総数	3,408	1,664 (48.8)	900 (26.4)	213 (6.3)	514 (15.1)	190 (5.6)
オーストラリア	488	339 (69.5)	145 (29.7)	9 (1.8)	11 (2.3)	8 (1.6)
カナダ	341	242 (71.0)	62 (18.2)	24 (7.0)	13 (3.8)	17 (5.0)
イギリス	83	37 (44.6)	43 (51.8)	10 (12.0)	4 (4.8)	5 (6.0)
フィンランド	487	247 (50.7)	221 (45.4)	39 (8.0)	16 (3.3)	10 (2.1)
フランス	202	94 (46.5)	26 (12.9)	25 (12.4)	31 (15.3)	13 (6.4)
ドイツ	201	31 (15.4)	77 (38.3)	14 (7.0)	35 (17.4)	16 (8.0)
イタリア	226	97 (42.9)	26 (11.5)	17 (7.5)	53 (23.5)	17 (7.5)
日本	13	5 (38.5)	3 (23.1)	4 (30.8)	— (0.0)	—
オランダ	64	9 (14.1)	24 (37.5)	5 (7.8)	7 (10.9)	5 (7.8)
ポーランド	226	44 (19.5)	89 (39.4)	5 (2.2)	74 (32.7)	21 (9.3)
ポルトガル	283	133 (47.0)	29 (10.2)	15 (5.3)	109 (38.5)	25 (8.8)
スウェーデン	265	176 (66.4)	83 (31.3)	10 (3.8)	8 (3.0)	13 (4.9)
アメリカ	529	210 (39.7)	72 (13.6)	36 (6.8)	153 (28.9)	40 (7.6)

国名	総数	これまでずっと家にあったから	その他	分らない/回答拒否
総数	3,957	475 (13.9)	1 (0.0)	373 (10.9)
オーストラリア	536	24 (4.9)	(0.0)	16 (3.3)
カナダ	394	36 (10.6)	(0.0)	3 (0.9)
イギリス	121	22 (26.5)	(0.0)	6 (7.2)
フィンランド	600	67 (13.8)	(0.0)	67 (13.8)
フランス	222	33 (16.3)	(0.0)	29 (14.4)
ドイツ	219	46 (22.9)	(0.0)	41 (20.4)
イタリア	253	43 (19.0)	(0.0)	28 (12.4)
日本	14	1 (7.7)	1 (7.7)	1 (7.7)
オランダ	65	15 (23.4)	(0.0)	17 (26.6)
ポーランド	238	5 (2.2)	(0.0)	16 (7.1)
ポルトガル	366	55 (19.4)	(0.0)	47 (16.6)
スウェーデン	369	79 (29.8)	(0.0)	21 (7.9)
アメリカ	560	49 (9.3)	(0.0)	81 (15.3)

- 注 1 銃器の所有で「あり」とした者のみが回答。
2 複数回答である。
3 日本には、「軍隊/警察として」の選択肢はない。

就業状況

国名	総数	働いている	求職中(失業中)	主婦・主夫	無職(定年退職者等)	学校に行っている(学生)	その他
総数	38,497	19,934 (51.8)	1,632 (4.2)	3,327 (8.6)	9,617 (25.0)	3,571 (9.3)	356 (0.9)
オーストラリア	7,001	3,795 (54.2)	192 (2.7)	887 (12.7)	1,391 (19.9)	682 (9.7)	33 (0.5)
カナダ	2,000	1,194 (59.7)	69 (3.5)	147 (7.4)	390 (19.5)	161 (8.1)	15 (0.8)
イギリス	1,893	1,026 (54.2)	75 (4.0)	174 (9.2)	464 (24.5)	128 (6.8)	26 (1.4)
フィンランド	2,499	1,080 (43.2)	67 (2.7)	59 (2.4)	1,067 (42.7)	202 (8.1)	24 (1.0)
フランス	2,016	1,027 (50.9)	123 (6.1)	96 (4.8)	517 (25.6)	213 (10.6)	40 (2.0)
ドイツ	2,025	1,050 (51.9)	104 (5.1)	145 (7.2)	527 (26.0)	180 (8.9)	19 (0.9)
イタリア	2,023	898 (44.4)	69 (3.4)	340 (16.8)	444 (21.9)	260 (12.9)	12 (0.6)
日本	2,086	1,150 (55.1)	31 (1.5)	414 (19.8)	358 (17.2)	124 (5.9)	5 (0.2)
オランダ	2,010	1,162 (57.8)	63 (3.1)	169 (8.4)	486 (24.2)	91 (4.5)	39 (1.9)
ポーランド	5,013	2,111 (42.1)	530 (10.6)	192 (3.8)	1,537 (30.7)	604 (12.0)	31 (0.6)
ポルトガル	2,011	970 (48.2)	99 (4.9)	197 (9.8)	502 (25.0)	228 (11.3)	15 (0.7)
スウェーデン	2,012	1,057 (52.5)	76 (3.8)	54 (2.7)	608 (30.2)	186 (9.2)	31 (1.5)
スイス	3,898	2,290 (58.7)	72 (1.8)	315 (8.1)	846 (21.7)	351 (9.0)	21 (0.5)
アメリカ	2,010	1,124 (55.9)	62 (3.1)	138 (6.9)	480 (23.9)	161 (8.0)	45 (2.2)

国名	総数	分らない
総数	38,497	60 (0.2)
オーストラリア	7,001	21 (0.3)
カナダ	2,000	24 (1.2)
イギリス	1,893	- (0.0)
フィンランド	2,499	- (0.0)
フランス	2,016	- (0.0)
ドイツ	2,025	- (0.0)
イタリア	2,023	- (0.0)
日本	2,086	4 (0.2)
オランダ	2,010	- (0.0)
ポーランド	5,013	8 (0.2)
ポルトガル	2,011	- (0.0)
スウェーデン	2,012	- (0.0)
スイス	3,898	3 (0.1)
アメリカ	2,010	- (0.0)

教育歴（学校教育年数）

国名	総数	12年未満	12年間	13～15年	16～18年	19年以上	無回答
日本	1,958	563 (28.8)	760 (38.8)	263 (13.4)	323 (16.5)	30 (1.5)	19 (1.0)

注 前表で「学校に行っている」とした者以外が回答。

世帯あたりの人員

国名	総数	1人	2人	3人	4人	5人
総数	32,599	6,619 (20.3)	9,590 (29.4)	5,773 (17.7)	5,913 (18.1)	2,862 (8.8)
オーストラリア	7,001	1,446 (20.7)	2,379 (34.0)	1,053 (15.0)	1,151 (16.4)	559 (8.0)
イギリス	1,893	507 (26.8)	628 (33.2)	312 (16.5)	277 (14.6)	100 (5.3)
フィンランド	2,499	922 (36.9)	886 (35.5)	280 (11.2)	252 (10.1)	106 (4.2)
フランス	2,016	582 (28.9)	630 (31.3)	313 (15.5)	304 (15.1)	123 (6.1)
ドイツ	2,025	628 (31.0)	669 (33.0)	346 (17.1)	265 (13.1)	71 (3.5)
イタリア	2,023	233 (11.5)	483 (23.9)	558 (27.6)	507 (25.1)	154 (7.6)
日本	2,086	164 (7.9)	489 (23.4)	442 (21.2)	473 (22.7)	508 (24.4)
オランダ	2,010	609 (30.3)	615 (30.6)	303 (15.1)	331 (16.5)	111 (5.5)
ポーランド	5,013	367 (7.3)	964 (19.2)	1,055 (21.0)	1,183 (23.6)	727 (14.5)
ポルトガル	2,011	178 (8.9)	475 (23.6)	533 (26.5)	509 (25.3)	144 (7.2)
スウェーデン	2,012	513 (25.5)	731 (36.3)	270 (13.4)	359 (17.8)	101 (5.0)
アメリカ	2,010	470 (23.4)	641 (31.9)	308 (15.3)	302 (15.0)	158 (7.9)

国名	総数	6人以上	分らない
総数	31,069	1,530 (4.7)	312 (1.0)
オーストラリア	6,691	310 (4.4)	103 (1.5)
イギリス	1,838	55 (2.9)	14 (0.7)
フィンランド	2,458	41 (1.6)	12 (0.5)
フランス	1,968	48 (2.4)	16 (0.8)
ドイツ	1,989	36 (1.8)	10 (0.5)
イタリア	1,964	59 (2.9)	29 (1.4)
日本	2,086	— (0.0)	10 (0.5)
オランダ	1,973	37 (1.8)	4 (0.2)
ポーランド	4,297	716 (14.3)	1 (0.0)
ポルトガル	1,915	96 (4.8)	76 (3.8)
スウェーデン	1,976	36 (1.8)	2 (0.1)
アメリカ	1,914	96 (4.8)	35 (1.7)

注 カナダ及びスイスが未調査である。

婚姻関係

国名	総数	独身（未婚）	既婚	同棲（結婚はしていない）	離婚／別居	配偶者が死亡
総数	38,497	10,366（26.9）	19,500（50.7）	2,324（6.0）	2,912（7.6）	3,116（8.1）
オーストラリア	7,001	1,930（27.6）	3,545（50.6）	419（6.0）	705（10.1）	358（5.1）
カナダ	2,000	462（23.1）	991（49.6）	222（11.1）	179（9.0）	114（5.7）
イギリス	1,893	559（29.5）	787（41.6）	165（8.7）	192（10.1）	172（9.1）
フィンランド	2,499	620（24.8）	1,126（45.1）	228（9.1）	190（7.6）	307（12.3）
フランス	2,016	588（29.2）	829（41.1）	247（12.3）	176（8.7）	161（8.0）
ドイツ	2,025	588（29.0）	865（42.7）	157（7.8）	210（10.4）	195（9.6）
イタリア	2,023	601（29.7）	1,109（54.8）	43（2.1）	90（4.4）	167（8.3）
日本	2,086	391（18.7）	1,450（69.5）	5（0.2）	53（2.5）	167（8.0）
オランダ	2,010	460（22.9）	925（46.0）	252（12.5）	162（8.1）	203（10.1）
ポーランド	5,013	1,335（26.6）	2,995（59.7）	23（0.5）	173（3.5）	470（9.4）
ポルトガル	2,011	496（24.7）	1,186（59.0）	34（1.7）	92（4.6）	182（9.1）
スウェーデン	2,012	518（25.7）	919（45.7）	320（15.9）	107（5.3）	136（6.8）
スイス	3,898	1,185（30.4）	1,855（47.6）	149（3.8）	390（10.0）	302（7.7）
アメリカ	2,010	633（31.5）	918（45.7）	60（3.0）	193（9.6）	182（9.1）

国名	総数	回答拒否	分からない
総数	38,497	248（0.6）	31（0.1）
オーストラリア	7,001	44（0.6）	－（0.0）
カナダ	2,000	32（1.6）	－（0.0）
イギリス	1,893	18（1.0）	－（0.0）
フィンランド	2,499	28（1.1）	－（0.0）
フランス	2,016	15（0.7）	－（0.0）
ドイツ	2,025	10（0.5）	－（0.0）
イタリア	2,023	13（0.6）	－（0.0）
日本	2,086	20（1.0）	－（0.0）
オランダ	2,010	8（0.4）	－（0.0）
ポーランド	5,013	7（0.1）	10（0.2）
ポルトガル	2,011	21（1.0）	－（0.0）
スウェーデン	2,012	12（0.6）	－（0.0）
スイス	3,898	16（0.4）	1（0.0）
アメリカ	2,010	24（1.2）	－（0.0）

2 質問紙（日本語版）

総務省承認 No.23491

承認期限 平成16年 5月31日

犯 罪 被 害 実 態 調 査 票

平成16年 2月
(調査規格) 法 務 省 法務総合研究所
(調査実施) 社団法人 中 央 調 査 社

支局番号	地 点 番 号			対象番号		調 査 員 名	点 検 者 名

Q1 【調査員記入】

(性 別)

12

男 性女 性

《まずはじめに、車に関する犯罪被害について、おうかがいします。》

Q2 過去5年間、すなわち平成11年から（1999年から）の5年間に、あなたの世帯で、自家用の普通乗用車、バン、トラックを持っていた人はいましたか。

12

はいいいえ

↓↘ (Q3へ)

Q2-SQ1 過去5年間に、あなたの世帯で持っていた車は、何台であることが多かったですか。

123459

1 台2 台3 台4 台5 台以上わからない

Q2-SQ2 過去5年間に、あなたは、又はあなたの世帯では、自家用の普通乗用車、バン、トラックを盗まれたことがありましたか。

129

あ るな いわからない

Q2-SQ3 過去5年間に、あなたは、又はあなたの世帯では、車の中に置いてあったバック等の物、又はタイヤ等の車の部品を盗まれたことがありましたか。車の破損はここに含めないでください。車ごと盗難に遭った場合も含めないでください。

129

あ るな いわからない

Q2-SQ4 過去5年間に、盗難とは別に、あなたの世帯で持っている自家用の普通乗用車、バン、トラックを、わざと傷つけられたり、壊されたりしたことがありましたか。わざとであるとあなたが考える場合は、それを含めてください。なお、交通事故は含めないでください。

1
あ る

2
な い

9
わからない

《原付自転車、スクーター、オートバイに関する犯罪被害について、おうかがいします。》

Q3 過去5年間に、あなたの世帯で、原付自転車、スクーター、オートバイを持っていた人はいましたか。

1
は い
↓

2
いいえ
└─ (Q4へ)

Q3-SQ1 過去5年間に、あなたの世帯で持っていた原付自転車、スクーター、オートバイは、何台であることが多かったですか。

1	2	3	4	5	9
1 台	2 台	3 台	4 台	5台以上	わからない

Q3-SQ2 過去5年間に、あなたは、又はあなたの世帯では、原付自転車、スクーター、オートバイを盗まれたことがありましたか。

1
あ る

2
な い

9
わからない

《自転車に関する犯罪被害について、おうかがいします。》

Q4 過去5年間に、あなたの世帯で自転車を持っていた人はいましたか。子どもの自転車を含めてください。

1
は い
↓

2
いいえ
└─ (Q5へ)

Q4-SQ1 過去5年間に、あなたの世帯で持っていた自転車は、何台であることが多かったですか。子供の自転車を含めてください。

1	2	3	4	5	9
1 台	2 台	3 台	4 台	5台以上	わからない

Q4-SQ2 過去5年間に、あなたは、又はあなたの世帯では、自転車を盗まれたことがありましたか。子どもの自転車を含めてください。

1
あ る

2
な い

9
わからない

《次に、お宅への不法侵入被害について、おうかがいします。》

Q5 過去5年間に、誰かがあなたの自宅に許可なく入り込み、お金や物を盗んだこと、又は盗もうとしたことがありましたか。ここでは、車庫、納屋、物置、倉庫は自宅には含めません。また、地下室は含めますが、別荘は含めません。

1
あ る

2
な い

9
わからない

Q6 今お答えいただいたこととは別に、過去5年間に、誰かがあなたの自宅に侵入しようとした形跡に気付いたことがありましたか。例えば、鍵やドア、窓が壊されていたり、鍵の周りにひっかき傷等があったことがありましたか。

1
あ る

2
な い

9
わからない

《次に、あなた自身に起こったことについて、おうかがいします。あなたの世帯の他の人に起こったことは、含めないでください。》

Q7 過去5年間に、あなたは、誰かから暴行や脅迫を受けて、抵抗できない状態で、お金や物を奪われたこと、又は奪われそうになったこと（つまり、強盗の被害に遭ったこと）がありましたか。スリやひったくりの被害は含めないでください。

1
あ る

2
な い

9
わからない

Q8 過去5年間に、あなたは、恐喝の被害に遭ったことがありましたか。

1
あ る

2
な い

9
わからない

Q9 過去5年間に、あなたは、ひったくりの被害に遭ったことがありましたか。

1
あ る

2
な い

9
わからない

Q10 既におうかがいした被害とは別に、過去5年間に、あなたは、自宅の外（車庫、納屋、物置、倉庫、別荘を含む）で、盗難の被害に遭ったことがありましたか。

1
あ る

2
な い

9
わからない

Q11 既におうかがいした被害とは別に、過去5年間に、あなたは、自宅又はその他の場所で、恐怖を感じるような暴行や脅迫を受けたことがありましたか。家庭内での暴力を含めてください。（女性の場合）性的暴力は含めないでください。

【調査員注：女性に対する性的暴力については、最後に質問するので含めない。男性に対する性的暴力は含める。】

1
あ る

2
な い

9
わからない

《ここからは、あなた又はあなたの世帯に対して起こった被害について、詳しくおうかがいします。》

Q2-SQ2で「1 車を盗まれたことがある」と答えた方に、それ以外はQ13へ

Q12 車の盗難について、おうかがいします。それが起こったのはいつでしたか。今年ですか、昨年（平成15年）ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成15年に1回あった場合は、「2 昨年（平成15年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

1	2	3	9
今 年	昨 年（平成15年）	それ以前	わからない／思い出せない
└─▶ (Q12-SQ12へ)	↓		└─▶ (Q12-SQ2へ)

Q12-SQ1 それは昨年（平成15年）に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	9
1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q12-SQ2 車の盗難にあったのは、自宅、自宅付近、市町村内、職場、又は国内、国外のいずれでしたか。

1	2	3	4	5	6	9
自 宅（車庫、納屋、 私設車道を含む）	自 宅 付 近	市 町 村 内	職 場	国 内	国 外	わからない

Q12-SQ3 盗難にあった車は戻りましたか。

1	2
は い	いいえ

Q12-SQ4 あなた又は誰かが、それを捜査機関に届け出ましたか。

1	2	9
は い	いいえ	わからない
↓	└─▶	└─▶ (Q12-SQ9へ)

Q12-SQ5 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。
いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから／重大な事件だから
- 4 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため

Q12-SQ8 どうして届け出なかったのですか。
いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2 自分で解決した／犯人を知っていた
- 3 捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていない
- 7 捜査機関は何もできない／証拠がない

7 犯人からの弁償を得るため

8 その他 ()

9 わからない

Q12-SQ6 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1

はい

(満足した)

→ (Q12-SQ9へ)

2

いいえ

(満足しない)

↓

9

わからない

→ (Q12-SQ9へ)

8 捜査機関は何もしてくれない

9 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない

10 (復讐の恐れから) あえてしない

11 その他 ()

12 わからない

Q12-SQ7 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。
(M.A.)

1 十分な対処をしなかった

2 関心を持って聞いてくれなかった

3 犯人を見つけられなかった又は捕まえられなかった

4 自分の盗まれたものを取り戻せなかった

5 十分な経過通知をしてくれなかった

6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった

7 到着するのが遅かった

8 その他 ()

9 わからない

Q12-SQ9 すべてのことを考慮に入れると、その被害はあなた又はあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。それはとても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

1

とても重大

2

ある程度重大

3

それほど重大ではない

Q2-SQ3で「1 車からの盗難に遭ったことがある」と答えた方に、それ以外はQ14へ

Q13 あなたが先ほど回答された、車からの盗難が起こったのはいつでしたか。今年ですか、昨年（平成15年）ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成15年に1回あった場合は、「2 昨年（平成15年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

1

今年

→ (Q13-SQ2へ)

2

昨年（平成15年）

↓

3

それ以前

9

わからない／思い出せない

→ (Q13-SQ2へ)

Q13-SQ1 それは昨年（平成15年）に何回ありましたか。

1 2 3 4 5 9
1 回 2 回 3 回 4 回 5 回以上 わからない

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q13-SQ2 車からの盗難が起こったのは、自宅、自宅付近、市町村内、職場、又は国内、国外のいずれでしたか。

1 2 3 4 5 6 9
自宅（車庫、納屋、 自宅付近 市町村内 職 場 国 内 国 外 わからない
私設車道を含む）

Q13-SQ3 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

1 2 9
は い いいえ わからない
↓ ↓ ↓
(Q13-SQ8へ)

Q13-SQ4 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。

いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから／重大な事件だから
- 4 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 犯人からの弁償を得るため
- 8 その他 ()
- 9 わからない

Q13-SQ7 どうして届け出なかったのですか。
いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2 自分で解決した／犯人を知っていた
- 3 捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていない
- 7 捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10 (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 その他 ()
- 12 わからない

Q13-SQ5 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1 2 9
は い いいえ わからない
(満足した) (満足しない)
↓ ↓ ↓
(Q13-SQ8へ) (Q13-SQ8へ) (Q13-SQ8へ)

Q13-SQ6 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。

(M.A.)

- 1 十分な対処をしなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった

- 3 犯人を見つけられなかった又は捕まえられなかった
- 4 自分の盗まれたものを取り戻せなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 わからない

Q13-SQ8 すべてのことを考慮に入れると、その被害はあなたやあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

1	2	3
とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない

Q2-SQ4で「1 車を破損されたことがある」と答えた方に、それ以外はQ15へ

Q14 あなたの世帯の車が、傷つけられたり、壊されたりしたのはいつでしたか。今年ですか、昨年（平成15年）ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成15年に1回あった場合は、「2 昨年（平成15年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

1	2	3	9
今 年	昨年（平成15年）	それ以前	わからない／思い出せない
└─▶ (Q14-SQ2へ)	↓	└─▶ (Q14-SQ2へ)	└─▶ (Q14-SQ2へ)

Q14-SQ1 それは昨年（平成15年）に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	9
1 回	2 回	3 回	4 回	5回以上	わからない

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q14-SQ2 車を傷つけられたり、壊されたりしたのは、自宅、自宅付近、市町村内、職場、又は国内、国外のいずれでしたか。

1	2	3	4	5	6	9
自宅(車庫、納屋、私設車道を含む)	自宅付近	市町村内	職 場	国 内	国 外	わからない

Q14-SQ3 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

1	2	9
は い	いいえ	わからない
↓	└─▶	└─▶ (Q14-SQ8へ)

Q14-SQ4 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からです。

Q14-SQ7 どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。(M.A.)

いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 保険金を得るため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから／重大な事件だから
- 3 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 4 再発を防ぐため
- 5 助けを求めるため
- 6 犯人からの弁償を得るため
- 7 その他 ()
- 8 わからない

Q14-SQ5 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- | | | |
|----------------|---------|----------------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい | いいえ | わからない |
| (満足した) | (満足しない) | |
| └─▶ (Q14-SQ8へ) | ↓ | └─▶ (Q14-SQ8へ) |

Q14-SQ6 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 十分な対処をしなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけられなかった又は捕まえられなかった
- 4 自分の受けた損害を取り戻せなかった
- 5 十分な経過通知をしなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 わからない

Q14-SQ8 すべてのことを考慮に入れると、その被害はあなたやあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | |
|-------|--------|------------|
| 1 | 2 | 3 |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない |

- 1それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2自分で解決した／犯人を知っていた
- 3捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4代わりに別の機関に知らせた
- 5家族が解決した
- 6保険に入っていない
- 7捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8捜査機関は何もしてくれない
- 9捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10(復讐の恐れから) あえてしない
- 11その他 ()
- 12わからない

Q3-SQ2で「1 原付自転車、スクーター、オートバイを盗まれた」と答えた方に、それ以外はQ16へ

Q15 原付自転車、スクーター、オートバイの盗難について、おうかがいします。それが起こったのは

いつでしたか。今年ですか、昨年（平成15年）ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成15年に1回あった場合は、「2 昨年（平成15年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

1	2	3	9
今 年	昨年（平成15年）	それ以前	わからない／思い出せない
└─▶ (Q15-SQ2へ)	↓		└─▶ (Q15-SQ2へ)

Q15-SQ1 それは昨年（平成15年）に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	9
1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q15-SQ2 原付自転車，スクーター，オートバイを盗まれたのは，自宅，自宅付近，市町村内，職場，又は国内，国外のいずれでしたか。

1	2	3	4	5	6	9
自宅（車庫，納屋，私設車道を含む）	自宅付近	市町村内	職 場	国 内	国 外	わからない

Q15-SQ3 あなた又は誰かが，その被害を捜査機関に届け出ましたか。

1	2	9
は い	いいえ	わからない
↓	└─▶	└─▶ (Q15-SQ8へ)

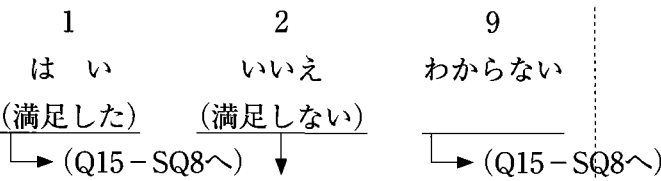
Q15-SQ4 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは，どういう理由からですか。
いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから／重大な事件だから
- 4 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 犯人からの弁償を得るため
- 8 その他 ()
- 9 わからない

Q15-SQ7 どうして届け出なかったのですか。
いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2自分で解決した／犯人を知っていた
- 3捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4代わりに別の機関に知らせた
- 5家族が解決した
- 6保険に入っていない
- 7捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8捜査機関は何もしてくれない
- 9捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10（復讐の恐れから）あえてしない
- 11 その他 ()
- 12 わからない

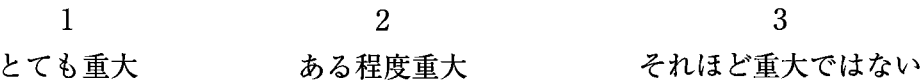
Q15-SQ5 全体的に，捜査機関の対応に満足しましたか。



Q15-SQ6 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。
(M.A.)

- 1 十分な対処をしなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけられなかった又は捕まえられなかった
- 4 自分の盗まれたものを取り戻せなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 わからない

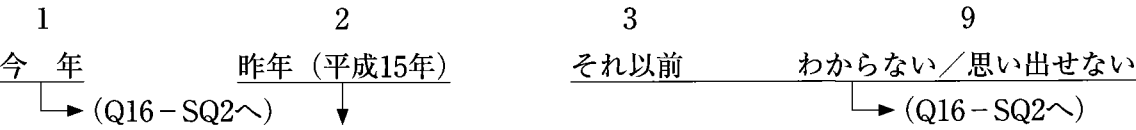
Q15-SQ8 すべてのことを考慮に入れると、その被害はあなたやあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。



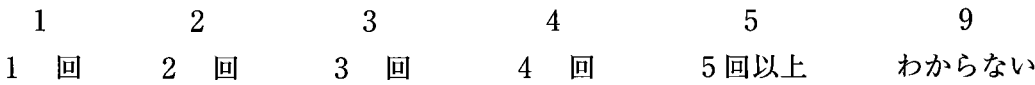
Q4-SQ2で「1 自転車を盗まれたことがある」と答えた方に、それ以外はQ17へ

Q16 自転車の盗難について、おうかがいします。それが起こったのはいつでしたか。今年ですか、昨年（平成15年）ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成15年に1回あった場合は、「2 昨年（平成15年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】



Q16-SQ1 それは昨年（平成15年）に何回ありましたか。



《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q16-SQ2 自転車を盗まれたのは、自宅、自宅付近、市町村内、職場、又は国内、国外のいずれでしたか。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 9
- 自宅(車庫, 納屋,
私設車道を含む)
- 自宅付近
- 市町村内
- 職 場
- 国 内
- 国 外
- わからない

Q16-SQ3 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

- 1
- 2
- 9
- は い
- いいえ
- わからない
- (Q16-SQ8へ)

Q16-SQ4 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。
いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 盗まれたものを取り戻すため
- 保険金を得るため
- 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから／重大な事件だから
- 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 再発を防ぐため
- 助けを求めるため
- 犯人からの弁償を得るため
- その他 ()
- わからない

Q16-SQ7 どうして届け出なかったのですか。
いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 自分で解決した／犯人を知っていた
- 捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 代わりに別の機関に知らせた
- 家族が解決した
- 保険に入っていない
- 捜査機関は何もできない／証拠がない
- 捜査機関は何もしてくれない
- 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- (復讐の恐れから) あえてしない
- その他 ()
- わからない

Q16-SQ5 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1
- 2
- 9
- は い
- いいえ
- わからない
- (満足した)
- (満足しない)
- (Q16-SQ8へ)
- (Q16-SQ8へ)

Q16-SQ6 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。
(M.A.)

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 十分な対処をしなかった
- 関心を持って聞いてくれなかった
- 犯人を見つけられなかった又は捕まえられなかった
- 自分の盗まれたものを取り戻せなかった
- 十分な経過通知をしなかった
- 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 到着するのが遅かった

8 その他 ()

9 わからない

Q16-SQ8 すべてのことを考慮に入れると、その被害はあなたやあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

1 2 3
とても重大 ある程度重大 それほど重大ではない

Q5で「1 不法侵入者があった」と答えた方に、それ以外はQ18へ

Q17 あなたは先ほど、誰かがあなたの自宅に侵入して、お金や物を盗んだこと、又は盗もうとしたことがあったと答えられましたが、それはいつでしたか。今年ですか、昨年（平成15年）ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成15年に1回あった場合は、「2 昨年（平成15年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

1 2 3 9
今 年 昨年（平成15年） それ以前 わからない／思い出せない
└─▶ (Q17-SQ2へ) ↓ └─▶ (Q17-SQ2へ)

Q17-SQ1 それは昨年（平成15年）に何回ありましたか。

1 2 3 4 5 9
1 回 2 回 3 回 4 回 5回以上 わからない

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q17-SQ2 実際にお金や物を盗まれましたか。

1 2
は い いいえ
↓ └─▶ (Q17-SQ4へ)

Q17-SQ3 あなたが盗まれたお金の額や物の価格は、だいたいどれぐらいだと思いますか。おおよそで結構ですからお答えください。（調査員注：千円未満の場合は（ ）内に金額を記入すること）

(現金)

--	--

 億

--	--	--	--

 万

--

 千円 (円)

(物品)

--	--

 億

--	--	--	--

 万

--

 千円相当 (円)

Q17-SQ4 お金や物を盗まれた以外に、財産上の損害がありましたか。

1 2
は い いいえ
↓ └─▶ (Q17-SQ6へ)

--	--

 億

--	--	--	--

 万

--

 千円 (円)

1
は い
↓

2
いいえ
└───────────┘ ↓

9
わからない
└─────────┘ (Q17-SQ11へ)

- 1 それほど重大ではない／損失がない／たいしたことはない
- 2 自分で解決した／犯人を知っていた
- 3 捜査機関に向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていない
- 7 捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10 （復讐の恐れから）あえてしない
- 11 その他（　　　　　　　　　）
- 12 わからない

1	2	9	12
はい	いいえ	わからない	
(満足した)	(満足しない)		
└─▶ (Q17-SQ11へ)	↓	└─▶ (Q17-SQ11へ)	

- 1 十分な対処をしなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけられなかった又は捕まえられなかった
- 4 自分の盗まれたものを取り戻せなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった

7 到着するのが遅かった

8 その他 ()

9 わからない

Q17-SQ11 すべてのことを考慮に入れると、その被害はあなたやあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

1	2	3
とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない

Q17-SQ12 その被害のあとで、あなたやあなたの世帯の人は、犯罪被害者の方に様々な支援を行うための機関等に、連絡しましたか。

1	2	9
はい	いいえ	わからない
└─▶ (Q18へ)	↓	└─▶ (Q18へ)

Q17-SQ13 その被害のあとで、犯罪被害者の方を支援する専門機関からサービスを受けていたとしたら、あなたやあなたの世帯の人にとって役に立ったと考えますか。

1	2	9
いいえ (役に立たなかった)	はい (役に立った)	わからない

Q6で「1 不法侵入未遂があった」と答えた方に、それ以外はQ19へ

Q18 あなたが先ほど回答された、不法侵入未遂が起こったのはいつでしたか。今年ですか、昨年（平成15年）ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成15年に1回あった場合は、「2 昨年（平成15年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

1	2	3	9
今 年	昨年（平成15年）	それ以前	わからない／思い出せない
└─▶ (Q18-SQ2へ)	↓		└─▶ (Q18-SQ2へ)

Q18-SQ1 それは昨年（平成15年）に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	9
1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q18-SQ2 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

1	2	9
はい	いいえ	わからない
↓	└─▶	└─▶ (Q18-SQ7へ)

Q18-SQ3 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からです。

Q18-SQ6 どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。(M.A.)

いくつかもお答えください。(M.A.)

- 1 保険金を得るため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから／重大な事件だから
- 3 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 4 再発を防ぐため
- 5 助けを求めるため
- 6 犯人からの弁償を得るため
- 7 その他 ()
- 8 わからない

Q18-SQ4 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- | | | |
|----------------|---------|----------------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい | いいえ | わからない |
| (満足した) | (満足しない) | |
| └─▶ (Q18-SQ7へ) | ↓ | └─▶ (Q18-SQ7へ) |

Q18-SQ5 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつかもお答えください。
(M.A.)

- 1 十分な対処をしなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけられなかった又は捕まえられなかった
- 4 自分の受けた損害を取り戻せなかった
- 5 十分な経過通知をしなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 わからない

Q18-SQ7 すべてのことを考慮に入れると、その被害はあなたやあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | |
|-------|--------|------------|
| 1 | 2 | 3 |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない |

Q7で「1 強盗の被害に遭ったことがある」と答えた方に、それ以外はQ20へ

Q19 あなたは先ほど、強盗の被害に遭ったことがあると回答されましたが、それはいつでしたか。今

- 1それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2自分で解決した／犯人を知っていた
- 3捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4代わりに別の機関に知らせた
- 5家族が解決した
- 6保険に入っていない
- 7捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8捜査機関は何もしてくれない
- 9捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10(復讐の恐れから)あえてしない
- 11その他 ()
- 12わからない

年ですか、昨年（平成15年）ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成15年に1回あった場合は、「2 昨年（平成15年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

1	2	3	9
今 年	昨年（平成15年）	それ以前	わからない／思い出せない
└─ (Q19-SQ2へ)	↓		└─ (Q19-SQ2へ)

Q19-SQ1 それは昨年（平成15年）に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	9
1 回	2 回	3 回	4 回	5回以上	わからない

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q19-SQ2 被害に遭ったのは、自宅、自宅付近、市町村内、職場、又は国内、国外のいずれでしたか。

1	2	3	4	5	6	9
自宅（車庫、納屋、 私設車道を含む）	自宅付近	市町村内	職 場	国 内	国 外	わからない

Q19-SQ3 犯人は何人でしたか。

1	2	3	9
1 人	2 人	3人以上	わからない

Q19-SQ4 あなたはその時に、犯人の名前や顔を知っていましたか。

【調査員注：犯人が複数の場合、そのうち少なくとも1人を知っていれば、「知っていた」とする。また、名前も顔も知っていた場合は、「3 名前を知っていた」に○をする。】

1 犯人を知らなかった
 2 （少なくとも1人は）顔を知っていた
 3 （少なくとも1人は）名前を知っていた
 4 犯人を見なかった
 9 わからない／回答拒否

Q19-SQ5 犯人（の中の誰か）は、ナイフや銃、その他の凶器、又は凶器に代わる物を持っていたか。

1	2	9
は い	いいえ	わからない
↓		└─ (Q19-SQ9へ)

Q19-SQ6 それは何でしたか。いくつでもお答えください。（M.A.）

1	2	3	4	9
ナイフ	銃	その他の 凶器／棒	凶器に 代わる物	わからない
└─ (Q19-SQ8へ)	↓	└─ (Q19-SQ8へ)		

Q19-SQ7 それは拳銃でしたか。銃身の長い銃でしたか。銃身の長い銃には、散弾銃、ライフル、マ

シンガンを含みます。

1

2

9

拳銃 銃身の長い銃（散弾銃，ライフル，マシンガン） わからない

Q19-SQ8 凶器（凶器に代わる物を含む）は実際に使われましたか。なお，実際に使われたというのは，ナイフ，その他の凶器／棒については，それで脅かされたり，それが身体に触れた場合を，銃については，それで脅かされたり，それが発砲された場合を言います。

1

2

9

はい

いいえ

わからない

Q19-SQ9 犯人は実際に，あなたからお金や物を奪い取りましたか。

1

2

9

はい

いいえ

わからない

Q19-SQ10 あなた又は誰かが，その被害を捜査機関に届け出ましたか。

1

2

9

はい

いいえ

わからない



（Q19-SQ15へ）

Q19-SQ11 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは，どういう理由からですか。
いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 奪われたものを取り戻すため
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから／重大な事件だから
- 4 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 犯人からの弁償を得るため
- 8 その他（ ）
- 9 わからない

Q19-SQ12 全体的に，捜査機関の対応に満足しましたか。

1

2

9

はい

いいえ

わからない

(満足した)

(満足しない)

→ (Q19-SQ15へ)



→ (Q19-SQ15へ)

Q19-SQ13 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。(M.A.)

Q19-SQ14 どうして届け出なかったのですか。
いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2 自分で解決した／犯人を知っていた
- 3 捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていない
- 7 捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10 (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 その他（ ）
- 12 わからない

- 1 十分な対処をしなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけられなかった又は捕まえられなかった
- 4 自分の奪われたものを取り戻せなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 わからない

Q19-SQ15 すべてのことを考慮に入れると、その被害はあなたにとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | |
|-------|--------|------------|
| 1 | 2 | 3 |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない |

Q19-SQ16 その被害のあとで、あなたやあなたの世帯の人は、犯罪被害者の方に様々な支援を行うための機関等に、連絡しましたか。

- | | | |
|------------|-----|------------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい | いいえ | わからない |
| └─▶ (Q20へ) | ↓ | └─▶ (Q20へ) |

Q19-SQ17 その被害のあとで、犯罪被害者の方を支援する専門機関からサービスを受けていたとしたら、あなたにとって役に立ったと考えますか。

- | | | |
|----------------|------------|-------|
| 1 | 2 | 9 |
| いいえ (役に立たなかった) | はい (役に立った) | わからない |

Q8で「1 恐喝の被害に遭ったことがある」と答えた方に、それ以外はQ21へ

Q20 あなたは先ほど、恐喝の被害に遭ったことがあると回答されましたが、それはいつでしたか。今年ですか、昨年（平成15年）ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成15年に1回あった場合は、「2 昨年（平成15年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

- | | | | |
|----------------|-----------|------|----------------|
| 1 | 2 | 3 | 9 |
| 今年 | 昨年（平成15年） | それ以前 | わからない／思い出せない |
| └─▶ (Q20-SQ2へ) | ↓ | | └─▶ (Q20-SQ2へ) |

Q20-SQ1 それは昨年（平成15年）に何回ありましたか。

- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 9 |
| 1 回 | 2 回 | 3 回 | 4 回 | 5 回以上 | わからない |

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q20-SQ2 被害に遭ったのは、自宅、自宅付近、市町村内、職場、又は国内、国外のいずれでしたか。

1 2 3 4 5 6 9
 自宅(車庫、納屋、 自宅付近 市町村内 職 場 国 内 国 外 わからない
 私設車道を含む)

Q20-SQ2 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

1 2 9
 はい いいえ わからない
 ↓ ↓ ↓
 ↓ ↓ (Q20-SQ8へ)

Q20-SQ4 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。

いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 恐喝されたものを取り戻すため
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから／重大な事件だから
- 4 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 犯人からの弁償を得るため
- 8 その他 ()
- 9 わからない

Q20-SQ7 どうして届け出なかったのですか。
 いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2自分で解決した／犯人を知っていた
- 3捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4代わりに別の機関に知らせた
- 5家族が解決した
- 6保険に入っていない
- 7捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8捜査機関は何もしてくれない
- 9捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10(復讐の恐れから)あえてしない
- 11その他 ()
- 12わからない

Q20-SQ5 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1 2 9
 はい いいえ わからない
 (満足した) (満足しない)
 ↓ ↓ ↓
 ↓ ↓ (Q20-SQ8へ)

Q20-SQ6 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。
 (M.A.)

- 1 十分な対処をしなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけられなかった又は捕まえられなかった
- 4 自分の恐喝されたものを取り戻せなかった
- 5 十分な経過通知をしなかった

- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
 7 到着するのが遅かった
 8 その他 ()
 9 わからない

Q20-SQ8 すべてのことを考慮に入れると、その被害あなたにとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- 1 2 3
 とても重大 ある程度重大 それほど重大ではない

Q9で「1 ひったくりの被害に遭ったことがある」と答えた方に、それ以外はQ22へ

Q21 あなたは先ほど、ひったくりの被害に遭ったことがあると回答されましたが、それはいつでしたか。今年ですか、昨年（平成15年）ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成15年に1回あった場合は、「2 昨年（平成15年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

- 1 2 3 9
 今 年 昨 年 (平成15年) それ以前 わからない／思い出せない
 ↳ (Q21-SQ2へ) ↓ ↳ (Q21-SQ2へ)

Q21-SQ1 それは昨年（平成15年）に何回ありましたか。

- 1 2 3 4 5 9
 1 回 2 回 3 回 4 回 5 回以上 わからない

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q21-SQ2 被害に遭ったのは、自宅、自宅付近、市町村内、職場、又は国内、国外のいずれでしたか。

- 1 2 3 4 5 6 9
 自 宅 (車庫、納屋、 自 宅 付 近 市 町 村 内 職 場 国 内 国 外 わ か ら な い
 私設車道を含む)

Q21-SQ3 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

- 1 2 9
 は い い い え わ か ら な い
 ↓ ↳ (Q21-SQ8へ)

Q21-SQ4 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。
 いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 盗まれたものを取り戻すため
 2 保険金を得るため
 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから／重大な事件だから
 4 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしい

Q21-SQ7 どうして届け出なかったのですか。
 いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
 2 自分で解決した／犯人を知っていた
 3 捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
 4 代わりに別の機関に知らせた

いから	5 家族が解決した
5 再発を防ぐため	6 保険に入っていない
6 助けを求めるため	7 捜査機関は何もできない／証拠がない
7 犯人からの弁償を得るため	8 捜査機関は何もしてくれない
8 その他 ()	9 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わっ てほしくない
9 わからない	10 (復讐の恐れから) あえてしない
Q21-SQ5 全体的に、捜査機関の対応に満足し ましたか。	11 その他 ()
1 2 9	12 わからない
は い いいえ わからない	
(満足した) (満足しない)	
└─ (Q21-SQ8へ) ↓ └─ (Q21-SQ8へ)	
Q21-SQ6 あなたが満足できなかった理由は何 ですか。いくつでもお答えください。 (M.A.)	
1 十分な対処をしなかった	
2 関心を持って聞いてくれなかった	
3 犯人を見つけられなかった又は捕まえられ なかった	
4 自分の盗まれたものを取り戻せなかった	
5 十分な経過通知をしてくれなかった	
6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった	
7 到着するのが遅かった	
8 その他 ()	
9 わからない	
Q21-SQ8 すべてのことを考慮に入れると、その被害はあなたにとってどれくらい重大でしたか。と ても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。	
1 2 3	
とても重大 ある程度重大 それほど重大ではない	

Q10で「1 その他の盗難の被害に遭ったことがある」と答えた方に、それ以外はQ23へ

Q22 あなたは先ほど、自宅の外で盗難（ひったくりを除く）に遭ったことがあると回答されましたが、それはいつでしたか。今年ですか、昨年（平成15年）ですか、それともそれ以前ですか。

【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成15年に1回あった場合は、「2 昨年（平成15年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】

1 今 年	2 昨 年 (平成15年)	3 それ以前	9 わからない／思い出せない
↓ (Q22-SQ2へ)	↓		↓ (Q22-SQ2へ)

Q22-SQ1 それは昨年（平成15年）に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	9
1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q22-SQ2 被害に遭ったのは、自宅付近、市町村内、職場、又は国内、国外のいずれでしたか。

1	2	3	4	5	9
自宅付近	市町村内	職 場	国 内	国 外	わからない

Q22-SQ3 あなたが盗まれた物は持ち歩いていたものですか（例えば、それはスリや置き引きの被害でしたか。）。

1	2	9
は い	いいえ	わからない

Q22-SQ4 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

1	2	9
は い	いいえ	わからない
↓	↓	↓ (Q22-SQ9へ)

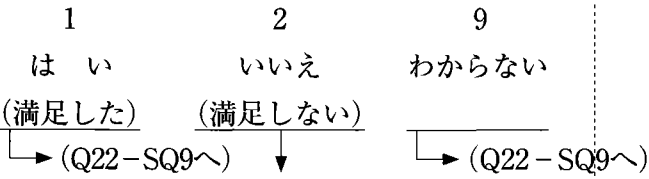
Q22-SQ5 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。
いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから／重大な事件だから
- 4 犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 犯人からの弁償を得るため
- 8 その他 ()
- 9 わからない

Q22-SQ6 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

Q22-SQ8 どうして届け出なかったのですか。
いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2 自分で解決した／犯人を知っていた
- 3 捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていない
- 7 捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10 (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 その他 ()
- 12 わからない



Q22-SQ7 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。
(M.A.)

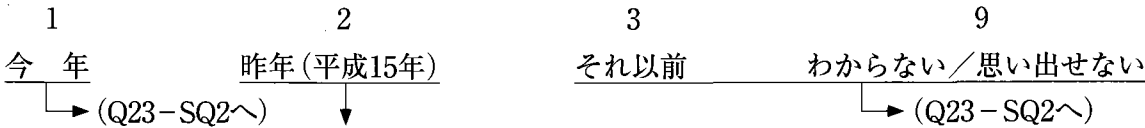
- 1 十分な対処をしなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけられなかった又は捕まえられなかった
- 4 自分の盗まれたものを取り戻せなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 わからない

Q22-SQ9 すべてのことを考慮に入れると、その被害はあなたにとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

1	2	3
とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない

Q11で「1 暴行や脅迫を受けたことがある」と答えた方に、それ以外はQ24へ

Q23 あなたが先ほど回答された、暴行や脅迫の被害に遭ったのはいつでしたか。今年ですか、昨年（平成15年）ですか、それともそれ以前ですか。
【調査員注：複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが平成15年に1回あった場合は、「2 昨年（平成15年）」に○をする。「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は、「1 今年」を優先する。】



Q23-SQ1 それは昨年（平成15年）に何回ありましたか。

- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 9 |
| 1 回 | 2 回 | 3 回 | 4 回 | 5 回以上 | わからない |

《過去5年間に、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。》

Q23-SQ2 被害に遭ったのは、自宅、自宅付近、市町村内、職場、又は国内、国外のいずれでしたか。

1	2	3	4	5	6	9
自宅(車庫, 納屋, 私設車道を含む)	自宅付近	市町村内	職 場	国 内	国 外	わからない

Q23-SQ3 加害者は何人でしたか。

1	2	3	9
1 人	2 人	3人以上	わからない

Q23-SQ4 あなたはその時に、加害者の名前又は顔を知っていましたか。

【調査員注：加害者が複数の場合、そのうち少なくとも1人を知っていれば、「知っていた」とする。また、名前も顔も知っていた場合は、「3 名前を知っていた」に○をする。】

- 1 加害者を知らなかった → (Q23-SQ6へ)
- 2 (少なくとも1人は) 顔を知っていた
- 3 (少なくとも1人は) 名前を知っていた
- 4 加害者を見なかった → (Q23-SQ6へ)
- 9 わからない/回答拒否 → (Q23-SQ6へ)

Q23-SQ5 加害者は、あなたとどのような関係にある人でしたか。いくつでもお答え下さい。(M.A.)

【調査員注：明確でない場合、加害行為の時点で元配偶者、元内縁、元恋人であったかをはっきりさせること】

- 1 夫, 妻, 内縁の夫, 内縁の妻 (その時点で)
- 2 元夫, 元妻, 元内縁の夫, 元内縁の妻 (その時点で)
- 3 恋人 (その時点で)
- 4 元恋人 (その時点で)
- 5 家族・親戚
- 6 親しい友人
- 7 一緒に働いていた人/働いたことのある人
- 8 上記の誰でもない
- 9 わからない/回答拒否

Q23-SQ6 実際に何が起こったのか教えていただけますか。脅迫のみでしたか、暴行も受けましたか。

1	2	9
脅迫のみ	暴行も受けた	わからない
↓		→ (Q23-SQ12へ)

Q23-SQ7 加害者 (の中の誰か) は、ナイフや銃, その他の凶器, 又は凶器に代わる物を持っていたか。

1	2	9
はい	いいえ	わからない
↓	→ (Q23-SQ10へ)	

Q23-SQ8 それは何でしたか。いくつでもお答えください。(M.A.)

1	2	3	4	9
ナイフ	銃	その他の凶器／棒	凶器に代わる物	わからない

Q23-SQ9 凶器は実際に使われましたか。なお、実際に使われたというのは、ナイフ、その他の凶器／棒については、それで脅かされたり、それが身体に触れた場合を、銃については、それで脅かされたり、それが発砲された場合を言います。

1	2	9
は い	いいえ	わからない

【調査員注：Q23-SQ6で「1 脅迫のみ」と回答した人は、Q23-SQ12へ「2 暴行も受けた」と回答した人は、Q23-SQ10へ】

Q23-SQ10 暴行を受けた結果、あなたはけがをしましたか。

1	2
は い	いいえ
↓	→ (Q23-SQ12へ)

Q23-SQ11 そのけがについて、あなたは、医師又は医療関係者に診てもらいましたか。

1	2
は い	いいえ

Q23-SQ12 あなたは、その脅迫や暴行を犯罪であると考えますか。

1	2	9
は い	いいえ	わからない

Q23-SQ13 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

1	2	9
は い	いいえ	わからない
↓	↓	→ (Q23-SQ18へ)

Q23-SQ14 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。
いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 保険金を得るため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから／重大な事件だから
- 3 加害者を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 4 再発を防ぐため
- 5 助けを求めるため
- 6 加害者からの弁償を得るため
- 7 その他 ()
- 8 わからない

Q23-SQ17 どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2自分で解決した／加害者を知っていた
- 3捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4代わりに別の機関に知らせた
- 5家族が解決した
- 6保険に入っていない
- 7捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8捜査機関は何もしてくれない
- 9捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わっ

Q23-SQ15 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- | | | |
|-----------------|---------|-----------------|
| 1 | 2 | 9 |
| は い | いいえ | わからない |
| (満足した) | (満足しない) | |
| └─▶ (Q23-SQ18へ) | ↓ | └─▶ (Q23-SQ18へ) |

てほしくない

- 10 (復讐の恐れから) あえてしない
 11 その他 ()
 12 わからない

Q23-SQ16 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。

(M.A.)

- 1 十分な対処をしなかった
- 2 関心をもって聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけられなかった又は捕まえられなかった
- 4 自分の受けた損害を取り戻せなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 わからない

Q23-SQ18 すべてを考慮に入れると、その被害はあなたにとってどれくらい重大でしたか。それはとても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | |
|-------|--------|------------|
| 1 | 2 | 3 |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない |

Q23-SQ19 その被害のあとで、あなたやあなたの世帯の人は、犯罪被害者の方に様々な支援を行うための機関等に、連絡しましたか。

- | | | |
|------------|-----|------------|
| 1 | 2 | 9 |
| は い | いいえ | わからない |
| └─▶ (Q24へ) | ↓ | └─▶ (Q24へ) |

Q23-SQ20 その被害のあとで、犯罪被害者の方を支援する専門機関のサービスを受けていたとしたら、あなたにとって役に立ったと考えますか。

- | | | |
|---------------|-----------|-------|
| 1 | 2 | 9 |
| いいえ(役に立たなかった) | はい(役に立った) | わからない |

(消費者詐欺)

Q24 ここで話題が少し変わります。昨年(平成15年)中に、あなたは消費者詐欺の被害に遭ったことがありますか。つまり、商品を買ったり、サービスを受けたりした場合に、その商品やサービスの質や量について、騙されたことがありますか。

- | | | |
|-----|------------|-------|
| 1 | 2 | 9 |
| は い | いいえ | わからない |
| ↓ | └─▶ (Q25へ) | |

Q24-SQ1 (一番最近の被害で) それは, こういった商品やサービスに関する詐欺でしたか。

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 食料品 () | 7 その他の商品 () |
| 2 日用品 () | 8 建築・改修に関するサービス |
| 3 衣料品 | 9 教育・教養に関するサービス |
| 4 健康食品／化粧品 | 10 その他のサービス () |
| 5 器具／機械 () | 11 わからない |
| 6 金融関係の商品 () | |

Q24-SQ2 その商品やサービスを知ったきっかけは, 何でしたか。いくつでもお答えください。(M.A.)

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1 自分から店を訪ねて | 7 街頭の広告で |
| 2 販売員の訪問を受けて | 8 知人・友人の紹介で |
| 3 販売員の電話を受けて | 9 インターネット上(パソコン, 携帯電話等)で |
| 4 販売員から街頭で声をかけられて | 10 その他 () |
| 5 ダイレクトメールで | 11 わからない |
| 6 マスコミの広告で | |

Q24-SQ3 あなた又は誰かが, その被害を捜査機関に届け出ましたか。

- | | | |
|---------|----------|--------------|
| 1
はい | 2
いいえ | 9
わからない |
| ↓ | ↓ | → (Q24-SQ8へ) |

Q24-SQ4 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは, どのような理由からですか。
いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 代金を取り戻すため
- 2 保険金を得るため
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから／重大な事件だから
- 4 加害者を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 その他 ()
- 9 わからない

Q24-SQ7 どうして届け出なかったのですか。
いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない
- 2 自分で解決した／加害者を知っていた
- 3 捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4 代わりに別の機関に知らせた
→ (Q24-SQ9へ)
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていない
- 7 捜査機関は何もできない／証拠がない
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 10 (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 その他 ()
- 12 わからない

【4を含む回答の場合はQ24-SQ9へ】

Q24-SQ5 全体的に, 捜査機関の対応に満足しましたか。

- | | | |
|-------------------|---------------------|------------|
| 1
はい
(満足した) | 2
いいえ
(満足しない) | 9
わからない |
| ↓ | ↓ | ↓ |
| → (Q24-SQ8へ) | | → Q24-SQ8へ |

Q24-SQ6 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。

(M.A.)

- 1 十分な対処をしなかった
- 2 関心をもって聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけられなかった又は捕まえられなかった
- 4 自分の受けた損害を取り戻せなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 わからない

Q24-SQ8 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関以外の機関（民間を含む）に知らせましたか。

- | | | |
|-----|-----|-------|
| 1 | 2 | 9 |
| は い | いいえ | わからない |

Q24-SQ9 すべてを考慮に入ると、その被害はあなたにとってどれくらい重大でしたか。それはとても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | |
|-------|--------|------------|
| 1 | 2 | 3 |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない |

(公務員の収賄)

Q25 公務員の収賄が問題になることがあります。昨年（平成15年）中に、あなたは、公務員からわいろを要求されたり、期待されたりしたことがありますか。

- | | | |
|-----|----------|-------|
| 1 | 2 | 9 |
| は い | いいえ | わからない |
| ↓ | → (Q26へ) | |

Q25-SQ1 それは、どういった機関の公務員でしたか。具体的にお答えください。

- | | |
|-----|-------|
| 1 | 9 |
| () | わからない |

Q25-SQ2 あなた又は誰かが、そのことを捜査機関に届け出ましたか。

- | | | |
|-----|--------------|-------|
| 1 | 2 | 9 |
| は い | いいえ | わからない |
| ↓ | → (Q25-SQ7へ) | |

Q25-SQ3 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから／重

Q25-SQ6 どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない

- 大な事件だから
- 2 その公務員を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
 - 3 再発を防ぐため
 - 4 助けを求めるため
 - 5 弁償を得るため
 - 6 その他 ()
 - 7 わからない

Q25-SQ4 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- | | | |
|--------|---------|--------------|
| 1 | 2 | 9 |
| は い | いいえ | わからない |
| (満足した) | (満足しない) | |
| → | ↓ | → (Q25-SQ7へ) |

- 2 自分で解決した／その公務員を知っていた
- 3 捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない
- 4 代わりに別の機関に知らせた
→ (Q25-SQ8へ)
- 5 家族が解決した
- 6 捜査機関は何もできない／証拠がない
- 7 捜査機関は何もしてくれない
- 8 捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない
- 9 (復讐の恐れから) あえてしない
- 10 その他 ()
- 11 わからない

【4を含む回答の場合はQ25-SQ8へ】

Q25-SQ5 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。
(M.A.)

- 1 十分な対処をしなかった
- 2 関心をもって聞いてくれなかった
- 3 その公務員を捕まえられなかった
- 4 弁償が得られなかった
- 5 十分な経過通知をしなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 わからない

Q25-SQ7 あなた又は誰かが、そのことを捜査機関以外の機関（民間を含む）に知らせましたか。

- | | | |
|-----|-----|-------|
| 1 | 2 | 9 |
| は い | いいえ | わからない |

Q25-SQ8 すべてを考慮に入れると、そのことはあなたにとってどれくらい重大でしたか。それはとても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | |
|-------|--------|------------|
| 1 | 2 | 3 |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない |

(防犯活動について)

Q26 ここで、あなたの住んでいる地域における防犯活動をどのように評価するか、おうかがいします。非常に良くやっている、まあまあ良くやっていると思いますか。やや不十分である、非常に不十分であると思いますか。

1	2	3	4	9
非常に良く やっている	まあまあ良く やっている	やや不十分 である	非常に不十分 である	わからない

Q27 それでは、防犯活動の有効性はどうでしょうか。防犯活動が役立っているという点については、全く同感ですか、どちらかと言えば同感ですか。どちらかと言えば同感できませんか、全く同感できませんか。

1	2	3	4	9
全く同感	どちらかと 言えば同感	どちらかと言え ば同感でない	全く同感でき ない	わからない

(治安に対する意識について)

Q28 あなたの住んでいる地域と、その地域における犯罪について、あなたの御意見をお聞かせください。暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。とても安全である、まあまあ安全であると感じますか。やや危ない、とても危ないと感じますか。

1	2	3	4	9
とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	わからない

Q29 暗くなってから自宅に一人でいるとき、どの程度安全であると感じますか。とても安全である、まあまあ安全であると感じますか。やや危ない、とても危ないと感じますか。

1	2	3	4	9
とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	わからない

Q30 今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入しようとするについて考えてみてください。それは非常にあり得ますか、あり得ますか、それとも、あり得ませんか。

1	2	3	9
非常にあり得る	あり得る	あり得ない	わからない

Q31 今度は地域だけでなく、我が国全体の治安について、あなたの御意見をお聞かせください。あなたは、今の我が国の治安について、どう思いますか。現時点のことについて、考えてみてください。とても良い、まあまあ良い、それとも、良くも悪くもないと思いますか。やや悪い、とても悪いと思いますか。

1	2	3	4	5	9
とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	わからない
↓		└─ (Q32へ)	└─ (Q31-SQ2へ)		└─ (Q32へ)

Q31-SQ1 (1)治安が良いと思うのはなぜですか。最大5つまで挙げてください。(M.A.)

(2)その中でもっとも大きな理由は何ですか。

(1) (2)
5つまで 最大理由

- | | | | | |
|---|-------------------------|---|-------|---|
| 1 | 全体的に犯罪が少ない（と感じる）から…………… | 1 | …………… | 1 |
| 2 | 凶悪な犯罪が少ない（と感じる）から…………… | 2 | …………… | 2 |

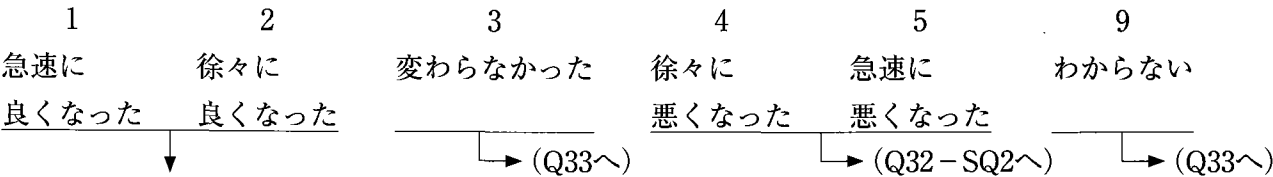
3	自分又は家族が犯罪被害に遭ったことがないから／ 遭いそうになったことがないから	3	3
4	近所で犯罪が起こったという話を聞いたことがないから	4	4
5	犯罪が起こっている現場を，実際に目撃したことがないから	5	5
6	捜査機関の能力が高いから	6	6
7	捜査機関の職員の数十分だから	7	7
8	刑罰が適正だから	8	8
9	家庭におけるしつけがしっかりしているから	9	9
10	教育水準が高いから／学校における教育がしっかりしているから	10	10
11	地域における人と人とのつながりが強いから	11	11
12	社会のモラル（規範意識）が高いから	12	12
13	生活水準が高いから／生活が安定しているから	13	13
14	社会福祉／社会保障制度が整っているから	14	14
15	何となくそう思うから	15	15
16	その他（ ）	16	16
17	わからない	17	17

Q31-SQ2 (1)治安が悪いと思うのはなぜですか。最大5つまで挙げてください。(M.A.)

(2)その中で最も大きな理由は何ですか。

	(1) 5つまで	(2) 最大理由
1	全体的に犯罪が多い（と感じる）から	1
2	凶悪な犯罪が多い（と感じる）から	2
3	自分又は家族が犯罪被害に遭ったから／遭いそうになったから	3
4	近所で犯罪が起こったから	4
5	犯罪が起こっている現場を，実際に目撃したことがあるから	5
6	犯罪の報道によく接するから	6
7	捜査機関の活動が十分に機能していないから	7
8	捜査機関の職員の数不足しているから	8
9	刑罰が軽いから	9
10	家庭におけるしつけが十分でないから	10
11	学校における教育が十分でないから	11
12	地域における人と人とのつながりが弱いから	12
13	社会のモラル（規範意識）が低いから	13
14	景気が悪いから／生活が不安定だから	14
15	社会福祉制度／社会保障制度が十分でないから	15
16	社会が国際化しているから	16
17	何となくそう思うから	17
18	その他（ ）	18
19	わからない	19

Q32 次に、現時点だけでなく過去と比べると、我が国全体の治安がどうなったかを考えてみてください。現在と5年前とを比べて、我が国の治安はどうなったと思いますか。急速に良くなった、徐々に良くなった、それとも、変わらなかったと思いますか。徐々に悪くなった、急速に悪くなったと思いますか。



Q32-SQ1 (1)治安が良くなったと思うのはなぜですか。最大5つまで挙げてください。(M.A.)
(2)その中で最も大きな理由は何ですか。

	(1) 5つまで	(2) 最大理由
1 全体的に犯罪が減った（と感じる）から	1	1
2 凶悪な犯罪が減った（と感じる）から	2	2
3 自分又は家族が犯罪被害に遭ったことがないから／ 遭いそうになったことがないから	3	3
4 近所で犯罪が起こったという話を聞いたことがないから	4	4
5 犯罪が起こっている現場を、実際に目撃したことがないから	5	5
6 捜査機関の活動が強化されたから	6	6
7 捜査機関の職員の数が増えたから	7	7
8 刑罰が重くなったから	8	8
9 家庭におけるしつけがしっかりしてきたから	9	9
10 教育水準が高くなってきたから／学校における教育がしっかりしてきたから	10	10
11 地域における人と人とのつながりが強くなってきたから	11	11
12 社会のモラル（規範意識）が高くなってきたから	12	12
13 生活水準が高くなってきたから／生活が安定してきたから	13	13
14 社会福祉制度／社会保障制度が整ってきたから	14	14
15 何となくそう思うから	15	15
16 その他（ ）	16	16
17 わからない	17	17

Q32-SQ2 (1)治安が悪くなったと思うのはなぜですか。最大5つまで挙げてください。(M.A.)
(2)その中で最も大きな理由は何ですか。

	(1) 5つまで	(2) 最大理由
1 全体的に犯罪が増えた（と感じる）から	1	1
2 凶悪な犯罪が増えた（と感じる）から	2	2
3 自分又は家族が犯罪被害に遭ったから／遭いそうになったから	3	3
4 近所で犯罪が起こったから	4	4

5	犯罪が起こっている現場を、実際に目撃したことがあるから	5
6	犯罪の報道によく接するようになってきたから	6
7	捜査機関の活動が十分に機能しなくなってきたから	7
8	捜査機関の職員の数が犯罪の実情に十分に追いついていないから	8
9	刑罰の重さが十分でなくなってきたから	9
10	家庭におけるしつけが十分でなくなってきたから	10
11	学校における教育が十分でなくなってきたから	11
12	地域における人と人とのつながりが弱くなってきたから	12
13	社会のモラル（規範意識）が低くなってきたから	13
14	景気が悪くなってきたから／生活が不安定になってきたから	14
15	社会福祉制度／社会保障制度が十分でなくなってきたから	15
16	社会の国際化が進んできたから	16
17	何となくそう思うから	17
18	その他（ ）	18
19	わからない	19

Q33 さらに、将来我が国全体の治安がどうなるか、考えてみてください。今から5年後、我が国の治安はどのようになると思われますか。急速に良くなる、徐々に良くなる、それとも、変わらないと思えますか。徐々に悪くなる、急速に悪くなると思えますか。

1	2	3	4	5	9
急速に良くなる	徐々に良くなる	変わらない	徐々に悪くなる	急速に悪くなる	わからない
		└─▶ (Q34へ)		└─▶ (Q33-SQ2へ)	└─▶ (Q34へ)

Q33-SQ1 (1)治安が良くなると思うのはなぜですか。最大5つまで挙げてください。(M.A.)

(2)その中で最も大きな理由は何ですか。

(1) (2)

5つまで 最大理由

1	全体的に犯罪が減るだろうから	1
2	凶悪な犯罪が減るだろうから	2
3	捜査機関の活動が強化されるだろうから	3
4	捜査機関の職員の数が増加するだろうから	4
5	刑罰が重くなるだろうから	5
6	家庭におけるしつけがしっかりしてくるだろうから	6
7	学校における教育が充実してくるだろうから	7
8	地域における人と人とのつながりが強くなるだろうから	8
9	社会のモラル（規範意識）が高くなるだろうから	9
10	生活水準が高くなるだろうから／生活が安定してくるだろうから	10
11	社会福祉制度／社会保障制度が充実してくるだろうから	11
12	何となくそう思うから	12
13	その他（ ）	13
14	わからない	14

Q33-SQ2 (1)治安が悪くなると思うのはなぜですか。最大5つまで挙げてください。(M.A.)
(2)その中で最も大きな理由は何ですか。

	(1) 5つまで	(2) 最大理由
1 全体的に犯罪が増えるだろうから	1	1
2 凶悪な犯罪が増えるだろうから	2	2
3 捜査機関の活動が十分に機能しなくなるだろうから	3	3
4 捜査機関の職員の数が犯罪の実情に十分に追いつかないだろうから	4	4
5 刑罰の重さが十分でなくなるだろうから	5	5
6 家庭におけるしつけが十分でなくなるだろうから	6	6
7 学校における教育が十分でなくなるだろうから	7	7
8 地域における人と人とのつながりが弱くなるだろうから	8	8
9 社会のモラル（規範意識）が低くなるだろうから	9	9
10 景気が悪くなるだろうから／生活が不安定になるだろうから	10	10
11 社会福祉制度／社会保障制度が十分でなくなるだろうから	11	11
12 社会の国際化が進むだろうから	12	12
13 何となくそう思うから	13	13
14 その他（ ）	14	14
15 わからない	15	15

(青少年による犯罪について)

Q34 青少年による犯罪に対する懸念の声も聞かれますが、青少年による犯罪を減らすために、最も効果的だと思われる措置等は何ですか。最大3つまで挙げてください。(M.A.)

- 1 親によるより厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育
- 2 学校でのより厳しいしつけ／より良い教育
- 3 貧困を減らす／雇用を増やす
- 4 より良い警察活動／警察官の増員
- 5 犯罪に対する刑罰を厳しくする
- 6 その他（ ）
- 9 わからない

(量刑について)

Q35 犯罪者に科せられる処罰の在り方については、人によって意見が異なります。一例として、21歳の男性が二度目の住居侵入・窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。このような場合、最も適当な処分は次のどれだと思いますか。

1	2	3	4	5	9
罰金	懲役	執行猶予	社会奉仕活動	その他の処分	わからない
	(実刑)			()	
└─┐ (Q36へ)	↓			└─┐ (Q36へ)	

Q35-SQ1 懲役（実刑）の場合、懲役期間はどのくらいの長さが適当だと思いますか。

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 1か月未満 | 6 3年（以上4年未満） | 11 16年以上21年未満 |
| 2 1か月以上6か月未満 | 7 4年（以上5年未満） | 12 21年以上25年未満 |
| 3 6か月以上12か月未満 | 8 5年（以上6年未満） | 13 25年以上の有期刑 |
| 4 1年（以上2年未満） | 9 6年以上11年未満 | 14 無期刑 |
| 5 2年（以上3年未満） | 10 11年以上16年未満 | 15 わからない |

（個人及び世帯についての情報）

Q36 この調査の結果を分析するため、あなたやあなたの世帯について、少しおうかがいします。まず初めに、あなたの生まれた年を教えてください。

【調査員注：元号で答えた場合、左欄に記入し、あとで西暦換算すること】

大正 年 19 年
昭和 年

Q37 あなたが現在お住まいになっているのは、アパート／マンション、テラスハウス（長屋）、一戸建て住宅などのどれですか。

- | | | | | |
|----------------|-------------------------------|--------|---------------------|---------------------------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| アパート／
マンション | テラスハウス・長屋（隣同士
が壁でくっついている家） | 一戸建て住宅 | 公共の施設
（病院、老人ホーム） | その他
（ <input type="text"/> ） |
| | ↓ | | ↓ (Q39へ) | ↓ |

Q38 あなたの家の防犯設備について、おうかがいします。あなたの家は、次にあげるようなものによって護られていますか。いくつでもお答え下さい。（M.A.）

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 1 侵入防止警報機 | 7 自治会等による自警組織 |
| 2 特別のドア鍵 | 8 隣近所で注意し合うことの申合せ |
| 3 特別の窓／ドア格子 | 9 その他（ <input type="text"/> ） |
| 4 番 犬 | 10 何の防犯設備もない |
| 5 高い塀 | 11 わからない／回答拒否 |
| 6 管理人／ガードマン | |

Q39 あなたの世帯の誰かが、拳銃、散弾銃、ライフル、又は空気銃を持っていますか。

- | | | |
|-----|-----|------------|
| 1 | 2 | 9 |
| は い | いいえ | わからない／回答拒否 |
| ↓ | | ↓ (Q40へ) |

Q39-SQ1 どのような種類の銃をお持ちか、教えてください。

- | | | | | | |
|----|-----|------|-----|-------|------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 9 |
| 拳銃 | 散弾銃 | ライフル | 空気銃 | その他の銃 | わからない／回答拒否 |

Q39-SQ2 銃を所持している理由は何ですか。いくつでもお答え下さい。（M.A.）

- 1 狩猟のため
- 2 射撃（スポーツ）のため
- 3 収集品（コレクターズアイテム）として
- 4 犯罪の防止／自衛のため

- 5 これまでずっと家にあったから
 6 その他の理由 ()
 9 わからない/回答拒否

Q40 娯楽目的のために、例えば飲食店や映画に行ったり、友達と会ったりするために、夜間どのくらい外出されますか。それは、ほとんど毎日ですか、少なくとも週に1回ですか、少なくとも月に1回ですか、それとも、月に1回も外出しませんか、全く外出しませんか。

1	2	3	4	5	9
ほとんど毎日	少なくとも 週1回	少なくとも 月1回	月1回も 外出しない	全く 外出しない	わからない

Q41 あなたは働いておられますか。

1	2	3	4	5	6
働いている	求職中である (失業中)	主婦・主夫	無職(定年 退職者等)	学校に行っ ている(学生)	その他 ()
				↓ → (Q43へ)	↓

Q42 学校教育を受けた年数を教えてください。

年

Q43 あなたの世帯の合計収入はどれくらいか、教えてください。おおよそで結構ですから、年収(税込み)の額をお答えください。

【調査員注：わからない又は回答拒否の場合、下記金額枠はblankとし、Q43-SQ1の9に○をつける。】

億 万 千円

Q43-SQ1 (金額回答の有無)

- 1 回答あり 9 回答なし(わからない/回答拒否)

Q44 あなたは、自分の世帯の収入についてどのように思いますか。満足していますか、ある程度満足していますか、不満ですか、とても不満ですか。

1	2	3	4	9
満足している	ある程度満足している	不満である	とても不満である	わからない

Q45 あなたの婚姻関係は、次のどれに当てはまるか、教えてください。

1	2	3	4	5	9
独身(未婚)	既 婚	同棲(結婚は していない)	離婚/別居	配偶者が死亡	回答拒否

Q46 あなたの世帯の人数は何人ですか。

1	2	3	4	5	6
1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上
↓ → (終わり)			↓		

Q46-SQ1 あなたの世帯で16歳以上の方は、あなたを含めて何人ですか。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 1 人
- 2 人
- 3 人
- 4人以上

Q46-SQ2 そのうち、男性は何人ですか。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 1 人
- 2 人
- 3 人
- 4人以上
- 0 人

【調査員注】

1 最後に、女性に対して性的被害に関する調査を実施する。この調査項目は、特にプライバシーに深く関わるものなので、回答者は、回答内容を調査員や自分の家族に知られたくないという場合があります。そのため、この調査項目だけは、聞き取り調査の対象外とする。回答者に自分で「犯罪被害実態調査票（女性用）」に記入していただき、封をしていただく。

2 <手順の説明等について>

回答者が女性の場合 → 上記の段取りについて説明した上で、「犯罪被害実態調査票（女性用）」及び封筒を回答者に渡し、回答していただく。調査票が完成したら、回答者において調査票を封筒に入れ、厳封していただいたものを、調査員が回収する。

回答者が男性の場合 → 「犯罪被害実態調査票（女性用）」による調査の必要はない。（調査終了）

《ご協力ありがとうございました。》

調査完了日：2004年月日

12

調査員性別

男 性

女 性

総務省承認 No.23492

犯罪被害実態調査票（女性用）

承認期限 平成16年 5月31日

平成16年 2月

（調査企画）法 務 省 法務総合研究所

（調査実施）社団法人 中 央 調 査 社

＜ご記入のお願い＞

次の質問文をお読みになり、あてはまる回答の番号を○で囲んでください。

この調査票は統計以外の目的には使用しませんので、ありのままをご記入願います。

※ 回答が終わりましたら、一緒にお渡しした封筒にこの用紙を入れ、封をして、調査員に渡してください。

Q1 非常に答えにくい質問かもしれませんが、どうぞご容赦ください。

男性は時として性的な目的のために、むりやり女性に触ったり、暴行を加えたりすることがあり、それはとても赦せない行為です。過去5年間に、あなたはこれらの性的な被害に遭われたことがありますか。ゆっくりお考えください。家庭内における性的暴行も含めてください。

1 あ る

2 な い

9 わからない／答えたくない

※ 上で「1 ある」に○をした方だけ、次のQ2に進んでください。

その他の番号に○をした方は、ここで回答終了です。この用紙を封筒に入れ、封をした上で、調査員に渡してください。ご協力ありがとうございました。

Q2 その性的な被害に遭われたのはいつでしたか。今年でしたか、昨年（平成15年）でしたか、それともそれ以前でしたか。

《もし何回も被害に遭われている場合、そのなかに平成15年に遭われた被害が1回でもある場合は、「2 昨年（平成15年）」に○をしてください。

また、「1 今年」と「3 それ以前」の両方にあてはまる場合は、「1 今年」を優先してください。》

1	2	3	9
今 年	昨 年（平成15年）	それ以前	わからない／思い出せない
└─ (SQ2へ)	└─ (SQ1へ)	└─ (SQ2へ)	└─ (SQ2へ)

SQ1 それは 昨年（平成15年）に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	9
1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない

《一番最近に遭われた被害について、お答えください。》

SQ2 被害に遭われた場所は、次のいずれでしたか。

- 1 自宅
- 2 自宅付近
- 3 市町村内
- 4 職場
- 5 国内

- 6 国外
9 わからない

SQ3 ^{か がいしや}加害者は何人でしたか。

- | | | | |
|-----|-----|------|-------|
| 1 | 2 | 3 | 9 |
| 1 人 | 2 人 | 3人以上 | わからない |

SQ4 あなたは、被害に遭われた時に、^{か がいしや}加害者の名前または顔を知っていましたか。

- 1 知らない人だった → (SQ6へ)
2 (少なくとも1人は) 顔を知っていた → (SQ5へ)
3 (少なくとも1人は) 名前を知っていた → (SQ5へ)
4 ^{か がいしや}加害者を見なかった → (SQ6へ)
9 わからない／答えたくない → (SQ6へ)

※ 上で、「2」または「3」に○をしたときは、次のSQ5に進んでください。
その他の番号に○をしたときは、SQ6に進んでください。

SQ5 ^{か がいしや}加害者は誰でしたか。いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 夫、内縁の夫(その時点で)
2 元夫、元内縁の夫(その時点で)
3 恋人(その時点で)
4 元恋人(その時点で)
5 家族・^{しんせき}親戚
6 親しい友人
7 一緒に働いていた人／働いたことのある人
8 上の^{だれ}誰でもない
9 わからない／答えたくない

SQ6 ^{か がいしや}加害者(の中の^{だれ}誰か)は、^{じゅう}ナイフや銃、その他の^{きょうき}凶器、又は^{また きょうき}凶器に代わる物を持っていましたか。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい | いいえ | わからない |
| ↓ (SQ7へ) | └ (SQ9へ) | └ (SQ9へ) |

SQ7 それは何でしたか。いくつでもお答えください。(M.A.)

- | | | | | |
|-----|------------------|--|-------------------------|-------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 9 |
| ナイフ | ^{じゅう} 銃 | その他の ^{きょうき} 凶器／ ^{ぼう} 棒 | ^{きょうき} 凶器に代わる物 | わからない |

SQ8 ^{きょうき}凶器は実際に使われましたか。なお、^{じっさい}実際に使われたというのは、^{きょうき}ナイフ、その他の^{きょうき}凶器／^{ぼう}棒については、それで^{おど}脅かされたり、それが^{しんたい}身体に触れた場合を言います。また、^{じゅう}銃については、それで^{おど}脅かされたり、それが^{はっぱう}発砲された場合を言います。

- | | | |
|----|-----|-------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい | いいえ | わからない |

SQ9 その^{せいせき}性的な被害は次のどれに当たると思われますか。

- 1 ^{ごうかん}強姦

- 2 強姦未遂
 3 強制わいせつ・痴漢
 4 不快な行為（セクハラなど）
 9 わからない

SQ10 あなたはその行為を犯罪であると考えますか。

- 1 2 9
 はい いいえ わからない

SQ11 あなた又は誰かが、その被害を捜査機関に届け出ましたか。

- 1 2 9
 はい いいえ わからない
 ↓ (SQ12へ) ↳ (SQ15へ) ↳ (SQ16へ)

SQ12 あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから／重大な事件だから
 2 加害者を捕まえてほしいから／処罰してほしいから
 3 同じようなことが起こるのを防ぐため
 4 助けを求めるため
 5 加害者から弁償してもらうため
 6 その他 ()
 9 わからない

SQ13 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい（満足した）→ (SQ16へ)
 2 いいえ（満足しなかった）→ (SQ14へ)
 9 わからない → (SQ16へ)

※ 上で、「2」に○をしたときは、次のSQ14に進んでください。

「1」または「9」に○をしたときは、SQ16に進んでください。

SQ14 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでも答えください。(M.A.)

- 1 十分な対処をしなかった
 2 関心をもって聞いてくれなかった
 3 加害者を見つけられなかった、又は捕まえられなかった
 4 十分な経過の通知をしなかった
 5 きちんとした扱いを受けなかった／失礼だった
 6 到着するのが遅かった
 7 その他 ()
 9 わからない

※ 次はSQ16に進んでください。

※ SQ11で「2 いいえ」(捜査機関^{そうさ きかん}に届け出^{かた}なかった)と答えた方におうかがいします。

SQ15 どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 それほど重大^{じゅうだい}ではなかった／損失^{そんしつ}がなかった／たいしたことではなかった
- 2 自分で解決^{かいけつ}した／加害者^{かがいしや}を知っていた
- 3 捜査機関^{そうさ きかん}には向かない問題^{もんだい}だと思った／捜査機関^{そうさ きかん}は必要ないと思った
- 4 代わりに別の機関^{きかん}に知らせた
- 5 家族が解決^{かいけつ}した
- 6 捜査機関^{そうさ きかん}は何もできないと思った／証拠^{しやうこ}がなかった
- 7 捜査機関^{そうさ きかん}は何もしてくれないと思った
- 8 捜査機関^{そうさ きかん}が怖い／捜査機関^{そうさ きかん}が嫌い^{きら}／捜査機関^{そうさ きかん}に関わってほしくなかった
- 9 (復讐^{ふくしゅう}の恐れから) あえて知らせなかった
- 10 その他 ()
- 11 わからない

SQ16 すべてのことを考慮^{こうりょ}に入^いれると、その被害^{ひがい}はあなたにとってどれくらい重大^{じゅうだい}でしたか。

- 1 とても重大^{じゅうだい}だった
- 2 ある程度^{ていど} 重大^{じゅうだい}だった
- 3 それほど重大^{じゅうだい}ではなかった

SQ17 その被害^{ひがい}のあとで、あなたやあなたの家族^{かぞ}は、犯罪被害者^{はんざい ひがいしや}の方に様々な支援^{さまたま}を行うための機関等^{しえん きかんなど}に、連絡^{れんらく}しましたか。

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい | いいえ | わからない |
| └▶ (終わりです) | ↓ (SQ18へ) | └▶ (終わりです) |

SQ18 その被害^{ひがい}のあとで、犯罪被害者^{はんざい ひがいしや}の方^{かた}を支援^{しえん}する専門機関^{せんもん きかん}のサービスを受けていたとしたら、あなたにとって役に立^たったと考えますか。

- 1 いいえ (役に立^たたなかった)
- 2 はい (役に立^たった)
- 9 わからない

※ <終わりに>

ご回答^{こかいとう}ありがとうございました。

記入漏^{きにゅうも}れはございませんでしょうか。

よろしければ、封筒^{ふうとう}に入れ、封^{ふう}をした上で、調査員^{ちやうさいん}に渡してください。

個人所有物の窃盗	●	●	●	●	●				●
あなたは盗まれた物を所持又は携帯していたか（例えばスリの事件だったか？）									
性的暴行		●	●	●	●	●	●	●	●
加害者の数，既知の加害者，それは誰か									
武器の使用，武器の種類，実際の使用									
実際に何が起きたか，それは犯罪だったか									
暴行・脅迫	●	●	●	●	●	●	●	●	●
家庭内の事件については追加質問									
加害者の数，既知の加害者，それは誰か									
実際に何が起きたか，それは犯罪だったか									

表2 国際犯罪被害実態調査（欧州犯罪・安全実態調査）の質問票の概要― 非従来型犯罪，世帯及び回答者の属性情報，犯罪・刑事司法に対する態度及び量刑に意見

非従来型犯罪

消費者詐欺	1年間の被害，詐欺の種類（EU-ICSは，クレジットカード詐欺），警察への被害申告
街頭レベルの汚職	1年間の被害，賄賂を要求した官吏は誰か，警察への被害申告
憎悪犯罪（EU-ICS）	5年間の被害，過去1年間の発生頻度
薬物問題（EU-ICS）	12か月間の被害

犯罪・刑事司法に対する態度及び量刑に意見

犯罪に対する態度	居住地域における暗くなってからの安全感 年間の住居不法侵入に遭遇する頻度
警察政策等について	犯罪統制における警察の貢献度住居不法侵入の再犯者に対する量刑の種類の内方－適用する刑罰の種類，拘禁刑の場合その刑期の長さ
回答者属性	居住都市の人口，世帯構成と人員，性別，居住している家の種類，職業，教育歴，収入，婚姻関係，在留資格，宗教
その他の属性	侵入防止警報器，銃器の所持・所持の理由等，夜間外出頻度

2004/05 INTERNATIONAL CRIME VICTIMISATION SURVEY CATI-VERSION

Q1. Good morning/afternoon/evening. I am an interviewer of the Survey Company.... We are conducting an important survey for theabout the problem of crime. Information obtained from the study will assist law enforcement agencies to better prevent crime in the future.

The survey is part of a major research project, which is being carried out in many different countries. May I ask you some questions for the survey? The interview won't take much of your time. Your answers will, of course, be treated confidentially and anonymously.

<< INT. IF RESPONDENT IS SUSPICIOUS OR DOUBTFUL: >> If you want to check whether this survey is done in co-operation with.... or if you would like more information, I can give you the phone-number of someone at.....

<< INT. IF RESPONDENT ASKS FOR THAT NUMBER: >> May I call you back in 30 minutes/tomorrow?

- 1 Respondent is willing to co-operate
- 2 Respondent asks for telephone number and wants to make appointment
- 3 Respondent can be called back
- 4 Respondent refuses co-operation (SOFT refusal)
- 5 Respondent refuses co-operation (HARD refusal)

If answer is equal to code 4 or 5, then end of questionnaire

If answer is equal to code 2 or code 3, then make a call-back

Else continue with question 5.

Q5. In order to determine which person I must interview, I would like to know how many people (persons) there are in your household, including yourself.

- 1 1
- 2 2
- 3 3
- 4 4
- 5 5
- 6 6 or more

If answer is equal to code 1, then continue with question 16

Q6. How many people (persons) aged 16 or over are there in your household, including yourself?

- 1 1
- 2 2
- 3 3
- 4 4+

Q7. And how many of them are males aged over 16?

- 1 1
- 2 2
- 3 3
- 4 4+
- 5 0 (zero)

APPLY TROLDAHL-CARTER SELECTION HERE

Q10. According to my instructions, I have to interview the *03 in your household. Can you please ask him/her whether he/she is willing to come to the phone?

<<INT: IF PERSON NOT AVAILABLE:>> Can you tell me at what time I have the best chance of getting him/her on the phone?

Q15. <<INT: QUESTIONS TO MEMBER OF HOUSEHOLD SELECTED BY COMPUTER IF OTHER THAN FIRST CONTACT.>> Good morning/afternoon/evening. I am an interviewer of the Survey Company.... <<THIS INTRODUCTION CAN BE CHANGED SLIGHTLY TO SUIT NATIONAL NEEDS>>

The survey is part of an international project, which is being done in many European and non-European countries. May I ask you some questions for the survey? The interview won't take much of your time. Your answers will, of course, be treated confidentially and anonymously.

<< INT. IF RESPONDENT IS SUSPICIOUS OR DOUBTFUL: >> If you want to check whether this survey is done in co-operation with.... or if you would like more information, I can give you the phone-number of someone at.....<< INT. IF RESPONDENT ASKS FOR THAT NUMBER: >> May I call you back in 30 minutes/tomorrow?

- 1 Respondent is willing to co-operate
- 2 Respondent asks for telephone number and wants to make appointment
- 3 Respondent can be called back

- 4 Respondent refuses co-operation (SOFT refusal)
- 5 Respondent refuses co-operation (HARD refusal)

If answer is equal to code 4 or 5, then end of questionnaire

If answer is equal to code 2 or code 3, then make a call-back

Q16. << INT: NOTE DOWN THE SEX OF RESPONDENT WITHOUT ASKING>>

- 1 Male
- 2 Female
- 9 Don't know

VEHICLE OWNERSHIP

Q20. I shall start with some questions about crimes involving cars, and so I first need to ask you about car ownership. Over the past five years, which is since 1995, has anyone in your household had a car, van or truck for private use?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 2, then continue with question 25.

Q21. How many vehicles has your household had use of for most of the time?

- 1 One
- 2 Two
- 3 Three
- 4 Four
- 5 Five or more
- 9 Don't know

Q25. Has anyone in your household owned a moped, scooter, motor-cycle (or mofa*) over the past five years? << INT:* ONLY IF RELEVANT IN YOUR COUNTRY >>

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 2, then continue with question 30.

- Q26. And how many vehicles has your household had use of for most of the time?
- 1 One
 - 2 Two
 - 3 Three
 - 4 Four
 - 5 Five or more
 - 9 Don't know

- Q30. Has anyone in your household owned a bicycle over the past five years?

<< INT: INCLUDE CHILDREN'S BICYCLES >>

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 2, then continue with question 32.

- Q31. And how many bicycles has your household had use of for most of the time?
- 1 One
 - 2 Two
 - 3 Three
 - 4 Four
 - 5 Five or more
 - 9 Don't know

- Q32. I now want to ask you about crimes you or your household may have experienced during the past five years, which is since 2000. It is sometimes difficult to remember such incidents so I will read the questions slowly and I would like you to think carefully about them.

VICTIMISATION SCREENERS

If question 20 is not equal to code 1, then continue with question 50.

- Q35. Over the past five years have you or other members of your household had any of their cars/vans/trucks stolen? Please take your time to think about it.
- 1 Yes
 - 2 No
 - 9 Don't know

- Q40. Apart from this, over the past five years have you or have members of your household been the victim of a theft of a car radio, or something else which was left in your car, or theft of a part of the car, such as a car mirror or wheel?

<< INT: VANDALISM MUST NOT BE REPORTED HERE, BUT UNDER THE NEXT QUESTION; IF THE CAR ITSELF WAS STOLEN AS WELL, THIS SHOULD HAVE BEEN REPORTED BEFORE. OTHER THEFTS FROM THE CAR WHEN IT WAS TAKEN MUST NOT BE REPORTED HERE >>

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If question 25 is not equal to code 1, then continue with question 55

- Q50. Over the past five years have you or other members of your household had any of their mopeds/scooters/motorcycles/mofa's)* stolen? <<*INT: ONLY IF RELEVANT IN COUNTRY>>

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If question 30 is not equal to code 1, then continue with question 60, else continue with question 55

- Q55. Over the past five years have you or other members of your household had any of their bicycles stolen? << INT. INCLUDE CHILDREN'S BICYCLE >>

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

- Q60. Over the past five years, did anyone actually get into your home/residence without permission, and steal or try to steal something? I am not including here thefts from garages, sheds or lock-ups.

<<INT. INCLUDE CELLARS, DO NOT COUNT BURGLARIES IN SECOND HOUSES>>

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

- Q65. Apart from this, over the past five years, do you have any evidence that someone tried to get into your home/residence unsuccessfully. For example, damage to locks, doors or windows or scratches around the lock?
- 1 Yes
 - 2 No
 - 9 Don't know
- Q66. Next I want to ask you some questions about what may have happened to you personally. Things that you have mentioned already or which happened to other members of your household must not be mentioned now.
- Q70. Over the past five years has anyone stolen something from you by using force or threatening you, or did anybody try to steal something from you by using force or threatening force.
- << INT. PICKPOCKETING MUST BE REPORTED UNDER THE NEXT QUESTION >>
- 1 Yes
 - 2 No
 - 9 Don't know
- Q75 << INT. READ SLOWLY >> Apart from theft involving force there are many other types of theft of personal property, such as pick-pocketing or theft of a purse, wallet, clothing, jewellery, sports equipment. This can happen at one's work, at school, in a pub, on public transport, on the beach, or in the street. Over the past five years have you personally been the victim of any of these thefts?
- 1 Yes
 - 2 No
 - 9 Don't know
- Q76. I would now like to ask you some questions about crimes of violence of which you personally may have been the victim.
- Q80. First, a rather personal question. People sometimes grab, touch or assault others for sexual reasons in a really offensive way. This can happen either at home, or elsewhere, for instance in a pub, the street, at school, on public transport, in cinemas, on the beach, or at one's workplace. Over the past five years has anyone done this to you? Please take your time to think about it.

<< INT: INCLUDE DOMESTIC SEXUAL ASSAULTS >>

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

Q85. Apart from the incidents just covered, have you over the past five years been personally attacked or threatened by someone in a way that really frightened you, either at home or elsewhere, such as in a pub, in the street, at school, on public transport, on the beach, or at your workplace? << INT. INCLUDE DOMESTIC ASSAULTS >>

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

*If question 85 is equal to code 1, then continue with question 86,
Else continue with question 85a*

Nw Q85a. Take your time to consider. An incident of this sort might also have involved your partner, family member or a close friend. So apart from incidents already covered, have you in the past five years been personally attacked or threatened by someone you know in a way that really frightened you?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If no crimes mentioned continue with question 280.

Else continue with question 86.

Q86. Could I now go back to ask you about the crimes you said had happened to you or your household.

THEFT OF CAR – DETAILS

If question 35 is not equal to code 1, then continue with question 110. Else continue with question 100.

Q100. First of all, you mentioned the theft of a car. When did this happen? Was this...

<<INT. READ OUT >><<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN VICTIM MORE THAN ONCE, AND AT LEAST ONE TIME IN 2004: TYPE IN 2) LAST YEAR (2004)) >>

- 1 This year
- 2 Last year, in 2004
- 3 Before then
- 9 Don't know/can't remember

If answer is equal to code 2, then continue with question 101.

Else continue with question 102.

Q101. How often did it happen in 2004?

- 1 Once
- 2 Twice
- 3 Three times
- 4 Four times
- 5 Five times or more
- 9 Don't know

Q102. (The last time) did this theft happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad?

<<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER THE PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED >>
<<INT. INCLUDE INCIDENTS THAT TOOK PLACE IN GARAGES, DRIVES ETC AS CODE 1 >>

- 1 At your own home/residence
- 2 Near your own home/residence
- 3 Elsewhere in city or local area
- 4 At work
- 5 Elsewhere in [COUNTRY]
- 6 Abroad
- 9 Don't know

Q103. (The last time this happened) was the car/van ever recovered?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

Q104. (The last time this happened) did you or anyone else report the incident to the police?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

- Q105. Taking everything into account, how serious was the incident for you or your household? Was it very serious, fairly serious, or not very serious?
- 1 Very serious
 - 2 Fairly serious
 - 3 Not very serious
 - 9 Don't know

THEFT FROM CARS – DETAILS

If question 40 is not equal to code 1 then continue with question 140.

- Q110. The theft FROM your car that you mentioned, when did this happen? Was it...

<<INT. READ OUT >> <<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN VICTIM MORE THAN ONCE, AND AT LEAST ONE TIME IN 2004: TYPE IN 2) LAST YEAR (2004)>>

- 1 This year
- 2 Last year, in 2004
- 3 Before then
- 9 Don't know/can't remember

If answer is equal to code 2 then continue with question 111.

Else continue with question 112.

- Q111. How often did it happen in 2004?

- 1 Once
- 2 Twice
- 3 Three times
- 4 Four times
- 5 Five times or more
- 9 Don't know

- Q112. (The last time) did this theft happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad?

<<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER THE PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED >><<INT. INCLUDE INCIDENTS THAT TOOK PLACE IN GARAGES, DRIVES ETC AS CODE 1 >>

- 1 At your own home/residence
- 2 Near your own home/residence
- 3 Elsewhere in city or local area
- 4 At work
- 5 Elsewhere in [COUNTRY]
- 6 Abroad
- 9 Don't know

Q113. (The last time this happened) did you or anyone else report that incident to the police?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 1 then continue with question 115.

Else continue with question 119.

Q115. On the whole, were you satisfied with the way the police dealt with the matter?

- 1 Yes (satisfied)
- 2 No (dissatisfied)
- 9 Don't know

If answer is equal to code 1 or code 9, continue with question 119.

If answer is equal to code 2, continue with question 116.

Q116. For what reasons were you dissatisfied? You can give more than one reason.

<< INT. MULTIPLE ANSWERS ALLOWED >>

- 1 Didn't do enough
- 2 Were not interested
- 3 Didn't find or apprehend the offender
- 4 Didn't recover my property (goods)
- 5 Didn't keep me properly informed
- 6 Didn't treat me correctly/were impolite
- 7 Were slow to arrive
- 8 Other reasons
- 9 Don't know

Q119. Taking every thing into account, how serious was the incident for you and your household. Was it very serious, fairly serious, or not very serious?

- 1 Very serious
- 2 Fairly serious
- 3 Not very serious
- 9 Don't know

THEFT OF MOTORCYCLES – DETAILS

If question 50 is not equal to code 1 then continue with question 150.

- Q140. The theft of your moped/scooter/motorcycle/[*mofa] that you mentioned, when did this happen? Was it...<<INT. READ OUT >><<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN A VICTIM MORE THAN ONCE, AND AT LEAST ONE TIME IN 2004, TYPE IN 2) LAST YEAR (2004) >>
- 1 This year
 - 2 Last year, in 2004
 - 3 Before then
 - 9 Don't know/can't remember

If answer is equal to code 2 then continue with question 141.

Else continue with question 142.

- Q141. How often did it happen in 2004?
- 1 Once
 - 2 Twice
 - 3 Three times
 - 4 Four times
 - 5 Five times or more
 - 9 Don't know

- Q142. (The last time) did this theft happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad?

<<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER THE PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED >>
<<INT. INCLUDE INCIDENTS THAT TOOK PLACE IN GARAGES, DRIVES ETC AS CODE 1 >>

- 1 At your own home/residence
- 2 Near your own home/residence
- 3 Elsewhere in city or local area
- 4 At work

- 5 Elsewhere in [COUNTRY]
- 6 Abroad
- 9 Don't know

Q143. (The last time this happened) did you or anyone else report it to the police?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

Q144. Taking every thing into account, how serious was the incident for you and your household? Was it very serious, fairly serious, or not very serious?

- 1 Very serious
- 2 Fairly serious
- 3 Not very serious
- 9 Don't know

BICYCLE THEFT – DETAILS

If question 55 is not equal to code 1 then continue with question 160.

Q150. The bicycle theft you mentioned, when did this happen? Was it....

<<INT. READ OUT >><<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN A VICTIM MORE THAN ONCE, AND AT LEAST ONE TIME IN 2004, TYPE 2) LAST YEAR (2004)

- 1 This year
- 2 Last year, in 2004
- 3 Before then
- 9 Don't know/can't remember

If answer is equal to code 2 then continue with question 151.

Else continue with question 152.

Q151. How often did it happen in 2004?

- 1 Once
- 2 Twice
- 3 Three times
- 4 Four times
- 5 Five times or more
- 9 Don't know

Q152. (The last time) did this theft happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad?

<<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER THE PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED >>

<<INT. INCLUDE INCIDENTS THAT TOOK PLACE IN GARAGES, DRIVES ETC AS CODE 1 >>

- 1 At your own home/residence
- 2 Near your own home/residence
- 3 Elsewhere in city or local area
- 4 At work
- 5 Elsewhere in [COUNTRY]
- 6 Abroad
- 9 Don't know

Q153. (The last time this happened) did you or anyone else report it to the police?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

Q154. Taking every thing into account, how serious was the incident for you and your household. Was it very serious, fairly serious, or not very serious?

- 1 Very serious
- 2 Fairly serious
- 3 Not very serious
- 9 Don't know

BURGLARY/HOUSEBREAKING – DETAILS

If question 60 is not equal to code 1 then continue with question 180. Else continue with question 160.

Q160. You said that someone got into your home/residence without permission and stole or tried to steal something in the last five years. When did this happen? Was it..... << INT. READ OUT >>

<<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN VICTIM MORE THAN ONCE, AND AT LEAST ONE TIME IN 2004; TYPE IN 2) LAST YEAR (2004)>>

- 1 This year
- 2 Last year, in 2004

- 3 Before then
- 9 Don't know/can't remember

If answer is equal to code 2 then continue with question 161.

Else continue with question 162.

Q161. How often did it happen in 2004?

- 1 Once
- 2 Twice
- 3 Three times
- 4 Four times
- 5 Five times or more
- 9 Don't know

Q162. (The last time this happened) was anything actually stolen?

<<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER THE PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED >>

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 2 then continue with question 164

Else continue with question 163.

Q163. What do you estimate roughly was the value of the property stolen?

<< INT. WRITE IN COST, EVEN IF ONLY A ROUGH ESTIMATE >> Validation check for abnormal amounts << INT. IF RESPONDENT UNCLEAR, ASK FOR REPLACEMENT VALUE OR REPAIR COSTS>>

Q164. Was there any damage done?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 2 then continue with question 166.

Else continue with question 165.

Q165. What do you estimate roughly was the value of the property damaged?

<< INT. WRITE IN COST, EVEN IF ONLY A ROUGH ESTIMATE
>> Validation check for abnormal amounts<< INT. IF RESPOND-
ENT UNCLEAR, ASK FOR REPLACEMENT VALUE OR REPAIR
COSTS>>

Q166. Did you or anyone else report the last burglary/housebreaking to the police?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 2 then continue with question 170.

Else continue with question 168.

Q168. On the whole, were you satisfied with the way the police dealt with the matter?

- 1 Yes, satisfied
- 2 No, dissatisfied
- 9 Don't know

If answer is equal to code 1 or to code 9, then continue with question 172.

Q169. For what reasons were you dissatisfied? You can give more than one reason.

<<INT. MULTIPLE ANSWERS ALLOWED >>

- 1 Didn't do enough
- 2 Were not interested
- 3 Didn't find or apprehend the offender
- 4 Didn't recover my property (goods)
- 5 Didn't keep me properly informed
- 6 Didn't treat me correctly/were impolite
- 7 Were slow to arrive
- 8 Other reasons
- 9 Don't know

Q170. Why didn't you report it?

<< INT. IF NO CLEAR ANSWER: >> Can you tell me a little more?
< INT. MULTIPLE ANSWERS ALLOWED >

- 1 Not serious enough/no loss/kid's stuff
- 2 Solved it myself/perpetrator known to me
- 3 Inappropriate for police/police not necessary
- 4 Reported to other authorities instead
- 5 My family resolved it
- 6 No insurance
- 7 Police could do nothing/lack of proof
- 8 Police won't do anything about it
- 9 Fear/dislike of the police/no involvement wanted with police
- 10 Didn't dare (for fear of reprisal)
- 11 Other reasons
- 12 Don't know

Q172. Taking every thing into account, how serious was the incident for you and your household. Was it very serious, fairly serious, or not very serious?

- 1 Very serious
- 2 Fairly serious
- 3 Not very serious
- 9 Don't know

If code 1 at question 166 continue with question 173. Else continue with question 180.

Q173. In some countries, agencies have been set up to help victims of crime by giving information, or practical or emotional support. Did you or anyone else in your household have any contact with such a specialised agency after this incident?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 2, continue with question 174.

Else continue with question 180.

Q174. Do you feel the services of a SPECIALISED agency to help victims of crime would have been useful for you or anyone else in your household after this incident?

- 1 No, not useful
- 2 Yes useful
- 9 Don't know

ATTEMPTED BURGLARY/HOUSEBREAKING – DETAILS

If question 65 is not equal to code 1 then continue with question 190. Else continue with question 180.

- Q180. You mentioned an incident when someone tried to get into your home/residence but didn't succeed. When did this happen? Was it... ><INT. READ OUT>> <<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN VICTIM MORE THAN ONCE, AND AT LEAST ONE TIME IN 2004: TYPE IN 2) LAST YEAR (2004)>>
- 1 This year
 - 2 Last year, in 2004
 - 3 Before then
 - 9 Don't know/can't remember

If answer is equal to code 2 then continue with question 181.

Else continue with question 182

- Q181. How often did it happen in 2004?
- 1 Once
 - 2 Twice
 - 3 Three times
 - 4 Four times
 - 5 Five times or more
 - 9 Don't know

- Q182. (The last time this happened) did you or anyone else report the attempted burglary/housebreaking to the police? <<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER THE PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED >>
- 1 Yes
 - 2 No
 - 9 Don't know

- Q183. Taking everything into account, how serious was the incident for you or your household. Was it very serious, fairly serious, or not very serious?
- 1 Very serious
 - 2 Fairly serious
 - 3 Not very serious
 - 9 Don't know

ROBBERY – DETAILS

If question 70 is not equal to code 1 then continue with question 210. Else continue with question 190.

- Q190. You mentioned an incident when someone stole something from you or tried to steal something from you using force or threatening to use force. When did this happen? Was it...

<<INT. READ OUT >><<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN VICTIM MORE THAN ONCE, AND AT LEAST ONE TIME IN 2004: TYPE IN 2) LAST YEAR (2004)>>

- 1 This year
- 2 Last year, in 2004
- 3 Before then
- 9 Don't know/can't remember

If answer is equal to code 2 then continue with question 191.

Else continue with question 192.

- Q191. How often did it happen in 2004?

- 1 Once
- 2 Twice
- 3 Three times
- 4 Four times
- 5 Five times or more
- 9 Don't know

- Q192. (The last time) did this theft with force happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad? <<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER THE PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED >> <<INT. INCLUDE INCIDENTS THAT TOOK PLACE IN GARAGES, DRIVES ETC AS CODE 1 >>

- 1 At your own home/residence
- 2 Near your own home/residence
- 3 Elsewhere in city or local area
- 4 At work
- 5 Elsewhere in [COUNTRY]
- 6 Abroad
- 9 Don't know

- Q193. How many people were involved in committing the offence?
- 1 One
 - 2 Two
 - 3 Three or more
 - 9 Don't know

- Q194. (About the last incident) did you know the offender(s) by name or by sight at the time of the offence?<INT: IF MORE THAN ONE OFFENDER, COUNT AS KNOWN IF AT LEAST ONE KNOWN >
- 1 Did not know offender(s)
 - 2 (At least one) known by sight
 - 3 (At least one) known by name
 - 4 Did not see offender

- Q195. Did (any of) the offender(s) have a knife, a gun, another weapon or something used as a weapon?
- 1 Yes
 - 2 No
 - 9 Don't know

If answer is equal to code 1 then continue with question 196.

Else continue with question 198.

- Q196. What was it?
- 1 Knife
 - 2 Gun
 - 3 Other weapon/stick
 - 4 Something used as a weapon
 - 9 Don't know

If answer is equal to code 2, then continue with question 196a.

Else continue with question 197.

- Q196a. Was it a handgun or a long gun?

<<INT. LONG GUNS INCLUDE SHOTGUNS, RIFLES OR MACHINEGUNS>>

- 1 Handgun
- 2 Long gun (rifle, machinegun)
- 3 Don't know

Q197. Was the weapon actually used? <<INT. COUNT WEAPON AS USED: KNIFE/OTHER WEAPON/STICK: THREATENED WITH IT, OR VICTIM IN PHYSICAL CONTACT WITH THE WEAPON -GUN: THREATENED WITH IT OR BULLET FIRED >>

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

Q198. Did the offender actually steal something from you?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

Q199. (The last time this happened) did you or anyone else report the robbery to the police?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

Q201. On the whole, were you satisfied with the way the police dealt with the matter?

- 1 Yes, satisfied
- 2 No, dissatisfied
- 9 Don't know

If answer is equal to code 1 or to code 9, then continue with question 205.

If answer is equal to code 2, then continue with question 202.

Q202. For what reasons were you dissatisfied? You can give more than one reason.

<<INT. MULTIPLE ANSWERS ALLOWED >>

- 1 Didn't do enough
- 2 Were not interested
- 3 Didn't find or apprehend the offender
- 4 Didn't recover my property (goods)
- 5 Didn't keep me properly informed
- 6 Didn't treat me correctly/were impolite
- 7 Were slow to arrive
- 8 Other reasons
- 9 Don't know

- Q205. Taking every thing into account, how serious was the incident for you? Was it very serious, fairly serious, or not very serious?
- 1 Very serious
 - 2 Fairly serious
 - 3 Not very serious
 - 9 Don't know

If code 1 at question 199 continue with question 206.

Else continue with question 210.

- Q206. In some countries, agencies have been set up to help victims of crime by giving information, or practical or emotional support. Did you or anyone else in your household have any contact with such a specialised agency after this incident?
- 1 Yes
 - 2 No
 - 9 Don't know

If answer is equal to code 2, continue with question 207.

Else continue with question 210.

- Q207. Do you feel the services of a SPECIALISED agency to help victims of crime would have been useful for you after this incident?
- 1 No, not useful
 - 2 Yes, useful
 - 9 Don't know

THEFT OF PERSONAL PROPERTY – DETAILS

If question 75 is not equal to code 1, continue with question 220.

Else continue to question 210.

- Q210. The theft of personal property that you mentioned, when did this happen, was it...

<<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN A VICTIM MORE THAN ONCE, ASK IF THIS HAPPENED AT LEAST ONE TIME IN 2004: TYPE IN 2) LAST YEAR (2004)>>

- 1 This year
- 2 Last year, in 2004
- 3 Before then
- 9 Don't know/can't remember

If answer is equal to code 2 then continue with question 211.

Else continue with question 212.

- Q211. How often did it happen in 2004?
- 1 Once
 - 2 Twice
 - 3 Three times
 - 4 Four times
 - 5 Five times or more
 - 9 Don't know
- Q212. (The last time) did this theft happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad?
- <<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER THE PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED >><INT. INCLUDE INCIDENTS THAT TOOK PLACE IN GARAGES, DRIVES ETC AS CODE 1 >>
- 1 At your own home/residence
 - 2 Near your own home/residence
 - 3 Elsewhere in city or local area
 - 4 At work
 - 5 Elsewhere in [COUNTRY]
 - 6 Abroad
 - 9 Don't know
- Q213. (The last time this happened) were you holding or carrying what was stolen? (e.g., was it a case of pickpocketing?)
- 1 Yes
 - 2 No
 - 9 Don't know
- Q214. (The last time) did you or anyone else report that incident to the police?
- 1 Yes
 - 2 No
 - 9 Don't know
- Q215. Taking everything into account, how serious was the incident for you? Was it very serious, fairly serious, or not very serious?
- 1 Very serious
 - 2 Fairly serious

- 3 Not very serious
- 9 Don't know

SEXUAL INCIDENTS – DETAILS

If question 80 is not equal to code 1 then continue with question 250.

- Q220. You mentioned that you had been a victim of a sexual offence. Could I ask you about this? When did this happen? Was it...
 <<IN. READ OUT >><<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN VICTIM MORE THAN ONCE, AND AT LEAST ONE TIME IN 2004: TYPE IN 2) LAST YEAR (2004)>>
- 1 This year
 - 2 Last year, in 2004
 - 3 Before then
 - 9 Don't know/can't remember

If answer is equal to code 2 then continue with question 221.

Else continue with question 222.

- Q221. How often did it happen in 2004?
- 1 Once
 - 2 Twice
 - 3 Three times
 - 4 Four times
 - 5 Five times or more
 - 9 Don't know
- Q222. (The last time) did this incident happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad? <<INT: IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER THE PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED >>
- 1 At your own home/residence
 - 2 Near your own home/residence
 - 3 Elsewhere in city or local area
 - 4 At work
 - 5 Elsewhere in [COUNTRY]
 - 6 Abroad
 - 9 Don't know

Q223. How many people were involved in committing the offence?

- 1 One
- 2 Two
- 3 Three
- 9 Don't know

Q224. (About the last incident) did you know the offender(s) by name or by sight at the time of the offence? <<INT. IF MORE THAN ONE OFFENDER, COUNT AS KNOWN IF AT LEAST ONE KNOWN >><<IF KNOWN BY SIGHT AND KNOWN BY NAME: RECORD KNOWN BY NAME>>

- 1 Did not know offender
- 2 (At least one) known by sight
- 3 (At least one) known by name
- 4 Did not see offender
- 9 Don't know

If answer is equal to code 3 then continue with question 225.

Else continue with question 226.

Q225. Were any of them your spouse, ex-spouse, partner, ex-partner, boyfriend, ex-boyfriend, a relative or a close friend, or was it someone you work with? <<INT. MEANS RELATIONSHIP AT TIME OF THE OFFENCES>> <<IF UNCLEAR, PROBE WHETHER EX-SPOUSE, EX-PARTNER, EX-BOYFRIEND AT TIME OF THE OFFENCE >> << MULTIPLE ANSWERS ALLOWED >>

- 1 Spouse, partner, (at the time)
- 2 Ex-spouse, ex-partner, (at the time)
- 3 Boyfriend/girlfriend (at the time)
- 4 Ex-boyfriend/ex-girlfriend (at the time)
- 5 Relative
- 6 Close friend
- 7 Someone she/he works/worked with
- 8 None of these
- 9 Refuses to say
- 99 Don't know

Q226. Did (any of) the offender(s) have a knife, a gun, another weapon or something used as a weapon?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 1 then continue with question 227.

Else continue with question 229.

- Q227. What was it?
- 1 Knife
 - 2 Gun
 - 3 Other weapon/stick
 - 4 Something used as a weapon
 - 9 Don't know
- Q228. Was the weapon actually used? <INT. COUNT WEAPON AS USED: – KNIFE/OTHER WEAPON/STICK: THREATENED WITH IT, OR VICTIM IN PHYSICAL CONTACT WITH THE WEAPON – GUN: THREATENED WITH IT OR BULLET FIRED>
- 1 Yes
 - 2 No
 - 9 Don't know
- Q229. Would you describe the incident as a rape (forced intercourse), an attempted rape, an indecent assault or as just behaviour which you found offensive?
- 1 A rape
 - 2 An attempted rape
 - 3 Indecent assault
 - 4 Offensive behaviour
 - 9 Don't know
- Q230. Taking everything into account, how serious was the incident for you? Was it very serious, fairly serious, or not very serious? << INT. IN CASE OF A VERY SERIOUS INCIDENT (EG, A RAPE), START WITH: >> The following question is asked for every sexual incident that people mention...
- 1 Very serious
 - 2 Fairly serious
 - 3 Not very serious
 - 9 Don't know
- Q231. Do you regard the incident as a crime?
- 1 Yes
 - 2 No
 - 9 Don't know
- Q232. Did you or anyone else report that incident to the police?
- 1 Yes
 - 2 No
 - 9 Don't know

If answer is equal to code 1 then continue with question 234.

Else continue with question 250.

Q234. On the whole, were you satisfied with the way the police dealt with the matter?

- 1 Yes (satisfied)
- 2 No (dissatisfied)
- 9 Don't know

If answer is equal to code 2, continue with Q235.

Else continue with question 239.

Q235. For what reasons were you dissatisfied? You can give more than one reason.

<< INT. MULTIPLE ANSWERS ALLOWED >>

- 1 Didn't do enough
- 2 Were not interested
- 3 Didn't find or apprehend the offender
- 4 Didn't keep me properly informed
- 5 Didn't treat me correctly/were impolite
- 6 Were slow to arrive
- 7 Other reasons
- 9 Don't know

Q238. In some countries, agencies have been set up to help victims of crime by giving information, or practical or emotional support. Did you or anyone else in your household have any contact with such a specialised agency after this incident?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 2, continue with question 239.

Else continue with question 250.

Q239. Do you feel the services of a SPECIALISED agency to help victims of crime would have been useful for you after this incident?

- 1 No, not useful
- 2 Yes useful
- 9 Don't know

ASSAULTS AND THREATS – DETAILS

If (question 85 is not equal to code 1 AND question 85a is not equal to code 1) then continue with question 280.

- Q250. The attack or threat that you mentioned, when did this happen?
Was it...

<<INT. READ OUT >><<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN VICTIM MORE THAN ONCE, AND AT LEAST ONE TIME IN 2004: TYPE IN 2) LAST YEAR (2004)>>

- 1 This year
- 2 Last year, in 2004
- 3 Before then
- 9 Don't know/can't remember

If answer is equal to code 2 then continue with question 251.

Else continue with question 252.

- Q251. How often did it happen in 2004?

- 1 Once
- 2 Twice
- 3 Three times
- 4 Four times
- 5 Five times or more
- 9 Don't know

- Q252. (The last time) did this incident happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad? <INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER THE PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED >

- 1 At your own home/residence
- 2 Near your own home/residence
- 3 Else in city or local area
- 4 At work
- 5 Elsewhere in [COUNTRY]
- 6 Abroad
- 9 Don't know

- Q253. How many people were involved in committing the offence?

- 1 One
- 2 Two
- 3 Three or more people
- 9 Don't know

Q254. (About the last incident) did you know the offender(s) by name or by sight at the time of the offence?<<INT. IF MORE THAN ONE OFFENDER, COUNT IF KNOWN IF AT LEAST ONE KNOWN >>

<<IF KNOWN BY SIGHT AND KNOWN BY NAME: RECORD KNOWN BY NAME>>

- 1 Did not know offender
- 2 (At least one) known by sight
- 3 (At least one) known by name
- 4 Did not see offender
- 9 Don't know

If answer is equal to code 3 then continue with question 255.

Else continue with question 256.

Q255. Were any of them your spouse, ex-spouse, partner, ex-partner, boyfriend, ex-boyfriend, a relative or a close friend, or someone you work with? <<INT. MEANS RELATIONSHIP AT TIME OF THE OFFENCES>><<IF UNCLEAR, PROBE WHETHER EX-SPOUSE, EX-PARTNER, EX-BOYFRIEND AT TIME OF THE OFFENCE >><< INT. MULTIPLE ANSWERS ALLOWED >>

- 1 Spouse, partner, (at the time)
- 2 Ex-spouse, ex-partner, (at the time)
- 3 Boyfriend/girlfriend (at the time)
- 4 Ex-boyfriend/ex-girlfriend (at the time)
- 5 Relative
- 6 Close friend
- 7 Someone she/he works/worked with
- 8 None of these
- 9 Refuses to say
- 99 Don't know

Q256. Can you tell me what happened, were you just threatened, or was force actually used?

- 1 Just threatened
- 2 Force used
- 9 Don't know

If answer is equal to code 1 or code 2 then continue with question 257.

Else continue with question 262.

Q257. Did (any of) the offender(s) have a knife, a gun, another weapon or something used as a weapon?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 1 then continue with question 258.

Else continue with question 260.

Q258. What was it?

- 1 Knife
- 2 Gun
- 3 Other weapon/stick
- 4 Something used as a weapon
- 9 Don't know

Q259. Was the weapon actually used? <<INT. COUNT WEAPON AS USED: -KNIFE/OTHER WEAPON/STICK: THREATENED WITH IT, OR VICTIM IN PHYSICAL CONTACT WITH THE WEAPON -GUN: THREATENED WITH IT OR BULLET FIRED >>

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

Q260. Did you suffer an injury as a result?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 2 then continue with question 262.

Else continue with question 261.

Q261. Did you see a doctor or any other medical person as a result?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

Q262. Did you or anyone else report that last incident to the police?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 1 then continue with question 264.

Else continue with question 268.

Q264. On the whole, were you satisfied with the way the police dealt with the matter?

- 1 Yes (satisfied)
- 2 No (dissatisfied)
- 9 Don't know

If answer is equal to code 1 or to code 9, then continue with question 268.

If answer is equal to code 2 continue with question 265.

Q265. For what reasons were you dissatisfied? You can give more than one reason.

<<INT. MULTIPLE ANSWERS ALLOWED >>

- 1 Didn't do enough
- 2 Were not interested
- 3 Didn't find or apprehend the offender
- 4 Didn't recover my property (goods)
- 5 Didn't keep me properly informed
- 6 Didn't treat me correctly/were impolite
- 7 Were slow to arrive
- 8 Other reasons
- 9 Don't know

Q268. Taking every thing into account, how serious was the incident for you? Was it very serious, fairly serious, or not very serious?

- 1 Very serious
- 2 Fairly serious
- 3 Not very serious
- 9 Don't know

Q269. Do you regard the incident as a crime?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 1 at question 262 continue with question 270.

Else continue with question 280.

Q270. In some countries, agencies have been set up to help victims of crime by giving information, or practical or emotional support. Did you or anyone else in your household have any contact with such a specialised agency after this incident?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 2, continue with question 271.

Else continue with question 280.

Q271. Do you feel the services of a SPECIALISED agency to help victims of crime would have been useful for you after this incident?

- 1 No, not useful
- 2 Yes useful
- 9 Don't know

CONSUMER FRAUD

Q280. Now changing the subject a little, last year, in 2004 were you the victim of a consumer fraud? In other words, has someone – when selling something to you, or delivering a service – cheated you in terms of quantity or quality of the goods or services?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 1 then continue with question 281.

Else continue with question 290.

Q281. (The last time this happened) how did this fraud take place? Was it to do with...

<INT. IF MORE THAN ONCE IN 2004, ASK ABOUT LAST TIME IN THE YEAR><INT. READ OUT >

- 1 Construction, building or repair work
- 2 Work done by a garage
- 3 A hotel, restaurant or pub
- 4 A shop of some sort
- 5 With shopping on the Internet (EU ICS)
- 5 Or something else 6)
- 9 Don't know

Q281a. (EU ICS) Was it a credit card fraud?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

Q282. (The last time this happened) did you or anyone else report this consumer fraud to the police?

- 1 Yes, to the police
- 2 No
- 9 Don't know

CORRUPTION

Q290. In some countries, there is a problem of corruption among government or public officials. During 2004, has any government official, for instance a customs officer, a police officer or inspector in your country asked you, or expected you to pay a bribe for his or her services?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

If answer is equal to code 1, continue with question 291.

Else continue with question 304.

Q291. (The last time this happened) what type of official was involved. Was it a government official, a customs officer, a police officer, or some sort of inspector?

<< INT. IF MORE THAN ONCE IN 2004, ASK ABOUT THE LAST TIME >>

- 1 Government official
- 2 Customs officers
- 3 Police officer
- 4 Inspector
- 5 Other
- 8 Refuses to say
- 9 Don't know

Q291. (EU ICS) (The last time this happened) what type of official was involved? Was it a customs officer, a police officer, a judge, a magistrate, a prosecutor, A court official or some sort of inspector (health, construction, food quality, sanitary control and licensing)? << INT. IF MORE THAN ONCE IN [YEAR PRIOR TO CURRENT YEAR:], ASK ABOUT THE LAST TIME >>

- 1 Customs officers
- 2 Police officer
- 3 Judge, magistrate
- 4 Prosecutor
- 5 Court personnel
- 6 Inspector (health, construction, food quality, sanitary control and licensing)
- 7 Other
- 8 Refuses to say (spontaneous)
- 9 Don't know

Q292. (The last time) did you or anyone else report this problem of corruption to the police?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know

DRUGS

EU 01. Over the last 12 months, how often were you personally in contact with drug related problems in the area where you live? For example seeing people dealing in drugs, taking or using drugs in public spaces, or finding syringes left by drug addicts? Was this often, from time to time, rarely or never?

- 1 Often
- 2 From time to time
- 3 Rarely
- 4 Never
- 5 Don't know

HATE CRIME

EU 02. In the past 5 years, did you, or any member of your immediate family fell victim of a crime because, or partly because of your nationality, race or colour, religious belief, or sexual orientation?

- 1 Yes
- 2 No
- 9 Don't know (spontaneous)

If answer is equal to code 1, continue with question 901.

Else continue with question 300.

EU 03. How often did it happen in 2004?

- 1 Once
- 2 Twice
- 3 Three times
- 4 Four times
- 5 Five times or more
- 9 Don't know

ATTITUDES TO CRIME

Q300. Now I would like to ask some questions about your area and about your opinion of crime in your area.

How safe do you feel walking alone in your area after dark? Do you feel very safe, fairly safe, a bit unsafe, or very unsafe?

<< INT. IF RESPONDENT SAYS 'NEVER GOES OUT', STRESS: >>

How would you feel...

- 1 Very safe
- 2 Fairly safe
- 3 Bit unsafe
- 4 Very unsafe
- 5 (DO NOT READ OUT) cannot walk
- 9 Don't know

Q302. What would you say are the chances that over the next twelve months someone will try to break into your home? Do you think this is very likely, likely or not likely?

- 1 Very likely
- 2 Likely
- 3 Not likely
- 9 Don't know

POLICING QUESTIONS

Q310. Taking everything into account, how good do you think the police in your area are at controlling crime? Do you think they do a very good job, a fairly good job, a fairly poor job or a very poor job?

- 1 A very good job
- 2 A fairly good job
- 3 A fairly poor job
- 4 A very poor job
- 9 Don't know

Q312. About how many people live in your village, town or city?

<INT. SEE PAPER LIST FOR GUIDANCE >

- 1 Less than 10,000 inhabitants
- 2 10,001 – 50,000
- 3 50,001 – 100,000
- 4 100,001 – 500,000
- 5 500,001 – 1,000,000
- 6 1,000,001 or more inhabitants
- 9 Don't know

SENTENCING

Q320. People have different ideas about the sentences, which should be given to offenders. Take for instance the case of a man of 21 years old who is found guilty of burglary/housebreaking for the second time. This time he has taken a colour TV. Which of the following sentences do you consider the most appropriate for such a case? << INT. READ OUT, REPEAT IF NECESSARY >>

- 1 Fine
- 2 Prison
- 3 Community service
- 4 Suspended sentence
- 5 Any other sentence
- 9 <<Don't know >>

If answer is equal to code 2 then continue with question 321.

Else continue with question 330.

Q321. For how long do you think he should go to prison?

<<INT. "6-12 MONTHS" MEANS: MORE THAN 6 BUT LESS THAN 12 MONTHS >>

- 1 1 month or less
- 2 2 – 6 months
- 3 6 months – 12 months
- 4 1 year
- 5 2 years
- 6 3 years
- 7 4 years
- 8 5 years
- 9 6 – 10 years
- 10 11 – 15 years
- 11 16 – 20 years
- 12 21 – 25 years

- 13 More than 25 years
- 14 Life sentence
- 99 Don't know

PERSONAL AND HOUSEHOLD INFORMATION

Q330. To analyse the results of this survey, we want to look at different types of household. To help us can you give me a little information about yourself and your household?

First, could you tell me the year in which you were born?

<<INT. RECORD YEAR 19.. >>

Q331. Is the place you are living in now a flat/apartment/maisonette, a terraced home or a detached or semi-detached house?

- 1 Flat/apartment/maisonette
- 2 A terraced house/row house
- 3 Detached/semi-detached house
- 4 Institution (hospital, house for the elderly)
- 5 Other
- 9 Don't know

If answer is equal to code 4 then continue with 341.

Else continue with 332.

Q332. In order to help us understand why some homes are more at risk of crime than others, could I ask you a few questions about the security of your home/residence? Is your own home/residence protected by the following:...<INT. ASSURE RESPONDENT. THAT THESE DATA WILL BE TREATED CONFIDENTIALLY AND ANONYMOUSLY >< INT. READ OUT ><INT. MULTIPLE RESPONSES ALLOWED >

- 1 A burglar alarm
- 2 Special door locks
- 3 Special window/door grilles
- 4 A dog that would detect a burglar
- 5 A high fence
- 6 A caretaker or security guard
- 7 A formal neighbourhood watch scheme
- 8 Friendly arrangements with neighbours to watch each other houses
- 9 Not protected by any of these
- 88 << respondent refuses to answer >>
- 99 Don't know

Continue with question 341.

- Q341. Do you or anyone else in your household own a handgun, shotgun, rifle, or air rifle?
- 1 Yes
 - 2 No
 - 3 Refuses to say
 - 9 Don't know

If answer is equal to code 1, then continue with question 342.

Else continue with question 344.

- Q342. Could you tell me which sort of gun or guns you own?

<<INT. CODE ALL GUNS IF MORE THAN ONE MENTIONED >>

<<INT. MULTIPLE RESPONSES ALLOWED >>

- 1 Handgun
- 2 Shotgun
- 3 Rifle
- 4 Air rifle
- 5 Other gun
- 6 Refuses to say
- 9 Don't know

- Q343. For what reason do you own the gun (guns)? << INT. MULTIPLE RESPONSE ALLOWED >>

- 1 For hunting
- 2 Target shooting (sports)
- 3 As part of a collection (collector's item)
- 4 For crime prevention/protection
- 5 In armed forces or the police
- 6 Because it has always been in our family/home
- 7 Other answers <<SPECIFY>>
- 8 Refuses to answer
- 9 Don't know

- Q344. How often do you personally go out in the evening for recreational purposes, for instance to go to a pub, restaurant, cinema or to see friends? Is this almost every day, at least once a week, at least once a month or less?

- 1 Almost every day
- 2 At least once a week
- 3 At least once a month
- 4 Less often

- 5 Never
- 9 Don't know

Q350. How would you describe your occupational position. Are you working, keeping house, going to school or college? Or are you retired or disabled, or unemployed but looking for work?

- 1 Working
- 2 Looking for work (unemployed)
- 3 Keeping home (homemaker)
- 4 Retired, disabled
- 5 Going to school/college (student)
- 6 Other
- 9 Don't know

If answer is equal to code 5 then continue with question 352.

Else continue with question 351.

Q351. How many years of formal school and any higher education did you have?

<<INT. RECORD NUMBER OF YEARS >>

<<INT. COUNT PRIMARY SCHOOL, SECONDARY SCHOOL, COLLEGE AND UNIVERSITY COURSES >>

Q352. Could you please tell me whether your household's combined monthly income after deductions for tax etc, is below or above [median income – xxx]?

<INT. TAKE INTO ACCOUNT THE NET INCOME. IE, THE AMOUNT PEOPLE GET IN THEIR PAY CHEQUE >

- 1 Below xxx
- 2 Above xxx
- 9 Don't know/refuses to say

If answer is equal to code 9 then continue with question 355.

If answer is equal to code 2 then continue with question 354.

Else continue with question 353.

Q353. Is it higher or lower than [bottom 25% limit – yyy] a month?

- 1 Higher than yyy
- 2 Lower than yyy
- 9 Don't know

Continue with question 355.

Q354. Is it higher or lower than [upper 25% limit – zzz] a month?

- 1 Higher than zzz
- 2 Lower than zzz
- 9 Don't know

Q355. How do you feel about the level of your household income? Are you satisfied with it, fairly satisfied, dissatisfied, or very dissatisfied?

- 1 Satisfied
- 2 Fairly satisfied
- 3 Dissatisfied
- 4 Very dissatisfied
- 9 Don't know

Q356. What is your marital status?

- 1 Single (not married)
- 2 Married
- 3 Living together as a couple (but not married)
- 4 Divorced/separated
- 5 Widowed
- 8 Refuses to say
- 9 Don't know

EU 04. Do you consider yourself or anyone in your family an immigrant in <COUNTRY>.

<< INT. CODE FIRST THAT APPLY – READ OUT >>

- 1 You are an immigrant yourself
- 2 Your parent(s) was/were immigrants
- 3 Someone in the immediate family (spouse, adopted child) is an immigrant
- 4 There are no immigrants in the family
- 8 Refuses to say (spontaneous)
- 9 Don't know

EU 05. Do you consider yourself as belonging to any particular religion or denomination?

- 1 Yes
- 2 No
- 8 Refusal
- 9 Don't know

EU 06. Which one? << INT. DO NOT READ OUT, CODE ONE FROM THE LIST >>

- 1 Christian – no denomination
- 2 Roman Catholic
- 3 Greek or Russian Orthodox
- 4 Other Eastern Orthodox
- 5 Protestant (no further detail)
- 6 Church of England / Anglican
- 7 Baptist
- 8 Methodist
- 9 Presbyterian / Church of Scotland
- 10 United Reformed Church / Congregationa
- 11 Free Presbyterian
- 12 Brethren
- 13 Other Protestant
- 14 Other Christian
- 15 Hindu
- 16 Sikh
- 17 Buddhist
- 18 Other Eastern Religions
- 19 Jewish
- 20 Sunni Muslim
- 21 Shiite Muslim
- 22 Other non-Christian
- 99 Don't know

END

Q400. Thank you very much indeed for your co-operation in this survey. We realise that we have been asking you some difficult questions. So if you like I can give you a (free) telephone number to ring to check that we are a reputable survey research company and that we have carried out the survey at the request of.... << INT. NOTE DOWN YOUR SEX >>

- 1 Male
- 2 Female

平成 20 年 3 月 印刷

平成 20 年 3 月 発行

東京都千代田区霞が関 1－1－1

編集兼
発行人 法 務 総 合 研 究 所

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
